昭和五十七年
第一回定例会（三月九日開会
四月八日閉会）

日野市議会会議録

（第一号
第十二号）

日野市議会

昭和五十七年第一回定例会日程

三月 九日　（火曜日）　仮議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、日野市議会議長選挙

三月 十日　（水曜日）　日野市議会議長選挙、会期の延長

三月十一日　（木曜日）　日野市議会議長選挙、議席の指名、会議録署名議員の指名、会期の延長

三月十二日　（金曜日）　日野市議会副議長選挙、会期の決定、日野市議会常任委員会委員の選任、議案上程

三月十五日　（月曜日）　日野市議会常任委員会委員の選任、議案上程、会期の決定

三月十六日　（火曜日）　議案上程、日野市議会常任委員会委員の選任、会期の決定

三月十七日　（水曜日）　施政方針表明、行政報告、諸般の報告、議案上程、会期の決定

三月三十日　（火曜日）　審査報告、議案上程、請願上程

三月三十一日　（水曜日）　一般質問

四月 一日　（木曜日）　一般質問

四月 二日　（金曜日）　一般質問

四月 七日　（水曜日）　一般質問、議案上程、請願上程

日野市議会会議録

昭和五十七年
第一回定例会

目次

○三月九日　火曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……1
議事日程……2
開会……3
仮議席の指定……5
会議録署名議員……5
会期の決定……5
日野市議会議長選挙……5
延会……6

○三月十日　水曜日（第二日）

出席議員……7
欠席議員……7
出席説明員……8
議事日程……8
開議……11
日野市議会議長選挙……11

会期の延長……11
延会……11

○三月十一日　木曜日（第三日）
出席議員……13
欠席議員……13
出席説明員……14
議事日程……14
開議……17
日野市議会議長選挙……17
議席の指定……19
会議録署名議員……20
会期の延長……20
散会……20

○三月十二日　金曜日（第四日）
出席議員……20
欠席議員……20
出席説明員……22
議事日程……22
開議……25
日野市議会副議長選挙……25

会期の決定……27
延会……27

○三月十五日　月曜日（第五日）
出席議員……29
欠席議員……29
出席説明員……30
議事日程……30
開議……33
会期の決定……33
延会……33
議案上程……35
議員提出議案第一号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……35
日野市議会常任委員会委員の選任について……36
議案上程……36
議員提出議案第二号　日野市議会議員の定数を定める条例の制定について……39
日野市議会常任委員会委員の選任について……39

○三月十六日　火曜日（第六日）
出席議員……39
欠席議員……39
出席説明員……39
議事日程……39
開議……39
（議案上程）
議員提出議案第一号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……39
日野市議会常任委員会委員の選任について……39

（議案上程）
議員提出議案第二号
日野市議会昭和五十七年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について …… 39
会期の決定 …… 39
散会 …… 40

○三月十七日　水曜日（第七日）
出席議員 …… 41
欠席議員 …… 41
出席説明員 …… 41
議事日程 …… 42
開議 …… 42
施政方針表明 …… 47
行政報告 …… 47
諸般の報告 …… 69
（議案上程） …… 81
議案第一号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 82
議案第二号　日野市国民年金印紙調達基金条例条例の一部を改正する条例の制定について …… 83
議案第三号　日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定について …… 84
議案第四号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について …… 88
議案第五号　日野市立市民ギャラリー条例の制定について …… 90
議案第六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について …… 97
議案第七号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 98
議案第八号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について …… 99
議案第九号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第七号） …… 100
議案第一〇号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第六号） …… 105
議案第一一号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第六号） …… 105
議案第一二号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第六号） …… 105
議案第一三号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第四号） …… 105
議案第一四号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第四号） …… 105
議案第一五号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第五号） …… 105
議案第一六号　昭和五十七年度日野市一般会計予算について …… 114
議案第一七号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算について …… 125
議案第一八号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計予算について …… 128
議案第一九号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算について …… 130
議案第二〇号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計予算について …… 132
議案第二一号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計予算について …… 136
議案第二二号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算について …… 137
議案第二三号　市道路線の一部廃止について …… 138
議案第二四号　市道路線の廃止について …… 138
議案第二五号　市道路線の認定について …… 138
議案第二六号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について …… 140
議案第二七号　神明上土地区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄について …… 141
議案第二八号　日野排水樋管新設工事委託契約の変更について …… 141

議案第　二九号　黒川都市下水路（その四）工事請負契約の変更について……142
議案第　三〇号　日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の変更について……145
議案第　三一号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意について……146
（報告事項）
報告第　一号　交通事故（日野市高幡六七二番地先高幡橋交差点路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について……146
（請願上程）
請願第五七―一号　黒川地区市民広場建設に関する請願……147
請願第五七―二号　日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情……147
請願第五七―三号　ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情……147
請願第五七―四号　日野市民会館建設に関する請願……148
請願第五七―五号　市内の町名変更に関する請願……148
（議案上程）
議員提出議案第三号　日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について……148
（推せん・選挙）
日野市農業委員会委員の推せんについて……148
東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙について……149
東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙について……150
散会……151

○三月三十日　火曜日（第八日）

出席議員……153
欠席議員……154
出席説明員……154
議事日程……155
開議……159
（議案審査報告）
議案第　一号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……159
議案第　三〇号　日野市立第一小学校体育館改築工事請負契約の変更について……159
（厚生委員会）
議案第　二号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について……160
議案第　五号　日野市立市民ギャラリー条例の制定について……160
議案第　七号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について……160
議案第　八号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について……160
（建設委員会）
議案第　三号　日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定について……162
議案第　四号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について……164
議案第　六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……164
議案第　二六号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について……164
議案第　二七号　神明上土地区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄について……164
議案第　二三号　市道路線の一部廃止について……166
議案第　二四号　市道路線の廃止について……166

議案第　二五号　市道路線の認定について　……
（一般会計予算特別委員会）
議案第　一六号　昭和五十七年度日野市一般会計予算について　……
（特別会計予算特別委員会）
議案第　一七号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算について　……
議案第　一八号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計予算について　……
議案第　一九号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算について　……
議案第　二〇号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計予算について　……
議案第　二一号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計予算について　……
議案第　二二号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算について　……
（議　案　上　程）
議案第　三二号　日野市教育委員会委員の任命について　……
議案第　三三号　日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について　……
議案第　三四号　日野市監査委員（議会選出）の選任同意について　……
（選　任・選　挙）
日野市消防委員（議会選出）の選任について　……
南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について　……
東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について　……
東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙について　……
東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について　……
（請　願　上　程）
請願第五七―　六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願　……
請願第五七―　七号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願　……
請願第五七―　八号　建材置場の公害に関する請願　……
請願第五七―　九号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対し、お年寄りの健康と医療を守る請願　……
請願第五七―一〇号　記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願　……
請願第五七―一一号　新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願　……
日野市議会特別委員会委員の一部変更について　……
大越久雄前市議会議員（日本社会党）の国鉄ヤミ無料パス発行・配布の件について　……
散　会　……

○三月三十一日　水曜日（第九日）

出　席　議　員　……
欠　席　議　員　……
出席説明員　……
議　事　日　程　……
開　議　……
（一　般　質　問）
福島敏雄　議員　日野市の将来を展望した町づくりについて　……
福島敏雄　議員　スポーツ施設の充実を　……
福島敏雄　議員　予防医療の充実を　……
福島敏雄　議員　障害者の仕事場の拡大を　……
福島敏雄　議員　日野市本町の町名について　……
高橋通夫　議員　市内建設業者の育成について　……

古谷太郎　議員　減税に就て……237
古谷太郎　議員　老人の健康に就て……245
古谷太郎　議員　区画整理に就て……249
古谷太郎　議員　市政一般に就て……253
簗野行雄　議員　都道二二六号線の早期完成とそれに伴うバス路線の問題について……257
簗野行雄　議員　西平山地域の開発と滝合小の過大化対策について……263
簗野行雄　議員　平山小の校庭拡張と幼稚園移転問題について……268
散会……270
○四月一日　木曜日（第十日）
出席議員……271
欠席議員……271
出席説明員……272
議事日程……272
開議……273
（一般質問）
米沢照男　議員　五十七年度予算編成について……275
米沢照男　議員　市民サービスを低下させている職員配置の現状を改善せよ……275
米沢照男　議員　給食作業員の苛酷な労働条件を改善せよ……280
小俣昭光　議員　障害児の緊急一時あずかり制度について……284
小俣昭光　議員　百草・落川地域の下水道促進について……290
竹ノ上武俊　議員　七生地域の医療対策をどうすすめるかについて問う……293
竹ノ上武俊　議員　市内検診制度の改善について問う……298
竹ノ上武俊　議員　文化活動を更に市で援助せよと問う……306
谷　長一　議員　図書館行政について……309
橋本文子　議員　心身障害者（児）の諸問題について……315
橋本文子　議員　教育委員の準公選について……323
散会……334
○四月二日　金曜日（第十一日）
出席議員……339
欠席議員……341
出席説明員……341
議事日程……342
開議……343
（一般質問）
市川資信　議員　日野市の基本構想と教育行政について……345
一ノ瀬隆　議員　視力障害者への施策の前進を……345
一ノ瀬隆　議員　私道の公道化を努力せよ……343
一ノ瀬隆　議員　学校給食費の徴収について……342
鈴木美奈子　議員　市立総合病院に関する諸問題について……341
古賀俊昭　議員　教育委員の準公選と教育行政の政治的中立性について……341
黒川重憲　議員　市内各地域の防災安全対策を問う……345
黒川重憲　議員　公共下水道計画の進捗状況を問う……366
376
380
383
399
411
415

散　　会　……419
○四月七日　水曜日（第十二日）
出席議員　……421
欠席議員　……421
出席説明員　……422
議事日程　……422
開議　……425
（一般質問）
高橋徳次　議員　各地域の環境整備に関する件　……426
高橋徳次　議員　福祉対策に関する件　……432
奥住芳雄　議員　桑園跡地利用の促進について　……440
奥住芳雄　議員　多摩川河川敷利用について　……443
板垣正男　議員　立川基地の自衛隊C1ジェット機の飛行問題と砂川日野線計画道路（四十米幅）を白紙撤回させることについて　……448
板垣正男　議員　大企業敷地内の公道（赤道）の占用問題について　……458
馬場弘融　議員　市政レベル選挙に於ける投票率の向上、つまり市民意識の昂揚について　……462
秦　正一　議員　市立総合病院の高度医療の推進を　……480
秦　正一　議員　多摩平三丁目の排水溝の改修と西平山五丁目四七、四八番地の排水対策について　……487
秦　正一　議員　旭が丘工業団地のバス路線を八王子駅まで延長されたい　……491
市当局が京王に働きかけた状況について　……491
（総務委員会）
記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願　……498
（文教委員会）
日野市民会館建設に関する請願　……498
日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願　……498
遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願　……498
（厚生委員会）
黒川地区市民広場建設に関する請願　……498
ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情　……498
建材置場の公害に関する請願　……498
老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願　……499
（建設委員会）
日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情　……499
市内の町名変更に関する請願　……499
新井用水路側道の補装及びガードレール設置の請願　……499
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……499
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……499
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……500
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……500
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件　……500
（請願継続審査報告）
請願第五七―一〇号　記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願　……498
請願第五七―四号　日野市民会館建設に関する請願　……498
請願第五七―六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願　……498
請願第五七―七号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願　……498
請願第五七―一号　黒川地区市民広場建設に関する請願　……498
請願第五七―三号　ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情　……498
請願第五七―八号　建材置場の公害に関する請願　……498
請願第五七―九号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願　……499
請願第五七―二号　日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情　……499
請願第五七―五号　市内の町名変更に関する請願　……499
請願第五七―一一号　新井用水路側道の補装及びガードレール設置の請願　……499

会期の延長……501
午後十一時五十七分休憩後、再開に至らず延会……501

三月九日　火曜日（第一日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第一号

三月九日　火曜日　（第一日）

出席議員（三十名）

一番	黒川重憲	君
二番	古谷太郎	君
三番	滝瀬敏朗	君
四番	飯山茂	君
五番	川嶋博	君
六番	小山良悟	君
七番	古賀俊昭	君
八番	高橋徳次	君
九番	簇野行雄	君
十番	谷長一	君
十一番	名古屋史郎	君
十二番	竹ノ上武俊	君
十三番	橋本文子	君
十四番	鈴木美奈子	君
十五番	板垣正男	君
十六番	馬場繁夫	君
十七番	夏井明男	君
十八番	馬場弘融	君
十九番	奥住芳雄	君
二十番	市川資信	君
二十一番	福島敏雄	君
二十二番	小俣昭光	君
二十三番	一ノ瀬隆	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	米沢照男	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	大柄保	君
二十八番	藤林理一郎	君
二十九番	高橋通夫	君
三十番	石坂勝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者	江南真理	君
速記者	加納順子	君

建設部長	中村亮	君
福祉部長	坂本金助	君
水道部長	土方武雄	君
病院事務長	小山哲彦	君
教育長	倉又秀夫	君
教育次長	長沢作郎	君
清掃庶務課長	大谷俊夫	君
書記	串田和弘	君
書記	平野省三	君
書記	谷川雅平	君

議事日程

一　仮議席の指定
二　会議録署名議員の指名
三　会期の決定
四　日野市議会議長選挙

本日の会議に付した事件
日程第一から第四まで

昭和五十七年三月九日（火）
午前十時開会

午前十時二十七分開会

○議会事務局長（田倉高光君）　議会事務局長の田倉でございます。

本日は、改選後初の議会でありますので、前例に従いまして、私から参集の御案内を申し上げました次第でございます。何とぞ御了承を願います。

したがいまして、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第百七条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。したがいまして、出席議員中、高橋通夫議員が年長議員でありますので、御紹介申し上げます。

高橋通夫議員さん、議長席にお着き願います。（拍手）

〔高橋通夫議員議長席に着席〕

○臨時議長（高橋通夫君）　ただいま御紹介にあずかりました高橋通夫でございます。何分にもふなれでございますが、地方自治法第百七条の規定によりまして、臨時議長の席を汚すことにいたしました。何とぞよろしく御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員、二十九名であります。定足数に達しておりますので、ここに昭和五十七年第一回日野市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程第一、仮議席の指定の件については、議事進行上臨時議長において指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

これより日程第二、臨時議長における会議録署名議員の指名の件については、会議規則第七十条の規定により、臨時議長において指名いたします。

黒川重憲君

谷長一君

を指名いたします。

これより日程第三、日野市議会議長選挙における会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。日野市議会議長選挙における会期については、本日より十日まで二日間といたしたいと思います。これに御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会議長選挙における会期は、本日より十日まで二日間と決定いたしました。

日程第四、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合によりまして暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よ

って暫時休憩いたします。

午前十時三十四分休憩

午後四時三十七分再開

○臨時議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明十日の日程といたします。明十日は午前十時から開議いたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後四時三十八分延会

三月十日　水曜日

（第二日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第二号

三月十日　水曜日　（第二日）

出席議員（三十名）

一番	黒川重憲	君
二番	古谷太郎	君
三番	滝瀬敏朗	君
四番	飯山茂	君
五番	川嶋博	君
六番	小山良悟	君
七番	古賀俊昭	君
八番	高橋徳次	君
九番	簗野行雄	君
十番	谷長一	君
十一番	名古屋史郎	君
十二番	竹ノ上武俊	君
十三番	橋本文子	君
十四番	鈴木美奈子	君
十五番	板垣正男	君
十六番	馬場繁夫	君
十七番	夏井明男	君
十八番	馬場弘融	君
十九番	奥住芳雄	君
二十番	市川資信	君
二十一番	福島敏雄	君
二十二番	小俣昭光	君
二十三番	一ノ瀬隆	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	米沢照男	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	大柄保	君
二十八番	藤林理一郎	君
二十九番	高橋通夫	君
三十番	石坂勝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君

議事日程

昭和五十七年三月十日（水）
午前十時開議

一　日野市議会議長選挙

追加日程

一　会期の延長

本日の会議に付した事件
日程第一及び追加日程第一まで

都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
書記	平川雅省	君
書記	串田和弘	君
書記	谷野三	君

午前十時三十四分開議

○臨時議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

日程第一、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合によりまして暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十時三十五分休憩

午後四時二十八分再開

○臨時議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を三月十一日まで一日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会期は三月十一日まで一日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明十一日の日程といたします。

明十一日は午前十時から開議いたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後四時三十分延会

三月十一日　木曜日（第三日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第三号

三月十一日　木曜日　（第三日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君

議事日程

昭和五十七年三月十一日（木）
午前十時開議

一　日野市議会議長選挙
追加日程
一　議席の指定
二　会議録署名議員の指名
三　会期の延長

本日の会議に付した事件
日程第一及び追加日程第一から第三まで

都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
書記	平川省弘	君
書記	谷野雅三	君
書記	串田和君	君

午前十時二十一分開議

○臨時議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

日程第一、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合によりまして暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十時二十二分休憩

午後四時三十八分再開

○臨時議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議長選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（高橋通夫君）　ただいまの出席議員は三十名であります。

お諮りいたします。会議規則第二十七条第二項の規定により、立会人に飯山茂君と古賀俊昭君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって立会人に飯山茂君と古賀俊昭君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（高橋通夫君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（高橋通夫君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（高橋通夫君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願い

いたします。
　点呼を命じます。
○議会事務局議事係長（栗原党次君）　それでは点呼をいたします。
　黒川　重憲議員〔投票〕　馬場　繁夫議員〔投票〕
　古谷　太郎議員〔投票〕　夏井　明男議員〔投票〕
　滝瀬　敏朗議員〔投票〕　馬場　弘融議員〔投票〕
　飯山　茂議員〔投票〕　奥住　芳雄議員〔投票〕
　川嶋　博議員〔投票〕　市川　資信議員〔投票〕
　小山　良悟議員〔投票〕　福島　敏雄議員〔投票〕
　古賀　俊昭議員〔投票〕　小俣　昭光議員〔投票〕
　高橋　徳次議員〔投票〕　一ノ瀬　隆議員〔投票〕
　簇野　行雄議員〔投票〕　中山　基昭議員〔投票〕
　谷　長一議員〔投票〕　米沢　照男議員〔投票〕
　名古屋史郎議員〔投票〕　秦　正一議員〔投票〕
　竹ノ上武俊議員〔投票〕　大柄　保議員〔投票〕
　橋本　文子議員〔投票〕　藤林理一郎議員〔投票〕
　鈴木美奈子議員〔投票〕　石坂　勝雄議員〔投票〕
　板垣　正男議員〔投票〕　高橋　通夫議員〔投票〕
　以上でございます。
○臨時議長（高橋通夫君）　投票漏れはございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○臨時議長（高橋通夫君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
　議場の閉鎖を解きます。
〔議場開鎖〕
○臨時議長（高橋通夫君）　これより開票を行います。
　飯山茂君、古賀俊昭君、立ち会いをお願いいたします。
〔開票〕
○臨時議長（高橋通夫君）　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。
○議会事務局長（田倉高光君）　選挙の結果の報告を申し上げます。
　投票総数　三十票
　有効投票　三十票でございます。
　無効投票はございません。
　有効投票中
　石坂勝雄議員　二十一票
　米沢照男議員　五票
　名古屋史郎議員　四票
　以上でございます。（拍手）
○臨時議長（高橋通夫君）　以上のとおりでございます。
　この選挙の法定得票数は八票であります。よって石坂勝雄君が議長に当選されました。

　ただいま議長に当選されました石坂勝雄君に本席より、会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。
　石坂勝雄君議長席にお着き願います。
　これをもって議長を交代いたします。大変未熟でございましたが、御協力をありがとうございました。（拍手）
〔臨時議長退席、議長着席〕
○議長（石坂勝雄君）　議長の就任のごあいさつをいたしたいと思います。
　ただいま議長に選ばれまして本当に光栄に思っております。私もまだまだ未熟者でございますので、先輩、同僚の議員の御鞭撻によりまして、日野市議会に恥じないような議会運営をしたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。（拍手）
　お諮りいたします。この際、議席の指定の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、この際議席の指定の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。
　議席は会議規則第三条第一項の規定により、議長において指定いたします。
　議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。
○議会事務局議事係長（栗原党次君）　それでは朗読いたします。
　一　番　橋本　文子議員　　二　番　福島　敏雄議員
　三　番　小俣　昭光議員　　四　番　小山　良悟議員
　五　番　谷　長一議員　　六　番　古谷　太郎議員
　七　番　馬場　繁夫議員　　八　番　馬場　弘融議員
　九　番　高橋　徳次議員　　十　番　簇野　行雄議員
　十一番　一ノ瀬　隆議員　　十二番　板垣　正男議員
　十三番　鈴木美奈子議員　　十四番　川嶋　博議員
　十五番　飯山　茂議員　　十六番　夏井　明男議員
　十七番　黒川　重憲議員　　十八番　古賀　俊昭議員
　十九番　市川　資信議員　　二十番　藤林理一郎議員
　二十一番　名古屋史郎議員　　二十二番　竹ノ上武俊議員
　二十三番　米沢　照男議員　　二十四番　中山　基昭議員
　二十五番　大柄　保議員　　二十六番　秦　正一議員
　二十七番　奥住　芳雄議員　　二十八番　石坂　勝雄議員
　二十九番　滝瀬　敏朗議員　　三十番　高橋　通夫議員
　以上でございます。
○議長（石坂勝雄君）　議席の移動をお願いします。
〔議席移動〕
○議長（石坂勝雄君）　ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたしました。
　お諮りいたします。この際、会議録署名議員の指名の件を日程

に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、この際、会議録署名議員の指名の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議録署名議員の指名の件については、会議規則第七十条の規定により議長において指名いたします。

一番　橋本文子君

二番　福島敏夫君

を指名いたします。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を三月十二日まで一日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は三月十二日まで一日間延長することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

三月十二日　金曜日（第四日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第四号

三月十二日　金曜日　（第四日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良吾	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	都市整備部長	結城邦夫君
助役	野呂章君	建設部長	中村亮助君
収入役	成井正夫君	福祉部長	坂本金雄君
企画財政部長	生野清君	水道部長	土方武彦君
総務部長	加藤一郎君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君	教育次長	長沢三郎君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	平敏男君	書記	谷省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田和君
書記	栗原党次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和五十七年三月十二日（金）
午前十時開議

一　日野市議会副議長選挙
二　会期の決定
三　日野市議会常任委員会委員の選任について
四　議員提出議案第一号　日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件
日程第一から第二まで

午前十時四十七分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。

これより日程第一、日野市議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十時四十八分休憩

午後四時三十七分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時三十八分休憩

午後七時十二分再　開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。副議長選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの出席議員、二十九名であります。

お諮りいたします。会議規則第二十七条第二項の規定により立会人に中山基昭君と奥住芳雄君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって立会人に中山基昭君と奥住芳雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（石坂勝雄君）　投票用紙の配付漏れはございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（石坂勝雄君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局議事係長（栗原党次君）　ただいまより点呼をいたします。

橋本　文子議員〔投票〕　福島　敏雄議員〔投票〕
小俣　昭光議員〔投票〕　小山　良悟議員〔投票〕
谷　長一議員〔投票〕　馬場　繁夫議員〔投票〕
馬場　弘融議員〔投票〕　高橋　徳次議員〔投票〕
簾野　行雄議員〔投票〕　一ノ瀬　隆議員〔投票〕
板垣　正男議員〔投票〕　鈴木美奈子議員〔投票〕
川嶋　博議員〔投票〕　飯山　茂議員〔投票〕
夏井　明男議員〔投票〕　黒川　重憲議員〔投票〕
古賀　俊昭議員〔投票〕　市川　資信議員〔投票〕
藤林理一郎議員〔投票〕　名古屋史郎議員〔投票〕
竹ノ内武俊議員〔投票〕　米沢　照男議員〔投票〕
中山　基昭議員〔投票〕　大柄　保議員〔投票〕
秦　正一議員〔投票〕　奥住　芳雄議員〔投票〕
滝瀬　敏朗議員〔投票〕　高橋　通夫議員〔投票〕
石坂　勝雄議員〔投票〕

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（石坂勝雄君）　これより開票を行います。

中山基昭君、奥住芳雄君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（石坂勝雄君）　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　御報告申し上げます。

投票総数　二十九票
有効投票　二十九票
無効投票　なし
有効投票中

大柄　保　議員　十五票
飯山　茂　議員　十四票

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は八票であります。よって大柄保君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大柄　保君に、本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

新しく当選されました副議長のあいさつを求めます。

〔副議長登壇〕

○副議長（大柄　保君）　ただいま議長から御指名がございました。皆さん方の御支援によりまして、副議長という重職をここに授けていただきました。この後は議会の皆さん方とともに石坂議長を助けて補佐をし、この十四万市民の皆さん方のお役に立つように議会運営を進めてまいりますことを皆さんの前にごあいさつを申し上げまして簡単ですが、ごあいさつにかえます。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を三月十五日まで三日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は三月十五日まで三日間延長することに決しました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は十五日の日程といたします。

なお、十三日、十四日は休会とし、十五日は午前十時から開議いたします。

本日は、これにて延会といたします。

午後七時二十七分延会

三月十五日　　月曜（第五日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第五号

三月十五日　月曜日　（第五日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簇野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原党次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子　君

議事日程

昭和五十七年三月十五日（月）
午前十時開議

福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
納税課長	朝倉敏夫	君
保険年金課長	岩沢代吉	君
書記	平川雅弘	君
書記	串谷省三	君
書記	田野和君	

一　日野市議会常任委員会委員の選任について
二　議員提出議案第一号　日野市議会昭和五十七年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について
三　会期の決定
本日の会議に付した事件
日程第三

午前十時二十六分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十時二十八分休憩

午後四時四十二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後十一時四十一分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第三、会期の決定の件を議題といたします。

定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の都合により会期を三月十六日まで一日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は三月十六日まで一日間延長いたします。

お諮りいたします。三月十六日の会議は議事の都合により、特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって三月十六日の開議時間は午前零時に繰り上げることに決定いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

午後十一時四十三分延会

午後四時四十三分休憩

三月十六日　火曜日　（第六日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第六号

三月十六日　火曜日　（第六日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者	江南真理	君
速記者	加納順子	君

議事日程

昭和五十七年三月十六日（火）
午前零時開議

（議案上程）
一　議員提出議案第一号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
二　日野市議会常任委員会委員の選任について
（議案上程）
三　議員提出議案第二号　日野市議会昭和五十七年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について
四　会期の決定
本日の会議に付した事件
日程第一から第四まで

建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
保険年金課長	岩沢代吉	君
書記	平川雅弘	君
書記	串田省三	君
書記	平谷和	君

午後三時三十一分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。

これより議員提出議案第一号、日野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。高橋通夫君。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（高橋通夫君）　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、理由を説明いたします。

これは、いままで都市整備産業建設委員会というのを、今回建設委員会に改める。以上であります。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第二号、日野市議会昭和五十七年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会設置及び委員の選任については、お手元に配付の印刷物のとおりです。

提案理由、質疑を省略し、これより本件を採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二号、日野市議会昭和五十七年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第四、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　議会運営委員会の報告をいたします。

本日午後一時より議会運営委員会を開催いたしました。そして会期等の決定をいたしたわけでございます。

会期につきましては、本日より四月の七日までといたしました。

内容につきましては、本日は、会期の決定だけです。

それから十七日が施政方針表明、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程。

十八日が常任委員会。総務と文教でございます。

それから十九日が厚生と建設委員会です。

それから二十日、二十一、二十二日が休会でございます。

それから二十三日から一般会計予算特別委員会。二十四、二十五日でございます。それから二十五日が、午後五時が、意見書、決議の締め切りでございます。

それから二十六日が特別会計予算特別委員会。

それから二十七日の土曜日でございますが、特別委員会でございます。

それから二十八日が休会。

それから二十九日がまとめでございます。休会ですが、まとめでございます。

それから三十日が、審査報告、それから議案の上程、請願の上程。

それから三十一日から一般質問に入ります。

そして一日、二日とやりまして、三日の土、四日の日曜日が、休会です。

それから五日は、市長の方の都合がございまして休会。

それから六日、七日と、七日の日に議案があれば議案上程、請願があれば請願上程と、こういうふうに決定いたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいま、議会運営委員長の報告のとおり、会期の延長をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より四月七日まで二十三日間延長することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十分散会

三月十七日　水曜日（第七日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録　第七号

三月十七日　水曜日　（第七日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簇野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯島茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記養成所　関根雪峰
速記者　小野口純子君

議事日程

昭和五十七年三月十七日（水）
午前十時開議

一　施政方針表明
二　行政報告
三　諸般の報告
（議案上程）
四　議案第一号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
五　議案第二号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について
六　議案第三号　日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定について
七　議案第四号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
八　議案第五号　日野市立市民ギャラリー条例の制定について
九　議案第六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
一〇　議案第七号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
一一　議案第八号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
一二　議案第九号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第七号）
一三　議案第一〇号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第六号）
一四　議案第一一号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第六号）
一五　議案第一二号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第六号）
一六　議案第一三号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第四号）
一七　議案第一四号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第四号）
一八　議案第一五号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第五号）
一九　議案第一六号　昭和五十七年度日野市一般会計予算について
二〇　議案第一七号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算について
二一　議案第一八号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計予算について

福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
清掃庶務課長	大谷俊夫	君
保険年金課長	岩沢代吉	君
資産税課長	永瀬誠一	君
書記	平川雅弘	君
書記	串谷省三	君
書記	田野平和	君

二二　議案第一九号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算について
二三　議案第二〇号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計予算について
二四　議案第二一号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計予算について
二五　議案第二二号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算について
二六　議案第二三号　市道路線の一部廃止について
二七　議案第二四号　市道路線の廃止について
二八　議案第二五号　市道路線の認定について
二九　議案第二六号　日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
三〇　議案第二七号　神明上土地区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄について
三一　議案第二八号　日野排水樋管新設工事委託契約の変更について
三二　議案第二九号　黒川都市下水路（その四）工事請負契約の変更について
三三　議案第三〇号　日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の変更について
三四　議案第三一号　日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意について
（報告事項）
三五　報告第一号　交通事故（日野市高幡六七二番地先高幡橋交差点路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
（請願上程）
三六　請願第五七―一号　黒川地区市民広場建設に関する請願
三七　請願第五七―二号　日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情
三八　請願第五七―三号　ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情
三九　請願第五七―四号　日野市民会館建設に関する請願
四〇　請願第五七―五号　市内の町名変更に関する請願

（追加日程）

一　議員提出議案第三号　日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任について
二　日野市農業委員会委員の推せんについて
三　東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙について
四　東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第一から第四〇及び追加日程第一から第四まで

午前十時　十九　分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

これより日程第一、施政方針表明を行います。

理事者から施政方針の表明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは施政方針表明を行わせていただきます。

まず、本日ここに御参集されました議員各位に対して、はえある御当選のお祝いを申し上げますとともに、日野市政発展のために、今後とも一層の御活躍を賜りますよう、心よりお願いを申し上げる次第であります。

さて、昭和五十七年第一回定例会に当たり、私の所信を申し述べまして、一層の御理解と御鞭達をお願いしたいと存じます。

私は、昨年四月、市民の御支持により三たび市政の運営を担うことになりましたが、昨今の厳しい地方財政の状況の中で、本市にとって、まさに重大なこの時期に当たり、その重責に深く身の引き締まる思いで対処いたしております。

国の財政は、長期にわたる大量の国債発行に依存してきましたが、近年の公債減額の努力にもかかわらず五十六年度末の公債発行残高は約八十二兆円に上るものと見込まれ、国民の肩に重くのしかかってきております。このような大きな累積赤字は、第一次石油危機以降の経済安定成長を目指すための景気刺激策の結果によるものでありますが、今日の国の財政危機は、高度経済成長期の拡大した財政規模の見直し時期を失したものといえるかと思います。

政府では、財政再建を図るため、特別公債依存からの脱却を目指し、昭和五十七年度の予算編成においても、臨時行政調査会の第一次答申と、いわゆるゼロ・シーリングを主軸とする一般歳出の削減を図っております。しかしながら、巨額な後年度負担を伴う防衛関係予算の大幅な伸びは、異常な事態といわざるを得ません。

また、行政改革の名のもとに福祉を初めとして、弱者に対するしわ寄せはまことに容認し得ないものであります。

このような財政状況下において、景気の動向も依然として低迷を続けており、今後とも税収の大幅な伸びを期待することは困難であり、国の財政再建はまさにこれからが重大な時期であると思われます。

また、東京都は厳しい財政状況の中で財政再建の内部努力を行っておりますが、一方では前年度の水道料金を初めとする公共料金の値上げに引き続き、五十七年度も手数料、使用料などの値上げラッシュとなっており、実質収入の目減りと負担が市民生活をさらに圧迫していくことは確実であります。

このような東京都の財政状況による影響は、市町村に対する

財政措置の上でも例外ではなく、市町村の一般財源不足を補う市町村振興交付金と同調整交付金についても、新年度予算原案では、前年と同様、同額に抑えられております。

私は、現下の地方財政の窮状を打開し、地方自治発展のために地方行財政の抜本的な改善を機会あるたびに要望してまいりました。

すなわち、一つ、地方交付税率の引き上げ、二、都市税源の充実強化、三、超過負担の解消、四、事務事業の再配分、五、地方債の弾力的運用等であります。今後も健全財政の確立と活力ある地域社会の発展に全力を尽くす決意でありますので、一層の御理解と御協力をお願いする次第であります。

政策を進めるための基本方針について申し述べます。

昭和三十年代から増加の一途をたどってまいりました本市の人口の伸びも、近年ようやく鈍化の兆しを深めてまいりました。昭和四十八年ごろを中心とした激しい地価上昇も、五十年ごろから一たん下落に転じた後、小幅な上昇で推移してきましたが、近来、再び大幅な上昇に転じております。この地価動向が人口の社会増を抑える要因になっているようでもあります。

昭和三十八年に市制を施行し、都下十二番目、全国で五百五十九番目の市として誕生した本市も、来年には早くも二十周年を迎えようとしております。この間に人口も当初の約三倍に当たる十五万人に近づく状況に至っております。人口の急増の、増加の経過を振り返ってみますと、昭和三十年ごろより当時の日本住宅公団による多摩平団地の進出を初めとして、南部丘陵地帯の宅地造成が行われて町の様相を一変させました。

近年は激しい地価の高騰に伴い、いわゆるミニ開発による小規模分譲住宅が盛んに建築されているとともに、高層マンション住宅も見受けられるようになってきました。このような宅地開発や急激な人口増加は、日野市に対して大きな財政負担を強いるとともに、さまざまな影響とひずみを残してきました。すなわち、小中学校、幼稚園、保育園などの建設事業、ごみ並びにし尿処理施設建設と根幹的施設の整備に息つく暇もなく追われてまいりました。

私はこうした状況を反省し、緑と清流を取り戻し、人間優先の社会を目標とした町づくりに切りかえて、当面新しい展望に立つ本市発展を、市民自治と生活施設の整備、充実において、次の五つの基本方針を柱に諸施策の実現に努力を傾倒しているところであります。

基本方針、一つ、憲法を市民に生かし、十五万日野市民の命と暮らしを守り、医療や福祉施策を前進させる。

二つ、子供の学力、体力、情操を培い、教育、文化、スポーツの諸施策を充実して人間性豊かな町の発展を図る。

三、緑と清流を取り戻し、市民参加と科学的計画に基づいた町づくりを進める。

四、地方自治の本旨を目指して一層市財政の確立と行政サービスの向上に努める。

五、市民本位の市政を進め、清潔、公正、民主的な政治姿勢を貫き、新しい市民自治を創造し、発展させる。

今後も、以上の基本方針を踏まえて、諸施策の確実な前進を図る考えであります。

このたび、兼ねて取り組みを御報告しておりました第二次基本構想、市民憲章、市歌の原案が作成できましたが、これは来年度迎えます市制二十周年を一つの節目に、市民自治による市政発展のレールを敷いて、正しく将来を展望する羅針盤ともなるよう願うものであります。また、これについて具体性を持つマスタープランの政策に取り組む所存であります。

次に、昭和五十七年度予算案についての概要を申し上げます。

昭和五十七年度予算案の主な内容を説明いたしますと、まず一般会計は、二百三十三億八千万円で、前年度当初予算と比較して一四・三%の伸びとなっております。また、特別会計は、七十九億八千万円で、前年度比八・四%の伸びであります。歳入の根幹をなす市税収入は約一一・八%の伸びとなっております。

次に、この中で主な施策を申し上げますと、一つ、生活環境及び都市基盤の整備について。根川改修事業の継続、浅川利用計画の策定、桑園跡地に建設を予定しております仮称仲田公園の実施設計、黒川公園湧水地の整備、及び仮称百草自然公園の管理などであります。さらに駅周辺の放置自転車の対策として、置き場の設置費を計上いたしました。

緑化事業につきましては、高幡、日野駅前の緑化を進めるとともに、市民への苗木の配布などを行います。清掃関係では、浄化汚泥処理施設の建設及び三次処理施設の建設費を、合わせて約八億四千万円を計上いたしております。

二、教育、文化施設の充実についてでありますが、小中学校の関係では、第七小学校の増築、大坂上中学校の増築、並びに給食室の新築を行うとともに、桑園跡地の一部に建設を予定しております仮称第二十小学校用地を大蔵省から買収を行う予定であります。幼児教育の充実を目指して、幼児教育のあり方、保育一元化構想についての研究成果に基づき、仮称日野市幼児教育センター研究室の建設を予定しております。

文化施設の面では、市民の精神的文化的豊かさをはぐくむ施設として、市民文化の殿堂となる市民会館の実施設計に着手する予定であります。

三、命と暮らしを守る施策。文化、福祉ゾーンとして位置づけております旭が丘の市有地に建設を予定しておる、身障者の福祉施設及び老人憩いの家の基本設計費を計上いたしました。障害者福祉の充実を目指して黄色いハンカチ配布事業、手話通訳の派遣、身体障害者専用の開業資金のあっせんなど、新たな

施策に取り組んでまいります。児童施設として仮称三沢児童館の建設を計画しております。

四、ゆとりと触れ合いを高める施策についてでありますが、市民生活の健全な進展を図るため、市役所旧庁舎を仮称市民生活センターへ改造し、また、仮称婦人センターの新設を予定しております。

市民の生きがいと人間性をはぐくむ施策として、触れ合い広場、地区広場の整備、コミュニティー振興研究会の研究費等を計上いたしました。その他、地区センター一館の建設を予定しております。

防災対策の強化を図るために耐震用貯水槽の整備、防災行政無線の設置を計画しております。

日野市史につきましては、すでに史料集を刊行しておりますが、来年度の市制二十周年を目指して通史の準備を進めております。

以上が昭和五十七年度の予算案の主な内容でありますが、厳しい財政状況の中で限られた財源を重点的に配分し、最大の効果を上げるよう努力したところであります。

わが国経済の将来の動向は低成長のまま推移するものと思われますが、自主的な財政確立を図るため、より一層計画的な財政運営を進めていく決意であります。

終わりに、市議会議員各位、市民の皆さんの理解ある御協力と御鞭達を心からお願いをいたしまして、私の施政方針表明といたします。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの施政方針表明について御質議はありませんか。市川資信君。

○十九番（市川資信君）　いま森田市長の施政方針について、一、二ちょっとお尋ねしたいところがありますので、意見を言わせていただきます。

私、昭和五十六年度の当初予算においても、森田市長の施政方針について、何点かの質問を申し上げたわけです。また、五十七年度の今回のこの施政方針に対しても同じような、私にはどうも素直な気持ちで聞き入れられない点が一、二あるわけです。その点をちょっとお聞きしたいんですけれども、たとえば厳しい財政環境についての中の一節の中の、このような大きな累積赤字は第一次石油危機以降の経済安定成長を目指すための景気刺激策の結果によるものであります。いわゆる八十二兆円の赤字公債の件について、これはもう市長のおっしゃられるとおりであって、経済安定成長をするためにいわゆる欧米では増税路線をとったためにスタグフレーションを起こし、経済の成長の失速をして大失業を起こし、大混迷になったわけです。しかし、前回も申し上げましたように、わが国はそのときに増税路線をとらずして、いわゆる公債を発行して公共事業費を伸ばし、失業者を救済し　企業の経済成長とともに、発展とともに

福祉の高揚に大きく寄与してきたという実績があるわけであります。

したがいまして、これは結果的には私はすばらしい、いわゆるそのために世界の経済の優等生になった。これは日本だけでなくて、世界が認めるところでありますから事実だと思うんですが、しかし、その後に「今日の国の財政危機は高度経済成長期の拡大した財政規模の見直し時期を失したものといえると思います。」とこうあるんです。これはまことに私はおかしいと思うんです。現在、確かに八十二兆円の赤字国際を持っております。昭和六十年度には百十兆円になるであろう、こういうことも言われておりますけれども、しかし、現在八十二兆円の国債というものは、いわゆるきちっとした日銀の管理のもとにインフレも何も起こしてないわけです、いまは物価上昇指数の四・何%ですから。いわゆる経済成長も大体四%前後で推移しているといいますけれども、確かに低経済成長には違いないけれども、先進国の中ではもちろんトップであります。一部にはマイナス成長もある。特に共産圏等にはもうほとんどプラスの経済成長はないような状態。その中にあって、四%台の経済を維持しているということはすばらしいことなんであって、決して財政規模の見直し時期を失したものといえるということは少しおかしい偏った考え方じゃないか、かように思うわけであります。

それで、厳しい地方財政の状況、これもわかるんですけれども、私はたとえば昭和五十六年度の一般会計予算をとりましても、二百四億のうちの市税が何と百四十億、七〇%を占めておるわけです。その上、百四十億の中の実に五十億円が法人市民税と法人固定資産税なんです。こんな豊かな町は二十六市中どこもないわけですよ。だからこそ市長は福祉行政に、言うなればばらまき行政だってできるわけですから。そういうことの中において、私はいまのような表現をすることが果たして妥当なのかどうか、疑問に思うわけです。

たとえば、私は日野市の行政の中において、いわゆる衆議院選挙における十一区の中で昭和五十六年度に石川要三の資料によりますと、代議士は六百億この十一区に持ってきた。六百億、そのうち日野市の中へどのくらい配分されているのかと思ったら二億五千万、これ、人口比にしたら四十億や五十億来たって一つもおかしくない。だからそれはなぜかということですね。やはり市長の私はいわゆる都市基盤整備における社会資本投資の基本姿勢が、そういったものに数字の上に出てないんじゃないか、こういうふうに思うわけです。まあいろいろとありますが、ちょっとその点について非常に、この施政方針についてまだまだいろいろとあるんですけれども、疑問に思う点が何点かあるということで、一応私の意見にさせていただきたいと存じます。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　多少、見解の相違もあろうかと思いますし、それから表現の拙劣さもあるかもしれませんが、要するに私の言わんとしておりますところは、国民、市民に対して、いま、いわゆる財政の累積赤字あるいはそれを是正するための現在の行政改革、このことが市民生活に相当大きな圧力となって当然くるわけでありますが、このことの認識を申し述べた、というふうに御理解をいただければ幸いだと思っております。

それから、日野市は幸いに先輩市政の担当者の方々の努力の成果も大きくありまして、どちらかというと財政的には恵まれておる自治体である。しかしながら、人口の急増が激しかったために、それの対応策を行うため、つまり都市化の基本的な都市基盤の整備を始めまして、市民施設等の施策が、余りにも、また一時に、これからの事業として、大きく課せられております。このことを考えます際に、都は都として、日野市内に多くの公共事業、あるいは市民生活のために必要な事業、南北交通等の事業にも取り組んでいただいております。これは都県財政と市町村財政との二本の仕組みもあるわけでありましょうが、もっと都にわれわれも期待することが大きい。あるいは都の財政再建がやっぱり日野市並びに日野市民にかなりの影響となってくる。こういう認識を申し述べたものであります。したがいまして、そういう認識のもとに心をひき締めて、われわれの行財政の一面には改革、一面にはまた今後の施策の優先順序を決めて、そうして取り組もう。こういう背景を表明したものである、というふうに御理解をいただければ幸いでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君

○十九番（市川資信君）　前回も同じような市長答弁だったと記憶しております。私の希望的いわゆる願いというんでしょうか、発想を施政方針の中で述べている。同じような文面であったもんですから、私はやはり指摘しておかなければいけないと思って、いま発言したわけなんですが。

いわゆる私は、確かに行財政改革ということは、再三にわたってこの議会でも申し上げてきておりますとおり、市長も三月一日付で行政改革についての市の広報に掲載されておりました。しかし、根本的な問題には触れておりませんでしたね、それには。しかし、いわゆる、私は再三申し上げますように、行政改革ということは、あの高度経済成長時に肥満化した体質というものを、この辺でぜい肉をとって、脂肉を取って、軽量化を図って、事務事業の合理化を図って、そして少しでも限りある財源の中から、市民サービス向上というものに努められるかどうか、ということが行政改革の根本の問題でもありましょうし、やはりそれはそれなりに、特に日野市の場合には、まだ根本的に見直さなければならない点が幾つかあるわけです。そういった問題にも触れてないようにも思います。

ただ私、最後に一点申し上げておきたいのは、このような、私から見れば偏向的な市政は、十四万六千の市民のために、ある面では私はならないんではないか。なぜかと申しますと、いわゆる先ほど申しましたように、六百億十一区に入ってくるお金が二億五千万きり入ってきてない。これは石川代議士に言わせれば、日野市は要望してくれないんだ、こういう仕事をやりたいんだからひとつこういった面で協力してもらいたいというような要請が全くないというんですよね。こういう考えでいたら、これは恐らく市長だって建設省、国へ行くのも行きづらいんじゃないかと思うんですよ。もっと素直な気持ちになって、十四万市民の代表者なんですから、少なくとも日野市の十四万市民のためには重い腰も上げて、たまにはこういった道路行政、下水道問題、あらゆる都市基盤整備の投資問題について、気軽に立ち上がってもらいたい。そういう姿勢が、すなわち私は日野市の都市基盤整備、文化都市と、本当に本来、名実ともに言えるような、緑と清流を取り戻せるようなことにつながるんだろう、かように思うわけです。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　お言葉の中の偏向ということがございましたが、私は偏向ということは全く考えていないわけでありまして、十五万日野市民の全体の奉仕者として公平、公正に努めておるということははっきり申し上げておきたいと思っております。

それから、東京都が三多摩に六百億の…（「国です」と呼ぶ者あり）国ですか、財政投融資を含めて施策が行われているということの中で、日野市にも二億なんてことは絶対にございません。日野市にも国の事業が幾つも行われておるわけでありますから、計算はいたしておりませんが、またその計算は可能だと思っておりますから後日お示ししてもよろしいわけですが、そういう、つまり日野市なるがゆえに冷遇をされているとか、あるいは市長の姿勢がいま言われたような適当な姿勢でないから、というようなことは絶対ないということも、これもまた申し上げておきたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君

○十九番（市川資信君）　ちょっと、誤解されるといけませんので、いま私は、意見はやめようと思ったんですけれども、私の言っているのは、法律的補助じゃなくて、事務的補助じゃなくて、いわゆる事業費に対する国の補助金のことを言ったんですから。六百億が十一区に来てるんです。現実に。そのうち日野市には二億五千万。いわゆる事業費ですから。誤解のないように、ひとつ。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君

○二十六番（秦　正一君）　この施政方針表明の中の

五ページ、基本方針三に、緑と清流を取り戻し市民参加と科学的計画に基づいた町づくりを進めます、このようにあるわけですけれど、緑と清流を取り戻しということは具体的にはどういう今後の方針として、五十七年度の方針として、まあ、いままでと同じにあれでしょうけれど、特にどの程度までこれを具体的に施策として進めていくのか。方針ですから、なければなくてもいいですけれど。

それから、市民参加と科学的計画に基づいた町づくり、これはどういうあれを意味しているのか。区画整理事業とかいろんなことがあるでしょうけれど、その点を施策としての面の具体性をお示し願いたいと思います。

六ページの生活環境及び都市基盤の整備について、こうあるわけですけれど、これは根川の改修と浅川利用計画、桑園跡地の公園化ですね、黒川公園とか。大体、公園というふうな環境整備の面に主眼を置かれているようですけれど、もっと抜けている面があるんじゃないかと思うんです。予算の面で計上されていないから抜かしたのかどうかわかりませんけれど、豊田南口の都市開発もそうだろうし、それから高幡駅の周辺の区画整理事業とか、また、万願寺の区画整理事業とか、全域にわたってかなりの計画はあるわけですけれど、五十七年度においてはどの程度これを進めようとする目標を持っているか。その辺をできれば示してもらいたい。それが親切じゃないかと思うんですけれど、その点どうか、お伺いしたいと思います。

七ページの日野市幼児研究センター、幼児教育センター研究室ですね。これについて、当初は都の方の計画で進めるように聞いていたわけですけれど、市の方でこういった事業をやるとなると、相当大変じゃないか。国でやるような、また、厚生省なり文部省といった国のレベルでやるようなことを自治体がやるわけですから、相当のこれは財政的にもそうだし、また、内容的にも非常に負担がかかるんじゃないか、こういうふうに心配するわけですけれど、その点についての市長の考えはどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　施政方針表明という比較的要約した、しかも抽象的な面も多いわけでありますが、特に御指摘の（「いいかげんな施政方針やめろ」と呼ぶ者あり）緑と清流に関する具体的な施策はという御質問でございます。清流に対する施策の最大なるものは、下水道事業であります。下水道事業は、すでにもう何回も下水道元年ということを唱えて以来、もうすでに三年目ぐらいになっておりますから、またその間の事業は着々と基本的に前進をいたしております。したがいまして、特にそのことを強調してないという面は、継続事業であるというふうにお考えをいただきたいと思います。

それから緑に関しましては、いろいろな緑地保全施策、あるいは苗木の配布でありますとか、あるいは、ここに掲げておりますのは百草の自然公園でありますとか、緑に対します施策は市民参加の中で最も強調をしておるわが市の政策の一つでありますので、後でまた予算審議の中でも幾つもその点に、御指摘に答えられるものがある、このように御理解をお願いをいたします。

それからその都市基盤の整備の中で、市民参加とその科学的計画ということにつきまして、いま秦議員も御指摘になりましたとおり、まず大きく言えば、やはり区画整理事業であります。そうして、たとえば新しく一・三・一という国道に準ずる道路が日野市に万願寺区画整理を皮切りといたしまして、いよいよ実現を図ってまいります。それから二・二・十、あるいは二・二・五、これらもやや事業化を前進をさせております。そういうことにつきまして特に南北関係の道路整備、あるいは交通の整備、これらが今日の重点課題だ、このように考えておりますから、それはすでに都市計画事業としても計画をされ、またこれを実施計画に進め、これを実現をすることである。その際にやっぱり地主さんの関係はもちろんでありますけれど、一般的な周辺の方々の御理解、そうして市民運動としての参加、これがきわめて重要なエネルギーになるものでありますから、そのようなことを指摘しておる、そういう考え方でございます。

それから幼児教育センターのことについてはここに余り詳しくは触れておりませんが、先般、こういった日野市の未来の生命をはぐくみ育てるためにとこういうかねて三年間の時間をかけて取り組んでまいりました資料を提案、提出いたしております。このことをぜひ日野市で、日野市の能力の範囲で新しい文化事業として取り組みたい、こういう決意を持っております。いろいろと困難な面もあるわけでございますが、市民の方々の御理解をいただきつつ、また、かっての議会の全会一致の議決に基づきまして、ぜひ前進を図らせていただきたい。このように念願をいたしております。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君

○二十六番（秦　正一君）　緑と清流、清流ですね、特に。それから生活環境の整備、これは関連しているものですけれど、やはり私の心配するのはいまの浅川にしても、特に谷地川とか各種の用水路等、相当汚れているわけですよ。年々きれいになるより、むしろ逆の体制になっているというのを現実に見ているわけで、やはりその面を区画整理とか、また公共下水道事業とか、流域下水道事業とか、これができれば問題ないわけですけれど、その以前の問題として、先、五年、十年、十五年、二十年はかかると思います。その間の一つの清流を取り戻し、生活環境を整備していくためには、では本年度は、五十七年度は特にどういったあれをやればいいか。やっぱり現在の体制の中でこの清流を取り戻す考えを、環境整備をよくしていくため

の施策を考えていかなければならないんじゃないか。豊田の南口の、この前見ましたけれど、豊田の第一豊田荘ですか、日野台二丁目とか、まだ各所にいっぱいあります。家庭浄化槽をどんどん使っているわけですから、ふえているわけですから、そこへどんどんそういう悪臭なり、また場合によっては生のものが流れたり、そういった管理をもっとどのようにしていかなきゃならないとか、いろんな具体的な問題があると思います。また、そういう個所については側溝を整備するとか、環境を整備するとか、いろいろ問題があると思います。

そういう具体的な問題があるわけですけれど、一応施政方針表明ですからそこまでのことは指摘していないとは思いますけれど、区画整理事業とか、そういう事業をできない前の現在の段階ではそういう対処の仕方を今後考えていく必要があるんではないか、そういうふうに思うわけです。実際問題、見た場合には、清流がどんどん逆な形で悪くなってきておるという現状を見るもんで、あえてここで質問したわけです。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君

○二十四番（中山基昭君）　大変厳しい社会や経済環境の中で、住民の自治の創造による行政の運営、地域社会づくりへの積極的な姿勢と努力につきましては、私も共感をするところでございます。あわせて、身近な行政の役割りにその責任と期待が寄せられてきておるときではないかというふうに考えます。こうした認識と理解の中で、この施政方針の基調的な視点と受けとめについて、その見解をお伺いしてまいりたいというふうに思います。

私は施政方針の基調は健全な市民生活、意識や価値感の動向、さらには社会的にも共通する課題が重要視されなくてはならないというふうに考えます。ただいまの市長の表明におきましては、こうした観点、受けとめが少し不足するんではないかというふうにも考えております。

最初に市民生活の面からでございますが、日野市は大きな特徴といたしまして、勤労市民が大変多い町であるということでございます。これまでも各種の統計や資料からも、全世帯の九〇％近い方々が工業や商業、あるいはサービス業等に働く、就労しておる、生活を維持する勤労市民であります。今日のように雇用の停滞や不安が言われる中で、雇用や働くための不安や心配がないように、あるいはそのことが、直接市民生活につながる大変重要な課題でもあります。中でも工業生産という面からは、東京の二十六市の中でも大変上位を占めてきておるということでございます。こうした観点からも、地域の経済、産業の安定と振興を図り、働く職場と家庭生活が調和、整合しての都市づくり、こうした方向を志向することも大切じゃないかというふうに思います。

二つ目は、新年度の予算によります主要な施策等が挙げられ

ておりますが、今日までの人口の増加に伴う市街地住宅地の広まりなどから、生活施設、市民施設の地域間の違い、格差がいろいろの場で指摘をされております。とりわけ消防活動、あるいは救急車の進入などに大変支障のある地域等もございます。そのための生活路の整備、さらには家庭雑排水の自家処理的な対処をしておるところもたくさんございます。そうした点については、緊急、重点的な課題として、積極的な取り組み等が必要ではないか、というように思います。この点についてもあわせてお聞きをしたいというふうに思います。

次に、社会的な共通課題、こういう面からのとらえ方でございますが、高齢化社会といわれますように、高齢者人口が年々増加をしてきております。日野市におきましても高齢者人口が五％近くになろうとしております。老後を安心して楽しく過したい、あるいは健康の維持、経済的な自立、社会への奉仕など、いろいろな希望や願いを持っておられます。だれでもが迎える問題として、世代を超えてやはり真剣に考えなくてはならないときである、というふうに思います。昨年十二月にはりっぱな憲章等がつくられまして、この実践と成熟を図るために施策の充実、促進が必要ではないかというふうに思います。

二つ目は、行財政の運営についてでございます。この方針の中でも国やあるいは東京都との財政の関連が提起をされております。こうした傾向は地方財政においても波及をしてまいりますし、また、決して避けて通ることのできない課題でもございます。幸いに、日野市は市税を柱に自主財源の大変恵まれた財政構造になっております。こうした背景からも、施策や事業においても自主的な計画、推進とあわせて日常的な業務等も市民への便益、こういうことを最重点にしての行財政のむだのない運営ということが必要ではないかと思います。

以上になりますが、まとめますと、大体四点ぐらいになろうかと思いますけれども、第二次の基本構想の原案等の中にも一定の方向づけ等がされておりますが、その具体的な推進、促進という面から、この際、市長の見解をお伺いしてまいりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　今回の施政方針には、いままでの継続事業というものには余り、まあ省略いたしましたもんですから、なにかとぎれた感じに受けとめられたかもしれませんが、私は今回、一方に第二次基本構想の原案でありますとか、あいは伴いまして、かねて考えておりました市民憲章の大きな市民参加による制定、こういった事業をこれからの当分の間の手順を踏みたいと思っております。その中には基本理念としてすべて申し述べておるつもりでありますし、したがって、それとの関係で受け取っていただきますならば、ある程度より正確な御理解がいただける、このように思っておるところであります。

したがいまして、いま御指摘の具体的な個々の指摘につきましては、今後の予算審議の中で、必ずお答えをする内容を持っておる、というふうに御理解がいただければ幸いだと思っております。いかがでしょうか。いままで言われました、つまり当然の勤労市民が市民の大多数であることはもちろんでありますし、したがって、特に勤労者という階層を当てた施策というのは限定されるかもしれませんが、しかし、一般の教育、福祉、生活環境、これはずべて勤労者を含む全市民が対象でありますし、これまでも議会の同意を得ながらいろいろとやってまいっております。特に勤労者の方々の意見を聞くために、今回は「勤労者協議会」というふうな諮問機関も発足をいたしております。それの中から、今後より一層具体的なものを施策として取り上げていきたい。このように考えております。

それから市街地、今日の現実の中の市街地、あるいはいわゆる生活道路、あるいは家庭雑排水、こういった問題は方針というよりも現実の日々の課題でございますから、その中で処理をいたしております。もちろんそのことを手を抜くわけではございませんし、より一層詰めていきたい。このような考えでございます。

それから高齢者社会に対します施策の充実ということも、これまただんだんと比重を高めてくる問題だ、このように思っております。基本的には、先般決めていただきました憲章の考え方を基準といたしまして、そうして市民の御意見をいろいろ徴しながら進めてまいりたい、このように願っております。

自主的施策の推進ということでございますが、これは具体的には何を指すか、日野市としては、特に御承知のとおり、たとえば市民の保険医療を守るために市立病院を経営をしている、あるいは、特別に評価をされます図書館活動を行っております。それから老人のみならず、難病の検診でありますとか、老人の訪問看護でありますとか、新しい施策の幾つか、よそから評価されるべきものを行っておりますが、これらを一層質を高め、新しいまた分野も開拓をして、地域社会が当然責任を持つべき事業の展開を図っていこう、このように考えております。具体的には、予算審議の中でまたお答えをしたり、御指摘をいただいたりする機会があると思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　中山基昭君

○二十四番（中山基昭君）　ただいま市長の方からもございましたように具体的には、確かに予算審議なりあるいはそれぞれの事業、施策等の兼ね合いという関連、こういうことになるわけですけれども、私が特にあえて指摘し、御見解をお聞きしたということは、少なくともこれからの方針等につきましては、最初に申し上げましたように現状の市民生活、あるいは社会的な共通な重要な課題、こういうものを基調にした中での方針づくり、あるいは市政の推進、こういうことが大事じゃないか、というふうな観点から指摘したわけでございまして、必ずしも具体的にどうだ、こうだ、ということでございませんけれど、そうした点の受けとめ、あるいは触れ方がややもすると少し低調じゃないか、あるいは欠けているんじゃないか、こういうふうなことから指摘したわけでございまして、そうした点についても御理解をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君

○二十番（藤林理一郎君）　いま市長の方から、本当に厳しい財政環境とかいうことで市政、施策を申し上げて、皆様方にはいろいろと納得のいく点もございましょうし、また、納得のいかないところもたくさんございます。その中で、私の方で三つばかりお聞きしたいと思います。

来年ですか、二十周年を迎えるわけでございますけれども、その中で四十三年度にマスタープランを立てまして、日野の基本ですね、その当時から大体十四年たっておるわけですね。その中で古谷市政、あるいは市政から引き継がれた森田さんですか、現在にいるわけですけれども、この中でいろいろとこのマスタープランに沿っておやりになってきたと思います。ただし、また森田さんは森田さんなりのものを銘記しておやりになっている、ということでございますけれども、非常に国会との隔たりがなかなかあり過ぎてうまくいかないような感じ、予算の面にいたしましても、もう少し国会なんかに市長が足を運んでいただきまして、そしてできることならば事業の面について予算をいただく、こういうことをなぜ現在までやれなかったか、ということを一つ、その理由。

そうしまして、ここに防衛関係のことを予算についての話が出ておりますけれど、私はこういうことをお考えになるなら、やっぱり森田さんも国会にもう少し、先ほども申し上げましたように、予算の面で足を運んで、予算をもらってきていただきたい。こういうようなことをやっていただきたい。

もう一つ、三番目に超過負担の解消というふうになっておりますけれども、これはどういうようなことで解消するのか、これを一点お聞きしたいと思います。

それから四ページでございますけれども、これは長年人口がふえるために、山を崩したりしてミニ開発をおやりになった。これは当然だと思います。ただし、その後始末ですね。これはやった先輩はとやかく言うことなしに、後の地ならしを十分にまだなされていない。そういうことですね。これも、どうしてやれないのか。これはいろいろ予算の面でもあるだろうと思いますけれども、私がいつも耳にしているのは、ごみ関係の整備ですね。それと街路灯、これは非常に欠けているんじゃないか。これは私申すまでもなく、理事者側の方はそういうことは御存じだと思いますけれども、非常に防犯的に言って、暗くて皆さ

ん困っている。こういうところも全然考えてないような感じがいたします。こういうこともなぜそのままでなっているか。これもひとつ、できましたらお聞きしたいと思います。

それと基本方針の中で、子供の学力、体力、教育、文化、スポーツ、こういう面についてここでおっしゃっておりますけれども、こういうおっしゃり方してますと、いままでやってなかったのかということですね。これからやろうとするのには、どういうことをおやりになるか。それをひとつ聞きたいんです。

それから六番目でございますけれども、駅周辺に、これはどこへ行っても困っていることだと思いますけれども、自転車の放置、これの対策について、市長さんは幾らかの予算を計上してある、こういうことなんですが、これをどういうような形で処理なさるのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　御質問の最初の日野市基本構想、つまり第一回日野市基本構想は、たしか五十五年の地方自治法改正に伴いまして、各自治体はおよそ目先十年間の基本構想を持て、こういう改正内容であります。それに伴いまして、日野市でも当時の古谷　栄市長が四十六年の七月に議会の議決を経て、制定をいたしております。したがいまして、私どももその当時から引き続き次のおよそ十年というものを想定いたしまして、そして作業を開始し、今日一応の原案としての成案を見ております。そのことを日野市の市政の大きな目盛りになります十周年、あるいは二十周年、三十周年というふうな目盛りに合わせまして、第二次基本構想は第三十年目、三十周年を目指す、その間の日野市発展の動向の羅針盤と申しましょうか、そういう位置づけで考えております。

それから国に足を運べということですが、国会に足を運べということですが、これはすべて、東京都市長会、関東市長会、あるいは全国市長会を通じまして、大きな共通的課題はそういうルートによって提案をし、それに対します各省庁のそれなりの反応、成果は年々見ておるところであります。特に超過負担等につきましては、摂津の保育園建設に対します国を相手の訴訟等を大きな契機といたしまして、ある程度超過負担というものの解消は図られました。しかしながら、まだまだ超過負担という多少の中央省庁との見解の差はありますけれど、自治体側で主張すべきものがまだまだ残っておる。こういうことは事実であります。そういうことを通じまして、今後とも一層超過負担の解消には関係市を通じて強力に運動を進める。こういう考え方であります。

日野市独自の問題につきましては、たとえば神明上区画整理を遂行いたします際に、多くの国からの特別援助をもらった、こういうことは申せるというふうに思っております。

それから表明の中のミニ開発のところに伴いまして、そのミニ開発の後始末のごみの施策、ごみ処理の施設、あるいは外路灯が暗い、こういうことがいま指摘がありましたから、ごみに対しましては、ミニ開発で市道にかかるものといいましょうか、戸数関係、あるいは地積関係等がありますから、市の指導の対象となるものにつきましては、それらのことも十分に事前に指摘をし、実現をさせてあります。ただ、街路灯の暗いということは、街路灯の設置のこともあるかもしれませんが、本来、日野市の基準は螢光灯二十ワットが街路灯の基準になっております。そういう意味で暗いといえば暗いし、しかし日野市ぐらい街路灯の数を維持しておる市は、おそらく面積単位でもないぐらいだろうと思っております。これからは水銀灯を使うとか、あるいはもっと明るいルックスの方向を全体的に検討いたしまして、町の夜間の照明についても一層の努力を図りたい。こういう考えは持っておるわけであります。

教育ということにつきましては、これももう終始一貫、子供たちの学力、体力、情操、あるいは取り巻きます文化やスポーツの関係、これは日野市の最も重点とする分野であります。いままでやってなかったから突然思い出した、なんてことじゃありません。綿々として続いておる基本的な政策だ、このようにお考えをいただきたいと思います。

それから駅周辺対策といたしましては、日野市には御承知のとおり中央線に二駅、京王線に五駅あるわけでありまして、そういう意味で交通の利便はかなりあるわけでありますけれど、近ごろの傾向といたしまして、特に自転車の放置状態がはなはだしいもんですから、これはどうしても何とかしなきゃならない。いろいろなことを施策いたしておりますけれど、とにかく現実に用地を借りたり、あらゆる手段を通じて一定の基盤を確保し、その上で一定のルールをつくっていこう、こういう、まず考えでございます。そのために、ことしは約七千数百万円の予算を計上しておる。つまり、どのように力を入れておるかということの例として、御理解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　藤林理一郎君

○二十番（藤林理一郎）　いま説明がございまして、大体了解いたしました。保育園の超過負担のことで市長から回答がございましたけれども、大体これ、公立と私立との差がまだまだ縮まっていない。その辺を私は、できましたらもう少しお考えになっていただいてやってもらいたい、ということを申し上げておきたいと思います。

それと、子供の学力、体力とか、こういう情操のことをいま答弁なされましたけれど、これも私はいままでどういうふうにではやっていたのか、こういうふうにお聞きしたんですけれども、これは私は今後どのようにということで、ちょっと私のしゃべり方がまずかったかもわかりませんけれども、いままでこ

ういうふうにしておやりになってはいるんですけれども、大体子供さんの体力づくりというふうになってきますと、遊び場所ですね、これは非常に子供のラグビーとか、野球とか、こういうものに非常に大人の方たちが熱心になって非行に子供さんを走らさないために、何とかしてそれの方向に持っていこう、体力づくり、それからスポーツ関係で一生懸命おやりになっていただいている親たちが、場所が全然ないということで請願なり陳情なりがたくさん出てきておりますけれども、こういう方向にひとつぜひ目を向けていただきまして、これを解消していただきたい。こういうふうに要望いたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君

○十八番（古賀俊昭君）　施政方針一ページ目につきまして、まずお尋ねをしたいと思います。五十六年度末の公債発行残高は、ここにありますように約八十二兆円、毎年の税収の二倍以上の額であり、また国民一人当たりにしますと七十万円以上という額になるそうで、大変大きな額であることはわかります。しかし、公債の発行が国民総生産の三分の一弱であるという認識、それからまた、政府の試算が公債の発行残高を上回っていないという現実、また、政府支出の規模が、国民総生産に対する比率においても先進国中最低であるという、そういう認識も一方ではあるということをまず申し上げておきたいと思います。

そこで「今日の国の財政危機は高度経済成長期の拡大した財政規模の見直し時期を失したものといえると思います」とありますが、いつ、どのような見直しをすれば失したものといえないのか、その時期について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　近年、いわゆる石油ショックといわれる四十八年、あるいは五十二年、まさに日本が大きな経済のショックを受けたわけであります。したがって、それを克服するために一定の内政政策がとられるということは、当然あり得たことだと思いますが、それにしましても、どこに施策の重点を置くかというところで恐らく見直しあるいは政策の転換、そういうことがあり得ることだと思います。私も必ずしも経済学者でもありませんが、ともかくだれが考えても、三年間に及んで膨大な赤字公債が出されたということは、赤字公債が主として産業基盤の整備でありますとか、あるいは、大企業関係でありますとか、その点から安定を図られたというふうには考えられますけれど、もっとやっぱり内需と申しましょうか、あるいは地方自治関係と申しましょうか、こういう方面に対する投資がありますならば、むしろ内需の経済力の充実といいますか、そういうことで日本の経済の再建もまた可能であった。今日、

一兆円減税ということが言われておりますけれど、やっぱりこれも国民、庶民の内需の喚起が必要である。税を減らして購買力を高めて、その力をもって財政再建を図るべきである、という説もあるわけでありますから、私はそういう観点に若干、一応の見解を持った、こういう程度でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君

○十八番（古賀俊昭君）　わかりました。市長は事あるごとに国の財政政策ないしは都の財政政策が自治体に対して、市に対して非常な負担を強いている、というふうに責任の転嫁といいますか、そちらの方に一方的に責任を持ってこられる。そういう姿勢があると思いますので、こうした表現になったんだろうと思います。

次に二ページ目について、一点質問をしたいと思います。

巨額な後年度負担を伴う防衛関係予算の大幅な伸びは異常な事態といわざるを得ません、ということで、国民が一丸となって現在進めております行政改革に対しまして、政党では共産党や社会党の言うところのニセ行革だ、とする立場からの反対、そうした考えをもとにしたこれは意見だと思います。私はこの表現が必ずしも適切ではないと思いますので、その点から質問をしたいと思います。五十七年度の予算の伸びは、政府の予算で御承知のように七・五%、福祉関係の予算が二千五百億円で二・九%しか伸びていない。それに比べて防衛関係費の予算は一千八百億円、いわゆる七・七%で、防衛費が突出しているという論があるわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、福祉関係が二千五百億、防衛関係費が一千八百億という予算の土台自体が本来違うわけであります。

また、防衛関係費というのは、現在、国際環境の中でいろいろ言われますように、いままでが日本というものがそういう政策の面で世界の常識に反して、アメリカに一辺倒にそういうものを任すことによって防衛の政策をやってきた。そういう反省が現在出てきているわけでありますので、そういう立場からも行革の名のもとに福祉を初めとして弱者に対するしわ寄せはまことに容認し得ないものがあるという表現も、私、適切でないと思います。

また、福祉関係の実質的伸び率が先ほど申し上げましたように二・九%だということで、これが低い。防衛関係費の七・七%に比べて格段に低いではないか、ということが防衛費突出しの大合唱の論拠ではないかと思いますが、会計上のやりくりをやっておりまして、福祉関係では厚生年金の国庫負担一千八百億円を六十年度以降に回す。また、国民健康保険の一カ月分の国庫負担、これまた一千八百億円を五十八年度に繰り延べする。実質的に会計に計上したと同じ政策が今年度の政府予算ではとられております。これらを足しますと、二千五百億円に足すわけですから六千百億円、これをパーセントに直しますと七・一

%の伸びが確保されているわけであります。ですから、確かに老人医療の一部負担や児童手当の所得制限の強化等、福祉が確かに切り込まれた面はありますが、七・一%の増を見ている。福祉の水準は決して落ちてはいない、ということが言えると思います。

そういう立場からしますと、市長のこうした意見は、自治体の長としまして認識が偏り過ぎているのではないかと思うんです。十五万の市民にとって決して長期的に見れば幸福なことではない、不幸なことではないか、と思いますので、そうした意識、認識を改める御意見があるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　短い文章の中で、ごく端的な主観という表明にならざるを得ませんから、あるいは私の言葉の足りないところ、それから聞き方によって意に満たないところ、これはこれから反省しなければならない、このようには思っております。ただ、基本認識ということについては、これはそれぞれの立場、考え方もおのずからあるわけでありまして、私のこういったことを背景として申し述べておりますのは、要するに日野市の市民生活を守るためのこれからの町づくり、あるいは施策、これらにも一層厳しいものがあるということをみずからに聞かせ、市民にも理解を願い、また市の職員にもその意思を持たせる。これがやっぱり責任者としての基本的な意思表明だ、このように思っております。

したがいまして、国あるいは都、あるいはわれわれの市、ともにこれは行財政の大きな、いわゆる国民、市民を守るために何が優先するかという、そういうための改革はともに必要である。こういう認識でおります。私どもも一層引き締まってがんばりたい、こういう決意にお取りいただきたい、というふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君

○十八番（古賀俊昭君）　簡単に、最後に意見を申し上げておきます。いま市長が言われましたように、市民、また国民を守るためのそういう福祉関係の予算というのは、こういう厳しい財政環境の中でも、先ほど数字を申し上げましたように、従来の水準というのは維持されているわけでありますので、ここに書いてありますような、福祉を初めとして弱者に対するしわ寄せは、まことに容認しがたいという認識は、明らかに誤りであります。そのことを強く申し上げて私の発言を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君

○三十番（高橋通夫君）　市長は、施政方針のうちの第一に、憲法を市政に生かしてということを言われておりますが、これは大変結構なことですが、果たしていままでそうなっているかどうかということをちょっと聞きたいのですが。

これは私が前に一般質問でも質問したことがあるんですが、

市長は市政に生かしてますという回答なんですが、市長は一期、二期、三期と、三期目に今度なったわけですが、一期、二期のときはそうでもなかったんですが、三期になったらだんだん姿勢が高くなったというのが、市民とか一般の議員とかの見方でありますが、市長は憲法を市政に生かすということは、簡単に平たく言えば、これは自治法をよく遵法して本当に憲法の精神を生かして、民主的にやるということであると思うんです。大ぜいの人の意見を聞いて、それを素直に市政に生かして、そして市民の福祉を増進させる、ということだと思うんですが、これを大きく分けて市民と議会議員と職員に分けて、私はちょっと質問したいんですが、市長はこうした趣旨から市民相談とか市民対話ということをやって、市役所でも相談日を設けてやってますし、また日割りを組んで部落へ出かけて地区センター等でいろいろ市民の声を聞いているわけですが、市長はそういうところでやると約束したようなことがやってないとかいうことで、相当市民からも不平が出ているわけですが、なお議会に対して、これはもう議会のことに尊重していると市長は言っているんですが、たとえば市長が任命する役職員の民間からのうちで、たとえば教育委員とか、あるいは監査委員とかそういうのがあって、それでやはり議会の承認を得なければならないわけですが、ずっと前の市長のときには、議会の議員に対して、ではこの地区からこういう人、適当な人を選んでくれ、というようなことがあったわけですね。それで今度はこっちから選んだら、複数のときは今度は野党とか与党とか分けて選んでくれ、というふうでやって、それで持ち出された人をお互いに議員が相談したりして、この人ならということで、それでそれを市長の方に話して、それで市長から提案されたという経過が多かったんですが、その後のやり方でいくと、市長がこの人と思う人を自分でもう決めちゃって、その人の内諾を得ちゃったりしてもう話がついているんだからこの人以外にはだめだ、というようなことで無理やりに、強引に認めざるを得ない、というふうなやり方で議会へかけて認めてくれというふうな、そういうやり方ですね。そういうことが果たして憲法を市政に生かすと言えるかどうかですね。

それで、市長はそういう議会に、議員に対してやれば、地区の関係とか、配置関係のバランスなんかを考えてやるんですけれど、市長が構わずやるので地区的に偏っちゃったりして相当不平も出ている。また、そういうと失礼かもしれないけれども、市長がこの人と思うというのは、結局与党関係というか、革新関係の人だけを選んで、そういう傾向もあるというような、いろんな不平があるわけなんですが……。それからなお、市の職員に対しては、これは市長が最高の人であるから市長の言うことはだれでも聞かなきゃならないということにはなっているけれど、最後の決定は市長だ、というふうな自信を持って、しか

しながら、市政を憲法に生かすというのであれば（「反対だ」と呼ぶ声あり）部課長のこともよく尊重して聞かなければならないわけですけれど、なかなかそういってないということで、市長が部長の言ったことをそうではない、こうでは、といろいろ取り消すようなことがあるんで、市民がいろいろ相談なりいっても、いや、私がそう言っても、市長がまた引っくり返されると困るから言えることも言えずに帰っていくとか、そういうケースがたびたびある。そのほかにでも、せっかく計画されたことが下からだんだん行って課長、部長、助役等の判がいってもなかなか市長がそれを許可しないとか、そういうことで自分の気に入らなければ押さないとか、というようなうわさも相当あって、部課長間でも非常にそうした信頼感というのが薄れているとか、不満もあるというような話も聞いているんだけれど、そういうことで、たして憲法を市政に生かしているかどうか。

方針だけということならいいけれど、そういう点について市長の見解をただしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　ただいま思いがけない御指摘をいただいた感じがいたします。私は全くそういうことは、もしあるとすれば私のまだまだ努力の足りない点だ、というふうに思わざるを得ないわけですが、そういうことはない、ほとんどそういうふうには――謙虚に聞かなきゃならないとは思いますけれど、ご指摘のとおりだというふうには思っておりません。

そこで、憲法を市政に生かすという理念は、これは今日の憲法の中の一つの自治体として、最も理念として高く掲げておる、そういう気持ちでございます。そしてその精神に基づいて平和、民主的、あるいは個人の人権、特に自治というものの尊重する主権在民を正しく実現をする、こういうことに中心を置いておるわけでございます。したがいまして、今後一層御指摘の点につきましては謙虚に反省もし、努力もいたしますが、果たして御指摘のとおりであるというふうにはちょっと感じないわけであります。

ただ、言われます中の議会の同意を要する人事、こういうことにつきましても、もちろんこの人は、という方を推薦を申し上げるわけでありますから、議決をしていただいたのは議会のご理解をいただけた、このように思っておりますし、必要な今後の連絡あるいは内議の御理解をいただくということにつきましては、一層努力をしなければならないということを感じております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　市長の市政方針表明に対する所感を一言申し上げまして、一点だけ質問をさせていただきたいと思います。

施政方針の表明の前半は、いままでの市長のやってきた行財政、それから今後の考え方という点で、私も大方のところ共感を覚えるものでございます。特にいまの日本の財政の状況という中での、国と都に対する位置づけというところは、非常に正確ではないか、というふうに考えているわけであります。いま、政府の赤字国債の発行は、いろんな方が言われましたように、八十二兆円という状況になってきております。この赤字国債の発行をしている割合というのは、第二次世界大戦中、大東亜戦争のころの赤字国債といいますか、国債の発行の割合をもうすでに超えているという状況で、これは日本の国の財政を今後破綻に導いていく重要な問題、ですから地方自治体にもそのしわ寄せが相当今後来るということが予測できるわけです。いろんな経済学者の発表などによりますと、これが昭和五十九年から昭和六十九年までにいまの借金である国債を返還していくということになりますと、利子分も入れますと二百三十兆円ぐらいになるという説も多く出ているわけです。二百三十兆円といいますと、一億人で割れば二百三十万円。四人家族で九百二十万円、莫大な国債の量になっていくわけです。ですから、恐らく大東亜戦争のころのように、各家庭にどんどん国債を押しつけて買わせる。それで戦争が終わってみたら何の値打ちもない紙切れだった、というようなところに、もう近づいてきている、非常に危険な状態だというふうに思います。そういうことを市長が感じて、市政に対して五つの要求をしているということは、非常に正確な市民の気持ちを表明しているものではないか、というふうに思うわけです。

この軍事予算の伸びも七・数％といいますけれど、後年度負担も入れれば八％、九％という伸びに実質なってきているわけでして、福祉、文教予算は二％台の伸びですから、物価上昇に比べれば実質、福祉や教育の関係の政府の予算はダウンしているという状態になってきていますし、地方自治体に対するしわ寄すというのは、非常に大きいものがあると思うんです。ですからNHKとか読売新聞、朝日新聞の世論調査でも、軍事費を伸ばしてくれるなという世論が、七〇％近くをどこでも示しているとおり、日野の市民の気持ちを、この施政方針というのは非常に正確にあらわしているのではないか、と私は思います。

また、東京都の財政の問題につきましても、今年度の予算案などを見てみますと、公共料金の引き上げ、手数料の引き上げなどが、千六百八十億円ほどになっております。これは四人家族にいたしますと一世帯六万四千円、こういう負担が各家庭に来ていることになりますし、それから福祉、下水道、防災、こういう関係の東京都の予算は、去年に比べて七百三十二億円のカット。また、都の教職員の定数の削減が五百七十一名、このうちの数名は日野市にも割り当てが来るわけでして、そういう

意味で、東京都の財政というのも非常に自治体と日野の市民にとっていろんな負担を強いてくるということになりますので、そういう点を、この施政方針はきわめて正確に表明されている、というふうに私は感じております。

そういう所感を表明いたしまして、一点だけ質問したいのは、五ページの基本方針の中の五本ございます。その中で四の「行政サービスの向上に努めます」ということがありますけれども、これの具体的な内容というものはどういうことを示しているか、一点だけ聞かせてもらいたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　市民生活を守り、自治体を発展をさせるという使命こそ私どもの任務でありますから、市民サービスをあらゆる分野を通じまして、できることは、そしてまた公平に、有効に価値のある施策はいろいろ順序を経て、優先順序はもちろんありますが、それを前進させるということは、どこの市を問わず、あるいは過去の日野市もまさにそのとおりであったというふうに思っておりますから、ことし施策の中で申し述べましておるようなのがことしの取り組む仕事である。来年はまたこのようにいたしますけれども、これからマスタープランの中で優先順位をつけて、そしてやっていこう。このように考えております。したがって、何をというふうな指摘は、ひとつ全体の中で推察をしていただきたい、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君

○二十二番（竹ノ上武俊君）　行政サービスの向上という点について一点だけ、要望だけさせていただきたいと思います。

市民の要求があって、それを本年度の予算案で予算化している、ということが行政サービス全般を指すんだ、というような答弁だったように思います。しかし、私は特に強く要望したい点は、いま地方自治体も人員を削減せよ、というようないろんなそういうこともございます中で、しかし、市民の要求は、非常に強くなってきている。日野市は、たとえば昼休みの窓口のサービスとか、そういうことなどはしておりますけれども、さらに図書館などの土曜日の午後とか夜間のサービスとか、そういった積極的な方向で人員確保しながらサービスの向上などを努めていただきたい、というふうに考えますので、そういうことも含めた行政サービスの向上というふうにひとつ考えを強めていただきたい、というふうに述べておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって施政方針表明を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後　二時　二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員長の発言を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　追加議案に対しまして、休憩時間を利用いたしまして議会運営委員会を開催いたしました。

今月の三十日まで、今後本会議がきょう以外開かれる予定がございませんので、本日、追加議案をお願いするわけでございます。

特別委員会の委員の選任の件、それからこの二十三日に農業委員会の大会も開かれますので、これに関しまして農業委員会委員の選任の件、それから二十四日に告示になります競輪の委員の選任の件を追加議案といたしたいと思います。委員会で追加議案に決定をいたしましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　議会運営委員長の報告を終わります。

日程第二、行政報告を行います。市長から行政報告を求めます。

○市長（森田喜美男君）　昨年の十二月議会以降、行政経過につきましては一応資料をもって提出しておるとおりであります。私から三点ほど、比較的重要な項目について御報告をいたします。

その一つは、基本構想の作成についてであります。第二次日野市基本構想作成については、昨年半ばより企画チームを中心に起草に取り組み、庁内の組織と職員参加によって一応の原案をまとめるに至りました。このたび資料として議員各位の下見に供するため、お手元に配付いたしましたのがそれであります。いずれ正式には今後の定例市議会に提案をして御審議を願うものであります。それまでの間、各行政委員会、諮問委員会等の委員さん方にお願いをいたします拡大委員会、通称百人委員会というふうなものに諮りまして、御意見を徴する等の市民参加の手順を踏みたいと考えております。

なお、この基本構想の作成と同時に、兼ねて発想いたしておりました市民憲章、市歌の原案も作成できましたので、あわせて御参考に供する次第であります。この基本構想、市民憲章、市歌を明年迎えます市政二十周年記念事業の一環に位置づけたいと想定いたしておるものであります。

第二には、旧庁舎連絡バス路線の延長についてであります。

現在、本庁舎と旧庁舎との間を運行しておりますマイクロバス路線を、四月一日から七生支所まで延長して運行することになりました。これは強い市民要望もあって、かねてから交渉を重ねておりましたところ、このほどようやく実現の運びになったものであります。この運行は特定バスでありますために、停車場所は本庁舎、旧庁舎、七生支所の三カ所でありますが、これら行政拠点をつなぐことによって最小限の交通サービスに供したいとの考え方であります。今後、市内循環バス運行までには多くの解決すべき問題がありますが、それらの支障を打開し、関係機関の協力を願って市内交通の利便確保に一層努力する所存であります。

三番目の報告といたしまして、新交通システム促進協議会についてであります。東京都は多摩地区の基幹的交通施設として、中量の輸送機関の調査を昭和五十四、五年度の二年にわたって実施しておりますが、この大型プロジェクトにどう取組むかはまだ方針として固まっているものではありません。また、その調査内容についても関係市町に具体的に説明がなされていないのが現状であります。このような東京都の動きに対し、多摩地域関係市町の間で早期実現を目指して、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を発足させるための準備を現在、進めておるところであります。本市といたしましては、将来の日野市に大きくかかわる新交通のあり方でありますので、市独自の検討が必要でありますことと、市民に説明をする資料が正確に得られるまで慎重に対処したいという考え方でおります。

以上、三点を御報告いたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　助役から二件、報告を申し上げます。

まず、部長の異動について御報告申し上げます。昭和五十七年二月一日付で人事異動を行いました。この異動に伴い、市議会での説明に一部変更が生じておりますが、先般御紹介したとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、三多摩地域廃棄物広域処分場の計画について御報告申し上げます。

二十五市二町で構成する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合では、日の出町平井字谷戸に広域処分場を建設し、昭和五十九年四月から埋め立てが始められるよう地元住民の理解と協力を得て、建設作業を進めております。この処分場の計画規模は、埋立面積二十八万平方メートル、埋立容量二百六十万立方メートルで、埋立期間を十年と予定しております。建設にかかる費用は、処分場周辺の環境整備も含め約百十六億円を見込んでおります。

実施作業に当たっては、日の出町を初め関係市町村、その他関係団体の協力を得ながら慎重に進めており、昨年十二月二十

八日、建設地である日の出町と処分場建設にかかわる基本協定を締結いたしました。

現在、処分場用地の買収交渉も順調に進み、すでに建設用地の六九％を確保いたしました。また、埋め立て搬入道路の建設にも着手しております。今後は建設地内にある建物の移転、砂防調整池、貯留ダムなどの建設を行う計画であります。

昭和五十五年に組合を設立して以来、市議会議員の皆さん方の御理解と御支援により、困難と思われました広域処分場計画にある程度の見通しがつきましたことを御報告し、今後一層の御協力をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　生活環境部に関連をいたしまして、一点お尋ねをしたいと思います。

子宮がん検診の関心は最近とみに高まっておるわけでございますが、子宮がん検診のことにつきまして市長の方にお尋ねをしたいと思います。

過日、広報を通じまして募集がございました。高幡保健所において募集があったわけですが、九時半の時間帯の広報でのお知らせに、九時に行った方がすでに定員の五百名をはるかにオーバーをした六百数十番だった、こういう事実もございました。

こういったことから、最近子宮がんに対するお母さんたちの関心が非常に高まってきておる実情じゃないか、このように考えるわけでございますが、そこで、まずこの方法といたしまして、応募者に対する往復はがきでの方法はとれないかどうか。これ、まず第一点。聞くところによりますと今年度三千名ほどに募集人員も増加をしておる、このようなことも伺っておりますが…。

二点目には、時期の問題でございます。東京都の指導、あるいは、医師会の都合等もあるでございましょうけれども、二月あるいは夏の暑い盛りでの時期。こういったことも検討できないかどうか。二点について御質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）

○生活環境部長（伊藤正吉君）　ただいまの御質問の二点でございますが、確かに先般、二月の広報でＰＲいたしまして一応受診者の希望をとったわけでございますが、非常に九時半の受付開始が七時半ごろにはすでに相当並んでいた、こういうふうな実態が事務担当の方から報告されてございます。それでいま、御提案のような形で往復はがきによりまして並ぶ方法を解消していきたい、こういうことで、いま内部で検討を進めております。ですから次回ではこういう形で進めていきたい、かように考えております。

時期の問題につきましては、一応これは日野市の医師会とも相談し、また、東京都の保健所の、日野の保健所でございます

が、これとの行事の関連で非常に時期的なものが二月にあるわけでございます。東京都の方ともこれから相談しなきゃならないわけでございますけれども、現在の時点ではやはり医師会とも相当煮詰めなきゃいけない、こういう段取りを踏まえまして、この辺のことにつきましては検討させていただきたいと思います。以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君

○五番（谷　長一君）　第三点質問いたします。

まず最初に、第一小学校の体育館の建設工事についてであります。九月に業者が、大木建設が工事をやるということになりまして、九月十六日から遺跡の発掘にかかり、十二月二十五日まで発掘調査を要したわけでありますけれども、九月と十二月の議会に教育長は、三月の卒業式は必ず行えるように努力をするんだということでした。それから十二月に私が質問をしたときは、とにかく思い出のある卒業式を行うためにはどうしても、天幕を張っても第一小学校の体育館付近、校庭またはその中をどうにかして作ってもらいたいということを頼んだんですけれども、工事もなかなか早く進まずに現在のような状態になっているということで、第一小学校の体育館の建設工事はいまどのくらい一体進んでいるのかということです。

第二点は、婦人センターの基本的な考え方と申しますか、五十七年度の社会福祉の婦人センター新設というところを見ますと、予算で千三百五十一万、それから開設用備品ということで二百万というのが計上されているわけです。それで前回のときに市長が、いわゆる婦人センターをつくるには委員会等をつくってそれらの考え方を集約してといいますか、煮詰めて、それで婦人センターを婦人の地位の向上に、発展に寄与するような形でつくるんだということを申されたんでね。それが、やはり予算を見ると婦人センターの予算がもう盛り込まれている、一体どういうことかということが第二点です。

あと一点は、南平に都立高校を誘致する、その誘致の場所の予定地として、鈴木重信の土地だということでありますけれども、それらの買収交渉といいますかね、それらはどのような形で進行しているかという点です。

以上、三点について質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　第一点の一小の体育館のことについてお答えいたします。

これにつきましては、確かに一カ月ぐらいでやりたいと思ったところが遺跡が次から次へ出てきておくれたということは、この前、御説明申し上げたとおりでございます。それで、これが完成するのが大体六月半ばというふうに建設の方では聞いております。そして、いまそれに向かって鋭意努力していただいていますけれども、しかし、さっき申しましたような形でそこ

を利用して卒業式をするというようなところまでは進んでおりません。これは大変申しわけないと思いますが、そういうことでございます。それで、実際これについてはどうしようかということで学校長、父母、あるいは学校の先生方、こういう方々といろいろ相談いたしまして、やはりやがて入学していく一中の体育館をお借りしてやるということが最善の方法ではないだろうか。しかし、それもいきなり一中へ集まるということじゃなしに、やっぱり一小に一応集まって、そして先生方の引卒の上で一中の体育館でさっき申しました卒業式をそこで行わせていただくということで、一応了解をとっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　二点目。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　婦人センターの件につきましては、十二月の定例会で御決定をいただきましてすでに買収して市有の建物になっているわけでございます。それで、そのままでは使えませんので、一部内部改修をいたしまして、それで開設にこぎつけていきたいということで、いま予定を立ててございます。そういう意味で、いまおっしゃられました予算額が案として計上してございます。これはあくまでもある程度の弾力性を踏まえました予算でございまして、ある程度委員会の委員さんといいますか、広く婦人の声を聞いて、それを盛り込んでいって施設をつくっていきたい。かような方針には変わりございません。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　三点目。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　第三点目の公共用地、いわゆる高校用地の予定地でございますけれど、この件につきましては現在のところ価格の点におきまして差異がございます。そういうような状況でございますので、現在そういった中での様子を見ているということで時間を置いております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　再度質問いたします。委員の構成等はどのようなお考えを、婦人センターの件ですけれども、持っていらっしゃるかということが第一点。

あと一つは、価格等の様子を見てというけれども、それらのこれからの見通しはどうなっているかという、二つをお伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　まず、委員の内容につきましては白紙でございまして、これから検討していきたい、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　南平所在の鈴木重信氏所有地の公共用地としての取得の件でございますが、議会でも御指摘をいただきましたとおり、相手がなかなか大した方でありま

すから十分慎重を期したい。しかし、必ずまた取得もしたい。こういうことで、いま努力をいたしております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君

○三十番（高橋通夫君）　連絡バスのことについてちょっと質問しますが、いままで旧庁舎から新庁舎までのバスだったんですが、今度、高幡支所まで行くということなんですが、大分楽になると思いますが、この場合、いままでは旧庁舎から新庁舎へ行った場合は庁舎に用のある人のみが乗ったと思うんですが、そうなった場合こちらの方からと、また、あるいは三沢、程久保、高幡地区、そういう方面から新庁舎に用のある人だけでなく、ほかの人が便乗して乗って、それで大きさはいままでのバスであるかどうかということとといままでのバスである場合は余り乗れないので、大ぜい乗った場合、新庁舎に用のある人が乗れないような場合があるかどうか。

それから、そうした無料バスを便乗してくる人も黙認するのかどうか。そんな点について御回答願いたいと思います。

それから、広域廃棄物のところは大変進んでいて結構なことですが、何年間ぐらい使用できるものであるか。そういう点についても御返答願いたい。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。市長

○市長（森田喜美男君）　連絡バスの高幡支所までの延長のことでありますが、この実現を図るまでに本当に、相手の地域にこのバス路線運行の許可を得ております京王バスと大変交渉が手間取りました。つまり、原則は向こうの当事者としては認めないという考え方であります。しかしながら、市民要求にわれわれはぜひこたえたい。少なくも最小限のそういった一種の行政拠点をつなぐ構内バスというふうなものであるからということを強調いたしまして、いろいろな条件を付せられた中でようやく、本当の最小限の可能性ができたということでありまして、使う車両は現在の車両をそのまま運行いたしますし、距離が延びますから時間もかかります。したがって、われわれが希望するとおりにはなかなかいかないわけでありますが、三拠点のみが下車あるいは乗車のできる地点でありますから、途中で他の用向きのためにおりるということは、つまり向こうの最も指摘します不特定多数の乗客になってはいけないということにひっかかりますから、したがって行政の三拠点に用事がある人のみということで限定せざるを得ません。

しかし、これをいずれへのバス運行のきっかけといたしまして、バス運行は当然営業路線でありますからもちろん乗車賃を要することになりますけれど、いま進みつつあります一番これまで隘路として困っておりました中央線一・三・二の架橋のこと、あるいは都の事業でありますが、二・二・六路線の公道との連絡を早く急ぎまして、少なくもバス路線の最小限の利便確保を図りたい。このスタートでございますから、余りサービス

が進んだということにはならないかもしれませんけれど、今後の努力の第一歩としてお認めいただきたい、このように願っております。

○議長（石坂勝雄君）　助役

○助役（野呂　章君）　お答えいたします。残灰等の埋め立て利用期間は、約十年と予定しております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君

○三十番（高橋通夫君）　市長のお考えは大変結構と思いますが、私が質問しているのは、それを途中で停車しないということはわかってるんですが、具体的に申しますと高幡方面から日野方面へ行く人があすこでおりて旧庁舎の方へ行かないで利用しないかということと、それから神明上の人が高幡へ用があるのにあすこまで乗っていって、そうして七生支所に用がないのにそこでおりて使用しないかということで、そうして無料であるということで大ぜい乗って、本当にそこへ用に行く人が乗れないようなことがあるとそれは趣旨に反するので、そういう点を考慮されているかどうか。

それからついでに申しますが、向こうへバスが行ってバスの転換をあすこはできると思うんですけれど、そうした場合、駐車車場が狭くなって七生支所に来る人に不便はないか。そういった点に御回答願いたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　伴う今後の調整をすべき問題はいずれあろうかと思っておりますが、途中で他用のための利用ということにつきましては、市民の方々の良識をお願いをしなきゃなりません。

ターン等に必要としますスペースは、これは可能だというふうに思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　第一点は黒川先生の御質問に関連しますが、老人とか成人の健康管理につきましては市長もかねがね議会で発表されて、あるいは市民にも言っておられるようです。私は市立病院をつくりましたが、市長はひとつ健康管理センターというか、医療管理センターをつくるということを選挙で公約しておりますから、公約の一番最初に書いてあるんです、森田さんの。だから黒川先生の言われるような事態が発生しないように、いつ健康管理センターなり成人病医療センターをつくるか。これをひとつ計画を、あと三年でございますんで教えていただきたい。そうすればがんにしても何にいたしましても、当然そのセンターでいつでも予防なり検査ができるわけであります。この黒川先生の質問の関連が第一点。

第二点です。昭和五十年、宗教法人大昌寺に対しまして市長

は五百坪余りの土地を売ってほしいという申し入れを行いました。理由は、第一小学校の体育館をつくる、こういうことであります。大昌寺では壇徒約三百五十名、全員の賛同を取りまして日野市のためではやむを得ないということで、価格も非常に安い十五万円余で一一坪です。売却をしたのであります。その五百坪の土地は、大昌寺が将来境内地として活用をすべく保留していた土地であります。宗教法人ですから当然美濃部知事の許可を取りまして、昭和五十一年美濃部知事の、学校へ売ってよろしいという許可を、学校用地として市へ売却してよろしいという許可をいただいたわけであります。それによって市長と大昌寺は契約いたしたのであります。ところが第一小学校の体育館は、大昌寺が市へ無理に依頼されて売却した土地につくらなかったのであります。当然、壇家信徒といたしましては、その売却価格に市の利子をつけた価格で返してもらいたいわけであります。第一小学校の用地に使うからということであります。そのために美濃部知事の許可も取ったわけであります。

ところが、最近その学校用地として売却した土地の一部が第三者に売却されているかのごとき風聞を聞いております。私はこのような背徳行為は市としてはやるべき問題ではないと思うのでありますが、これは谷議員の質問がございましたときと関連がございますが、少なくともその点について大昌寺とは何らの相談がなされておりません。このようなことはまことに残念だと思うので、市長の二点についての御見解をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　選挙公約を行ったというのあります健康管理センター、一般に保健センターといっております。これは目下、日野市地域保健協議会、つまり医師会、議会、それから知識経験を持つ市民、各関係行政機関の職員というふうな構成で行っておる日野市の医療行政の、あるいは保健行政のもとを審議していただく機関であります。その場にいま諮問をして、その答申を一面待っておりますが、医師会の意見、あるいは市民並びに議会を代表される意見、それからその中の市立病院との関連、こういうことでまだ結論が出ておりません。したがって、私の最小限考えておりますのは、旧庁舎地域、当時第三庁舎と言ったと思いますが、いま休日準夜の夜間診療をやってもらっております。その建物を一つの拠点といたしまして、また、旧庁舎の建物そのものの改装も図りまして生活センターという機能の中でその事業の初歩的段階といいましょうか、そういう役割りに果たしていきたい。このように考えております。したがいまして、その事業の予算編成等は後日、確実に行ってまいる考えであります。

それからもう一点の、大昌寺から譲っていただいた―譲っていただいたといいましても、日野市開発公社がいま管理をいたしておる土地のことであります。これは当初、第一小学校の体育館が狭小であり、他の学校との格差もひどいわけでありますので、これの改築を早く行いたい。そういう場所を探しながら一定の想定の中で取得をいたしました。しかし、その後、建築基準法等の改正等の規制が伴いまして、その場所では所定の体育館が建築不可能である、こういう結論に達しましたので、やはり校内を使って建設せざるを得ない。また、その当時の考え方といたしましては、できれば現在の、かつてありました旧体育館を何らかの市民施設に、もとに戻したい。こういう考え方もあったわけであります。そうして結果といたしまして、その後、日野市土地開発公社の性格といたしますのは、要するに公共用地を先行取得をして、そうして後日つくります学校その他の代替地を求められる際に、あらかじめ用意をしておく。こういう趣旨でありますから、引き続き第二十仮称の小学校の代替地のことを一生懸命に詰めてまいりました。残念ながらその相手の方にも合意が成り立たず、ついに今日、やはり公共施設の代替用地という性格で日野市開発公社が管理をいたしております。したがいまして、その取得をした趣旨には特別の変化はございませんから御理解をいただけるものである、このように思っております。

ただいま当面の用途として、一番あの地域で当面何らかの解決の必要といたします地域の仮―当分の間の遊び場のこと、あるいは自転車の置き場のこと、これらの用に充てる手順を内部で進めておる、このように承知いたしております。ですから返還ということにつきましては、別段伺ってもおりませんし、御理解はいただけておるものだ、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君

○六番（古谷太郎君）　大昌寺としては第一小学校の用地として、万やむを得ず貴重な土地を手放したわけであります。その用途が使わないということになった時点で、当然大昌寺にお話があるのがしかるべきではなかろうか。これは個人の場合も同じであります。公園にしたいといって買っておって、その土地を分譲でもされたらこれはえらいことであります。特に、いま第二十小学校の一部用地と百坪余りが高木さんの手に渡っているというわさは聞いております。これはまあ、同じ小学校だから第一も二十もおんなしだと。ただいま市長のお話じゃ、今度は自転車の置き場にする（「暫定的に」と呼ぶ者あり）ええ暫定的にしてもですね。寺にとっては大変大事な境内地であります。それを無理しても譲ったのは、第一小学校が大昌寺の壇徒の子供たちほとんどが通う学校だからという理由で、役員が壇信徒の説得を行いました。もう用途が不要になったという時点で、大昌寺の住職が公社の方へお伺いしたそうであります。何とかして返していただけないか。それでいま、その回答がないそうであります。もうそれが二月も三月も前の話

であります。もし管理者である市長がそのことを知らないとすれば、私はいずれか市長としては、あるいはまた公社の長の怠慢ではなかろうかと思います。ひとつこの点、今後の問題ですから十分引き締めていただきたいとともに、今後、公共用地の取得がその用途に使われなくなったときに自由に外部、他の用途に使われるというふうなことが地主の了解なしに行われないように希望したいと思います。一応きょうはその程度にしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君

○二十七番（奥住芳雄君）　一点、お尋ねしておきます。いまこの庁舎の南側の、正面玄関の前の道路を舗装をはがしまして、再び工事が行われております。この件につきまして、過日一般の市民やら多くの方々から問い合わせが来ております。この道路は、まだつくって何年もたっていないと思うわけでございます。しかし、あの大きな道路を掘り返して再び工事をやっているということは、前の工事が非常にずさんではなかったか、かように思われるわけでございます。これらの点につきまして詳細な御説明をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。庁舎前の道路、これは区画街路九号線でございますけれども、現在工事が進んでおるところでございます。この道路の工事を、前に、区画整理で実施した時期は昭和四十五年でございます。その後、この十年間で道路の補装等も大分傷んでまいりました。しかし、ここで区画整理事業が一応終了いたしますと、区画街路として築造いたしました道路はすべて道路管理者の方に引き渡すことになるわけでございます。この引き渡す時期で、道路の破損個所のひどいところ、そういったところは完全に補修をいたしまして管理者の方に引き継ぐことになっております。したがいまして、この庁舎前の道路は舗装が大分傷んでおりましたので、区画整理事業の中で実施を行っている段階でございます。工期といたしましては二月十日から三月三十日までを一応予定しております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君

○二十七番（奥住芳雄君）　部長、工期とか何とかじゃなくて、現実に悪いところを補修をしているというけれども、補修じゃないでしょう、これは。全部掘っくり返してやり直している。あれだけの大きな道路が十年やそこらでそう悪くなるわけはないですよ。基本的に、最初の工事が悪いわけです。そうでしょう。そういうことをお尋ねしているわけですよ。言うなれば、場所は違いますけれどこの庁舎の周りの石のはめてある歩道も、すべてもう、この庁舎が建って何年もたってないのにすでにもう大分前からはがれたりなにかしているわけです。これはね、私も知っていますよ。庁舎の建設に対してこの前の

歩道はつくったと思います。しかし、これらにしたって設計ミスかなにか知りませんが、えらいこれはずさんですよ。こんな三年や四年で、あれだけりっぱな敷石がはがれるなんていうことは考えられないわけです。すべてなにかあっちもこっちもこの神明上の区画整理に対して行った工事が、非常にずさんのように思われるわけです。そのために市の方にこの道路を移管するについて、補修じゃなくてやり直してると同じことです、これ。区画整理の金であっても、都の補助であっても、国の補助であっても、市の財源であっても、みんな税金には変わりがないわけです。ひとつ、この辺についてもう一回説明を願います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。確かに表装の部分だけを補修しているというものではございません。従来のこの道路につきましては路盤、これは砕石で十五センチございました。それの上に表装部分としてアスファルトで四センチの舗装を行われている道路でございます。しかし、ここの道路のところの部分、一帯でございますけれども路盤の下の土質が幾らか軟弱であるということから、このような道路そのものの破損個所が非常に多くなってきたということが考えられますために、この路盤の厚さを十五センチから二十五センチに改良を行っておるわけでございます。そのために表装だけではなくて、路盤から修理を行っております。

前の工事、四十五年当時に施工いたしましたが、この当時の施工が非常に悪かったのではなかろうかといった御指摘でございますけれども、この当時といたしましても道路等を築造するに当たりましては完全な設計、またはそれに基づく仕様書、そういうものを職員の方で全部チェックいたしまして、その上に基づいて発注をしているわけでございますが、施工上等につきましても手抜かり等があったとは、私ども考えられない状況でございます。したがいまして、そういう経過を踏まえながら私どもとしては現在、補修を行っているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　いまの御指摘、私も工事をしたとたんに気がつきまして、こういう市民感情にふれるようなやり方はきわめて適切でない。しかし、それは内容はあの道路をつくりまして、その後、庁舎の建設用の材料搬入に使い、また、ガスや水道工事も行って、要するに区画整理の事業の中の道路でありますから、区画整理事業の予算の中できちんとした最終の改修を行って、それで受け取るんだ、この意味はわれわれにもよくわかるわけでありますが、そのことを市民によくわかっていただくようにあらかじめ説明をしておくべきである。そのことを早速言いまして、あすこに看板も公告ということで出しております。確かに矛盾に考えられる点もあろうかと思い

ますけれど、後日の管理者の立場から言いますと、りっぱなもので、完全なもので受け取っておかなければ困るわけでありますので、そのような経過になっておる、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。私もそういった、つまり住民の方にきちんと説明のできる取り組みをすべきであるということにつきましては、つくづく感じております。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君

○二十七番（奥住芳雄君）　部長や市長のいろいろ苦しい説明は、わからないわけではないんです。しかし、あれだけの広い大きな道路は将来とも大きな車やなにかが通るということは、当初から予想できたわけであります。そしてまた、この神明上の土地が黒土であってやわらかいということは、これはいまさら説明をする必要はないと思うんです。その当時からわかっているわけです。だから先ほど言ったとおり、この庁舎の周りの敷石にしたって同じことであります。ぼこぼこはげているわけです。これらのものを総合いたしましたって、非常に設計の甘さ、また、工事の発注の甘さ、そういうことがよくわかるわけでございます。補修じゃなくて、これは完全なやり直しですよね。補修だなんていう言葉を使うこと自体がもう間違っている。それでごまかしなんです、そういうことは。全く、これでは幾ら税金を納めたって、納める人がいやになります。まして区画整理で市の方に移管する、その意味はわかります。しかし区画整理の関係者はやはり困るわけです。まあ、ここで何回申し上げてもしょうがないと思いますけれど、よく今後とも厳にこういうことをよく考えあわせまして、今後のこういうおかしな、ずさんな工事のないようにひとつ今後ともしっかりやっていただきたい、かように申し上げまして終わりといたします。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いまの奥住議員の質問に関連しまして、一点だけお尋ねをします。

三月になりますとあちこちで道路の掘り返しがある、そういう指摘はかねがね多くの市民の方から行政官庁は受けているところでありますが、こういう行政のむだ、そういう道路の掘り返しをなくそうということで、すでに昭和三十七年には閣議で了解事項が出され、また、昭和四十五年にも事務次官の申し合わせ、それからまたことしの二月十九日にはそういう道路の掘り返しが予想されるという、また、市民の方からのそういうかねがねの指摘もあるということで建設省の路政課長の通達が出ております。これは都道府県の道路管理者に対して、市町村の道路管理者に対しても強く指導するようにという内容のものになっております。真にやむを得ないそういう場合はいたし方ないと思いますが、そういう通達ないしは申し合わせ、いわゆる了解事項等があるということを管理者、御存じだったかどうか。

その点、お聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　道路管理者は最終的に市長ということになっております。したがいまして、それぞれの組織の中で十分配慮をいたしてまいっておりますし、また、最終的ないまお答えをいたしましたような責任を持って私も対処いたしております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

日程第三、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私どもはさきに選挙で洗礼を受けまして、この議会に登壇させていただいているわけでありますが、告示に入ります多分二日か三日前だったと思いますが、私どもの住んでおります地区に、たくさんのビラがまかれました。そのビラの内容は、三月一日から立川の飛行場にC1ジェットという輸送機が飛行を開始する、その爆音と墜落の危険がある、という内容のものです。中身をちょっと見てみますと、「新滑走路の南側進入路はちょうど日野市の真上を通過、この地域には日野駅周辺や一中、一小などの教育施設がありますし、上空六十メートルをC1ジェットが飛ぶといわれ、離着陸のときは耐えがたい爆音、騒音にさらされることになりかねません」、そういう内容です。また、「飛行時間は午前八時から午後六時までで、離着陸の回数は一日平均五十回にも及びます」という内容になっておりますが、そういう事実が三月一日から日野市にあるのかどうか、まずお聞かせください。（「会務報告と関係ないぞ」「議会事務局長」「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いまのチラシの中に、もう一つおもしろいことが書いてある。「立川から日野駅に向かって軍用道路の建設」というふうに書いてある。この点、市長は日野都市計画に明確に日野市長として告示がしてある道路を軍用路線と書いてあるんですが、軍用路線として市長は告示されたんですか、あれは。ちょっとその点をはっきり言っていただきたいんですが、あの道路は明らかに日野市長の告示のされている道路であります。都市計画道路であります。はっきり言いますと、軍用路線じゃありません、あれはちゃんと私が告示したものですとおっしゃっていただければ私はいいんです。そうしますと、共産党のチラシはちょっと変になるわけです。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君

○二十三番（米沢照男君）　いま、二人の方から発言

がありました。私、発言を規制する意思など毛頭ありません。ただ、発言の場として、いま会務報告についての質問の場だと思うんです。したがって、もし、いま発言されたような内容でやるとしたら、別の場でやるべきだ、こう思うんです。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　いま、第三の諸般の報告の件にはふさわしくないという言葉は議長として適切ではないかもしれませんが、別の機会にこの問題を行うということで御了解いただきたいと思うんですが……（「異議なし」、「議長」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　個人の現職の議員が出されたレポートを私は先ほど読んだわけです。共産党の議員の方です。「現に三月一日から一小及び一中で耐えがたい騒音や爆音にさらされる」という内容があるわけですから、日野の教育、そういうことに関しても非常に重大な問題を含んでいると思います。ですからそういう事実があるならば、早急に対策が必要ですし、そういう事実がなければ、市長の与党として共産党がこういうものをお出しになった、市長は抗議をされるべきだと思います。ですから大切な問題だと思いますので、御回答をお願いします。（「別の場でやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　第三の諸般の報告とここで言うことは、議会関係の報告を指しているんで、議長としてはほかの機会に、いま古賀議員なり古谷太郎議員が取り上げられた問題は、究明していく機会があるんではなかろうかと考えますので、御了解いただきたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ほかの場での取り上げる機会をお与えくださるというような、いまお話ですが、その確約をしていただけるのかどうか。それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　確約いたします、議長は。（「了解」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての議案につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は職員の定数を千三百四十七名に改めるのに伴い、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○務総部長（加藤一郎君）　それでは御説明申し上げます。

今回の改正は、固定資産税の評価事務の増加、あるいは西平山区画整理事業の拡大など業務量の増加に伴うものでございまして、この関係では六名、さらに高幡保育園の改築がございました。この関係でございまして保母が五名、栄養士が一名、看護婦が一名、給食調理員が二名、合計十五名の増員によりお願いするものでございます。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第二号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第二号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市国民年金印紙調達基金の額を四千五百万円から五千万円に引き上げるため、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。保険年金課長。

○保険年金課長（岩沢代吉君）　部長がどうしても出席できませんので、私、保険年金課長の岩沢でございます。

御説明申し上げます。この件につきましては、いままで被保険者数が二万八千弱でございましたけれども、この被保険者の増に伴いまして、印紙の調達が非常にふえるわけでございまして、これの被保険者の増に絡み合わせまして、今回五百万増の五千万円にお願いしたいというのが理由でございます。ひとつよろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二号、日野市国民年金印紙調達金条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第三号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第三号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、中小企業者への事業資金融資あっせん事業をより充実するために、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第三号につきまして御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、大きく分けまして四つの理由がございます。

まず一つは、身体障害者専用の開業資金の新設を条例化したことでございます。

二点目といたしまして、運転資金三百万円を六百万円に、設備資金六百万円を一千万円に増額するものでございます。

三点目が、類似の条例でございます。これは昭和四十二年に条例第二十一号で制定してございます日野市中小企業厚生施設建設資金貸付条例、これを廃止いたしまして、この事業につきましてこの条例の中に挿入していく。こういうことが三点目でございます。

四点目は、この条例改正に当たりまして、東京信用保証協会の指導を受けた、このような四点目が大きな柱になってございます。

三枚目でございますが、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。この中で重点的にちょっと御説明申し上げます。

第二条につきましては、用語の意義で、この中で旧条文につきましては中小企業法の中の二条の説明をここに列挙したわけでございますけれども、次の身体障害者の開業資金に二号をつけ加えましたことによりまして、条文をそっくり挿入したということでございます。四条にいきまして、二号の設備資金でございますが、店舗、工場もしくは倉庫の増改築、機械器具の購入、または従業員の厚生施設建設に必要な資金、これは先ほど申し上げました中小企業の厚生施設の建設資金の貸付条例をここの条文に挿入したわけでございます。それから四号といたしまして身体障害者専用開業資金をここに条文に挿入したということでございます。

それから三項でございますが、先ほど申し上げましたように運転資金については六百万、設備資金については一千万、緊急資金につきましては五十万、身体障害者専用開業資金につきましては百万円、こういうことで改正するものでございます。

次の第五条でございますが、これにつきましては、返済期限が変更になってございます。これは特に東京保証協会の指導によりまして、こういう形に改正するものでございます。四号といたしまして身体障害者専用開業資金をここに挿入した。

それから申し込みにつきましては、横線に書いてございますようなところが修正個所でございます。

以下、この身体障害者専用開業資金の、これの条文に挿入いたしました関係の条文の整理、そういうところが主な内容でございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　この改正は借りる人にとって有利のようにしたかどうかです。これを見ると、第一条においては、旧においては無担保となっているけれど新しい方はそういうことは書いてないけれど、これ、無担保であるかどうか。

それから、返還の金額がふえているわけですけれど、第五条ですね、これは前のは五年以内というのが三年六カ月とか、あるいは設備資金が七年となったのが五年以内とか、返す期間が縮められているということは、借りた人に対して非常な圧迫というか、そういう苦しめるというような感じもするんだけれど、そういう点をどう考えているか。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　これにつきましては、無担保という原則は変わりございません。ただ、この中で、第四条の中で設備、運転資金、これが貸付限度額でございます。こういうことによりまして、信用保証協会で一応内容を審査するわけでございます。そういたしますと、五百万円しか信用保証協会では保証できない、こういう場合にぜひとも機械を購入する場合に六百万円欲しいんだ、こういうような場合につきましては上回った百万円について担保を求める、こういうことで、いままでと変わりございませんけれども、そういう形で無担保

というものを条文から削ったわけでございます。
それから返済期限の短縮につきましては、借りる側につきましても、いろいろ御意見を拝聴いたしますと、長年借りますと金利の負担が相当ある、こういうような形と、信用保証協会の保証期間がこういうことで決まっております。これは五十五年に決まったようでございますので、この辺につきましては、指導を得ましてこういうふうに改正した、そういう内容でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　関連ということになるかと思いますが、償還期限が五年から三年六カ月、そして七年から五年以内、こういうことで短縮されたということは、借りる側にとっては、決して内容の充実が図られたということにはならないだろうと思うんです。先ほどの説明では、保証協会の指導を受けてという意味の発言があったわけですけれども、保証協会との関連からいって、市の独自性といいますか、自主性がこの辺で出せないのかどうかですね。言いなりで、そのままで内容の事実上の改悪が図られるというのは、ちょっと納得できないんです。その点はどうでしょうか。

これからもずっと上から言われれば言われたなりに改悪をしていくという姿勢でいくのか。私は市の事業ですから、もう少し独自性、自主性があっていいんじゃないかと思うんです。もちろん全体的に見て改正部分あります。改正部分は大いに、内容充実という立場から進めていくのは結構なんですが、それと抱き合わせで部分的な改悪がされる、結果的に利用者は利用しにくい。こういうことになってはせっかくの制度がないがしろにされてしまうんじゃないか。幾ら窓口を開いていても、借りにくければ利用率が低下するということにつながってしまうんではないか、こう思うんですけれども、その点について答弁願います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、一応市の独自という形でいきますと、緊急資金とか身体障害者専用開業資金、こういうものについては、市の独自な事業なわけでございますけれども、それのほかに運転資金と設備資金、これにつきましては、やはり上部の関係のいろいろの保証の問題、そういったいろいろな関連が出てまいります。そうしますと法律的な問題もございますし、いろいろあるんで、一応保証協会の方の保証の指導を得てこういうふうに改正した、こういうことで……。

ただ、この中にいままでも借りている人の声といたしましては、やはり長年の条文の中には以内と書いてあるんで早く返せるんだけれども、実際にこれ長くなりますと、金利等のあれが相当かさむ、それらの声も出てきているわけでございます。こ

ういう意味で、こういうような改正案をお願いしているわけでございますので、その辺につきましては、御理解をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　実は身体障害者が借りる場合、いわゆる運転資金にしましても設備資金にしましても、また緊急融資にしましても、保証協会等の要請によって、年月が、五年以内というのが三年六カ月になった。また、七年以内というのは五年以内になった。以下は、もうこれ先ほどの質問と関連しますから申しませんけれども、こういうわけだと思います。

そうしますと、やはり弱い方というのは、身体障害者じゃないかと思うんです。そうしますと当然担保やなにかがないと思うんですよね。そうなると、やはり弱者救済という立場に立って、日野市がどのような考えをこれから持っているのか、ということになるんじゃないかと思うんですよ。これは施政方針にもあるとおりですね。そういうことを考えて、やはり中小企業の育成ということも考えあわせて資金の融資等の条例等もしていただきたいというのが私の願望なんですけれども、これらにつきまして、やはり市は後ろ盾になって障害者をどのようにして救済するかということも、ひとつあわせて考えてもらいたいと思います。そこらを答弁してください。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　私の方、ちょっと悪く御説明申し上げたんで誤解があるようでございます。と申しますのは緊急資金と身体障害者専用開業資金につきましては、これは市の独自の事業でございます。これの申し込みがございますと、一応緊急の中小企業事業資金融資あっせん審査会という会が日野市で組織されております。そこで審査会の委員の皆さんに審議をしていただいて、それが妥当である。こういうような場合については緊急資金と四号の身体障害者専用開業資金につきましては、そこで融資ができる、という制度でございます。その前段の運転と設備につきましては、一応これは別枠という形で取り扱いが二つに分かれているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君

○五番（谷　長一君）　分かれている点についても、これからは審査会等にもっと拡大解釈をしてもらって、これからやっていってもらえばいいじゃないかということを要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　償還期間の短縮ですけれども、先ほどの部長の答弁では利用者の側からむしろ短期に返

済した方がいいという意向もあるんだ、したがって五年という期限ではあっても、三年で返したいという人もいれば四年で返したいという人もいる。そういう意味だろうと思うんです。余裕のある人は、もちろん積極的に返済していくということは結構ですけれども、むしろこの制度のもともとの趣旨というのは、どこへ駆け込んでもなかなか借りられないといういわゆる零細、大変事業をしていく上で困難な、そういう人を対象に設けられている制度ですから、むしろその困難な部分の業者の人たちに焦点を合わせて、こういうものは考えていく必要がある、というふうに思うんです。いろいろ法的な面もあるようですけれども、自主的な立場でこの事業を支えていくということは、私は可能だというふうに判断しております。

したがって、付託された委員会で、この点については特に十分慎重に審議をするように要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第四号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済条例の一部を改正するものであります。内容詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第四号につきまして御説明申し上げます。

これは農作物共済の単位当たりの共済金額につきましては、一律に国の告示の最高額を選択するように指導されて条例化されておったわけでございますが、今回、共済事業を行う市町村の模範条例の基準の一部が改正になりまして、これに伴いましてこの条例を一部改正するものでございます。条例の二十九条中の最高額を、二番目に高額のものと、こういうことに改める内容でございます。

なお、付則といたしましては、公布の日から、改正後の条例

につきましては水稲及び陸稲については五十七年産、麦については五十八年産のものから適用する、こういう内容でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　農業共済について市長の見解を求めたいんですが、農業共済の支払われるお金というのは、非常に災害を受けた場合に少ないのであります。ですから、東北等の冷害では、共済金を受けてもなおかつ生活ができないために、出稼ぎに早くから出かけているということは、新聞紙上に報じられております。

日野市の場合もそうでございますが、政府、水産省が出している額に正当なる損害額を上乗せする意思がないかどうか。いま反当たり、たとえば水稲の収穫がゼロと仮定した場合に幾ら払われるかは、市長はよくご存じだと思います。それで再生産が日野においてできるかどうか。この点、この改正の機会に、日野市のプラスアルファを考えるべきだというふうなお考えがあるかないか。ひとつお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　今日の日野市の農業事情から考えまして、農業共済条例は一定の機能を果たしているとは思っておりますけれども、年々規模としては後退せざるを得ない、このような状況にあるわけであります。したがって、農業者のまさにこれは意欲の問題もあるわけでありますから、それとあわせまして、かねて日野市の場合はできるだけ、農業者の意欲のある限りは支援存続を図っていきたい。こういう基本的な考えでおります。

しかし、現実問題として、被害ということの立証もなかなか厳しい条件が伴うわけでありますし、あるいは御不満も多いかとは思います。今後、農業の存続のために、有効な施策が共済の面でも必要である、ということであるならば、努力をすることは当然だ、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時二十五分休憩

午後四時　三分再会

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

議案第五号、日野市立市民ギャラリー条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第五号について提案の理由を申し上げます。

本議案は「緑と文化の市民都市づくり」の一環といたしまして、市民に芸術活動、文化活動の場を提供するため、日野市立市民ギャラリー条例を制定するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第五号につきまして、内容を御説明申し上げます。

この条例は全文十六カ条と付則からなってございます。それでは一枚めくりまして、議案書の第一条、目的でございますが、この条例は市民に芸術の創造と普及の場を提供し、市民文化の向上に寄与するため、日野市立市民ギャラリーを設置し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条といたしまして、市民ギャラリーの位置及び名称は別表第一のとおりとする。こういうことで、別表を御参照いただきたいと思いますが、位置につきましては、東京都日野市多摩平二丁目三番地の四。名称につきましては、日野市立とよだ市民ギャラリーということでございます。

次に、次のページでございますが、第五条の使用期間につきましては、一応、同一使用者につきましては引き続き六日間を超えることができない。大体そういうことで、六日間を超える場合には、特に必要があるということと、それからただし書きの中に入る場合には、この限りではない。この考えられることは、市の主催によるものとか、あるいは六日以降が空いているというような場合には、このただし書きが適用されるかと思います。

第七条、使用料につきましては、別表第二にございます、一

日当たり二千円。六日連続使用の場合は六日間につき一万円、こういう使用料でございます。この使用料につきましては、原則としてすべてあれが有料ということの前提でございます。ただし、市が保有している絵画の展示、あるいは公益上必要と認められる団体が行う慈善事業、こういったものについては三項に適用するということができるかと思います。

八条、九条、十条につきましては省略させていただきまして、十一条につきましては販売行為の禁止、これは何人も市民ギャラリー内において入場者を対象とする物品の販売行為をしてはならない。ただし、市長が認めたときはこの限りでない。これらにつきまして、ただし書きの適用につきましては、福祉のためのチャリティーバザー、あるいは慈善を目的としたバザー等がこの範疇に入ろうかと思います。

次のページでございます。十二、十三、十四条を飛ばしまして、十五条の免責、使用者が市の責任によらない事故のため損害を受けたときは、市はその賠償の責任を負わない、こういう規定でございます。

なお、別に規則も添付してございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　一点、場所が多摩平にあるわけですね。そして名称はとよだ市民ギャラリーと、こういうことで、なぜ、豊田という駅が近いということもあるんでしょうけれども、あえて「とよだ」という字をここに入れた理由、これをひとつ伺いたいんです。全体のこれからの計画という形の中か、豊田駅が近いからということなのか。その辺、どうしてこういうふうになってきたのか。

たとえば、希望の家などは「日野市立希望の家」、これでも十分明確にわかるわけですね。あえてここに「とよだ」とついた理由がどういう経過であるか、お伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　固有名詞の「とよだ市民ギャラリー」につきましては、一応御質問の中で、これからの計画の中にも関連があるのか、という形の中で御質問でございますが、これからにつきまして、やはりこういう形のあれが市内に一応設定される、こういう想定でこういう「とよだ市民ギャラリー」という名称にしたわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　市民ギャラリーというのは、市民のためのギャラリーなわけですよね、市民全般の。豊田という一つの場所をあえてつける意味合いが、紛らわしくなるということなんですか、そうすると。紛らわしくなる。あちこちにできると、ギャラリーといっても「とよだ」とくっつ

けておかないとわからないからということですか。たとえば、市民会館の中にギャラリーということも考えられますね、当然市民会館という大きなものですから。すると、市民会館ギャラリーといえば、もうそれでいいわけでしょう。とよだギャラリーと、そういうふうにいろいろ分けるんだという、そういう細かいことまで考えてあえてつけたのか、それとも何となくつけたということはないんでしょうけれど、その辺の明確なそれをもう一度伺いたいんです。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　いまの質問ではあえてつけたというふうに解釈をしていただいていいと思います。つまり、これから高幡にも、日野にも、いわゆるコミュニティーという発想の中で位置づけたい、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君

○二十一番（名古屋史郎君）　あえてつけられたということですけれども、そうすると案内というか、市民の理解はいまの現在だと、三つ四つになるまでの間はかえって混乱をするというか、豊田駅前とは書いてないんですから「とよだ」あえて住所もちゃんと入れて、そうして市民ギャラリーの位置は多摩平だけれども「とよだ市民ギャラリー」という案内をしなきゃならない時期が、しばらくは続く。その不便よりも、将来的にあえてつけたメリットの方を買われたということと解釈してよろしいんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　一般的に言って、日野市を大きく交通上でコミュニティー圏を考えます場合には、やはり「とよだ」ということが南とか北とかいうことを抜きにして、よろしかろうと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君

○二十一番（名古屋史郎君）　私はちょっと市長の意見と異にするものですから、あえて「とよだ」とつけた方がいいのかどうかということを、担当の委員会でとくと御相談いただきたいという要望をしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　二条と四条についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、あ、三条ですね。使用は許可制になっているということは、非常に許可というと強い言葉なんですけれども、そのことと、それから実際市長さんが許可するか、しないかという判断はされないで、現場の担当の方が判断する率が事実上多いと思うんですが、そうしますと三号のような管理上の支障があるときとか、その他、市長が不適当と認めたときということになりますと、かなりこれ自由裁量の余地があるといいますか、すごく大きな権限になってきて、使わせてもらう人にとってはかなりいろいろな、人為的なといいますか、

可能なような規定になっているんですけれども、ほかの日野市立の公共施設でこのような許可制といいますか、なってるようなものがあるのかどうか。

　それから、この条例の参考になっているといいますか、そういうものがほかにもあるのかどうかですね。

　それから、たとえば管理上支障があったときの具体的な例とか、それから不適当ってどういうときが不適当なのか。実際の現場から上がってこなければわからないことがあるかと思いますけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　使用の許可につきましての、許可という字がきついんではないかという御指摘でございますが、これは、ほかのいわゆる市民施設と申しますか、公の施設という形の中ではこういう表現を使ってございます。

　それから三番目の、第四条の三号と四号につきましては、非常に抽象的な表現でございます。これから予見されるものが相当あろうと思いますけれども、ここでちょっといま申し上げられることは、一応騒音とかそういうような形のあれが相当入ってくると。

　自由裁量につきましては、極力これは運用の段階で狭めて解釈して、なるべく使いよいような形で、使用の制限はなるべく範囲を厳格に解釈しまして、運用でやっていきたい、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　第十一条でありますが、入場者を対象とする物品の販売行為をしてはならないということで、先ほど部長の説明では、チャリティー等は認められるんじゃないかというようなお話なんですが、一般のギャラリー等においては、絵画、彫刻等が主なんですが、そうした場合、展示して、希望者には譲るというふうなことがちょっと書いてあるわけなんですが、そうした場合、今回そこで展示して、たとえば油絵なら油絵を欲しいというような場合は、これは売ることができないのかどうか。

　それから第十五条の、使用者が、市の責任によらない事故のために損害を受けたときは、市はその賠償責任を負わないということになって、その裏を返すと、市の責任で損害を受けたときは、市がそれは十分な責任を負うというふうにも思われるわけですが、そうした点において、ギャラリーはどういうふうに管理されるか。責任者がいて、開館中は管理するのか。あるいは貸した人に任せちゃってやるのか。市の職員をここへ置いてやるのか、そういう点において。それから、たとえばかぎがかかってあるにもかかわらず、かぎを破壊して、もしどろぼうが入って盗難をやったときは、これは市の責任になると思うんですけれど、そういったときは相当な額を賠償しなきゃならない

ということになるんですけれど、そのときの見解を御回答願いたいと思うんです。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　いまの高橋議員の第十一条についての関連でお尋ねしたいと思います。

物品の販売行為をしてはならないということで、ただし、ただし書きがあるわけでございますが、先ほど部長の説明で、いわゆるチャリティーバザーというお話がございました。市民ギャラリー、いわゆる芸術とチャリティーバザー、福祉との関係は全く私はかけ離れたものではないかという気がしますが、その点いかがでしょうか。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君

○五番（谷　長一君）　ただいまの十一条の、何人も市民ギャラリー内において入場者等を対象とする物品の販売行為になるわけですけれども、この何人とは、だれを何人というのかということです。

それとあと一つ、物品の範囲は何を対象に物品というのか、そこいらをお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　この販売行為禁止の第十一条でございますが、販売してはいけないんだということが原則でございます。そういう意味で、先ほどの高橋議員さんのような場合のケースは、これは販売行為に入ると思いますので、こういうものはできない、そういう解釈ができようかと思います。

ただし、市長が認めたときはこの限りではないということは、これは慈善のためのバザーとか、そのバザーの益金を福祉団体に寄付する、このような形の内容につきましては、ここでただし書きの範疇に入る、こういうことでございます。

それから、何人もということにつきましては、これについては、一応、会の、展示その他につきましての、主催者がこの何人という形の中に、範疇に入ろうかと思います。

十五条につきまして、免責条件でございますが、これにつきましては、一応陳列する場合には、相当高額な保険を掛けられてあすこに陳列される、というふうな形の指導もできるわけでございます。こういった意味で、たとえば人為的な事故ですね、展示物についてナイフで傷つけられたというような形については、市では責任の追いようがないわけでございますから、こういう意味でこの免責条項を条文化した、こういう内容でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　普通のギャラリーにおいては、絵画、彫刻等を展示した場合、それをぜひ譲ってもらいたいというようなときは譲ってくれるわけなんですけれど、そういうとこまで禁止するということは、ギャラリーの名にもちょっと反するんじゃないかと思いますが、こういうときが市長が特に認めたときということに該当するんじゃないか、と思うんだけれどね。そういう……。

それから、盗難に遭った場合の回答がはっきりしなかったんだけれど、保険を掛けるというのは、どっちで掛けるんだか。

それと、市の職員が管理はどういうふうにやるのか。そういう点について、はっきりした回答がなかったんですが。再びお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　保険につきましては、展示者が掛けるわけでございます。

それからこの会の主催によりまして、一週間なら一週間この市民ギャラリーの使用料を徴収した場合につきましては、その責任は主催者に全部持たせる、そういう判断でございます。

（「物品というのはどれを対象にしているか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　ギャラリーにおきまして、展示物というのを指してございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　これは市民の文化の向上に寄与するということになっているんだけれど、この点はっきりしないと、市民だけが展示できるのか。あるいは市民以外の有名な作家、そういう人が来ても、そういう出品も許可してやるのか。市民の文化向上ということであれば、市民の作品だけでなく他のなにもできるわけですけれども、そういう点をどういうふうに考えているのか。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　これは一応市民を優先に考えてございます。ただし、市民ギャラリーが空いているというような場合については、市外の人につきましても、一応六カ月前ぐらいに申し込みがあるわけでございますので、その辺の関連で市民優先、その他については市外の人についても展示を認める、こういう解釈でございます。（「二カ月前からじゃないの、六カ月じゃないでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　市長が許可するというんだけれど、窓口はどういうことになっているんだか、そういう点について。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　担当の受付事務をやりますのは、生活環境部の生活課の生活文化係でございます。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　関連じゃなくて、ほかのもあ

るんですけれど、よろしゅうございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　目的の第一条に、「市民に芸術の創造と……」云々とあるわけですが、わずか八十平米ほどの小さなものに、非常に大それた芸術の創造というような文章を与えた。ちょっとこれは余りにもこの目的は、言葉の表現が大き過ぎるんじゃないかという気がするんですが、まず一点。

　第二点目に、第五条、第七条を含めて、先ほどの第十一条もそうですが、ただし書きが必ず出ているわけです。市長が必要と認めたとき、特に認めたときというただし書き、このただし書きは、こういう条例において、めったやたらつけるものじゃない、という私は解釈をしているわけですが、その点いかがでしょうか。

　特にこの十一条におきましては、もしこの第一条の目的に十一条の市長が特に認めた場合の物品販売、いわゆるチャリティーバザー等は、この目的に反するんではないか。したがって、第十一条は、このただし書きは要らないのではないか、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ疑問を持たれるような条例の性格がございまして、申しわけないというふうに思っております。

　ただし、日野市として初めてのケースでもございまして、将来を想定し、また起こり得ることを予測いたしました際に、私もこれは少々、何か権限等について拡大解釈をしてはいけない部分もある。このように思っておりますが、一段階としてこういう範囲のことで考えたい、ということでございます。後日、不十分な点があれば、必ずまた適切な改正も可能でありますので、このような形で御審議をいただきながら発足をさせていただきたい。これが提案の趣旨でございます。確かに御指摘のように、あの程度の施設で大きな芸術云々などと語るのはオーバーだとは思いますけれど、これから文化を目指す日野市民であり、日野の町づくりでありますから、一カ所のみならず、一つのコミュニティー施設として地域に拡大をいたさねばなりませんし、また、市民会館はセンターに相当するものもつくるべきだろう、このように考えております。

　このような次第でございますので、御指摘それぞれ今後の運営の中で対処させていただきたい。このように願っております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　先ほどの谷議員と部長とのやりとりの中で、ちょっと気になったものですから、一点だけ質問をさせていただきますが、十一条の物品の見解なんですが、先ほど展示物という限定をはっきりおっしゃった、それはやはり

誤解を招きそうなので、もっと詳しく知りたいんですが、たとえば展示を絵としまして、壁に展示をする。それ以上にわきに絵が重なって置いてあった、そういうときには、それは展示物という言葉で限定してしまっていいものかどうか。そのあたり、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　説明の中でも販売行為の禁止という形でございます。そういたしますと、おのずからその物品につきまして、一応、価格表とかそういうものはつけられるわけでございます。その辺の判断をもとにしまして、販売物品という範囲を決めていきたい。かように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

　なければこれをもって質疑を終結いたします。

　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

　お諮りいたします。これをもって議案第五号、日野市立市民ギャラリー条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

　これより議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第六号につきまして、提案の理由を申し上げます。

　本議案は、「狢谷戸公園」、「七曲り公園」、「砂層公園」、「百草台自然公園」の開設に伴い、日野市立公園条例の一部を改正するものであります。

　詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　議案第六号につきまして御説明申し上げます。

　ただいま市長の方から御説明がございましたように、今回の公園条例の改正につきましては、四つの公園を条例の中に加えていただくものでございます。日鉱不動産が開発行為によりまして設置いたしました南平九丁目の地内に設置した狢谷戸公園、七曲り公園、砂層公園の三つの公園が都市計画法の第四十条の規定によりまして、児童公園として市に帰属いたしますので、これを加えさせていただくというものでございまして、公園の

名称につきましては、設置されます当該地の地域の歴史、伝統、文化、これらを一応考えまして、由緒ある名称にしたいということで、地元の人たちと協議をさせていただいた上で決定をさせていただきました。

百草台自然公園につきましては、百草の九一七番地先に住宅都市整備公団が設置した風致公園でございまして、これを市が無償移管を受けて公園として管理したい、というものでございます。よろしく御審議を賜りたいと存じます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第七号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第七号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、国の児童手当法の改正に伴い、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　議案第七号につきまして御説明を申し上げます。

この条例の改正の理由といたしましては、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令、その他関係法律の整備に関する法律、いわゆる難民条約関係法といわれている法律でございますが、この法律は昭和五十七年一月一日から施行されたことによるものでございます。改正をお願いする主な点は、二点あります。

その第一点は、児童手当法の児童手当受給資格者の国籍要件が撤廃されました。それによりまして、従来外国人に支給されていた児童育成手当条例に基づく特別手当が廃止されることになったわけでございます。

改正の二点目は、手当の額の変更でございまして、育成手当は一人当たり月額が六千円から六千五百円に、障害手当は八千

円が八千五百円に、それぞれ五百円ずつアップし、本年十月から施行される予定でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第八号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　議案第八号は、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例については、昭和五十六年度新規開設事業といたしまして、その整備を進めてきた子供広場二カ所がこのほど竣工を見ましたので、改正をお願いするものでございます。

南平六丁目こども広場、所在地は南平六丁目十二番地の一でございまして、京王線南平駅から高幡駅寄りに歩きまして線路の北側、地区センターと学童クラブがございますが、それに隣接した土地、市の土地でございます。市有地二百五十六・六平米。そこに工事費二百九十五万円をかけまして、つくられたものでございます。

高幡新若草こども広場につきましては、日野市高幡四四番地。従来ございましたハイマート高幡ビルの裏手の子供広場が地主に返却になりまして、その代替として道路を隔てたすぐわきに新設されたものでございます。この土地につきましては、私有地でございまして、安藤さんという方を含めまして三人の地主さんがいらっしゃいます。土地の広さは千百六十七平米、五年契約でお借りをするものでございまして、工事費四百二十万円

をかけて造成いたしました。
今回お願いをいたしますこの二カ所の子供広場を入れまして、子供広場の総数は三十四カ所になります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第八号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。
これより議案第九号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第七号）の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第九号につきまして、提案の理由を申し上げます。
本議案は、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第七号であります。
補正額は、歳入歳出それぞれ二億七千四十六万九千円を追加し、歳入歳出の総額を二百十九億七千百七十九万九千円とするものであります。
詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。
○企画財政部長（生野　清君）　ただいま提案されました補正予算第七号につきまして、内容説明をいたします。
ただいま提案理由の中で申しましたように、補正額は二億七千四十六万九千円でございます。
まず三枚ほどめくっていただきたいと思います。そこに日野市一般会計補正予算説明書という見出しがございます。その裏から予算の内容説明になるわけでございますが、この予算の補正の内容といたしましては、国の補助事業、あるいは起債の決定、あるいは事業の執行の残、そういうようなものの関係による補正でございます。
歳入につきましては、主として国あるいは都等の補助額の決定等によるものが主なものでございます。
また、歳出の部分につきましては、工事契約あるいは差金等の減額、あるいは不用額の減、あるいは人事費等につきましては、異動等によりまして部課が所属がえになったための異動に

伴う人件費の過不足調整、それらが含まれております。
なお、この予算の中で執行予算といたしましては、需用費の中の光熱水費あるいは燃料費等がこの三月中に支払われる予定になっておるものでございます。
三ページから四ページにかけまして御説明申し上げます。一番上段にあります土木使用料のうち一の住宅使用料につきましては、川原付市営住宅五月入居のため一カ月分の減額という、そういうことによる減額でございます。
次に、二十二ページをお開き願いたいと思います。不動産売払収入でございますが、三十五・七二平米、説明欄に書いてございます。この物件につきましては日野市落川一〇四九番地の六、二十七・三二平米、それから高幡七一四番地の二三、八・四〇平米等が、この売り払いの対象でございます。
次の二十三、二十四ページにつきましては、一般寄付金でございますが、これは日野市住みよい町づくり指導要綱に基づく寄付でございます。内容につきましては、四件の業者よりの収入でございます。
次に三十三ページ、三十四ページをお開き願いたいと思います。三十四ページ一番最下欄、括弧してつなぎ資金という表題が表示してございます。これにつきましては、用地補助のつなぎでございます。つまり、国から用地の補助として出るのは三年分でございますが、三年に分割されて出るその三年間の期間を前倒しにして起債でつないでいく、そういう意味のつなぎ資金でございます。
次に歳出の方に入りたいと思います。歳出につきましては、先ほど申し述べましたとおり執行残、あるいは契約差金、あるいに人事異動に伴うもの、それから光熱水費の不足分の補正が主なものでございます。その理由の中で特に御説明申し上げるものとしては、たとえば五十五ページ、五十六ページをお開き願いたいと思います。その中の下から三段目に公有財産購入費の項目がございます。四百九十平米、説明欄に金額が計上してございます。これは坂西古噴場の用地を取得する、地区広場用として取得するものでございます。
七十五、七十六ページにつきまして御説明いたしたいと思います。一番最下段の河川新設改良費でございますが、根川改修費の公有財産購入費が七千二百五十三万六千円の減額になっています。これは大同興業な　の用地買収が不成立となったための減額でございます。
次に、飛びまして八十五、八十六ページをお開き願いたいと思います。これは先ほど出の方の主なものは光熱水費とあるいは燃料費というふうに申し上げたんですが、ここにあります十八番の備品購入費、上から五段目ですか、この出は、いわゆる児童用机あるいは教卓等の不足分の買いかえでございます。それによって百七十一万ですが、出を組んでおる、こういうこと

でございます。

次に九十一、九十二ページ。いま申しましたのは小学校の分で、九十一、九十二ページにありますのは同じ理由による中学校の分でございます。

次の九十三、九十四ページ、これは一番下の十五の工事請負費七千三百六十万、この減額は国庫補助がふえたために一般財源を減額する、そういう形のものでございます。

そして一番最後の方の百五ページ、百六ページ、公債費の欄がございます。この公債費のここに計上しました額につきましては、都市下水路の予算の中で、いわゆる負債の方に組みかえた、特別会計より一般会計に組みかえたというものでございます。

以上、主な点について御説明申しました。最後の予備費につきましては、これは計数整理あるいは執行残等の集積したものをここに計上させていただいております。

それから前へ戻りまして三枚目の繰越明許費（補正という欄がございます。）一番前から三枚目の上段でございます。これは繰越明許費、両方とも教育費でございます。そこに掲げております第二の小学校費につきましては、第一小学校の屋内運動場、五十七年の六月三十日までということで年度を繰り越すそのものを計上してございます。五の社会教育費につきましては、そこに掲げてあります事業名、これが五十七年十二月二十八日までという工期で繰り越すものでございます。

その下の第三表、債務負担行為補正につきましては、補正後、補正前、そこに掲げてありますような金額の変更でございます。これらの事項につきましては、特段に御説明するものはございません。

その裏のページを繰りまして六ページになりますと、これは地方債の補正でございますが、この補正は全部額の決定に基づくものでございます。

以上説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。大柄保君。

○二十五番（大柄　保君）　二十四ページのところが第一点でお聞きしておきたいと思います。公共公益施設費、これ、住みよい町づくり要綱というふうなことだそうですが、四件という提案がございましたけれども、この四件の内訳を教えていただきたいことと、次に五十六ページでございますけれども、下から二番目の十七公有財産購入費、この地区広場用地取得、ここなんですが坂西古墳の用地買収ということになっておるそうですけれども、用地買収した後の計画はどうなっているか。この二点をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。第一点目でございますけれども、一般寄付金の中の公共公益施設費の四件の内訳でございますけれども、まず東京都住宅供給公社、それと財団法人の電気通信共済会、それと日本住宅センター、もう一件は個人でございまして高橋徳次氏でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　いま一点答弁。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　坂西古墳上の用地につきまして御答弁いたします。この用地につきましては、下に古墳があるために、重い建物は建たない、そういう制限がついてございます。それを考えまして、将来、説明書にもちょっと書きましたように、地区広場というような予定を考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　二十一ページの不動産売払収入のところでございますが、面積が少ないのだけれどどういう理由で売り払われたか。現在どういうふうに使用されているか。説明願います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　先ほどの落川の方でございますけれど、これは個人の方に廃道敷を払い下げたということでございます。

二点目の方でございますけれども、これは都の方へ売り払ったということでございまして、これは都道の拡幅のためでございます。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　非常にこの補正について私は不思議に思う点が多い。

まず明らかになっているのは、土木費を大幅に減額した、こういうことでございます。それで総務費を大幅にふやした。これが大まかな見方だろうと思います。数字を挙げて言えば総務費を五億九千四百八十二万円、約六億円ふやした。土木費を五億二千六百五十二万円減らしている。そこで、この財源を調べてみますと、土木費の財源は都市計画税が主たる財源と考えられるのであります。土木費の中に今年度の都市計画税八億五千三百七十八万八千円が都市整備として使われている。当初予算にそのような形になる。ところが思い切ってここへ土木を減らしてしまった。しからばその都市計画税は市民がことし納めた、五十六年度の都市計画税は予備費に入ってしまっているわけです。私ども都市計画税は、目的税であります。

そこで市長にお尋ねしたい。この予備費三億八千八百九十六万八千円ですか、そのうち企画財政部の説明によれば都市計画税は三億二千三百四十六万九千円である、こういうんです。都

市計画税は本来、道路とか公園とかに使わなければなりません。予備費に持っていった以上は、いずれの場所へ使っても差し支えないような形をとっておりますが、これは目的税であります。財産管理費の六億二千五百四十四万一千円は、これは一般財源、普通税であるという説明を受けました。この内訳は寄付金、いわゆる一般――そのほかに寄付金が一億七千万円余ある。しからば市民が納めた三億余の都市計画税、本来は全部含みますと約八億五千幾らですね。ですが、そのうち五億余は今年度使うということになるわけです。しかし、三億余を予備費に持っていった。しからばこの税金は明らかに必要があって取ったはずのものでありますが、目的税ですから、取らなくてもいいんです。市民に返すつもりであるかどうか。もし返さないとするならば、この税金はどこへ使う気であるか。都市計画税の使途を明らかに、予備費に含まれているという説明を企画財政部からお受けいたしましたので、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　先ほど企画財政部長があらましの説明をいたしましたが、その中で申しましたように根川の当初計画をいたしておりますあそこに立地をしている企業があるわけでありまして、その部分の話が年度内執行には間に合わなくなったということでありますから、その部分を一たん予備費に回し、いずれ繰越等の財源にいたしまして、目的どおりに都市計画税の規定の中にありますその目的のために使う、こういう考え方でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君

○六番（古谷太郎君）　市長さんね、勉強してくださいな。根川へ出した千九百万という一般財源は、企画財政部の説明によれば、千九百万ですよ。普通税であります。しかし普通税じゃなくて、よしんばこれを都市計画税で見ても三億二千万の都市計画税がこの予備費に入っているというんです。また、そうでなければおかしいんです。財産管理費に六億二千万も組めるわけがないんです。そこのところ、きょうでなくていいですから、とにかく目的税ですから、使途を三億幾らという目的税は市民の血税なんです、これ。普通税と違うんです。道路をよくしてほしい、公園をつくってほしいという願いを込めての市民の税金ですから。できなければ返還したらいいと思います。翌年に繰り越すなんていうことは、これは暴挙だと思います。そこで、後で詳しく説明してもらいたいと思いますが、きょうはいいです。どうもお調べがついていないようですから。私が聞いているのは、都市計画費の減額の中に含まれている都市計画税はどこへ使う気であるか。予備費の方へ回っておりますから。

河川改修は七千三百十万一千円減額されましたが、そのうち五千四百十万は起債なんです。そうですね。起債です。だから

千九百万なんです。いま申し上げたのは都市計画費の減額四億五千六百十九万四千円、ものすごい大きい金額ですから、都市計画税にすれば半分です。この予備費三億八千八百――約四億の予備費についての将来の使途を、きょうじゃなくていいですから明らかに文書でいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第七号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇条、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第六号）、議案第一一号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第六号）、議案第一二号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第六号）、議案第一三号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第四号）、議案第一四号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一五号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第五号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されましたそれぞれの議案につきまして提案の理由を説明申し上げます。

議案第一〇号は、日野市国民健康保険特別会計補正予算第六号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ一億三千三百十四万五千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二十四億五千三十六万六千円とするものであります。

議案第一一号は、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第六号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ四

千五百十三万七千円を減額し、歳入歳出の予算総額を十億六千三百四十八万一千円とするものであります。

議案第一二号は、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第六号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ三億九千三百五十四万五千円を減額し、歳入歳出の予算総額を九億三千五百十二万八千円とするものであります。

議案第一三号は、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算第四号であります。補正額は、収益的収入、支出それぞれふえませんが、ただ、目、節の組みかえをするもので、収益的収入、支出の予算総額は十五億七千四百八十一万二千円と、かわっておりません。

議案第一四号は、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第四号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ五千百七十三万三千円を減額し、歳入歳出の予算総額を九億五百八十四万一千円とするものであります。

議案第一五号は、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第五号であります。補正額は、収益的収入、支出それぞれ三十万五千円を減額し、収益的収入、支出の予算総額を二千十九万九千円とするものであります。

以上、それぞれの議案につきまして、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。保険年金課長。

○保険年金課長（岩沢代吉君）　ただいま御説明いたしましたような内容につきまして、御説明申し上げます。

今回、六号でお願い申し上げております補正額は、一億三千三百十四万五千円でございます。内容的には五十六年度の医療費が主体でございまして、その内容といたしまして歳入では国庫支出金といたしまして三千八百一万円、それから都支出金におきまして七百四十一万二千円、繰入金につきまして八千七百七十二万三千円、合計が一億三千三百十四万五千円でございます。これの中の主体が、歳出でございますが、保険給付費が一億三千四百五十万の補正をさせていただいているわけでございます。

総務費につきましては、減額を百三十五万五千円させていただいております。この内容的には、やはりこれからの支払いにつきまして医療費が主体でございますので、見通しを見まして今回補正をさせていただいたというのが理由でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第一一号につきまして御説明申し上げます。

本特別会計は、都市区画整理事業を推進するために必要な経

費を計上したものでございまして、今回の補正額は歳入歳出予算ともに四千五百十三万七千円の減となっております。

まず、歳入予算の主なものについて御説明申し上げますと、二、三ページをお開き願います。一般会計からの繰入金でございますが、国、都の補助金の増額がなされたことによりまして、各事業に余剰が生じてまいりましたので、この分につきまして繰入金を減額いたすものでございます。

次は四、五ページをお開き願います。国庫補助金でございますが、万願寺区画整理事業の補助金が増額決定されたことに伴う増額補正でございます。

次の六、七ページでございますが、都補助金でございます。神明上区画整理事業の補助金につきましては、この事業の工事関係が今年度をもちまして一応の終了を見ることになります。これに伴いまして都の単独補助金といたしまして、区域内の宅地造成等の事業の一部について、特に補助金が認められたものでございます。

また、次の万願寺区画整理事業につきましては、国庫補助の決定に伴う補助でございます。

次の八、九ページでございますが、都の委託金でございます。これは区画整理法第七十六条に基づく建築行為等の制限に該当する行為の許可事務の委託金でございまして、額が決定いたし、通知がございました。それによりまして補正をいたすものでございます。

次の十、十一ページでございますが、諸収入でございます。このうち上段の保留地処分金は神明上区画整理事業にかかる保留地の処分で、当初予算は十一区画二千五百九十五平米の処分を予定いたしましたが、本年度処分といたしましては二十三区画三千五百七十五平米としたことによりまして、増額分を補正いたすものでございます。

次は歳出に入らせていただきます。十二、十三ページでございますが、一般管理費の委託金で四千六百万円の減となっておりますが、これは豊田南口地区を土地区画整理事業によりまして整備をするための調査A、Bを実施いたしましたが、都市施設につきまして都との協議が長引いたことによりまして、調査Bの実施が年度内困難となりましたことに伴いまして、その分を減額いたすものでございます。

次の十四、十五ページでございますが、神明上区画整理費の十九の負担金、補助及び交付金につきましては、区画整理区域に新設する水道施設の負担金が清算により残額が生じましたので、百万円の減額を行うものでございます。

次の十六、十七ページの万願寺区画整理費の補正でございます。

またその次のページは予備費でございます。

以上、簡単でございますけれども説明を終わらせていただき

ます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　十二号。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　続きまして議案一二号につきまして御説明申し上げます。

本特別会計は、下水道事業を推進するために必要な経費を計上したものでございますが、今回の補正額は歳入歳出予算ともに三億九千三百五十四万五千円の減になっております。

まず歳入でございますが、主なものにつきまして御説明申し上げます。まず、二、三ページでございますが、下水道使用料でございまして、実績に基づきまして減額補正を行うものでございます。

次の四、五ページは黒川都市下水路の整備にかかわる国庫補助金ですが、五十七年一月二十二日に建設省からの補助決定通知によりまして補助額が確定いたしましたために、増額補正をいたすものでございます。

次に六、七ページを飛ばしまして八、九ページでございますが、都補助金でございます。国庫補助と同様に黒川都市下水路の整備にかかわる都の補助でございますが、本年の一月三十日、都からの補助決定通知に基づきまして補助額が確定いたしました。これに伴う増額補正でございます。

次は十、十一ページでございますが、一般会計繰入金で一億一千二百八十一万八千円の減となっておりますが、この減の主なものは公債費の五十五年度分の額が確定したことに伴いまして、利子の分が減となってまいりました。そのほか処理場施設覆蓋と処理場関係費の減などによるものでございます。

次は十六、十七ページをお開き願います。市債のうち下水道債につきましては事業計画の変更と、負担金の額の確定による減でございます。

その下の都市下水路債は、繰入金で御説明いたしましたことと同様に、黒川都市下水路工事の一部が繰り延べとなりましたことが減となりました主な理由でございます。

次は歳出に入らせていただきます。十八、十九ページをお開きいただきたいと思います。節の下から二行目の委託料と、その下の工事請負費の減でございますけれども、本年度中に台風または集中豪雨というものが比較的少なかったために導水路などの清掃及び蛇籠の補強が必要なかったということで、これに伴う減でございます。

二十、二十一ページをお開きいただきたいと思います。下水導建設費の委託料のうち、浅川処理区の実施設計、これにつきましては都と協議を重ねてきたわけでございますが、公共下水道の事業認可を取った後に実施をした方が望ましいということで、それに伴いまして減といたしたものでございます。

次の工事請負費の減は、西平山排水区の用水路の整備で、施設構造の変更によるものでございます。

その下の管渠埋設は落札差金によるものでございます。

負担金補助及び交付金は、都が施行する流域下水道事業の事業のおくれに伴いまして関係市の負担金が減となったものでございます。

二十二、二十三ページでございますが、多摩平処理場費でございます。節の下から三行目の工事請負費でございます。処理場施設の覆蓋、それと脱水機の設置、これは落札差金でございます。多摩平汚水管埋設につきましては、工事中止による減額でございます。

次に二十四、二十五ページでございますが、都市下水路費でございます。このうち委託料の日野樋管の設置は建設省によって工事が現在進められておりますが、額の確定に伴う減でございます。

工事請負費のうち黒川都市下水路管渠埋設の一億六百六十万の減でございますが、歳入のところでちょっと触れましたけれども、事業用地の買収が一部できなかったということにより、その部分の管渠埋設が五十七年度以降に繰り延べにいたしました。そのことによるものでございます。

次の公有財産購入費でございますが、黒川及び神明上都市下水路用地を日野市の土地開発公社が所有しておりますが、公社からこの用地を事業用地として本会計で買収いたすものでございます。

次は二十六、七ページの公債費でございますが、償還、利子で、排水路及び都市下水路事業関係の起債利子を都の指導に基づきまして一般会計に組み入れたための減でございます。これは先ほど一般会計の方での御説明があったとおりでございます。

恐縮でございますけれど、前に戻らせていただきたいと思います。一番前から二枚目でございますが、四ページでございます、ここに第二表の繰越明許費の補正が掲げられておりますが、この明許費の補正は多摩平処理場の既設の脱水機が老朽化いたしまして、脱水効率が非常に低下してきたためのこれのつけかえの工事でございますが、今年度機種の選定などで少々時間がかかりましたために年度内の執行がむずかしくなってまいったわけでございます。したがいまして、昭和五十七年五月三十一日まで事業を継続いたしたいということで、補正をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　議案第一三号の提案理由の詳細につきまして御説明を申し上げたいと思います。

予算書の二ページを御参照賜りたいと思います。今回の市立総合病院の関係の補正予算でございますけれども、先ほど市長からも提案理由がありましたとおり、今回の補正は各目節の組みかえによる補正でございます。したがいまして、補正予定額

はゼロとなっております。

その内容についてでございますけれども、給与費につきましては百九十万円の減額をお願いするものでございます。そしてその内容でございますが、医師給の千三百四十二万円の減額につきましては、当初予算におきまして医師給の給与費を若干よけいに見積もったための減額でございます。

それからあとの看護婦給と事務員給の減額につきましては、これは職員の退職、あるいはまた異動によりますところの予算が残額を生じましたので、減額補正をお願いするものでございます。

医療技術員給の百九十九万七千円の補正でございますけれども、これにつきましては業務量の増加によりまして今年二月一日に薬剤師一名を増員いたしました関係上、給料に不足を生じますので補正をお願いするものでございます。

次に手当でございますけれども、手当につきましては総額におきまして一千七百五万五千円の追加補正をお願いするわけでございます。そのうちの医師手当の一千七十六万一千円の減額につきましては、給与と同様に医師手当の予算を当初予算に若干よけい見積もった関係上、過大見積もりによるところの減額補正をお願いするものでございます。

そのほかの看護婦手当、医療技術員手当、事務員手当、労務員手当につきましては、給与改訂が昨年四月一日にさかのぼって施行されたわけでございますけれども、これに伴うところの手当が不足を生じますので、増額補正をお願いするものでございます。

次に賃金の補正でございますけれども、賃金の百二十万円の増額補正でございますけれども、これにつきましては増改築工事の結果、手術室等が増加しました関係上、手術件数が非常にふえまして、それに伴うところの賃金に不足を生じますので増額補正をお願いするものでございます。

二番目の目の二の材料費でございます。この百五十万円の増額補正につきましては、手術室あるいは救急医療室が新しく増設されたという関係で、医療消耗備品が不足を生じますので補正をお願いするものでございます。

それから経費の報償費の三十五万円でございますけれども、これにつきましては特に手術件数の増加に伴いましての麻酔医の報償費に不足を生じますので、増額補正をお願いするものでございます。

最後の旅費の交通費の五万円につきましては、普通旅費の不足に伴いますところの増額をお願いするものでございます。以上でございます。よろしく御審議を願います。

○議長（石坂勝雄君）　水道部長

○水道部長（土方武彦君）　議案第一四号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第四号について御説明申し上げます。

二ページをお開き願います。歳入でございます。都支出金の欄でございますが、委託金でございます。これは水道事業受託業務に要する東京都からの委託金でございます。この委託金五千百七十三万三千円の減額補正については、他企業に影響されまして一部事業の変更などによって減額されたものでございます。

次に四ページの歳出でございますが、この中の主なものについて御説明申し上げます。まず浄水費の十五の工事請負費の百九十二万五千円の減額でございますが、これは導水管の移設工事の差金でございます。

その次に六ページの配水費の委託料四百十四万八千円の減額でございますが、配水管の漏水修理が当初の見込みよりも少なかったためでございます。

次に、十五の工事請負費の千六百十八万六千円の減額でございますが、これは下水路の工事の一部中止等によりまして減額されたものでございます。

次に六ページ、七ページの給水費、受託事業費、八ページから十一ページの業務費については特に御説明するところはございません。

次に十二ページでございますが、建設改良費のうちの水道改良費でございます。この十五の工事請負費の百八万七千円の減額でございます。

説明申し上げます。

二ページをお開き願います。歳入でございます。都支出金の欄でございますが、委託金でございます。これは水道事業受託業務に要する東京都からの委託金でございます。この委託金五千百七十三万三千円の減額補正については、他企業に影響されまして一部事業の変更などによって減額されたものでございます。

次に四ページの歳出でございますが、この中の主なものについて御説明申し上げます。まず浄水費の十五の工事請負費の百九十二万五千円の減額でございますが、これは導水管の移設工事の差金でございます。

その次に六ページの配水費の委託料四百十四万八千円の減額でございますが、配水管の漏水修理が当初の見込みよりも少なかったためでございます。

次に、十五の工事請負費の千六百十八万六千円の減額でございますが、これは下水路の工事の一部中止等によりまして減額されたものでございます。

次に六ページ、七ページの給水費、受託事業費、八ページから十一ページの業務費については特に御説明するところはございません。

次に十二ページでございますが、建設改良費のうちの水道改良費でございます。この十五の工事請負費の百八万七千円の減額でございます。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第一五号でございます。昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第五号の内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額は収入、支出とも三十万五千円でございます。

まず、農作物共済勘定の収入、支出とも十八万二千円の減額でございますが、これは陸稲の被害が当初の予定より少なかったということで、収入、支出とも減額が主なものでございます。

次に業務勘定の十二万三千円の収入支出の減額でございます。

これにつきましては国都支出金、あるいは事務賦課金、一般会計等の額の確定によりまして減額補正を行うものでございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　特別会計の中で、日野市の町づくりにとって大変大きい問題、課題が減額されたり補正されたりしておる。

昭和五十六年の初め、私は大越議員さんから豊田の区画整理を始めるんだ、おれの力で六千万円の予算、調査費を取った、こういうお話でございます。これは非常にいいことだと私は思いました。調査しますと、高幡の区画整理も行うということで四千万円余を予算に計上されております。先日、私ども議員の手元にりっぱなパンフレットが配付されました。本であります。八州測量が測量した豊田区画整理の基礎調査、高幡の地域、これは日本工営の計画された地域、両者とも二千万円前後の調査費が支払われております。この基礎調査をもとにして、当然次の実施調査に入らなければなりません。高幡の場合には実施調査を日本工営に依頼したのであります。

ところが豊田は依頼しておりません。市長は豊田の区画整理のB調査を――B調査というのは区画整理をやりましょうということで調査をする調査であります。前、私聞きましたら、A調査というのはそのもとになる基礎をする調査であるそうだ。基礎だけやって投げ出したら二千万円という市民の血税が死んでしまうわけでありますが、一体高幡はB調査、実施計画を発注した。予算がありますから当然発注してよろしいのであります。ところが、豊田の方は発注しておりません。一体これはどういうことか、市長のお考えを聞かせていただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長

○市長（森田喜美男君）　先ほど都市整備部長が説明を申し上げておりましたとおり、豊田の場合は国道等の都市計画道路があるわけでありまして、これらとの、あるいは東京都とのいろいろの調整に多少手間取ったということがあるわけでありまして、そのためにB調査を委託するまでに少々手間取っておる。したがいまして、引き続きましてB調査に移行することは何ら考え方に変動があるわけではありません。時間的に今年度から来年度に移行をするということで、その点、私どもも少々残念とは思っておりますけれど、十分に念を入れながら、また、今後、地元の意向も十分反映尊重させながらぜひ実施したい。こういう決意で臨んでおることはいままでどおりということであります。したがって、取り組みに変更があるということではございませんから、御了解をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　これはなかなか了解しにくいのは、新しいおうちもできてまいります。一年、二年たてばいろんな面で町の形が変わっていくわけであります。また基礎調査をしなければならないというふうな事態になります。当然市長としては東京都なり建設省と十分打ち合わせて、了解をとって、その後において基礎調査から――A、Bというのは連続して調査しなければ意味がないと私どもは理解しているわけで、当然どこに家ができるということを来年、再来年になりますと豊田のようなとこは、また家がふえたりします。日野市は非常に発展しますので、ひとつぜひ急いで、早急に、一年置いた、またもう一回基礎調査する、やり直しだというふうな事態が発生しないように、市長の政治的なひとつ活動をぜひ要望しておきます。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　ほかにご質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本六件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本六件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第六号）、議案第一一号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第六号）、議案第一二号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第六号）、議案第一三号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第四号）、議案第一四号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一五号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第五号）の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時三十四分休憩

午後六時　二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一六号、昭和五十七年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第一六号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市一般会計予算であります。歳入歳出の予算総額は二百三十三億八千四百九十二万四千円で、前年度に比較して二十九億二千九十五万四千円、一四・三%の伸びとなっております。歳入は市税が六八・三%を占め、次いで国庫支出金、市債、都支出金で構成されております。

一方、歳出を見ますと教育費が二三・六%、民生費が二一・五%、衛生費が一二・六%、総務費が一二・五%、公債費が一一%、土木費が一〇・九%の順となっております。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から歳入全般の説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいま提案されました議案第一六号について御説明申し上げます。そのうち歳入の分について御説明いたします。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長、予算の説明に当たっては簡潔にひとつお願いします。

○企画財政部長（生野　清君）　はい。お手元の予算説明書十ページから説明いたしたいと思います。十ページから始まります款の一、市税でございます。市税につきましては、市税総額は五十七年度では百五十九億七千百五十六万二千円でございます。これは前年対比で一一・八%の伸びになっております。市税につきましては十ページから二十四ページまでが市税でございます。

次に二十四ページの下段をごらんになっていただきたいと思います。下段からは款の二、地方譲与税になっております。これは地方道路譲与税、いわゆる法律によりまして道路の延長と面積の分によりまして案分されてくるものでございます。これは道路の実績から計上させていただいております。

次に、二十八ページの地方交付税につきましては、科目存置でございます。基準財政需要額と収入額の想定額から考えまして、三億七千八百八十六万一千円の超過となる予測が立ちましたので、地方交付税は計上せず科目存置のみになっております。

次に四十ページをお開き願いたいと思います。四十ページからは款の八の国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては四十ページから五十二ページの間に記載されております。

内容につきましては説明欄に書いてあるとおりの内容でございまして、特段の変更はございませんが、前年対比で三・一%の伸び、国庫支出金総額としては二十二億八千九百四万という額になっております。

次に、都支出金に入ります。五十四ページから七十四ページまでが都支出金のページでございます。総額で十四億五千六百八万二千円という額が都支出金の総額でございます。都支出金の内容につきましても条例あるいは規則、あるいは補助要綱等に記載されました内容によって交付されるものでございます。都支出金の伸びにつきましては一三・八%になっております。

次に七十六ページから財産収入でございます。財産収入につきましては、説明欄に書いてありますような内容のものでございまして、七カ所の平米数がそこに記載されておるとおりでございます。単価改正に伴いまして前年対比十万七千円の伸びという形になっております。利子及び配当金、あるいは償還金につきましては特段に御説明することはございません。

次のページにつきましても特段に御説明することはございませんが、款の十一の寄付金につきましては、公共公益施設費として一般寄付金、先ほどの補正予算でも御説明申し上げましたが、明るい日野市の、住みよい日野市をつくる要綱に基づきますものでございまして、今村工務店外七件の分を補正計上しております。

次のページは繰入金でございますが、上段の受託水道事業特別会計、これは都から来ます退職金見合いの収入でございます。

次のページ、繰越金あるいは諸収入等につきましては、五十六年度の増額を計上させていただいております。あるいは市預金利子につきましては、一番最下段の市の預金利子です。これにつきましては実績計上でございます。

次の八十四ページ、諸収入でございますが、これはいずれも五十六年度の実績に基づく計上でございます。

次に収益事業収入、八十六ページ、競輪事業収入と競艇事業収入、説明欄に書いてございますが、五十六年度で約一億一千万ほどの落ち込みがありました。それに基づきまして各市相談いたしまして、ここに掲げました額を今年度は計上させていただいた。つまり前年対比ではマイナスである、そういう形になっております。

次に八十八ページ、八十九ページにつきましては、いままでの内容と特段に変わったことはございません。説明欄に算式が記載されておりますそのとおりでございます。

次のページは市債でございますが、市債につきましても特段に要項の変わっているところはございません。ただ、ものによっては起債の充当率が若干、今後変更される可能性のあるものがあるということでございます。

次の同じく市債の九十二ページ、九十三ページ、これはここ

に書いてあります大坂上中学校給食室新築、これは給食をつくる施設だけではなく食堂、一番下段にございます食堂を別につくる、そういう計画でございます。給食食堂を、施設のほかに食堂をつける、そういう計画でございます。それの事業に対する起債の申請でございます。

以上が歳入の大まかな説明でございます。なお、細部につきましては予定されております予算委員会等で詳しく御説明いたしたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより歳入全般について質疑に入ります。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　先般の十二月議会で、固定資産税、都市計画税については、値上げしては困るという議会の意思表示があったと聞いております。

そこでお聞きしたいんですが、歳入の都市計画税、これの土地の評価額が百四十億円もふえているわけであります。調定見込額、課税基準額でありますが、昨年度の実績評価、課税標準額よりも百四十億円も土地の評価をふやしている。市民に重税を課する結果になるわけですが、この百四十億円ふえたというのはどういう算定根拠で、土地の面積はふえてないと思うんです。そこで、どういう算定根拠で百四十億円の増額がもたらされているのか。これだけ市民の負担が多くなるわけです。御説明願います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。保険年金課長。

○保険年金課長（岩沢代吉君）　大変僭越でございますけれども、担当課長に説明させていただきますので御了解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　資産税課長。

○資産税課長（永瀬誠一君）　それではただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

本年度はちょうど評価がえの年度に当たりまして、前回が五十四年でございますので、五十七年度は資産税並びに都市計画税の客体となります土地家屋について評価がえがございます。ただいま御質問の課税標準額がふえたというのは、評価がえによる土地の評価額がふえたということが主な原因でございます。

それとあと一点は、いままで調整区域でございました南平の一部が市街化区域に変更されましたので、その分が新たに固定資産税の土地の方の課税標準額に入っているというのが主な原因でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　政府は交付税等を減らしたい、これは当然政府側の希望であります。大蔵省や自治省はなるべく金は出したくないということはわかる。そこで政府は土地の価格を勝手に値上げしてきているわけであります。法律によりますと、地方税法によれば、土地の評価については市長が決定

することになっております。市長は自治大臣の指示を基準にして決める、というふうに法律は書いてありますが、法律の中には、明らかに市長は自治大臣が決めた金額が適当でないと思ったときには、これに対して異議を申し立て、同時に市長権限で変えることができるわけであります。法律は、私よりも市長の方が執行部ですからよく御存じだと思いますが、そこで政府が土地の値上げしたからそれじゃ市民への税金ふやしましょう、といってここへ出してきたわけです。十二月議会における議会の意思はどのように扱われているか。日野市の議会の意思と、政府が示した意思とどちらを取ろうとしているのか。自由民主党の市長さんの場合ですら考えます。日野市のように富裕団体、非常に税金の収入の多い団体、市民は非常に税金納税に苦しんでおります。そういう点で、ひとつ市長とすれば、自治大臣が決めたものが優先するのか、市長さんあなたが決めるものの方が優先するのか、ひとつ教えていただきたいと思います。同時に、議会の意思はどのように扱ったのか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり評価がえの基準年次がありまして、本年はその年に該当するわけであります。そして私どもの基本的な考え方といたしましては、日野市民になるべく税負担が一度に過重しないか、これを基本的に考えます。従来もそのとおりでありましたし、今回も東京都が指導されるある数値に対して、かなり批判をいたしました。しかしながら、日野市だけが独立市ではないわけでありまして、同じく近隣市との一定の均衡ということが指導の中に大変厳しく求められた経過はございます。しかし、全般的にいたしまして、他市よりも少なくも五%ぐらいは日野市の評価は抑えられている。このことをわれわれの考えの中には保ち得たというふうに思っております。

したがいまして、どちらが優先かと、いわれますとわれわれはやはり市民の側に立ちたい、という考えはありますが、しかしながら、また一方の政府並びにその中間に立ちます都の行政指導もきわめて厳しい、こういう事情の中で、最大限の努力とまた最小限の結果というふうな状況に治まった、このように意識をいたしております。

それから議会の御意見云々ももちろん慎重に承っておるわけでありますから、そういった気持ちで一応の反映はなし得たんではなかろうか、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この歳入について、ちょっと企画財政部で調べていただきたい。

昭和五十年、五十一年、五十二年の三カ年間に都市計画税は十一億五千万円余であります。ところが五十三年、五十四年、五十五年の三年で二十三億二千万円にふえている。二倍以上に

なっている。幾ら物価が上がったからといって一八%程度でしょう、この値上がりは。この税金の上がり方というのは、これは固定資産税も類似でございますが、きわめて深刻な事態を市民にもたらしていると私は思う。しからば市長が政府自民党に同調されるならば、この千分の三という税率を武蔵野市長のように引き下げたらどうか。いま、上げましたというお話でございます。五%上げたら五%下げれば、市民の負担はそうふえないのであります。そういう、市民に対しての思いやりがあるかどうか。もう一度申し上げますが、五十年、五十一年、五十二年の三年で十一億円だった都市計画税が五十三、四、五の三年では二十三億数千万円になっている。恐るべき増額だと思わざるを得ない。これは企画財政部の資料によります。

そこで一つ市長さんにお聞きしたいんですが、税率を下げる、武蔵野市の市長は税率を下げました。そのくらいのことはできるんじゃなかろうか。これは政府に対しても一つも問題にならない。

かって私は、市長さん、昭和三十三年に御存じでしょうが町長になったときに、勤労者の所得税を一割減税いたしました。還付いたしました。勤労者の人の源泉所得税というのは大変過酷であります。同じような事態が今日の固定資産税、都市計画税に該当するのではなかろうか、と思うのであります。その税率の引き下げを今回、提案されたらいかがかと思う。たった五%、わずかな財源、百五十億からの金額からいけば、せいぜい二億もならない程度のわずかな額です。評価を上げて税率が同じなら、これはもう市民が増税されるわけです。減税の御意思を持っていただきたいと思うが、市長さん、お持ちになりませんか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　税制というのは、申すまでもなく地方税法で定められておるのが大部分でありまして、都市計画税のみ若干の自主的な余地が残されておる、というふうには思っております。そして、特に都市計画税の場合はなるべくその評価は時価に近く基準を定めるというのが、特別のこの税の目的とするところでありますから、かって五十二年だったでございましょうか、その機会にいろいろとわれわれも悩んだことがあるわけであります。そして結果、将来の日野市のこの都市計画事業のことをおもんぱかりますならば、まさに下水道事業を中心として区画整理事業、あるいは根幹的な都市整備事業、これらがきわめて日野市の百年の計のために必要でありますから、特に下水道事業をこれから取り組む際に、すでに議会にもしばしば申し上げております。いわゆる受益者負担金という、この国が規定いたします制度の中で、なるべく標準的な住宅でありますとか、あるいは市民の大きな負担にならないように抑えたい、その財源に考えたい、というふうに説明をいたしておりますし、近くそういう時期が来る、このように想定をいたしております。

したがいまして、いま武蔵野の例が一つ出されましたけれど、全国、つまり都市計画税を徴することを認められておる自治体としては、恐らく東京都下はもちろんでありますが、いわゆる〇・三%の標準課税、これを採用いたしております。武蔵野は御承知のとおり、すでに都市計画事業等がほとんど完了をしておる都市であり、かつ税収の多い市でもありますから、議会の提案によりまして、ほんの一年だけ〇・三%を〇・二五%にする、このような施策が行われたやに聞いております。これは、しかし一年のみでありまして、また復元されるそうであります。そういうこともあわせ考えまして、御指摘のことにつきましては、今後の大切な課題ではありますが、なかなか困難な課題であり、かつまた将来の町づくりのために、市民の方に一定の負担をお願いすることによって、なるべく事業を促進し、そうして早く日野市の町づくりの将来を定める大きな事業に積極的な取り組みをしたい、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　最後に意見を言いたいんですが、今度、家屋に――いま土地を申し上げた、家屋についてもちょっとお聞きしたい。昨年、盛んに家屋調査という腕章をつけた方々が、日野じゅうを歩いておられました。そうしたら結果的には家屋の課税見込み額が百十何億ふえております。百十何億という増加は、家屋調査によるものだろうと思うんですが、百、もっと多いのか、千六十九億になったんですから九百六十億で、そうですね、約百億以上ふえている。これはいわゆる市役所が調査してふえたものだろうと思うんです。家屋には、国は幾らにしろとは恐らく言ってないだろうと思う。家屋もふやし、土地もふやす。ちょっと市民は救われないのであります。

そこで、このふえた理由というのは、百億もふえたのは一体家屋調査の結果、出たものですか。その点を一つ、まずお聞きしたい。

○議長（石坂勝雄君）　資産税課長。

○資産税課長（永瀬誠一君）　それではただいまの御質問、お答え申し上げます。

家屋についての評価がえは、実質は評価がえでふえません。といいますのは、評価がえの方法が家屋につきましては、五十七年度の評価額が五十六年度の価格を超えるものについては、当該家屋の価額は五十六年の価格をもつということでございますので、家屋についての評価がえのはね返りはございません。課税標準額がふえたという大きな理由は、五十六年一月二日から五十六年十二月三十一日までに建築されました家屋の新たな評価でございます。これが千五十一軒予定されました。

それと、あとは滅失分が二百四十軒ばかりございますので、

それを差っ引きますと八百八棟ふえる。これに対する分でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いまお話で、新築もあるし、要するに調査してシラミつぶしにした結果ふえたのが八百幾つというふうにお話でございますが、税金を取るということは、私はこの間、三月一日の市長さんの広報を拝見しました。入るを図って出るを制する、と書いてある。これは私企業、私の営利企業の社長さんの言う言葉なんです。入るを図るというのは、税金を思い切って取るということです。出るを制するというのは、執行しないでこういうふうに年度末に十億円も金を残す、ということです。私はこれ、逆じゃなかろうか。税はできるだけ少なく入るように努力する。そう思うんですが、いずれにしても長くなりますので申し上げますが、ひとつ固定資産税の税率、これは市長さんができないと言ってますが、そうじゃない。これ、最高一・七なんです。百分の。最低は構わないんです。それから都市計画税は最高百分の〇・三、そういうことになっておる。日野は最高なんですね。

　いずれにしても、ひとつできるだけ減税に、何らかの形に踏み切ってもらいたい。特に私どもの知っている範囲でも西武団地、平山台団地、日鉱団地、ああいうふうな方々は大変たくさんな整備費をかけて宅地を買わされているわけです。高く。その上に市に公共何とか基金というのをたくさん納めているわけです。ああいう方々は月賦ローンをしているわけです。ほとんどの人が。ローンをしている人からさらに都市計画税を取る。さらに固定資産税を取る。過酷ではなかろうかと思う。そこで市長さんの裁量で、市長は特に認めるものは減免できると書いてあります。市長が特に認めるような方式を考えていただきたい。それから税金の増額はなるべくひとつ思い切って、自治大臣とけんかするぐらいのつもりでやっていただきたい。このことを一応希望意見として述べておきます。回答は結構です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

　なければこれをもって歳入全般に関する質疑を終結いたします。

　次に歳出全般及び第二表債務負担行為、第三表地方債についての説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは歳出について御説明申し上げます。歳出の最初のページは議会費でございます。九十四ページから歳出でございます。その中で主なものを御説明いたしたいと思います。

　まず最初に、百十七ページをお開き願いたいと思います。報償費の最下段のところに市民読本テープ吹込者謝礼というのがございます。これは視力障害者の方に市民読本をテープにしたものをお配りしょうということでございます。百五十人分、千二百本分を予定しております。

　次に百十九ページ、お開き願いたいと思います。十三の委託料、下から二番目の下水道ＰＲ用スライド作成というのがございます。これは、ここに書いてありますとおりのスライドでございますが、五十コマを制作する予定でございます。

　次に百三十一ページをお開き願いたいと思います。中ほどの十三委託料、これは市民会館（仮称）の建設実施設計の委託料でございます。

　次に百三十三ページ、同じく中ほどの委託料、蚕糸試験場日野桑園跡地測量というのがございます。九・五ヘクタール分全部の測量でございます。

　次に百九十一ページをお開き願いたいと思います。社会福祉費でございますが、一番上段にございます難病患者援護相談事業、これは難病検診等の事業に対する事業拡張、あるいはその家族の日常活動援助というものを考えていきたいという事業でございます。

　それから同じページの下から四番目に、黄色いハンカチ他というのがございます。この黄色いハンカチと申しますのは、身障者の方に黄色いハンカチを渡して、難渋しているとき等にそのハンカチをサインがわりに使うことによって、ほかの人のヘルプを得たいというサイン用のものでございます。合図用のものでございます。

　次の百九十三ページ、一番最下段の委託料がございます。身障福祉施設基本設計というのがございます。これは旭が丘に予定しております。六百六十六平米にかかわるものでございます。

　次二百三ページをお開き願いたいと思います。二百三ページの説明欄を見ますと、上から中ほど、六行目ですか、老人憩いの家基本設計というのがございます。これも同じく旭が丘に予定しているもので四百九十三平米、二十人の宿泊ができるようなものを予定しております。

　次に二百十九ページをお開き願いたいと思います。二百十九ページ中段工事請負費、この中の下から、地区センター新築、これは年々一館ずつという予定によるものでございます。

　次にその上にふれあい広場フェンスの設置、これは市民広場的なもののフェンスを設けたいというもの。

　次に、その上にあります市民生活センター設置、これが旧庁舎の改良によって市民のふれあいの場所を提供したい、こういう事業でございます。

　次に二百二十三ページをお開き願いたいと思います。その中段の十五の工事請負費、婦人センター（仮称）新設、これが先ほどの御質問にございましたが、二百三十二平米分の三菱の旧事業所を買収しまして改良し、そこで解決したいという、そういうものでございます。

　次に二百四十三ページに参ります。二百四十三ページの中ほどの工事請負費でいきますと三沢児童館（仮称）新築というの

がございます。これは四百八十平米の鉄筋コンクリート二階建の児童館を予定しております。それに要する工事請負費でございます。

次に二百九十三ページをお開き願いたいと思います。そこにあります一番最下段、工事請負費、これは清掃費でございますが、浄化槽、汚泥処理新設、これは継続事業でございまして、三年事業のうちの二年目でございます。それから最下段にありますし尿三次処理施設新設というのがございます。これは三次処理をするというもので、水の浄化ですね、――五十七、五十八年の二年間にわたって継続事業で行われる予定のものでございます。

次に三百十五ページをお開き願いたいと思います。十九の負担金、補助及び交付金、その下から三行目に身障者専用開業資金、先ほど条例等で御審議いただきましたものに対する予算の計上でございます。

次は三百三十三ページでございます。ここに掲げましたのは、程久保二号線道路拡幅工事でございまして、この歩道拡幅に伴いましてその一番最下段の百五平米の用地買収が計上されております。

それから申しわけございません、もう少し上の段に戻りまして、自転車置場設置というのがございます。これは日野駅前、高幡不動駅前、滝合橋下三カ所、そこに計上されております二千二百平米を予定しておる工事請負費でございます。

次に三百三十七ページ、上から三段目に委託料がございます。これは浅川利用基本計画の策定でございます。浅川利用計画につきましてはすでに答えが出ておりますが、今度は具体的にそれらをどういうふうに設計に位置づけていくかということの基本計画を策定したいということでございます。

次に三百四十一ページに参ります。工事請負費、根川改修、これは根川改修継続事業のものでございます。

十九の負担金、あるいは二十二の補償金は、その根川改修に伴う配水管の移設の負担金、あるいは物件補償の金額の計上でございます。

それから三百五十三ページをお開き願いたいと思います。三百五十三ページにおきましては説明欄の上から七行目、百草台自然公園（仮称）維持管理、これは先ほど条例等の中にも出てまいりました百草台自然公園を移管して市で管理する、そのための管理費でございます。

次のページに参りますと、上から三番目に黒川公園湧水池等整備というのがございます。これは黒川公園、清水谷にあります湧水池の整備でございます。

それから最下段の委託料につきましては、仲田公園（仮称）実施設計というのがございます。これは桑園跡地。それからその次の北川原公園につきましては下水道施設のできる高速道路との間の北川原公園の測量でございます。

次に三百七十七ページに参ります。これは消防費でございますが、上から二番目の委託料三百万、避難路測量、調査ですが、程久保小と三中の通学路、それの通学路を改修し避難路となるような調査をするということでございます。

十五の工事請負費につきましては、耐震用貯水槽の設置、これは年間行っているものでございます。

次に、同じく備品購入費の中で、五行目に防災無線というのがございます。防災無線一式二千百万、これは防災無線の三カ年計画を立てまして、まず五十七年度に五百局を開設したい、という予算でございます。一年目に五百局をつくりたい、そういうものでございます。

それから小学校費でございます。四百二十三ページに参りたいと思います。上から二段目、第七小学校の増築について計上されております。

それから十七番の公有財産購入費につきましては、二十小、桑園跡地の買収等が計上されているわけでございます。

次に四百四十五ページ中学校費、一番最下欄の委託料をごらん願いたいと思います。大坂上中学校増築設計、地質調査、先ほど収入のところでちょっと御説明いたしましたが、大坂上中学校につきましては、調理室のほかに食堂をつくる、そういう設計でございます。

それから第一中学校の特別教室設計、これは給食室です。それの設計費をここに計上させていただきました。

次に参りまして、四百五十五ページをお開き願いたいと思います。

四百五十五ページ上欄委託料、先ほどちょっと質問が出ました幼児教育センター（仮称）の件が事業費に計上されておるわけです。委託料、それから工事請負費としては一億五千百二十万の幼児教育センター新築等がそこに計上されております。

主な事業といたしますと、以上のような範囲でございます。

なお、その他細部につきましては、予定されております委員会の中で詳しく御説明いたしたい、このように思っております。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　第二表、第三表。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　失礼しました。

債務負担行為第二表、第三表、説明書の初めから開きまして六ページ目でございます。六ページ、下に六と振ってございます。

し尿三次処理施設新設事業、これは先ほど清掃費のところで御説明いたしました三次処理施設、五十七年、五十八年の二年度事業でやるというものの債務負担行為でございます。

それから幼児教育センター、先ほど説明いたしましたその幼児教育センター、五十七、五十八の二年度事業という形の中で、

五十八年度に六千五百三十万をさらに支出してつくりたい、そういうことでございます。

その下の土地開発公社の先行用地取得につきましては、これは予定されます六十二年度までに公社が取得した用地の買収に必要とする額を市が債務負担するという関係のことでございます。

それからその下欄につきましても、内容としてはそれに伴いまして金融機関から借財した場合の元金利子に相当する額を限度額として債務負担行為とする、その記載のとおりでございます。

第三表の地方債につきましては、ここに掲げてございます事業にそれぞれ充当される地方債の限度額をそこに計上させていただきました。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　これは私見ていてどうもわからないのは、百二十九ページで、どっちが正しいか教えてもらいたい。七十七ページには財政調整基金利子は二千三百六十五万円と出ております。ところが百二十九ページは財政調整基金利子が三千三百五十五万七千円、一千万円も違うわけです。市民会館利子がそうですが、いずれが正しいんですか、これ。百二十九ページの金額と七十七ページの金額、どっちが正しいのか教えてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　歳入の方の件につきましては、実績計上で予定額を計上してございますが、御指摘の百二十九ページは歳出の方でございます。積立金、歳出予定額でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ごまかすなよ君。そういうごまかしを言うから変になる。同じじゃなきゃいけないんだよ。だから同じに書いてあるんだ、これ。だけども、間違えて書いてあるんだ、これ。どっちかミスプリントなんですよ。いいですか。ちっとも、だからどっちが正しいかと聞いてるだけなんです。合計金額は同じなんだよ。いいですね。同じじゃなきゃおかしいんだよ、確かに。だから同じなんだけれども、ここに幾つも利息が書いてあるでしょう、四つ。（「はあ、わかります」と呼ぶ者あり）ね、わかりますか。そういういいかげんなことを言っちゃいかん。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　御答弁申し上げます。これは私、ちょっと失礼しましてそういう気がつきませんので、後ほど正確な資料でお答えをお送りしたいと思います。ここで間違った答弁すると、また申しわけございませんから。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一六号、昭和五十七年度日野市一般会計予算の件は一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって一般会計予算特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後六時四十八分休憩

午後七時四十三分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの予算の数字の点に対し、企画財政部長の発言を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　先ほどの古谷議員さんより御質問のありました七十七ページと百二十九ページにかかわる市民会館建設基金利子及び財政調整基金利子の件につきまして、おわびして訂正させていただきます。七十七ページの歳入の方が誤りでございます。市民会館建設基金利子と財政調整基金の利子の上段、下段が入れかわった数字になっております。ですから、正しくは市民会館建設基金利子の方が二三六五〇という数字で、下の財政調整基金の方が三千三百五十五万七千円という数字になるわけでございます。おわびして訂正いたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより議案第一七号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第一七号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を前年度の二十三億五百五十万七千円より、三億四千八百七十五万三千円多い二十六億五千四百二十六万円とするものであります。内容につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い

いたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。保険年金課長。

○保険年金課長（岩沢代吉君）　お手元の予算書の二ページ、三ページをお開きいただきたいと思います。国民健康保険特別会計の予算の二ページ、三ページでございますけれども、まず二ページの歳入から御説明をさせていただきます。

歳入の一番といたしましては国民健康保険税でございますけれども、これにつきましては被保険者三万八百五十人、前年度の比較で二・一%の増になっております。世帯数につきましては九・一%の増でございます。これを人口からの加入率を見ますと、被保険者数で約二一%でございます。そのような内容から、いただきます国保税が七億一千二百三万四千円、前年度に比較いたしますと六・一%の増になっております。

それから国庫支出金でございますけれども、これにつきましては前年度の比較が一四%の増になっております。特に国庫支出金、国庫負担金でございますが、これらの増でございます。

それから都の支出金でございますけれども、前年度の比較が四四%の増になっております。

それから繰入金、これが二四%の増というふうなことで、締めて二十六億五千四百二十六万円、こういうことで、先ほど市長の方から御説明がありましたように前年度に比べまして一五%の増になっております。

それから歳出でございますけれども、総務費で前年度の比較を見ますと二・六%の増になっております。

それから給付費でございますけれども、給付費につきましては一五・五%の増になっております。その中では特に高額療養費の関係が四〇・三%の増になっております。

それから、前後して大変恐縮でございますけれども、一番の療養諸費につきましては一三・四%の増になっております。

助産費、それから葬祭費、育児手当、この三項目につきましては、いずれも減でございます。

それだけの関係が保険給付費の二十五億五千八百二十七万八千円、全体的な、総体的から見ますと九六・三%の割合になるわけでございます。締めまして、その他公債、諸支出金等ございます。予備費もございますが、そういったものが合計で二十六億五千四百二十六万円、こういうふうなことでございます。

それから大変恐縮でございますけれども、五ページを飛ばさせていただきまして六ページ、七ページをお開きいただきたいと思います。これの内容は、御承知のとおり保険税の現年度分の内容でございますけれども、一応収入歩合を九二%ということで見まして、六億六千二百四十八万五千円、こういうふうな状況でございます。ちなみに五十五年度の収納率を見ましても九二%ならばということで見ておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから滞納関係でございますけれども、これらにつきましても五二%の収入歩合を見ております。

次の八、九でございますけれども、これらにつきましては特に国の関係でございまして、法の六十九条並びに七十条による国の負担金ということで、私どもの方から要望いたします要求額に対する支出金をいただけるということでございます。ちなみに新聞紙上等で七十条のことで四〇%が五%云々というようなことをいろいろお耳に入ったと思いますけれども、これらにつきましては、五十七年度限りについては、もうすでに御承知のとおり、従来どおりというふうなことになっております。

それから国庫支出金でございますが、これらにつきましては特に申し上げることはございません。

次の十二ページ、十三ページでございますけれども、都の支出金につきましても特に変わったところはございませんので、省略させていただきます。

次、ずっと飛びまして大変恐縮ですけれども十八ページをお開きいただきたいと思います。十八、十九ページでございますが、この中で特に申し上げたいと思いますのは、五十七年度につきましては九番の旅費でございますけれども、この中に一番下にあります関東甲信静地区の国保事務研究会の幹事会というふうなことでございますが、従来の予算から比べますとこれが新しく設けられました。ということは、日野市がここで幹事市になりましたので、旅費をお願いするわけでございます。

次の十二の役務費でございますけれども、この中では特に被保険者証の送付その他につきましてでございますけれども、五十六年度におきましても、被保険者証の送付のことにつきまして予算をいただいたわけでございますけれども、特に今度五十八年の四月から実施ということになりまして、この五十七年度で予算をいただくようになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

その他関係につきましては、特に申し上げることございません。ひとつよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　先ほどの説明で、三ページの保険給付費等において増のところにおいてはパーセントが説明があったんだけれど、減になった点についてはパーセントは言わなかったんで、その説明をちょっと聞かせてください。

○議長（石坂勝雄君）　保険年金課長。

○保険年金課長（岩沢代吉君）　この減につきましては、助産費、葬祭費、育児手当金につきましては、これらにつきまして被保険者の中でのお産並びにこういった関係が、従来

見込んできた数よりも減ってきておる、ということから減になっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　私が聞いたのは、何％減かということを聞いているんです。

○議長（石坂勝雄君）　保険年金課長。

○保険年金課長（岩沢代吉君）　先ほど申し上げたと思いますが、助産費で一六・六％の減になっております。葬祭費で八％、約八・六％です。それから同じく育児手当金で一六・六％、いずれも減でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　いま課長、先ほど言ったといったけれど、言わないから聞いたわけだから。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一七号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第一八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第一八号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、前年度の九億七千八百十一万五千円より、一千三百九十三万一千円多い九億九千二百四万六千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。都市整備部長。予算の説明は簡潔にお願いします。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第一八号につきまして御説明申し上げます。

この会計には土地区画整理事業を実施するために必要な経費を計上したものでございまして、昭和五十七年度に執行いたします、予定いたしております歳入歳出予算合計は、九億九千二

百四万六千円で、前年比といたしまして一・四％の増となっております。

それでは歳入歳出予算、事項別明細書によりまして御説明申し上げます。まず歳入予算でございますけれども、四十二、四十三ページをお開き願います。下段の繰入金でございますが、神明上区画整理費繰入金は事業計画に基づく一般会計からの繰入金のほかに、清算に伴う交付金を一時一般会計から借り入れるものと、小宅地清算緩和交付金に充当するための繰入金を計上いたすものでございます。

次に四十六、四十七ページをお開き願います。諸収入でございます。一の保留地処分金は、神明上区画整理事業にかかわる保留地の未処分地の四区画、面積で六百四平方メートルを処分いたすものでございます。

三の雑入のうちの神明上区画整理費雑入は、事業の清算に伴う徴収金のうち、五十七年度内に徴収予定いたしております二千万円を計上いたしました。

次に歳出予算に入らせていただきます。四十八、四十九ページをお開き願います。区画整理管理費でございますが、このうち最下段の委託料は、高幡及び豊田南口地域の土地区画整理を実施するための調査A及びBを五十六年度で予算計上し、実施いたしましたが、高幡地区につきましては予定どおり完了いたしました。五十七年度につきましては引き続き事業認可などを得るための実施計画書の作成までを行うものでございます。

豊田南口地区につきましては、調査Bの執行が昭和五十六年度のところで申し上げましたように執行に至りませんでした。このための調査Bの全項目を五十七年度に実施いたすものでございます。

また、豊田南口の地域、この環境影響評価は、都の環境影響評価条例に基づきまして実施いたすものでございます。

次に五十四、五十五ページをお開きいただきたいと思います。神明上区画整理費の事業費のうち、委託料につきましては神明上区画整理事業の業務を新都市建設公社に委託いたす経費でございます。

最下段の負担金、補助及び交付金は、神明上区画整理事業の清算に要する経費でございます。まず二億円は換地清算に伴う交付金で、交付者及び徴収者の権利に応じまして交付いたすものでございます。

その下の緩和に伴う交付金の横に、まことに恐れ入りますが等が落ちておりますので挿入をお願いしたいと思います。この一億円は、小宅地清算緩和に伴う交付金のほか、徴収者から納付される徴収金を財源といたしまして、交付者に交付する清算交付金を計上いたしたものでございます。

次は五十八、五十九ページをお開き願いたいと思います。万願寺区画整理費のうち、事業費の委託料につきましては、業務

委託を新都市建設公社に委託をする経費でございます。このほか換地条件測量などを実施する経費でございます。

また、次の工事請負費、区画街路を五百五十メーター築造いたしますことに伴うものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第一九号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第一九号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、前年度の十二億一千五百三十三万三千円より一億百十六万七千円多い十三億一千六百五十万円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。都市整備部長。簡潔にお願いします。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案第一九号につきまして御説明申し上げます。

本特別会計は、下水道事業を実施するために必要な経費でございまして、昭和五十七年度に執行を予定いたしております歳入歳出予算の合計額は十三億一千六百五十万円でございます。前年比といたしまして八・三%の増と相なっております。

それでは予算の内容の主なものにつきまして御説明申し上げます。まず、歳入予算でございますが、七十六、七十七ページをお開き願います。上段の国庫補助金は、まず公共下水道の建設にかかわる国の補助でございますが、日野市域内におきましては、多摩平公共下水道に続きまして、昭和五十七年度から公共下水道の管渠埋設工事に着手いたすものでございます。この建設事業費に対する補助でございます。施工地域につきましては、南多摩処理区内でございますが、内容につきましては歳出のところで御説明申し上げます。

下段の都市下水路国庫補助金は、黒川都市下水路の建設にかかわる補助金で、昭和五十七年度は五十六年度に施工いたしました上流部分を建設いたす予定としております。

七十八、七十九ページをお開き願います。都補助金でございますが、補助金の対象事業は国庫補助対象事業と同じでございますけれども、公共下水道管渠埋設の補助基本額は国庫補助と異なりまして、市の単独事業費が一応対象に相なっております。

次に八十二、八十三ページをお開き願います。市債でございます。市債充当率はここに掲載いたしましたとおりでございます。

次に歳出に入らせていただきます。八十八、八十九ページをお開き願います。下水道建設費でございますが、委託料はまず南多摩処理区の一の宮の交差点から百草駅前までの都道に雨水管といたしまして八百メーター、汚水管で千四百メーターを建設するための実施設計と、浅川処理区の実施設計といたしましては、旧七生支所から多摩動物公園までの都道と旧道に延長で三千二百八十一メーターにわたって管渠を建設するための設計費でございます。

工事請負費につきましては、南多摩処理区の公共下水道管渠埋設工事といたしまして、まず雨水管は落川東排水区の堤自治会内に三百六十五メーターと、百草の東電研修所の下側に既存の水路がございますが、これを百二十メーターにわたって改修するためのものでございます。

また、汚水管といたしましては、堤自治会内の公道に六百六十メーター、百草駅近くの自動車教習所が東側にございますが、ここと金田区画整理事業を現在組合で実施しておりますが、南多摩処理区分でございまして千二百六十五メーターを建設するものでございます。

また、浅川処理区公共下水道の管渠埋設につきましては、同じく金田区画整理事業の区域内に浅川の処理区分といたしまして五百三十八メーターの雨水管を建設いたすものでございます。

次に、負担金は流域下水道の建設を都が実施することになっておりますが、建設費の一部を関係市が負担するもので、浅川処理区におきましては流域幹線三百メーターの建設と、処理場の設計並びに地質調査などに要する経費、これと南多摩処理区の流域幹線といたしまして二千百五十二メーターの建設などに要する経費に対する負担金でございます。このほかに多摩市が建設する公共下水道に日野市の公共下水道の一部を接続させていただきますが、この多摩市公共下水道建設費の一部を負担するものでございます。

続きまして九十六、九十七ページをお開き願います。都市下水路費でございます。このうちの工事請負費は、黒川都市下水

路の管渠埋設工事として五十六年度に実施いたしました上流部分の東豊田三、四丁目地内に七百二十七メーターにわたって管渠を埋設するものでございます。五十六年度に未執行となった個所につきましては、引き続き地域の方々とお話し合いを続けて問題の解決ができ次第施工をいたしたいと考えております。また、神明上都市下水路の管渠埋設は五十六年度で実施しております東町の樋管と管渠の上流部分に五十二メートルにわたりまして管渠を埋設するとともに、地域の雨水を排除するための枝線を六十メートル施工いたすものでございます。

簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　これ、質問というよりは希望なんですがね。都市計画にしても下水道にしても図面が一つもついてないんで、私ども新しい地名をたくさん言われて何メートルと言われましても、思い当たる節もあるし、さてどこだろうということもあるんで、委員会までに当議会の資料として、理事者側に図面の提出を依頼してもらいたい、議長より。それをお諮り願いたいと思う。工事個所ですね、それ、議長からひとつ理事者の方へ要求していただきたいと思うんですが……。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの古谷太郎君の資料要求に対してはよろしいですか。（「はい」「ではお願いします」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　さっきの資料のところに、やはり場所だけでなくメートル、それから管の太さ、そういうものを。以上。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですね。都市整備部長、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一九号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二〇号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第二〇号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計予算であります。収入支出の予算総額を、前年度の十八億四千八百四十九万二千円より三千二百九十一万円多い十八億八千百四十万二千円とするものであります。内容の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。病院事務長。簡潔に。

○病院事務長（小山哲夫君）　議案第二〇号の詳細につきまして事務長より説明をいたします。

予算書の内容の説明に入ります前に、ミスプリントがございますので大変恐縮でございますけれども御訂正を賜りたいと思います。百九ページの中ほどに第九条の棚卸し資産の購入限度額が書いてございますけれども、これが四億七百五十四万三千円となっておりますけれども、これを四億七百五十七万七千円というふうに御訂正を賜りたいと思います。

それでは内容の説明に入りますけれども、細部につきましては特別予算委員会におきまして自分たちの方で、特に重点事項につきまして御説明をしたいと思います。

まず条文関係の第二条関係でございますが、病床数につきましては御存知のとおり増改築工事が昨年終わりまして、百四十二床から百六十二床に変わりました関係上、本年度は当初予算から百六十二床ということで、二十床の増床を予定しているわけでございます。

それから入院患者の関係でございますけれども、これにつきましては病床が増床しました関係上、一日の平均入院患者数を百三十四人ということで、占床率につきましても昨年同様八三%を見込み、予算が計上されておるわけでございます。

なお、外来患者につきましては昨年度と全く同じ数字を計上させていただきます。

次に、予算書の事項別明細書の百十一ページの収益的収入及び支出の関係でございます。収益的収入の関係につきましては、前年度と比べまして一五%の増というふうになっております。特に入院収益につきましては一五%伸びておりますが、これは昨年の六月一日に診療報酬の改定等がございました。その関係と、それから病床数の増床に伴いまして一五%の伸びとなっておるわけでございます。

外来収益の他会計の補助金の関係でございますが、今年度は二千万円の増額になっておるわけでございます。

百十二ページのちょうど中間でございますが、患者外給食収益でございます。これにつきましては、職員食、それから付添

食でございますが、昨年の八月一日から材料費等が上がっております関係上、一食につきまして五十円の単価アップということで予算が計上されておるわけでございます。

次に百十三ページでございますが、これにつきましては同様に一五%の歳出の伸びがございますけれども、これは給料のベースアップ、あるいは定期昇給。

それから百十四ページからの関係でございますが、材料費につきましては三四%の増、経費につきましては二四%の増となっております。これはいろいろと諸物価の値上がり等に伴いましての増額ということでございます。

次に百十八ページと百十九ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出の関係でございます。資本的収入及び支出の関係で、特に今年度は収入におきまして一八%の減、支出におきましては五四%という減になっております。これにつきましては、昨年度は増改築工事等がございまして大きな工事があったわけでございますけれども、今年度は特に大きな工事等が予定されておりません関係上、収益並びに支出におきましての大幅な減というふうになっているわけでございます。

この中で、特にこの際御説明申し上げておきたい点は、百十九ページの工事請負費と有形固定資産の購入費でございます。工事請負費の七百二十二万七千円のうちの動力線の配線工事費の百万円でございますが、これにつきましては産科病棟に冷房を今年度取りつける予定でございますけれども、それがために配線の工事が必要でございます。そういうことで動力線の配線工事費として百万円の工事費を計上したわけでございます。

それから事務室拡幅工事の四百二十二万七千円でございますが、これにつきましては同様に一五%の歳出の伸びがございますけれども、これは給料のベースアップ、あるいは定期昇給。

それから百十四ページからの関係でございますが、材料費につきましては三四%の増、経費につきましては二四%の増となっております。これはいろいろと諸物価の値上がり等に伴いましての増額ということでございます。

次に百十八ページと百十九ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出の関係でございます。資本的収入及び支出の関係で、特に今年度は収入におきまして一八%の減、支出におきましては五四%という減になっております。これにつきましては、昨年度は増改築工事等がございまして大きな工事があったわけでございますけれども、今年度は特に大きな工事等が予定されておりません関係上、収益並びに支出におきましての大幅な減というふうになっているわけでございます。

この中で、特にこの際御説明申し上げておきたい点は、百十九ページの工事請負費と有形固定資産の購入費でございます。工事請負費の七百二十二万七千円のうちの動力線の配線工事費の百万円でございますが、これにつきましては産科病棟に冷房を今年度取りつける予定でございます。そういうことで動力線の配線工事費として百万円の工事費を計上したわけでございます。

それから事務室拡幅工事の四百二十二万七千円でございますが、これにつきましては同様に一五%の歳出の伸びがございますけれども、これは給料のベースアップ、あるいは定期昇給。

それから百十四ページからの関係でございますが、材料費につきましては三四%の増、経費につきましては二四%の増となっております。これはいろいろと諸物価の値上がり等に伴いましての増額ということでございます。

次に百十八ページと百十九ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出の関係でございます。資本的収入及び支出の関係で、特に今年度は収入におきまして一八%の減、支出におきましては五四%という減になっております。これにつきましては、昨年度は増改築工事等がございまして大きな工事があったわけでございますけれども、今年度は特に大きな工事等が予定されておりません関係上、収益並びに支出におきましての大幅な減というふうになっているわけでございます。

この中で、特にこの際御説明申し上げておきたい点は、百十九ページの工事請負費と有形固定資産の購入費でございます。工事請負費の七百二十二万七千円のうちの動力線の配線工事費の百万円でございますが、これにつきましては産科病棟に冷房を今年度取りつける予定でございます。そういうことで動力線の配線工事費として百万円の工事費を計上したわけでございます。

それから事務室拡幅工事の四百二十二万七千円でございますが、これにつきましては同様に一五%の歳出の伸びがございますけれども、これは給料のベースアップ、あるいは定期昇給。

それから百十四ページからの関係でございますが、材料費につきましては三四%の増、経費につきましては二四%の増となっております。これはいろいろと諸物価の値上がり等に伴いましての増額ということでございます。

次に百十八ページと百十九ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出の関係でございます。資本的収入及び支出の関係で、特に今年度は収入におきまして一八%の減、支出におきましては五四%という減になっております。これにつきましては、昨年度は増改築工事等がございまして大きな工事があったわけでございますけれども、今年度は特に大きな工事等が予定されておりません関係上、収益並びに支出におきましての大幅な減というふうになっているわけでございます。

この中で、特にこの際御説明申し上げておきたい点は、百十九ページの工事請負費と有形固定資産の購入費でございます。工事請負費の七百二十二万七千円のうちの動力線の配線工事費の百万円でございますが、これにつきましては産科病棟に冷房を

に対しますところの歯科診察台、レントゲン、あるいはまた歯科診療のための器具の購入予算でございます。目下のところ、いつ具体的に開設するかは未定でございますけれども、なるべく早い機会に、諸条件が整備され次第に設置をしたいということでございます。

それからその下の電算機の購入でございます。これにつきましては特に病院の方の事務の合理化、患者へのサービス、こういった点を考慮いたしまして今年度電算機を導入いたす予定でございます。それがための購入費でございます。

なお、資本的収入と支出の関係におきまして、二千万円ほど支出の方が多いわけでございますけれども、その不足分につきましては現年度分並びに過年度分の損益勘定留保資金によりまして補てんをする、こういう予定でございます。

以上、簡単でございますけれども説明にかえさせていただきます。よろしくどうぞ御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　いま、電算機の購入という説明があったんだけど、具体的に言って電算機を購入してこれだけのなにがあるということを、ちょっと具体的に御説明願いたいと思います。プラスになる点ですね。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　それでは、電算機の購入につきましての効果その他の面につきましての御説明をしたいと思います。

特に病院の場合ですと、事務の効率化あるいは収益性の確保の問題、あるいは労務管理の問題、患者サービスの向上という点に大きな電算機の導入によりましてメリットがあるわけでございます。特に病院の場合ですと、窓口での受付の場合に患者さんに手書きでお願いしているわけでございます。そういたしますと非常に患者さんに待ち時間が多い、それから時に計算違いがあるという問題がございます。

もう一つは、毎月月末から月初めにかけまして約十日間でございますけれども、国保あるいは基金の方に対しましての診療報酬の請求事務がございます。これにつきましては、毎月約二十名、全職員が残りまして多いときですと大体二十時間か三十時間程度の一人当たりの超過勤務があるわけでございます。そういった面での労力の緩和を図らなきゃならん、こういう点がございますので、そういった点につきましての大きな、電算機を購入することによってのプラスがあると思います。

電算機につきましては、将来は病院全体に対しまして、電算機をフルに活用したいと思っていますけれども、一時的にすべての各管理部門に対しましての導入につきましては、若干の時間を要するところがございますので、特に必要度の高いところ

から始めたいと思っております。とりあえず五十七年度につきましては、入院患者をまず対象にしまして、最後に五十八年度につきましては外来患者等を対象として、逐次病院全体の管理面におきましての電算機の導入を図っていきたいというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　電算機を使うには専門家を頼んでやるか、職員で間に合うんだか、そういう点をちょっと…。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　電算機の事務の扱いにつきましては、病院の職員がやる予定でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御資疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二〇号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議はないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思います。

これより議案第二一号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第二一号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市受託水道事業特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、前年度の十億二百九十四万七千円より一億一千七百万三千円多い十一億一千九百九十五万円とするものであります。

内容につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　昭和五十七年度の日野市受託水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

五十七年度の事業運営に当たりましては、一層の計画目標の達成と、将来にわたっての配水基盤の強化を図りたい考えでございます。

本年度の予算は歳入歳出とも前年度に比較して一一・六七％の増となっております。

それでは、まず百三十二ページの歳入でございます。これは受託水道事業の執行に見合う都から支出される委託金でございます。

次に歳出でございますが、百三十四ページの浄水費から百四十五ページの業務費までは、浄水場の維持管理及び排水、給水等の業務運営に要する経費を計上したものでございます。

それから百四十六ページ、建設改良費のうちの水道改良費でございます。十五の工事請負費の一億一千九百五十二万円でございますが、これは約三十基の消火栓の設置、多摩平浄水場、平山浄水場の電磁流量計の設置及び開発行為に伴う配水管の新設、その他の経費を計上したものでございます。

次に、十八の備品購入費一億百八十五万円でございますが、これは直径十三ミリから百ミリまでの量水器八種類の購入費でございます。

次に水道建設費の十五、工事請負費の二億四千四百九十万でございますが、これは区域拡充に伴う配水管の新設、区画整理に伴う配水管の新設、専用水道の改修に伴う配水管の新設等の経費を計上したものでございます。

以上、簡単でございますが主な内容について御説明申し上げました。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二一号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二二号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました議案第二二号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算であります。

収入支出の予算総額を、前年度の一千八百三万五千円より二百五十二万九千円多い二千五十六万四千円とするものであります。

内容につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第二二号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算の内容につきまして御説明申し上げます。第二条、第三条を中心に御説明申し上げたいと思います。

まず、農作物共済勘定でございますが、水稲につきましては二十三万八千キロ、陸稲につきましては千七百八十五キロ、麦につきましては六千百二十五キロ、計二十四万五千九百十キロでございますが、これに伴います農作物勘定といたしまして二百万一千円でございます。収入支出とも二百万一千円でございます。

その次に家畜共済勘定でございますが、乳牛が五十五頭、種豚が八十頭、それに対応いたします家畜共済勘定収入支出とも四百七十九万三千円でございます。

次に園芸施設共済でございます。これにつきましては百七十四棟、面積にいたしまして三万四千四百九十五平米でございます。これに伴います共済勘定を収入支出とも百十五万七千円でございます。

次に業務勘定でございますが、千二百六十一万三千円、これを収入といたしまして国、都補助金あるいは一般会計からの繰入金、あるいは事務賦課金、これらを収入源といたしまして、支出には一応職員二人分の人件費、あるいは運営協議会委員、損害評価会委員その他の一般管理費に充当する支出でございます。

以上、収入支出とも二千五十六万四千円でございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二二号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二三号、市道路線の一部廃止、議案第二四号、市道路線の廃止、議案第二五号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第二三号、議案第二四号、議案第二五号についての御説明申し上げます。

まず、議案第二三号についての提案理由を申し上げます。本議案は市道「湯沢二号ロ線」及び「北御越前三〇号線」の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づき、その一部を廃止するものであります。

議案第二四号についての提案理由を申し上げます。本議案は、市道「下稲荷林線」及び「源五田一号線」の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第十条第一項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第二五号についての提案理由を申し上げます。本議案は「日野八七号線」及び「南平三〇号線」を道路法第八条の規定に基づき、市道認定するものであります。

それぞれの議案についての詳細は担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　議案第二三号につきまして御説明申し上げる前に、訂正個所がありますので申し上げます。

まず議案書の北御越前三〇号線のところの日野台三丁目となっておりますところを二丁目と訂正願います。

次に図面の方でやはり三丁目となっておりますところを二丁目と訂正願います。

それでは議案二三号から御説明申し上げます。議案二三号につきましては、市道路線の一部廃止でございまして、ただいま助役から御提案申し上げた中での御説明のとおりでございます。

次に議案二四号につきましては、市道路線の廃止でございまして、これにつきましては東電学園の敷地内にございます現況道路が廃滅し、公共性がすでになくなっておりますので、これを廃止いたすものでございます。

次に、議案二五号につきましては、市道路線の認定でございまして、日野八七号線につきましては、日本住宅センター株式会社が宅地造成を行いまして、これに伴いまして、市に移管された道路を認定をいただくものでございます。南平三〇号線につきましては、南平七丁目地内に新しく築造されました道路の認定をお願いするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二三号市道路線の一部廃止、議案第二四号市道路線の廃止、議案第二五号市道路線の認定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第二六号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第二六号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、日野市農業共済条例第五条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第二六号につきまして御説明申し上げます。

この議案につきましては、日野市農業共済条例の第五条一項に市が共済事業を行う場合には事務費予定額から補助金、国庫補助金、あるいは農業共済の掛金等の差額を農業共済事業の関係に存するものに賦課することができるという条文が定めてございます。これによりまして別紙の議案を提案するものでございます。

賦課の総額にいたしまして四十二万九千五百二十円でございます。それぞれ農作物共済あるいは園芸施設共済、それから家畜共済、こういったことで賦課単価を乗じまして四十二万九千五百二十円になるわけでございますが、そのうちに都の農業共済連合会に納入する金額が約二十万円でございます。差し引き二十二万九千円が市の事務費として使用できるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二六号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第二七号、神明上土地区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○議長（石坂勝雄君）　議案第二七号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、神明上土地区画整理事業の換地計画に基づき取得した市有地の処分及び権利放棄について、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　議案第二七号につきまして御説明申し上げます。

神明上土地区画整理事業は、昭和四十一年度に着工いたしまして現在に至っておりますが、日野市大字日野五八三〇番の外十四筆の市有地七千五百八十三・九一平方メートルを神明上土地区画整理事業に充当いたしまして、また、この土地にかかる生産交付金について権利放棄をいたすものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二七号、神明上土地区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第二八号、日野排水樋管新設工事委託契約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第二八号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野排水樋管新設工事にかかわる委託契約のうち、委託事業費を一億二千百三十二万円から一億九百七万二千円に変更するものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めま

す。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　議案二八号につきまして御説明申し上げます。

本工事は、神明上の都市下水路の建設の一環といたしまして多摩川堤防の一部に排水樋管を設置するものでございます。神明上都市下水路の流末部分になる施設でございます。変更金額は、ただいま助役の方から御説明があった金額でございます。

変更の理由といたしましては、契約の相手方でございます建設省関東地方建設局の方で概算の設計額が算出され、それに基づきまして契約をいたしましたが、その後に詳細設計によりまして、事業費の変動が生じたためでございます。

なお、この工事の完了に当たりまして、清算が伴ってまいりますが、その際に多少の差金が出る可能性があるわけでございます。その点につきましてもあわせて御了解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば賜ります。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この排水管については、私は大変疑問を持っているわけなんですが、意見として申し上げたいのは、神明上の汚水を八坂神社から大昌寺の下の坂までのとこへ大きな管を入れて、肥だめにしてためてあります。この肥だめのはけ口がないのであすこへ出すのであろうと思います。

私は多摩川を汚してほしくない。そこで排水口をつくることについて反対しているわけじゃない。が、ひとつ市長におかれては多摩川を汚す、浅川を汚すことのないという水にしてもらいたい。これは意見として申し上げておきます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二八号、日野排水樋管新設工事委託契約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二九号、黒川都市下水路（その四）工事請負

契約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第二九号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、黒川都市下水路（その四）工事にかかわる請負金額を、一億九千万円から一億七百三十万円に変更するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　議案の第二九号、御説明申し上げます。

この工事は、黒川都市下水路の四カ年事業の第二年度分として昨年の第一回臨時市議会におきまして請負契約の議決をいただいたものでございますが、工事の施工に当たり用地の確保ができない部分が生じましたので、工事規模を縮小するものでございます。

添付されております図面の二、それから図面の四でございます。図面の二は変更前でございます。図面の四は変更後でございます。参照していただきたいと思いますが、都道百五十九号線から第一住宅北側までのボックス管渠布設三百六十五・三メートルを百七十三・四メートルに、また、吹上団地に至る丸管百十三・五メートルを六十五・七メートルに縮小いたします。したがいまして請負金額、契約金額を当初の一億九千万円から一億七百三十万円に変更するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。秦正一君。

○二十六番（秦　正一君）　用地の確保ができなくて一部縮小されるということで、今後の見通しとして一応五十八年度をめどに排水管を全部終わるという見通しがあると思うんです。それで、五十八年度の全部完了の面については心配ないかどうか。たとえば買収されない地主との折衝がなされなかった、この部分については来年度、五十八年度最終になると思いますが、その辺で決着つけられるのかどうか。その点がちょっと心配なんで、確認の意味で伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。五十六年度未施行部分の工事につきましては、用地の買収確保が終わってから着工することになるわけでございますけれども、現在、まだ地主の方々の了解が得られておりません。したがいまして、今後地域の方々並びに地主さん方と折衝を行い

まして、できるだけ早く解決できるように私ども努力したいというふうに考えております。

したがいまして、五十七年度中にこの問題が解決いたしますれば、その部分の予算を補正で計上させていただきまして五十七年度中に完了したいと考えております。この工事の工期というものは、一応認可上では五十八年度までということになっておりますので、それまでには何とか解決をしていかなければならない状況になっております。精力的に地域の方々等にお話を申し上げて解決を一日も早くやりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いまの秦議員さんのおっしゃったことともなんで、これは前の議案についても言いたいんです。やはり臭い水を流される部落というのは、いいもんじゃないんです。だれが考えたって。どんなに浄化しても、いま浅川の高幡橋の柴山医院の近くに流れ出ているあの水を見れば、これ、大変な汚い水であります。あれは南平の下水道の出口だということを聞いております。現在の家庭の簡易下水道というのは、どうしても浄化が不十分です。それが必ず入ってくるわけです。ですから臭い水だけ受けるという部落はまずなかろうかと私は思うんです。部落にとっても何らかの利益がなければ。たとえば、今度出すところはあれは堀之内、あるいは多摩川、東町、万願荘、臭い水を受ける地域の意見も十分聞いて。被害者ですから。被害者の人権も尊重して、臭い水を流すなら十分話し合っていただいて―いま、部長さんが話し合いますというお話ですから、その精神を忘れないでいただきたいと思います。

以上、市長さんいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市下水路という、こういう言い方でありますから、いかにも不潔な水が流れるやに思われがちだ、こういう名前の上の私は不適切さがあるというふうに考えております。特に黒川都市下水の場合は、事業の性格として、予算を確保するために関係当局に特に理解を得て行ったものでありますが、本来は、日野市で下水道が普及しておる唯一の地域といいましょうか、その地域の雨水を排水するのが本来の趣旨であり、あわせてその下流の流域も当分の間の家庭雑排等も受け入れる、こういう性格のものであります。

それから、先ほど神明上都市下水の場合も同様であります。これは公共下水道が普及するまで、確かに浄化槽等の不十分な面もあるわけでありますが、いずれも雨水管として将来機能するものでありまして、なにか上流のすべて汚いものを流すのが都市下水路である、というふうに思われがちかもしれませんが、その点に説明をして御理解をいただく余地がある。本来ならば早く下水道を普及させて雨水のみを流す水路である、このよう

な説明を早くいたしたい。このように思っております。

したがいまして、御懸念のことにつきましても、十分誠意を尽くしてお話をいたしたい、こういう考えでございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採択いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二九号、黒川都市下水路（その四）工事請負契約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三〇号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第三〇号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第一小学校体育館改築工事にかかわる請負契約のうち、工期を昭和五十七年六月三十日に変更するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　議案第三〇号でございます。日野市立日野第一小学校体育館改築工事の請負契約につきましては、昨年の第三回定例市議会におきまして議決をいただいたものでございますが、工事場所の埋蔵文化財発掘調査に日時を要しまして工事着手が大幅におくれましたので、工期を昭和五十七年六月三十日まで延期変更いたすものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三〇号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の変更の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第三一号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第三一号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業損害評価会委員に欠員が生じたため、議案書に記載している者を選任いたしたく、日野市農業共済条例第百六条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　この委員につきましては五十六年の第一回の定例市議会におきまして御決定をいただいた損害評価会委員の七名のうち、一人の豊田に存住する中村さんとおっしゃる方が死亡され、欠員が生じたためにその後任をお願いするものでございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたしまん。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三一号、日野市農業共済事業損害評価会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより報告第一号、交通事故（日野市高幡六七二番地先高幡橋交差点路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第一号について報告申し上げます。

この報告は、日野市高幡六七二番地先高幡橋交差点路上における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしたので、地方自治法第百八十条第一項及び第二項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたせますので、よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　御説明申し上げます。この事故は昭和五十六年十一月六日午後二時三十分ごろ、市内高幡六七二番地先高幡橋交差点路上において生活環境部健康課職員鈴木初枝の運転する車両が左折中に、八王子市在住の門田旺子さんの運転する車両に追突いたしました。相手方の車両に損害を与えたものでございます。この事故は、市職員の庁用運転による公務中の事故でありますので、市が損害賠償責任を負うことになります。

したがいまして、市は相手方と示談いたしまして、相手方に対し車両修理費八万二千二百十円を負担することで和解が成立いたしましたので、ここに報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第一号、交通事故（日野市高幡六七二番地先高幡橋交差点路上の市の義務に関する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

請願第五七－一号、黒川地区市民広場建設に関する請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－二号、日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情が提出されました。請願の要旨はお手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－二号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第五七－三号、ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－三号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第五七－四号、日野市民会館建設に関する請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－四号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

請願第五七－五号、市内の町名変更に関する請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりです。

請願第五七－五号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際、議員提出議案第三号、日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第三号、日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員についてはお手元に配付した名簿のとおりであります。

提案理由、質疑は省略し、これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第三号、日野市議会特別委員会の設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。この際、日野市農業委員会委員の推せんの件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、日野市農業委員会委員の推せんの件を議題といたします。

お諮りいたします。推せんの方法については指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、推せんの方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたします。

日野市農業委員会委員に名古屋史郎君、竹ノ上武俊君、高橋通夫君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に

関する事件であると認められますので、地方自治法第百十七条の規定により、それぞれ退席をしていただきます。

まず、名古屋史郎君の退席を求めます。

〔二十一番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。名古屋史郎君を日野市農業委員会委員に推せんすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって名古屋史郎君を推せんすることに決定いたしました。

名古屋史郎君の除斥を解きます。

〔二十一番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　次に、竹ノ上武俊君の退席を求めます。

〔二十二番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。高橋通夫君を日野市農業委員会委員に推せんすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって高橋通夫君を推せんすることに決定いたしました。

高橋通夫君の除斥を解きます。

〔三十番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。この際、東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

竹ノ上武俊君の除斥を解きます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都十一市競輪事業組合議会議員に秦　正一君、滝瀬敏朗君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました秦　正一君、滝瀬敏朗君が東京都十一市競輪事業組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました秦　正一君、滝瀬敏朗君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りいたします。この際、東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八第二項の規定により指名推選といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都四市競艇事業組合議会議員に秦　正一君、滝瀬敏朗君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました秦　正一君、滝瀬敏朗君を当選人と定めることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました秦　正一君、滝瀬敏朗君が東京都四市競艇事業組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました秦　正一君、滝瀬敏朗君に本席より会議規則第二十八第二項の規定により当選の告知をいたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後九時十九分散会

三月三十日　火曜日（第八日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第八号

三月三十日　火曜日　（第八日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ内武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	中村亮助君
助役	野呂章君	福祉部長	坂本金雄君
収入役	成井正夫君	水道部長	土方武彦君
企画財政部長	生野清君	病院事務長	小山哲夫君
総務部長	加藤一郎君	教育長	倉又秀作君
市民部長	加藤一男君	教育次長	長沢三郎君
生活環境部長	伊藤正吉君	清掃庶務課長	大谷俊夫君
都市整備部長	結城邦男君	選挙管理委員会事務局長	小山光之君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	串平谷川君
次長	平敏男君	書記	田野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	平和弘君
書記	栗原尭次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和五十七年三月三十日（火）

午前十時開議

（議案審査報告）

一	議案第	一号	
二	議案第	三〇号	
三	議案第	二号	
四	議案第	五号	
五	議案第	七号	
六	議案第	八号	

（総務委員会）

日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日野市立第一小学校体育館改築工事請負契約の変更について

（厚生委員会）

日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について

日野市立市民ギャラリー条例の制定について

日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

（建設委員会）

七	議案第	三号	日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定について
八	議案第	四号	日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
九	議案第	六号	日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
一〇	議案第	二六号	日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価について
一一	議案第	二七号	神明上土地区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄について
一二	議案第	二三号	市道路線の一部廃止について
一三	議案第	二四号	市道路線の廃止について
一四	議案第	二五号	市道路線の認定について

（一般会計予算特別委員会）

一五　議案第一六号　昭和五十七年度日野市一般会計予算について
（特別会計予算特別委員会）
一六　議案第一七号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算について
一七　議案第一八号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計予算について
一八　議案第一九号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算について
一九　議案第二〇号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計予算について
二〇　議案第二一号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計予算について
二一　議案第二二号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算について
（議案上程）
二二　議案第三二号　日野市教育委員会委員の任命について
二三　議案第三三号　日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について
二四　議案第三四号　日野市監査委員（議会選出）の選任同意について
（選任・選挙）
二五　日野市消防委員（議会選出）の選任について
二六　南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
二七　東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について
二八　東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙について
二九　東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について
（請願上程）
三〇　請願第五七―六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願
三一　請願第五七―七号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願
三二　請願第五七―八号　建材置場の公害に関する請願
三三　請願第五七―九号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対し、お年寄りの健康と医療を守る請願
三四　請願第五七―一〇号　記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願
三五　請願第五七―一一号　新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願

追加日程
一　日野市議会特別委員会委員の一部変更について
二　大越久雄前市議会議員（日本社会党）の国鉄ヤミ無料パス発行・配布の件について

本日の会議に付した事件
日程第一から第三五及び追加日程第一から第二まで

午後二時五十七分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

これより議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　総務委員会関係の審査報告をさせていただきます。

議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。事務関係六名、保育園関係九名、計十五名の増をなすものでございます。第二条第一号中の七百三十二名を七百四十七名に改正をするものでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。全会一致可決と決定をいたしました。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三〇号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の変更の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第三〇号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請負契約の変更についてでございます。工期を五十七年三月三十日とあるものを五十七年六月三十日に変更するものでございます。埋蔵文化財の発掘調査に時間がかかりまして、やむを得ず三ヵ月の延期をなすものといたしました。委員会で慎重審議をいたしまして全会一致可決となりました。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三〇号、日野市立日野第一小学校体育館改築工事請契約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市立市民ギャラリー条例の制定、議案第七号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第二号は、国民年金印紙調達基金条例の改正であります。国民年金印紙の購入資金を明確にし、その事務を円滑かつ効率的に行うため、この印紙調達基金条例の基金の額を四千五百万円から五千万円に改正するものであります。保険料が四千五百円から五千二百二十円にアップされ、対象人員も二％増加した状況から、基金を増額したい。四千五百万円の基金では、印紙調達のために年三十八・七回が必要であるが、五千万円の基金になれば三十四・五回で済むという説明であります。審議の結果、全会一致原案を可決いたしましたので、御報告いたします。

次に議案第五号は、日野市立市民ギャラリー条例を新しく制定するというものであります。議案上程のときに説明されましたように、多摩平二丁目にギャラリーが開設されたのを機に、今後市内の他の場所にも開設されることを想定しての条例の制定であります。この条例に相当する他の市の条例として、町田市の町田市民ホール条例を参考に供しながら審査に当たりました。この条例案の審査に当たっては、参考資料として添付された施行規則の内容にも意見が出されました。第三条の使用のためには市長の許可を受けるとあるのに対して、市民のものでありながら言葉が強過ぎるなどの指摘がありました。これに対して、体育館や公民館でも同じように行われているし、これについても運用上十分注意を払っていく、という回答がなされました。また、申し込みが同時の場合、抽せんとあるが、できるだけ話し合いを優先させるようにし、すべての面でトラブルを避けていきたい旨が話されています。使用料については、電気料など経費を計算すると一日二千六百五十円になるが、これを二千円とした。六日間連続を原則として使ってもらいたいとして、二千円安く、六日間の場合一万円とした、との説明が

なされました。第十一条の物品の販売禁止については、展示後、後で売ることはどうなのかの質問がありましたが、チェックができないので、禁止が実質的に不可能になる、という答えがありました。多摩平でありながら豊田という名称については、豊田駅近くで、豊田が市民にわかりやすく、かつ親しみやすいだろうということでありました。そして使用時間については、十時から午後七時までは、終わりが早過ぎるという意見が多く出されました。町田のギャラリーは、九時から午後十時までで、開きがあり、もう少し遅くまで貸すべきであるという点が、全員から出されております。この施行規則に定められる使用時間を、地区センターなどのように九時までにするということを委員会の一致した意見といたしました。この使用時間の延長の意見を付して全会一致この条例の制定の原案を可決いたしました。

次に議案第七号は、日野市児童育成手当条例の改正についてであります。従来、都の全額負担によってこの条例により支給される対象であった外国籍を持つ者が、今回制定された法律によって、国から支給されるようになりました。したがって、この条例の中の該当条項である第四条第一項第三号の特別手当が削除された条例の改正であります。さらに育成手当が六千円から六千五百円に、障害手当が八千円から八千五百円に改正され、加えて幾つかの字句の訂正であります。この条例の改正の審査に当たり、児童育成手当に相当する国の制度により支給を受ける者、都の制度による者の件数、人員などが質問により提示されました。この改正を外国籍の人に連絡する方法についての質問があり、広報でのお知らせ、該当者には直接連絡するなどの答えがありました。所得制限についての質問に対して、多少変わる点が回答され、所得制限によって影響のあるところへは市で救ったらどうか、の意見も出されました。慎重審議の結果、全会一致可決と決定いたしましたので、御報告いたします。

次に議案第八号は、日野市遊び場条例の一部を改正する条例であります。遊び場条例の別表に二つの子供広場を加えるというものであります。一つは市有地につくった南平六丁目こども広場、もう一つは従来あったものを地主に返却したので、そのかわりに私有地を五年契約、四百二十万円で借りてつくった高幡新若草こども広場であります。質問により明らかにされたものに、これで子供広場は三十四カ所になったが、そのうち民間から借りているところが十四、国有地が九、市有地が九、神社境内二となっているということでありました。全会一致で可決といたしました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをも

って意見を終結いたします。
これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定、議案第五号、日野市立市民ギャラリー条例の制定、議案第七号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。
これより議案第三号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
建設委員長の審査報告を求めます。
〔建設委員長登壇〕
○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第三号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、市側より説明を受けた後、主な質疑は、資金の返済期間が短縮された理由は、返還期間は都下二十六市とも統一的なものであるか、ということでございます。その答えでございますけれども、いままでの実績でも三年ないし五年で返還が終わっている実情に合わせて、また、信用保証協会でも他市、都に合わせてほしいとの指導があったということでございます。条例改正はだれにもわかるように改正すべきであるが、東京都二十五市と同じである。別にパンフレットを用意してPRすることになっております。三、身体障害者専用開業資金が新設されたが、いままではどうしていたのかということでございます。答弁は、東京都社会福祉協議会の制度の中で日社協でも行っていたんじゃないか、というようなこともあるわけでございます。身体障害用専用の開業資金は、納税しなくても借用できるが、身体障害者だからといって条件を緩和するのはおかしいんじゃないか。その他、この件に関連する質問があり、社会的弱者であり、商業育成を含めた資金なので、再び税金を納めるように努力していただきたい、という意味のものでございます。こういうようなことから、この条例を改正されたわけでございます。
この中で一番主に意見が出されたものがございます。委員の中でなお身体障害者専用の開業資金に関連して、意見、要望として別枠で独自に考えるべきだ。本来の目的である条例にして近い将来再検討すべきだ。表現の仕方をもう少し配慮すべきことで障害者が自立できるよう別に規定すべきだ、ということでございます。条例の内容に無理がある。条例化に当たって障害者団体と連帯を持って、また、もっと積極的に制度として確立してほしい。その他として、障害者の保証人は柔軟性に考えてほしい。脱サラの開業資金も考えていただきたい。こういうよ

うな要望、御意見が出されております。
ただし、最後に皆様方で全会一致可決となっております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
委員長報告について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。
○二十二番（竹ノ上武俊君）　委員長の報告の中で若干落ちていたといいますか、そういう点を感じましたので一言市側に要望をしておきたいと思います。
それはいままでのこの無担保無保証の貸付制度が、実際は返還年限が七年とされている設備資金などについても、東京都の保証協会の方が業者との指導の中で五年以内にするように指導してしまうとか、運転資金五年間のものを、三年ないし三年六カ月に短縮するようにしてしまうということで、結局、業者が長い期間借りたくても保証協会の指導といいますか、圧力によって、借りる弱い立場から、その保証協会の指導に従わざるを得ない、という実態がいままであったわけです。それで、委員会の中でも強く要望したわけでございますけれども、保証協会の指導、圧力に条例を合わせていく、という点もよくわかるわけではございますけれども、日野市として、いままでの条例のように、実際保証協会自身が設備資金については七年間、あるいはまた運転資金については五年間というような、そういうことができるように東京都の関係機関、あるいは保証協会に対して要望する運動を強めていただきたい、こういうふうに思うわけです。
今回のこの条例改正では、障害者に貸付資金のスタートがした点とか、それから緊急融資については、保証人の方の担保が、納税の保証人の資格が、納税の額が五万円から三万円に切り下げられた点とか、それから貸し付けの金利が事実上八・五％の本人には六・五％で借りられるようになりましたとか、設備資金の枠が百万円アップした、こういう点が非常に進んだ点もございましたので、私は賛成したわけですが、この場でもそういう立場でいきたいと思います。
以上です。
○議長（石坂勝雄君）　御意見ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）小山良悟君。
○四番（小山良悟君）　議案第三号については、私も建設委員として審議に参加したわけでございますが、特に身体障害者の専用開業資金の申し込み資格の件について、大いに不満を残しながら一応この制度を待っている方もいるということで、不本意ながら賛成をしたわけでございますけれども、あえてこの場で一言意見を言わせていただきます。
この日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案でございますが、第六条の三項、申し込み資格のところでございますけれども、「市税の納税義務者であって、既

に納期の過ぎている区市町村税を納税義務地において完納していること」。問題は次なんですが、「ただし、身体障害者専用開業資金についてはこの限りではない」という表現をしているわけですが、この表現について、私は森田市長の福祉に対する姿勢を正しく市民の皆さんに理解していただくためにも、慎重に表現していただきたい、ということで議論をしたわけでございます。意見を表明したわけでございます。この意味は、身体障害者専用開業資金については、納税義務者でなくてもよい、ということをねらっての表現だったと思います。が、しかし、解釈によっては、身体障害者であるがゆえに納税義務があっても市税を完納しなくてもよい、というふうにも受け取れる表現でありますから、この点を身体障害者の名誉のためにも、このような誤解を招く表現をしていただきたくないということであります。

参考までに、私は次のように改めればよかったな、というふうに思いますんで、理事者側が自主的に改めるなり、あるいは早い機会にこれを直していただく参考として、申し上げます。もう一度申し上げます。「市税の納税義務者であって、既に納期の過ぎている区市町村税を納税義務地において完納していること。ただし、身体障害者専用開業資金については、非納税義務者―この言葉を入れれば誤解を招くことがなくなると思うわけです。つまり、身体障害者の方はいろいろな福祉の手当があって、納税義務でない方もたくさんおられる、そういうことでございますので、そういう方もこの資金を利用するということは大いに賛成でございますので、非納税義務者はこの限りではない、こういうふうに改めれば、納税義務者であるのに身体障害者であるために納税義務を完納しなくてもいい、というふうなことでは一般市民の福祉に対する正しい理解が得られませんので、この点をひとつ参考にして早急に改めていただきたい、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結します。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第二六号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価、議案第二七号、神明上土地区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄の件を一括議題といたしたいと思いま

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第四号でございます。日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価についてのことでございます。これも慎重審査の結果、全員一致可決でございます。

二七号でございます。これは神明上区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄についての審査でございます。

この四つの議題について全員が慎重審査いたしまして、全員が一致可決というふうになっております。よろしく審査のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よして、これは全会一致で決しました。可決。

それから二六号でございますが……（「四つ」と呼ぶ者あり）四つですか、申しわけございません。百草台自然公園、百草の九一七番地の三ということでございます。四つです。（「了解」と呼ぶ者あり）

それから二六号でございます。日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価についてのことでございます。これも慎重審査の結果、全員一致可決でございます。

って議案第四号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第二六号、日野市農業共済事業の事務費賦課総額及び賦課単価、議案第二七号、神明上土地区画整理事業地内の用地処分及び権利放棄の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二三号、市道路線の一部廃止、議案第二四号、市道路線の廃止、議案第二五号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第二三号、市道路線の一部廃止について、議案第二四号、市道路線の廃止について、議案第二五号、市道路線の認定についてでございます。

議案第二三号、市道路線の一部廃止についてでございます。湯沢二号ロ線でございます。程久保六一六番地より六一八番地の位置までの区間でございます。もう一つ、北御越前三〇号線、日野台三丁目二四番地一〇より二四番地の六の間でございます。これは全会一致可決でございます。

それから議案二四号、市道路線の廃止についてでございます。下稲荷林線、源五田一号線の廃止でございます。全会一致可決いたしました。

それから議案二五号、市道路線の認定についてでございます。日野八七号線、この場所は日野一、五一七番地の三でございます。甲州街道より日野警察より東に三百メーター行ったところのスカイラークというお店がございます。その裏側のところでございます。ダイハツの下の場所でございます。これも建設委員の方が全員で現地を視察いたしました。このことについていろいろと皆さん方と話し合いをいたしましたけれども、これは現場を見て皆さん方がよいということで認定をしたわけでございますけれども、もう一つ、南平の三〇号線、南平七丁目一六番地の七〇でございます。と、南平七丁目の一〇―一〇間でございます。これは川崎街道―都道一七号線の続くところでございます。築造された場所で、これも現地視察をいたしまして、全会一致可決でございます。この三議案全会一致可決（「了解」「なし」と呼ぶ者あり）いたしておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二三号、市道路線の一部廃止、議案第二四号、市道路線の廃止、議案第二五号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一六号、昭和五十七年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

委員長報告に先立って理事者の発言を求めます。助役。

○助役（野呂　章君）　ただいま議長から発言のお許しをいただきました。内容はお手元に配付しておりますところの正誤表でございます。心からおわびいたします。

その正誤表の内容といたしましては、すでに配付して御審議いただきましたところの昭和五十七年度日野市一般会計予算書及び説明書の内容でございます。さらには昭和五十七年度日野市特別会計予算書の案の説明書でございます。

この正誤表の中の左からページ、個所、個所は平均給料月額及び平均年齢の状況の欄がございまして、その表の中でございます。正すところはそれぞれ傍線を引いてございます。右の方は誤り、左―真ん中のところはいわゆる正確な数字が記載されております。そのような内容でございまして以下三十五ページは国民健康保険、六十四ページは都市計画事業、百二ページは下水道事業、百四十八ページは受託水道事業、百七十三ページは農業共済事業のそれぞれでございます。この誤りのことにつきましてはこの給料の月額の中に調整手当を含んで計算いたしたものでございます。したがいまして、給料はそれらを除くのが本旨でございまして、それを入れたことによって誤りを生じたということでございますので、心からおわびを申し上げまして訂正したいと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの訂正の件に御質疑ありますか。よろしいですね。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長登壇〕

○一般会計予算特別委員長（鈴木美奈子君）　一般会計予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

昭和五十七年度一般会計予算案に対する特別委員会は、三月二十三日から二十六日まで委員会の日程を一日延長いたしまして四日間行われました。十五名の委員で構成された委員会は、長時間にわたる審議を通じて、約百七十件の質疑応答が交わされました。いずれも今後の市政の前進のために積極的な発言が出されたわけでございます。予算執行に対する要望、意見は、この後各会派の代表が発言すると思われますので、この場では

歳入歳出全般にわたり主なものにつきまして述べさせていただきます。

まず歳入では市民税、固定資産税の五十六年度決算の見込みはどうなのかということ、また義務教育費の負担金、また学校施設整備費国庫補助費などが前年度対比に比べて少なくなっているけれども、これについてどうなのか、また大企業に福祉負担金を取る考え、さらには高圧線の線下補償など新しい財源についても意見が述べられました。

歳出では、市民会館の設計について財源あるいは市民の意見をどのように取り入れていくのか、さらには記者室に入れるモニターについては必要ないのではないか、と記者の取材についてのあり方なども論議されました。さらに障害者に渡されます黄色いハンケチの市民へのPR、身障福祉施設の内容などについて、さらに老人理美容券の利用方法や老人憩いの家の建設についても意見が出されました。また、生活つなぎ資金の利用率を高めることや補助金を出している団体への指導はどのようにされているか、さらに学童保育の正職化についてや市道の舗装率を高めること、災害についての避難場所の確保の問題、小中学校の修学旅行費に対しての補助の評価や、一方、大学、高校生の報奨金を本年度削ったことについてなど（「奨学金」と呼ぶ者あり）奨学金が削られたことについてなど意見が出されました。さらに幼児教育センターの建設については財源もかかるし、研究するのなら市内の保育園、幼稚園でやれるのではないか、建てるには時期尚早である、という意見も出されました。また新しく目に入りましたコミュニティ費についてもコミュニティとは何ぞやという、こういう論議もあったわけでございます。

長時間、市政に対する熱心な質疑が出されまして、この五十七年度の予算案の採決に当たりまして、いま皆様のところに配付されておるかと思いますが、高橋通夫さんほか四名から修正案が出されました。この修正案はお手元にお配りしてありますのでごらんいただきたいと思いますが、この修正案は採決の結果、賛成少数で否決され、直ちに原案に対して採決の結果、原案賛成多数で五十七年度の一般会計予算は原案どおり可決されました。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。（「御苦労さん」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　一般会計の特別委員会に私所属しておりませんでしたので修正案についていま見せていただいたわけであります。所定の手続を経て論議されているかと思いますけれども、一点確認の意味を込めまして質問をしておきたいと思います。

修正点は三点にわたっておりますけれども、その中の一つでございます款の十教育費　一教育総務費の中の修正でございますが、説明欄に奨学金を加えまして予算を増額するということになっているものだと思うんです。御承知のように議会は予算の修正権がございますから必要な範囲内での修正はできるわけであります。しかし、いろいろと制約等もあるわけでありますけれども、その点でお伺いしておきたいと思うんですが、歳入歳出予算の中で、発案権の侵害にかかわる問題もあるわけであります。これまで私たちが聞き及んでいたところによりますと、たとえば事例別明細書にない事項を取り上げた場合は、長の発案権の侵害になるということも聞いておったわけでありますけれども、奨学金については、たしかこの予算書の説明書中にはどこにもなかった事項ではないかと思いますので、その辺の論議なり修正案を提出された際の通知、手続等について妥当なことであったかどうかという点について一点お伺いしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（鈴木美奈子君）　ただいまの発言につきまして、委員の方からも同じような趣旨の発言がございまして、事務局見解を問いただしましたところ、この手続については問題がない、ということでございましたので、これで進めさせていただきましたので、御了承お願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　改めて事務局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　議会事務局長。

○議会事務局長（田倉高光君）　それではお答えを申し上げます。

ただいま御質問された中で増額修正ということは認められている御発言のようです。そういうことが議会としても修正の段階でできるということでございます。したがって、発案権に抵触するということは新しく項目、ないものを起こしてはいけない、これは発案権の抵触になります。ただ、ただいまこの中にありますものは、節で報償費でございます。したがって、それ以下は説明のことでございまして新しく項を起こしたということではございません。したがって、発案権には抵触していない、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　項を起こさないということの見解のようでありますけれども、説明欄であるならば構わない、こういう見解ですか。

○議長（石坂勝雄君）　議会事務局長。

○議会事務局長（田倉高光君）　はい。重ねてお答え

申し上げます。

ここで出ておりますのは、節報償費ということでございますので、起こしておりません。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　一点お聞きしておきます。

一般会計の委員長には直接の質問でなくて恐縮でございますけれども、意見のところですとお答えもいただけないということで企画財政部長へ対する質問なんです。

私、三月一日付の日野市広報の中に、いわゆる自治省通達の地方公務員の給与公開の指導に基づく、ここに表が出ております。一般行政職の平均給料月額、平均年齢。日野市が三十四・六歳で十九万五千二百円、都が二十一万四千二百五十七円、平均年齢が三十八・八歳、国の平均給与が十九万六千二百三十五円、平均年齢が四十歳。私、ここで思ったんですけれども、どうして日野市の平均年齢の給与を都基準に合わせができなかったのかどうか、まず質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　この表につきましては市の実態でございます。その実態をまず出しましてこの公表したわけでございます。したがって、東京都は東京都のここに掲げてございます。また国は国としてのそれぞれのベースがあるわけでございまして、これの比較の中でこの表を公表したわけでございまして、日野市はですから東京都に実態としては合わせるということはいまの段階ではできないということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　私、この新聞を見たときに日野市が十九万五千二百円、国が十九万六千二百三十五円、おかしいとすぐぴんときたんです。日野市のラスパイレス指数は国基準の一一七・七です。それが同じような金額の給料になっているからどうしたんだろうと見てたら、年が五・五歳ぐらい違っているわけです。五・五歳お年寄りの国家公務員の給料と五・五歳低い日野市の給料が同じだということです。これでは本当にどのぐらい高いんだろうかということが市民にはわからないわけです。本当に親切にするんならば、やはり、これ東京都あるいは国へこの程度の年齢に近い者の給料はどのぐらいだろうかと問い合わせれば当然自治省でわかっているわけですから、もらえるわけですから、それが親切な広報への指導じゃないか、かように思うんです。

私は何も決して職員給料が高いからいけないとか、そういうことを言っているんじゃないです。いつも言っているように私は行政改革を行いなさい。このいろいろな面においてわたり制度というものがこの事務事業の合理化あるいは福祉の高揚あるいは市民行政のサービスの高揚にすべての元凶であるからこれを直すことによって市民の、職員の活性化というんでしょうか、

活力を生かしていくんだということを申し上げているんですけれども、こういう発表の仕方では本当に国と都と日野市のいわゆる給与の差の実態というものが明らかにされないわけです。少なくとも、こういったときには自治省あたり、あるいは国、都へ問い合わせたってわかるんですから、この付近の近似値の年齢をもって交渉するべきだと思うんですが、その点いかがでございますか。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　この交渉につきましては、自治省の事務次官通達、これに基づきまして一応一つの様式が示されました。これに基づいて行ったわけで、各市におきましても、ほぼこれと同じ内容でもって交渉が行われている、こういうことでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　いかにも官庁指導、自治省指導のこれが何というんでしょうか、本当に市民がちょっと見ただけじゃこの年齢なんかこんな小さい字で書いてあってわかりませんよ。普通の市民が見たら大差ないんだな、こう見るのが関の山なんです。こういったことはやはりきちっと今後改めていくような行政システム、指導というものをお願いしたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　委員長にちょっとお聞きしたい。

ただいまもちょっとあったんですが、日野市の職員の給料というのはわたり制度、はっきり言えば万年一等兵も連隊長も同じだ、同じ志願軍隊にいれば月給は同じである。そういうことで部課長さん方の勤労意欲には大変影響しているんではなかろうかと思う。いわゆる能力とか責任には全く関係なくって毎年毎年給料はウナギ登りに上っていくようになっているわけです。それで、いま係数にあるように一一七・幾つという係数が出、さらにボーナスもまたはるかに他の公務員より多いことが広報で示されたわけであります。このような膨大な人件費、国家公務員に比べますと一二三、いわゆる十万円の国家公務員の給料の場合には十二万三千円という一つの数字が出るわけです。これはボーナスも含めてでありますけれども、こういうふうな勤労意欲をそぐような、部課長さんが全くあれだけ苦労しているにもかかわらずその責任をも認めてあげないような給料制度について審議が行われたか、なかったのかどうかをお聞きしたい。また審議が行われましたらその内容を御報告願いたいのであります。それが第一点。

次の点は、幼児教育センターですか、このセンターの建設についてであります。昭和四十七年、美濃部知事のときに私は知事に要請いたしました。東京都のような大きなところで保育園と幼稚園の教育のあり方について研究すべきではないかという

ことで、美濃部知事もそれに対して善処すると約束しました。結果は四十九年、調査費が二百万円、東京都の教育委員会の予算の中につきました。この設立準備委員会ができたのであります。五十年も二百万円、五十一年に用地買収費一億円がついたのであります。染谷財政局長のときであります。そのときに日野市の方に六十四ブロックのところの買収の交渉が行われたと思います。そのときに、それがうまく日野市の心よい御返事をいただくことが困難であるということで、その後の石油ショック、インフレの経過の中で、東京都政の財政は非常に苦しくなってまいりました。幼児教育センター、東京都立幼児教育センターを直ちに日野市へつくることが困難になったわけであります。このことは教育長もよく御存じのことであります。そこで、その当時なぜ引き受けて日野でやろうという決意をしなかったかということを、そして、いまになって日野市がやる。私は日野市単独では、よい先生方も研究員を集めるにしても大きな力を発揮することがなかなか困難ではなかろうか。やはり、こういう事業は文部 — 国なり東京都というふうな大きな事業団体をバックにしてこそその成果が明らかに上がるに違いないと思ってまいりました。だからこそ努力してまいったわけでありますが、この経過の中についての審議が行われたかどうか、この二点をお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（鈴木美奈子君）　職員の人件費につきましては、総務費の中で職員の給料の乗せ方が非常に多いということの審議だけで、全体についての審議はいたしませんでした。

それから二つ目の幼児教育センターにつきましては、審議いたしましたけれども、前半のこの四十九年度から五十一年度までについてのことについては、具体的に審議せず、古くからの議員がいままでの経過を存じ上げていた方もいらっしゃるということと、それから資料が提出されましたので、現在この予算に載った部分についてのみ審議いたしました。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。馬場弘融君。

（「登壇」「がんばれ」と呼ぶ者あり）（拍手）

〔八番議員登壇〕

○八番（馬場弘融君）　新政会を代表いたしまして、昭和五十七年度一般会計予算案に反対をするという立場から、意見を述べさせていただきます。

私は次の四つの点から反対意見を申し上げます。第一点は全体としての予算の組み方への疑問であります。つまり経常支出に対しまして投資的な支出が少な過ぎるということであります。第二点は教育費の中で父母負担の軽減措置について公平を欠いているということであります。第三点、日野市独自の制度であります給付奨学金を市条例の規定にもかかわらずカットしたことであります。第四点はいまお話にもありましたが、幼児教育研究センターについて疑問があるということであります。

初めに第一点でありますが、私は森田市長の行政によって確かに日野市における福祉の水準は他市に比べかなり高いものとなっておる。さらに有山元市長時代の遺産である図書館のりっぱさを始め、児童館や地区センター、末端における小さな市民施設については、これはかなり充実をしていると思います。それらを総合して、これまでの市政運営につきまして、多くの問題点は残しておりながらも、私は一応の評価をするものでございます。森田市政の九年間は、日野市にとりましては激しい人口増加と宅地開発の時期でありました。市長も今回の施政方針の中で次のように述べておられます。「急激な人口増加は、日野市に対して大きな財政負担をしいるとともに様々な影響とひずみを残してきました。すなわち、小中学校、幼稚園、保育園などの建設事業、ごみやし尿処理施設建設と、根幹的施設の整備に息つくひまもなく追われてきました。」こうあるわけです。全くそのとおりだと思いますし、このような大変な時期に市政を担われた森田市長に対し御苦労さまであったと申し上げたいわけでありますが、しかし — しかしでございます。（笑声）社会は動いております。（「そのとおり」と呼ぶ声あり）市政を取り巻く環境はいまや大きく変ってきておるわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市長もその辺を十分御理解をされて、こう続けておられる。「私はこうした状況を反省し、緑と清流をとりもどし人間優先の社会を目標としたまちづくりに切り替えて」とおっしゃっておられます。いいですか、切りかえてと述べておられるわけでございます。ということは、その市政を切りかえた事実が予算面にあらわれてこなくてはならない。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）人口急増期に組まれた予算と新年度予算とはかなり変っていなければおかしい。ところが五十七年度予算には変わった点が全くあらわれていない、私はそう思います。（「そのとおり」「いま一度勉強しろ」と呼ぶ者あり）

地方自治の専門家である東京大学法学部の西尾教授のお話によりますと都市の発展段階に三つの時期があると言います。第一期は人口急増期、第二期は人口の伸びが緩やかになる時期、第三期は人口の伸びがストップする時期、この三つであります。

日野市の状況を当てはめてみますと、昭和三十八年から五十四年くらいまでが第一期に当たると思います。先ほど引用させていただきました市長の文章にもありましたように、この時期は学校、幼稚園、保育園を建てたり道路の舗装化などで手いっぱいとなり、なかなか独自の事業は行いにくいのであります。さて、昭和五十五年あたりから日野市でも人口の伸びが鈍りい

よいよ第二期に入ってきているわけであります。この面で先行している武蔵野市の例を見ますと、この時期に町づくりの大事業を始めているわけであります。つまり、人口増に伴う都市化に対応するための下水道事業、あるいは道路網の整備、拡充、そして駅前の再開発などの大型プロジェクトを組み都市基盤の整備に全力を傾けているわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そして第三期、人口が横ばいになったときの行政はどうするか。武蔵野市は現在この時期にあると思いますが、文化、健康、レジャーあるいは緑の保護といったきめ細やかな町づくり、ソフトウエアー面の町づくりに重点を移してきております。

ところが、日野市はどうだ。現在の日野市がこの発展段階の第二期にあるならば、これまでの予算組みを大幅に変え、土木費を中心とした投資的な支出を思い切って増加させ、公共下水道や道路の整備に大がかりに取り組み始めるべきであります。市長みずから施政方針の中で切りかえてという言葉を使っておられる。緑と清流を取り戻そうと本気でおっしゃるなら用水と排水を分離させなければならない。それには下水道の整備がぜひ必要だと思います。武蔵野市や三鷹市の下水道の普及率、市長は十分御存じだと思います。九〇％をはるかに超えております。ところが統計日野八一によれば、これは昭和五十四年の数字でありますけれども、日野市の普及率は何と一三・三％、驚くべき低さであります。それに対応していまだにくみ取りが三

一・五％、不完全に非常に臭い簡易浄化槽が五五・三％、こういう数字になっております。下水道なしに都市化はありません。ぜひ考え直していただきたいと思います。

次に、市民の暮らしと命を守る、こう市長はおっしゃっておる。これには道路の整備が先決であります。百草や落川あるいは旧日野の一部など、いまだに消防車の入れない道がずいぶん残されております。狭い道路の奥にある家が火事になったらどうするんですか。命を守ることが本当にできるんでしょうか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）これは市政の緊急課題であると考えるが、わけのわからない基金を現在四十五億円以上も余らせておいて（「そうそう」と呼ぶ者あり）どうしてこうした緊急性のあることに予算を配分されないのか。（そのとおり」と呼ぶ者あり）さらに加えて都市の発展段階からすれば、次の時期に行うべき事業、すなわちきめ細やかな文化や健康、レジャーなどのソフトウエアー面の施設づくりにすでに大がかりな支出を始めようとしておられる。予算執行の優先順位を逆転させていると言わざるを得ないのであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）私は市民生活センターや老人憩いの家あるいは身障者福祉施設、こうしたものが必要ないとは思っておりません。いずれはつくっていただきたい、市民の多くが希望している施設だと思います。けれども、それらをおつくりになる前に、まだまだやるべき事業がある。市民の命と暮らしを守るため緊急性のある施策にまず手をつけるべきである。これが反対の第一点であります。

第二に私が申し上げたいことは、教育費の問題でありますが、すなわち父母の負担軽減の面で公平を欠いているということであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）つまり小学生の修学旅行に対する負担金は、前年度に比べまして一人当たり二千五百円という額から四千円、つまり千五百円のアップになっているわけでありますが、中学生の修学旅行に対しましては、一人当たり二千五百円から八千円、五千五百円の大幅アップになっているのであります。前年度はともに二千五百円ということで、バランスをとっていたにもかかわらず、いかに中学生の修学旅行の方が費用がかかるからといって、両者の間に余りに大きな差をつけるのは不自然だと言わざるを得ません。

さらに私立幼稚園児等の保護者に対する補助金を見てみますと、少数の三歳児に対して、一人当り千円という補助が新設されたのを除けば、ほとんど前年度と横ばい四千円の補助にとどまっているわけであります。小学生の親も中学生の親も幼稚園児の親もいずれも平等な日野市民であります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市として補助を出そうというのならばなぜもう少し公平になさらないのでしょうか。私にはどうしても納得できないのであります。

第三点は、日野市独自の伝統的な制度であった高校生、大学生への給付奨学金のカットについてであります。市長は常々憲法を市政に生かすと言っておられます。憲法に基づいて地方自治法があり、地方自治法に基づいて地方議会は条例を制定することができるわけであります。そして市長たるものは法律及び条例に従って施策を行わなければならない。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これが憲法を市政に生かすという意味だと思います。（「根本だ」と呼ぶ者あり）しかるに、問題の給付奨学金でありますが、これは日野市奨学金条例というものが現にあるわけです。今議会にはこの条例を廃止するとか、あるいは改正するとかの議案は上程をされておりませんから、いまでもこの日野市奨学金条例というものは有効な条例として生きているのであります。その中に明確に規定されております。一定の要件を満たせば、高校生は一人当たり年間三万円、大学生については六万円の給付を受けることができる、というものであります。そして、この奨学金をいまも継続して受けている学生もかなりいるわけであります。昭和五十五年度の決算書を見てみましても、高校生にはトータルで八十万五千円、大学生には百八十六万円、合わせて総額二百六十六万五千円の奨学金が支払われているのであります。利用者がいるわけです。いろいろな行政サイドの事情はあるようでございますが、条例に定められた制度に伴う支出を当初予算から外すということは重大な条例違反であり、憲法を市政に生かすとおっしゃ

る市長の言葉に全く反している、と言わざるを得ないのであります。（「そう、そう」「そのとおり」「いいぞ」と呼ぶ者あり）

最後に第四点であります。幼児教育センター、この幼児教育の重要性を考えれば、確かにすばらしい内容のものでありますし、あってほしい施設ではあると思います。しかし、たとえ幼児教育であろうと教育研究に関する施設というものは、本来、国や東京都がつくるべきものだと思います。ですから、この施設の発端となった幼児教育相互研究機関の早期建設に関する決議というものがありますが、この決議も、昭和五十年当時の日野市議会が東京都知事に建設を要望しているわけであります。つまり、日野市としては、施設の重要性にかんがみ、用地は提供するけれども、建設及び運営についてはすべて都で賄ってほしい、こういうわけであります。こういう経緯があるのに新年度予算案では、国や都の資金を引き出さずに市の一般財源のみで一億六千万の巨額を投じているのであります。さらに今後の運営にも、毎年七千三百万からの費用がかかるような施設をどうしてここで急いでつくらなくてはならないのでしょうか。日野市の幼児人口は、年々減少しておりますし、さらに建設予定地には、隣接して日野市立の旭が丘保育園あるいは近くには私立の幼稚園もあるではありませんか。この施設に対して、市民の切なる要望があるとはどうしても思えません。市民の貴重な税金です。多額の支出であります。どうしてもっと緊急性のあるものに予算をつかわれないのか、私は不思議でならないのであります。

以上、大変長くなりましたが、もう一度まとめますけれども、一つ、緑と清流を取り戻そうとおっしゃるなら、大がかりな公共下水道づくりの予算を組んでいただきたい。そして市民の命と暮らしを守るとおっしゃるなら、消防車も通れないような狭い道をなくすための予算を組んでいただきたい。二つ、超過負担の解消を唱えるならば、父母負担の軽減措置を公平にしていただきたい。三つ、憲法を市政に生かすとおっしゃるなら、市条例を無視して給付奨学金をカットしないでいただきたい。四つ、本来、国や都のやるべき仕事はそちらに任せ、緊急性のない施設づくりは後に延ばしていただきたい。

私は以上四つの点から、新政会を代表いたしまして、昭和五十七年度一般会計予算に反対する意見を申し上げました。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

（二十三番議員登壇）

○二十三番（米沢照男君）　共産党市議団を代表いたしまして、昭和五十七年度一般会計予算案に対して、原案に賛成する立場から一言意見を述べます。

五十七年度予算案の最大の特徴は、歳入面では自民党政府の臨調、大軍拡路線による地方自治体と住民への負担のしわ寄せが一層強化されようとしていること、そして歳出面では、憲法を市政に生かそうとのスローガンに沿って、市民の要求と期待にこたえた市民本位の積極的な予算計上が図られた、という点にあると思います。所得減税の五年連続の見送りによる勤労者の実質税負担の増加に加えて、固定資産税の評価がえによる増税など、市民の税負担の二重、三重ともいえる増加は、一層強められようといたしております。五十一年度決算による市民一人当たりの市税負担は、五万四千八百円でありました。五十七年度予算では、これが十万九千円余の大幅に増加を見ております。歳入全体の財源別構成比の面で見ますと、市税収の構成比は、五十一年度決算では四四%であったものが、五十七年度予算では六八・三%と、歳入に占める市税収の割合は、大幅に増加をいたしております。こうした市民の税負担の増加に加えて、国と都による教育、福祉に対する各種補助金の打ち切りや削減など、押しつけられてきております。一切の犠牲と負担を、地方自治体と住民にしわ寄せしようとする臨調にせ行政改革に、断固反対するこの立場こそ、市民の暮らしと民主的な行政を一層発展をさせていく立場である、と確信をいたしております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）同時にまた、憲法を市政に生かそうという地方自治権を守る基本的な立場でもあるという点をまず私は強調し、理事者の一層の努力を要望しておきたいと思います。

歳出の面で、幾つかの点について触れたいと思います。総務費では、市民会館建設基金の積み立て、そしてその設計委託料が計上されました。さらには、視力障害者のための市民読本のテープの作成、さらには市役所連絡便のコースの延長などが、今年度予算で予算化をされております。民生費では、五十一年度決算との比較で、民生費関係の予算の伸び率を見てみますと、五十一年度決算額を一〇〇といたしまして、民生費は五十七年度一九二・五、社会福祉費が二四〇・三、身障者福祉費が三〇八・二、精薄者福止費が二三五・六、老人福止費が二四四・〇、児童福祉費が一八三・〇、それぞれ大幅な予算の伸び、増加が図られてきております。この民生費各予算の伸び率、そして予算総額全体の伸び率を、五十一年度決算額と比較してみますと一五一・六でありますから、この福祉関係のそれぞれの予算がいかに目的、意識的に増額が図られ、充実が図られてきたかということが、この数値を見ても明らかであります。今年度の民生費関係の予算で具体的に幾つか挙げますと難病患者援護相談事業、身障福祉施設基本設計費、さらに身障者のための共同作業所への補助金の増額、老人憩いの家の基本設計費、そして具体的な建設事業としては市民生活センター、地区センター、婦人センター、さらには三沢児童館等々、積極的な予算計上のもとで、

これらの施設が今年度建設される予定になっております。さらに算計上の点では、コミュニティ費、消費生活向上推進費、さらに婦人活動推進費など、新たに目を設けまして積極的な福祉行政が引き続き実施される予定になっております。

衛生費の点では、市民の命と健康を守る施策の一層の充実が図られております。特に老人健康診査など、各種市民の健康診断の委託料が、一億一千二百二十六万七千円計上されました。これを五十一年度決算と比較してみますと、五十七年度予算では、四・二五倍の伸び率となっております。予算総額全体では、約一・五倍の伸びでありますから、市民の暮らし、そして健康を守るという点で、いかに革新市政が力を入れてきたか、このことが数字の上でも明らかになっております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ちなみに自民党市政当時の四十七年度当時、どういう予算が計上されていたのか一つだけ例を挙げますと、この市民の命と健康を守るための委託料は、四十七年度決算で千五百万余の予算執行でありました。これに対して五十七年度は、一億一千二百二十六万七千円でありますから、予算全体の伸び率が一五一という数値と比較して七三一・八という数値となって示されております。こうして見てみますと、革新日野市政のもとで市民の健康と命を守るための具体的な施策が力強く実施をされ、今年度も引き続き実施されようとしている点、この点を高く評価をしたいと思います。また清掃費の点では、浄化槽汚泥処理施設、し尿三次処理施設等の新設のために、八億六千五百万円が計上されております。

商工費では、身障者のための開業資金の貸し付け制度が新設をされることになりました。

土木費では、自転車置き場が新たに三カ所設置をされることになっております。街路灯の増設や私道の舗装整備の事業も引き続き強められております。

教育費の点では、小中学校の移動教室、修学旅行に対する父母負担の大幅な軽減が図られました。さらに小中学校の教材、消耗品費の予算の増額、就学援助に対する具体的な取り組みも強められる、手続等の改善が図られることになりました。建設の関係では、大坂上中学校の給食室、食堂の新設、一中の給食室の設計費等が計上されましたし、平山中学校の電車騒音対策費、小中学校の増改築に七億六千八百万余の工事請負費の予算が計上されております。さらに幼児教育研究センターのために、一億五千百二十万円の予算計上が図られました。こうした革新市政のもとでの積極的な予算の計上と、そして施策の前進が図られることになりました。この点は高く評価をしたいと思います。

最後に何点かについて、留意すべき当面の課題について指摘をして、私の意見を終わりたいと思いますが、まず第一に、憲法を市政に生かそうというこのスローガンを、さらに一層具体的に施策の面で生かしていく必要があるという点であります。

（「市長、しっかり聞いてくれ」と呼ぶ者あり）幼児教育研究センターの開設に向けてもそうですし、その他の施策についても積極的に市民の声を具体的に施策に生かす上での努力を一層強めていただく必要があると考えております。行政の末端まで民主主義を徹底をさせていく、このことが当面する重要な課題だと考えております。第二には、先ほど指摘しましたけれども、市民の税負担が年々増加をいたしております。そのためにその税金を市民の要求に基づいて正しく還元をさせていく、施策の後退は絶対に許さないという立場から、引き続き施策の充実を図っていく必要があると考えております。第三に、今年度も特別職の報酬審議会の設置が予算の面でも計上され、予定されております。私はこの審議会を本当にガラス張りで市民の公開のもとで十分審議を尽くすべきだと考えております。この報酬審議会のより一層の民主化を要望しておきたいと思います。さらに高齢者事業団の業務の委託でありますけれども、引き続き積極的に高齢者事業団に仕事を提供させていくこと、このことを強めていく必要があると思いますし、しかし、同時に本来の地方公務員の立場から、責任のある事務処理を行っていくという点で、この時点で改めて業務委託の見直しをしていく必要があると考えております。この点も要望としてつけ加えておきたいと思います。さらに五点目は、生活保護家庭に対する法外援護施策を充実させていく必要があると思います。ここ五年、六年、予算そして決算の伸び等と比較して、法外援護費の予算の計上は決して十分だとは言えません。この点もしっかりとこうした生活保護家庭の実態を見きわめながら、積極的な施策の充実を図るように要望しておきたいと思います。さらに教育でありますけれども、教育内容をさらに一層充実をさせる立場から、教材教具費の予算の増額、父母負担の一層の軽減、就学援助に対する取り組みの強化など、具体的な教育行政の充実のための予算の計上が必要であると考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）最後に七点目でありますけれども、私道の舗装整備、これまでも積極的な取り組みが行われてきましたけれども、さらに一層公道並みの私道については、全額公費をもって舗装整備をする、こういう方向で一層の施策の充実を図っていただきたいと考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

何点かにわたって、当面する課題について指摘をいたしました。最後にもう一度改めて、五十七年度一般会計予算案が市民の立場に立って積極的に評価できるものだということを強調いたしまして、私の意見を終わりたいと思います。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）（拍手）

（十七番議員登壇）

○十七番（黒川重憲君）　公明党を代表いたしまして、昭和五十七年度一般会計予算案に対し、原案賛成の立場で意見を述べたいと思います。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）

歳入合計二百三十三億八千四百九十二万四千円、対前年比一四・三%の伸びであります。三年続きの不交付団体となった私たちの町日野市、個人、法人とも順調な伸びに支えられ、歳入合計に対する市税の占める割合は、六八・三%と恵まれた財政基盤のもとの本年度予算であることがうかがえます。本年度新規事業には、老人憩いの家の設計、身障者福祉施策基本設計、あるいは身障者の開業資金あっせん事業等の福祉関係の事業がございます。また市民会館建設実施設計、婦人センターの建設、あわせて市民生活センター事業、文化関係の費用でございます。また教育関係におきましては、大坂上中学校の給食室の新築、幼児教育センターの建設、また仮称第二十小用地の取得等が挙げられると思います。さらに防災、都市整備、医療関係におきましては、万願寺、高幡の区整理事業、公共下水道、神明上都市下水路の事業あるいは市立病院に歯科診療設置また耐震用貯水槽の設置等はこれらには一応の評価を与えたいと思います。

しかしながら、本年度予算には何点かの問題点や検討すべき課題も多くございました。まず歳入面では入りと出との財源充当の問題、また基本額の歳出での計上等のミスもございました。歳出面には、教育基本法にも明確にうたわれております教育の根本とも言える奨学金制度のカット、復活は六月にとの答弁もありましたが、この三月に計上されなかったことは、まことに残念でなりません。学校機械警備の必然性、必要性は認めつつも、事前の話し合いの不備も見受けられました。さらに今回目に初めて使用されたコミュニティという外来語、きわめて広範囲の意味を持つ言葉であることは、委員会でも指摘をしたとおりでございます。今後の検討を願うものでございます。移動教室や修学旅行の補助金の異例とも言える大幅な増は公私立幼稚園の格差是正ともあわせて補助金のあり方にも今後十分な検討の余地が残されていると思われます。また幼児教育センター建設にかかわる今後の運営管理面、また支出の点にもこれからの課題であろうかと思われます。

最後に、公明党は三点の意見を添えておきたいと思います。まず第一点目は機会あるごとに訴え続けてまいりました庁内人事についてでございます。職員の立場、境遇をよく理解するとともに、自己の感情や情実で動かされない厳正かつ公平に人を評価し登用していく人事をされんことを望みます。二点目には将来を担う子供たちが健やかに伸び伸びと勉学でき得るよう過密校の解消また教育行政のなお一層の推進、充実を図るとともに中学校給食を全校に早期実現を強く望みます。三点目には桑園跡地を利用してのスポーツ公園の建設、多摩川や浅川の利用計画、さらには市民会館を初めとする公共施設の早期の建設、

また下水道を初めとして住環境の整備を図り、十五万市民の豊かな生活と文化、スポーツの育成になお一層の前進をされんことを願いまして、公明党の意見といたします。（「りっぱ」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

高橋通夫君。（拍手）

〔三十番議員登壇〕

○三十番（高橋通夫君）　昭和五十七年度日野市一般会計予算案に反対する立場から意見を申し上げます。

第一にこの歳入の都市計画税のことでございますが、本年度は一億三千三百八十二万五千円が計上されておりますが、これは目的税でありますから道路、橋梁、下排水路あるいは緑地公園等都市計画的な町づくりのために重点的にこれは支出されなければならないものでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

納税者はそのように使われると思って、苦しい生活費の中から納めているわけでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは市民の血税であります。ところが、これを市長が納税者の気持ちも忘れて、実は知っているのかもしれないけれども、（笑声）拡大解釈をして勝手に多目的に使っている。これは納税者、市民を無視したやり方であります。いままで都市計画税の使用については、議会としても森田市長にたびたび質問し、また意見を出し要望したところでありますが、市長はいつもこれは拡大解釈で答弁をしているわけでございます。それで差し支えないというようなことを言っておりますが、われわれは納得していなかったのでございます。これは市民と議会を無視した民主的な現代に逆行した封建的な権利者のやり方であります。（「そう、そう」と呼ぶ者あり）市長は常に憲法を市政に生かそうと宣伝しておりますが、やることは全くなっていない。（笑声）

次に新聞記者控え室にモニター設置の件でございますが、これは新聞記者が正確な情報を把握するということはこれは非常に大切なことでございます。それがためには、議事堂の傍聴席の一番いい場所に記者席が設けてあります。これをした方が議員や理事者のありのままの姿勢や生の発言、答弁等が見たり聞いたりできて実感のこもった情報が取材することができますんでモニター設置の必要はないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

次に幼児教育センターの新築のことでありますが、これは馬議員のと重複することがあると思いますが、これは一億数千万円の莫大な予算が計上されております。幼保一元化の件につい

ては、いまなお国会におきまして結論が出ず、文部省、厚生省の間に大きな問題が起こっております。したがって幼児教育センターの設置は国や都の段階でやるべきものであって、市が進んでしょい込んで問題をするというようなことは、これはすべきではないと思います。日野市には幼児教育について市としてやらなければならないいろいろな問題があります。日野市において十数年前から公立、私立の幼稚園教育費の父母負担の格差是正が叫ばれております。現在まだ相当の開きがありまして父兄から非常に要望されており、そうしたことを考えなければならないと思います。こうした幼児教育センターの建設予算があるならば格差是正を検討して若干の緩和を図るべきだと思うわけであります。なお幼児教育センターの運営については人件費等を含めて毎年数千万円の費用が要るわけであります。これは今後日野市の幼児教育等の非常に大きな負担となって財源を圧迫するものであります。以上のような理由によって幼児教育研究センターの新築は反対であります。

次に奨学金のことでございますが、二百七十万円を新たに予算に計上するように修正案を出したわけでございますが、奨学資金の条例が制定されて以来、歴代の市長は五十六年まで毎年当初の予算に計上したわけでありますが、五十七年に限って計上されないということは、これは重大な問題であります。日野市の奨学資金の制度は支給された学資、奨学金を返済しなくてもよいというような方式で、他市には見られない非常によい方式で、父兄からも喜ばれていたわけでございます。向学心に燃えるところの高校、大学に進学したいが家庭の経済状態でなかなか苦しい環境にあった多くの青年が、このおかげで大きな支えとなり励ましとなったことは、事実でございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）現在、この奨学資金の支給を受けて高校、大学を卒業した人たちが第一線において活躍しております。しかし、条例は経済、社会の進歩とともに、時代の推移にマッチするような手直しをする必要はもちろんあるわけでございます。現在、奨学資金の条例が廃止されていないのに、市長が勝手に当初予算に計上しなかったということは、市長の独断であり、明らかに条例違反であります。また行政の執行上から見ても大きな過失であり、市長のこれは大きな責任問題であります。市長は常に私は弱者の味方です、憲法を市政に生かしていますと言っておりますが、果たして弱者の味方でしょうか。憲法を市政に生かしているでしょうか。

次に駒形の渡しの経費として約七百万円が計上されております。しかし、駒形の渡しの北側にあるところのプールは、非常に不便な所でございまして、多くの市民が困っております。というのは、以前におきましては京王バスがあそこを通っていたんですが、廃止されまして非常に困っております。困っている地区は平山西部、多摩平、日野台、新町、栄町、本町、仲町、

東町、万願寺、石田、新井、高幡、程久保、高幡台、百草台、三沢、程久保、百草、その方面の人が非常に不便で困っております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）やはり市長は全市の人に潤うような計画を立てなければならないと思うんです。たとえば、そこに無料バスを出して全区域を分けて、曜日で分けるとか、そうしてそういうところの子供らに、市民を、そうした無料のバスを出して全体的の地域の人が潤うようにしなければ、一部だけではこれは税金が、税金の均てんというか、やはり市民が全体に潤わなければならない。そういう点において一方的に一部分の市民にだけ利益を与えることはない、まずいと思うわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そうした意味におきまして、この理由におきまして昭和五十七年度の日野市一般会計の予算には反対であります。以上。（「よし」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

（十一番議員登壇）

○十一番（一ノ瀬　隆君）　十一番、日本社会党の一ノ瀬です。革新クラブを代表いたしまして、一九八二年度一般会計予算原案に賛成であることを表明いたしまして、若干意見を申し上げたいと思います。

日野市民の圧倒的多数で三たび信任された森田市長の第三期に入った革新市政が初めて編成した当初予算であります。過去九年間近く市民のための市政を貫いてきたその経験と自信が一層高く評価し得る一九八二年度予算をつくり上げています。今後も長くいつまでも続くであろう日野の革新市政、（笑声）多くの実績を上げてきた市、今後も上げるであろう、その中でも金字塔になぞらえること必至の（「光ってる」と呼ぶ者あり）（笑声）幼児教育研究センターを初め身障福止センター、老人憩いの家、市民生活センター、婦人センターなどの施設の建設へのスタートがまず目を引きます。市民会館の建設もいよいよ軌道に乗ります。これらは多くの市民の強く望んでいるものであります。

ここで委員会で修正案が提出された三つの点について、私の見解を表明しておきたいと思います。

私も七年前に文教委員として森田市長や時の大下議長などと都庁に陳情に行きました。その後、紆余曲折を経てここに幼児教育センター設立への施策が示されました。ひとり日野市民のみならず都に国に対して誇ることのできるものだと考えます。幼児保育研究会の重松会長が書かれた幼児教育センター設立構想を読み、これを素直に信じるものであります。

奨学金については高校二千五百円、大学五千円の現状は余りにも少額であり有効とは言えないのであります。抜本的な施策を検討中であるというのですから、これをもとに戻そうとする

修正案、反対の意見は全く無意味であります。今後、貸し付けとして大幅な金額アップを考えていくよう希望しておきたいと思います。

モニターテレビについては、記者室に限定せずに隣の広報課などもあわせて広く利用できるように考えていくのがよいのではないでしょうか。

完全参加と平等をスローガンとした国際障害者年が終わりました。マスコミからは障害者に関した報道がまるで潮が引くようにみごとに消え去りました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）障害者年を単にお祭り騒ぎにしないで、障害者元年として引き続きこの問題を前進させるためには、この二年目が重要であると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）この予算には身障福祉センターの設立を初め、多くの障害者施策が盛られていることが高く評価できます。黄色いハンカチを一つのシンボルとして市民全体が障害者との連帯を強めていくための運動を展開していってほしいと考えます。従来から主張してきました老人機能回復助成の施策の前進など、障害者問題全体について、今後もぜひ検討していっていただきたいと考えます。障害者を排除しないで学校づくりのためにさらに努力していただくことをお願いしておきます。親の希望するすべての児童は、すぐ近くの普通の学校へ通わせることがあらゆる面でよいことだという認識をさらに強めていただくよう、希望しておきます。

婦人センターについて一言述べておきたいと考えます。婦人活動のために自宅を開放するなどの献身的な活動を含んでの市民運動が実り、婦人センターの土台が築かれました。これらが市の婦人センターへの発展の原動力となっていると考えます。このことを評価し今後も市民運動を大きな柱として婦人の活動の中心となる、市立婦人センターへの発展を期待するものです。

教育費を見るに、小学校、中学校の修学旅行の市の負担の大幅な増額など幾つかの前進が見られます。平山中学に続いて大坂上中学の完全給食の実施が図られています。ここで今度こそ学校給食の合成洗剤追放を実現するよう強く望んでおきます。児童の健康を守るため、有害な合成洗剤、中性洗剤は使わない、安全無害な石けんにしていただきたいと思うのであります。

難病対策、子宮がん検診の拡充など医療の面での前進にも見るべきものがある八二年度予算であります。自動血圧計の購入など、さらに市民の健康を守るための前向きの施策をお願いしておきたいと思います。

以上、歳出について申し上げましたが、歳入について若干触れておきます。

私たちが以前から主張しております大企業の福祉負担金、事業所税、大企業の固定資産税の増額など歳入の充実のための検討を今後もさらに行っていただきたいことを要望しておきます。

私が七年間主張し続けてきた高圧線の線下補償についてもそ

の早期実現のための努力をお願いしておきます。

最後に予算を審議するためその土台となる予算書について付言しておきます。議員の意見が取り入れられ非常によくなった点を評価し、さらに工夫していただきたいことをお願いしておきます。

政府の軍事予算はますます拡大し、立川の自衛隊のC1ジェットも日野市の低空を舞い軍事大国化への道をひた走る昨今、いまこそ憲法を市政に生かすという姿勢こそ必要であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）日野市民の生活を守り向上させ、日野市の発展させるため、明後日から始まる一九八二年度の奮闘を心から期待いたしまして、私の意見を終ります。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔十四番議員登壇〕

○十四番（川嶋　博君）　昭和五十七年度一般会計予算につきまして、原案賛成の立場から市民クラブを代表して意見を述べさせていただきます。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）

マスコミなど報道されて御承知の五十七年度政府国家予算編成過程で、国会での審議によって明らかにされておりますように国民負担がますます増大することがはっきりしてまいりました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）大幅減税の見送り、学資、食料品、医療、郵便料金や交通機関等の大幅値上げ、私たちの生活に直接関連する公共料金の値上げが予想され、こうした中で私たちの暮らしと命を守る、こういう点から地方自治体が市民生活を守る施策を積極的に推進することが最も重要であると考えるわけでございます。（「そうだ」「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

今年度一般会計予算二百三十三億八千四百九十二万四千円、前年度比一四・三％増であります。昨年の前年度比は一・七％であったことを考えるならば、五十七年度予算はかなり積極的な取り組みがなされたのではないかと考えられます。

歳入面を見ますと、市税収入は前年度比一一・八％の増であります。歳入合計に対する構成比は六八・三％と向上しております。その中で主な税収の伸びや地方税制の改正により、市民税個人、法人と含め十一億二千万円が見込まれているわけでございます。これはただ単に歳入を確保したということで手放しで喜ぶことではなく、市民の課税が強化される中で財政の硬直化、行政肥満化、機能低下など施策の中において行財政の運営に改善を行うのが地方自治体の基本姿勢であると思います。

歳出の面におきましては、社会福祉費においては難病患者、保護者相談事業、老人憩いの家の基本設計、コミュニティ費の計上がされ、社会福祉の充実に施策が生かされているものと思われます。また子宮がん検診を初め成人病予防対策には保健衛生施策の強化が打ち出されております。命と暮らしを守る施策

が図られていると思います。また三カ所の駅前自転車置き場の設置、交通安全対策費として保護さく、道路標識、各区線反射鏡など安全な町づくりに努力しております。教育関係では学校建設費整備費として二十小の公有地を初め、各学校の増改築費、教育活動費としては修学旅行の負担金の中学校関係では三倍も増額されております。中学校給食費でありますが、本年度は大坂上中学校一校でありますが、二、三校の実施を含め市民要望にこたえていただきたいと思います。幼児教育センター新築など今年度数多くの新規事業の施策が繰り込まれておりますが、これらの執行に当たってはくれぐれも市民要望にこたえ、住みよい町づくりのため努力していただきたいと考えております。

このことを強く要望いたしまして、本予算に対する賛成の意見といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）（拍手）

〔四番議員登壇〕

○四番（小山良悟君）　たった一人の新自由クラブの小山良悟でございます。（「来年は三人になる」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

独自の立場で今度の一般会計予算に関係して、ちょっと意見を述べさせていただきます。

ある政党の先輩議員が今回の一般会計予算特別委員会の市政報告と申しますか、街頭報告をされたということでございます。（「だれだ」と呼ぶ者あり）いつものことながらその姿勢は私は高く評価しているわけでございますけれども、しかし、市民の皆さんにそれを伝える、伝え方に誤解を招くようなことがありますので、あえてこの場で市民の皆さんに正しく理解していただくために、この一般会計予算特別委員会における私の立場を説明させていただきます。

ある政党の報告は（「関係ないのよ」と呼ぶ者あり）市民生活に重大な影響を与える一般会計予算案に対して、新政会と新自由クラブは反対しました。しかし、良識あるわが党の同志とともに与党の皆さんで市民のためにこれを阻止しましたというような意味だと思います。（「毎度のことです」と呼ぶ者あり）こういう報告では実際に市民の皆さんに正しい伝え方がされないわけであります。私は、行政のルールや議会運営になじまない発言をしばしばしてきております。きのう、きょう出てきた新人でありますので、議会の慣例や常識よりも、市民の常識を優先して発言し行動していくのが私の政治信条、このように思って今回の予算特別委員会にも、審議に参加したわけでございます。（「りっぱ」と呼ぶ者あり）その政治信条に照らして今回の一般会計予算特別委員会の審議及び採択には不満が残るわけでございます。だれが偽政者になっても完全無欠ではございませんので、数多くの予算の項目の中には不適当なものもあるのはやむを得ないことであります。その不適当なものがあるかどうかを審議するために、一般会計予算特別委員会が開かれたわけで私も参加したわけであります。その委員会で不適当な部分を指摘されて、かつ理事者側も口頭ではそれを認めながらも、採択の段になると、その不適当な部分を修正しないまま採択してしまう、こういうやり方では、先ほどのようなある政党の街頭報告になってしまうわけで、誤解を与えるわけでございます。私は、予算案そのものに反対したわけではありません。市民の代表として、次の三項目だけがどうしても納得できない、それを修正していただきたいという立場をとったのであります。

第一点は幼児教育研究センター新築の工事請負費一億五千百二十万、これについて幼児教育の模索を図りたいという理想は十分理解できます。大いに幼児教育の模索を図っていただきたい、研究していただきたいと思いますが、しかし、この研究センターは先駆け的な試みでもあるということを理事者側も言っておりますし、本来、東京都でやってくれる事業であったということでもありますから、理想追究の余り、思い上がって一挙に一億一千二百万円もの巨費を投じて、しかも毎年七千三百万ものの経費を市民の皆さんに負担させることは重大な問題を残すと私は考えるわけでございます。この際、理事者側は市長を先頭に、そして議会側は議長を先頭にして、全市民一丸となって、東京都に対し再度幼児教育研究センターの建築を迫る運動を起こして都の経費で運営されるように実現させることが日野市の市長として、そして議員の役割りだろうと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）したがって、今回のこの予算案のこの項目は、修正していただきたいわけであります。

第二点は、奨学資金給付の予算がいままで何年間も継続されてきたものでありますが、実情にそぐわなくなってきたからといって今回計上しなかったのは納得できないわけであります。実情に適合しなくなってきた時点で改正案を示し、是非をとってからしかるべき運用をしていけばよいと考えるわけでございます。

第三点は総務費の市役所三階の記者室にモニターテレビの設置でありますが、このモニターテレビの設置は五十万の予算を計上してありましたが、次の理由から反対するわけであります。一つは正確でホットな情報を取材して提供していただくには、モニターによる取材よりも直接議場で、議場の記者席で取材していただくことが私はよいと思うわけでございます。現に本日も記者の方お見えになっておりますけれども、本当に生の、生生しい現場の臨場感を取材するにはモニターで見るんではなくて、この議場の記者席が十分あるわけですから、その記者席で取材していただきたいわけでございます。第二番目として、新聞記者の本来の使命を正しく認識して新聞記者のどん欲なまでの取材本能を考えればモニター設置は角をためて牛を殺すことに

なると思います。第三番目に、モニターテレビがなければ取材の障害になる理由は何もございません。現に、ある日刊紙の記者に私は質問いたしましたけれども、ないよりはましである、という回答をいただきました。ないよりましなものを設置するほど市の行政は充実しているかどうか、篤と反省していただきたいと思うわけでございます。ちなみに三多摩どこの市を調べましても、また都庁ですら記者席にモニターを設置しているところはございません。どこでもその必要性は認めてないわけでございますから、この予算を計上したということは、非常に私は反省していただきたい。市民の税金を安易に考えているんではないかという疑問を抱くわけでございます。

以上の理由から、幼児教育センターの新築、それから奨学金のカット、それからモニター設置の三項目に私は反対したわけでございます。しかし、そのいざ採決の段になりますと委員会の審議でも実際に不適当であると発言をして指摘した方も、いざ採決の段になると修正案を否決して原案どおり賛成の立場をとるのがいまの市議会の実態でございます。（「だめだ、それじゃ」「そうだ」と呼ぶ者あり）これが議会とはそういうものだということかもしれませんが、新人としましては、市民感情からしても、いささか納得できないわけでございます。結局、委員会の審議で不適当と指摘しておいて、それを修正せずに原案に賛成した議員が市民の立場にある、そして修正を出した者が悪者扱いになるような市政街頭報告をされてしまう現在の市議会のあり方に、市民感情として大いに疑問が残るわけでございます。素直に私はそれを感じているわけでございます。

ここで、修正案は否決されましたけれども、市長がこの場でみずから修正する勇気を持って、本当に市民の負託にこたえられるような予算にして、全会一致で採決されることを強く望みますけれども、市長、いかがでしょうか。議会慣例を打破して、市民感情を優先する勇気を持って、きょうは傍聴者の方もたくさんおられます。この議事録も残りますので、後世に残る名市長として、ぜひ、この機会に民主的かつ明朗な市政を実現するためにも、勇断をふるってひとつ私の意見に拝聴していただければありがたいと思います。

意見を終わります。（「賛成か、反対か」「言いましょうか」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。

古谷太郎君。

〔六番議員登壇〕

○六番（古谷太郎君）　発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。十分以内で終わらせたいと思います。（笑声）

先日、ありがたいことに市会議員に当選させていただきました。三月の三日に、私のところに予算書が配られました。さて、これを審議するのにどうしょうかと考えた。図書室へ行きまして調べてみました。

私ども審議する立場は、税金がいかに生きているか、死んでいるかであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）納める人の立場で審議しなければならない。そこで日野市の税金、市民の千円のお金が一体幾らに使われているか、これを考えました。そこで他の市はどうかも考えました。そうしますと、国立は千円のお金を千九百九十八円に使っております。国分寺は千八百三十六円、昭島は小さいですが大変苦労しておりまして、千円の税金を二千三百六十円に使っております。残念ながら私の手元に配られました日野市の予算案は、千四百六十円であります。千五百円にもならない。三多摩二十六市の中で、こんなに税金を安っぽく使っている市はないんです。どこにもない。まず、この点で反対をせざるを得ないな、ということがわかったわけであります。

三月の九日、私たちは議会へ初めて登場しました。そうしましたら、私の机の上にこれが載っている。日野市基本構想案とある。これは森田市長の市政の根本原理が案として載せられているということであります。さあ、これを少し調べました。そうすると、いいことが書いてあるんです。「基本構想の目標とする日野の都市像の第一は」と書いてある。「現存する自然環境を守る、さらに積極的に緑化や環境の浄化を進める、そうして健康で豊かな市民生活をつくり上げます。」と書いてある。第一章であります。さて、これがどのくらいこの予算案の中に生きたかどうかを調べました。驚いたことに、びっくり、三つの点、まず三つの点で言いますと、市民の――次の一章です。生きる喜びをまず与えなければいけない、こう書いてある。その方法として、目標実現の方法とすれば生きる喜びを与える、生きる喜びとは、まず健康で安心して暮らせる保健体制をつくりますと書いてある、これに。さて、それがどうなっているかを調べたら一円も予算がない。確かにさっき共産党の米沢君が言ってたけど、どっかに検査を委託しますなんて、一億円程度の涙銭で…。それで市民の健康を守ることは不可能であります。しかも市立病院のお医者さんがＣＴとかいろいろいい研究器具を、医療器具を買いたい、検査器具を買いたい、二億六千万円要求してきた。それは全く市長さんにけ飛ばされてたった八千万円じゃないんです。ベットも含めて八千万。六千万円しか認めてもらえない。その点でこの憲章は、森田さんはお腹の中と書くことと違うなという大発見をしたわけであります。（笑声）第二の問題に、この中に住環境をよくすると書いてある。驚きましたね、汚水管を調べてみました。家庭雑排水、浄化槽の排水等を調べると、流す管は汚水管といいます。私が市長の時代につくった昭和三十七年に仕上げた多摩平の汚水管から一メートルも延びてない、一メートルもできてない。これで君、臭い町

が直りますか。しかも予算書には本当のわずかな、いわゆる多摩市の負担金とか八王子の負担金とか、いわゆる多摩――の日野市の独自の事業は載っとらん、予算書の繰出金にだ、ねえ、竹ノ上さん、繰出金に載ってない、よく覚えておいてください。（笑声）これでは住環境はよくなりません。私の孫は、いま練馬から日野へ引っ越してくるように私が言ったんです。そうしたらまず第一に何を言ったかわかりますか。いやだと言うんです。なぜだ、裏の川が臭くてこんな臭いところには住めない。なるほど、やっぱり子供はよく見てるなと思います。毎年毎年臭くなるんですよ。鯉を市長さん放しますと一週間たたないうちに全部あの臭さで死んじゃいます、いないでしょ、一匹もいま…。こういうことをするということ、ここに書いてあるにもかかわらず、予算に全然盛られてない。反対の第二点であります。

次にです、歳入です。そんなにいいかげんなら税金でも安くしたらどうかと思って歳入を調べてみました。驚くなかれ十六億八千九百五十三万円の増税であります。どうして金が要るかと言いたい。なぜならこの間市長さんはわれわれ議員に対して、金が残りましたから銀行へ貯金を六億二千万円したいんです。これを財産管理費という名目で出してきました。まだ不用額があるんです。残っちゃった。それで予備費に三億八千万、これ皆さん、みんなよく知っていることだ。十億円以上もう残ったことが明らかになっちゃっている、去年の税金です。さらにまた十億近く残るらしいです。税金が使い切れない。その上に十六億円の増税、その上さらにきょうの御説明によればだ、固定資産税、都市計画税を二割八分上げますというんです。増税、金を貯金する。この憲章はまるっきりうそだ。それで賛成しろといったって無理であります。

よって私はこの予算案に賛成できないのであります。以上で約十分。ありがとうございました。（笑声）（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第一六号、昭和五十七年度日野市一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時十七分休憩

午後六時二十八分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一七号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（市川資信君）　昭和五十七年度の特別会計の特別委員会十四名をもちまして、三月の二十七日午前十時より深夜九時四十分まで討議を行いました。それでもなおかつ審議未了ということでありまして、二十九日、まとめの日を利用しまして夜の七時まで行ったということでございます。

まず、昭和五十七年度の国民健康保険特別会計予算歳入歳出とも二十六億五千四百二十六万円でございます。

その委員会の中におきまして、幾つかの重要な意見等が出されておりますので、その点を申し上げますと、今年度の国及び都の補助金が大幅に増額されているために、当然日野市が本来持ち出すべき貧金が減額されておる。これは私の試算でございますが、大体六千三百万ぐらいではないか。その費用を本来市民の健康診断に、少なくとも市の職員が受けていられるような健康診断に回すことができないだろうか、というような意見と、また、この支出の中の医療費明細通知の欄がございます。これは本来日野の医師会との信頼関係を保った上で本年度も実施していく。被保険者一万五千枚の二割、約三千枚－三千世帯というんでしょうか、三千枚を対象として通知する。目的は国保の、国保事業の関心を高め、そして啓蒙を図ることを目的としております。

委員会では以上の点、慎重審議の結果、全会一致で可決を見た次第でございます。

よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一七号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業

特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

○特別会計予算特別委員長（市川資信君）　昭和五十七年度都市計画特別会計の予算の審議の内容を申し上げます。

歳入歳出とも九億九千二百四万六千円でございます。歳出の主な内訳は神明上区画整理費四億八千五百四十三万六千円、万願寺区画整理費三億二千三百四十九万五千円、区画整理管理費一億八千十八万一千円、その中の管理費、高幡地区区画整理業務A・B調査三千万円、豊田南口地区整理業務七千二百万円、豊田南口環境影響評価業務二千五百万円等となっております。

この都市計画事業特別会計予算の委員会の中で、多くの意見が出されたわけでございますが、その幾つかを申し上げますと、高幡区画整理事業あるいは豊田地区の区画整理事業等を行う場合、建設省にその申請手続を図って行うべきである。当然、法律によっていただける補助金等をその財源に使って、税金の有効利用を図るべきである。あるいはまた、このような事業を実施するに当たっては、もっと事前に権利者に事業の概要等を説明して、いきなりA調査、B調査等に入るんではなく、もっと権利者の根回しというんでしょうか、啓蒙を図った上で施すべきである。そのことが区画整理事業の遂行をより一層早めることになりますし、また予算をむだに使うことなく、適正にできるんではないか。あるいは高幡地区の区画整理事業に当たっては、現在計画の中に、南口には公園の確保がされてない設計になっておりますが、その中に、公園の用地を確保するとか、あるいはまた、地域商店会との開発に当たっての協議を十分図った上で進めていただきたい。あるいはまた、この都市計画審議会の委員の質問の中で、しばしば答弁者が資料、記録等十分に準備してなかったために、答弁の中断があった。今後十分に委員会に臨むに当たって答弁者は勉強していただきたい、こういう意見も出されております。あるいはまた、市長はこのような事業に当たって考え方の相違や、その何かを乗り越えて積極的に地主、住民の説得、根回しに当たっていただきたい。また関係機関等との交渉ももっと積極的に当たっていただきたい、かような強い意見が出ております。

そのような中で採決に入ったわけであります。結果、賛成多数で原案可決でございます。参考までに賛成八人、反対五人でございました。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。奥住芳雄君。

○二十七番（奥住芳雄君）　ただいま委員長の報告にもございましたとおり、私も委員会の中で意見として申し上げておきましたが、とにかく日野の税収が非常によいということで金がたくさんあるんだろうと思います。そういう中において、この都市計画の中におきましても、今回の予算の中で、特にいま非常に日野市もまだ整備がおくれております。そういう中で、特に豊田の南口また高幡の駅前等は、これは早い機会に整備をしていかなきゃならないと私たちも思っております。しかし、まだまだ地元とのいろいろとの話し合いが詰まっていない段階でございます。そして、高幡地区におきましては、特に地元の方々が区画整理をやろう、自分たちでやろうと、いろいろ線引きをしたりなにかしておりました。その中に、市の方で割り込んでいって、何か突然いろいろな区画の発表をした、というようなことの中で、非常にまだ住民が反対意見が強いようでございます。それら、いろいろまだこれから話し合っていかなければならない問題が、多々あるわけでございます。にもかかわらず、功を急ぐ余りか、また、いまの森田市長は、やたらに絵かきではないが絵をかくのが好きのようで、すべて計画で図面の作成だけは多々してあるようでございますが、実際に話し合いが行われて、事が進んでいることが少ないわけでございます。

そういう中において、今回もこの歳入の中で、特に国庫支出金が昨年度に比べまして五千四百万も減っております。まだ都の支出金も、二千七百万の減でございます。そのかわり、市の一般財源の繰り入れが一億六千七百万もふえております。これは、とりもなおさず絵をかくのが好きだから、要するにちゃんとした手続を踏んで、そして国や都へ交渉をつけて、話し合いのもとでやらないから、こういう結果だと思うんです。

ほかに申し上げますれば、とにかくいまの市長は、（笑声）この、あれですね、地域の、北の地域の特におくれている地域で道路が狭いわけです。これらの用地買収も要するにしないわけです。要するに、自分たちの関係者が、土地を無償で提供するならば、何とか予算をつけて道路をつくってもいい、という程度でございます。また国に対する働きかけも、少ないわけです。三年前の四月の十九日に、この一・三・二の橋かけの問題につきまして、日野と国立の議員で、これは与野党問わずの議員の仲間で、とにかく国会へ行ってそして――国会でない、建設省に行って、陳情いたそうという話し合いがまとまったわけでございます。そして、お隣の国立市では、この一・三・一の道路の促進のために努力をしております。そういう中で、国立では谷市長さんを先頭に、多くの議員さんと市の部長さん、また課長さん－担当の課長さんですね、そうした方たちを庁用車でもって、庁用車二台で相武の国道工事事務所長また関東地建の方へ一緒に行ったわけでございます。残念ながらこの日野市では、私と市川議員と大柄議員の三名が行ったわけでございます。しかし、当日、、市長はこの陳情に対しまして、市の関係部長すら行かせてくれないわけです。しかし、私たちは三人で関東地建の方へ行きましたが、たまたま電車がおくれましたので、多

少皆さんに迷惑をかけたわけでございます。しかし、地建の局長さんも心よく迎え入れてくれまして、すでに前もって行かれた国立の方々と話し合ったことを、また再度私たちに説明していただきまして、喜んで建設省の方へ一緒に行っていただいたわけでございます。電車で行ったんで…。やむを得ず石川要三代議士と相武の所長さんの車に分乗させていただいて、建設省の方へ陳情に行ったような次第でございます。そして建設省の局長さんが申すには、日野は金が要らないんだろう。とにかく昭和四十九年に予算をつけてやったんだ。それなのに日野はお断りをしたんだ。おかげさまで、その予算を相模原に持っていったら、地価も安いし三倍の仕事ができた。そういう断るようなところへはつけたくないんだ、ということです。しかし、石川代議士のとりなしによって、ようやく落ち着いていただきまして、そして初めて日野では三名の議員さん来ていただいた、それだけでも私たちはうれしいんだ、日野では市長さん初め本当に来ないんだ、こういうふうに言われたわけでございます。そして石川先生の努力によりまして、ようやく調査費がつきまして、現在工事が行われているわけでございます。こういうような状態で、日野市は本当に働きかけが少ない、ということが私たちも身をもって知ったわけでございます。

こういう状態で、今回のこのA・B調査の調査費等もいま少し待って、じっくり地元と話し合いを進めていって、そして来年度予算をつけても遅くない、と私は思うわけでございます。それより、もっと一生懸命に働きかけていただくことが必要であるように思われるわけでございます。

こういう関係で、私はこの予算に対して反対をいたします。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　賛成の立場から一言だけ意見を申し上げます。

先ほど特別会計の予算委員長から報告がございました中に、私の意見も大分含まれておりますので、ダブる点は省略をして申し上げます。

神明上の区画整理は、最終段階になっておりますので、特段意見はありません。しかし、万願寺の区画整理を初めとして、一般会計からの持ち出しが多くなってきたという点がございます。これはスタートのときからも問題で、期間が長くなったために、万やむを得ず出ているものでございますので、今後の区画整理に当たっては、こういうことがないように市の方でさまざまな準備をしていただきたい、というふうに思うわけです。万願寺の区画整理については、住民の多くも望んできたことですし、これを進めていくべきである、というふうに思います。

ただ一・三・一の道路貫通の問題については、ぜひ住民の意見を取り入れ、また合意をかち取りながらということを、市民参加ということで留意していただきたい、というふうに考えます。それから高幡地区の区画整理、豊田南口の区画整理についても、高幡については、現在万やむを得ず高幡駅の立体化、このことと区画整理が関係がございます。したがいまして、この二つの区画整理の調査活動については、国の補助金がついていないという点がございますけれども、住民要望としては、豊田南口につきましても、商業地域としての発展、また排水計画の促進、こういうことから区画整理の方向が出てきているものでございますので、今回の予算措置でいいのではないか、というふうに思います。

今後とも区画整理に当たっては、委員長も申し述べておりましたけれども、住民の皆さんが、必ず地権者も含めまして、粘り強い話し合いをすれば、日野市の正しい民主的な発展のためには協力していただけると思いますので、その辺については、労を措しまずひとつ努力をしていただいて、住民参加で民主的な区画整理をしていただくようお願いを申し上げまして、賛成の意見にしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第一八号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一九号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

○特別会計予算特別委員長（市川資信君）　昭和五十七年度下水道事業特別会計予算について報告申し上げます。

予算は歳入歳出とも十三億一千六百五十万でございます。

日野市のこれまでの事業実績を見ると、単独事業が多く、国・都の補助金額がきわめて少額であるという意見が出されております。日野市全体の年次計画を早く作成して、事業認可を取りつけ、そして申請した上で、まだまだあらゆるところでしなければならない主幹、支幹の工事を補助金を得た上で進めていっていただきたい。特に今年度、例年計上されておりました緊急雨排水路建設工事という名目に使っていいかどうかわかりませんけれども、従来計上されておったその予算が、今年度全く計上されてないという現状の中で、理事者は緊急の雨水あるいはそれに準ずるものは、日野市では一応解決を見た、今後は用

水路あるいは、それらを土木費の中で解決を図っていくという答弁がされたわけでありますけれども、委員の中に、現在、日野の地域内には吸い込み式あるいは用水にそのまま流しておる、工事浸水問題等発生するところはまだまだ多々あるので、少なくとも、例年計上されておった二億ないし三億の予算計上は、今年度も計上するべきである。補正においても計上するよう強く要望する、という意見が出されました。

そのような中で委員会として採決を行ったわけですが、全会一致原案可決を見た次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一九号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二〇号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

○特別会計予算特別委員長（市川資信君）　昭和五十七年度市立総合病院事業会計予算について、委員会の御報告を申し上げます。

本年度予算額は十七億一千四百四十五万でございます。前年度が十四億八千八百七十九万八千円、一五%の伸び率となっております。計上差額二億二千五百六十三万二千円の増でございます。その増の主な理由を申し上げますと、五十六年度の診療報酬値上げが八・一%ございました。それと病院のベット数二十床増床、増加分も見込んで収益増を見込んだ予算でございます。この収入、支出の中で資本的収入額が資本的支出額を不足する額二千二百万円ございますけれども、それは過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金で補てんするということでございます。主な購入物件は、医療機器において、血管造影検査機また事務合理化を図るための電算機システム、また歯科用の診療台等でございます。

委員会の中において、日野市内にはまだ脳外科、それを扱うCT等の機械が設置されてないので、この際、日野市立病院においてCT購入等を図ったらどうかというような意見が出されました。しかし、理事者の答弁では前向きに検討はするけれども、現在の病院の規模あるいは脳外科医師を調達する見通し等

からいますぐに設置するということはできないということでございました。

そのような中で採決を行った結果、全会一致原案可決を見た次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二一号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二一号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

○特別会計予算特別委員長（市川資信君）　昭和五十七年度受託水道事業特別会計予算の委員会の御報告を申し上げます。

歳入歳出とも十一億一千九百九十五万円でございます。

水道は昭和四十九年に東京都に統合一元され、その関係から東京都より委託を受けて行う事業でありまして、本予算は、東京都水道事業の事務に関する規約に基づいて、東京都及び日野市との協議の中で作成したものでございます。本年度の運営業務計画は、給水人口十四万一千八百人、普及率九五・六%、一日平均配水量四万二千五百四十トン、年間配水量が一千五百五十二万八千トンとなっております。以上の業務運営計画に基づいて、予算を編成したものでありまして、したがって、本予算はすべて都の委託金、下水道使用料徴収事務委託金等で賄われておるものでございます。

これらの中で審議いたしました結果、予算委員会では全会一致原案可決と見た次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二一号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会

計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第二二号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

○特別会計予算特別委員長（市川資信君）　昭和五十七年度農業共済事業特別会計予算について、委員会の御報告を申し上げます。

本会計は農業災害補償制度の一環として、農家が一定の共済掛金を出し合い、農業災害に当たっての一定の損害をこうむったときに、農業災害補償法によって共済金の支払いを受けることを骨組みとしたものでございます。内容的には農作物共済勘定に二百万一千円、家畜共済勘定に四百七十九万三千円、園芸施設共済勘定が百十五万七千円、そして共済活動のための運営費として一千百四十六万七千円となっております。

これらを基礎に事業の予定量、五十六年度実績を基調にいたしまして、発生主義の要素また農業災害補償法の規定にそった予算の組み方をしたわけでございまして、それに基づきまして予算委員会では慎重審議した結果、全会一致原案可決を見た次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二二号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

これより議案第三二号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三二号、日野市教育委員会委員の任命についての提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任期が昭和五十七年五月一日付をもって満了となりますので、同年五月二日から新たに委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

恐縮でございますが、用紙の上欄から住所、日野市高幡三二

八番地、氏名、森久保敏治、生年月日、大正九年五月十八日と御記入をお願いいたします。

何とぞよろしく御承認をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三二号、日野市教育委員会委員の任命の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第三三号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三三号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意についてでありまして、日野市農業共済条例第百一条第二項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、恐縮でございますが、上欄から、住所、日野市平山五丁目二一番地の九、氏名、簇野行雄さん、生年月日は大正十四年二月十五日。さらに次の行には、住所、日野市多摩平五丁目一二番地の九、氏名一ノ瀬　隆さん、生年月日、昭和七年九月十五日とそれぞれ御記入していただくようにお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　詳細説明は省略いたします。

本件については、簇野行雄君、一ノ瀬　隆君両君の一身上に関する事件であると認め、地方自治第百十七条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず簇野行雄君の退席を求めます。

〔十番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。簇野行雄君を日野市農業共済事業運営協議会委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって簇野行雄君を同意することに決しました。

簇野行雄君の除斥を解きます。

〔十番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　次に一ノ瀬　隆君の退席を求めます。

〔十一番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。一ノ瀬　隆君を日野市農業共済事業運営協議会委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって一ノ瀬　隆君を同意することに決しました。

一ノ瀬　隆君の除斥を解きます。

〔十一番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　議案第三三号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第三四号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第三四号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は日野市監査委員（議会選出）の選任同意についてでありまして、地方自治法第百九十六条第一項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐縮でございますが、上欄から、住所、日野市平山四丁目一八番地の一南平都営三―五、氏名、米沢照男さん、生年月日、昭和八年一月一日と記入をお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　本件については米沢照男君の一身上に関する事件であると認め、地方自治法第百十七条の規定により退席を求めます。

〔二十三番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。米沢照男君を日野市監査委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって米沢照男君を同意することに決しました。

米沢照男君の除斥を解きます。

〔二十三番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　議案第三四号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

日程第二五、日野市消防委員（議会選出）選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選任の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

小俣昭光君、高橋徳次君、飯山　茂君、秦　正一君、奥住芳雄君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第百十七条の規定により、それぞれ退席していただきます。

まず小俣昭光君の退席を求めます。

〔三番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。小俣昭光君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって小俣昭光君を選任することに決定いたしました。

小俣昭光君の除斥を解きます。

〔三番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　次に高橋徳次君の退席を求めます。

〔九番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。高橋徳次君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって高橋徳次君を選任することに決定いたしました。

高橋徳次君の除斥を解きます。

〔九番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　次に飯山　茂君の退席を求めます。

〔十五番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。飯山　茂君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって飯山　茂君を選任することに決定いたしました。

飯山　茂君の除斥を解きます。

〔十五番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　次に秦　正一君の退席を求めます。

〔二十六番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。秦　正一君

を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって秦　正一君を選任することに決定いたしました。

秦　正一君の除斥を解きます。

〔二十六番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　次に奥住芳雄君の退席を求めます。

〔二十七番議員退席〕

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。奥住芳雄君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって奥住芳雄君を選任することに決定いたしました。

奥住芳雄君の除斥を解きます。

〔二十七番議員着席〕

○議長（石坂勝雄君）　日程第二六、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市交通災害共済組合議会議員に石坂勝雄君、橋本文子君、小山良悟君、板垣正男君、川嶋　博君、黒川重憲君、滝瀬敏朗君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました諸君に、本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

日程第二七、東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市交通災害共済組合議会議員に石坂勝雄君、橋本文子君、小山良悟君、板垣正男君、川嶋　博君、黒川重憲君、滝瀬敏朗君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました諸君に、本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

日程第二七、東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員に鈴木美奈子君、飯山　茂君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました鈴木美奈子君、飯山　茂君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました鈴木美奈子君、飯山　茂君が東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました鈴木美奈子君、飯山　茂君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

日程第二八、東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

り会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

日程第二九、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に古賀俊昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました古賀俊昭君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました古賀俊昭君が東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました古賀俊昭君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

日程第二九、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に古賀俊昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました古賀俊昭君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました古賀俊昭君が東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました古賀俊昭君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

日程第二九、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に古賀俊昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました古賀俊昭君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました古賀俊昭君が東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました古賀俊昭君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

日程第二九、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に古賀俊昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました古賀俊昭君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました古賀俊昭君が東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました古賀俊昭君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

日程第二九、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に古賀俊昭君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました古賀俊昭君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました古賀俊昭君が東京都三多摩地域廃棄物処分組合議会議員に当選いたしました。

請願第五七－六号、日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－七号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－七号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第五七－八号、建材置場の公害に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－八号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第五七－九号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－九号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

請願第五七－一〇号、記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－一〇号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

請願第五七－一一号、新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－一一号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。日野市議会特別委員会の委員の一部を変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め議題といたします。

内容は委員の変更であります。お手元に配付した印刷物のとおりであります。

お諮りいたします。日野市議会特別委員会委員の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会特別委員会委員の一部を変更することに決定いたしました。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

この際、お諮りいたします。大越久雄前市議会議員（日本社会党）の国鉄ヤミ無料パス発行・配付の件について、古賀俊昭君ほか四名の方から緊急質問の通告があります。この際、日程に追加し発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって古賀俊昭君ほか四名の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。古賀俊昭君。（「ここでいいんですか」「登壇しなさい」と呼ぶ者あり）

○十八番（古賀俊昭君）　カラスの鳴かない日はありましても国鉄の批判の記事の出てない新聞はないほど最近の国鉄に対する厳しい批判の目が注がれていますが、本市の市議会議員を三期にわたりまして務められた日本社会党の大越久雄議員が、先般来新聞紙上で国鉄の無料パスの件で取り上げられ、すでに国会でも質疑が行われているようでございます。

市長にお伺いをいたしますが、大越議員は日本社会党の公認候補として、さきの市議選に立候補され選挙戦を戦われました。

市長は社会新報二月十六日号で、号外ですが、私が最も信頼する社会党がんばれという見出しの記事が掲載されておりまして、市長の言葉として、日野の社会党の皆さんには、名実ともに与党の中心として市政を支え活躍していただきました、というような言葉がございます。大越議員が、こういうことでいま日野警察等にも出頭して、意見を――任意の出頭だと思いますが、事情聴取しておられる、そういう事態をまず市長として、信頼しておられた大越議員の今回の事態を、どうお考えになるか、お聞かせをいただきたいと思います。（「答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま私に質問という形で感想を求められた事件につきましては、私自身といたしましても、大変不本意であり、かつまた遺憾な出来事であった、というふうに感じております。本来、私どもの市政の大きな支え役であります日野市議会の社会党議員の方が、前という立場でありましても、やはり連帯をいたします不名誉は、免れない感じでおります。大変遺憾に存じております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　日野市の選挙管理委員会が出しました選挙公報に、私も支持しますということで、大越久雄前議員を支持する立場で、日野市長森田喜美男とお名前をお出しになっております。こうした公文書によりまして、日野市民に対しまして、有権者に対して支持を訴えられたわけですので、今回のことが果たして犯罪になるかどうか、私文書の偽造等のそういう犯罪を構成するかどうかはこれは司直の取り調べの結果を待たなければなりませんが、少なくとも現在報道されている事実関係を見ますれば、何らかの形で市長は日野市民に対しておわびといいますか、その気持ちを――支持を訴えられたわけでありますので、何らかの形で、日野市民に対して現在のお気持ちをお示しになる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すでにいま感想として遺憾の意を表明しておる次第でございまして、今後の進展によりまして、一層その感を強くする場合があり得るというふうに思っておりますが、事情を通じて市民の方にも、（「何を通じてですか」と呼ぶ者あり）事情を通じてです。いまの気持ちをお伝えしなければならない、こんな感じでおります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　国鉄は御承知のように一時間に一億円以上の赤字を出して民営論まで出るようなそういう現在事態になっている。いわゆる三Kと呼ばれる財政に大変負担をかける存在として、現在さまざまな角度から批判、議論が集中している中での今回の事件であります。それに直接関与し、

そしていままで三期にわたって日野の市政に参画してきた大越前議員、この議員を先ほど申し上げましたように、少なくとも選挙管理委員会の発行する公報で支持を訴えられたんでありますので、議場という場も、市民に開かれた一つの場でありますが、やはり、たとえば広報ひのを通じて市民の皆さんに釈明をする、市長の心境をお語りになる、そういうことがあってしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後、この事件の推移によりまして、深刻に考えたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長は、私も支持しますということで、大越前議員を御支持なさった。有権者、市民は市長よりさらに賢明であったのかもわかりませんが、大越議員は当選をされなかった。しかも市長は事情を通じてまた経緯を見ながらというお言葉がありましたので、これ以上は申し上げませんが、少なくともそうした批判の中で今回起こった事件でございますので、市長におかれてもさらに厳しいお立場で臨んでいただきたいと思います。

　選管の方にお尋ねをいたしますが、今回配られましたやみの無料バスが選挙直前に配られたという報道も新聞で読み取ることができるわけでありますが、そういう事実、うわさ等をつかんでおられなかったかどうか、現在選管で出ておられる情報をお聞かせいただきたいと思います。（「答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　お答えいたします。

　御質問のような選挙の過程におけるいろいろな事実関係につきましては、選挙管理委員会がそういったような事実関係に介入することもできませんし、その結果につきまして、論評あるいは云々、そういったようなことができない立場にあるものと考えます。よって、ただいま御質問のようなことに、特にどうこうお答えすることはできないと思います。

　以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　こうした非常識な不祥事が、職場慣行が現在まかり通っているということは、非常に憂慮すべきことだと思いますが、念のため最後に市長にお聞きいたしますが、市長はこの無料バスを受け取られた事実があるかどうか、お聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私はそういうことで証明される関係がございませんので、全く存じないことであります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって緊急質問を終わり

ます。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後七時三十分散会

三月三十一日　水曜日

（第九日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第九号

三月三十一日　水曜日　（第九日）

出席議員　（二十八名）

一番	橋本文子君	十六番	夏井明男君
二番	福島敏雄君	十七番	黒川重憲君
三番	小俣昭光君	十八番	古賀俊昭君
四番	小山良悟君	十九番	市川資信君
六番	古谷太郎君	二十番	藤林理一郎君
七番	馬場繁夫君	二十一番	名古屋史郎君
八番	馬場弘融君	二十二番	竹ノ上武俊君
九番	高橋徳次君	二十三番	米沢照男君
十番	簇野行雄君	二十四番	中山基昭君
十一番	一ノ瀬隆君	二十五番	大柄保君
十二番	板垣正男君	二十六番	秦一君
十三番	鈴木美奈子君	二十七番	奥住芳雄君
十四番	川嶋博君	二十八番	石坂勝雄君
十五番	飯山茂君	三十番	高橋通夫君

欠席議員　（二名）

五番	谷長一君	二十九番	滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　中川八織　君

議事日程

昭和五十七年三月三十一日（水）

建設部長	中村亮	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	長沢三郎	君
清掃庶務課長	大谷俊夫	君
書記	平省雅	君
書記	川野弘和	君
書記	谷平串	君

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時開議

午前十時二十七分開議

○議長（石坂勝雄）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

一般質問一の一、日野市の将来を展望した町づくりについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔二番議員登壇〕

○二番（福島敏雄君）　初当選の初議会で一般質問の一番クジを引き当てまして、大変光栄でございます。弱輩者でございますけれども、これからの任期を精いっぱい努力してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、三月九日に通告が締め切られたことと、私が新人で市政に精通していないこともありまして、実情を教えていただきたい、こういう意味合いを含めて質問をいたしますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

質問の第一点目は、日野市の将来を展望した町づくりについてでございます。

日野市が昭和五十四年に実施をいたしました市民の意識調査によりますと、日野市に住んでよかった、これからも日野に住みたいと考えている人は八四％でございます。同じ時期に調査をした八王子市が八〇％、相模原市は七一％であります。それでは、なぜそうなのか、言いかえれば日野市のどこがよいのかについては、次のように答えております。一番が自然環境がよい四七・八％、静かでゆったりとしている、一四・七％、交通の便がよい一二・五％、四番目が住み慣れている六・三％、五番目が買い物に便利である四・一％、以上の五項目で全体の八五％を占めております。しかしながら、三番目の交通の便がよい、このことにつきましては、日野駅及び豊田駅周辺の人が多く評価をしておりますが、他の地域はむしろ改善してほしい内容になっております。また五番目の買い物に便利は、多摩平地域に限られている。こういうことなどを考えてみますと、自然環境がよく、静かでゆったりしていることが、日野にこれからも住みたいとしている最大の理由であろうと思います。

こういう住民意識は、森田市政九年間にわたる緑と清流を取り戻そうとする政策の現われであり、福祉の前進と相まって評価をするところでございます。

しかしながら、一方で改善してほしい内容、また必要だと考えている施設も数多くあるわけでございます。これまた意識調査から、改善すべき内容を要望の多い順に申し上げますと、一番目が下水道の整備充実でございます。二番目が保健医療の充実であります。三番目が道路交通網の整備でございます。四番目が老人福祉の充実であります。五番目がスポーツ施設の充実であります。六番目が文化施設の充実となっております。さらに日野市に必要な施設については、一番目が病院、二番目が市

民会館、三番目が市民体育館、四番目が市民プール、五番目が高等学校、六番目が老人福祉施設となっております。

こうした、住民の意識を把握した上で、先日配布されました日野市基本構想案を読みますと、五つの町づくりの大綱が示されております。すなわち一番目、生きる喜びをつくり出す健康と福祉の町づくり、二番目が豊かな人間性を育てる教育と文化の町づくり、三番目が自然と調和する安全快適な町づくり、四番目が活気ある産業と豊かな消費の町づくり、五番目が参加と連帯でつくる市民自治の町づくりであります。

この五つの町づくりは、前に述べました市民の改善してほしい内容、あるいはこれから必要だと考えております。先ほど申し上げました施設につきまして網羅をされていると私は理解をしております。その意味で、住民意識の上に立った基本構想案であり、町づくりであると考えます。私が先の選挙戦で、市民に訴えました七つの町づくりというのがあるわけでございますけれども、この内容とほぼ同じであります。

そこで私は、早くそういった市民の要望を解決してほしいという立場から、次の点についてお聞きをしたいと思います。一点目は、この基本構想は昭和六十八年を目標年次としておりますけれども、まずこの基本構想はどのような手順でいつ決めるのか、これをお答をいただきたいと思います。

二番目に、基本構想に基づく基本計画いわゆるマスタープランが次に必要になってくるわけでございますけれども、これについてどのような手順でいつ決めるのかをお聞きをいたしたいと思います。

三番目でございますけれども、その次の段階といたしまして、いわゆる実施計画、中短期計画の立案に当たりましては、財政的な裏づけが必要であるということは言うまでもございませんが、基本計画におきましても、この政策が絵にかいたもちにならないということを考えますと、財政計画との整合が必要であると考えます。そこで、基本計画を考えるに当たりましては、要するに日野市のあるべき姿を考えるのか、あるいは財政計画の裏づけも含めた、実現性を考慮した計画にするのかをお聞きをいたしたいと思います。

以上三点につきましては、将来構想につきましての質問をさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

第一点目の、先日お配りしました原案につきましての、今後その基本計画につきましては、先日も市長の方からちょっとした説明がなされましたが、百人委員会的な市民参加の組織の中で、一応検討していただくと同時に、六月議会に向けて、議会に提出できるよう草案の完全化を図る。しかる後に議会の御同意を得た上で、次の二点目の御質問に今度はかかるわけですけれども、それを基本にしてマスタープランの作成に入りたいと、このように手順としては考えております。一、二点目の答弁はこの二つの中に含まれると思います。

三点目につきましては、財政計画の整合性の問題でございます。基本構想とは、あるべき姿かそれとも実現性のある姿かという御質問でございます。企画財政部といたしましては、基本構想そのもののあるべき姿を表示するものと理解しております。そしてあるべき姿を実現する前提の問題としてマスタープラン及び中短期計画をそれに裏打ちとして草案すると、そのように考えております。当然十年という長い期間の構想でございます。その間において、ローリングという手法が必要になることは当然でございます。一度つくりましたマスタープランあるいは中短期計画につきましては、年々見直しをしていくという作業が続いてくるわけでございます。それによりまして、基本構想に掲げました理念を、マスタープランと中短期計画の中でローリングしながら現実化していくという手続きになるかと思います。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いまの御答弁につきまして、質問をさせていただきますが、確認も含めますけれども、一点目の基本構想をいつ設定するかという質問につきましては、百人委員会というようなものを考えて、市民参加を考えながら、六月議会に提案できるように努力をしたいという答弁だったと思いますけれども、まずそれについて再度間違いないかどうかお尋ねをしたいということでございます。

特に二番目の、マスタープランにつきましては、その後に考えていきますということで、私の質問に対しましては、具体的な答弁がなかったわけでありますけれども、ここであえて質問をさせていただきますと、この基本構想の目標年次が昭和六十八年度ということに、目標を置いているわけでありますけれども、たとえば下水道計画、あるいは道路交通網の整備、こういうようなものにいたしましても、現実の問題としては、相当期間がかかるわけでございまして、昭和六十八年度を目標にするということは、そういった構想を六十八年度に仕上げるのか、あるいはさらにものによっては持ち越されるものもあるのか、その辺のところをお聞きをしておきたいと思います。

以上二点でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の確認の点につきましては、六月議会に提案いたします。

それから、二点目のいわゆる事業が六十八年で終わるものだけを、いわゆるマスタープランの中に集約するのか、それとも継続的に先へ延びるものがあるのかという内容の御質問かと思います。これは当然、下水道計画などは、この六十八年度に完

成するという計画では常にございません。そういういわゆる十年以上にわたるような長期の事業につきましては、完成率をもってマスタープランの中に組み入れていくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　わかりました。それではもう一点この件につきまして質問をさせていただきますけれども、私が第一点目にお聞きをしました基本構想、あるいは二点目にお聞きをいたしました基本計画、マスタープラン、これについてどういう方々が参加をし、決定をしていくのかと、草案を練っていくかというような具体的なお答えがなかったように思います。そこで私は要望といたしまして、以下申し上げますので、ぜひお聞きをいただきたいと思います。

現在の日野市の中におきまして、都市生活基盤の整備、あるいはコミュニティの充実といいますか、こういう二つの段階をいま市の整備の段階として迎えていると思います。したがいまして、どれを優先しどれを後回しにするということにつきましては、私としてははなはだ疑問があるわけでございますけれども、人間生活をある程度優先をするということの考え方は、ぜひ必要ではないのかというふうに考えます。そういう意味合いも含めまして、特に検討をする期間におきましては、先ほど基本構想の草案をつくるために、市民参加も含めて百人委員会的なようなものをつくると、こういうようなお話があったわけでございますけれども、私はそれも十分必要だとは思いますけれども、まず一番目の段階といたしまして、この市役所の職員の方方の中には、それぞれ担当する部あるいは課、こういった所に相当有能な方がいらっしゃるのではないかというふうに思います。したがいまして、一番初めから市民参加のもとに草案をつくっていくということも、一つの考え方ではありましょうけれども、たたき台につきましては、できるだけそういった行政のプロの力を、できるだけ考え方をその基本構想なりマスタープランの中に折り込んでいくと、その後で市民との討議をしていくというステップが必要ではないかなという気がしているわけでございます。やはり市の職員の方々の仕事に対する意欲、あるいは長期的展望に立った上で仕事をするというような考え方なり環境づくりをしていくとすれば、私としてはこの基本構想なりマスタープランなりにおきましては、それぞれの担当のプロに最大限の発想なり考え方を出してもらうということが、第一段階として必要ではないのかなという気がいたしますので、この辺につきましては、私の見解に誤りがあるかもしれませんけれども、ぜひ検討をしていただきまして、できるだけこれからの町づくりのために、全員創意を出す、そしてその構想に基づいた長短期計画をいかにして進めていくか、これが全市民の

考えていかなければならないところだと思いますので、まず基本になります構想、あるいはマスタープランにつきましては、できるだけ充実をさせていくということにつきましての御要望を申し上げまして、第一点目の質問は終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の一、日野市の将来を展望した町づくりに関する質問を終わります。

一の二、スポーツ施設の充実をについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　質問の二点目は、若干各論にこれから入っていきますので、御容赦をいただきたいと思います。

スポーツ施設の充実についてでございます。現在週休二日制の進行、あるいは家庭電化製品の普及、農業の機械化の進行などによりまして、ふえてきた余暇時間をいかに有効に、かつ有意義に使っていくかが、いま市民の間で模索されている時代ではなかろうかと思います。今後ますます重要視されてくる課題だと考えます。余暇の有効活用につきましては、基本的には市民各自が考えるものだと思いますが、行政といたしましては、この環境づくりを進めていかなければならないと思えます。行政が考えるべき環境づくりといたしましては、文化施設の充実、スポーツ施設の充実、こういった二つの側面から考えられると思いますけれども、文化施設の充実につきましては、後の機会にゆずるといたしまして、ここではスポーツ施設の充実についてお聞きをいたします。

いま、市内ではソフトボール、少年野球、あるいはママさんバレー、テニスなど多くの人がスポーツに親しんでおりますが、共通した要望は場所が足りないということであります。そこで、市内にスポーツ施設をふやしていく、こういう基本的な考え方に立って何点か質問をいたしますので、御答弁をいただきたいと思います。

第一点目は、用地の確保が最大の課題であるいま、多摩川、浅川の河川敷の活用がまず考えられるわけであります。他市あるいは下流では相当利用されていると思いますが、日野市におきましては、河川敷に運動場、スポーツ施設はないとは言いませんけれども、これからここを有効に活用してふやしていくということについて、どういう御見解を持っておられるのかお聞きをいたしたいと思います。

関連をいたしまして、狛江の水害以後、建設省の指導、あるいは許可の基準が厳しくなったと聞いておりますけれども、これは運動場としてつくれないほど厳しいものなのかお聞きをいたしたいと思います。

河川敷の考え方に関連をいたしまして、二点目に具体的な課題といたしまして、東光寺の裏に総合運動場の構想はある、こういうふうに聞いてはおりますけれども、これの具体的な計画

と進捗状況について、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

三点目が桑園跡地の早期活用であります。農林水産省跡地利用対策特別委員会等で検討を続けておると聞いておりますが、あの中のスポーツ施設としての政策立案状況と、完成のめどはいつになるのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

四番目になりますけれども、これから現在ある施設についての有効活用について二点ばかりお聞きいたします。

その第一点目は、学校の校庭の開放についてでございます。私が育った昭和二十年代の後半は、校庭は地域の人々の遊び場として、常に開放をされていたわけであります。現在は開放日も限定されていると聞いてますし、利用する人もそれぞれ管理まで含めた制約と言いますか、あるように聞いております。そこで、現在校庭を借りる場合、どのような手続きが行われているのか、これにつきましてなぜ無条件で常時開放することがむずかしいのかにつきまして、お聞かせをいただきたいと思います。

次は、企業並びに団体の持っておりますスポーツ施設の借用ということについてでございます。日野市には大企業が多くあります。野球場、体育館、テニスコートなどを所有している所は少なくございません。そこで、質問でございますけれども、企業が使用しない時間帯について市が借り受け、希望する市民に利用してもらうことができれば、スポーツ施設の拡充につながるわけでございます。あいている時間帯の確認、あるいは借りる条件の打ち合わせ、貸し出し基準の作成など、若干手間はかかるかもしれませんが、市民と企業、あるいはその他団体との窓口を、市が努める用意があるかどうかお聞きをいたしたいと思います。

六番目が空き地の利用についてでございます。具体的な場所につきまして、一点質問をさせていただきます。栄町二丁目の神鋼電機の社宅跡地につきましては、都が買収をし都営住宅用地だそうでございますが、埋蔵文化財の発掘が遅れているため、ここ数年空き地になっております。地元住民は地域の発展のために、都営住宅の早期完成を願っている人が多いわけでありますが、都営住宅ができるまでの間でも、運動場として使用させてほしいという要望が数多くあります。これは都との交渉になるんでしょうけれども、ぜひ使わしてほしいということにつきまして、市がその援助をしていただけるかどうか、労をとっていただけるかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

以上がスポーツ施設の充実についての質問でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　一点目の、河川敷用地の利用についての拡大の考えがあるかというような御質問だったと思います。多摩川、あるいは浅川に河川敷がございます。

多摩川等につきましては、予算措置もして、その測量等をする予定で、多摩川につきましては、場所としては落川周辺でございますが、そういう計画もされたことがございますが、たまたま大雨等の災害によりまして河川敷が流出し、その利用ができなくなったというような、いままでの事情もございます。市といたしましては、できる限り河川敷の利用は今後も考えていきたいと、そのように考えております。

その一点目の質問の中の二項目に、建設省の河川敷利用に対する考えはどうなのかという御質問でございます。建設省としましては、河川敷内に耐久的構造物をつくられることは困る、単純ないわゆる広場的なものであればというような見解でございます。ちなみに落川で流出しました分につきましては、建設省の考えといたしましては、流失した地形そのものが川の流れの水の当たる形であるからして、堤防をそのように構築することを考えたいというようなことを、ただいま申しております。そうしますと、流出された面積はすでに河川敷の中に取り込まれるような計画になるような予想がされます。そのような事情がありまして、河川敷利用を拡大していきたい希望はありますが、現実との対応の中で伸び悩んでいる点もございます。

二点目の、東光寺方面における河川敷の利用の件でございますが、これもそれ相応の予算を計上して測量する予定になっておりますが、その後谷地川等との関連で、八王子市との行政境との問題がございまして、事務的には一応その問題で進行が止まっているというのが現状でございます。

三点目の桑園跡地利用のことでございます。桑園跡地につきましては、仲田の桑園跡地でございますが、跡地の一万二千平米につきましては、仮称二十小用地の学校用地として、早急に払い下げを申請していくという手続きをすることになっております。後の八・二ヘクタールの団地の部分につきましては、昭和六十年度を目標に買収と建設計画の具体化に取り組みたい、そのような計画になっております。この国有地につきましては、中央審議会の審議が終わりまして、望ましい都市像ができたならば、あるいは望ましい都市像の中での、望ましい計画ができたならば、払い下げるというような、おおよそのような見解のもとも許可されているものでございますが、もう一つの機構であります地方審議会にかけるという手続きが残っております。当面、仮称二十小用地の一万二千平米を、この十月に行われます地方審議会にかける段取りになっております。スポーツ施設の用地につきましては、この後の地方審議会になるかと思われます。

なおその運動施設における設計図、いわゆる基本設計図につきましては、すでに予算化をされ実施済みであります。

四点目、五点目につきましては、教育委員会の方の所管になりますので、省略させていただきまして、六点目の空き地利用、

栄町二丁目の問題についてお答えいたします。お答えとしましては、当然企画財政部と都との交渉の労をとることをいたします。ただ、以前にも同様の問題で都と交渉した経験がございます。その経験の中で、都側の申します言い分としましては、使用目的が定まっている土地については、それ以外の目的に貸すことはまったくあり得ない、そのような事例がございます。御参考までに申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　四点目、五点目についてお答え申し上げます。

四点目の、学校の校庭の開放が、なぜ無条件に開放できないのかと、ここにもございますように、確かにかつてのゆとりのあるよき時代、学校の校庭が、盆踊りとかあるいは映画会とか、市民の方々が自由に学校の校庭を使って、それらの行事を行えた時期というのがあったわけでございますけれども、最近の学校の施設というものの中におけるところの管理上の問題、あるいは事故等が起きた際の補償関係の問題、場合によりますと、それが訴訟にまで持ち込まれると、こういうような状況の中におきまして、なかなか学校の校庭、あるいは体育館等を無条件に貸し出すということが、むずかしくなっていることも事実でございます。ただ、日野市におきましては、全国に先がげまして、昭和四十六年、学校開放ということで、中学校におきましては校庭それから体育館、それをスポーツ開放ということで全面的に開放してございますし、小学校の校庭につきましては、遊び場開放という形で計画を持って開放していると、その後非常にスポーツ人口の増加等にもかかわってまいりまして、昭和五十一年以降は、小学校についても、十九校の小学校がございますけれども、そのうちの十一校については、校庭を開放し、五校については中学校と同様に、体育館の開放もしていると、こんなような状況でございまして、一応現在十名以上の団体で構成されている、責任のはっきりしている団体、これ二百二十団体ほどございますけれど、これらの方々につきましては、体育課の方を通しまして手続きをしていただいた上、同時に同じ体育施設の借用がかち合わないように、調整をしながら開放していくと、これが学校の校庭あるいは体育館開放の現状でございます。

なお次に、企業関係の開放、施設の利用、そういう関係について、どんな形で労をとっているかという御質問でございますけれど、企業の場合におきましても、それぞれ企業関係の中におけるところの責任体制、こういうものを企業側としても持っている関係で、なかなか企業の施設の利用というのはむずかしいというような状況はございます。ただ、現実問題としては、日野自動車とか、あるいは富士電機、東京芝浦電機、帝人の中

央研究所、それらのテニスコート等については、いわゆる会社の方の施設の利用とかち合わない限りにおいては、利用させていただいていると、こんなような状況でございまして、教育委員会といたしましても、今後も引き続いて、企業関係と十分話を進めながら、できるだけ開放の場を確保できるように努力はしてまいりたいと思っています。ただ企業側といたしましても、あくまでも責任体制のはっきりしている団体、こういうものに貸し出しをしているという実情でございまして、市民の方がただ気軽に貸してもらえないかという形で申し込んでも、なかなかやっぱり企業側の責任体制というものとも絡みまして、そういう形での貸し出しはむずかしい現状でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　それでは、要望と質問とがごっちゃにならないように、できるだけ整理はしたいと思いますけれども、質問の順番に見解を述べさせていただきたいと思います。

まず、河川敷の利用につきましては、建設省の指導があるということでございますけれども、これについてはできるだけ前向きに活用を図っていきたい、こういう御見解でございますので、ぜひそういう面で市民の皆さんが、特に多摩川と浅川と両方にあるということで、多くを望んでいると思いますので、この辺の積極的な対応をお願いを申し上げたい。

それから、二点目に東光寺の裏でございますけれども、八王子との関係で止まっているというふうにお聞きをしたわけでございますけれども、実は私はすぐ近くでございますので、八王子の方と、たとえば折衝なり交渉なりする機会がございましたら、ぜひ私も参加をさせていただきたい。できるだけ早く計画のあるものはつくっていくということが必要だと思いますので、ぜひそのためのお手伝いができるんでありましたら、その労はいとわないつもりでございますので、ぜひ参加をさせていただきますように要望をしておきたいと思います。

それから、桑園の跡地の利用の問題でございますが、はっきり言いまして、二十小の方はかなり進んでいるように、いま受け取りましたけれど、スポーツ施設の活用ということにつきましては、まだ昭和六十年度を目標にという御答弁があったわけでありますけれども、まだ地方審議会云々、話がございましたので、少し先へいくのかなという気がしてならないわけでございますけれども、これは特別委員会がありますから、そういう所で審議をしていただけるんでしょうけれども、あの近くの住民は、全部とは言いませんけれどもかなりの人が、あの広大なスペースが空いているということで、先ほどの空き地の利用とも関連をいたしますけれども、しばらくあのまま置いておくんであれば、少し整備をすればすぐ子供の遊び場ぐらいにはなるではないかという純粋な発想があるわけでございます。したが

いまして、さらに三年も四年も、ああいうことで置かざるを得ないということが想定できるんだとすれば、これも先ほど神鋼の跡地のところで申し上げましたように、簡易的な整地なり何なりをして、実際には使っていただく、こういうことをぜひ工夫をしていただきたいというふうに思います。

それから、神鋼の跡地につきましての問題でありますけれども、市の方で都に対して労をとっていただけるということにつきましては、これは多く評価をするところでございますけれども、その中の最後の方に、使用目的が決まっているものにつきましては、他の用途に使われることは、都としては好ましくないんだと、こういうような指導をしているというふうに聞きましたので、借りることが非常にむずかしいのかなと、そういうふうにいまの答弁で私は判断したわけでございますけれども、ぜひそういうことではないようにしていただきたい。あれもすぐ近くに行ってみればわかりますけれども、あの土地を遊ばせておくというのが非常にもったいないわけでございまして、あの近くには運動場もあるいは地区センター公民館もないわけでございまして、そのことは地区センター公民館につきましては、後の機会に譲るといたしますけれども、空いている土地を有効に使う、このことについてぜひ積極的に対応していただきたいと思うんです。で、私があの空き地に都営住宅が建つのはどのくらい先かなということにつきまして質問をしますと、大変長くなると思いますので、ここではいたしませんが、少なくともこ三・四年というのは、いろいろ聞いておりますと、あの埋蔵文化財というんですか、遺跡、この発堀の作業そのものは非常に短いと思います。いままで神鋼のあの場所におきましては、昔平家を鉄筋に直しましたから、かなり堀り返しちゃってありますから、その後から遺跡が出るのは非常に作業としては短いと思います。ただ、日野市の遺跡発堀調査の現状を聞いてまいりますと、あそこにいつ手がかかるのかなということで、非常に危惧せざるを得ないわけでございます。したがって、そういうことからきますと、想定される三年なり四年なり、むだにしておくという手はないと考えますので、都の方でそういう使用目的が決まっているものを他に借さないという見解は、わからないではありませんけれども、何としても数年さらに遊ばせるということは、地域の要望から考えても、これはもったいない話でございますので、ぜひそういう御見解があったわけですけれども、再度このことにつきましては、強力にプッシュをしていただきたい。それから、先ほどもお話いたしましたように、もしこのことで地域の請願なり、あるいは地域の声が必要だということがあるとすれば、私先頭に立って一緒に参りますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、学校の校庭の開放につきましては、このことにつきましては一応理解はするわけでありますけれども、要するに

学校がこれらのコミュニティーの中心だという市長のお考えもありますし、これからの用地の面を考えますと、学校の校庭ということを有効に使っていくという考え方、これはぜひ必要だというふうに考えますので、できるだけ活用をしていくんだという考え方に立って、その活用方法なりを御検討をしていただきたい。あるいは地域の要望に対応していただきたいというふうに思います。

それから、企業の持つスポーツ施設についてでございますけれども、若干私の質問の趣旨とは離れたかもしれませんけれども、御答弁が。私は確かに企業あるいはその他の団体が持っている施設でございますから、使う主体はそれぞれの所有者であると思います。ただ、これをスポーツ施設を有効に使って、地域の人たちも活用していくんだという考え方、これは市のほかの場所にいっぱいスポーツ施設があれば別ですけれども、ない現状を考えますと、これはスポーツをやる人たちの要望でありますから、要するに使わないでいる時間帯について、ぜひ一般市民が使うということの必要性は、スポーツ施設の拡充から言って、考えとして持つ必要があるんではないか、そのために私はまず第一段階といたしまして、これは教育委員会でやるんだか、どこだかちょっと私はわからないんですけれども、要するに市のそういった既存の、市内にある公共の施設について、どの程度あるのかということをまず把握をしてもらいまして、その把握に基づいてそれぞれの所有者に貸していただける時間帯、あるいは条件についてまず聞いてもらう。そういうことから始めまして、その施設をどうやって使っていくかということは、そこから考えられることではないかと思いますので、そういった事前の準備につきましては、ぜひお願いをいたしたいと思うんです。

以上、要望でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の二、スポーツ施設の充実をに関する質問を終わります。

一の三、予防医療の充実をについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　第三点目の質問に入りますが、分野といたしましては、福祉の充実というテーマで、これから取り上げさせていただきたいと思います。

森田革新市政九年の中で、福祉は大きく前進したと、市民の多くの皆さんが評価をしているところでございます。しかしながら、進行する高齢化社会に対応する老人福祉の確立、住民意識でも明らかになっております保険医療の充実、体にハンディキャップを持つ人の治療、教育、就労の拡大は、現在手をこまねいてはならない緊急の課題だと考えます。以上の観点に立ちまして、私はこれからの任期におきまして、福祉の充実を考えてまいりたいと思いますが、今回の質問では、保険医療の中の

成人病の予防検診と、働く障害者の働く場所の拡大にしぼって質問をいたします。そういう意味で、初めに成人病の予防検診について質問をさせていただきたいと思います。

私は最近、高血圧、あるいは心臓病、ガンなどのいわゆる成人病で、働き盛りの一家の柱が倒れるという不幸な姿を幾つか見ております。大きな企業、あるいは官公庁に勤める人は少なくとも年一回は健康診断を受けていると思います。しかしながら、家庭の主婦、あるいは商店、あるいは中小企業、あるいは農業に働く人たちはどうでありましょうか、日野市におきましても、子宮ガン検診、あるいは先ほど手元に参りましたけれども、あした発行の広報には、胃の集団検診の募集が出ておりますけれども、こういうものは実施をしておりますが、私といたしましては、一定以上の年齢であって希望すれば、成人病の検診が受けられるまで、予防医療の充実を図っていくべきであろうという考え方に立ちまして質問をいたします。

質問の第一点目は、昭和五十六年度に実施をいたしました、成人病の予防検診の種類と、検診を受けた人の人数と、そしてその申し込みをした人の人数は何人であったのか、いろいろいままでの中で、討議をされている内容かとも思いますけれども、整理をする意味でぜひまず初めにお聞かせをいただきたい。さらに、これはほとんど無料だとは思いますけれども、負担の有無につきまして関連してお聞きをしておきたいと思います。

それから二番目に、これら検診に定員を設けているようでございますけれども、それは市財政からの制約なのか、あるいは検診する側の能力の問題なのかにつきまして、お答えをいただきたいと思います。

それから三番目の質問でございますが、先年十月に国際障害者年日野市対策協議会が、資料として付けております総合保健センター、これがあるわけでありますけれども、この中には福祉の中で特に心身障害者の福祉の向上というものがあるということで、障害者年の答申になっているとは思いますけれども、内容を読んでみますと、総合保健センターの構想の中身を読んでみますと、これは障害者だけに限られたものではなくて、その中に検診部門の充実という観点から、この総合保健センターの中に含めて考えていく構想があるように読み取れるわけでございます。したがいまして、ここでは狭い範囲の話になるかもしれませんけれども、成人病検診の実を上げていく、こういうことから考えまして、総合保健センターにつきましては、理事者側はどのような御見解を持っておられるかお聞きをしたいと思います。

以上三点でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　御質問につきまして、お答えしたいと思います。

まず、五十六年度に実施しました、成人病関係の検診の実態でございますけれども、一応住民健康診断、胃の検診、結核検診、子宮ガン検診の四種類を成人病対策として検診を行いました。で、これらにつきましては、いずれも無料でございます。その内容でございますが、住民健康診断につきましては、対象年齢が三十歳以上でございます。検査内容といたしましては、尿検査、胸部レントゲン、血圧測定、心電図、聴打診、血圧検査、このような内容で検診を行ってございます。この検診の対象といたしましては、市内を四地区に分けまして、二地区ごとに実施してございます。そうしますと、一応住所地を限定してございますので、個人であれば希望がございますれば、一年に一回はこの検診が受けられると、そういう制度でございます。

実際に検診を受けた人員でございますけれども、予算定員が千百人でございます。実際に受けたのが千二十六人と、こういう形でこの検診につきましては、年々順増の傾向にございますので、本年度はさらに四百人の増を見込んで、千五百人の予算定員をとってございます。

それから次に、胃の集団検診でございますけれども、これにつきましては胃全般の検診でございまして、市内にお住まいの三十五歳以上の年齢の方を対象にしまして、胃の検診を行うわけでございます。これは市内四カ所で受け付けを行いまして、説明会を行いまして、レントゲン車による胃の撮影を実施しております。

なお、これにつきましては希望者は毎年受診できるわけでございます。現在のところ予算定員は四百人でございますが、五十六年の実績は三百五十人が受診してございます。

それから三番目としたしまして、結核健康診断でございますが、これについては肺機能全般でございます。市内にお住まいの一般市民の十六歳以上の方を対象としてございます。これは市内で二十八カ所で、レントゲン車による胸部撮影を実施しております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、毎年受診できるようなことでございます。予算定員は二千八百人でございまして、昨年の五十六年度の受診人員の実績は二千三百四十名となってございます。二千三百七十名でございます。失礼しました。

いま申し上げた、胃の集団検診と結核健康診断につきましては、大体毎年横ばいの状態でございますので、定数については五十七年度においても増は見込んでございません。ただ前年実績で予算を計上してございます。

それから四点目といたしまして、子宮ガン検診でございます。これにつきましては、子宮全般を検査するわけでございますが、三十歳以上の主婦の方を対象としてございます。これは市内四カ所で申し込みを受け付けを行いまして、受診者は市内の産婦人科で採検体検査を行って、東京都の予防医学協会に送り検査を実施してございます。昨年の予算定員は二千名でございまし

た。約先着順という受け付けの形の中で、定員を数名オーバーしたわけでございます。これらを踏まえまして、本年度につきましては、前年より千人増の予算を予算化してございます。これによりまして希望者はほとんど受診できるんではないかと、こういうような見通しでございます。

なお、子宮ガン検診の申し込み受け付けにつきましては、先ほど来いろいろ御指摘をいただいてございますので、御回答申し上げているような形で内容を改めていきたいと、かように考えているところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　総合保健センターという、日野市障害者対策協議会の見解が、われわれのところにも寄せられております。総合保健センターのことにつきましては、別の日野市地域保健協議会、こういう医師会あるいは関係機関、議会の議員さん、それから学識経験を有する市民と、こういうような二十名の協議会組織によりまして、そこからの提言もございます。要するに、健康づくり、これをどう考えるべきか、こういう諮問に対しましての答申の中で、それぞれ示されております所見であります。そしてその具体性につきまして、特に医師会では、南部地域に総合医療施設の不十分な点、つまり市民要求の、総合病院に対します市民要望の高い点と合わせまして、保健所周辺にそのような機能を持つ構想が、正式ではありませんが、示される状況でございます。

それでいま医師会あるいは住民、議会側を含めてですが、特にわれわれもそれに対します正確なイメージの仕上げということが、まだ意見がいろいろでありまして、必ずしも成り立っておりません。私はそこで、可能な範囲と将来の展望の、医師会提言を含めた考え方に立ちまして、まず具体性のある範囲で、一段階を取り組みたい、その一段階と申しますのは、御承知のとおり旧庁舎、第五庁舎といった建物ですが、ここに休日深夜診療所というものを開き、医師会に事務所を提供し、要するに一つの医療拠点にもなっております。それから、今回旧庁舎の改造もいたします。そういう関係におきまして、あの地域で、もちろん施設を整えたということではありませんが、そういった希望者を集める、受診者を集める、あるいは予防注射を行う。こういう一つの拠点にはなり得ると、このように考えまして、これは当面すぐやれるという段階で、いま医師会に提示しておりますが、医師会ではまだ、南部の構想がより具体化することを督促をされておる状況であります。したがいまして、この国際障害者年対策協議会の提言もございますけれども、どうも焦点として、まとめ得る状況がまだ成り立っておりませんので、なお関係機関、特に医師会の提言も含めて、より具体性のあるものを考えたいと、こういう段階でございます。

理想的な取り組みと、それから可能な現段階での取り組みと

んが、示される状況でございます。

それでいま医師会あるいは住民、議会側を含めてですが、特にわれわれもそれに対します正確なイメージの仕上げということが、まだ意見がいろいろでありまして、必ずしも成り立っておりません。私はそこで、可能な範囲と将来の展望の、医師会提言を含めた考え方に立ちまして、まず具体性のある範囲で、一段階を取り組みたい、その一段階と申しますのは、御承知のとおり旧庁舎、第五庁舎といった建物ですが、ここに休日深夜診療所というものを開き、医師会に事務所を提供し、要するに一つの医療拠点にもなっております。それから、今回旧庁舎の改造もいたします。そういう関係におきまして、あの地域で、もちろん施設を整えたということではありませんが、そういった希望者を集める、受診者を集める、あるいは予防注射を行う。こういう一つの拠点にはなり得ると、このように考えまして、これは当面すぐやれるという段階で、いま医師会に提示しておりますが、医師会ではまだ、南部の構想がより具体化することを督促をされておる状況であります。したがいまして、この国際障害者年対策協議会の提言もございますけれども、どうも焦点として、まとめ得る状況がまだ成り立っておりませんので、なお関係機関、特に医師会の提言も含めて、より具体性のあるものを考えたいと、こういう段階でございます。

理想的な取り組みと、それから可能な現段階での取り組みと、これやっぱり整合することが第一段階だというふうに思っております。したがいまして、理想ばかり追って具体性が行われないということではいけないと思いますので、まず現実性のある課題の中で取り組んでいきたい、このことを前提と考えております。したがいまして、御指摘の総合保健センターにつきましては、まだ、つまり関係者の意見一到ができてないということでございます。機能としては、できるだけ部分であっても確実な取り組みをしていこう、こういう考えでおります。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　一点質問をいたしますが、答弁がなかったように思いますのでお聞きしたいと思いますが、それは検診の定員につきまして、定員を設けておりますが、それは市財政の制約か、あるいは検診する能力の側の問題なのかにつきまして、簡単にお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　先ほどちょっと御説明したわけでございますけれども、定員を設けておりますのは、一応予算の算定基礎ということで、絶えず前年実績を踏まえまして、定員を増やしていくと、こういう形でございますので、財政的な制約はそれほど関係がないと思います。以上です。

○二番（福島敏雄君）　じゃあ、もう一回質問しますけれども、それは要するにパワーの問題というふうに理解しちゃっていいわけですか。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　はい、一応定員につきましては、一応会場の制約もあるわけでございます。それから財政的なあれも全然関係ないということではございません。一応予算の算定の基礎として、定員をつくってございます。ですから、たとえば五十六年度におきまして、定員がオーバーした場合につきましては、その実績を勘案いたしまして、翌年度においては、希望者につきまして全員受診できるような、財政措置をとっていくと、こういう内容でございます。

○二番（福島敏雄君）　もう一回確認させていただきますけれども、次の翌年の定員というのは、その前の年の申し込み者、これをベースにして翌年は定員として考えていきますよと、こういうお考えですか。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　はい、一応そういう基本的な考えを持ってございます。

○二番（福島敏雄君）　じゃあ御意見を申し上げたいと思います。

いまの件につきましてでございますけれども、中には検診の内容によっては定員に満たない検診の種類のものもあったように思いますけれども、検診の定員に対して、はるかにオーバーし

てさばききれないというのがあったように思います。したがいまして、いま一年遅れでそのニーズをはじき出すというのも、これは市としてのやり方としては非常に堅実でオーソドックスなのかもしれませんけれども、それですと、やはりたとえばガンの進行性の問題とか、そういったようなものを考えますと、やはり受けたい人は受けられると、こういうふうな方向に持っていくのが本当に血の通った行政といいますか、そういうものではなかろうかというように判断するわけでございます。したがいまして、財政的にも制約がないんだと後で言い直しましたけれども、基本的にはないようなんでございますから、そういうことであるとすれば、受診を希望された人はたとえ定員があったとしても、その年の中で補正予算でも何でも組んでそれをさばいていくと、こういうような考え方も持っても結講だと私は思いますので、ぜひ申し込みがあったら、その人たちをその年の中で早く検診をしていくと、こういうような考え方で対応をしていただきたいというふうに意見を申し上げたいと思います。

それから、三点目の総合保健センターにつきまして、市長の方から御答弁をいただきました。確かにこの構想自体が相当大きなものでございますから、その構想と個々の兼ね合いというものについては、かなり検討を要する必要はあるかと思いますけれども、私が市民意識調査の中で冒頭掲げました、いま市民の要望しているのは、下水道に続いて二番目は保健医療の充実です。こういうことを申し上げましたけれども、そういう市民の要望に立って、ぜひ前向きに保健センターの設立について、努力をしていただきますようにこれを要望させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の三、予防医療の充実をに関する質問を終わります。

次に一の四、障害者の仕事場の拡大をについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　それでは四番目でございますが、時間が切迫をいたしましたので、できるだけ答弁につきましては、私の方も簡略にいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

福祉について二番目の問題は、障害者の働く場所の拡大であります。障害を持つ人が生きがいを持つということを考えました場合には、やはり健常者と同じように自立することができたときではないかというふうに考えるわけでございます。障害の程度によって、現在の医学では、健常者と同じ教育、あるいは同じ生活を営むことが無理な人がいるのかもしれませんけれども、できるだけ健常者と同じ生活のできる環境づくりを進めていくことは、行政の責務だと考えます。以上の観点に立ちまして、障害者の働く場所を拡大すべきであるという考え方から、三点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

一点目は、働く場所につきましては、大別しまして三つあるというふうに私は考えます。一つは、ハンディキャップを持った方々が一カ所に集って、協同で仕事をしていくという、要するに協同作業所。二つ目は官庁なり企業なりなどに、できるだけ就職をしていくと、これが拡大の方法の二番目だと思います。三つ目は、そういう障害を持った方々が、自立自営をして自分の生活を営む。こういう三つのアプローチのし方があるんではないかと思います。

そこで、まず第一点に、協同で作業をしていく、現実日野台にあります協同作業所について、お尋ねをいたします。私は、選挙前にあの所を見せていただきましたけれども、初め協同作業所の設立経過がわかりませんものでしたから、市のものとしてはずいぶんみすぼらしいなと、こういう感じをいたしたわけでございます。いろいろ聞いていきますと、それには経過があって、市の補助もだんだんふえてきまして、現実の問題としてあそこまできていると、こういうふうなことだそうで、私といたしましても、市の努力につきまして評価をしないわけではございませんけれども、これからの障害者の働き場を拡大していくという観点に立って、あそこに日野市が援助しているということも含めますと、要するに協同作業所を、さらに拡大をしていく、あるいは設備を充実していく、加えて作業所と関連をいたしまして、合わせて訓練施設も拡充といいますか、セットでそういうものを考えていく必要があるというふうに考えているわけでございますけれども、この辺につきまして一点御見解を伺いたいと思います。さらに、このことにつきましては、五十七年度予算の中で、身障福祉施設基本設計料というものが百二万円ばかり計上されているわけでございますけれども、この辺につきましては、一般予算委員会の中でも討議はされているとは思いますけれども、これとの関連を再度説明をしていただきたい。

それから、二点目は官庁なり企業なりへの就労状況でございます。現在身体障害者雇用促進法によって義務づけられております雇用率に対して、役所及び市内の事業所の雇用率の実態が把握できましたら、これについてお聞かせをいただきたいと思います。それで、もし法定雇用率以下の事業所が多いのであれば、市としては何らかの関与、たとえばスライドを使ったＰＲとか、採用できない理由の解明などが必要だと考えますけれども、これにつきましての御見解をお聞きをしたいと思います。

それから三番目でございますが、自立への援助の拡大でございますが、昨日も議論になっておりました、このたび日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の中に、身体障害者専用開業資金を新設をいたしました。これにつきましては、評価をするところでございますけれども、こういうことだけで、自立自営を促進していくということだけでいいのかどうなのか。むしろ、

開業資金を貸し出すということに加えて、開業のための指導、助言、あるいは教育、こういったようなことまでについて、体系だった施策が必要ではないんでしょうか。そういうことを考えますと、私は福祉の関連のところで、こういったものも含めた形で、障害者の雇用の拡大という、大きな流れの中でそれぞれを把握し、施設づくりをしていく必要があるんじゃないかというふうに考えますので、以上三点につきまして質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　まず第一点から御答弁を申し上げます。日野共同作業所は、身体障害者が作業を通じて交流し、心身の向上と自立を目的とする、心身障害者の通所訓練施設でございまして、五十年の十一月に開所してございますからちょうど七年目に当たります。ここで働く人たちは、身体障害者、それから精神薄弱者、それから精神障害者、そういった方々が十九名ほど現在働いていらっしゃいます。男性が十二人、女性が七人でございます。その方たちは、働くことを通じまして、あるいは数を学んだり、名前や言葉を覚えたり、あるいは当番など役割り分担の中で、協調する大切さを体得しているわけでございますけれども、これに対する市の援助につきましては、共同作業場の運営委員会に対しまして、旧日野台の出張所でありました建物の提供と、それから光熱水費の補助、それからさらに入件費、運営費補助といたしまして、都、市それぞれ四百五十万円ずつ、合わせて九百万円の補助をいたしているわけでございます。ただし、問題点は御質問の中にございましたとおり、非常に古い日野台出張所の建物を利用していること、施設が古いということと、またその床面積がわずかに百十一平米でございます。そういった狭い所に作業台あり、ミシンあり、タイプありと、そういったことでもって非常に狭い。古いと狭いが問題でございます。これは緊急に何とかしなければならない課題であったわけでございますが、たまたま昨年、国際障害者年の幕開けに当たりまして、日野市対策協議会の答申の中に、この共同作業場、あるいは身体障害者、精神薄弱者の就労の問題が大きく取り上げられまして、心身障害者の福祉施設を建設してほしい、そういう趣旨の答申をいただいたわけでございます。私どもはそれを受けまして、御質問の中にもございましたように、来年度当初予算の中に百二万円の予算を計上させていただきまして、その設計委託料を組んだわけでございますけれども、本年前半におきまして、各障害者団体、あるいは障害者、その家族、関係者、そういったところから意見を聴取いたしまして、どんな構想にするかをまず決定をいたします。いまのところ、私どもの方で持っております構想は、六百六十平米、そしてその建物の核には共同作業場を入れると、こういう構想を

持っておりますが、そのほかの構想につきましては、いま申し上げたところから意見を聴取いたしまして、五十七年前半に構想を煮つめまして、その後半において設計の仕事に取りかかりたい、このように考えておるわけでございます。すでに、日野共同作業所の代表、牧田あきこさんからは、こういう構想にしてほしい、具体的な御意見、要望などもいただいております。また、現在法人格を持っておりませんことも問題点でございますので、法人格が取れるような基準に合わせた共同作業場、そして御質問の中にもございましたように、作業場で働く以前の実習所的なもの、訓練施設でございますね、それから緊急一時保護ができるような、生活寮的なもの、そういったものは何としても入れていかなければならない。このように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは、二点目の市の雇用率でございます。国や地方公共団体のいわゆる法定雇用率は一・九でございます。現在日野市の状況を申し上げますと、二・〇六％、このような状況になっております。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　民間企業の雇用率をお答えいたします。民間企業につきましては、身体障害者雇用促進法によりまして、常用労働者、フルタイマーですね、常用労働者の一・五％が最低の基準でございます。

市内の企業というお話でございますが、具体的な企業名は伏せさせていただきますが、私ども先般、各企業、特に日野五社と言われる企業の人事担当者から、雇用率の数を聞き出しました。A社につきましては、雇用率一・五九％、B社につきましては一・三二％、C社につきましては一・七七％、それからD社につきましては〇・六四％、それからE社につきましては〇・四％、こういうデータが出ておりまして、この五社の平均を出しますと、一・一四％になるわけでございます。一・五の最低法定雇用数につきましては、大部開きが出ているところでございますが、少々古いデータで恐縮でございますが、五十五年六月、労働省の調査がございまして、この調査によりますと、その当時の全国平均は一・一三％だそうでございます。ですから、この雇用率をわずかに上回っている、こういう状況でございます。

なお、細かく分けまして、労働者の数別のデータも出ておりますけれども、百人以下の規模につきましては一・六六％、それから百人から二百九十九人までの規模につきましては一・四六％、それから三百人から四百九十九人までは一・一九％、以下省略させていただきますけれども、小さい企業は一・五を超えております。大きくなるほど数値が下がっていくわけでございます。

それから、指導監督の件でございますけれども、先ほど総務部長から答弁いたしました、市役所も一般企業と同じように、法定雇用率の監督を受ける立場でございます。したがいまして、市役所が正規のルートで企業に対して、監督権はないわけですけれども、指導監督権はないわけですけども、福祉作業所でございますとか、この法定雇用率の問題、こういう問題につきましては六月と十月、昨年六月と十月の広報にも関連記事を掲載いたしまして、理解を高める努力をやっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　時間がありませんので、御意見を申し上げさせていただきたいと思います。

三番目の、自立への援助の拡大につきましては、御回答がなかったんですけど、これはぜひ御検討をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、いま市内の事業所の雇用率が発表されましたけれども、一・一四％という平均値でございました。私も、少なくともいま言われた中に勤める者といたしまして、責任を痛感をしているところでございます。したがいまして、私はいまこういうものにつきましては、できるだけ企業の労働組合の活動、こういった地区労の協議会、こういった所を通じまして、できるだけ身体障害者の方々の雇用につさまして、企業が積極的に取り組むということにつきましては、別の面から活動を進めていきたいというふうにも考えておりますが、いま市独自が監督されるところだという御見解がありましたけれども、やはり福祉の中で最後の、やはり仕事場をつくっていくという観点から考えますと、たとえそういうような実情にあったといたしましても、障害を持った方々の仕事場をふやしていくんだと、こういう意欲を持って、できるだけの対応をよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、共同作業所に関連をしたしまして、御意見を申し上げたいと思います。いま福祉部長の答弁によりますと、共同作業所の関係者の方々の、希望なり意見は十分福祉部長が御存じだというふうに承りました。したがいまして、私はそういう方方の希望、あるいは要望について、十分理解がされているとすれば、ぜひそういう方々の要望を生かすような形で、この福祉に対します施設づくりを進めていただきたいということを申し上げまして、簡単でございますけれども、障害者の仕事場の拡大につきましての項を打ち切らせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の四、障害者の仕事場の拡大をに関する質問を終わります。

次に一の五、日野市本町の町名についての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　ちょっと間口が広すぎたという反省をしているところでございます。

最後の質問でございますが、日野市日野本町への地名変更についてでございます。この件につきましては、先の十二月議会においても、論議され議決されていることを承知しながらも、今議会に再度請願が出されていることもあり、あえて質問をさせていただきます。

私は、十二月議会の議事録も、この項に関しましてはつぶさに読みました。したがいまして、経過につきましての質問よりも、現状と今後の展望にしぼって質問をさせていただきたいと思います。

まず一点目は、日野市日野本町として、七月一日から地名変更する予定で手続きが進んでいるというふうに聞いておりますけれども、この実施期日を変更する、先に延ばすことということはできないかどうか、できないとすればその理由は何なのか、このことについて、まずお聞きをいたしたい。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。部市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。七月一日町名地番の変考を行うことで現在手続きを進めておるところでございますけれども、この実施時期を延ばせないかといった御質問でございますが、私どもといたしましては、現在この町名地番の整備と絡みまして、神明上での区画整理事業の清算事務等も合わせて進めております。そういう観点から、一応この両事業を整合させるということで、従来から進めてきた目標の期限といいますのは、七月一日でございます。そういう意味から申し上げますと、これをさらに延長すると、町名地番だけを延長するということは、現在の段階ではできないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　大変、時間がありませんので、時間は守りますけれども、最後に大変新米が僭越ではございますけれども、市長にお尋ねをさせていただきたいと思いますが、市長は十二月議会でこういうふうに述べておられます。いま提案をしておりますのは、民意の反映であるというふうに、われわれは考えざるを得ませんが、なお非常に距離があるということであるならば、私は住民の方から、それなりの反応が出てくるだろうと、こういう見解を述べられております。ここで再度、今議会に対しまして、千六十六名の署名と一緒に、アンケートで一番多かった、日野市本町にしてほしいという請願が出されているわけでございますが、この事実に対しまして、いかなる御見解をお持ちか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いままでの、事務的進行は、

都市整備部長がお答えしたとおりであります。したがって、その手順に添って定まっていくわけであります。

なお、それのもとになりますのは、議会の議決をいただいておるということであります。ですから、選択の余地なしというふうにも言えるわけでありますけれども、市民運動そのものはこれまた尊重すべきものであります。したがって、議会の議決が変更されるという条件があれば、また状況は変わってまいります。

それから、一たん決まったものを再変更するってことは、これは後日もまた住民の意思の動向によりまして、絶望ではない、このようにも言うべきだと思いますが、われわれの執行の立場から見ますと、大変困るわけでありまして、決まったものはやっぱり決まったということで、当面処理する以外にはないわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　それでは、最後に意見を述べさせていただきたいと思います。

私は、日野市本町がアンケートの結果、圧倒的多数であったにもかかわらず、日野市日野本町に決まった事実に対し、日野に民主主義はないのか、参加と連帯でつくる市民自治の町づくりは言葉だけだったのかと憂えざるを得ません。対象になる住民は、これから自主的な活動を構築することでありましょう。

私はその結論を見守り、できるだけの協力することをここで表明をさせていただきます。さらに、今後のこともありますので、理事者側に要望申し上げたいと思います。この町名変更が、なぜこれだけこじれたかを、ぜひ究明をしていただきたいと思います。私が行政に望むのは、住民一人一人とことん話し合ってほしいということであります。それも現地へできるだけ出向いて、直接でございます。自治会長さんとの話し合いも結構でございましょうけれども、自治会長は地域住民と行政との窓口と、この程度に考えるべきではないんでございましょうか。今後、区画整理事業など、新しい町づくりを推進するには、住民一人一人の理解と協力が出発点だと思います。そうしたことに対応するための、機構の整備充実が必要であるならば、ぜひ行っていただきたいと思います。私は単に人をふやせと言ってるのではございません。役所全体の意識の改革、あるいは役所内の人材の有効活用という面も含めまして、ぜひ御検討をいただきますように御意見を申し上げまして、はなはだできの悪い質問でございましたけれども、以上で終わらせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の五、日野市本町の町名に関する質問を終わります。

一般質問三の一、三の二の通告質問者、藤林理一郎君より取り下げしたいと申し出がありましたので、取り下げいたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後　一時三十二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問四の一、市内建設業者の育成についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔三十番議登壇〕

○三十番（高橋通夫君）　市内業者の育成についてと題しまして、質問をいたします。

市の公共施設を建設する場合、なるべく市内の業者に仕事を取らせて、そうしてやらせてもらうということが、業者の育成となり、市としても税収がふえ、市の財源にも還元され、町も潤うこととなり、これは望ましいことであります。そうした意味から、従来議会からも、市内業者の育成の意見が、市の理事者に出され、また業者からも市や議会にそうした要望が出たことは、皆さんも御承知のとおりでございますが、市理事者もこれを了として、その線に沿って公共施設の工事については、市内業者によってできる工事は、大体市内の業者によって行われたのであります。小中学校の体育館も、七、八館は市内業者によってりっぱに建設されているわけでございますが、ところが第一小学校の体育館の建設については、地元の業者が入札のときに、指名から外されて、他の業者のみで入札が行われたので、他の業者に落札したわけですが、その理由はあそこに、第一小学校の敷地には、体育館を建設する敷地には埋蔵文化財があるので、それを発堀しなければ、工事にかかれないというわけで、工事期間が短かくなるので、市内の業者では三月末の完成に間に合わないという理由からして、市内業者の指名を外したということでありました。

そこで私は理事者に質問したんですが、それでは落札したその業者であれば、埋蔵文化財を発堀した後、工事期間が短かくなっても三月中に完成できますかと尋ねたところ、理事者はできるというような答弁でありました。そこで私はさらに念を押して、この業者ならばどんなことがあっても間に合わせますかと聞いたところ、間に合わせますというような答弁があったわけです。ところが、落札をしたその業者にやらせても、期間には間に合わなかったので、三カ月の契約期間を変更したわけでございます。これは過日の契約変更で皆さんもよく御承知と思いますが、理事者は、どんなことがあっても間に合わせると答弁しておきながら、間に合わなかったということ。これでは市

内業者にやらせてもできたわけでございます。

そこで質問しますが、日野市内の業者では期間に間に合わないという理由で、市内業者を除外して、都内業者の大手の業者にやらせたわけでありますが、その都内の大手業者でも間に合わなかったということは、市内業者を除外したという理由に、どういうことで答弁が出てきたのか、そういうことについて、市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま御質問をいただいたわけでございますが、先般ただいま議員さんからおっしゃられたとおり、この工期につきまして三カ月を延期したと、この理由につきましては先ほどおしっしゃられたとおりでございまして、こういう中で、それでは市内業者に発注しても同じではないかというふうな御質問と受け取れるわけでございますけれども、この時点におきまして、確かにこの理由によりまして、工期の関係から市内業者におきましては無理であるという判断の中で、この大手の業者を当時行ったわけでございます。結果的にはこういうことで変更になったわけでございますけれど、市が育成という面におきましては、従来から議員さんも御承知のとおり、市内の業者に体育館程度のものは、従来から行ってきている経緯もございます。そういうことで、この件について特に御指摘があったわけでございますけれども、これについきましては先ほど申し上げましたとおり、結果的にはこういうことでなったわけでございますけれど、当時の状況として、これはやむを得なかった、このように私ども考えているわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　そこで、教育長に質問しますが、そこに埋蔵文化財があるということは以前からわかっていたわけです。そこで、いままで文化財を発堀するに当たって、百平米の土地の文化財を発堀するには、どのくらいの人がいるかということはもうわかっているわけです。そこで、文化財としても少なく出る所と、普通の所と、多く出る所とあるわけですが、そうしたときにおいて、多く出ると仮定した場合、最大限に仮定した場合、それではあの敷地は何平米あるから、どのくらいの人がいるだろうと、それで発堀する人を大体このくらい集められるから、このくらいの日数がかかるだろうということがわかると思うんです。そうした計算ができてやったのかどうか、その点について。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　これは、この前から何回も、すでにこの議会でも御説明いたしましたけれども、あそこの所は大体もともとが体育館がありましたものですから、かなり壊されていて、非常に狭くて済むんじゃないかという、そういう予想をした、そこら辺に一つの誤りがあったというふうに指摘されれば、大変申しわけないんでございますけれども、そういうようなことで、恐らく一カ月か遅くとも一カ月半ぐらいでできるんじゃないかという見通しのもとで対応したわけです。そうしたところが実際に出てきた場合には、非常に重層というんですか、重なってたくさん出てきた、それでそれを壊してまで建設するというわけにいきませんので、学術的手法によって調査をしたと、そのために大変遅れてしまって、市民の方々にも、あるいは特に卒業生のみんなに対して大変申しわけないということは感じておりますけれども、そういう経過でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　これは予備調査っていうか、そうした社会教育の方で、そうした調査について甘い調査というか、甘い考えだったってことが指摘されるわけです。大手の業者でなければ、期限に間に合わせられないというようなことで、地元の業者を除外した以上は、市の面目にかけても期限に間に合わせるべきだと思うんです。しかし、こういう結果になったということは、やむを得ないとも言えますけれど、これは調査が甘かったわけです。今後こうした場合は、慎重な計画を立てて、そうして市内業者の育成ということに留意されることを要望しまして、この質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって四の一、市内建設業者の育成に関する質問を終わります。

四の二は、高橋通夫君より取り下げたいとの申し出がありますので、取り下げいたします。

五の一、減税についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

二番の秦正一君は、本日競輪の議会がありますので、公用という観点に立ちまして、最後に送るということにいたしました。よろしく御了解をいただきたいと思います。

〔六番議員登壇〕

○六番（古谷太郎君）　私どもに配られました、陳情書の処置についてという書物がございます。その書物の中に、日野市議会は十二月十八日に、評価がえによる固定資産税等の増税を中止する陳情を採択したと書いてあります。それで執行者側、いわゆる市長の措置として、評価がえ後、市条例の改正を行いますと書いてあります。

そこで、私は市長にお尋ねしたい。この条例改正はいつ提案なさるのか、そのまた内容は具体的にはどのようになっているのか、それを示していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。

○六番（古谷太郎君）　いやちょっと、おわかりになりますか。日野市議会に出た請願書に対して、市長側の措置とし

て、執行者としては条例の改正を行いますと書いてあるんです。印刷物をお読みになっていただきゃわかるんです。これ私がいただいたんですから。十二月十八日に、そのように回答を得て、日野市議会はこの請願を採択したと書いてあります。ですから私は、執行者側が市条例の改正を行いますというふうに言われたんですから、いつそれを条例改正を提案されますかとお聞きしているわけであります。あれ持ってきてもいいんですが。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えさせていただきます。

ただいまの古谷議員さんの方からの御質問は、十二月十八日の評価の件で、陳情の件で、条例改正をいたしますということが書いてあるという御質問でございます。私、いささかその文書は見ておりませんが、いまの連絡を受けた時点では、要するに負担調整の条例改正をいたしますというふうに申し上げたことであって、いわゆる条例改正を、もちろん昨日も説明をさせていただきましたけれども、まだ議会が通過いたしません関係から、専決処分をさせていただきたい、そういうことを先日、全協で説明をさせていただきました。その中で資産税課長の方から、負担調整の問題の説明をさせていただきましたが、この十二月の十八日の件は、その負担調整の件でお答えをさせていただいたということでございまして、減額の条例改正をするということを申し上げたんでございまして、負担調整をするということを申し上げたということなんでございますが。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　議会が承知し、執行者側に対して回答を求め、執行者側が市条例の改正を行いますというふうに答えたからこそ、その請願に対する回答として私の手元にきたんだと、私は考えざるを得ない。そのような回答ですと、請願の陳情審議ということが、非常におかしくなるんです。明らかに執行者の意見として、評価がえ後市条例の改正を行います、いわゆる採択です。要するに、評価がえに対して固定資産税が上がらないようにしてくれという陳情です。それに対しては、もちろん条例をもって処置すればいいわけですから、それで御質問したんですけれども、いまのお答えですと、何かきのうの説明のときのことみたいで、十二月十八日とはまったく関係ないことなんですが、これは一体。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　大変説明がまずうございまして、御理解をいただけない点があろうかと思いますが、実は昨日お配りをいたしました、昭和五十七年度の評価がえ、その他の件についてのごく概要をお配りさせていただきました。その七ページに書いてございますが、いわゆる固定資産税並びに都市計画税の負担調整措置ということでございます。これは

評価がえに伴いまして、税負担の調整を図るために市評価額の、昭和五十六年度分の課税標準額に対する上昇率、これをここに掲げました表のように、一・三倍以下については一・一、三年間で調整をいたしますということで、固定資産税、都市計画税の負担調整を行いますということを申し上げたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　それじゃちょっとお聞きしたいんですが、その負担調整は、今度の法律改正に伴って、政府自治省から決められてきているわけでしょ。違うんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　もちろんいま御質問のように、いわゆる固定資産税、都市計画税の負担調整率、これは国で定めるものでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　そうでしょ。だから私は十八日のいわゆる審議会の陳情審査に対して、市当局執行部が市条例の改正を行うということは、これは税率の改正というふうに解釈せざるを得ないわけです。事実市民は、陳情者からも聞きましたが、税率その他でもって事実陳情は通ったから、固定資産税、都市計画税はそうは上がらないで済むであろう、済むに違いないというふうに言っております。また、議員さんも恐らくそのように解釈して、少なくとも私どもに来ました印刷物、陳情請願の措置に関する報告によれば、当然地方税法の三百五十条、あるいは七百二条の規定に従って、市長は税率の改正をするに違いないと考えているわけであります。

しからば、市長にお聞きしたい。あなたはいま、きのうの説明によりますと、固定資産税は現在よりも一二八％の値上げになります。大幅増税であります。家屋については一二五％、これも大変な増税であります。こういう思い切った増税をおやりになるんですか、しないんですか、どちらかお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　五十七年度が、固定資産評価がえの年であるということに当たっておりまして、この件につきましては半年ぐらい前から、都、あるいはその背景には自治省があるわけでありますが、いろいろ協議、指導の経過を経ております。私どもの感覚といたしましては、仮に三年に一回にせよ、ものが一〇％以上上がるということは、大変な物価の異常な暴騰である、そういうふうに認識いたしますので一言い方がちょっと順序が違ったかもしれませんが、一〇％限度で都の指導に応じようではないかというふうなことを担当者と話し合ったことを思い出すわけであります。

そして、市としては納税者の立場も考え、相当都に対しては

一種の抵抗という形と立場をとったわけでありますけど、今期の評価がえは、確かに自主性はここ三年間の間に、ちょっとパーセントまでは正確には存じませんけれど、異常な土地価格の上昇であった、これは事実なわけですけど、そのことを背景に、東京都の指導は大変厳しいものがあったと、このように思い出しております。したがいまして、これは日野市独自でどうこうできない性質の、また近隣市との調整が伴うものであります。私は、全体といたしまして、この近隣市に比べて、日野市は五%程度いつも低く押さえておるふうなつもりでございます。これは市だけで数値をどうこうってこともできないってこともありますし、したがって、きのう御説明いたしましたような今期の評価がえ、並びにそれに伴う負担調整、こういうことで実施しなければならない事情にある、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　市長さんね、いまあなたはどのくらい上がるか知りませんがと言われた。これは市長としちゃ本当に残念な発言だと思うんです。私ですら知ってるんです。二八%って。（「それは知っています」と呼ぶ者あり）そうすると、どのくらい上がるかってのは。ちょっと失礼ですけど。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　毎年、いわゆる地価表示といいますか、国土庁でしょうか、あるいは大蔵省でしょうか、日野市でも何地点か選ばれて、いわゆる地価表示というものがあります。それが前年に対比して何%、何%と累積しているわけでありますから、その三年間の集計は正確には記憶しておりませんけどと、こう言ったわけでありまして、ざっと言えば三〇何%、このように言えるというふうに思っております。そこで、二八%というのは今期の評価がえの、特に指導された数値であると、こういうことであります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　市長さんね、国土庁でやっているいわゆる調査は、あれは道路を買ったり公園を買ったりするときの基準価格なんです。決して税を対象としているものじゃないんです。だから、それで税金を考えられたらたまったもんじゃない。どうだ加藤君そうだろ。もうちょっと勉強してもらいたい。相手は税金なんですから。困るんですよ、本当に。申しわけありませんが。本当に申しわけないと思うんですけど。

　税というのは、必要に応じて取ることができるってことになっている、間違いなく。この法律によれば五条の六項ですね。地方税法第五条の六項で、固定資産税、目的によっては都市計画税、これは取ることができるんで、取らなきゃいけないとはどこにも書いてない。そして、その額については市長さんが決めるわけです。それについて、自治大臣、東京都知事は、一応参考として額を示すんだと、こうなってるんです。ですから、

もし知事の案より低い場合には、知事は四百二十二条ですか、四百十九条、これらの規定によって、市町村長に価額を修正しなさいという、してはいかがですかという勧告はすることができる。その勧告を受けた場合、市長さんは、おれはそんな勧告は受けられない、私の見たのが正しいんだ、日野市はそれだけの税金はいりません、市民からそんなに取るわけにいかないんだと言えば、ければいいんです。

　この二項にはこう書いてあります。知事より勧告を受けた市町村長は、価額を修正する必要ありと認めた場合にはです。必要がなければしなくていいわけです。ですから、いま市長さんは、自治大臣の言われたとおり、日野市の税金を二八%上げます。こういうふうに言われたわけです。私は非常に残念に思うんです。喜んでいる市民、陳情者の人々はがっかりなさるわけです。いまここにありましたが、これは私と皆さんに配られたわけです。請願処理状況報告書です。これにちゃんと書いてあるんです。法律改正により、暫時増加する負担調整を行うこととなる。それが決定後、市の条例改正を行います。普通だれが読んだってこれ条例改正を行うと思うんです。

　これは、いま追求しても、どうも私は昔はよくけんか太郎と言われたんです。けんか早かったんです。このごろ仏の太郎になっちゃいまして。みんなそう言うんだからうそじゃないんだろうと思うんですが、仏様みたいってよく畑に行って言われるんですけども、きようは余り仏じゃいけないと思って一生懸命やってる気なんですけども。実際問題として、物価も最近は一〇%以下に落ちつく傾向にあるんです。賃金など一〇%以上上がってるとこは余り多くないんじゃないですか。まずないと見ていいんじゃないかと思うんです。それからいくと、税金ばかり一〇%上げられたら、この三年間連続一〇%上がってる。これは私は市民にとって大変酷だと思うんです。特に建て売り住宅と言っちゃ失礼ですけれど、そういうふうなものをお買いになり、住宅ローン等をお払いになっていらっしゃる方々が、日野市には非常に多い。そういう方々に対しても、せめての思いやりを市長さんしたらいかがでしょうか。私は、そのために市条例というものがありまして、市の条例では明らかに、七十一条の一項で税の減免規定というのが定めてあります。これは非常に、市長さんの温情を発揮できる場所であります。市長さんが、こういう住宅ローンや、住宅金融公庫ですか、月賦で払っているような方は免除してやろう、だれも文句言わないんです。免除されて文句言ってくる方がおられましたら、それはまた古谷太郎の方へ回していただけば説得いたします。そのくらいの温情があるかどうか、お聞きします。市長に答弁願います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　弱者に対する温情というのは、これは政治の一つの原点でなければならないと、このよう

に思っております。そして、日野市の場合も、人口が開発によって急増したり、好んで選んだということではなくても、従来農業をやっておられた方々にしてみると、何か追い込まれた感じといいましょうか、あるいはこれまでも話が出ておりますように、高台の方から雨水が、あるいは汚水が低い方へ集まってくると、そんな意味でこの旧農村地域と、それから新市街地、新住民地域との何となくアンバランスが出ておるわけでありまして、いま私は、旧―つまり日野市の低地地帯、とりもなおさず古くからあります農業をやってまいりました集落地域、これのバランスの解消、解決をすることが、日野市の大きな行政の眼目であるということを意識しながら、たとえば下水道の事業にいたしましても、あるいは区画整理事業にいたしましても、時期的にはもっと早くやりたいという念願を持ちながら、手続きの上でいろいろ困難を経て、今日一応のレールを敷いた、財政的な裏づけをしながら実施しよう、こういう段階にあるわけであります。したがって、この農地の宅地並み課税につきましては、まさに日野市ぐらい優れたといいましょうか、固定資産税、宅地並み課税、これに対しまして、一〇〇%の減免をしているというふうな優れた施策も行っております。

それから、いま言われる、いわゆる標準宅地以下の中小の住まいなどにつきましても、一応の何年間かの減免制度等もあるわけでありまして、一方に土地の評価というふうなことは、これは日野市だけが例外的にあるということではないわけでありまして、全体的な調整のバランスの中に、やっぱり日野市も指導され、かつまたそれによって基準財政需要額等の、あるいは基本財政収入額等の計算にも当てられておるということもあるわけでありまして、温情のあるといいましょうか、愛情のある行政をしなくてはならないという基本的な考えについては、全くそのとおりに考えております。特に冷酷な課税をしているというふうには、客観的にも言われるはずはないと、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　なかなかお堅いお話ですが、私は一兆円減税ってのは大事だと思うんです。この際、なるべく減税しなきゃいかん。これは国も市も同じことです。国の場合はなかなかむずかしい。なぜむずかしいかというと、赤字国債が七兆幾ら、八兆近い。これはつらいんです。八兆でしたか。（「八十二兆」と呼ぶ者あり）そうじゃなくて本年度、本年度です。だからことしの歳入だけでは、国へ残る金で月給は払い切れないような状態になってしまうのが実情で、非常につらい。幸い一兆円減税できるのは日野市であります。数字的に見ると非常に楽なんです。まず当初予算だけ見ても、きのう申し上げたように十七億円。実質増税と言うんです。こういうの。所得がふえてるから、税金が上がったわけです。そのほかに今期の説明があった、四兆円の固定資産税、都市計画税の増税、それでもう二十億円。日野市民十

四万六千。たった十六億六千万円あれば、一兆円減税に相当する一人当たり一万円の減税ができるわけです。もし、やる意志があれば楽にできる金額であります。しかも、日野市の財政は決してこれでアウトになるわけじゃない。五十六年度予算、すでにこの間の補正予算では六億円の貯金をします。当初にも二億八千四百八十万円、当初予算にも組んである。私は、当初の予算書と最後の予算書しか見ておりません。途中の補正予算は見ませんが、それだけでも、この三月には四十四億二千四百万円の貯金ができているわけであります。本日できているわけです。

われわれ、ことしの九月に決算書をいただくわけです。その決算書には、明らかに四十四億二千四百万円以上の貯金があるという報告を受けるわけであります。そのように余裕があるさなかにおいて、いま叫ばれている一兆円減税の手本を示されたらいかがかと、私議員が言ってるんです。議会の意思を尊重するということで、やりますとおっしゃっていただければありがたいんですが、市長さんいかがでしょうか。これは大減税です。大でもないじゃないですか。気持ちだけです。ありませんか。一兆円減税反対ですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　政治家の発想としては、絶えず国民の生活に負担を少なくするという立場で発想する自由はあるわけであります。しかしながら、行政執行の立場ということになりますと、また事情は違うわけでありまして、われわれも中央集権の、何と言いますか、中央指導型の政治よりも、住民直結型の政治の方に多くをかけたいわけであります。しかしながら、いまの仕組みは必ずしもそうはいっておりません。仮におっしゃるような日野市独自のことをしました場合には、必ずそれの要請をもって、強い指導なり、あるいは罰則というんじゃないかもしれませんが、報復的な指導すら伴いがちな今日の事情であります。そして、いま言われるような発想で、かつて昭和三十八年ごろだと思いますが、そのようなことが広報の古い記録を見ますと、あったようにしるされております。その際にはしかし、厳しくまた逆指導を受けて、そしてとうとう止まってしまったということも記録にあるようであります。したがいまして、発想の自由ということと、現実の行政のしっこくということは、必ずしも一到しない、そういうのが現在の地方自治の、あるいは行財政の状況にもあるわけであります。一層今後、自由なといいますか、自主性のある地方行政、あるいは自治体の運営ということは望ましいことでありますから、努力をしていく大きな課題だというふうに思っております。

ただ一兆円減税というのはいわゆる、所得税の下限をもっと何年か、五年ぐらい訂正がされてありませんから、それの引き上げを行うということで、これこそ主張する野党側の各党とも、

その可能性を追求し、近ごろ政府も何か多少それに耳を傾けるかとごとき、首相答弁等もなされておるようであります。ぜひそれには期待をしたいと思います。

市民生活が、少しでも負担軽減がされる、そしてそれによって内需が高まる、あるいは地域での金の使い方が少しでも多くなれば、それだけ経済の循環てことにも潤っていくわけでありますから、大きな経済の仕組みというのは、まさにそういうことだろうと思います。自治体の将来の発展もまた、そこらに道を開いていかなければならないと、そのことにつきましては同感であります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ただいま市長さんが、昭和三十年ごろかというふうなお話がありました。これは私のときなんです。これ違うんです、ちょっと。

日野には、なかなかいい町長がおりました。斉野次郎さんていわれました。非常にりっぱな方でありました。その方が、昭和三十二年、当時の市民生活は非常に苦しかったのであります。特に苦しかったのが、いわゆる勤労所得者でございます。いわゆる米がまだ十分まだ回ってこないというふうな状態の中で、そのときにいわゆる所得税の減税をやったわけです。市民税であります。一割五分であります。市民税は御承知のように、源泉徴収であります。ですから、市で直接やるわけにまいらない。そこで四月、五月の会計決算期に一割五分をお返ししたのです。三十二年、三十三年、これを私も引き継ぎました。いいことなんです。

一割五分というのは、たとえば日野自動車の場合、日野自動車の従業員の方々が、全部が納税組合員という形をとってもらったわけです。そこに一割五分お返しするわけです。たとえば一億円日野自動車の勤労者の方がお納めになりますと、千五百万円お返しします。そのうち百万か二百万は恐らく事務費に当てられたでしょう。配分等をしていただきましたから。それは納税組合の御自由にお任せしたわけです。他の、東京都に勤めている勤労者の方々には、市から直接一割お返しいたします。一割であります。これは一割。それを三十三年も行いました。三十四年行っておりましたらば、日本住宅公団の入居が始まり、当時学校用地などは、補助金が全くありません。体育館をつくるにも補助金はない。いまとは違うんです。起債でもってやらなきゃならない。この起債をくれないというんです。それだけであります。いわゆる自治大臣の言うとおりやってくれなければ起債を上げませんよというわけです。都交付税はもらってます。これは交付税はくれるけど、特別交付税はちょっと考えますよというふうなお話がありました。

一番困ったのは、私として困ったのは学校ができないということであります。入居は迫ってきます。公団が建てかえてやるという形ですが、金はやはり起債でまた返していかなければならないわけです。中学校に至っては、公団がつくるわけじゃありません。市がつくっていかなきゃならない。万やむを得ず、当時の情勢からして、この措置は打ち切らざるを得なかった。当分の間です。いわゆる人口急増中は、おどかしに乗らざるを得ないかなと、残念に思ったわけであります。人口が落ちつけば、また復活すればいいわけです。

ちょうど一割しますと、いま市税の収入が百五十九億と、五十七年度の予算ですから、これを一割引きすると十五億九千万円、一兆円じゃなくて、一兆四千万円の減税になるわけです。私はやっぱり、日野市が豊かである、そういう豊かなときには、喜びを市民にもお分かちした方がいいと思うんです。ひとつこれは、いますぐお答えしてくれというと、またむずかしいと思いますが、市長さんというのは非常に大きい力を持ってます。特に税金についてあるわけです。自立自尊の御政訓を発揮していただいて、他の市とはわれわれは違うんだということで、減税措置をひとつ考えていただきたい。ぜひお願いしたい。このようにお願いするわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって五の一、減税に関する質問を終わります。

五の二、老人の健康についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○六番（古谷太郎君）　最初にちょっとお聞きしたいんですが、保健衛生費の中に健康保持のための予防費という項目があります。その中にお年寄りについて、六十五歳以上について、幾ら日野市が予算を市独自でつけているか、それをちょっと部長さんに御説明願いたい。

その次に、民生費の中に、これは健康保険とはちょっと関係ないかもしれませんが、老人福祉費の中で、日野独自の仕事はどのくらいお金を使って、どんなことをやってるか、大まかなことで結構ですから、部長さんから御説明をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　予防費の中に、老人健康診断の委託料、あるいは設備費が計上されてございます。その合計額は、千七百十三万二千五百円でございます。これに伴います国庫支出金が合わせまして、これは該当事業の基本額の三分の一が補助対象になるわけでございますが、これがトータルといたしまして、四百四十一万四千円になります。それを逆算いたしますと、大体四分の一強の補助率になります。その残の四分の三が市の負担と、こういう計算になります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　市の単独事業、市が十分の

十持ちます単独事業が一億五千五百五十七万二千円でございます。それから、国や都の事業の市負担分につきましては、一億二千九百三十四万一千円でございます。市の単独事業の主なものといたしましては、高齢者記念品、敬老金、敬老大会芸能人謝礼、老人理美容、健康管理手当、老人入浴料助成等の事業がございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま御説明いただきましたところによれば、老人福祉費の中で、八億八千百十八万八千円が予算でありますが、このうち一七%、一割七分が市の事業であるという御説明であります。非常にわずかであります。

もう一つ、ぼくはいま見ましたら、保健衛生費の中で老人関係は、千七百十三万二千五百円、そうですね。そのうち国庫補助等が四百四十一万ですから千二百五十万、保健予防については千二百万、わずかな金額です。

私は、先ほど福島さんが御質問なさっておりましたので、重復は避けたいのですけど、市長さんの答弁がどうもよくわからないのは、南部の病院ですか、南部地区の病院の話し合いが、医師会とまとまらないんですか、まとまったんですか、よくわかりませんが、それが済んでから保健衛生の方のセンターその他についてはかかるんだと、このように私は聞いたんですが、聞き間違いがあれば福島さんからも御指摘願いたいんですが、これどういうことなんですか、もう一度はっきりおっしゃっていただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私が、先ほどお答えをしたのは、その逆であります。住民意識調査、あるいは市民感情といたしまして、交通事情のよくないってこともあって、日野市は他市のどこにもというわけではない、市立病院を持っておるわけでありますから、全市民に均てんをした利用をされることが、一番望ましいわけであります。

合併のこと、あるいは南北の交通事情のよくないこと、こういうこともありまして、どうしても地域の住民感情というものが、格差という形でとかく出がちであります。その際に、南部にもぜひ安心のできる医療施設がほしいと、少なくとも救急病院がほしいというふうなことが出るのは当然だというふうに、われわれも受け止めておるわけであります。

そのこともありまして、医師会の発想といたしましては、特に高幡が南部の要所でもありますから、また保健所という都の施設もあることから、あの周辺に保健センターという名前にふさわしい施設をつくりたい、あるいはその中には、医師会立の医師会病院も持ちたい、こういうふうなことが、医師会側では構想されておるわけであります。しかしそれは土地があるわけではありませんし、将来計画はともかくとして、現在から見ますと、かなり長期のことに考えられますので、したがってもっと近い時期の範囲で、先ほど言いました旧庁舎の周辺、つまり休日深夜診療所を開いておりますあの建物と、それから旧庁舎の建物の改造をすることによって当面の、ごくレベルとしては初歩的かもしれませんが、保健活動のできる、そういう場をつくりたい、これがわれわれの、当面の現実の考え方ということで、医師会との考え方がまだ一致できてない、こういうことを言ったわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　私の意見も申し上げ、市長さんにもお願いしたいんです。

医師会病院をつくりたい、こういうふうに医師会の方々が言われてるということは、いま市長さんが言われました。この医師会病院をいまのどこにつくるかわかりませんが、南部地区につくられる。病院がふえるってことはいいことですから。ただ、私が質問してるのは病院じゃなくて、健康を維持するための、病気にならないためのセンターをおつくりになるということで、市長さんはさしあたって、旧市役所の所へ、どのような形になるか私はわかりませんが、つくると、こういうことです。ですが、この旧市役所の所へできるのは規模が小さいというお話ですが、先ほどのお話ですと非常に小さそうです。

私は提案するんですが、交通の便利がよくない所はお年寄りは行きにくいです。ですから旧市役所の跡でもいい。しかしあそこは使い用ないんですか。いま生活改善センターですか、何だか婦人センターですか、何か言っておられるようですから。どうです、農林省の淡水区の跡地、これは便利なんです。高幡橋のふもとでございますが、あそこへつくられたらいかがですか。あそこなら土地もあります。いま草がぼうぼうと生えてます。あれは何か別にお使いになるんですか。そこんとこ市長に答弁願います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　農林省淡水区跡地、これは市内にある、一番期待のできる国有地一部分である、そういうことです。そして、蚕糸試験場、桑園跡地と合わせて、それぞれの国有地の、大まかなといいましょうか、用途というものをすでに予定をいたしております。桑園跡地は主としてスポーツ公園に、それから淡水区跡地は区画整理によって若干位置を移動いたしますが、これを取得することによって、万願寺区画整理地域の小中学校の中の中学校用地に当てようと、こういう考え方でありまして、すでにそのことは、管理をされております大蔵省財務当局と、意見交換といいましょうか、了解を得られつつある、そういう過程にございます。

したがって、一つの発想であることは間違いないわけでありますが、あの場所の用途はすでに決定済みであるということで

あります。たまたま日野市には、都の施設でありますところの保健所があるわけでありまして、私らの考え方としては、保健所をフルに活動していただきますとともに、その保健活動の中で、日野市民の一般的な保健行政も合わせて行う。市が独自で持つというのは、医師会とはそこが多少食い違うわけですが、集合して予防注射を行ったり、あるいはいろいろな診療を、予防的な健診業務を行っておりますから、旧庁舎の部分のホール部分を使用することによって、スペースとしてはできるわけでありますが、医師会の方では、ある程度医学的な検査ができたり、あるいは健康相談ができたり、リハビリ指導ができたり、そういう機能を持った中のまた医師会病院だというふうに言われてますから、医師会が自由におつくりになるのは大いに歓迎したいところですが、ほとんど市が土地を出し、建物をつくり、そこに医師会の余剰能力といいましょうか、そういうものを活用していきたいというのが医師会の考えである。医師会が地域保健に対しまして、責任を持たれるという気持ちは大変ありがたいことでありますし、将来の地域に対します医療行政、医師会抜きにして成り立つものではありませんから、そういう期待はいたしますけど、ちょっとその発想には少し飛躍があるようにまだ思えるわけでありまして、したがって将来構想としては別段検討に値すると思ってますけど、当面は一番手近な可能なことから着手しょうと、それがお答えをしておる当面の考え方であります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　とにかく生きてる喜びの中で、一番もとになるのは健康なんです。これはだれでもそうです。どんなにりっぱな地位にあり、りっぱな待遇を与えられたとしても、健康でなければ喜びはない。だからこそ、特にお年寄りは健康管理っていいますか、それは大切であります。今度つくられる、いま市では千二百万ばかりのお金を全老人の方々の予防にお使いになってる。これは全予算に対してまことに少ない。千分の一にもならないわずかな金額であります。

そこで、ぜひひとつ、少なくとも、私はお年寄りに対しては、国が日野市へ出しておる、五億円くらいの金を使って健康管理をするようにしていただきたいのであります。特にいまお話しのように、医師会との中でというお話ですが、ひとつ医師会との話合いでまとまるまではむずかしいということになりますと、これはもう半年、一年じゃないんです。十年単位で数えないとできないと思うんです。なかなかむずかしい点もあると思いますので、全力を尽くしてこれをまとめるとともに、今度のつくられる健康管理センターがりっぱなものであることをお願いするものであります。ぜひひとつ健康管理センターの完成なり、健康管理の完璧を期していただきたい。このことをお願いしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって五の二、老人の健康に関する質問を終わります。

五の三、区画整理についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○六番（古谷太郎君）　次に、区画整理について質問したいのでありますが、まずその前に、実はきょう東京都広報が、お知らせが配られました。それで都市計画について、事業決定を行ったということが出ております。これを日野市の関連分、日野駅何とか線と書いてありますが、具体的にどこからどこまでで、幅員は幾らで、今度の工事はどこまでで、年度計画でいつまでにでき上がるのか、それを教えてもらいたい。まず最初に。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

本日の都の広報に記載されてございます、立川都市計画の点でございますけれども、本日出ております、この都市計画の事業の施行区域といたしましては、立川の基地の跡地の利用、その中に六十メートルの道路を設置するということで、この分に関します事業の認可は、五十七年の三月二日に決定を見ております。それに基づきまして、工期は六十四年の三月までに東京都施工で実施をするということでございます。

それで、暫定策といたしまして、この基地の中に昭和記念公園というものが開設される予定になっておりますが、この公園の一部開園予定が五十八年でございます。この公園に入っていく進入路といたしまして、五十八年の三月までに二車線、幅員七メートルの道路を約千七百メートルつくるという内容になっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　私はこれにいま、ちょっと質問のとき申し上げた日野市との関連があると。東京都のお知らせは日野駅って書いてあるんです。日野駅と立川の泉っていうんですか、そうですね、その事業ですね。ですから、そういう点で日野駅のどこに出てくるんですか。何メートルの幅であるか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　失礼しました。ただいまの御質問でございますけれども、この先ほど申し上げました路線の延長、これは日野の方に、多摩川に橋を架けまして、路線番号といたしましては、日野二一一号線でございます。で、この道路は、現在の計画では二十メートルの幅員となっております。これは決定されて、都市計画局の決定がされております。以上であります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　この間私が、市長さんにちょっ

とお聞きしたんですが、軍用道路ってのはこれのことじゃないかと思うのですが、市長さんいかがですか、もう質問してから相当たつんで御調査になったと思いますけど、これが軍用道路ではないんですか。よくわかんないんですけど。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　軍用道路という名前が別段つけられているわけではありませんが、これの延長がどうも基地をつなぐ可能性がある、こういうことで、あるいはそういう予測が立つかもしれません。

○六番（古谷太郎君）　わかりました。共産党のビラにそんなふうに書いてあったので、いまおわかりになったと思いますが、昭和公園に行く道路だそうです。ですから、公園道路というふうに御訂正を、共産党はお願いしたいと思います。

この道路に関連しますんで、私は区画整理の事業について申し上げるんですが、御承知のように区画整理、これから万願寺、高幡、豊田とやってくわけです。そこで、この区画整理をやることについて、大変いま心配してるのは、市なり公社が土地を持っていないということであります。御承知のように、私どもが――私どもってことはありませんが、多摩平区画整理、あれは豊田区画整理っていうんです。それから旭が丘、これは平山台区画整理、こういう名前でやります。市が施行であります。これらのときには大変に、多摩平区画整理、豊田区画整理の場合には、日本住宅公団が土地を十九万坪、約半分近く、点在で買収しておりました。その土地の処置で何とかできた。平山台区画整理、これは大変に平山の地主さん、豊田の地主さんに御迷惑かけました。約八万坪出していただいたわけであります。この八万坪が土台になりまして、区画整理を進めてきた経緯があるわけです。その次に無理にお願いしまして、六十四ブロック、四万六千平米、これを市へ出していただきました。当時の私の考えでは、将来の日野市の区画整理の際と、もう一つは平山台にくるであろう工場の下請け企業の用地ということで考えていたわけですが、途中で住宅地に変更されております。いま、日野市の中学校、あるいは市営住宅、希望の家、保育園等がつくられております。まだしかし三分の一残っております。

そういうふうに土地の用意をしてきた。この神明上の区画整理の際も、昭和三十五年から買収に入りました。それで市がそれを行い、最終的には新都市建設公社で土地の買収をやらせたわけであります。六万五千平米の土地を持ってスタートを切っております。万願寺の場合は周りにも現在、七万七千平米の土地を新都市建設公社で用意しております。

こういうふうな用意をしてこそ初めて、区画整理というのはできるのであります。ところが残念ながら、先般の豊田、南高幡においては、このような自由になる土地一坪もないのであります。

そこで、市長さんにお聞きしたいんですが、いままで私は実は、非常に僭越な話ですが、東京都区画整理連合会の会長を長く勤めさせていただいたんですが、約三百の区画整理の組合のいろいろと実情を知っております。自由にできる土地を持たない区画整理というのは、全部不能に終わっております。まだ継続してる、三十年、四十年たってもまだやってる。事業決定しちゃってありますから、大変なことなんです。

この近くでは一つの例は立川南口区画整理であります。スタートを切るときに、市の土地が自由になる土地がなかった。ないで切ってしまった。もう二十何年たっております。途中から私は桜井市長に言ったんです。少なくとも二万坪程度の土地を持たないで、この区画整理はできない、市が買わなきゃだめだ。それで、ようやく桜井さんのときからぽつぽつ買いだしまして、現在動き始めております。あの事業決定開始以来、すでに二十六年であります。

いま、豊田南口、高幡をいまの状態でスタートを切るならば、立川南口あるいは東京都各所に散在している区画整理と同じ結末にならざるを得ないわけであります。これは好むと好まざるとにかかわらず、自由に処置できる土地を持たない組合の区画整理の現実の姿であります。

私はいま指摘したいのは、だれかが犠牲にならなければできないということです。市の場合、私が多摩平区画整理、反対同盟の諸君を説得して何とかしてこぎつけた。これは私だけの力じゃもちろんありません。市長さんもおわかりでしょうが、今度平山台のいまの旭が丘の区画整理のときも、市長さんは居住者同盟の方として、いろいろの面で御協力を賜りました。しかし、その同盟の方々と私どもが話を始めたのは、昭和三十五年であります。解決したのは四十二年。しかもそのときに八万坪という大きな土地を持ってのお話し合いでありました。御希望をできるだけ入れることができたはずであります。しかし、半面に平山の地主さんは、大変な損失をしているわけであります。一方で押さえて損をしてくれと頼み、片っ方の要求もできるだけ入れる。それには自由になる土地がなければできるわけがないんです。私は、豊田、高幡について、この点市長さんにお願いしたいのは、少なくとも一割です、一割じゃ少ないんですが、高幡の四十ヘクタール、一割っちゃちょうど六十四ブロックぐらいの面積です。四ヘクタール、一万二千坪。豊田においては九十ヘクタール、ですから九ヘクタール。この土地を買収してしなければ、まずこの事業は、いままでの経験では完成しない。そこで買収していただきたいと思いますが、市長さん、これは公社に買わせるのか市が買うのか知りませんが、いずれかの方法をとらざるを得ないと思うんですが、どうでしょうか。市長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男）　区画整理事業の円滑に推進するためには、手持ちのといいましょうか、ある程度政策的に操作のできる土地があるということは、きわめて望ましいことであることは、よく承知いたしております。

そこで、いま例に上げられました多摩平とか平山台のは、ちょっと正確には私の何とは少し差がありますけど、原則としましては、要するに施行者がある程度活用できる、そういう土地があるってことは大原則だというふうに思っております。したがいまして、今日の土地の事情でありますし、一方には日野市の土地開発公社というのは、きわめて微力な最小限の、公共事業のための先行取得をするのが、その能力の限度でございますので、むしろもっと、事業方針の明確化に伴いまして、新都市公社の力、またそういう責務、そういうことにある程度依存をしなければならない、このように考えております。

副理事長さんは日野市に住んでおられ、大変事情に明るい方であります。また向こうから進んで日野市の事業、あるいは新都市公社が受け持つであろう、市の仕事の援助については、最大限に協力をいたしますというふうな言明もいただいております。そしてまたもっと大きくといいましょうか、たとえば区画整理間の土地の融通、あるいは仮にそれが市の行政区域を越えても、つまり八王子や他市の、新都市がかかわっております区画整理事業の、新都市の保有しておる土地、これは都の連携も

○六番（古谷太郎君）　いまの市長のお答えによれば、日野市の公社では力がない、だから新都市建設公社に買収委託をしたいんだと、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

そうですね。しからば、買収委託を至急にやらないと、私は間に合わないと思うのであります。万願寺区画整理は、いま発足したばかりでありますが、この買収委託は、すでに十年、十数年前から行われていると記憶しております。七万七千五十二平方メートルの土地を買うには、一年や二年で買えるものではないと思うのであります。同様に高幡においても、豊田の南口においても同じだと思うのであります。至急買収委託をされることをお願いいたします。できるだけ早くやって下さい。市が

積極的にいたしますという話でございます。

土地がたくさんあるってことは、きわめて望ましいことでありますが、いまの日野市の開発公社が、積極的に土地を買収するってことは、財政力の面からもかなり困難でありますから、必要やむを得ざる小規模のものは、ぼつぼつ買っております。その余の部分につきましては、本来の役目といたしております新都市建設公社の協力をいただく。そしてまた、区画整理間の保留地の優先的な融通のしがいといいましょうか、そういう面も合わせまして、いま御指摘の、確かに必要であるということの対応に向けていきたい、このように、いまの段階ではお答えができる程度でございます。

○六番（古谷太郎君）　いまの市長のお答えによれば、日野市の公社では力がない、だから新都市建設公社に買収委託をしたいんだと、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

そうですね。しからば、買収委託を至急にやらないと、私は間に合わないと思うのであります。万願寺区画整理は、いま発足したばかりでありますが、この買収委託は、すでに十年、十数年前から行われていると記憶しております。七万七千五十二平方メートルの土地を買うには、一年や二年で買えるものではないと思うのであります。同様に高幡においても、豊田の南口においても同じだと思うのであります。至急買収委託をされることをお願いいたします。できるだけ早くやって下さい。市が自由にできる土地なしに始めることはできないんですから。

それからもう一つは、市長にお聞きしたいんですが、高幡の商業地域の一部を除外されております。これはまたどういうことであるか、ひとつ御説明願いたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高幡の区画整理を発足いたします大きな条件は、駅前広場の確保と、それから東踏切の立体化に必要な設計のできる用地確保であります。それで、今日の高幡駅前の交通のふくそうしている事情、それからバスの運行の状況、これらをいまの高幡不動の表参道を使うということでは、成り立ちませんので、別の道を一本、高幡交差点に近く連結をさせよう、こういう案は一応検討ができております。そして、商業地域と言われます、つまり門前町、ここはもうかなりふくそうしておりますから、この部分は区画整理区域から除外をして、そしてバスは通さない。つまり歩道の－歩道というより歩く道によって、商店の門前町としての役割りを果たしてもらう。その方が交通の上でも、あるいは区画整理事業の上でも、何といいますか、事業の遂行に優先するものがある。このような考えであります。

○六番（古谷太郎君）　私が申し上げてるのは、区画整理事業ってのは土地なしにはできないんだっていうことです。ですから、高幡、豊田南口、土地なしでスタートを切ろうとしてらっしゃる、現実は土地なしであります。非常に大事な問題ですから、十分ひとつ土地を確保して、十分に権利者の意志が生かされるようなことになってから初めてスタートを切るように、根回しとその基礎固めを慎重にされることを意見として申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって五の三、区画整理に関する質問を終わります。

五の四、市政一般についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○六番（古谷太郎君）　次に質問したいのは、きょう市役所に来ましたら、私のロッカーに日野の広報が乗っておりました。四月一日広報と書いてあります。あしたの朝刊に入るということです。これを見てまことに驚いたのであります。私は議会へ来るのにどのバスを使ったらいいだろうかと、まず見ました。自分のことですから。九時十五分、これに乗れば何とか十時の開会に間に合うということがわかったわけです。さて、市役所に用事があって急がしい方が、この九時十五分私と一緒のバスに乗って参ります。窓口で仕事をするのに、七、八分はどうしてもかかっちゃいます。バスはもう二十分には出てしまうわけです。次のバスに乗るのに、一時間待たなきゃならないわけであります。私は、これは大変サービスの大低下になったわけであります。時間割りが書いてありました。しかも、その

時間割りは、いまならば、九時、九時十五分、九時三十分、九時四十五分、十時というふうになっております。今度は出発がまちまちでありますから、それがまちまちになっております。

今日の大増税、今日の日野市の富裕財政の中で、市民サービスを一挙に三分の一も低下する、しかも、三分の一じゃありません。いままでは十五分待てば、どんな場合にも十五分以上待たなくて済んだ。今度は二時間、八分の一ですか。サービスの九〇%の低下、これを何とか改善すべきだと私は思うんですが、市長さんいかがですか。私は議会来て遊んでりゃ何とか間に合うんです。あしたの朝入る広報だそうです。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　サービスの低下ということは、望ましいことではありませんが、日野駅と、それから庁舎とを連絡するバスは、京王のバス運行路線として、今日もすでに、ここに移って以来運行されております。そして一方に、旧庁舎は確かに、下の方の住民の方々にとってみれば、遠隔になるわけでありますから、当分の間は、それに対する最少限の、つまり不利益に対する補いはしなければならない。こういう行政上の責任感をいだいております。そして、いまおっしゃる十五分間隔のバス運行やってきておりますが、本来は、もっと早く市内に循環バス運行ができることが一番望ましいわけであります

けど、なかなか隘路があって、市民におこたえすることが、大変手間取ってることに、申しわけないというふうに感じております。

今日、その隘路というのは、一・三・二の中央線の架橋の部分、それからもう一つは、二・二・六、つまり平山橋通りの北野街道との取りつけであります。この中央線の架橋は、来年の半ばごろには、来年というよりもことしの、五十七年度の半ばごろには完成する見通しであります。大変困ったことに、平山橋の方は、少し都の財政事情との関係で、一年、二年まだ確定が延びたようでありますので、その点につきまして、何とか早く、一年でも早く完成することを願っております。

一方に一番橋通りというのが、つまり吹上との連絡ですが、これも地主さんの御理解にずいぶん手間どっておりまして、ようやくその気になっていただきつつある、事業決定が取りつけられる見通しになりました。その事業決定を行いました上で、具体的な地主さんに対します換地でありますとか、いろいろな求めもございますので、それを処理していきたい、こういうのが今日の事情でありまして、つまり市内循環バスが、仮に外回り内回り、あるいは目鏡型、こういう形におきましても、将来の見通しはありますけど、それに大変手間どっておるということが、申しわけない今日の現状であります。

そこで、特に南の方に、南の方といっても高幡がやっぱり一番要衝でありますし、七生支所があります。七生支所と本庁と、何とかバス運行でつなぐということが、もう行政の最小限の悲願でございまして、ようやく京王会社の、つまり免許を持っております京王バスの、かろうじてそういうことの協力を得られたということであります。

時間の一つまりいままでありましたものの延長運行ですから、時間の間隔ができてくるわけであります。しかし、いままでのバスは確かに十五分置きで、仮にそれが三人乗っていようと空であろうと、必要なサービスであることに変化はないんですけど、そのあたりに多少の時間の間隔ができてしまった、これを補うにはどうすればいいか、二台運行するがいいか、三台運行するがいいか、こういうことに遭遇するわけでありますけど、京王との話というのは全く当面困難なもんですから、最小限一台でやっていこうと、時間の間隔がありますが、特に下の方は駅までおいでになればバスもあるということで、御理解がいただけないものだろうかというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いまお話がございましたが、いつになったら平山一豊田の吹上の道路ができ上がる一まあ、非常に御努力してるんですから、来年か再来年にはできるのかもしれませんけど、できるまでは、とにかくサービスを低下されちゃ困る。特に申し上げたいんですが、私は自分の地元になんで困るんですが、下町、下河原、東町、万願寺、下田、新井、石田、とにかくこれはこのバス以外にないんであります。ですから、日野の停車場に行く、都バスに乗って停車場まで行く。行けるのはまだいい方です。第二日野万はいいでしょう。しかし万願寺は行けません。バスが通ってません。第一。歩いてとにかくやっとまあやれやれというところで旧役場の所まで来るわけであります。それで、とにかくこれ見ますと、九時十五分で旧庁舎に乗ってくると、大抵は九時四十分には戻れたのでありますが、これからは九時十五分に乗ると、どんなに急いでも十時半にならなきゃ戻れない、この時間割りどおりで。ですから、これ何とか研究していただきたい。もう一台とにかくライトバンでもいいからふやしてもらいたい。これはいますぐってわけにはいかない。ただ、バスの問題ですからまいっちゃうんです、これ。きょうみたいに雨が降る。お年寄りが、私がこの役場へ来るときには、お年寄りが六人ほど雨ん中立ってました。それでもまあ十五分で来るから、バスが来るからぬれても十五分。今度みたいに二時間なるとこれはもう大変です。（「善処します」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。飯山市長さんの快い御回答をいただいたと言いたいんですが、ひとつ善処をお願いしたいと思う。

次に通告しておきましたが、この間市長さんに申し上げた、市が学校の用地として土地を売らせた。その売らせたものを用

途に使わなかった。使わないから、私は売主に返してよかろうかということで、今朝早く公社の理事長の出席を求めますということを、議会事務局長と議長に申し入れておきました。どうもいつ来るのか、さっきから後見てんだけど、実は公社の松村君が来ていねえかなと思ってこう見てたんです。いないと御答弁いただけないもんですから。日野市議会、わりあい悠然としてまして、こういうときでも怒らないんですけど、普通だとこれ大変なんです。出席要求しておいて、議長からＯＫをとったから質問してるわけです。あと七分しかないんで。ちょっと市長さんにはわかんないだろうと思うんで－わかるんですか。じゃこの間御質問したのは、とにかく用途がかわると、ほかへ使っちゃっちゃまずいんで、売った地主の方に一応もし必要なら、返還交渉に応ずるとか、これは私は実はなぜこんなこと言ってるかっちゅうと、私の聞いた話ですとこうなんです。二十四万円かで坪、いろんな経費が入ったでしょう、地主から日野市が、公社が買ったそうです。それを今度、高木さんへ七十五万円で売ったっていうんです。たった四、五年の間に。高木さんもこれどうしょうもなくて買わざるを得なかったんだろうと思うです。というのは、これ公共用地で、田んぼを多摩川のふちにお持ちになってまして、今度の二十小学校のとこへちょっとかかってるわけで、やむを得ず換地っていいますか、等価換地をしたんじゃなかろうかと思うけど、どうも二十四万円をわずかの間に七十四万で売った。しかも地主には何の断りもないというようなことがもし、他に漏れた場合には、これから区画整理をやるのに土地を買う、何をやるにしても土地なしじゃできないのであります。保健センターをつくる、土地が要ります。うっかり地主は売れないということになるわけです。そういうふうな経過がございますので、私は公社の、この価額が違ってるといけませんし、説明を求めたわけです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まず断っておきますが、松村公社理事長は、きょうが任期の最終日でありまして、もう退任をいたすことになっております。それで、私きょう少し質問のことにつきましては、調べてまいりましたのでいままでの私の受け取り方と合わせてお答えをいたします。

大昌寺の土地というのは、昭和五十一年二月二十四日付ですが、約千五百平米の面積を、単価平米の七万八千六百五十円、坪当たり二十六万円程度であります。総額が約一億二千百万円、こういうことです。そしてそのときの、いま一番違う点はここなんですが、何か売らせたというふうに言われておりますが、私どもの記憶の中では、買ってくれという話がきたというふうに認識いたしております。これはちょうど古谷栄さんが、多分お寺の総代でありましょうか、そういう立場におられて、そしてそういう形の情報で市に持ち込まれたというふうに立証できると思っております。そしてそのお金は多分、大昌寺の境内の大修理に使われておるだろうというふうに思っております。そういうことでこの用地は、本来は二十小の体育館を建てたいという、いわゆる公共用の名目でしばらく持っておりましたが、日影条例とかあるいは地域指定建築基準法、それらの変更によって、要するにあの場所には正規の規格に合う体育館を建てられないということに決定をし、断念をしたわけであります。そして、校舎の土地を持つ目的といたしますのは、きわめて優先度の高い公共事業の、先行取得と申しましょうか、代替地等を含めて先行取得をいたしておるわけでありまして、その用途は、大部分は現在もまた保持しておりますが、三沢台小学校用地の代替、これは五十三年の十月で面積が二百六十三平米、それから第二十小学校の代替地として、今回いまお話の三百二十三平米、これをそれぞれ提供しておると、こういうことであります。

その他の残地は、今後に起こります公共事業の用地取得の代替等に当てていきたい。当分の間は、特に求められております自転車置場に、市に貸して暫時使用しとこうと、こういうことでありまして、確かにお寺に対しますあいさつが不十分だったと言われるかもしれませんが、そういう意味で特に公共用地の取得、あるいは大昌寺のお寺に返還を求められるかどうか、よく存じませんけど、お返しをする、また関係は説明をして理解をしていただかなきゃならない、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって五の四、市政一般に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時二十一分　休憩

午後三時五十分　再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

六の一、都道二、二、六号線の早期完成とそれに伴うバス路線の問題についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（簇野行雄君）　休憩の前には、非常に格調の高い、レベルの高い一般質問が出されたわけでございますけれども、私今度初めてでございますし、まず身近な問題、私が最も知識があるであろうと思われる問題からまず質問したいと思います。

最初に都道二、二、六号線の問題でございます。二、二、六号線、現在平山橋から川崎街道まで約五百五十メーターだそうでございますが、それが工事中なわけでございます。これがで

きますと、二、二、六号線、旭が丘小の八王子との境界から、京王住宅の平山台小まで、全部完成することになるわけで、日野市で最も問題にされている南北道路なり交通の問題の一つが解決するんではないかと、こういうふうに思います。そうすればまた、循環バスの運行も可能になるのではないかということで、地域の市民の皆様は、何とかこれ早く完成してもらいたいと、こういうふうに願っているわけであります。最初に申し上げました五百五十メーターの間の工事は、当初五十七年度完成ということで、やがて完成の予定であったわけですけれども、いろいろの都合で、先ほども市長さんも触れられましたけれども、一年あるいは完成が二年先になるのではないかというようなことであります。調べましたが、確か昭和六十年三月に一応開通するんだと、付帯工事は六十一年三月だと、完成が。というようなことが言われているわけです。

いろいろ補償の問題とか、あるいは都の予算不足とか、いろいろ問題があったようでありますが、いままでどんなふうに市では対応してきたであろうかと、こういうことをまずお聞きしたいわけでございます。都道だから都でやりゃあいいんだということではないわけでありまして、市民がどうしても早く完成してもらいたいと望んでいる問題でもありますし、市長さんは市民の代表として、なるべく早くこの工事を促進してもらいたいというふうに対策をとるなり、問題に取り組むべきことではないかと思うわけでございまして、それについていままでの経過なり、どんなふうにこの問題に対応してきたのであろうかという辺をまずお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　簇野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　お答え申し上げます。

二、二、六号線、これは都の施行ではございますが、市といたしましても、非常に重要路線でございます。したがいまして、市といたしましても、この完成には非常に注目をしておるわけでございますが、私どもといたしましては、できるだけ早く完成してほしいということで、直接のこれを施行しております南多摩建設事務所、及び本庁でございます都の建設局道路部の方に出向きまして、再三促進方をお願いをしてきております。

この事業は、御指摘のように五十七年度に一応完成予定ということに、当初の計画であったわけでございますが、財政上の問題、または家屋等の移転の問題、そういった点で時間を要しておりまして、現在の予定ではやや遅れをきたしておる状況にございます。今後も一年でも早く供用開始ができるように、私どもといたしましては、またこれからも東京都の方に十分お願いをしてまいりたいというふうに考えております。

そこで、四月の六日に、都の方の常任委員会でございます建設清掃委員会でこの間の道路の視察が行われる予定になっておりますが、その際に都の幹部も同行されますので、絶好の陳情申し上げる機会というふうに考えております。今後も極力、日野市の市民の意思をお願いをいたしまして、一年でも早く促進をいたしたい、このようにきわめて真剣に考えております。こういうふうにお答えをさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　地元の議員さんとして、きわめてわれわれの本当にもっと進んでおこたえをしなければならない点に触れていただいたわけであります。

この二、二、六号線平山橋架けかえ、並びに北野街道との取りつけの道路は、日野市の市内交通におきましても、南北の一翼を制する大変大切な事業でございます。東京都は、日野市内にもあちこち、市民に直接役立つ仕事を次々とやっていただいておるわけでありまして、大変感謝に耐えないわけでありますが、この道路につきましても、着手されてから相当年次が経過いたしております。われわれといたしましても、この循環バスを組む際に、最も期待する路線の一つでありますからして、何とか一年でも早くということでお願いをしてまいっておりますが、当初の五十五年と言われておりましたのが、五十七年になり、五十七年がまた二年ほど延びて五十九年になるかのごとく言われております。

したがって、今回都議会の関係委員会の視察もございますし、その際に都の幹部も同行されますので、絶好の陳情申し上げる機会というふうに考えております。今後も極力、日野市の市民の意思をお願いをいたしまして、一年でも早く促進をいたしたい、このようにきわめて真剣に考えております。こういうふうにお答えをさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　　この問題につきまして私は、質問通告をした後、いろいろ資料を調べていたわけであります。最近の資料では五十六年の第三回定例会、つまり九月議会でありますが、その中で行政報告に対する質疑という形で、この問題が出てきておるわけでございます。この中で市長さんがこういうことを言っておられるわけです。まずこの問題については、これから都と折衝していきたいということが第一点です。

第二に、この工事が遅れるということは、南北関係の連絡手段である循環バスの運行にも支障になる、そこで工事が何年か延びるなら、別途の方法を考えようということでいま内部で詰めているんだと、あるいは南北の交通連絡手段も、何とか暫定的な方法を考えざるを得ないんではないかと、こういうふうなことでいま検討していますと、こういうようなことを答弁されているわけです。

九月ですから、すでにそれから半年たっているわけでありますけれども、この問題、その後どのような結論が出ているのかひとつお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　南北交通の問題、特に平山橋はすでに着手されておるわけでありますから、一年でも早く完成してほしいということは、市民共通の願いであります。そして、多年にわたって循環バスのことを、まるで夢に見るごとくいろいろと取り組んでおるわけでありますが、その道路のネックといいますか、一つは中央線の架橋がようやく着手された。それから次いで同時に、いまの平山橋通りも完成することが大変望ましいわけでありますが、残念ながら少々遅れているわけであります。

そして別の手段といいますのは、私は市が白ナンバーの車でも使って、最小限の、一番範囲の狭いことであっても、市内交通の利便も図らなきゃならないというふうに考えまして、いろいろとそのことの検討いたしました。結論といたしまして、白ナンバーによる、つまり自家用車によるバス的手段、このことは全く閉ざされておるということがだんだんわかってまいりました。先ほどの質問の中の、高幡の支所に延ばすだけでも、実を言いますと二年ぐらいかかりまして、私は違法でもいいからやろうということを思い立ったわけであります。したがって、昨年十人乗りぐらいなバスを予算に計上いたして、バスとは言えませんが、小型の乗り物をやろうとしたわけですが、ようやくそのことが京王にも通じたと見えまして、やむなく大変ないろいろな条件をつけて、そして今回七生支所までの延長が認められたということになりました。つまり、京王バスは日野市周辺はもちろん、相当広域なバス路線の免許を独占的に受けております。そしてそれを含めて、他のバス的手段と申しましょうか、われわれが考えましたような市の車でも、同じ系統を走る部分が重なるならば、これは京王の同意をとらなきゃならない、陸運局は京王の同意をとってこいと、こういうことでありまして、京王はまたそれは自分の事業の権益にかかわる問題ですから、大変固いわけであります。そういうことで、自分たちの政治力の足りないことを大変嘆きつつ、今日までがまんにがまんをしておるというような状況でありまして、私は市民の支持があれば、仮に多少違法の部分があっても、これは何とか打開するぐらいな気持ちでいなきゃならない、このようなふうには感じております。別な手段というのはそういうことを思い立っておったということなんですが、なかなか困難ということの隘路をつぶさに感じておるわけであります。一層努力をいたしまして、条件整備を急ぎ、合わせて市内循環もまた含めた、市内交通の体系を早く確立したいと、このように大変気持ちとしては急いでおるわけであります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　簗野行雄君。

○十番（簗野行雄君）　循環バスの問題につきまして、いまの市長さんの御答弁でございますけれども、京王が市内の路線について権利を持っているということは、始めからわかっていた問題であろうと、いまさらの問題ではないと思うわけでございます。それは研究しなくてもわかってる結論ではないかと思います。それを踏まえて、その上どういう手段があるかということを、市長さん検討されたんではないかと、私はそういうふうに皮肉な言い方かもしれませんけど、判断して今回このような質問をさせていただいたわけでございます。

これはそれとしまして、それでは関連しまして、いま幾点かお聞きしたいわけですが、いま私市役所に参りますのに、川崎街道を通り一番橋を通りまして、あれから豊田へ行きまして、こう曲がりくねった二小のわきの道を通ってきてるわけですが、この問題を調べるにつきまして、都市計画図を見ました。あそこに二、二、五号線というのが計画されているわけです。先ほどちょっと古谷議員の質問に対して、市長も触れられていたようですけど、あれは一、三、九号線というのが豊田を横断してるわけですが、それまでは一応道路はできてるんです。それから吹上の二、二、三号路線ですか、あれまで幾らの距離もないわけです。南北をつなぐ道路としては、あれが一番簡単にできるわけです。なぜあれを完成するのにまで努力をしなかったのかと、その辺私非常に疑問にいま思ってるわけです。その辺の、できればいままでの経過なり、これからの対策なりをお聞かせ願いたいということであります。

それから、いま一点南北の交通の問題ですが、とにかく浅川が日野市のまん中を通ってると、南北交通の手段といいましても、上から滝合橋、平山橋、一番橋、高幡橋、新井橋ですか、これの取りつけ道路、あるいはこれから延びる道路を完成させることが基本であると思うわけです。この辺、基本的にどのように市では考えていられるのか、あるいは具体的にこれからどんな対策を持ってるんだろうか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいま御指摘のございました二、二、五号線でございますが、この道路は一応都市画といたしまして決定をみておる路線でございます。この道路の事業の認可につきましては、これからとってまいる予定でございますが、いままでこの路線の延長上にございます地主さん方と、数十回にわたりましていろいろ御協議を行ってまいってきたところでございます。そこで、最近になりまして、やっと地主さん方のある程度の御理解をいただきまして、五十七年度に事業の認可申請を行ってきたと、そこまでやっとこぎつけてきたわけでございます。認可申請をいたしました後、さらに地主さん方と御協議申し上げまして、用地の買収の問題、それから代替地等の問題、そういった点につきまして御協議を重ねた上で、着工に踏み切っていきたいというふうに考えているわけでございます。

それから、第二点目の浅川横断の道路の問題でございますけれども、現在考えております市道といたしましての道路は、一番橋をさらに拡幅いたしまして、この二・二・五号線を整備をしていくということと、高幡橋につきましては、すでにもう完了してございますが、その過程にございます新井橋につきましては、二・二・一一号線の都道でございますけれども、万願寺区画整理、並びに反対側の高幡の今後予定しております区画整理の段階で、道路を拡幅するとともに、橋も同時に整備をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これじゃいかにも交渉が熱意がないみたいにとられることを憂うるわけですが、二・二・五号線つまり、要するに都道から吹上まで二百メートルそこそこであります。二・二・五都市計画道路の、その間を集中的にやろうということで、全路線に通じてはその後で、とにかく道を開くということが一番だというふうに考えます。地主さんは大変少なく、五、六名、応諾をなさって下さってる方も約半数あります。しかしながら、非常に立場上自分の宅地が二分されるとか、あるいは隣りの親戚と道路境いになってしまうとか、いろいろ道路をつくる際の、何か将来そのうちに土地利用上利便が加われば、これはまた理解も早いと思いますけれども、げたばきのような橋台を建てながら進む設計になるものですから、大変御迷惑が出るわけであります。したがって、模型をつくり、また具体的ないま設計上の測量を大部分はさせていただいておりますけど、一軒だけまだなかなか御判断に時間かかっておると、こういう状況があります。

したがって、ようやくいま部長が答えましたとおり、事業決定を行いますと、具体的な補償交渉、あるいは代替土地の課題が具体的に話になりますので、その域までもっていこうと、そのことが了解をされた、こういうことであります。ですから、大変手間どっておりますけど、われわれの熱意は本当に真剣にやってるということは御理解いただきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　その点については、経過については了解しましたけれども、できるだけ熱意をもってこれに取り組んでいただいて、早期に完成していただきたい。そのことを。

それと、いま一点だけこれは要望ですけれども、きのう鈴木議員が確か、都市計画事業特別会計について意見を述べられた。その中に一・三・二号線について、建設省なりに陳情にみんな行ったんだけれども、市では乗用車も出してくれない、あるいは職員も同行しないというようなことがあって、これは非常に困るわけだと思います。建設事業については、市単独でできる

事業は非常に少ない。国なり都なりの補助、その国なり都との連携が必要であると思うわけです。ひとつその辺今後とも協議してほしい。このことを意見として申し述べまして、第一点の質問は終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって六の一、都道二、二、六号線の早期完成とそれに伴うバス路線の問題に関する質問を終わります。

六の二、西平山地域の開発と滝合小の過大化対策についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

○十番（簇野行雄君）　次に、第二点でございますけれども、西平山、中央線の南側といいますと、一丁目から四丁目でございますけれども、そのうち二丁目につきましては、宅地造成が終わりまして、ほぼ問題がないようにも思うわけです。

残りの一丁目、三丁目、四丁目につきましては、道路もまだ一つも拡幅もされていない、昔のままの農道を利用しまして、あちこちで宅地化が進んでいる、下水道もろくにできていないというようなのが現状であるわけでございます。何とかいま近い将来に、根本的な対策をとらないと、将来手がつけられなくなってしまうんではないかというふうに思っているわけであります。

昨年来この地域につきまして、住宅公団による区画整理というような話が持ち上がってきまして、昨年秋関係者に、市並びに公団による説明会が二日にわたって開かれたわけでございます。資料を調べますと、この区画整理の基本となる、いわゆるA調査ですか、これは五十六年九月の議会の議事録です。A調査が年度末を目標にいまやってるんだということで、また並行して公団との話し合いを進めているんだというように記録されているわけでございますけれども、もう年度末であるわけですので、この辺がその後どうなったか、これをまずお伺いしたいと思うわけです。

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいまの、西平山の地域の公団施行に伴いますところの、いろいろな調査が実施されてきております。それについての現状はどうかといった点につきましての御質問でございますが、御指摘のように、西平山地域におきましては、公団の施行による区画整理事業ということを、一応公団側ともいろいろお話をした上で、将来公団施行で区画整理を実施しようというようなことの一応話が協議の上でつきまして、調査に入っていってございます。それで区画整理を実施する前段のA調査といたしまして、公団と市と、それから国とで一応費用を負担をいたしまして、調査に入ってきました。これは五十六年度の事業といたしまして、実施を行ってきたところでございます。この調査で

ございますけれども、宅地供給促進計画制度という制度が建設省によって二、三年前から進められてきておりますが、その計画制度に乗りまして、公団の負担または国庫の負担を導入いたしまして、この調査が実施されてきております。一応成果といたしましては、三月の末に上がってくるということで、上がってきておるわけでございますが、今後この調査の内容に基づきまして、さらに公団側と地域の開発等についての分析を行いまして、今後区画整理事業といたしまして、どういった形で推進していくかということで、五十七年度に入りましてさらに協議を行い、その上でまた地元説明会等にも入っていきたいというふうに考えているわけでございます。面積といたしましては、六十五ヘクタールの調査でございまして、このうち公団で施工いたす予定の面積は、五十三ヘクタールを予定してございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　　区画整理にもいろいろありまして、あるいは市施行、組合施行とかいう形もあるわけですけど、公団による区画整理となりますと、まず公団では公団の用地の買収が、これが大前提であるわけであります。

昨年秋の説明会によりますと、約四〇％の用地買収をしたいんだというような、公団の説明でありました。さらに区画整理の減歩は大体どのぐらいになる見通しかということであります

が、説明によると約三五％だというような説明であったわけであります。平均しますと四〇％に、三割五分ですから、簡単に考えますと六割から七割地主が土地を減らさなければこの事業はできないということになるわけであります。あのような土地でこのように土地を減らすことに、権利者が果たして最終的に納得するであろうかどうかということは、私は非常に疑問に思っているわけであります。その辺、公団施行による区画整理をやるんだという市の姿勢ですけれども、その可能性の見通しとして、市はどう考えているんだろうかということを一点お伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　西平山の方面が、どんどん部分的な宅造、あるいは住宅が建ちまして、スコール化が進みつつある。これはもう数年来、大変懸念をされておるところであります。かって東京都住宅局が、この地域に区画整理方式による事業を起こしたいということで、着手をし、調査をし、合わせて権利者の意向もある程度はつかめたわけです。

東京都の財政事情によって、残念ながらこの都の直接的な施策は、実現を見ないで終わったわけであります。そこでわれわれの期待が外れたということになりましたので、なかなか市の事業能力では、そう多数の区画整理事業を行うことが困難であるという一つの考え方のもとに、住宅公団に都が行いましたその後の、三年ぐらい間がたってしまっておりますけれども、ある程度の要請を図ってみました。住宅公団でも、都市の近郊にこういう一つのチャンスがあるということは、かなり事業をおろす魅力として考えられたようでありますし、私どもも幹部の方にいろいろとお願いをしてまいりました結果、当初は東京支社がある程度事業をおろす範囲で考えておりましたようですが、取り組んだわけですが、われわれの希望が、区画整理方式による排水あるいは道路交通、これらを含めた基本的な西平山の整備を要求しましたために、区画整理事業で行うには、本社でなければ担当できないということになりまして、本社の開発本部にその事業が移管をされました。それ以来、いま一年以上たっておりまして、大変精力的に一時調査は行われました。

それで、いま言われるとおり、公団買収に四〇％程度用地を確保したい、その上でかなり高度な減歩率になるわけですが、そういうことが整えばやれると、こういうふうな判断はあるわけであります。しかしながら、確かにいま言われるような、地主さんの立場としてみますと、ジレンマが出るわけでありまして、整備は望ましいが土地が余り減っては困るということも、現状あるわけでありまして、ある程度これからの課題にかかってきております。なるべく早い機会に、公団ともう一遍協議を詰めまして、われわれの腹もある程度できておりますので、それによってかなり思い切った交渉をやってみたい、このように

考えておりますが、地主さん一つの条例、つまり公団が事業をおろすということには、単なる日野市の手伝いをするということではなくて、やっぱり住宅建設の事業がやれるという条件が必要になるわけでありまして、もしこれが実現できますならば、大変整った造成ができることは間違いありませんが、要するに地主さんの協力が得られるかどうか、問題はここにかかってきていると思います。われわれの感触では、どちらかというと、すでに既存の小住宅の方が困難な場合が多いはずでありますけど、むしろ小住宅の方は、住んでみればそういう整備手段をとらなければ、周辺と言いましょうか、できてる市街地並みのことにはなりませんので、そのことの理解はかなり得られたと、このような感触でございます。これからの大きな課題として、これまた少なくも今年度あたりには、結論を出さなければならない重要課題であると、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　　最初に申し上げたと思いますが、すでにこの地域には相当ばらばらに宅地もできているというような現状であります。同じく公団の説明によりますと、いままでは区画整理は大体一ヘクタール当たり内の宅地が四戸までは可能で、それ以上あると無理だとありますけれども、現在調べてみると約八戸あるんだということであります。ということは、これ以上宅地が区域内にふえると、もう区画整理事業はできな

いんではないかというようなとこまできているわけであります。住宅公団なり、地主なり、権利者が承諾すれば結構でありますけれども、はなはだ見通しもむずかしい事実を経過して、その間に宅地化が進み、どうにも手がつけられなくなってしまうということも困るわけでありますので、区画整理なり開発にしても、必ずしも住宅公団による開発ばかりでない、ほかの方式もあるわけでありますので、至急早い機会にこの辺の結論を出していただきたいと思うわけであります。市長さんは、市でほかのとこをやっていて手がつけられないから、ここではできないんだというようなことも、いま発言されたようですが、市施行でできないから住民が犠牲になって、住宅公団に土地を提供してやりなさいということでは、いかにも行政の不公平だと、こういうふうに思うわけであります。

いま一点このことについて、きのうでしたか、区画整理に触れまして、竹ノ上議員さんでしたか、要するに住民参加という形で推進しろというような御意見が確かございました。この問題について、いままでそういうことがなされてきたかどうかというと、私はなはだ疑問に思うわけであります。すでに、権利者なり関係者に相談しないで、住宅公団と、いま市長さんからも話がありましたが、何年か前から話を進めてきたんだというようなことであります。それでは、住民参加、住民参加と、かけ声はありましても、実質的には住民参加ということは無視されているといると、私はそのように思うわけであります。これからは、その辺も考慮されて対処していただきたいと思います。

次に、滝合小の過大化の問題でございますけれども、確かにいま児童数が約千人ということでありますし、この区域では将来、宅地化も進むであろうということを考えますと、何とか二小との関連もありますし、手を打たなければならないんじゃないかと、何か仮称二十二小というようなことで、検討されているんだということも聞いておりますけれども、この辺長期的にどう考えていられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　滝合小にかかわります件につきましては、いまおっしゃられましたとおり、千名を超えるような大規模校と、確かに滝合小は昭和四十六年に開設されたわけですが、その時点では七百三十名程度の児童数で開校したわけですが、年々児童数が増大してまいりまして、昭和五十一年には千二百という児童数になりまして、ただ昭和五十二年に旭が丘小学校が開校されることによりまして、中央線以北から滝合小へ通っている子供さんたちが、旭が丘小学校の方に二百名ほど一応分かれて、かろうじて千名の台の学校というような形でおさまってるわけです。ただいま滝合小学校につきましては、固有教室が二十七教室と、それに特別教室六教室を持ってる学校でございまして、昭和五十六年度のクラスは、ちょうど固有教室いっぱいいっぱいが二十七クラス、千六十四名というような学校で、確かに日野の中では、一番児童数の大きい学校と。千名以上超えてる学校といいますと、これ以外にあと一小、二小だけで、それ以外は全部千名以下の学校でございますけれど、そんなような状況でございます。

ただ、昭和五十三年ごろから、全体的に人口の鎮静化と申しますか、こういう状況が生じてまいりまして、滝合小学校につきましても、旭が丘小学校を分離した以外については、ほとんど千から千五、六十のところを上下するような状況で、横ばいをずっと続けていると、ちなみに五十七年度、本年度の一応推計ですけれど、学級数は本年度よりも一学級ないし二学級クラスが落ちるんではないかと、二十五か二十六学級規模の学校に落ちつくということで、児童数の方も、千六十四から千四十程度の学校に落ちつくというような状況を持っております。

これから先、将来の五カ年の推移、こういうものをずっと見てまいりますと、社会像というものが、あの地区ですから当然考慮されなくてはならないわけですけれど、現在滝合地区の学区域内の、五歳児、四歳児、三歳児、こういうのをずっと累計していきますと、ほぼ現行の横ばいと、六十一年になりますと千名を割って、九百九十ぐらいの学校規模の学校になると、こういうようなデータが出てまいりまして、当然一応プレハブ教室を使って授業をするとか、そういう状況だけは避けられているわけでございます。ただ先ほどもお話が出ましたように、西平山のいわゆる開発、これに伴う宅地造成等がおきてくるような状況になりますと、これはもう何といっても、とても滝合小で収容できるような状況ではなくなってまいりますし、ぜひそういうような大きな開発が行われる時点では、少なくともその開発と合わせて、小学校用地あるいは中学校用地を学校用地として確保していただきたいと、このようなことで、いずれにしても、今後の状況というものにつきまして、よく対応しながら、推移を見ながら対応していきたいと、こんなように考えております。ですから、具体的に何年度に滝合小を母体校にした新設校をつくるという、そこまで教育委員会の事務局の方としては、当面考えていないと、どちらかといいますと、西平山の開発問題と絡めながら、この問題に対応していきたいと、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　滝合の過大化につきまして、もちろんいろいろ検討し、ある程度の見通しも持ってるわけでありますが、先ほどの私の説明で落としたんですが、住宅公団が地積四〇％ほど確保したいという中には、中学校校地一校、小学校校地一校、そのほか福祉文化施設等をつくる、それらの用地、これが皆含まれておるわけでありまして、つまり地元が

やっぱりこの開発するには、当然それらのことは伴うことですからして、そういった大きな基本的な契約は持っておりますが、それができない場合にはどうするかという問題が残っておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって六の二、西平山地域の開発と滝合小の過大化対策に関する質問を終わります。

六の三、平山小の校庭拡張と幼稚園移転問題についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

○十番（簇野行雄君）　大分お疲れのようですが、いましばらくですからおつき合い願いたいと思います。

最後に平山小の校庭の拡張と、第二幼稚園の移転問題についてお聞きしたいと思います。私は、教育行政ではまず、義務教育の充実が最優先すべきではないかと、こんなように考えています。幼児教育なり、あるいは社会教育も必要であるけれども、まず中学校なり小学校なり、義務教育施設の充実を最初に取り組んでいかなければならないんじゃないかと、こう思っています。

平山小は昭和四十二年開校でありますけれども、用地買収に絡んだ問題とか、校庭につきましては、非常に当初から問題の多い学校でございました。現在も校庭の広さでございますけれども、日野市の平均が、小学校では一人当たり約十一平米ということでございます。ところが平山小は、一人当たり約七平米だということであります。これは第二小と、第二小も狭いわけですけれども、それと並んで一番校地が狭いわけであります。平山台小学校が開校しまして、過大化の問題は一応は避けられたわけでありますけれども、校庭が狭いという問題は依然として残っているわけでございます。

御承知のように、この平山小の校地に続きまして第二幼稚園が、これは昭和四十年に開校でございますけれども、約二千五百平米の面積をもってあるわけでございます。むしろ、この幼稚園が平山小の校庭の一角を占めているといった方がわかりやすいような状況であるわけでございます。この問題も、五十五年の第四回定例会といいますから、そのときの資料調べましたら、一般質問でやっぱり討議されているわけでございます。その中で市長さんの答弁ですが、こういうことを言っていられるわけです。平山小が将来周囲の開発によって、過大化するかどうかはまだはっきりしないと、それと幼稚園用地をいままでどおりとして果たしていいものか悪いものかということも、どっちともまだ言えないと、その辺将来の研究課題であると、こういうふうに何かわからないような答弁をされているわけです。

このことが一つと、これに隣接していま下耕地区画整理組合というのが設立されまして、区画整理事業が進行中であります。この五十五年の第四回定例会の時点では、まだその辺ははっきりしていなかったわけでございますけれども、中に区画整理用

地以外に都有地があるということで、このことについても市長さんはこんなふうに答弁されているわけであります。中に都有地があると、これをまとめて都の施設なり何なりを誘致することもひとつ考えているんだということも答弁されているわけでございます。大分工事も進みまして代替地も進みました。そして、現実には平山小の校地に続きまして、約二千平米の土地が一応市で使える段階で確保されてるようであります。幼稚園も四十年開設、来年は十八年になりますか、法定耐用年数といいますか、すでに建てかえの時期もきている、何か白ありの被害で、相当建物も傷んでいるんだということも聞いております。ぜひこの機会に、義務教育優先というような立場から、ひとつ幼稚園の移設なり、校庭拡張問題について、ひとつ積極的に取り組んでもらうことを要望したいと思うのであります。

なおこのことにつきましては、昨年の暮れでございましたか、平山小ＰＴＡの関係で、校庭拡張についてということで陳情がなされているわけであります。趣旨は私がいま申し上げたようなことでありますが、小学校の父兄のみならず、校庭をスポーツに、あるいは集会に、いまのところではほかに施設がないので、使わなければならないというような事情もあるわけでございますので、これは地域の市民の切なる願いであるといってもいいわけだと思います。ぜひ真剣に、この問題が早期に解決されるようにひとつ検討なり具体化をお願いしたいということであります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　義務教育優先は、これはもちろん大前提であります。いま小中学校、日野市は二十七ですか、小学校十九、そして間もなく二十をつくろうとしておると、それから中学校は八つあるわけでありまして、その中の十ばかりを、私は、短い任期ではありますけど積極的につくってまいりまして、人口急増時代の後始末を一応したという感じでおります。

それで、個々の学校については、それなりの問題があるわけでありまして、いま地域代表の立場でもある簇野議員さんの言われることは、もう言われる先からよくわかっております。したがって、可能性が生まれたということですから、可能性があるってことは明るくなったということになるわけでありますので、そのように御理解をいただいていいと思っております。つまりそれは、下耕地という区画整理地域の中に、周辺にありました都有地を核にして、一定規模の用地が替地としてセットされております。これに日野市の土地も一部ございますので、何か精算金を払うという形でその用地が確保できると、これはあなたの前の林議員さん方の努力もありましたし、その地域の御配慮は十分受けとめて、そしていま言われる幼稚園の移設、これらの実現は今後の課題として、十分地域にこたえられるとい

うことを言明申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって六の三、平山小の校庭拡張と幼稚園移転問題に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十四分散会

四月一日　木曜日（第十日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第十号

四月一日　木曜日　（第十日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子君	十六番	夏井明男君
二番	福島敏雄君	十七番	黒川重憲君
三番	小俣昭光君	十八番	古賀俊昭君
四番	小山良悟君	十九番	市川資信君
五番	谷長一君	二十番	藤林理一郎君
六番	古谷太郎君	二十一番	名古屋史郎君
七番	馬場繁夫君	二十二番	竹ノ上武俊君
八番	馬場弘融君	二十三番	米沢照男君
九番	高橋徳次君	二十四番	中山基昭君
十番	旗野行雄君	二十五番	大柄保君
十一番	一ノ瀬隆君	二十六番	秦正一君
十二番	板垣正男君	二十七番	奥住芳雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	石坂勝雄君
十四番	川嶋博君	三十番	高橋通夫君
十五番	飯山茂君		

欠席議員（一名）

二十九番　滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	福祉部長	坂本金雄君
助役	野呂章君	水道部長	土方武彦君
収入役	成井正夫君	病院事務長	小山哲夫君
企画財政部長	生野清君	教育長	倉又秀作君
総務部長	加藤一郎君	教育次長	長沢三郎君
市民部長	加藤一男君	清掃庶務課長	大谷俊夫君
生活環境部長	伊藤正吉君	図書館長	砂川雄一君
都市整備部長	結城邦夫君	選挙管理委員会事務局長	小山光之君
建設部長	中村亮助君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高亮君	書記	串谷平君
次長	平敏男君	書記	田野川雅君
書記	五十嵐隆君	書記	平省弘君
書記	栗原尭次君	書記	和三君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十七年四月一日（木）

午前十時開議

午前十時三十二分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

一般質問に先立ちまして、昨日の古谷太郎議員の一般質問の持ち時間の件について、議会運営委員会の結果を踏まえて議長から申し上げたいと思います。

日野市議会の会議規則の五十五条の三項に、質問者は質問時間と答弁を含めて一時間三十分以内とありますので、昨日の問題は議長の計らいにも不手際な点があったと思います。今後は質問時間を含めて一時間三十分以内でいたしたいと思います。さよう御了解願いたいと思います。

次に、本定例会の日程について議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　一点、御報告申し上げます。

昨日、一般質問の終了後、議会運営委員会を開催いたしまして、来る四月六日火曜日でございますが、一般質問の予定になっております。この日に東京都の建設清掃委員会が日野地区を視察いたしますので、このために市長、また担当の部長さん、それから正副議長さんがこれに出席をいたします。そして市内を案内し、説明いたしますので、この関係がございまして六日は休会といたすことに決しましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　議会運営委員長の報告に御質問がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは一般質問に入る前に、理事者にも議長から要望を申し上げておきます。質問の答弁に対しては簡潔に、しかも資料等は速やかに提出していただくことを要望しておきます。

七の一、五十七年度予算編成についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　五十七年度予算編成について質問をいたします。今定例会は一般質問と予算審議が前後いたしましたので、予算内容につきましては審議を通じて広範囲にわたって質疑応答がなされております。したがって、その重複を避けて二、三質問をいたします。

五十七年度予算は自民党政府による軍備の拡大、国民犠牲のにせ行政改革、そして鈴木都政による減量経営と称する各種補助金の削減など、さまざまな負担のしわ寄せが一段と強められてきております。今後、さらにこうした地方自治体への負担のしわ寄せが一層強められようとしております。

そこで、まず一点お伺いいたしますが、こうしたにせの行政改革、そして都の減量経営によるマイナス影響が額にしてざっとどの程度五十七年度では出ているのか。今後の見通しについ

てお伺いをいたします。

二点目は、各種の基金の積立金の問題でありますけれども、これからの市の施策を市民の要求にこたえて積極的に進めていくという上で、一定の基金の積み立ては必要だというふうに私は考えております。その積極面は評価をしたいと思いますけれども、これまでの基金積立の各年度の経過を追ってみますと、五十一年度が約八億三百万、五十二年度が七億一千万、五十三年度が六億三千万、五十四年度が十二億三千百万、五十五年度が十億二千五百万、そして現在三十五億ほどの積立金が現在高として積まれております。これから都市基盤整備、いわゆる下水道事業を初めとしたさまざまな事業が予定されております。それに備えての積立金でありますけれども、一市民の立場からこうした状態を見た場合に、さまざまな要求が多様化して存在する中で、積んでおくくらいならこの要求くらいできるんじゃないかという率直な、素朴な意見、感情があるかと思います。

今日まで年々積み立てられてきたこの基金、今年度の予算でも各施設の設計費が計上されております。当然のこととして建設費が近い将来計上され、執行されるわけでありますけれども、当面どのような基金の運用の計画になっているのか。ある程度見通しが立っていたら伺っておきたいと思います。

三点目は、予算審議の中でも若干触れましたけれども、法外援護の問題であります。私はここ何年かの予算執行の状況から見て、もっと市独自の法外援護に力を入れるべきではないか、こう考えております。この点について、法外援護を市独自として具体的には予算を増額していく考えがあるかどうか、伺っておきたいと思います。

四点目は、教育費の教育内容を充実させるための諸施策の予算化の問題でありますけれども、きょう、この場では父母負担の軽減について一点伺っておきたいと思います。

昨年の九月、十二月の議会で、特に教育費の問題で私は質問をしてまいりました。そこで指摘もしてきたわけでありますけれども、五十年度決算で見ますと児童生徒一人当たりの父母負担軽減費は千七百九十一円でありました。その後、多少の削減等がありまして五十五年度決算では児童生徒一人当たり七百二十二円ということで、父母負担の軽減という点で大幅に後退をしてきている。これを予算を増額させる中で父母負担の軽減を図っていく必要があるということを強調してまいりました。その結果、五十七年度予算では一定の増額が図られました。ざっと総額で三千五百十二万二千四百円の予算化が図られました。これは五十五年度決算の予算執行額が、ざっと千五百九十万程度ですから、大幅な増額であります。この点は積極的に評価をしたいと思います。

しかし、児童生徒一人当たりで割ってみますと千五百二十九円の父母負担の軽減費、その予算化ということになります。したがって五十年度決算予算執行額と比較して、なお回復されていないという状況にあります。今後、引き続き市費負担の軽減だけでなしに、教材教具の予算の増額や、あるいは就学援助に対する積極的な取り組み等々、教育内容の具体的な充実を図るという点で、目的意識的に今後も取り組んでいく必要があると私は考えております。きょうはこの父母負担の軽減について、引き続き意識的に取り組む必要があるという点を強調し、これに対してのお考えをお伺いしたいと思います。

以上、まず四点質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の、臨調絡みの要因による五十七年度予算のマイナスあるいは減額等の見通しはどうかという御質問でございます。

この御質問につきましては、事務ベースで申しますならばはっきりした結果が出ますのは決算を踏まえてという答弁が一番正しいかと思います。ただ、具体的な例としますと、たとえば当初、国の予算におきまして医療保険、高額医療ですが、これの負担限度額等のたとえば三万九千円から五万一千円の変更というような問題も、現在では現行どおりというふうな据え置かれているというふうな情報も、きのうあたり入っているようでございます。そのような変化の中でありますので、直接的な影響ということをここで云々することはできないと思います。ただ、われわれの方と予算編成の過程においてはっきり意識的にとらえました点は、教材教具、いわゆる補助、国の方の平均補助率の一〇％削減という面における教材教具への影響、この点につきましては確かに一〇％程度の減額を考えて編成した事実はございます。それ以外には、決算を待ってというふうにお答えしたいと思います。

二点目の基金についてお答えいたします。御承知のとおり、基金には種類があるわけでございます。その基金を運用資金すなわち運転資金として活用する形の基金と、ある目的のために積み立ててその目的の時期到来のときにそれを取り崩して使う、積み立て性格の基金等がございます。当市におきましては運転資金的な基金につきましては、現在五十六年度積み立て予定額の上では七億八千万ばかりあるわけでございます。それから目的意識的な基金といたしましては、三十六億四千万ばかりの予定額が想定されております。お尋ねの件は、この後者の積立金についてだと思います。

この目的を持って積み立てております基金につきましては、御質問の中でも触れられておりましたように、今後、公共施設を設立していく際に一般財源不足の充当のために取り崩して、それを有効に使っていく、そのような計画になっております。五十八年度予算から取り崩しの形が出てくる。そのように財政

当局は予定しております。

三点目、四点目につきましては、財政サイドでのお答えとしては法外援護の内容、これは補助、いわゆる対象の拡大という問題と単価のアップという問題が含まれておると思います。単価のアップもさることながら対象の拡大、いわゆる新しい分野への視点の拡大という問題を含んでおると思います。これは政策的に考えていく必要もあると思います。それらにつきましては主管部局の要求を正確にとらえる、財政当局としては増額していくというような決意を持っております。

四点目も教育関係の父母負担軽減の問題でございますが、あえて財政へのご質問というふうに理解いたしましてお答えいたします。確かに御指摘のとおり児童割りでは現状維持でございます。五十七年予算編成のときにおきまして、われわれの想定いたしましたのは教材教具等の児童負担の増額ということを三年計画の中で水準を高めていきたい、このような想定を持って査定いたしております。その計画に従えば、当然五十八、五十九というあと二年度の間に追いつき追い越せというか、ちょっと表現が適切でございませんけれど、そういうような形の中で予算遍成をしていきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　一点目の臨調行革との関連で、五十七年度予算のマイナス影響については現時点では教材教具の国の支出金が一〇％カットという点がはっきりしているだけで、あとは決算を待たなければはっきりした数値が出ない、こういうお答えでありました。確かにそういう側面があるかと思います。しかし、臨調の答申などを見ますと国から地方自治体に対する各種支出金、これを大幅に削減しよう、こういう方向で進んでいることは明らかであります。今後も引き続いてこの問題については、単に流れに沿ってそれに従うという姿勢ではなくて、積極的にこういった地方自治体への負担のしわ寄せ、ひいては国民生活、市民生活へのしわ寄せにつながる、こうした動きに対してその実態を市民に常に明らかにしながらこれに抵抗していくという姿勢が特に重要だろうと考えております。この点を一点、強調しておきたいと思います。

それから基金の問題でありますけれども、それぞれ目的別に積み立てが行われております。その必要性についても私は理解をしております。ただ、これまでのここ一、二年の五十四年度、五十五年度決算の結果を見てみますと、年度の途中で当初予定していなかった税の増収が年度末で見込まれるということで、この増収分を積み立てに回すという点、それから当初予定していた事業を執行できない、いろいろな事情もあって執行できない、その分も積み立ててしまうという形で積み立てが行われてきております。

私は積み立てというのは少ないよりも多ければ多いほどいいという側面があります。同時に執行できなかった予算、これも引っくるめて全部積み立てに回すというのはどうだろうかという率直な気持ちを持っております。少なくとも翌年度の予算執行に振り向けるといいますか、そういうことが必要ではないかと考えています。もちろんこれからの近い将来のさまざまな事業計画を考えますと、幾らあっても金が足りないという状況も一側面ではあります。

ですから可能な限り積み立てておきたいという財政当局の心情は理解できないわけではありませんけれども、しかし、まだまだ解決されない市民の要求も残されているわけですから、この点の的確な調整、判断が必要ではないかというふうに考えております。この点についてお答えがあれば伺っておきたいと思います。

三点目の法外援護でありますけれども、増額の考えがあるというお答えでした。かなり私は力を入れるべきだというふうに思っております。五十一年度決算と五十七年度予算との対比で見てみますと、民生費は五十一年度一〇〇として一九二・五という伸び率になっております。扶助費、全体の扶助費の総額ですけれども、これが一八七・九、これに対して法外援護は一四三・〇ということで、他の費目の伸び率と比べて相当下回った数値になっております。御承知のように物価高騰その他さまざまな経済情勢によってボーダーラインといいますか、生活保護家庭の生活実態、大変な状況にあります。こうした市民生活の実態に即して積極的な市独自の援助が必要だというふうに考えております。この点については他の費目の伸び率との比較で、積極的に取り組んでいただくように要望をいたしておきます。

教育費の父母負担の軽減について、これもこれからも引き続き意識的に取り組むという立場からの御答弁がありました。これも一概に他市との比較だけで考えていくわけにはいきませんけれども、日野市だけの過去五、六年の経過をたどってみましても現実問題、多少の削減等が行われて児童生徒一人当たりの額ではまだ回復できない状況にあるという点を十分認識されて、一層の取り組みを要望しておきたいと思います。

基金の積み立てについて一点だけ再質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

五十七年度の一般会計並びに特別会計の委員会等での予算審議を通じまして基金の問題、あるいは余剰財源の問題、財源充当の問題等いろいろ討議されてまいりました。私もいろいろの御意見を拝聴し、それらの意見の中から基金の御指摘の調整という点につきましては十分監督するところもございました。今後、基金の運用あるいは積み立てにつきましては、いわゆる予算規則上の手続の範囲内でできる限りのことをしながら、余った財

源を適正な充当科目に充てんしていきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって七の一、五十七年度予算編成に関する質問を終わります。

七の二、市民サービスを低下させている職員配置の状況を改善せよについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○二十三番（米沢照男君）　市民サービスを低下させている職員配置の現状を改善せよについて質問をいたします。

地方の自治体に対する人件費、これに政府自民党などが盛んに攻撃をしてきました。とりわけ五十年、五十一年度以降、全国的にこうした動きが強められてまいりました。私も少ない経費でより効果的な行政事務を執行していくという点では、全く異論はありません。日野市もこれまで人件費の節減ということで、かなり力を入れて取り組んできたと理解をしております。しかし、今日各職場の状況、つぶさに実態をつかんでいるわけじゃありませんけれども、一、二私の気がついている点でももっと適正に職員を配置していかないと、市民サービスが事実上低下をしてしまう。こういう懸念を私は持っております。予算審議の中でも若干やりとりがされましたけれども、現状をどう認識されているのか。この点についてまず伺っておきたいと思います。

二点目は、これは市長にお伺いしますが、今度の議会でも、過去の議会でも何回かありましたけれども、ラスパイレス指数についての若干のやりとりがありました。しかし、その答弁がラスパイレス指数を是とする立場でやりとりがされているように受け取りました。私はあのラスパイレス指数という一つの物差しは、全く現状に即してないというふうに考えております。この点について、ひとつ市長からラスパイレス指数に対する見方、考え方、どのように認識されているか、この機会にもう一度改めて伺っておきたいと思います。とりあえず二点、お伺いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは第一点目の御質問、お答え申し上げます。

ただいま御質問をいただきましたが、職員の適正配置という現状の認識でございますけれど、われわれといたしましては常日ごろからこの問題につきましては意を尽くしているところでございますけれど、今日の社会情勢、こういった中から見ますと、安易に職員を増員する、こういうふうなことは許されない状況にある。このように認識しているわけでございます。そういう中で、一方におきましては行政サービスの低下を招くことは避けなければならない。こういうような問題もございます。大変困難な時期に直面はしている。このように私は認識しているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近年、国家公務員と地方公務員の給与の比較の数値として、自治省がラスパイレス指数という国家方式をとって、そして給与体系のあり方について一定の間接的指導を行っておる、こういう状況はございます。ただ、ラスパイレス指数というのは、国家公務員の場合は比較的学歴の高い行政職の人が多い国の公務員構成が現実な姿でありまして、地方自治体では比較的学歴を必要としない、そういう施設サービス等の職員も多くいるわけでありますから、その比較を直接に物差しとするということには少々当たらない面もありますし、われわれもその計算の仕方そのものが多少異論を持っておる面もあるわけであります。

したがって、なにかラスパイレス指数が高いと給与の一般水準が高過ぎるという目で見られる、また、そういうふうに見たい、そういう意味もこの数値で間接的な判断材料になるという面もあるわけでありますが、かって人口急増都市、こういった場では、大阪の府下、あるいは東京の都下、こういう都市においてかなり高い数値ということの批判に使われたわけであります。われわれも大いに参考にはしなければなりませんが、日野市の場合、近年高齢者の退職をする時期にもかかっておりますし、給与表も毎年といいましょうか、組合との交渉の中でなるべく適正にしていく、こういう努力も経まして、何年でしょうか、初めラスパイレス指数というものが物差しとして使われた当初は、百二十幾つというのがほとんど大きい都市の給与の状況にありました。年々そのことの適正な方向へということで努力をいたしまして、百二十以上の市はかなり少なくなってまいっております。われわれ当市におきましても、現在一一七・七、こういった状況で、特別に高水準だという指摘は、ないわけであります。（「十五以上は多過ぎる」と呼ぶ者あり）

いわゆる中央政府の間接的な指導ということで、近年は高いレベルの市を公表いたしました。あるいは都県を通じて何となくというよりもかなり露骨に指摘をする、そういう傾向もあります。財政事情が非常に高くなる今後の自治体の傾向にありますし、わが市の場合も、いま基金のことも言われておりますけれど、高い用地を買う、たとえば市民施設、スポーツ施設をつくるために国有地を買う予定がありますが、あるいは下水道の事業に入る、そういう状況になりますと予想されますのは五十九年、六十年あたり、もう財政の、それらの事業は、財政を非常に圧迫をすることが見込めますので、なるべくそれの調整がつくような、そういう体制をつくっていこう、したがって人件費というものをこれから先行きこれまでの制度の定年制でありますとか、あるいはなるべく自治体行政の行政サービスと、それから市民生活、これの限界といいますか、負担の明確化をや

っていくということも必要でありますし、それらのバランスの中で一定の給与水準を保ちたい。まあ、都や国の、むしろ国でありましょうが、指導は要するに国家公務員と地方公務員と同じ給与水準に置けという、指導というべきでありましょうか、そういうふうに言われておりますが、地方自治体は非常にきめの細かい市民サービスの仕事がありますから、ある程度の給与水準を保つということはこれまた職員の生活の上にも、あるいは意欲を持って仕事をするというためにも、あながち国が一つの指導対象として考えておる、そういうことであってもまたこれ適当でない、やっぱり努力目標は努力目標として考えているわけですが、計算指数そのものにも多少計算の仕方というものがあるわけですから、今後、全く国の指導に沿っていくというふうなことではなくて、自治体の自主性におきまして適正化、それから財政配分の中のまた給与であるということも十分配慮して能率を上げる。それから、先ほど総務部長が答えましたように人事配置の適正化もしなきゃなりませんが、なるべく、少数精鋭といったら極端かもしれませんけれど、やっぱりそれは私も職員に少数精鋭でやろうというふうにも言っておるわけでありまして、市民の側から特に指摘をされましたりすることがあってはならない、こういう考え方で、このラスパイレス指数のことについても一定の方針を持っておる。こういうふうにお答えしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　職員の適正配置についてですけれども、先ほど部長からお答えがあったように、いまの厳しい状況の中で安易に職員をふやすことはできない。こういうお答えです。そのとおりだろうと思うんです。しかし、前にも私強調したことがありますけれども、絶えず行政全般の進行状況、そうして職員の配置等十分検討しながら、部分的な修正も加えながら全体的に効率的な行政を進めていくということが必要だろうと思っております。一、二私の知っている範囲で指摘しながらお答えをいただきたいと思います。人件費問題、職員の配置問題については後日また十分検討した上で、再質問をしたいと思っております。

　一つは、予算委員会の中でも若干やりとりいたしましたけれども、草刈り条例に基づく施策でありますけれども、一人の職員も配置されてない状況です。私は直接そこの担当の職員を呼んで実情を聞いてみたことがあります。一人の職員が雑草が放置されている状況を知って、すぐに通知をする。しかし、なかなか返事が来ない。来てからまたそれを処理する。どうしてもやらない場合には代執行ということになるわけですが、かなり手間暇のかかる事務のようであります。ところがちょうど草刈りを積極的に施策としてやらなければならない時期と、防災の関係の仕事の時期が重なるということで、事実上一番忙しいその時期、その仕事に専念できない状況にあるということから、市内至るところで雑草が生い茂ったまますぐに処理できない状況になる。こういう実態があります。私は少なくとも条例をきちんと定めて、自由な施策として位置づけて行っている仕事ですから、一人くらいの職員は配置していいんじゃないでしょうか。もちろん暇なときは別のポストに一時期振り向けるということはあって当然だと思いますけれども、そういう状況があります。

　それから生活保護家庭に対するいわゆるケースワーカー、一人当たりの担当世帯、これが大変数の多い状況にあります。ほとんど訪問できない、そういう状況があります。私はこういう点で、もっとかゆいところに手の届くような生活保護行政、いまの現状では私はできないと思っております。ほとんど手が足りないという状況の中で生活保護行政がやられているという状況があります。私は先ほどもちょっと触れましたけれども、現にやっているかどうかわかりませんが、何年かに一遍、たとえば二年なり三年なり、期間は一定の期間でいいと思いますけれども、全体を見渡して職場のそれぞれの部門部門の職場の状況がどうなのか、仕事の量と配置された職員との数の関係、この点をきちっと定期的に点検しながら部分的な修正を図って行くということをしないと、結局市民サービスに欠けてしまう側面が出るんじゃないだろうか。予算委員会の中でもアメリカシロヒトリの除去の問題で、大変市民にとっては不都合なお答えがあったようですけれども、それが即職員の配置が不適正だからというふうに短落的な言い方はしませんけれども、一つの例としてですね、そういうことがやはり往々にして生じることになるんではないかという懸念をしております。その点についてお答えをいただきたいと思います。実態を踏まえてどうこの点についての点検と適正な配置をしていくか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま御質問いただきました。個々の事例を挙げられての御質問でございます。

　職員課、いわゆる定数を管理する立場におきましては確かに個々の問題、このような状況がありますが、全職場の適正化というようなことで全体の管理の中におきましてはやらざるを得ないわけでございまして、ただいま言われました個々の問題、確かにそのとおりかもしれませんが、これらに対しては今後全体の中におきまして、先ほど指摘にもございましたとおり必要性というものは痛感しておりますので、定期的な調査といいますか、こういったものを今後さらに徹底いたしまして、この適正化を図っていく。このように努力をしていきたいというふうに考えております。個々の問題につきましてはお答えができないわけでございますけれど、今後そういう中で、全体の中で努

力していく、このようにお答え申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　あとの質問の予定もありますので、最後、意見を述べてこの問題を終わりたいと思います。

一つは、定期的に点検をしながら部分的な是正、修正を図って適正に職員を配置して、少なくとも市民サービスは低下させない、市民に不快な思いをさせない、あるいは雑草の例一つ取り上げましても、必要な時期にきちっとした手が打てない。仕事が渋滞してしまうというふうな状況は、せっかくある条例に基づく施策がスムースに進行しないという実態があります。これは一つの例でありますけれども、そうしたことを見て見ないふりをするのではなしに、実態に即した適正なやはり行政が必要だろうと思っております。同時に、むだを省いて効率的で民主的な行政改革を断行する、こういう決意も必要だろうと思います。漫然とした行政事務の執行ではなしに、絶えず自己点検をしながら市民の立場に立った民主的な改革を進めていく必要があると考えております。この点についても今後の取り組みに期待をしながら強く要望しておきたいと思います。

ラスパイレス指数の問題について、先ほど市長からお答えがありました。前にも申し上げましたけれども、このラスパイレス指数というのは地方自治体の職員、これが学歴別、あるいは経験年数別の職員構成が全く国と同一だ、こういう仮定のもとに示された一つの指数であります。したがって、国と地方自治体の職員、この状況が全く同一などとはあり得ないわけですから、この指数というあくまでも一つの参考にすぎないというふうに考えております。この点については市長の考えはそのとおりだというふうに私は思います。一言、最後に意見を述べてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって七の二、市民サービスを低下させている職員配置の状況を改善せよに関する質問を終わります。

七の三、給食作業員の苛酷な労働条件を改善せよについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○二十三番（米沢照男君）　給食作業員の苛酷な労働条件を改善せよについて質問いたします。これは正式には給食調理員が正しそうですから、そのようにこの場をかりて訂正をしておきたいと思います。

まず一つは、給食調理員の定数の問題でありますけれども、国の基準、都の基準があります。日野市の場合に給食調理員の定数の基準は、東京都の基準より低い現状にあります。そのために大変な状況に置かれていると思うんですけれども、この定数はどうして現状、都の基準より低いのか。その点、まず一点伺いたいと思います。

それから代替職員が配置をされないということから、給食調

理員が風邪を引いたとか、腰痛だとか、その他さまざまな身体的な問題を抱えていても、ほとんど休めないという状況があります。つまり休めばそれだけ就労している給食調理員に負担がかかる。流れ作業ですからなかなか手が抜けないという状況に置かれています。同時に、本人だけでなしに家族、子供が風邪を引いたといってもそれを看病するために休む条件がない。そういう点では大変厳しい職場の環境にあると私は思っております。この点について、こうした実態をこれまで知りながら放置されてきたのか。あるいは全く知らなかったのか。この点、伺っておきたいと思います。

それから健康管理の点で、健康診断は型どおり行われているようですけれども、仮に健康診断によって病気が発見されたとしても、代替職員がおりませんから休むわけにいかない。形だけの健康診断になっている。健康診断をして体の悪い個所があればすぐに治療をする、その間は代替職員でそれを補う、こういう体制がなければ何のための健康診断か、こういうことになるわけです。この点についてもお考えをいただきたい。

それから、最近は御承知のように大変若い給食調理員が採用されております。したがって妊娠ということも当然あり得るわけです。その育児休業の制度化がされていない。最近、例があったそうですけれども、結局そういう何らの補償もないために妊娠するとやめていかざるを得ない。つまり使い捨ての状況ですね。給食調理員といえどもきちっと育児休業の制度化を図るべきだというふうに私は思うんです。この点についてお伺いをいたします。

五点目ですが、昨年の夏に自治労と職員組合で第一小学校の給食関係調査が行われました。その結果によりますと、安全管理の点、衛生管理の点、その他数多くの違反が指摘をされております。全部で十九点にわたって、労働安全衛生法その他各法律に触れるような職場の環境にあるということが指摘をされております。ほかの学校でも似たり寄ったりの状況にあると思うんですが、すでにこの調査結果がまとめられて半年以上経過しております。どういうふうに対策をとられたのか、最後に伺いたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　ただいまの質問の第一点、給食調理員の定数関係の問題でございますけれど、現在、日野市では小学校十九校、中学校一校、合計二十校が完全給食を実施しております。この小中学校二十校の中に、小学校におきましては百三名の調理員、中学校には六名の調理員が現在在職して給食の仕事に携わっている。この百三名という小学校の数につきましては、一応国の基準と比較しますと二十二名数の上では多いわけですけれど、都の基準と比較した場合には確かに三

名低い。こういう数字が出てくるわけです。中学校の場合におきましては国の基準よりも二名多く、東京都の基準よりも一名多い。このことは、平山中学では積極的に米飯給食を取り入れている、こういう関係もございまして、中学校の場合には国または都の基準より多い調理員が配置されている。なぜ都の基準より低いのか、三名ほど確かに小学校の場合低いわけですけれど、この理由といたしましては、実は東京都の場合はそれぞれの学校の児童生徒数を対象にいたしまして、ある程度の刻みを持って何名から何名までの児童数に対しては何人の調理員というような、一定の基準を設けてやっている。日野市の場合には児童生徒数だけでなくて、いわゆる食数といいますか、学校に勤務している教職員あるいは用務員さんとか、その他学校関係職員の給食、この食数も数の中に加えて一応基準をつくりまして、四十九年四月に組合と合意した基準表に基づいて実施している。こんなようなことで、確かに東京都の基準と市の基準との中では、ある食数の部分的な部分で配置調理員の数に若干一名ほど低い配置が行われている学校がございまして、そんな関係から都の基準より累計しますと三名ほど調理員の数が少ないということは御指摘のとおりです。

それから代替職員を配置してないのかという二番目の御質問でございますけれど、これにつきましては確かに給食の仕事というのが非常にある時間帯、集中的な形で仕事の密度が非常に高い。それから作業をしている調理室そのものが非常に高温多湿といいますか、一般的には職場環境として作業しやすい場所ではない中で集中的な作業が行われる、こういうような状況もございまして、いま御指摘のとおり、いわゆる腰痛とかその他で休みを取る職員も、比較的他の職場に比べてみて多いということも事実でございまして、これに対しましては四名の市に登録している代替の職員を確保しておきまして、一週間以上調理員の方がいろんな事情で休みを取っていかざるを得ないというような場合には、直ちにそれに対応できるような措置をとっております。それで、この一週間以上の欠勤に対して臨時職員を直ちに入れるということは、先ほど御指摘のように一人でも調理員の方が欠けますとほかの方の上にその仕事がかぶさってくる、こういう面もございましてほかの職場、たとえば保母さんの場合でも、あるいは一般職の場合でも一カ月以上の欠勤とか、そういう時点で採用している内容を、この給食調理員の場合には一週間という短期間で対応するために四名ほどの代替の職員を市の方に登録して、そういう方が出た場合には直ちに対応する手当てをとっております。

三番目に健康管理の問題でございますけれど、これにつきましても一応市の職員全体が受けます一般健康診断、これとは別に職業病的な、たとえば先ほど申し上げました腰痛とか、そういうような職業病的な疾病検診、これはそれとは別個に毎年行

っておりまして、できるだけそういう疾病の早期発見といいますか、あるいは治療の指導を行える、そういうような形での方向を健康管理の面ではとっております。

四番目の、非常に若い調理員が多くなってきていると、確かに若い調理員の方、また男性の調理員の方も最近では積極的に入れるような形をとっているわけなんですけれど、平均年齢では四十二歳ぐらいどちらかといいますと市全体の平均年齢とほぼ同じぐらいの平均年齢になると思いますけれど、若い調理員の方たちが育児休業を取る、あるいは取りたい、こういう場合の制度化の問題でございますけれど、この育児休暇につきましては、実は育児休業法に基づいて現在のところは一応学校の教員、保母、看護婦、こういうような職種に指定されておりまして、一般職員の場合等々につきまして育児休業法が適用されていないという関係もございまして、いまのところ産前産後の休暇は別でございますけれど、そのための特別の育児休業法という制度の中での対応はとられていないというのが現状でございます。

最後に、第一小学校の給食関係の調査を行った、その調査の結果、労働安全衛生法に違反するような場所が幾つか指摘されているというその点につきまして、これ、組合の方からは一応問題点になるようなところについては連絡を受けております。ただ、第一小学校の場合、確かに一番早く給食も出発し、また学校施設そのものも最も早く建築された、そういう面で若干、最近建っています給食調理室等と比べますと働きにくいというような側面もございまして、最近では、できるだけ施設、設備関係の問題についても調理員の方々が働きやすい職場環境をつくるための努力をし、場合によっては職場の代表の人たちも含めて改善といいますか、働きやすい職場環境をつくるための、改善をしていく話はしております。

一小におきましても、指摘された中で当面対応できる点につきましては教育委員会事務局としても対応するような手だてをとっております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　時間の関係もありますから全部再質問というわけにはいかないようです。

そこで、一つさらに伺っておきたいわけですが、定数基準が日野の場合には非常に粗く基準が設けられています。つまり六百名、六百食までは四人、六百を超して九百食までは五人ということで、大変粗く基準が設けられている。ですから六百名を超せば一人ふえて五人になるんだけれども、六百食以下かすかすのところでは四人でやる。しかも一人休むと、三人で六百食近くをやらざるを得ないという状況になるわけですね。ですから、そういう点では定数基準の線引きの仕方は、もう少し細かくやる必要があるんじゃないかという点が一点あります。

同時に、臨時の調理員を四名あらかじめ登録させておいて、給食調理員が一週間以上休めば配置する、こういうシステムになっているようです。しかし、一週間以上休むといったらこれは大病ですよ。普通、一番多いのはかぜ引きその他だろうと思うんです。腰痛も含めた疲れ休めという点もあると思いますけれど、大抵、二日か三日だと思いますよね。だから大病を患わなければ代替が来ない。その間一週間、一人欠員のままこういう給食作業をやらなきゃならない。実態、いま触れてましたけれど、大変過酷な状態にあります。湿気の問題もあります。温度も冬場では十度以下のような状況で湿気を、つまり煙その他を除去するために冬場でも扇風機で、換気の機能が悪いために扇風機で追い払いながら寒い職場でやる。そういうことが腰痛、職業病にもつながるだろうと思うんです。

それで一週間以上休まなければ臨時の職員が配置できない、配置しないというこの辺は、いま申し上げたような実態から見て、実情にそぐわないと思うんです。もっと実情に即した対応ができないだろうか。改善ができないだろうか。こういうふうに思うんです。この点についてはいかがでしょうか。

時間の関係もありますが、時間切れの場合にはまた後日やりますけれども、第一小学校の調査で指摘されたこの十九点の、いわゆる法に触れる指摘事項、このどことどの部分がいまの時点で改善が図られたのか、伺っておきたいと思います。十九点じゃなくて二十二点だね。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　先ほどの、一週間以上休まないとすぐ配置できるような条件が確保できないのか、この点につきましては、なかなかむずかしい問題でございまして、特に給食を取り扱う調理員という方々につきましては、検便その他すべて健康診断的な形での検査を常時行って、それに基づいて調理室の中に入らざるを得ない。私たちもそのまま調理室の中に勝手に入ることが許されていないような職場でございまして、そういうような形で、一方、先ほど申し上げました市に登録してある職員を今度は四名をもっと数をふやして登録しておけばいいじゃないかということもありますけれど、一応そういう形で登録している方々につきましては、ある程度全体的な欠勤の状況の中でできるだけ、登録してある以上、いつでも給食調理員の方が休んだ時点でそれに対応できるような形なものですから、たとえばほかのパートとかいろんなことに働く先がないときに勝手に勤めているわけにもいかないというような問題等もありまして、いまのところ年間の欠勤日数あるいはそういう事故等の派生する件数、こういうものを基礎に一週間というものを単位としながら四名の調理員の方を、健康診断等も経た上で登録してある。こんなような状況でございます。

それから一小の給食関係の調査の問題につきましては、いろ

いろ、たとえば作業場のいま言った換気の問題だとか、あるいはその他いわゆる電源のコードやなにかの配置の問題だとか、当面直ちに私たちの方で手をつけて改善できるような内容の点については逐次やっていっておりますけれど、全体的にどこの個所をどういうぐあいに改善したかということにつきましては、これは担当課の方から資料を取り寄せた上で議員さんの方に提出するようにしたいと思いますので…。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　定数の基準の改善はいかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　定数関係の基準の改善、いま御指摘のように確かに五百食から六百食の間、並びに八百食から九百食の間、その間が都の基準と比較してみて一名定数配置の上で数が少ない。ただ、先ほどちょっと申し上げましたように、都の基準と市の基準の中で片っ方が児童生徒数を対象にしている、片っ方は職場に勤務している職員の数も入れて数の中に入れているということで、確かに刻み方の粗さ、こういう点につきましては若干問題点もありますので、その辺の問題については担当課も含めながら検討してまいりたいと思っています。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　いろいろ指摘した問題点があるわけですけれども、私は幾つか指摘した中で一番大きな問題、すぐにでも改善してもらわなければならない問題は、体が少しぐらいぐあい悪くてもほかの人に負担がかかるということでがまんしてやっぱりいかざるを得ないという状況、それから子供がかぜ引いて急に看病しなきゃならないという状況に置かれても、子供を放置したまま行かざるを得ないという、そういう職場の環境をこのまま放置しておいたんでは心のこもった給食ができないんじゃないかという点を一番懸念するわけです。この辺は何としても改善してもらわなきゃならない問題だと思うんです。これは立場を置きかえて考えていただければすぐわかることだと思うんです。

人間生きている以上、年に二度や三度頭が痛いとかかぜ引いたとかで、どうしてもきょうは休まなきゃならないというのはあるんです。しかし、こういう職場の現状ではなかなか思うようには休めないという状況に置かれている。そして型どおりの健康診断は行われても、あそこが悪い、ここが悪いということはわかっても、休めない状況に置かれている。こういうやっぱり状態は何としても、改善しなきゃならないというふうに思うんです。これは最優先課題だというふうに思うんです。単にでき合いの給食を毎日決められたとおりに、数だけそろえて出しゃいいということではないと思うんです。教育の一環として給

食事業がやられているわけですから。その給食のもとといいますか、その料理をつくる直接の調理員がこういう過酷な状態に置かれていたんでは、本当に行き届いた心のこもった給食はできない。これは自明の理だと思うんです。その点でどうでしょうか。鋭意改善する意思があるかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　給食調理員につきましてはいろいろの問題のあることは私たちも承知しておりますが、そのことについて特に代替職員の問題などを、いろいろしかしいざ頼むということの実質的な面にも非常にむずかしい問題があるもんですから。たとえば、さっき次長が答弁したとおりなんでございますが、そういうようなことなどを含めながら前向きの方向で検討をしていきたい。こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　前向きなんていう答弁じゃこれはちょっと引き下がれないですね。くどいようですが、休みたくても休めないような状況に置くこと自体私は問題だと思うんですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）これはもう最優先でこういう状況は解決しなければ。頭が痛い、かぜを引いたといえば、やっぱり人間らしく休めるような状況に置いてやるのが当然じゃないですか。どうでしょう、もう一度きちっとした答弁を。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　私の前向きというのは、そういう意味も含めて検討しますと、こういう意味でございますのでひとつよろしく。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　幾つか指摘しましたけれども、積極的な御答弁がありましたので、きょうのところはこれで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって七の三、給食調理員の苛酷な労働条件を改善せよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後　一時　十二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

八の一、障害児の緊急一時あづかり制度についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔三番議員登壇〕

○三番（小俣昭光君）　私は日本共産党の小俣昭光でございます。新人議員ですので、よろしくお願いいたします。

障害児の緊急一時預かりについての質問をいたします。私は日野市の十五万市民の命と暮らしを守る立場から発言いたします。

五年連続の所得減税見送りによって所得税、住民税、社会保険等の国民負担が二倍半になり、加えてきょう四月一日からも消費者米価の値上げが決まりました。そして公共料金の値上げ、消費者物価の上昇によって国民生活は大きな圧迫を受けている今日、一家全員で働かなければ生活が維持できなくなる、こういう状況になっております。内職、パート等、婦人労働者が年々ふえています。婦人が安心して働けるためにも保育園をふやし、内職でも処置できるよう特に三歳未満児など充実をさせなければならないと思います。

この三月半ばから四月にかけて何人かのお母さんが、うちの子供が保育園に入れなかったといって来る方は、ほとんどが三歳未満児の子を持つパートや内職をしているお母さんからであります。また、離婚したから働きに出たいので子供を保育園に預けたいのだが何とかならないでしょうか。こういってきているのもあります。保育園にだれでも入れるよう、突発的に起きた事故に対して保育園に入れなければならないときに保育園に入れるよう、保育の充実をさらに図ってほしいと思います。

また、幼児だけではなく障害者を持つ家庭の切実な問題の一つは、障害者の緊急一時預かりの制度がないことでございます。私のところに、先日このようなことが持ち込まれました。話を聞くと、筋ジストロフィーという進行性の難病の子供さんを持つお母さんからでございます。このお母さん四十キロになっている子供さんを四階からおんぶして一階に下ろし、そしてスクールバスのところまで送り迎えするのが日課でございました。ところがお父さんが急に病気になり、入院し手術しなければならなくなり、そして看護をしなければならない、こういうことになりました。この子供さんを一人置いてお父さんの看護すらできません。何とか子供さんをスクールバスのところまで送り迎えしてほしい。一晩でもよいから子供さんと泊まってほしい、このように訴えられました。このときに緊急に預かる制度が必要だなというように思いました。これはただ単に障害者だけでなくて、われわれ健常者でも核家族の中でいつお父さんが病気になり、お母さんが看病しなければならない、子供を預けるところが必要になるかもわからないではありませんか。とりあえず障害者の預けられる制度をつくってほしいと思います。このような立場から、次の二点につき質問いたします。

一つは、保育園児の措置保留児の数、何人いるのか年齢別に教えていただきたい。

二つ目としては、障害児の緊急一時預かり制度の実現につい

てでございます。以上、この二点について御返答をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　保育園の五十七年度の措置状況につきましては、日野市保育措置事務実施要綱に沿いまして昨年十二月十八日の申請書の配布から始まりまして、本年三月五日に各御家庭に通知書を発送いたしました。これで一連の措置作業が済んだわけでございますけれども、この措置の決定につきましては保育所の入所措置基準に合わせまして、その児童が真に保育に欠けているかどうか、そういう事柄をケースワーカーを中心にいたしまして各家庭の実態調査を行い、なおそのデータをもとにいたしまして措置会議を何回か開きまして、公正、厳正に決定をいたしたものでございます。御質問の年齢別の人数でございますけれども、本年度保育園の保留児数はゼロ歳児十六人でございます。一歳児二十九人でございます。二歳児十九人、三歳児三十八人、四歳児二十六人、五歳児七人、合計百三十五人が保留児となっております。申し込みの数に対しまして措置できた子供の数を措置率というふうに呼びまして、その措置率を出してみますと、五十七年度は八六％に当たります。昨年度は八〇％でございましたので、本年度は六％伸びております。

以上第一点のお答えでございます。

○議長（石坂勝雄君）　二点目、福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　障害児の数でございますが、現在障害を持った子供は障害者手帳、これから数を拾い出してみますと、十八歳未満の障害を持つ子供さんの数は七十五名でございます。以上でございます。

　それからこの障害を持つ子供さんの一時保護の制度でございますけれども、現在のところ市の段階ではこの制度がまだ発足を見ておりません。立川に児童相談所という相談施設がございまして、この立川の児童相談施設が日野地区の障害を持つ子供さんの一時保護もやっておる。したがいまして、この一時保護のためには立川まで足を運んでいただかなければならないのが現状でございます。

　なお、五十六年、五十七年二カ年の継続事業で、八王子の台町に東京都が立川と同じような児童相談所の施設を八億円の経費をかけてつくっております。この八王子の児童相談所のサービスエリアが日野に及ぶのかどうかはまだはっきりわかりませんが、あるいは立川だけに限られるかもしりませんが、そういう状態で建築が進んでおります。

　それから、この一時保護の制度につきましては昨日の質問の中でもお答え申し上げましたけれども、なるべく市内で皆さんの近くで利用しやすい施設を設けることが大事だ、こういうように考えまして、最近、病院側と一時保護に適当な施設はできないだろうか。病院側と協議を始めておる段階でございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　再質問をいたします。まず保育園の保留児の数なんですけれど、三歳未満児の数が非常に多い。これらは私もいろいろ調べてみた結果、どうしても三歳未満児の定数が少ないと思われますので、ぜひ厚生省との絡みもあるかと思いますが、これについての定数をふやすよう、特に保育園には逆三角形型の定数になっておりますので、いま多く言われているのは煙突型の保育制度にしてほしい、こういうように言われておりますので、ぜひそういう立場で保育行政をさらに進めていただきたいと思います。

　もう一つはゼロ歳児についての問題でございますが、産休明けから預けられるようぜひ市としても積極的に働きかけをしていただきたい、こう思います。

　それと、障害児の緊急一時預かりの制度についてでございますが、部長もいま言われましたように、近いところにお母さんが安心して働けるよう、障害児を持つお母さんが安心して生活できるよう、ぜひ積極的に働きかけをしていただきたいと思います。私も先ほどのお話の中に出しました、この子供さんは都営住宅に住んでおりますが、いまもお父さんがまだ入院しておりますので、そういう点ではぜひ、この子供さんを救済するためにも積極的に働きかけをしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって八の一、障害児の緊急一時あづかり制度に関する質問を終わります。

　八の二、百草・落川地域の下水道促進についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○三番（小俣昭光君）　百草・落川地域の下水道促進について、質問いたします。

　私は革新日野市政の掲げる緑と清流と太陽の町を目指して、この立場に立って浅川や多摩川に清流を取り戻し、子供たちに憩いの場所を、また多摩川や浅川にサケの上ってこられるよう、下水道整備をやらなければならない。そのためにも百草・落川地域の南多摩処理区を一時も早く完成させることが、日野市の下水道事業の大きく前進させる力になると思います。ところが南多摩処理区の事業が国や東京都の財政危機の中でおくれるのではないのかと相談を受け、早速、東京都南多摩新都市開発本部を訪ね、流域下水道大栗幹線の早期実現について申し入れてきました。申し入れに対して当初の五十七年度開始は無理になったが、五十八年度までに多摩市の鎌倉街道まで必ず建設する。したがって五十九年度に地元の日野市の公共下水道が並行して進めば、落川地域約十一ヘクタールについては使用できる。皆さん方の力強い働きかけがあって、国の感触もよい。都として

昭和六十年度までには大栗幹線の全線を完成させる予定である。一の宮交差点までできれば南多摩処理区二百三十二ヘクタールが使用できることになります。私はこのように東京都に行って、この南多摩流域下水道についての東京都の考えを聞き出してきました。この地域は道幅が狭く、また三割近くの私道がありますので、下水道管を埋設するときにどうするのか、お答えいただきたいと思います。

一つは南多摩処理区の進捗状況。そして二つ目は私道への下水道管の埋設についてでございます。以上。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君の質問について答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいま百草・落川地域の公共下水道の整備の進捗状況についてどうなっているのかといった御質問でございますけれども、この百草・落川地域の公共下水道、これは南多摩の流域下水道の処理区内に入っておりまして、この南多摩の処理区は日野、八王子、町田市の一部と、田無、稲城市の全部、ここの汚水は稲城市内に設置してございます南多摩処理場で処理されることになっております。

処理場につきましては、すでに四十六年度から処理場が稼働しておりまして、本市では百草・落川地域の大部分を南多摩処理区として決定しているわけでございますが、地形を考慮いたしまして計画流入面積を二百三十二ヘクタールと一応定めております。このうちの九十五ヘクタールにつきましては、隣接する多摩市がもうすでに管の埋設を行ってきております。ここは管に落川の地域の汚水、雨水を流入させていただくということで、事業費等の負担協定を昭和五十四年十月五日に当市と多摩市で締結いたしまして、負担金の支払いを行ってきているところでございます。それで、昭和五十九年度までに一応多摩市で行っております負担対策事業、管渠の埋設工事につきましては完了する見込みでございます。

また、流域下水道の大栗川幹線につきましては、一応六十一年度ということで私どもは聞いておりますが、できるだけ早く当市の流入地点となります一の宮の交差点までを完成していただきたいという強い申し入れは行っております。そういうことで、東京都といたしましても大栗川幹線の施工につきましては、ここのところで相当力を入れて事業を実施してきております。これとあわせまして流域幹線が施工されますと、その投資効果の向上を図るためにも、どうしても日野市内の落川、または百草の地域の管渠の埋設をそれに合わせて面的な整備を行っていかなきゃならないわけでございます。したがいまして、六十一年末には一部供用が開始されるように年次計画を立てまして、汚水、雨水の幹線、枝線、そういったものを整備を行っていくことで現在事業計画を進めているところでございます。

それから私道につきましての下水道管の埋設でございますけれども、これにつきましては一応私ども私道の部分にかかわります工事の取り扱い要綱というものを現在作成中でございます。そういったまた検討も行っているところでございます。そういう中で、私道に下水道を埋設する場合、どう負担を市の方でするのか、またはある部分については周囲の方々にも一部負担をしていただくというような、そういう区分けをはっきり要綱で定めていきたいというふうに考えているわけでございます。

他市で行っている例でございますけれども、私道の場合、その私道が通り抜けが可能であるような私道については市の方がこの私道の中に管渠を埋設していくという、そういった要綱を定めているところもございます。ケースによっていろいろございますので、そういう内容につきましてはいま検討中でございますので、それは確定となり次第また御説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　私が去年の十二月に東京都の、先ほど触れました南多摩新都市開発本部に行ってお聞きしたところでは、落川の十一ヘクタールについては五十八年度までに日野市側のところまでつなげるという答えをいただいて、そして大栗幹線全域についての幹線については六十年度に完成させる、こういうようなお約束を取りつけてきたわけですけれど、日野市では東京都のこの考えについていつごろ聞いてきたのか。それについてお答え願いたいと思います。

○都市整備部長（結城邦夫君）　私ども常に流域下水道並びに南多摩開発本部の方とは連絡を取り合っております。ここで進捗状況等についてもその都度聞いておるわけでございます。

それで、十二月に南多摩本部の方に行かれてお聞きになったという内容について、落川十一ヘクタールにつきまして五十九年度までに完成するということでございますけれども、大栗川幹線につきましては川崎街道、これは都道でございますが、その下に入ってくるいわゆる聖蹟桜ケ丘の駅のところに広い道がございますが、その下に管が入ってきまして一の宮交差点から左の方に向かって八王子の方に管が布設されている。この落川の十一ヘクタールについては、先ほどもちょっと触れました多摩の公共下水道がもうすでにほとんど完成に近いぐらいまでに進んでおります。多摩市が現在施工しています公共下水道、これの流域下水道の接続点が関戸橋のところでぶつかるようになっております。そこの関戸橋まで大栗川幹線が延びてきた時点で落川地域の面的整備が完全に終われば、その時点で公共下水道としての供用が開始される。それは五十九年ということでございます。

したがいまして、大栗川幹線そのものが六十年度で完成するということは、ちょっと私どもは聞いてはおらないんでござい

ますが、ちなみに一の宮交差点まで大栗川幹線が延びてくるのは六十一年度を一応目途としている現状でございます。これもやや工事がおくれを来しておりますが、このおくれの最大の原因といいますのは大栗川幹線のルート、これがなかなか進まなかった、この幹線が多摩丘陵のゴルフ場の下を通すのか、また河川寄りを通すのか、現在の川崎街道の下に入れていくのか、そういう路線が三点あったわけでございますが、そのどれを選択するかということで非常に難行しておったわけでございます。そういう関係で現在では六十一年度に一の宮の交差点まで到達させたいという計画になっております。

したがいまして、それから上が一部日野市の百草地域の一部がやっぱり関係があるということでございますけれども、宝蔵橋付近、そういったところは六十一年以降になる予定でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　私が聞いてきた話の中で、低段ポンプが五十八年度に完成する。そうすると多摩市の、先ほど部長が言いました落川地域の十一ヘクタール、多摩市の側面的整備はすでにほとんど終わっている。低段ポンプが完成するのは五十八年という中で、多摩市側としては当然すぐ使えるようにしているわけです。それで、五十八年に低段ポンプが完成し試行期間三カ月とも六カ月とも言われておりますが、いずれにしても五十八年度中に運転できる、こう言われていると思うんです。そういう中で、それまでに日野市側の落川地域十一ヘクタールの面的整備がされていなければ、せっかく使えるようになってきていてもそれが実現できないという点があります。私はこの地域、雨が降れば水がたまったりしているこの地域、長年の夢としてこの地域の人たち、この下水道に期待をかけております。そういうときだけに、日野市の工事のおくれ、あるいは取り組みのおくれによって、これがおくれるというようなことのないようぜひ五十八年実現できるよう、また、南多摩処理区全体についても六十年にはできるようにさらに努力していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいまの件でございますけれども、低段ポンプ場が五十八年度に完成する、これは確かに五十八年度に一応予定されておるようでございます。現在も工事は進行させております。このポンプ場といいますのは、処理場内にこの低段のポンプ場を建設するというもので、このポンプの効力と申しますか、目的といいますのは、管が非常に深く入ってくる。そのために管下が曝気槽等に水をそのまま送っていけないための、ポンプアップするためのポンプ場でございます。これができましてもそれに付随する大栗川幹線が延びてこないことには日野市の落川地域の汚水を処理場まで持

ち込むことはできないわけでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように全体計画の中で落川の地域の汚水並びに雨水を早急に解決するための手段といたしまして、五十四年度から多摩市と協力しながら管を一部埋設いたします経費の負担をして、管渠の築造を現在行ってきているところでございます。その管がもうすでに日野と多摩市の境界までできております。ただ、まだできておらないのが先ほど申し上げました関戸橋のところでございます。関戸橋まで流域の幹線が到達するのが五十九年度になるわけでございます。したがいまして、五十九年度には落川の地域十一ヘクタールの面的整備をそれまで鋭意工事を行いまして、それでそれを時期に間に合わせるという方向で現在計画を進め、五十七年度、本年度から管の埋設にも入っていく予定になっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　五十九年、六十一年という、市側としてはそういう感触ということで、五十九年、六十一年として認めても、いま五十七年ですからあと二年間でこの問題、地元の人たちに知らせていかなければいけない。急に私道についても費用がどのくらいかかるのか、あるいは先ほどいいましたように私道の公道から公道につながっている部分については市が整備、下水管を埋設する費用を持つということがはっきりしてくるのか、あるいは居住者にそれを支払っていただくのか。そういう問題が居住者の方に早い時期に知らせていかないと、いずれにしても莫大なお金がかかる。また、面的整備をする上でも、トイレの改良についても当然費用がかかりますので、これらを住民の人たちに一時も早く知らせる必要があるのではないか。こういう立場でぜひ住民の人たちにこの下水道の進捗状況を知らせるようお願いいたしまして、私の発言を終わらせていただきます。（「ちょっと議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南多摩処理区に送り出します地域としては日野市の諸段階になっている、こういうことは言えるわけですけれど、南多摩処理場そのものが稲城市に所在をしております。稲城市では、また地元住民のポンプ場などを設置することについてのいろいろな、まだ調整をしなきゃならない問題が残っております。それから多摩市もやっぱり通過しなきゃなりませんから多摩市にも、すでに着手されておりますけれど、協力をしてもらう。そういう三市の関連がありまして、そうして日野市が急ぐからという事情も理解はしてもらっておりますけれど、稲城市ではまだ多摩市や日野市にある程度の負担増加が求められるような状況も残っておるわけであります。

つまり、私どもとしましては、たとえば浅川処理場を早くきちんと進めることが望ましいわけですが、八王子側から言えば、

八王子に対してわれわれは貸し借りの関係じゃないんですけれど、やっぱり一自治体同士といたしましては日野の処理場を急ぐことがつまり全体の解決になるんだ。それから稲城は稲城で努力してもらうことが望ましいわけですが、やっぱり他市との関連という関係から言うと、多少のまだ貸し借り勘定といいますか、調整しなきゃならない問題が残っております。そういうこともあわせて解決をいたしませんと、年次計画というところまでいかないわけでありますから、行政同士では理解ができるんですが、住民の立場になりますとなかなかそこと時間がかかると申しましょうか、そういう関係がありますから、東京都の施工当局はもちろん年次計画を定め、ぜひやりたいという気持もある。それからわれわれの関連自治体もお互いが期待をしたいという関係がある。これは一致できるわけですが、処理場を受け持っております一自治体の内部事情というものも大変これ、大切なことでありまして、私どもなるべくよそにはあんまり干渉がましいことを言ったり、あるいは恩に着るという関係ではないからそれぞれの自治体で自分の持ち場を努力することによって関連市の期待にもこたえていこう、こういうことです。

したがって、本部に行って年次計画を聞いてこられた、担当者はもちろんその計画どおりでやりたい。しかし、実際にそれが事業化できるかどうかは特に住民感情というものを尊重しなきゃならない。こういう複雑な関係があります。したがって、落川やあるいは百草の地域にあらかじめ早く管を布設したり用意するということは、その時期に間に合わせるために当然やらなきゃなりませんが、その両方をにらみながら取り組んでおるというのが実情ですから、なるべく日野が一生懸命急げば稲城さんの方にとってみると多少困るんだ、こういった事情もあるんです。そのあたり、よくひとつ、これは住民に一々言うことじゃありませんけれど、行政にかかわるもの、特に議員の皆さんにも理解をしておいていただきたい。日野だけが急げばいいというわけでもありません。やっぱり三市の二人三脚といいますか、三人二脚といいますか、そういう形でいかなければならないということをちょっとつけ加えておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって八の二、百草・落川地域の下水道促進に関する質問を終わります。

九の一、七生地域の医療対策をどうすすめるかについて問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（竹ノ上武俊君）　七生地域の医療対策をどうすすめるかということで、質問を行います。

七生地域に総合病院が必要だという市民要求については、市長以下市当局も重々承知をされておりますし、また、その要求実現のために活動もされているところでございます。それは理解しつつも質問をさせていただきたいと思います。本会議でもいろいろとこの点については触れる質疑などが各所で行われてきておりますので、重なるような点は省いて質問を行っていきたいと思います。

いままでも日野市による住民意識調査、また日野市の社会福祉協議会による福祉についての意識調査、この数字の結果とかアンケートに答える市民の心の中に流れる要求の強さというものは、非常に切実なものがございます。地域医療協議会、地域保健協議会など日野市の各行政機関での会合においても、非常に強く総合病院の設置ということが発言をされている状況でございます。また、日野市の各地の対話集会におきましても七生地域に病院を、この声は年々高まってきているわけであります。実際に近くに総合病院がないため、急患の場合にも市立病院に行く場合もありますけれども、ほとんどが日野橋を渡って立川、府中方面、こういうところに運ばれる現状で、生命の危険、あるいは実際に生命を落としてしまったという例なども長年続いてきている実態でございます。

また、仮に病院に行かなくても私たちが精神生活上も近くに大きな病院がないと何となく不安が生じる。そういうこともお年寄りなどになっていきますと、病気の度合いを深めることにもなってまいります。あれやこれや考えてみると、この七生地域の総合病院建設、なかなか難題ではございますけれども、急いで実現を図っていかなければいけないと思う次第です。そこで、五点にわたって質問を行います。

第一点は、七生地域に総合病院を設置するに際しての現在の市の取り組み状況、また、市を取り囲む医師会を初めいろいろな諸団体、その動向などどこまで進行しているかということをお聞かせいただきたいと思います。その中で、日野市地域保健協議会というところが昭和五十六年三月、答申をいたしました、この答申によりますと、日野市に総合保健センターというものをつくることが必要である、こういうふうになっております。この総合保健センターというのは五つの部門からなっておりますが、そのうち四つの部門は予防的なものであるとか、リハビリ的なものであるとかいうものでございます。第三項目に、医師会立の付属地域病院というものが構想として描かれております。しかし、この医師会立付属地域病院とはどのような設備を持って住民の要求にこたえるかという点は、まだ明確にはなっておりません。この医師会立地域病院というものがはっきりした構想がまだ確立していない、こういう点を考えますと、やはりこれだけに将来の構想をゆだねるというわけにいかないという考え方も出てくるわけでございます。

そういう点で、この七生地域に何としても市立病院並みの分院をつくるか、あるいはほかの公立病院を誘致するか、民間の総合病院を誘致するか、この辺については現段階でも私は二本立てで日野市が構想を持って誘致の努力などもしていく状況に

あるのではないかと考えるわけです。

もう一点は、場所の問題でございます。いま市長の方は同じくこの地域保健協議会に対しまして諮問をされておりまして、七生地域にはどんな病院をつくったらいいかということで問うておられます。ところが、いままでにも議会で若干やりとりされましたが、最もふさわしい中心地点である高幡駅周辺、ここが区画整理の計画がございます。ところがこの区画整理の計画を、調査段階でつくられた図面を見てみますと、この地域に足りない公共公益施設として描かれているのは小学校、幼稚園、こういったものということに現段階ではなっております。ですから私は、この高幡の区画整理の計画においても、総合病院となりますと広大な地域が必要になりますので、位置づけといたしまして区画整理の整備課題の一つとして、公益的なものでございますので病院の設置、こういうものも位置づけなければならないのではないかと思うわけでございます。この辺について、市長並びに関係者の答弁を聞かせていただきたいと思います。

第二点は、市立病院に対してでございます。御承知のように日野市の市立病院については、七生地域から交通の便が悪いため利用者が少ないという難点がございます。したがいまして、これを解決するために何らかの改善策をたびたびお願いしてまいっておりますけれども、考えていただきたい。たとえば市立病院までどういうふうに行けばいいか、こういうことすらわからない市民もたくさんいるわけでございますが、広報などを通じて絶えず道順などを知らせるとか、あるいは当面、医療相談役医院をつくるなど、出張所をつくるなど、何らかの形で市民病院と七生地域の住民が接触できるような手だてをしていただくべきではないかと思いますが、そういうことについてお考えがあるかどうかという点でございます。

第三点目は、交通の便を解決しなければいけないということでございます。これは市立病院までの交通のことでございますが、私はやろうとすればいろんな手だてがあるのではないかというふうに考えております。と申しますのは、いま七生支所から市役所までの連絡便というものが陸運局や利害関係にある京王バスなどと話し合いをする中で、実現をしてきております。無料のマイクロバスが運行を本日からされております。このような形態をさらに発展させて、市立病院行きの七生地域を結ぶ専門のマイクロバス、こういうものの運行に向けて努力されたらいかがかと思うわけでございます。これは市立病院の関係者も医師会とすでに接触をされておるかも知れませんが、私はこの点は市立病院の経営状態をよくするという観点から考えても、大変必要なことでもございますので、こういうことを何とかして実現できないかというふうに思うわけです。全国各地を調べてみますと、市立病院でマイクロバスを運行することに対して医師会が公然と認めたというのは、なかなか例がまだないようでございます。しかし、大学病院とか民間の病院などが一定の条件をつけて市内のあちこちをその病院の患者さんを運んで歩くマイクロバスの運行などというのは、いろいろ例があるようでございます。そういう点を考えまして、ぜひ、当面総合病院ができるまで、市立病院までの通院バスというようなものをひとつ実現させていただきたいと思うわけで、この点について御答弁いただきたいと思います。

四点目は、七生地域で現在無医村と呼ばれるようになってしまった明星前住宅の地域がございます。ここは惜しいことに若いお医者さんが最近亡くなられまして、その後、千世帯近くの地域に医院がない、こういう状態が続いています。私も個人的な立場、あるいは地域保健協議会などを通じまして医師会などにも何とかしてほしいという個人的な活動はいたしておりますけれども、この明星前の住宅のお医者さんが現在いないということについて、市としてはどう取り組みをされているのか、お聞かせを願いたいと思います。そして医師の確保がもし困難な場合には、この明星前住宅だけでも市立病院の出張診療とか、あるいはそこの地域に限定した通院バスの運行、こういったことをされたらいかがかと思うわけでございます。この点について御答弁いただきたいと思います。

第五点目は、最近うわさに上ってまいっております南が丘に進出を予定される医王病院の役割りについてでございます。この医王病院は本当に七生地域といいましても南平地域が中心になるかもしれませんが、市民の不安や期待にこたえるような病院の内容であるかどうか。もし、いま若干全国的に運行しておりますように、都心部の病院で経営上有利な長期の老人患者を専門に入院させるということで、日野市の市民の診療を余りしないというようなことになりますと問題がございますので、その辺の内容を聞かせていただき、もし市民が望まないようなものであるとすれば、やはり市民の要望にかなう病院という形で進出を許すものなら許す。また、許すに当たっては付近住民の声なども聞く。こういう方向でなければならないと思うわけでございます。医王病院の構想と申しますか、こういうことについておわかりならお聞かせいただきたいと思います。以上、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　浅川の南に密度高い医療体制が必要であるということは、住民感情として、また意識調査にもあらわれているとおりであります。もちろん総合病院を期待するという気持ちは安全施設として、あるいは安心施設としてほしいというのがやっぱり、医療機関にそう不足はないと思うんですけれど、それだけでは軽微判断だというふうに思っております。したがいまして、ごく長期的には医師会の主張される

総合保健センターでありますとか、あるいはその中に医師会立病院だとかいうようなことが出てくるわけでありますけれど、当面の具体的な課題、あるいは構想にまで進んでおりません。そのことはいままでこの議場でもお答えをいたしました。

特に、市立病院が要するに交通上便利がよくないので、南の方のニードに対象たり得ないという事情がありますから、むしろ交通体系を整えることによって市立病院も大いに使ってもらおう、こういうことに考えの拠点を置きたい、このように当面には考えるわけであります。中央線一・三・二個所、現在工事しておりますのが開通いたしましたら、高幡方面から豊田駅に向かってのバス路線の運行は可能となりますので、ある程度要望にこたえる、こういう考えを持っております。この点につきましては京王バス当局とも話を進めております。

それから、順序どおりにまいりませんが、医王病院という府中にいま本部のある病院が南が丘の、丘陵のこのやや上の方の調整地域を目指して設立したいという話が来ております。地元医師会でも了承したということでありますし、都市計画面から調整区域に病院をつくるということは一応可能でありますので、いま多少話に乗った形といいましょうか、伴う条件を処理できるならば、日野市としても協力できるという程度の回答をいたしております。ただし、百二十ベット四診療科目ぐらいが想定されているようでありますが、今日病院をつくるということは一ベット当たり約二千万円ぐらいかかるというふうに言われておりますから、地元の医師会としても果たしていままでの話しどおりのものになるのかどうか、このあたりがまだ明確には把握できておりません。現状はそういうところです。

それから七生の、特に明星団地にあった診療所が医師が不在になるということで団地自身いかにも無医村という感じがするわけでありましょうが、医者をやっぱり探してあっせんをする、そういうことになりますので、医師会の方にある程度そのことをお願いをして、医師会の力でお医者さんを招へいする、あっせんをするといいましょうかね、そういうことに努力をしておるところであります。こうした点で……　そういうふうにお答えをいたしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　第一点の、総合病院を七生地域にという構想の具体化ということについては、まだまだという状況を感じました。しかし、市長の答弁の中で努力の点は私もよくわかるわけですけれども、安心感ということで総合病院が欲しいというのも大変大切な住民要求でありますけれども、実際に、この近辺の消防署の救急車の出動回数というものを調べてみますと、高幡の消防署が多いという数字が出ております。

それから、七生地域の方々の入院先というものを聞いてみますと、大体が立川市、それから新宿、八王子、こういう大きな大学病院ないしは国立病院、こういうところに現に入院の場合は多数入院をされているわけでございます。そういう点で、安心感とともに現実的にもここに大きな相当程度のベッド数のある深夜の急患の扱いについても親切であり、完全に受け入れることができる、そういう私は病院が必要だというふうに思うわけです。

これは答弁していただく必要はありませんけれども、意見になるかと思いますけれども、医師会立の病院というのが全国に十数カ所だが、すでにできております。ところがその実態をいろいろ聞いてみますと、結局医師が常駐をしない、出張診療が多いというような問題があるそうでございます。実際、日野市で医師会立ができても財政的な面、いろいろなことを考えると、そこに専従のお医者さんが定着をするというところまでなりますと、とても医師会ではこれは、日野市の医師会だけではとても支えることができないことは明らかでございます。そうなりますと、当然診療の中身が制約されまして、また、自分の医院の治療、診療があるわけですから、医師会病院まで行って親切にやるという点では、いろいろ不便な点も出てくるかと思います。私はそういうわけで、やはりこの際、市として市立でも公立でも民間でも、何でも結構ですから総合病院というものを建設するという大きな意欲で、ひとつ働いていただきたいというふうに思うわけでございます。

第一点目のこの質問で再質問したい点は土地の確保の問題でございますが、区画整理の計画の中では先ほど申し上げましたように、公共公益施設の面積としてはどうも病院という位置づけがないように思うわけでございます。あの地域には保健所そのほか数医院があるということで、狭い判断で病院の土地ということを考えなかったのか、どうなのか。あるいは区画整理の中で生み出された土地を誘致すべき病院に買いなさいということなのか、その辺についての考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

第二点目の市立病院の問題については、二点再質問したいと思います。第一は病院事務局長でもいいんですけれども、七生地域の市民に対して、市立病院の利用をもう少し活発にしてもらうようにというPR、あるいは何かそういうことを、積極策を考えているのかどうかという点でございます。

もう一点は、病院としては市立病院行きの通院バスみたいなものを幾らかそういうことが声になっているかどうか、それについてお答えをいただきたいと思います。

第四点の明星前住宅の問題につきましては、市側もどうも医師会にお願いされているようでございますが、いま医師の確保ということは非常に大変でございます。また、お医者さんが亡くなった御家庭においてもいろいろな問題もあるかと思います。

私も直接面談したわけではございませんが、ただあの付近の千世帯近い市民が望んでいるという立場で、お医者さんの誘致ということを言っているわけであります。そういうわけで、やはり医師会の努力でもなかなかちが明かないという際にはどうなのか。市立病院としても手を打つことを考えなければいけないという、仮定の話ではございますけれど、そういう決意を持って明星前の住民に望んでいただけるかどうか、この点、再質問をしたいと思います。

医王病院については、これ、もう意見でも結構でございますけれども、まだ医師会も市も医王病院の本当の性格というものを正確に把握してないということのようでございます。そういうわけで、一刻も早くこの医王病院の内容というものを私は把握してもらいたいと思うわけです。診療科目が四科目ということは、内科、整形外科など四科目であるというふうに聞いておりますが、これはいま三多摩の各地にもできている、どうもそこの市民は余り診ない、都心部のセンターの病院から長期入院患者を持ってくるための科目という気がしないでもないわけです。そういう点で、あの付近の開発の条件に合うかどうかと言うことも慎重にやっていただきたいですけれども、診療の内容ということについてぜひ把握をしていただいて、もし許可する場合には最初申し上げましたように、あの地域の市民を初め日野市内のお年寄りについてもまじめに、積極的に診療をしていける実態になるようなことの確証を得てから許可をするというふうにしていただきたいわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　御質問の第一点目の、市立総合病院のPRの問題でございます。市立総合病院の市民へのPRの問題につきましては、従来から機会あるごとにPRをいたしております。つい最近では、昨年の十一月に総合病院の増改築工事が終わったわけでございますけれども、そのときにも、十二月広報だったと記憶していますけれども、広報の一面記事に大々的にPRをいたしております。今後とも必要あるごとに市の広報等を通しまして市民の市立総合病院の利用のために、積極的にPRをしていきたいというふうに考えています。

第二点目の、いわゆる市立総合病院への足の確保の問題の中での、旧七生地域からのマイクロバスの運行等についての御質問に対するお答えでございます。御質問にございましたとおり確かに七生と市立総合病院の距離はわりあい近いわけでございますけれども、道路網その他の、あるいは交通網の整備等が十分できてないということで、確かに統計等を調べてみますと、七生地域からの市立総合病院への患者の利用は非常に少のうございます。その少ない理由はいろいろとあろうかと思いますけれども、その一つにはいわゆる交通の不便等からくるものが相当あるんじゃなかろうかと思います。そういった意味での、いわゆるマイクロバスの運行の問題が出てくるのは当然だと思いますけれども、しかし、これは一つの隘路がございます。先ほどもちょっと御指摘がありましたけれども、特に日野医師会とのかかわり合いが生じてまいるわけでございます。医師会側としましては、いわゆる民間のバスの路線につきましての運行につきましては何ら問題ないわけでございますけれども、いわゆる無料の市営バス等の運行につきましては抵抗があるようでございます。私どもといたしましては、できるだけその辺につきましての医師会側等の了解を得べく努力をいたしているわけでございますけれども、つい先だってもその点につきましては、非公式でございますけれども私どもの院長が医師会側の幹部の方にも話したところ、同様の抵抗があったようでございます。

したがいまして、これにつきましては今後とも積極的に医師会側の方とお話をいたしまして、了解を得た段階で市の方とのマイクロバスの運行につきましては十二分に協議をしていきたいというふうに考えております。

第三点目の、明星前の住宅に現在医師がいないので、これに対しての市立総合病院の方からの医師の派遣はどうかという、こういう御質問に対するお伺いでございますけれども、御案内のとおり市立総合病院におきましては、現在常駐医師が非常に少ないわけでございます。そういった意味から、現在の段階におきましてその地域に常勤の医師を派遣することは不可能であるという状況でございます。（「土地の利用についてはどなたか、どうですか。土地の確保については」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう要素を入れて可能性が成り立つような、そういう配慮をしておきたい、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　大変大きなテーマでございますので、以上の答弁の線で努力いただくとともに、一言御意見も述べて終わらせていただきたいと思います。

七生地域の総合病院については、とにかく大変な課題でございます。これは市の力でとか、どこかの団体が単独でというようなことで実現するものでないことは明らかでございます。また、最近の病院の経営の傾向などを見ましても、やたらと新設病院をつくるという時代でもないようなお話もございます。そういう中で誘致を目指すということになりましても大変だとは思いますが、最初に申し述べましたように、また市当局も御存じのように大変強い住民要求でございますので、一段と誘致のため、ひとつ努力をしていただきたいと思う次第でございます。

市立病院の通院バスの件については、努力をすると病院側の答弁がございました。まだ全国にも公立病院の通院バスというのはなかなか例がないという段階であるいはあるかもしれませ

んが、私が調査した段階では聞いていないところでございます。そこで、日野市は難病患者の治療その他、全国の医師会からも表彰されるような、あるいは全国の地域医療の住民運動からも注目されるような市でございます。医師会の先生方も大変理解の深い方々が多いわけでございますので、大々的に市民を市立病院に集めるということじゃなくても、たとえば市立病院に来る患者のリストに載っている範囲で、患者の内部だけで周知徹底してバスを運行する。こういう段階からでも私は全国に先がけて交通機関が整備するまで、あるいは七生地域に総合病院ができるまでの間ということで、何としても医師会の方々の了解を取りつけていただいて、実現に向かう一歩をひとつなし遂げていただきたいというふうに思うわけでございます。

そして、明生前の無医村的な状況の対策につきましては、現在市立病院からは常駐のお医者さんの数が少ないということでございますけれども、もし医師会の力で解決ができないという際には、将来の話でありますけれど特段の努力をひとつお願いいたしまして、この件の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって九の一、七生地域の医療対策をどうすすめるかについて問うに関する質問を終わります。

九の二、市内検診制度の改善について問うについての通告質問者竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　検診制度について、一、二質問をさせていただきます。これも当初数点を用意いたしておりましたが、前出の質問者においてダブリがございましたので、その点を省きまして簡潔に質問をしていきたいと思います。

いま予防の問題、あるいは住民検診の問題というのは、大変重要になってきていると思います。それは最近の薬価基準の改正、あるいは診療報酬の改正などによりまして、なかなか病院に行きずらい雰囲気が出てきている。また、町中の薬局で売られる大衆薬、かぜ薬や傷薬など、逆にこういうものは大幅な薬価の引き上げというもので、結局は製薬大資本がこういうところでもうかろうということになっておりますので、何としても病気をしないということが市民にとっては必要な時代になってまいっております。それにまた加えまして今度は老人医療費の有料化ということになってまいりまして、料金は安いようでございますが、各科目ごとに毎月初診料を取るということで、毎月四千円から五千円のお年寄りには負担がいく有料化の方針が打ち出されてきております。こういう中でございますので、前出の質問などにもありましたけれども、いよいよもって日野市の保健行政というものを充実強化していただきたいと思う次第でございます。

そこで、住民検診は母子検診から老人検診まで相当な種類がございますが、二点にしぼりまして質問をしたいと思います。

第一点は、子宮がん検診についてでございます。この件については市当局に対しましても、いままで大変な住民要望が強かった。こういうことを反映いたしまして、今度の予算では検診対象者千名を増員して予算も増額をされてきております。ところが定数は増加しておりますが、検診の体制あるいは受け付け、こういった内容について私は改善をしていただかなければいけないと思うわけであります。そういうわけで予算の範囲ではいまのところ受付がいままでどおり四カ所ということになってまいっております。この受付の場所を、私は市内にもう少し会場をふやすべきではないか。また、あるいは郵便などによっても受け付ける制度の工夫はできないものかどうか。そういう点について何か考えているか、教えていただきたいと思います。

特に、検診車の分布状態を見ますと百草、三沢、程久保地域なども多い地域になっておりますし、こういう方面にも一カ所、あるいはまた四つの説明会場では遠いため、極端に少ない地域もあるわけでございます。このような分布状態を見ますと、あと二、三カ所はどうしても説明会場をふやさなければいけないのではないか。こういうふうに思うわけでございますので、この点の改善策について考えているかどうか、お答えいただきたいと思います。

二点目は、老人の健康診査の問題でございます。これは保健行政というよりも福祉の部の方で担当されていらっしゃるかもしれません。現在、昭和五十五年度を見ますと老人の対象者が八千四百八十六人、そして一般検診を受けた者が二千六百九十二人ということでございます。というわけで、六千人ほどの方はほかの事情、現に通院している、あるいは会社で診てもらうなどいろいろのことで市の方の検診制度を利用していないという実態でございます。しかし、先ほど申し上げました社会的な情勢からいけば、その老人健康診査というのはますますやはり大切ではないかというふうに思うわけです。

そしてまた、こういう検診制度を強化していくことによりまして医療費がふえないということになってまいりますから、日野市の国民健康保険の赤字なども解消にプラスになっていくわけでございます。そういう点で、なかなか利用者の数が少ないようではありますけれども、いままでどおり親切にこの検診制度をやっていっていただきたいと思うわけですが、そういうおつもりでいらっしゃれば結構です。今後のこの老人健診についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

二点と申しましたけれども、もう一点、前の議員の一般質問の中で、本年度予算内で検診の希望者が定員よりふえた場合は、補正予算などででも何とか応急措置をしてくれという御要望がございました。市からの答弁がそれについてなかったようでございますので、そういう柔軟な姿勢もとってもらいたいというふうに私は強く思うわけです。そういうことで、この点につい

ては再質問のような形になりますけれども、ぜひ答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　子宮がん検診でございますが、これにつきましての申し込み、受け付け等につきましては、一応現段階では往復はがきによる郵便受け付けでやっていきたい。かねて、二月でしたか、大ぜい並びまして受けられなかった方が相当大ぜいございましたので、その辺の反省の意味を踏まえまして郵便はがきで受け付けまして、それでお送りする、そういうことにしたいと思います。

それから受付会場につきましては、それとの見合いの中でこれから検討してまいりたい、かように考えます。

老人健康診査の件につきましては、組織改正になりまして私の方の健康課の所管になったわけでございますが、これにつきまして昨年の実績によりますと対象者数が八千五百人いるわけでございますが、これにつきましての受診者が約二千八百九十人、こういうような形の差がございます。これにつきましては、いわゆる厚生省の通達によりまして一応実施要領ができているわけでございます。これにつきましては一応一般老人に対する診査ということで六十五歳以上の老人に対する診査、それから寝た切り老人で訪問診査を要するものでございますけれども、これは他の医療機関の診察を受けてない、こういうような形のあれがございますので、この辺の関連でこういう形の数字が出てまいると思います。この数字につきましても、私の方では必ずしも満足しているわけではございません。これらにつきまして受診者の一般診査の受診者数のアップにつきましては、広報等で大いにＰＲしまして増加に努めていきたい。かように考えてございます。

三点目の定員増の問題でございますが、これはたとえば先般の御質問ですと御要望というような形で、御答弁しなかったわけでございますが、これらにつきましては春秋にまたがるものについては別といたしまして、大体年一回、定期的に開催されますので、補正の段階が非常にむずかしい、こういうことで現在考えてございますけれども、春秋につきましてはまたそのときの時点で考えていきたい、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　第一点目は検討されるということでございますので、ひとつ前向きにしていただくということ、それからＰＲを強化していただくということをお願いしたいと思います。

第二点目でございますけれども、そうしますとこれは今後とも利用者が少ないけれども対象老人には全員文書で通知はすることは今後ともやる、こういうことでございましょうか。

部長、そういうことですか。いままでの制度を守る、そういうことですか。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　そのようにしてまいりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　それでは意見を申し上げまして、この質問も終わりにしたいと思います。

子宮がん検診の問題で住民の苦情が出たのは、結局、市の制度を深く知っている人は早期から行ってその権利を獲得する、知らない人は損をする、こういうような苦情が多かったわけです。そういうことがございますので、受け付けの仕方、説明の仕方と申しますか、そういうことについて今後は住民の誤解がないようにぜひ注意を深めて、ひとつこの行政を進めていただきたいというふうに思います。

それから老人健診の問題については、大変多数の方にお知らせをするので郵送料その他かかると思いますけれども、私は利用者が全員じゃないということがあったとしても、今後ともこの親切なやはり老人健診の制度というものが必要だと思いますので、積極的に持続していただきたいと思う次第です。

あわせまして、一つ大きなことではございますけれども要望をし、今後、市で検討していただきたいと思う次第です。それは、現在健康保険制度の赤字が言われておりますけれども、御承知のように岩手県沢内村というところはわずか千世帯、人口五千人の村で、老人医療費六十歳から無料化ということを実行した。その結果、病気が減りまして、治療費が減った。そういうことで国民健康保険の料金を値下げをしております。これは国保のことだけを検討していこうというふうになったのではなくて、村全体が青年対策や医療対策、文化対策、さまざまな施策をやる中でこういう実現をしたものでございます。

しかし、私は日野市でも大幅な国保の赤字などが予測されるという声なども出ておりますので、そういう中でございますので、六十歳以上医療費の無料化を市だけでやるというところまではいかないと思いますけれども、この老人健診などを六十五歳以上ではなくて六十歳以上にたとえば改善していくとか、いろいろなことが私は市単独にできるとすれば、その辺なども積極的な検討を関係機関としていただいて、ひとつ日野市の病気をなくする、市民の健康を守る、そういう施策を一歩、二歩と前進させていただきたいと思うわけであります。以上、御意見申し上げまして終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって九の二、市内検診制度の改善について問うに関する質問を終わります。

九の三、文化活動を更に市で援助せよと問うについての通告

質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　それでは、文化活動を更に市で援助せよというテーマで質問をしたいと思います。

文化活動と申し上げましても、文化という言葉の定義が大変幅広いため、幅広くなってしまうことになりますので、本日の文化活動というのは私が申し上げる具体的な狭い範囲でのことと御承知の上で御答弁をいただきたいと思う次第です。

現在、日野市が文化活動を助けているということで思い浮かぶのは、大体、日野市の例年行う文化祭、これに加盟をしている諸連盟の文化団体に対する文化祭を中心とした補助金、あるいは委託金の交付、こういうところが中心だと思います。そういう中で、市民ギャラリーの開設というのはそういう狭い観点からではないわけではございますけれども、日野市の文化活動を発展させるためには私は大きな出来事であったというふうに考えるわけです。しかし、この日野市の文化活動の事業の予算額というものを見てみますと、まだまだ全体の予算に比べて少ないというふうに考えるわけです。文化団体の補助、あるいは社会教育の中の陶芸教室だ、青年文化講座だということなどまで入れましても四百万前後の予算でございます。市民ギャラリーも維持費ということになりますと、きわめてささいな金額ということが言えると思います。

そういう点で、財政的な面からは私はもっともっと大幅に日野市内の文化活動を援助していくことができるのではないか、こういうふうに思うわけでございます。そういう立場から、四点にわたって質問を行います。

市として、市民の文化活動を助成しよう、そういう考え方の基本については大体どういうことが位置づけられているのか。これをまずお伺いしたいと思います。私の考えでは、いままでの社会教育行政の範疇ということでは大変まだまだ狭いのではないかというふうに思うわけであります。三多摩二十六市でもいろんな例がございますけれども、文化活動の範囲をいろいろと広げているように思うわけです。二十三区都心部でも大分広がってきているように思いますので、日野市としてのいわゆる文化活動というものについての位置づけ、これを教えていただきたいと思います。

第二点は、市民ギャラリーなどと関連いたしまして日野市内における芸術や文化の創造をしていく、つくり出していくという活動に対して、何か市として援助しよう、こういう構想があるかどうかという点でございます。

第三点は、市民の芸術、芸能の観賞、聞いたり見たりする観賞でございますが、この活動に対してはなかなか市としてのまだ手が差し伸べられていないように思うわけです。もちろん七生公会堂ができ、近くは市民会館も建設されることでございますので、そういう点で考えてはいないということではございません。

せんけれども、大変弱いと思うわけです。そういう意味で、市民の観賞活動に対しても何かすべきだと思いますが、予定をしているかどうか。この点、質問をいたします。

四点目は、若干幅を広げまして芸術、文化の創造活動とともに、いま特に小中学校の父母の皆さんを中心にしてＰＴＡなどでもいろいろ、もちろん教育講座などが各種ございますけれども、自発的にもいろいろ懇談会とか講演会とか、勉強会というものが全市的に起こっているようでございます。こういうもっと広い意味で文化教育活動、こういう面に対して市としても援助の手を広げていく、こういう考えはおありかどうか質問をいたします。以上、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　ただいまの竹ノ上議員の御質問、全面的に私も賛成でございます。正直に申し上げまして、日野市のいわゆる図書館行政と公民館行政、この二つは車の両輪のような位置づけに置かれるべき性格のものだ、こういうように判断しているわけです。図書館行政がここまで発展している市、全国的にも有数な市である日野市において、それと対比されるこの公民館行政というものが現在のような状況で、ある意味では貸し本的な形で運営されているという状況では、非常に文化活動全体を発展させていく上から問題があるんではないか。こういうことで、ぜひ図書館行政に注ぐ情熱を公民館行政の中にもきちっと位置づけながら発展させていく、こういう方向での取り組み、これは教育委員会としても緊急的な課題である、こう考えております。

ただ、そういう公民館行政の中でただいま話がございました芸術問題、あるいは創造活動、そういうものは全面的に発展できるような体制、これは人員の配置等も含めながらの体制、こういうものをぜひ短兵急に、ことしの来年というような形でできる問題ではございませんけれど、対応していくための努力を続けていきたい。たまたまここで新しい市民会館等も何年か後には完成していく、そういうものと一体的にとらえながらこれらの問題に対応していきたい、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。全面的に賛成ということですので、大変私も気を強くいたしました。そこで、具体的にいまの質問の点に沿って要望いたしますが、それについて前向きというより強い姿勢で積極的に検討していただけるかどうか、再質問をしてみたいと思います。

一つは文化活動の位置づけでございますけれども、最近の文化の動きというのはここで論じるような問題ではなく、大変幅広いものだと思いますけれども、私が一つ強く感じている点がございます。それは草の根文化運動とも言うべきもので、日野

市内の各地域でさまざまな文化を求めようとする動きが起こっているというふうに私は感じているわけです。私が住んでいる地域の周りにもさまざまな動きがございまして、小さな市民大学をつくるとか、あるいは芸術の観賞運動をしようとか、さまざまな動きが出てきております。ほかの地域でもいろいろと聞いております。こういう草の根的な文化運動をやるにしましても、私は会場の問題、それから印刷物の発行の問題、そういう具体的な物質的なものが必要になるわけです。さらに進んだ文化活動をされている団体は、その活動の記録などを最近は発行しようとする動きも多いわけでございます。これにも大変な出費があります。もちろん自主的なそういう運動でございますから、自分たちでお金を出し合ってやるということにも意義がありますけれども、私は市のサイドから考えればそういう人たちが集まる場所とか、あるいは印刷をする場所とか、あるいは消耗品ぐらいは一定の規範に合えば市の方で準備するとか、こういう方向が必要ではないかと思うわけです。したがいまして、そういうことも検討していただけるかどうかということが一つでございます。

二つ目は音楽の問題でございますけれども、音が大変最近、公害ということになってきております。思うに任せて器楽の演奏ができない、こういう場合がございますので、いままでにも市議会のある機会に要望された方もいらっしゃいますけれども、音を出す練習というものについてやはり一定の場所を確保していく、こういうことが必要な時代ではないかと思うわけです。こういうものを、ひとつ市として今後積極的に努力するかという考え方ですね、これをちょっとお聞かせを願いたいと思います。

それからこれと関連いたしまして、私は日野市の市民の芸術文化の創造活動を発展させるためには、水準の高いものに対し刺激を与えるということが必要ではないかと思います。ほかの市でも若干聞く話でもございますけれども、これは市で予算を組んで、たとえば七生公会堂あたりに全国一流の優秀な芸術家を呼んで、そして一定の市民の負担ももちろんいただいていいわけですけれども、市の補助によって日野市のそういう活動に対して創造面の刺激を与えていく。こういうことも発想されていいのではないかと思うわけです。こういう点はどうかということです。

もう一つは、日野市内にも子供たちも含めましてさまざまな映画、演劇、芸能、こういうものを観賞する団体やサークルなどがございます。こういう観賞をする活動に対しても、私は一定の市からの財政的な補助、こういうものについては、あるいは活動する場を助ける、そういったようなことが必要ではないかと思うわけですけれども、こういう観賞活動についても手を差し伸べていただくべきではないかと思うわけです。たとえば、

日野市の市民の団体の皆さんが優秀な芸術家をどこかに呼ぼうという場合にそれを手助けする、こういうこともあり得ると思いますけれども、そういうことを含めて援助をしていただきたい。こういうふうに思うわけです。

最後には、文化協会関連の既成の市に登録している団体の問題でございます。私はこの文化協会各団体に対する出費というものもまだまだ少ないんではないかというふうに思うわけです。これは文化協会に委託されて支出されてるそうですけれども、たとえば文化団体育成のための消耗品三千二百十円ということで予算書に出ておりますけれども、これは実際市の職員が使うのはこの程度ということで、この金額が少ないから大変活動が少ないということではないかと思いますけれども、こういう数字を見ましても非常にまだまだお金の使い方が少ないと思うわけです。したがいまして、この補助金など委託金をただやたらと増額しろということではございませんけれども、もっともっと文化団体の自主的な活動が育つような形での出費であれば、こういう予算というものはもっと増額して文化活動を活発にすべきである。こういうふうに思うわけですけれども、その辺も検討の可能性があるかどうか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。市民の自主的あるいは創造的な文化活動、これに対してどこまで公的な立場で対応していくか。この問題は、非常に問題を別の面で含んでいるのではないか、あくまでも市民が自主的に創造的に活動する時点の中における援助の限界というものは、これは逆に公的な形での援助を差し伸べることによって一つのひもつき的な方向の文化活動、こういうものに発展していく状況というものをはらんでいるのであれば、ある程度そういうサークル、あるいはそれらの運動に参加される方々の自前の活動の中で対応していく。それを逆に会場とかその他の面で市の方でめんどうを見るというような方向での対応が至当なんではないか。こんなように考えております。

会場等につきまして、確かにいま、たとえば音楽サークルの方々が一つの吹奏楽器等を使いながら練習をしたい、こういう場合においても適当な会場がない、こういうことで教育委員会の方にもたびたび学校の音楽室の開放、これらについての要請等も受けまして、できるだけ私たちの方といたしましても学校の教育活動、これに支障のない範囲での対応というのは、そういう学校教育施設の開放等についてもできるだけの努力を続けていきたい。幸い今度、今回の予算の中でも承認していただきました大坂上中学の食堂兼集会室的な形で市民の方にも開放できる場というものが次々に、中学校ブロックを単位としながら誕生するような状況が生まれてくれば、そういう部門もまたあ

る意味で市民の方々がそういういろいろな文化活動等の集まりの場として利用できるような場として活用できるんではないか。こんなように考えております。

それから、できるだけ水準の高い芸術文化、こういうものを市で招へいし、市民が観賞できるような機会も将来においては市民会館の誕生等と相まって、できるだけそういう面から市民の方々の文化レベルの向上、こういうような形での対応が進められるような方向で努力してまいりたい。こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　最後に具体的な、特に項目ということではございませんけれども、日野市の文化活動全般について市長の今後の展望というものを一言お聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　生活水準が高くなりましたこと、それから余暇時間が生活の中に相当生まれますので、自分たちの生活の中に文化面な欲求という形ということは適当でないかもしれませんが、むしろ行政もそれに対応する構えが必要な時代になったというふうに考えます。

したがいまして、いま御指摘のそれぞれは検討するべき課題だというふうに伺っておりますが、一面、そういう環境とか、あるいは条件、これを提供するという形が法的な立場ではなかろうかというふうに思うわけであります。余り行政依存型であっては、ちょっとまた本物でない、そういう傾向にもなりかねません。したがいまして、たとえば市民会館をつくる、あるいは音楽の可能な場所を設ける、そして一年に数回は応援をするような行事もあっていいんではないかということも言えるかと思っております。そういうことがようやくわれわれの行政の課題として表面に発生してきているといいましょうか、そういうふうに受け取っておりますので、今後日野市民のニードにふさわしいこういう状況をつくり出したい。いろいろとまた御指導をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　御意見を一言述べて終わります。

市長の文化行政に関する御意見を聞かせていただきました。少し私とは違う点があるというふうに思います。それは、私、余暇が出てきたから文化を充実するという側面もあるとともに、どんな貧しい時代でも世の中を進歩させるというものが文化である以上は、やはりいつの時代にもより積極的な意味で文化を育てるということも必要ではないかと私は思っている次第です。そういう意味で、ぜひ積極的に文化行政に取り組んでいただきたいと思います。

具体的な問題では、音の出る、出してもいい会場の問題がございましたが、これらは青少年にとっては、いま非行化のことがいわれておりますけれども、スポーツとともにこういう面でも非行化を解決していく一つのいい例としていろいろな例も出ているわけでございますので、こういう点なども探く考えてそういう会場の増設などに私は励んでいただきたいというふうに思うわけです。また、私たち市民の方も市長がおっしゃったように官制のものであったり、何でもお金を出すからやりなさいみたいじゃなくて、自主的な文化活動というのを大いに育てていく。そして一定の段階で市にも行政的な援助を頼む。そういう努力をもうすでに市民もしております。七生公会堂などができて、そういう動きがいろいろございますけれども、そういうこともしてまいりますので教育委員会の次長もおっしゃったようにひもつきではなく、自主性を尊重しながらのひとつ文化行政というものを今後大きく発展させていただくよう希望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって九の三、文化活動を更に市で援助せよと問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時　二分休憩

午後三時三十七分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十の一、図書館行政についての通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（谷　長一君）　十番図書館行政について、五番の谷長一が質問いたします。

日本に公共図書館が設けられたのは、いまから約百九年ほど前でありまして、日野市にこれまた図書館が建てられたのは、いまから十七年前の昭和四十年であったと私は記憶いたしております。首都圏にありながら、図書館が日野市にはどうして建てられなかったのかと、私は不思議に思ってたのであります。しかし、市立図書館へ今回行きまして、それらの資料があるかと思って探してみましたけれども、日野市に図書館ができなかった原因を知らせるような資料はどこにもなかったのであります。図書館行政の立ちおくれは日野市のみではなかったということが、これまた図書館の資料によってわかったのであります。他の都道府県にも図書館行政の立ちおくれ、これは非常に目立っておったということも、これまたわかった次第であります。将来の発展、これはいわゆる国民が本を続み、知識を得て教養

を高め、また、その知った知識を力として人の中で発言することによって社会参加、そのような中におきまして一般の人たちに与えられた言う権利というものが、この図書館行政によって大きく発展されたというふうに私は考えております。

昭和四十年、日野市の人口は約七万人であり、当時の日野市長は有山市長であったのであります。市長は長い間、図書館員として、また日本の図書館協会事務局長として図書館運営、管理には非常に優れた手腕を持っていらっしゃったのでございます。それらの長い間の経験、さらには先輩の残してくださった実績を生かし、その図書館員としての間にどのようにして今度は私が市長に、または長になった場合に図書館行政を行っていったらよいかという夢を、市長になって日野市に実現したというふうに私は考えており、これらの識見を持っていらっしゃったこの実績を基底にしましてこの日野市の図書館ができた。また、この実現せんがためには非常に多くの苦心と努力がなされたというふうに、私は資料からわかったのでございます。また、当時は日野市の予算は十二億九千二百六十万八千円であったにもかかわらず、この図書館を実現せんがために破格の予算一千万円を計上したのでございます。当時の市の公共図書館では予想もしていなかった非常に大きな投資をしたというふうに、資料には書かれております。都道府県図書館でさえ資料費の平均は約七百三十四万円であり、日野市の一千万円を超える図書館費は東京都、神奈川、または愛知、大阪、福岡の五大都市に一千万円以上の図書館経費を計上しているにすぎなかったということも資料によって、本によってわかったのでございます。小都市の日野市の図書館資料費が一千万円、これは非常に各都道府県におきましても驚異の目を見張ったというふうに先輩の議員もおっしゃられております。

ちなみに、日野市の図書館経費の経緯等を四十年から四十一年、四十二年、ずっと五十四年、五十五年、五十六年度までこの決算額を見てみますと、当初は一千百六十七万円で、一般会計の決算額の〇・九％というふうになっており、このうち図書館費というのは五百一万九千円にもなっておる。このようなことで最初の蔵書等は一万二千六百九十六冊というふうに昭和四十年度の蔵書には記録されております。このようなことを考えてみまするとと、いかに他の都道府県、市町村等においてこの日野市に新しく図書館が建てられる、また、建てられたということで各市町村がこぞってこの日野市の図書館を見習い、各所で図書費の増額等が行われ、また、以後、各所におきまして図書館建立の予算の計上が多くなされ、また、建立が実際に実施されたというふうになっており、本格的な現代の図書館運営の礎をつくった。また、その礎がここにおいて黎明期を迎え、始められたといわれても、これは過言ではないと思うのであります。私たちが学校で勉強し、学校の勉強は義務教育を除くのほかはどこでも通常は月謝を取られるのであります。社会に出ての基底となる教養を得られる、また、身につけるところでありますけれども、図書館は無料で本を借り、また家に持ち帰り読むことができ、さらには最も大事な地位、身分に関係なく自由に自分に好きな本が借りられるということができるのでございます。それですから気楽にいまはスーパーに買い物に行く、このような気持ちで図書館へ行きまして本を借り、これを読み、知識を高め、さらには教養を身につけて、市民が知識という力を持ちまして考える人になり、社会参加をして、先ほど申しましたように物言う力、これをつくる。これが図書館の本質ではないかと思うのであります。

また、大切なことは、本はどのような役割りをするか、図書はどのような役割りをするかということでございます。私は本は善と悪、または毒と薬の双方の役割りを果たすものであると考えております。どうしてかと申しますと、これは古い話になりますけれども、昭和二十年八月十五日、これは忘れることもできない日本国が第二次大戦におきまして降伏をした日でございます。これはポツダム宣言を受諾し、降伏するわけでございますけれども、その宣言文は侵略戦争に駆り立てた者の権力、勢力を永久にこれを排除する、取り除くんだ、そして民主主義的傾向の復活を強化する。そのためには一切の障害を除去しなければならないという日本国民主主義の初めての要求が求められ、同時に先ほど申しましたように帝国主義の解体というふうになったのでございます。これらのことを本で、また図書で、資料で読んでみますと、本当にこれを読みながら一体どのように各人が人によって解釈をしたかということをいま胸の痛む思いで振り辺ってみながら、ここでまたつぶさに考えておる次第でございます。

このように本はだれにも読ませてもいいものではありますけれども、また、人に適した万能の本というものが私はなく、また、そうかといって読ませてはならない本というものもまたないと私は思っております。また、本の書かれたゆえん等見ますと、その環境等からいきまして考えることは大切ではあるけれども、書く方の主義とか主張とか、または宗教、立場を多かれ少なかれみな背負って書かれている。これらを見ると図書館から借り出す本、いわゆる図書または資料、それらはその人を知る上にも、また、その人の動向を伺う上にも非常に貸し出しについては慎重を期さなければならない、そのように私は考えております。

どうしてかといいますと、日野の市立図書館の職員はすべて地方公務員であります。そのような関係で、これは守秘義務はありますけれどもさらにこれを徹底して守秘義務を固く守る、このような指導を上司、監督者はしなければならないというふうに私は考えております。また、借りた本を楽しく読む、おも

しろく読むことによって、いろいろ自分で仕事に行ってきました帰り、または同士とのいざこざ、その他いろいろのことがありましても本を読むことによってこの不安を解消することができる。そうすることによって、また明日の勉強の糧にもなり、また、安心して働き、生活をし、心にまたゆとりが出てくるのではないかというふうに考えております。また、資料の選択も図書館は自分の本当に自由意思で借りられるのであります。また、日野市の図書館は先ほど申しましたように守秘義務等も厳守しまして、民主的に貸し出してくれる。これらを最も市民は有効に利用しまして知識をたくさん得、さらには先ほども申したように考える人、さらにはその考えた知識を持ちまして社会に参加をして物を言う人になれる。さらには大衆の中におきまして発言する人になることであります。人々の交流もそうすることによって深まり、さらには未知の世論も開けていき、ますます活動等も活発化し、さらにはこれがリーダーシップを得るその礎にもなるのではないかと私は考えております。

図書館は常に市民の望む図書をそろえること。図書館はそうすることによって市民のすべての方々が関心を持つ。そうすれば魅力ある図書があるということになれば、自然に多くの方々が図書館へ図書館へと足を向けるようになるのでございます。しかし資料をこれ見ますと、日野市の資料ですけれども五十一年度より貸し出しが下降線をたどっているというようなことも、一部に見受けられるのでございます。日野市には、市立図書館は中央図書館と七つの分館、さらには二台の移動図書館によって市内の全域をサービスし、回っておるのでございます。この二台の移動図書館は二週間を一つのサイクルにしまして六十六カ所にとまりまして、図書館活動を行っている。それらのことを私は考えまして、ここで次の六点の質問をさせていただきます。

図書館としての本質を発揮し、その役割りを十分果たしているかどうかということが第一点であります。

第二点は、蔵書と貸し出し冊数の推移。それと、これは大人向け、または児童向けとの分類。

三点。市民の何パーセントが日野の市立図書館を利用しているのかということであります。

第四点は、生涯教育が現今強く叫ばれている折、図書館が発足した当時と現在との文書の貸し出し等においての相違点をお願いいたします。

五点は、先ほど申しました守秘義務があるとは言いますけれども、実際に利用者のプライバシーが厳重に守られているかどうか。これは管理上の問題にもつながるのであります。

六点は、これからの図書館の施設の建設計画等があるのではないかと思うのでございます。どうしてかと言えば、図書館の建設計画はもう終わったんだと申しますけれども、さらにそれ

以後に各地に団地ができ、また宅地が開発されまして非常に多くの住民が図書館の恩恵を受けられていても遠くて、手近でまた通勤通学の途上に安い本だったならば買ってしまった方がいいというような声も各所で聞かれているのでございます。

先ほども教育次長が図書館行政と公民館行政は車の両輪のようである。図書館行政は緊急を要する課題であるというようなこともおっしゃられておったのでございます。そのようなことを考えてみまするとと、いかに図書館行政は早急に、この施設が不足していたら、また整備がおくれていたらつくらなければならないかということもよくわかったのでございます。これらの点を踏まえまして、以上六点について答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。図書館長。

○図書館長（砂川雄一君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず第一点目でございますが、ただいま議員さんも御指摘いただいたんですが、図書館の機能というのは簡単に言えばすべての市民に対して自由かつ公平に資料を提供するというふうに私どもも考えております。子供から御老人まで年齢、身分、信条の一切を問わず、また障害者であるかどうかを問わず、すべての市民に対して広く必要とする資料を提供すること。これが図書館の本質的な機能であるというふうに考えております。これは昭和四十年に図書館が創立をされましてから今日まで、変わらない方針でございます。もちろん当初は資料の数も多くございませんので、そうは言ってもなかなか実際にすべての要求にこたえることができなかったわけでございますが、現在十五、六年たちまして蔵書も一定の規模で収集ができるようになっておりますので、そういう面で市民の御要望にこたえられるレベルはかなり高まってきているんではないかというふうに私どもは考えております。

それから蔵書と貸し出し冊数の推移に関する問題でございますが、現在昭和、これ五十五年度で申し上げますが、一年間の利用が百六万二千冊になっております。これは市民一人当たりで言いますと七・四冊になっております。これは換言すればすべての市民が一年間に七・四冊の本を読んだという計算になるわけでございますが、これは日本の市の中では現在一番利用が多うございます。この内訳は、成人書が五十八万一千冊、児童書が四十八万一千冊、ですからちょっと成人書の方が多くなっておりますが、それでもかなり児童書の割合が高くなっております。それで、過去十年間ぐらいを振り返ってみますと、貸し出し冊数は約二倍に増加をしているわけですが、一方、毎年購入する本の冊数も約二倍に増加をしております。したがいまして、貸し出し冊数の伸びというのは毎年購入する冊数の伸びと、

ほぼ比例関係にあるというふうに言えるんじゃないかと思います。

それから利用者でございますが、現在、図書館に登録をしている市民の方は、成人、児童を合わせて五十五年度の一年間だけで四万五千十九人になります。過去五年間の累計で見ますと、七万六千六百人になります。かなりの数に達するわけですが、昭和五十五年度の一年間だけでも人口の三二％の方が図書館に登録をされて実際に図書館を利用されておる。ですから三人に一人は図書館の利用者だということが言えるんではないかと思います。

それで、この四万五千の登録者の内訳ですが大体、成人と児童とが半々ぐらい。人口割合では成人の人口が大体十万七千人ぐらいで、児童人口が三万六千人ぐらい。これは児童、成人と申しますのは、私どもは十四歳以下を一応児童と言い、十五歳以上を成人と言っておるわけですが、そのくらいの人口割合になりますので、成人、児童別に登録率を見ますと成人は二一％、児童は六二％、ですから児童の割合が非常に高いということになるわけでございます。平均して三二％ということになります。それで、この登録者が何回も図書館に来て本を借りられるわけですが、昭和五十五年度一年間の延べ利用人数というのは三十二万九千人になります。

それからもう一つ、市民の中には障害をお持ちの方もおられるわけで、現在そういった障害者に対しては点字本の作成とか、あるいは録音テープの作成、あるいは対面朗読というふうな形で実際にサービスをしております。現在、二十三人の視覚障害者の方が図書館を利用されておりますが、一年間に千八百三十二巻の録音テープが利用される。対面朗読も三百五十八時間行われております。障害者という場合には、それ以外の方もございますけれども、市の方としては在宅の障害者あるいは寝た切り老人など、御希望があれば自宅配本などの制度も取り入れてできるだけ御要望にこたえるようにしております。

もう一つ、五点目でプライバシーの問題の御指摘を受けたわけですが、御承知のとおり本を読むという行為は人間のきわめて精神的な営みになるんですね。これは個人のプライバシーに属すると一般的に考えられておりますし、われわれもそう思っております。ですから本の利用に関して、ただいま谷議員からも御指摘がございましたように、非常にプライバシーを守るということは重要なことでございまして、図書館職員の守るべきモラルの第一は、この利用者のプライバシーを守るということだというふうに私ども考えております。図書館の世界では「図書館の自由に関する宣言」というのがございます。また、図書館職員の倫理高揚というものもつくられております。この中で具体的に利用者のプライバシーを守るということを重要な課題として、図書館員に課しているわけでございます。私どもも実

際には貸し出し時を除いて個人の読書記録は一切保有しておりません。

それから施設計画でございますが、市立図書館が市民の図書館として定着をするためには、やはり全域サービス網を形成するということがどうしても必要になってきます。この全域サービス網の中で、これは分館とか移動図書館とかいろいろありますが、一番重要なのが分館だというふうにわれわれは考えておりまして、この分館の充実が図書館発展の土台となるというふうに考えております。約十年ほど前に専門家に依頼をして報告書を作成してもらっております。これが図書館のマスタープランに当たるわけですが、この報告では人口十八万三千人を想定して実はこの計画をつくってあるわけですが、現在人口がそれほど伸びておりません。今後十年間の想定でも十六万ないし十七万人というふうに聞いております。したがいまして、この計画の見直しが必要になってくるわけですが、いずれにしろ人口密度の関係とか、あるいはそこの地域の生活増進とか、そういった点を考慮の上、今後も一層分館の充実を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　図書館の本質、これは第一点に関してでございますけれども、すべての市民に必要な資料は現在のところ提供することはできる。また、この要望に対しましたら非常にハイレベルなものであるというふうにいまお答えをいただき、これはもっともなことでございますけれども、このような中におきましてもさらに住民要望というのは、いつ、どのような形で変化するかわからないということを踏まえまして、この図書館の本質をよくわきまえまして、さらにこの要望にこたえるよう万全の配慮をお願いしたいと思います。

第二点の蔵書の冊数とその推移でございますけれども、蔵書と貸し出し冊数は比例しているというふうになっておりますけれども、ほかの図書等、資料等を見ますと、そのようになるのが望ましいということになっておるので、これはよいと思います。

また、第三点の市民の何パーセントが利用しているかということにつきましては、年間四万五千十九人、本当にこれは多くの方々が利用している。それと同時に、人口の三二％ということになると説明のごとく三人に一人は使ってるんだなというふうに、いま改めて図書館を利用している率の高いのを認識したわけでございます。

また、利用者のプライバシーというのに関しましては、これはくれぐれも私は注意してもらわなければいけないと思うのです。先ほど申しましたように、本を借りる人というのはいわゆる庶民のものであり、また、地位や金のない人が借りるのが、私は利用するのが多いんじゃないかと思うんです。そういうこ

とを考えてみまするとと、やはり自分がどのような本を借りようかとか、また借りたらよいかということになりますと、これが厳重に守られないとやはり図書館の本質というものが十分に発揮できなくなるのではないかというふうに思います。それができなければ、当然貸し出し冊数にも影響するというような結果をもたらすのではないかと思います。

また、これからの施設の計画等については十年前にこの図書館のマスタープラン十八万三千人ということで策定されたということでありますけれども、図書館の充実を図る一番重要なのは分館の活動ということを申されましたけれども、やはり現在この日野市を展望してみまするとと、団地も先ほど申しましたようにでき、また、住宅等も新しくこれからも開発されるわけです。ただいまの日野市の人口は十四万六千人ということでありますので、この十八万三千人にはまだ達しませんけれども、開発ということになりますとどこが開発されるか、なかなか予測がつかない、見当がつかないというのが現状ではないかと思うんです。それらのことをよく考えまして、さらに図書館の新しくどのような形で分館をつくるか、この建設計画につきましては図書館長はただいま説明をしてくださいましたけれども、質問に答えてくださいましたけれども、さらに先ほども教育次長が図書館行政と公民館行政とは非常に重要なことであり、車の両輪のようなんだ、研究を要する課題でもあるということになれば、公民館のみではなく、これは図書館もそのとおりではないかと私は考えているものです。

そこで、この点につきましてひとつ市長にこの計画等について何をするかという考えを、現在の心境を答弁していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の誇り高い図書館活動があるわけでありますが、私は行政の誇りというよりも本を読む市民の方がたくさんおられる。つまり文化の水準が高いというところに誇りを置きたい、このように思うわけであります。したがいまして、その要求には努めて正しくこたえていく、これが基本姿勢だというふうに申し上げたいと思います。

それで、本館を頂点といたしまして分館が現在のところ一応各地域の需要にこたえる体制にはなっておりますが、なお今後の市街地形成、あるいは人口の普及の度合いによりましてより充実的課題であるというように思います。いま求めておりますのは特に三小地域に、あるいは東光寺地域に文化施設をというう市民運動がございますが、具体的にどうも用地がないということで悩んでおるわけですが、日野駅の駅前のあたりにもしビルでも建つことがありましたら、その一部分でも借りるような形が考えられるんではなかろうか、こういうことも予想できるわけであります。（「そんなこと言ったら大変なことになっちゃうよ、中央高速」と呼ぶ者あり）いや、仮に将来日野駅が駅ビル風に建てられるというような際には当然考えられると思っております。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　ただいまの市長の答弁だと、駅の周辺にビル等が建てられましたときにはその一部を借りても図書館の分館をつくられるということであります。

そこで、いわゆるいまの本を読む人というのはどうしてかというと、遠くへ行って本を借りるんだったらやはり安い本だったらちょっとポケットのお金を出して買ってしまった方が早いというふうになるわけであります。通勤通学の途上、駅の周辺ならばちょっと寄って一分か二分のうちに気軽に貸し出しを受ける、借りることができるというのが、私はこれからの図書館というのは何もあんまり大きいものをつくるよりも、やはり通勤通学の途上、または駅の周辺等人ごみの中に図書館をつくっていただいて、市民の知識の向上、さらには高揚を、教養を高める上にも必要ではないかと思うので、ぜひそのようなものを実現してもらいたいということを要望しまして終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十の一、図書館行政に関する質問を終わります。

十一の一、心身障害者（児）の諸問題についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔一番議員登壇〕

○一番（橋本文子君）　初めに、心身障害者（児）の諸問題について質問をさせていただきます。

通告では、昨年、国際障害者年ということでこの日野市の中で障害者問題に携わる方々から答申が出されておりまして、それについて市長を初め理事者側の皆さんがどのような受けとめ方をしておられるのかということを最初にお伺いしようとしておりましたが、それをやっておりますとどうも時間が足りそうもないので、一時間半しかないから（「遠慮するな、大丈夫だ。おれが付いてる」と呼ぶ者あり）雇用問題についてまず最初に質問をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、昨日私どもの会派の福島議員から質問が出されておりまして、それぞれ民間の五社につきましては雇用状況が示されました。A社一・五九％、B社一・三二％云々で、平均一・一四％、つまり一・五％を一応義務づけられているところを一・一四％という数字が示されたわけでございますが、民間企業については会社の規模が大きくなればなるほど雇用率の数値がよくなるという御報告もございました。しかし、この点につきましては役所としても監督権もないというお話でございましたし、一応企業側の自覚を待つ、あるいはしかるべき監督所管からの御指導を待ってということで、今回はこの問題の追及は省かせていただこうかと思っております。そこで焦

点を日野市の職員にしぼりまして問題を提起していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

法で定められた雇用率は役所の場合一・九％となっておりますが、日野市では二・〇六％満たしているということで、この内容については一昨日のお話では詳細にお聞きできなかったように思っておりますので、知らせていただきたいと思います。つまり、職員何名に対して何名の障害者が雇用されているのかというのがその一点です。

次に、それらの障害を持っている職員の方々はすべて障害者手帳を持っておられるのかどうか。また、その障害の程度は級別に分けられていると思うのですが、その級別に何名ずつおられるのか。

とりあえず、以上二点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それではただいまの三点につきましてお答えを申し上げたいと思います。

最初の、第一点目でございますけれど、職員何名に対して何名かという御質問でございます。これにつきましては九百二十三名に対して十七名ということでございます。

二点目の手帳の保持者でございますけれど、これにつきましてはその十七名すべてが保持をしてございます。

それから級別でございますけれど、一級が一名、三級が三名、四級が四名、五級が七名、六級が二名でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　わかりました。去る三月八日の日でございましたが、一人の女性が私の家へ訪ねてこられました。そして首をうなだれておっしゃった言葉は「やっぱりだめでした」とポツリ、後の言葉は絶句をするという状況でした。この方は二月のある日、ある銀行の身体障害者を対象にした就職試験を受けられ、その結果が以上のようなやっぱりだめでしたという御報告になったわけですが、この人につきましては周囲の人たちもその合格を信じて疑わないほどその能力が、人柄など総合的にすばらしい人材と見ていたわけです。片足が義足というだけで、いすに座ってできる事務の仕事につきましては健常者と全く同等の仕事ができるばかりでなく、むしろ一つの病気を、それもがんという恐ろしい病気を乗り越えた体験からも、考え方あるいは精神力におきましても大変優れた能力の持ち主だと私たちは見ていました。そしてこの方は以前、市役所に就職をしたいということでいろいろと問い合わせをされたそうです。ところが決まりというのは冷酷なもので、まず最初にぶつかった壁は三十歳という年齢制限でした。そして次にぶつかった壁は障害の程度が一級重いということだったそうです。

つまり四級までの人しか採用されない仕組みになっていたということですが、先ほどの御報告によりますと一級の方が一名、三級の方が三名採用されているということですが、この女性に説明をされたときには四級までしか採用ができないというふうに説明をなさったそうですが、その点疑問を持ちますので、これについて御答弁をちょうだいしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　先ほど申し上げました一級あるいは三級の方でございますけれど、この方はすでに就職された中で、特に一級の方でございますけれど、これはすでに就職された中で内部疾患、こういうようなこと、これは具体的に申しますと慢性の腎不全、これが人工透析中ということで一級の認定を受けたわけでございます。そういうことでございまして、すでに就職した方の中でそういう状況が起きた、こういうことでこの一級という人がいるわけでございます。

さらに三級につきましてもそれぞれございますけれど、これにつきましてもすべて昔、採用された方がいるわけでございます。

それで先ほどの御質問に戻るわけでございますけれど、今回四級から五級、六級ということで特別に枠を設けまして採用したいということにつきましては、確かに雇用率の問題が先ほど申されましたけれど、日野市におきましてはその公定の雇用率に達していなかったということから別枠で採用をしたわけでございますが、これは現在の職場環境の中で採用できる職種の中から行ったということでございまして、それの中ではやはりこの程度の方が必要ということで今回の募集を行った、こういう内容でございます。したがいまして、先ほど申し上げましたとおり級の重い方につきましてはすでに対応が行われていた方でございまして、採用が行われたか、あるいは採用された後にそういう障害が起きた、こういう状況のものでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　すでに雇用されている方の中に一級あるいは三級の方がいらっしゃるということについては、理解いたしました。

そこで私は率直に疑問を感じるわけですが、身体障害者の雇用率が、国基準が一・九％、わが日野市は二・〇六％と、〇・一六％オーバーしているのだからもう十分ではないかというふうなお考えが市当局におありではないのかどうか。この一・九％という率はあくまでも最低線を示しているものだと私は思っています。極端な言い方をしますと、一割でも二割でも、あるいは職員全体の半数が障害者であろうと構わないのではないかとさえ私は思います。これらの点について率直な気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

そしてもう一つの質問点は、事務的な条件の中で一人一人の個々の状態をきめ細かく理解するのではなくて、級で簡単に能力があるとかないとか判断するやり方、これらについて納得のいく御答弁をぜひとも伺いたいと思います。

そして、さらには障害者に関しては雇用の際の年齢制限を加えられたということですが、この年齢制限を緩和できないかということです。つまり三十歳までに障害者になった場合は受験資格を認められるが、三十歳を超えた後に不幸にして病気あるいは事故などのために障害者になられた方に対しては一切門戸が閉ざされてしまっている。応じられないという、こういう市のやり方はどうしても理解ができません。こういう年齢制限、障害者に限っては私は取り外した方がいいと思うわけですが、以上三つの点につきましてどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは、ただいまの三点につきましてお答え申し上げます。

第一点目の問題でございますけれど、確かにおっしゃられるとおり理解をするわけでございますが、先ほど米沢議員の御質問にもお答え申し上げましたが、現在の状況というものが大変厳しい状況の中でございます。そういう中で他の、いわゆる必要とする職員もなかなか増員を行うことができない。こういう中でございまして、それが一つの理由ということで申し上げるわけではございませんけれど、特に障害者の方につきましては環境整備というものがまず必要になってくるということでございます。特にそういう中で、当然重度の方に申し上げますれば、いわゆる事務勤務等の導入あるいは改善、こういった問題もございます。こういうような問題点からいたしまして、現状の中ではやはり可能な限りの中で採用をしていかざるを得ないということでございまして、おっしゃられることにつきましてのことは十分わかりますので、この点につきましても今後、努力は重ねていきたいという気持ちはございますけれど、ただいま申し上げたとおりのことでございまして、そういうような現在の環境整備の中で採用できるものは行っていきたい。必要が起これば行っていきたいということは変わりございません。

二点目の級がなくてもということがおっしゃられたわけでございますけれど、やはり私の方といたしましては障害者という一つの型を判定いたしますには、やはりそういった手帳の保持者ということがわれわれが認めていく上におきまして必要であるということでございまして、その他この級以外の中でのいわゆる面接等におきましての中で判断したらいいんじゃないかというふうなこともおっしゃられましたけれど、やはりただいま申し上げたとおり私どもも今回の採用におきましてもそういう内容等も含めて行っているわけでございますので、そういった

点につきましては手帳の所持者とあわせまして配慮をしているわけでございます。

それから年齢制限の撤廃ということでございますけれど、これらにつきましてもやはり市の職員であるということにおきましては、老齢者というわけにはいきません。他の職員とのバランスの関係上からもある程度の年齢は設けていかなければならない。このように考えているわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　いま、環境整備ということで伺いながら感じたんですが、アメリカのある州で重度の障害者を採用したという例を聞きました。そしてその方は本当に寝た切りなんです。指を一本動かすのが精いっぱいという方です。その方がいわゆる健常な方と同じ仕事が、同じ量ができるということでありません。障害者といえども社会に参加し、完全参加と平等という、そういう精神を生かしていくということであれば、その残された能力をいかに社会に奉仕していただくように周りを整備するかという考え方がやはり福祉の根本になければ、力のある人がいつでも、強い人がいつでも勝ち残っていく、そういう人だけが優遇されていく、そういうことになるんではないでしょうか。私は本当に福祉ということを考えますと、その人の能力だけで物事を見るのではなしに、一人一人がどう生かされることがその人にとって幸せなのか。その点をぜひとも、この日野市の中では全国に先駆けて考えていただきたいというふうに思います。

そして二番目の級がなくてもという言葉で表現されましたけれども、少し誤解をされているんではないでしょうか。私は級がなくてもということではなくて、三級でも二級でも一級でもいいんじゃないですか。四級までという制限をする必要はないじゃないですか。そういうことを言いたいわけです。ちょっとその点、誤解をされているようですので、一点加えさせていただきます。

そして三番目の年齢の問題につきましても、老齢者を雇いなさいというふうに私は言っているんじゃありません。三十歳というのは余りにも年齢制限が障害者にとってはひどいんじゃないかというふうに思うわけです。先ほども申し上げたように、三十歳を超えて障害を持たれたとき、もう三十三歳はだめなんです。三十一歳でもだめなんです。そのあたりをもう少し障害者にとって温かいやり方ができないかどうか。そういうふうに私は考えたものですから、そういう質問をさせていただいたわけでございます。昨年の一年間は明けても暮れても障害者年ということで、色とりどりの行事や活動が見られました。そうして、これでもう障害者の未来はバラ色かと私は思ったわけですが、ことしになってじっと耳を澄ませていましても、もう四月を迎えていまたった三カ月の間にあれほど騒々しかった大合唱

がほとんど聞かれなくなってしまいました。私はそういう意味でも、これから本当に障害者が世の中に参加し、そして皆さんと平等に生かされていく、そういう施策を雇用という問題からもぜひともお願いしたいと思い、一点目の質問をさせていただきました。この点について市長の方から簡潔に御答弁をちょうだいしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　障害者の雇用の拡大、その場を行政の分野にも取り入れるべきではないか、こういう御趣旨でございますが、基準に合っているということをもってよしとするわけでもありません。しかし、一方にやっぱりその人の能力をいかに生かすかという受け入れ側の職場事情も制約条件になって、なかなかうまくいかない。こういうことになるわけであります。考え方といたしましては、特にまた福祉というサイドから考えますと、行政の現場をそういうようにあけるという考え方もまた成り立つわけでありますが、そのあたりももっとわれわれも認識を新たにして慎重に思い切る部分も大切だ、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　なかなか私の希望するようなお答えが率直に出てこないんですが、今後の施策におきましてきょう私が提言させていただいたことをしっかりと受けとめていただいて、日野市の中から本当に障害者の完全参加と平等というその精神が実際の形としてあらわれてくるような施策をぜひともお願いを申し上げ、この点につきましては終わらせていただきます。

それと、先ほど大変失礼をいたしましたが、この障害者問題についてあと四点ばかり細かい質問が残っているんですが、やらせていただきます。

最初に続けて質問をしておかなければいけなかったところを私の至らなさで新たにいまする形になるんですが、どうぞ御容赦願いたいと思います。

高幡の駅のすぐ近くに、高幡四四番地ですが、「高幡新若草子供ひろば」というのができました。大変子供にとっては遊び場ができてうれしい話なんですが、この子供広場、せっかく入り口にスロープができているわけですが、そのスロープの終わりのところにさくができていて車いすで入れない。この点、どういうことなのかお伺いしたいと思います。

それから昨年秋、落川に都立の日野療護園が完成いたしました。そして十二月までに二十六名の方々が入園され、そして半年の経緯があったわけですが、御存じのとおりこの日野療護園で暮らしておられる障害者の方々は、重度の方ばかりでございます。車いすでなければ外出することもできない方がほとんどだと伺っております。この重度の、車いすでしか外へ出られない方々のために、先般行われました市議会議員の選挙の際、その投票所に充てられた学校の整備の方はどんな形でなされていたのか。つまり、車いすで入るためにどのような設備をなさったか。その点をお聞きしたいと思います。

そしてもう一つ、障害児の入園入学についてでございますが、四月の入園入学を目前に控えて多くの子供たちが期待に胸をふくらませながら新調してもらった洋服を着てみたり、ピッカピカのランドセルをしょって飛びはねてみたり、本人はもとより家族も含めて新しい世界への門出に喜んでいるというのがいまの季節でございます。この時期を迎えて最も暗くて深い悲しみに沈んでいる子供と家族のいること、つまり障害児であるために入園をしたいと希望をしていながら入園の許可が出ない。また、六歳になっても入学の通知が届からいという実態、これらについて質問、御答弁をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　二点目の高幡四四番地、高幡の「新若草子供ひろば」は、今度のこの議会に条件改正をお願いした子供広場でございまして、最近でき上がったものでございます。御質問にもございましたように駅のすぐ近くでございまして、京王線高幡不動駅の改札口から直線距離にしますと百メートル足らずのところでございます。以前は道路の反対側にありました子供広場の代替としてつくらせたものでございますけれども、あの付近一帯には放置自転車がたくさんございまして、あの子供広場をつくるときも、ここが子供の広場として果たして機能するかどうか、安全な遊び場として機能するかどうか大変危ぶまれたわけでございます。道路面からたしか一メートル足らずの高低差がございまして、駅寄りの方は自転車、車、そういうものが入れたいように五段の階段をつくりまして、そして駅から離れた方はおっしゃったようにスロープでございます。しかし、私ども自転車置き場などにされまして安全な子供の遊び場が確保できないといけない、そういう危惧の念からそこにさくを設けてしまったわけでございます。おっしゃるとおり障害者への配慮が足りなかった、このように反省をいたしまして、今後同様の施設をつくるときには御質問の趣旨を十分に生かしまして、配慮をしてつくらせていただきたい、こう考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　三点目の御質問にお答えいたします。

日野療護園の重度の身体障害者の方が去る二月二十八日執行されました市議会議員選挙で投票していただいたわけでございますけれども、これはあらかじめ施設の方から連絡がございまして、車いすの方が七人ばかり投票なさるという話がございま

した。それで投票管理者、投票所は第八小学校でございます。投票管理者とも相談しまして投票所にスロープ、昇降口等を車いすで出入りできるような設備を設けました。十分なものとは言えなかったと思うんですけれども、一応そういったようなことで重度の身体障害者にも投票していただけるような用意を選管としましてはとったつもりでございます。後、投票管理者の方にもその結果を聞いてみたわけでございますけれども、障害者の方はそのスロープを使って投票していただいたということでございます。

なお、施設の職員の方も介添えでついていらした。それから投票所の職員も介添えなり代理投票なんかもございまして、そういったようなことで極力協力をして手助けをして投票を済ませていただいたというふうに投票管理者の方からは報告をいただいております。

三点目の御質問につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　本年度の入園入学関係で、六歳になってもまだ就学の通知が届いていない、そのケースにつきましてもう少し逆に議会で聞きたいんですけれど、そういう四月一日現在になって就学就園の通知が届かないというようなケースはないものと確信しております。

現在日野市の小中学校、いわゆる普通学級の中で五十三名の障害をお持ちになっている子供さんを受け入れている、これにつきましては、確かに日野には小学校で二つ、中学校に一つ身障学級を設置してある学校があるわけでございますけれど、そちらの方で対応している子供さんが八十六名ほどいるわけでございますけれど、結局入学のいろいろ相談等の時点でぜひ地域の普通学級へ、こういう希望を持たれる父兄の方々、こういう方々との対応の中で、当然それを受け入れる学校側の協力も必要なわけでございますけれど、いずれにいたしましても現在普通学級の中で五十三名の障害をお持ちの子供さんを受け入れている。その中にはいわゆる自閉症的な子供さん、あるいは脳性麻痺等肢体不自由の子供さん、それから聴力障害、視力障害等持って難聴あるいは弱視というような形で実際に普通学級で指導される先生の指導の上での限界等も考慮されながら対応しなくてはならない子供さんもいるわけでございますけれど、保護者の強い意思、そういうものをお聞きしながら一応対応しているというのが現状でございまして、確かに身障教育というのは非常に、身障教育そのものが出発して年が浅いという点もあると思いますし、養護学校の義務化が行われてからまだ何年もたっていない、こういう中で若干試行錯誤的な状況での内容というものもあると思いますけれど、いずれにいたしましても単にこれが教育の問題だけでなくて医療、あるいは福祉、これらの問題と密接な関連を持っている中で対応していかなくてはならない、こういうことで教育委員会サイドでは一応受け入れている子供さん方のまず一番基本としては本人の生命の安全、これをどうしても考えていかなくてはならない。

それから第二点目として、これは特に重度、いわゆる一般的な形で普通学級の中で果たして、普通学級の先生がほかの子供たちも一諸に対応し得られないというような状況の判断、これは限界の問題もありますけれど、そういう線につきましてはいろいろ父兄の方々と意見がある程度相反する場合もあるわけですけれど、できるだけ御両親との話し合いを通しながら問題を解決していく、こんなような方法をとっております。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

橋本文子君どうぞ。

○一番（橋本文子君）　入学についてだけ、いま御答弁いただいたんですが、入園の方は。

○教育次長（長沢三郎君）　失礼しました。入園の方につきましては、五十七年度公私立の幼稚園に就園予定しております障害を持つお子さん、これ、男子が七名、女子が二名、合計九名予定がありまして、公立幼稚園の方については一応介助員を配置して対応する、こんな方向をとっております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　ちょっといまの御説明では私が鈍いせいか、よくわからない部分があるんでいま一度、再度お伺いしますが、学校側の協力で五十三名受け入れているというのは、これは一年生から六年生までのすべての学校の子供という意味でございますね。（「そのとおりです、はい」と呼ぶ者あり）

それと、ことし就学通知を出していない子は一人もいないというお話でございますが、それは身障学級については就学通知は出されているんでしょうか。それとも出されていないんでしょうか。（「いわゆる身障学級、それから普通学級含めて通知は全部出してございます。」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

それで再度お尋ねをしたいと思いますが、ことし身障学級ではなくて普通学級へ入りたいと親御さんの方も、あるいはお子さんの方も希望をされている人、人数、これについては何名いらっしゃるのか。三名ですか、そうじゃないですね、普通学級にどうしても入りたいという希望を出された障害児、そして先ほどの学校側の協力がないと受けられないではないかという御答弁でございますが、義務教育というのはそういうものでしょ

うか。希望があったら私は受けるべきだと思っているんです。その点、もう一度御答弁願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　次長、議長が指名してから答弁してもらいたいと思います。教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　先ほども申し上げましたように、確かに障害児教育の問題が出発して日が浅いということもありまして、日野市だけでなくて各区、各市いろいろ身障学級の問題をめぐっていろいろな角度での問題点を引き起こしている面がございますけれど、日野市の場合には比較的そういう形で大きな問題として発展しているようなケースというのが少ないわけでございますけれど、確かに現場の先生方の方で限界の問題がございまして、先ほども申し上げましたようにその子の生命の安全、あるいはいわゆる普通学級に受け入れた時点の中で、教師の方で対応でき得る限界、これらの問題の中で子供さんによってどうしても普通学級で受け入れるということがその子自体の幸せのためにも、あるいは学校側の対応としても非常に困難を伴う、そういうケースの問題につきまして、先ほど申し上げましたように極力御父兄の方々との話を続ける中で協力をお願いしているというのが現状でございまして、それでも先ほど申し上げましたように日野市の場合、相当多くのいわゆる身障児といわれる子供さんを御父兄の御希望に沿いながら学校側でこの子供だったら対応できるという、その範囲の中において普通学級の中で教育を受けている、こういうような現状でございまして、その辺、非常に尺度といいますか、物差しというものが当てられないような性格はもちろんありますけれど、とても普通学級で無理だ、どうしても対応が困難である、こういう子供さん方につきましては御父兄の希望どおりになり得ない場合もあるわけですけれど、その場合にもただ単に機械的な形で振り分けるみたいな対応の仕方はとってございません。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　大変私にとりましては不満な御答弁でございます。

つまり、本人の生命の安全だとか、対応が困難な場合だとか、いろいろおっしゃっておられますけれども、それに大きな問題として発展したケースはない、そういうふうなお話でございますが、本人の生命が安全に守られないなら、あるいは対応が大変困難ならば、介助する人をつけたらいいじゃないですか。義務教育なんですよ。大きな問題として発展していないとおっしゃいますけれども、父母の方々は大変言いくるめられたという形で怒っておられます。つまり泣き寝入りなんですよ。きょうはこの問題について私はもうこれ以上、触れないでおきます。いつまでたっても平行線だと思いますから。

読まれた方あるでしょうか。これは三月三十日の朝日新聞です。ここに「盲聾児も小中学校で勉強、統合教育を研究へ」、

この統合教育は私、昨年の九月議会で一般質問でやらせていただきましたので、御存じない方もどうぞ議事録などで理解をいただきたいと思いますが、これは都の計画でございます。「都、五十九年度にも推進校」と、ここにタイトルが書かれています。ちょっと読ませていただきます。

障害を持つ人と持たない人がともに生きる社会を目指した国際障害者年の都行動計画が二十九日まとまった。計画では、国が障害者対策に関する長期計画が触れなかった障害者と一般児童との統合教育を研究課題に盛り込んでいる。六十五年度までに都がなすべき障害者対策の基本目標を定めたもので、医療、教育、福祉、サービスの充実、就労の推進など百九十二事業、このうち教育充実のため統合教育の研究校設置を掲げた。

都教育庁によると、車いすの子供が小中学校に入るケースは多いが、盲聾児の大半は盲聾学校に入っている。しかし、都は盲聾児の親は小中学校の入学を望んでおり、障害者の完全参加と平等の立場からも統合教育の研究が急務。来年度から統合教育研究の準備にかかり、五十八年度に学識経験者も含めた研究委員会を設け、五十九年度以降に統合教育研究推進校を設置する。

こう書かれています。この記事は盲聾児だけを対象にしているようでございますが、いずれは私はすべての障害児にこういう統合教育が行われると信じております。どうぞ日野市の教育行政、いままでのようなやり方ではなく、ここで考え方を新たにしていただきまして、発想の転換をしていただく中でぜひとも障害児もともに生きていく、ともに暮らしていける、そういう学校をつくり上げていただきたいと思います。そして先ほど選管の局長の方から御答弁をいただきました、障害者も投票所で本当に一人で投票できるような設備をやっていただきたいと願うものですからあの質問をさせていただいたわけですが、答弁いただいた中身、少々私の認識と違っておりますので、その点を指摘させていただいてこの問題は終わらせていただきたいと思います。

つまり、日野の療護園から要請を受けられた選管は確かに設備をされました。しかし、考えてみてください。その設備というのが、この段差のところにベニヤ板を一枚置いただけの設備なんです。ベニヤ板一枚置いて、私は車いすで投票に行かれた方に聞きました。この上に車いすが乗ったら、たわんで登れないんだそうです。結局はベニヤ板一枚では何の役にも立たなかったので、職員がその車いすを四人で持ち上げてその段差を登らせた、こういう御報告でございますので、その点、答弁は結構です。一応私の集めた、これは日野療護園の障害者の方から伺った話でございますので、この点、これからはぜひともしっかりとした、車いすに耐えるようなスロープをつけていただき

たいと要望をして、この障害者に関する諸問題についての質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十一の一、心身障害者（児）の諸問題に関する質問を終わります。

十一の二、教育委員の準公選についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○一番（橋本文子君）　それでは二番目の教育委員の準公選について、一般質問をさせていただきます。

私は昨年の四月、市議会議員の補欠選挙で議席を与えられまして、初めて迎えました六月議会の折に一般質問におきまして教育委員の準公選問題を取り上げさせていただきました。当時、中野区で区民の教育行政への住民参加を願う熱い思いが全国に先駆けて実現することになり、教育委員の準公選が行われましたが、選出された三名の方々が三月三日の定例会初日の本会議で全会一致で認められ、青山区長から辞令を交付されたというニュースがまだホットなときでございました。そのときの私の質問に対しましては、市長から準公選という方法は一つの地域教育に対しまして大きくみんなで考える、あるいは一つの息吹を与える、こういうことに必ずつながると思いますとの御答弁をいただきました。あれから私も文教委員といたしまして教育に関するさまざまな問題に取り組んできたわけでございますが、やはり一人一人の市民が自主的、主体的に教育行政にかかわりを持つためにこの日野市の中で教育委員の準公選をどうしても実現をさせたいという願いのもとに、再び一般質問の形で取り上げることにいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

教育委員の仕事は、御承知のとおり教育行政を担当することですから、それら委員を選び出す作業に市民が参加するのはごく当たり前のことではないでしょうか。創価大教授の三井為友先生は生涯教育の重要性を唱えられ、つまりライフロング・エデュケーションという言葉で表現をされておられますが、教育というものは本来子供のためだけにあるのではなく、地域共同体の向上に役立つものであり、万人が教育者であると同時に、万人が非教育者の存在でもあるといっておられます。そこで、教育が地域の中で画一主義に陥らないためにも、教育委員を住民の身近な存在にさせるためにも、公選制にする前段として準公選は望ましいということでございます。

また、名古屋大学の教育法学者の鈴木英一先生は「旧教育委員会法の教育委員会制度は、委員の選挙を最も大切なものとして教育に対する国民の直接責任を実現し、教育の独立性、自主性を確保するために公選制を実施していた」と述べておられます。そしてそのころは国もマスコミもこの制度についてＰＲをしたり、詳細に報道したりということの中で投票率もよく、教育行政の面でもその特色を出して大変効果を上げていたということです。だから住民自治の点から見ても、大変理にかなっていたのではないかとおっしゃっておられます。

日本の国の高度経済成長の中で、スピードと便利さだけが追い求められました。そしてそれ以来、飽くことを知らない消費文化の暮らしを続けてきた結果、画一的な価値観で子供たちを評価したり、育ててきた事実がございます。その中でさまざまなひずみを生じました。非行、暴力、無気力、無感動、受験戦争で押しつぶされて自殺をしてしまったという話、この日野市でも例外ではありません。いまや教育は核家族化した家庭にだけ押し込まれておくべきものではないと思います。そしてまた学校の器にだけ任せておくべきものでもないという認識を、いま改めてしっかりと押さえていく必要があると思っています。地域単位の中で父母と教師と住民が一体となって取り組む形の教育が、いま人々の間で真剣に求められています。地域に根差し、地域によってはぐくまれる教育を、教育委員の準公選によって実現していくことが大切になってきたのだと思っています。一人一人の子供を生かすきめの細やかな育て方を、みんなでつくり上げていこうではありませんか。そしてそのプロセスこそがまさに民主主義の根幹をなすものとして住民参加の自治を確立し教育行政への市民参加を保障することになるのです。いままで市民にとりまして教育委員会が大変遠い存在であったために、教育に熱心な人でも教育委員会がどんな仕事をしているのか余り知りませんでした。そのことは昨年の六月議会の一般質問でも指摘をさせていただいたとおりでございます。ですから教育委員会を地域住民の身近な存在として位置づけると同時に、ともに文化的活動に参加しながら教育問題についての取り組みを深めていく。そのためにも準公選をできるだけ早い時期に進めていく必要があるのではないかと思います。

そこで本来の質問に入らせていただきますが、市長並びに教育長は教育委員の準公選について実施する意思がおありかどうか、ずばりお答えを願いたいと思います。

そして、実施に賛成の場合も反対の場合も、その理由をお聞かせください。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　地域教育の民主主義といいましょうか、あり方として、たまたま中野区では住民の地域運動に触発されてといいましょうか、こういう流されて、試みとしての施策が行われたということをいろいろな資料で私も大体承知しております。

昨年の六月のあなたが質問をされたその際には、日野市に広範な市民運動としてそういう要求が議会に出される、あるいは長の判断が問われるというふうな機会があれば、そのことに取り組むことについてはやぶさかではないというふうにお答えをしたと記憶しております。いま、日野市内にも多少そういう話

題もあることを承知しておりますけれど、まだ全市民といいましょうか、大多数の市民をまとめるような世論の姿にはなっていないと思います。したがいまして、賛成か反対かといわれますと、私は賛成できる、このように思っておりますが、やはり広範な市民運動と呼応する関係にありませんと、せっかくの意味がないと思います。

したがいまして、日野市にそういう試みが成り立つかどうか、これから十分注目をし、いろんな意見を聞くべきだろうというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　これは、こういうものを実施するかしないかということについては教育長の権限には属しておりませんが、ただ、感想として述べろ、こういうことでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで述べさせていただきます。

教育委員会制度というようなものは、これはたしかアメリカで発達したものですが、それが完成してくるまでにはやはり四十年近い歳月を得た、こういうふうに聞いております。それほど民衆の中になじんでいくというようなことがなかなかむずかしい問題だというふうに思います。それで、現在の教育というようなものの中で一番いまでも問題になっている一つの基本的な問題は、教育の中立性ということでございますが、こういう中立性というようなものがいまの社会で、あるいは日本で公選制というようなものが行われたら、あるいは準でも結構ですがそういうふうなものが行われたとすれば、そういうものにどうしても引きずられてしまう可能性というようなものがあるんじゃないか。言いかえてみると、教育というようなものがむしろ政治的なあるいはイデオロギー的な意見の中へ巻きこまれてしまうおそれというのは多分にあるんじゃないかということを、私は実際危惧するわけです。

しかし、根本的に一体どうなのかということになれば、これはさっき市長も申されましたけれども、私はやはり一種のレイマンコントロールというんですか、そういうようなものが教育の中に当然生かされなければなりませんし、また、開かれた教育というようなことも必要ですし、それからまたある意味ではそれが本当に市民の中から盛り上がったような形でこれが行われれば、教育の中に一つの大きな活力をもたらすだろうということは期待されますけれども、いまの段階ですぐにこういうものに入っていったらむしろ混乱が起こってくる可能性というのは多分にあるんじゃないか、こういうことを危惧いたしております。以上。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　教育長のお答えに少し引っかかるお言葉があったんですが、どうして準公選あるいは公選をやると、イデオロギーに巻き込まれたり、あるいは引きずられてしまうというふうな言い方になっていくのか。その点をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。（「見解の相違だ、橋本さん」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　私はさっき言いましたように、そういう危惧を持つ（笑声）ということなんでございまして、これは私の経験というんですか、学校にいたときの経験、あるいは現在教育長をしている立場からの経験からいって、そういうふうに絵に書いた一つの地図のように、うまくそうは進まないんじゃないかなという、そういう危惧を持っている、こういうことでございます。以上。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　公選とか準公選という言葉で表現をするわけですが、本来なら私は公選が一番いいんだろうと思っております。しかし、いまの法律の中では公選ができない仕組みになっているので、中野区でもつまり準公選という形をとったんだと思います。そして、あれは中野区で独自の条例をつくり、その条例の中で区民の皆さんに選んでいただいたその結果を参考にしながら、区長が任命をするという形の条例で消化をされているようでございます。

私は先ほど、教育長の危惧をするとおっしゃって、経験からともおっしゃって、経験豊かな教育長のおっしゃることですからかなりの何かをお持ちなんだろうと思いますけれども、しかし、そういう言い方をしていくとわれわれ市議会議員が選ばれてくるのも選挙で選ばれてきて、ではそれもやっぱりおかしいということになるんじゃないでしょうかね。ちょっとそのあたり……。このあたり、ちょっとこの選挙と普通の市議会議員の選挙と、私の認識が甘くてこういう質問になるのかどうかわかりませんが、そこのところを教育長の豊かな経験の中からお言葉をぜひともちょうだいしたいと思います。（「教育長じゃだめだよ、収入役答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　私の言いますのは、たとえば政党だと初めからこういう主義でいきますというようなことを明確に出せるわけなんです。ですから、それは皆さんがそれぞれの意見をお持ちになるということで、大いに市民の支持を得てこちらへ出てこられますが、教育委員の場合にはどうなんだろうかというと、いままではそういう支持団体とか、そういうようなもののあるようなところがむしろ非常に、支持団体というのは政党という意味じゃありませんけれど、そういう支持団体のあるようなもの、あるいはそういうような方がどうしても当選してこられるようなこともあるし、それからいま気軽に選挙にすぐに出るような雰囲気にないいまの社会でございますの

で、少なくとも教育界に関してはですね。そういうようなことですから、私はいまの時代でそういうことをいきなりやっても本当の意味の市民の真意というものがそこへ反映してくるだろうかということ、それを危惧するわけです。

それで、さっきも市長が言われましたけれども、広範な市民の盛り上がりというようなものがだんだん生まれてくれば、これはまた一つの方向としてある時期においてはそういうようなものが行われるということに対しては、これは一つの自然の成り行きというんですか、私は教育というものは一つの自然な発展でなきゃならんというふうに気持ちを持っておりますから、そういう自然の発展の中でそういうようなものが行われる一つの時期が、来ないということを私は言っているんじゃないんです。しかし、いまの段階でどうなのかというふうに言われるからさっきも言ったような答弁をしているわけでございます。以上。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　中野区で準公選の結果を伺ってみますと、あの選挙をする期間が普通の選挙と違って大変長い時間をかけて、みんなでじっくりとお茶の間でひざを交え合いながら選挙を行った。ですからその選挙の仕方も、封筒に入れて郵送するという形をとられたわけです。ですから、むしろ中野区民の方々の感想を伺いますと、その準公選を実施する過程の中で、プロセスの中でみんなが大変教育に熱心になり、そして教育委員についても大変さまざまな論議を交わすことができた。それをやるまでは大変みんな無関心でいたんだけれども、あのプロセスが一番自分たちには勉強になったということをおっしゃっておられます。

ですから私は、本当に準公選をやることがいいということであれば、むしろ先々への見通しを持つ中で先取りをするという行政の側の選択があってもいいんではないかというふうに考えるわけです。そして一部の人たちの間では法律に反するという理由で教育委員の準公選に反対する人たちがいらっしゃるようですが、しかし法律というものは元来、人間がよりよく生きるために人と人とのかかわりがぎくしゃくしたとき、一つの物差しとして利用すべきものだというふうに私は考えています。ですから人間の暮らしを支えるための一つの手だてでしかないという考えです。法律がなくても人間同士のかかわりが円滑に流れていれば、法律は必要ないわけです。ですから、何か事が起きたときにのみ必要性があると思われるその法律を揚げて、反対のための反対をされているという方々については、ぜひとも思い直しをしていただきたいというふうに私は考えております。

一人一人の市民が教育行政に参加する、これこそ本当の民主主義ではありませんか。すべての市民が参加できるということで、これ以上の民主主義はないと思いますよ。ですから私はぜ

ひともこの日野市の中でできるだけ早いうちに準公選ができるような、そういう行政側からの積極的な取り組みもぜひともこの際、お願いしておきたいと思います。

私は以上、教育委員の準公選について私の考えておりますことと質問をさせていただき、今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。失礼いたしました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十一の二、教育委員の準公選に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時三十分散会

四月二日　金曜日　（第十一日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第十一号

四月二日　金曜日　（第十一日）

出席議員（二十八名）

一番	橋本文子君	十五番	飯山茂君
二番	福島敏雄君	十六番	夏井明男君
三番	小俣昭光君	十七番	黒川重憲君
四番	小山良悟君	十八番	古賀俊昭君
五番	谷長一君	十九番	市川資信君
六番	古谷太郎君	二十番	藤林理一郎君
七番	馬場繁夫君	二十二番	竹ノ上武俊君
八番	馬場弘融君	二十三番	米沢照男君
九番	高橋徳次君	二十四番	中山基昭君
十番	旗野行雄君	二十五番	大柄保君
十一番	一ノ瀬隆君	二十六番	秦正一君
十二番	板垣正男君	二十七番	奥住芳雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	石坂勝雄君
十四番	川嶋博君	三十番	高橋通夫君

欠席議員（二名）

二十一番	名古屋史郎君
二十九番	滝瀬敏朗君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田美喜男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
教育次長	大谷俊三郎	君
清掃庶務課長	小山光夫	君
選挙管理委員会事務局長	竹内真純之	君
病院長		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君
書記	平谷串	君
書記	川野田	君
書記	平雅省	君
書記	弘三和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十七年四月二日（金）
午前十時開議

午前 十時十七分開議

○議長（石坂勝雄君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

通告質問を始めたいと思います。

十二の一、日野市の基本構想と教育行政についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

（十九番議員登壇）

○十九番（市川資信君）　おはようございます。ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、これから日野市の基本構想と教育行政という点につきまして、一般質問させていただきます。

昭和四十六年の七月の九日に当時の日野市長でありました古谷　栄先輩の手によりまして、昭和五十五年度を目標年次として第一次の日野市の基本構想が制定されたわけであります。本来基本構想の制定の義務づけをした目的は、社会情勢の変化、そういう中にありまして、日野市のような急激な人口増の中で市街化、都市化が進み将来展望の策定が非常にむずかしい。日野市の、そのようなときに日野市のあるべき姿を描きその実現に向かって年次目標を立て基本施策を大綱に示して一貫した総合的な計画行政を推進させるためのものがねらいであって、いわゆる思いつき、人気取り政策、市長がかわるたびによる継ぎはぎだらけの行政の弊害を阻止するものが本来のねらいであると考えるのであります。したがって中期、長期、あるいは短期の実施計画も毎年度予算計画あるいは予算編成もすべてこの基本構想の路線にはかって、のっとって行わなければならないはずだと思います。

地方自治法第二条第五項に、市町村はその事務を処理するに当たって議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本法を定め、これに即して行うようにしなければならない。はっきりと明文化しております。

第一次基本構想を見ますと、これが当時のものでありますけれども、暮らしを守る住宅都市、そのところに、かつて市民は自然の恵みのままに豊かで伸びやかな生活を営んできた。しかし、経済の急速な発展は自然との競存を忘れ、暮らしと自然の調和を困難にし、現在人命さえ危うくしておる。本当に当時の私どもが小さなころの日野市と現在と思うとこの基本構想策定当時の昭和四十五年当時を思い返すわけでございますけれども、道路、上下水道を中心とする都市施設の整備については、市はあらゆる角度からこれらを積極的に推進し市民すべての理解と協力により施策の適切な実施を図る。あるいは都市基盤整備の件についても市街地整備に関して土地区画整理事業については小権利者と十分な話し合いを行い積極的に推進するとともに

組合共同手法による方法を普及して不良市街地形成がなされないように指導、育成する。まことにきめ細かなりっぱな基本構想が作成されております。同じように、土地利用あるいは下水道等に関しても、下水道は都市施設として欠かせないものがあるが、その整備普及に莫大な投資を要するところから広域的、共同的な事業計画を検討し整備の緊急性、優先性を考慮し、都市計画事業の進行の中で積極的にその実現に努める、また排水路化している用水路についても改修を進めるとともに維持管理を積極的に行いその活用を図り、あわせて都市下水路の整備を推進する。そのほかに市民文化あるいは行財政運営の合理化、そして最後に市民の市政の参加等がうたわれておるわけですけれども、まことにりっぱなものが作成されておったわけであります。市民の市政の参加のところなどは市政の目標である福祉の増進は市と市民相互の努力と協力により実現されるものである。市民の市政の参加はこれら努力と協力と意義を一層高め、限られた行財政の中に積極的に市民の意思を反影させ、全体として効率の高い市政を促進する。最後の結びのところで身近な問題の解決を求める市民の声は語り合いと相互理解により視野を広め郷土を愛しその均衡ある発展を求める市民意識に成長し心一つにする大きな力として市政を前進させる、連帯意識、高揚する市民意識は民主的な市政運営を促進するとともに行政との緊密な関連の中で互いに啓発し合いながら協調し、市政の目標実現を早めるものである。市民の市政の参加を積極的に促し、自治体の本旨を全うする。非常に私はこれを何回か読み直してみまして、りっぱな基本構想だな、こう思ったのであります。

日野市の将来像を描いた構想として地方自治法第二条第五項にのっとった的確なものであると思うのですが、この第二次―先般三月議会の冒頭に第二次構想案―この十年の日野市の行政の推移を振り返って見るときに何度か、この、試案でありますけれども、読み直してみましたけれども、序章、構想、第一章、第二章、第三章、第三章で、最後の節はいっぱいあるんですが、終章となっているわけです。基本構想の目的、目標年次、想定人口。第二章から緑と文化の市民都市。第二節で都市像の実現を目指す。第三章に入って初めて施策の大綱として第一節が健康と福祉の町。第二節が教育と文化。三節が自然と調和。四節に産業と消費の町。五節で市民自治の町。私、こう第一次構想と第二次構想を比較検討してみたんですが、日野市が現在最も必要とする都市基盤整備の位置、順位が大幅に後退しておる。一見読んでみると格調の高い名文に作成されておりますけれども、一体、日野市の現在の行政の警鐘、いわゆる継ぎはぎ、思いつき行政、総花的で絵画的であって、先般わが新政会の馬場弘融議員が指摘しておりますように、いわゆる人口急増期と漸増期と定着時とのその位置づけに少し第二次基本構想が、錯誤というんでしょうか、時期尚早の基本構想ではないか、かように思うのであります。なぜならば、現在はようやく人口増から解放されて自然増鎮静化したいまこそ、馬場弘融君も指摘しましたように都市基盤整備、下水道事業、区画整理事業、道路整備事業に年次計画を立てそれらにのっとって逐年予算編成をして日野市の百年の計に立ち向かう姿勢こそが今日の日野市にとって最も必要なものだと考えるからでございます。

私は昭和五十六年度の当初予算におきまして同じことを市長に対して指摘いたしました。時の企画財政部長は、現在も同じですけれども、（笑声）ことしは選挙があるんで骨格予算を組まなければならない。したがって、留保財源があるので今年度はそういう予算編成ができなかった。しかし、昭和五十六年―前年度は三多摩二十六市が、私が現在指摘したように一斉に都市基盤整備、社会資本投資に向かってスタートしたわけであります。日野市は市長選のために一年おくれたんだ、やむを得ないだろう。したがって私は昭和五十七年度当初予算においてそのような姿勢が組み込まれているものと期待しておりました。しかし、私の期待はみごとに裏切られております。

そこで、余り前段が長くなりますので、この辺で何点かの質問に入ってまいりたいと思います。

第二次基本構想の、いわゆる現実の行政の発展、前進に連れて内容を豊富にする方向でローリングされ基本計画にフィードバックされる、こう終章に第二次基本構想にあるわけです。その点と、一昨日福島敏雄議員の一般質問の中で、企画財政部長は、基本構想はあるべき姿である。年々見直し、また中間的見直しをしてローリングしながらマスタープランを立てるとの答弁がありましたが、本来、基本構想の目的である人気取り行政、あるいは継ぎはぎだらけの行政を防ぐという意味で立案されるものと思うと市長がかわるたびに基本行政がちぐはぐにならないように、いわゆる市民サイドに立った法であると思うのであります。もちろん短期、中期の見直しはその必要度に応じてある程度の必要は認めますが、根本的には著しい社会情勢、たとえば大きな災害があるとか経済情勢が大幅に変化した、また、それらに伴う人口増の見込み違いである、そういうときにこそ本来の見直しが基本的にあるべきだ、かように思うのでございます。それらの点について、まず一点お尋ねしたいと思います。

次に近隣市町村が、二点目の質問です。近隣市町村が四十八年から五十一年のいわゆるあのオイルショック時に短期、中期の基本構想の見直しを図っております。日野市はこの十年間一度も見直しをしなかったものと思いますが、この第一次基本構想の人口想定が十六万から十七万となっております。したがって当然大幅な相違が生じたわけでありますから見直しを図るべきであったと私は思うのでありますが、その点についてなぜきょうまで放置したか、二点目の質問であります。

質問の三点目、第一次構想と第二次構想、第二次は試案でご

ざいますけれども、ハードとソフトと根本的に先ほど申したように次元が違ってきておる、その理由の説明をお願いいたします。

第四点目、すでに第一次基本構想は五十五年度で切れております。ことしは五十七年度であります。当初ようやく試案がことしのこの当初議会に試案が提出されたわけでありますが、二年間も地方自治法を犯して今日まで来たのはどういうわけか。私の推定ですが、恐らく自治省から第二次試案早期提出の要請を受けられたんじゃないか、御指導を受けたんではないかと思うわけですが、そういうことがありましたらお答えいただきたい。

第五点目の質問に入らせていただきます。きょうまで第一次基本構想と市の事業計画と予算編成との取り組み方について、考え方についてどのように第一次基本構想を答申してきたかどうか、そういう点についての御説明をまずお聞きして、さらに質問にまた入らせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の基本構想は本来変えるものではないというような御質問について、一点目にお答えいたします。

この基本構想を必要とする法律、つまり四十四年九月にできました法律につきまして自治省の行政局長からの来ている通知が、指導がございます。それらの中で指導されております理由の中に、考え方として基本構想について二つの考え方があることが予想される。将来計画であるから十年という長い期間を想定してあるべき理想像を掲げる。そういうことになると市長のかわるたびにそれを変えるという必要はない場合も考えられる。しかし、その基本構想がそういう理念ではなくて、いわゆる現実政策的な色彩の強いものである場合には市長のかわるたびにそれを見直さなければならない、そういうことも起こり得る可能性もある。それらのどのような基本構想を策定するかについては各市町村の独自性に従う必要がある　そのような指導要綱が来ておったわけでございます。日野市において策定されました基本構想につきましては、いま議員さんがお読みになったように、その内容といたしましては非常に長い展望の上に立った構想でございます。でありますから、われわれといたしましては市長がかわるたびにそれを変更する必要はないものと、そのように受けとめていままでまいっております。

質問の第二点、過去十年間なぜ一度の見直しもしなかったのかという御質問でございます。この見直しということにつきましてはその当時の指導におきましてもおよそ十年程度を目途として策定されたい。その十年という期限について十年たったら必ず見直すという指導ではなかったようでございます。そのために十

年間見直しをするのは基本構想ではなくて、基本構想を受けて基本計画、その実施部門においてローリング、つまりその年度年度の財政状況あるいは経済背景等に合わせたローリングを行うべきである。構想そのものは将来指針であるから変更する必要はないであろう、そういうことで構想そのものを見直しはいたしておりません。ただ事業化におきましては公共施設整備計画、三年計画あるいは五年計画等の短期、中期の指針作成によってその穴埋めを行っているわけでございます。

質問の第三点目の第一構想と第二構想との相違はなぜか、違いがなぜあるのか、こういう御質問でございます。相違というものは私はないのではないかというふうに考えております。と申しますのは、第二次構想はまだ案でございます。原案でございますが、この原案をいわゆるたたき台をつくるまでに実は六回から七回の変更を行っております。討議を行ってそのたびに内容を変えてきております。それらの積み上げの経過の中で、すべて第一次構想の上に立って第二次構想を考えているからであります。相違はなくて第一次構想の発展したものとしての第二次構想があるとわれわれとしては考えておるつもりでございます。第二次構想の御批判につきましては今後議会提案あるいは百人委員会等の中で厳しい御指摘を受けるということも考えております。それらにつきましてはそれらの意見とともにただいまの御質問の利点等も当然その中に含まれてくるものと考えております。

質問の第四点目、二年間期限切れ放置の理由ということでございます。第四点目のこの期限切れの問題につきましては、先ほど来自治省指導の文書等を御紹介しているわけでございますが、そのときに十年という期限についてはおおよその目途であるということであります。ですから、逆に言えば八年で変更してもし得ることもあるし、あるいは十年を出る場合もあり得る、そういうような、そもそも法律の最初にできたときの指導にそのような弾力的な指導がなされたという理由があると思います。

質問の第五点目でございます。今日までの第一次基本構想とその予算編成との関連はどうかということでございますが、ただいま三点目の御質問の中で、答弁の中でもちょっと触れましたが、いわゆる中短期計画というものを別にいわゆる構想実現化の計画として持っているわけでございますが、これは事務的な問題でございますが、それらの中で公共施設整備計画、三年計画とか、あるいは五年という構想実現化のための中短期の計画案に従いまして財政フレーム―財政の枠をつくり予想しその枠中で予算編成の大綱を決めていく、そういう手続を取っております。ですから直接基本構想を予算化するという形ではございませんが、その中にいわゆる手続上含まれております公共施設整備計画というような事業計画の中に基本構想をとらえた発想を展開し、その中で予算編成をしていく、そのようにお答えしております。

いたしたいと思います。
以上でございます。
○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。
○十九番（市川資信君）　いまの質問、一点目から五点目、企画財政部長からお答えいただいたわけですけれども、市長、別にこれに対して答えるところは、また後でお聞きはしますけれども、よろしいですね。答弁漏れとか、あるいは、こういったことをつけ加えておきたかったとかいうことはございませんですか。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　第一次基本構想は四十五年六月議会で可決をいたしました。私はそのとき議員でありましたし、賛成をした一人であります。と言いますのは基本構想そのものは文言でお上の方向を示せ、こういうことになっておりますからして、いわゆる作文であります。市によりましてずいぶんきめの細かなといいますか、あるいは将来拘束されない、されかねない、そういう表現の基本構想もありますし、制定までの市民参加の手続、いろいろなスタイルがあります。
日野市の第二次基本構想は審議会というほんの少数の市民参加、そういう形で決められましたが、私は文章として、あるいは基本的な考え方として日野市の将来に十分な内容を持っておるというふうに考えました。その第一次基本構想は、市によりましてはほんの数年前に立ったというところもありますし、いわゆる、およそ十年間のジグザグにならない、極端なジグザグにならない、そういうことを求めているのが基本構想でありますから、私は一次もりっぱであったし二次もそれにまたその延長線上に時代の趨勢、変化に応じてやや表現にも内容のある、そういうことに進めたというふうに思っておりますので何ら矛盾もなくりっぱなものだ、どちらもりっぱなものだ、このように評価してもらえるだろうというふうに思っております。何か、こう大変危惧的で怠ったような質問をされておりますけれども、全くその質問そのものが趣旨に余り合ってないというふうな認識もできるわけであります。
第一次の基本構想と第二次の大きな相違点、第一の場合も人口の余り読みが多過ぎたといいましょうか、経済成長を謳歌しながらまっしぐらに日野市は自然破壊をしながら進んでいくんだというふうなことを容認しかねない部分があります。それから下水道のことにつきましては概念は示されておりますけれども、当時まだ全く下水道計画というものは皆無であった。私はいつも思い出すことですが、前任の市長さんもなかなかりっぱでありましたけど、下水道に関しましては全く認識が違っておりました。日野市にはこんなに用水が発達しているんだからしてお金を払って下水を使うというような人はいないじゃないかと言われたことを覚えておりますが、私は下水道が根幹的に、根

幹的な都市基盤の一番もとである、こういう認識で、その後、下水道調査会から始まりまして今日の流域下水道計画の事業認可を取り、そうして公共下水計画の認可を取ろうとしております。非常に具体性を持ってきました。と言いますのはまた理由があるわけでありまして、都下の人口の急増はやっぱり区部に近い方向から密度が高まってきた、そうして南多摩は距離があるわけでありますし、もう一つは川があります。あるいは水田を、水田地帯ということもありますから水路もあります。ですから東京都すらまだ南多摩にはっきりした提言を持ってなかったということがあります。それを日野市が一つの先鞭をつけまして流域下水道方式を固め具体的なその計画なり図面なりを作成することから南多摩の関連市も一つの方向が生まれた、いわゆる流域下水道であります。都下の人口の急増はまさに排水路のないまま丘陵地やそれから村落から遠い部分から開発されたという事情がありまして、本来、水の処理というものは一番流末から整備してかからないと下水にせよ雨水にせよ整わないわけでありますが、それを逆の開発の仕方をしたというところで大きな矛盾があるわけであります。これは現実問題ですからやむを得ない筋合いのものですから、それを今日合理化しようというのが下水道計画であり都市下水路等による雨水排水計画であります。そのあたりがちょっと一次の時期の認識と二次が見通しております基本構想の相違点ではなかろうか。しかし、本質的には市民生活をいかに健康で文化的に保つかということを目指しておりますからして、段差があるとか、あるいは大きな変換があるとか、そういうことはございません。まさに正しいレールの上を一直線に走っている、そういうものだと思います。それから、なぜ……（「簡潔な答弁をお願いします。簡潔な、時間がどんどん経過していますから」と呼ぶ者あり）大まかにしかしゃべっていないです。あなたのおっしゃることがちょっと少々われわれとは合わない点がありますから、その点を訂正……（「再質問でまた聞きますので、議長」と呼ぶ者あり）
○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。
○十九番（市川資信君）　いま企画財政部長と市長との答弁をいただいたわけですけれども、そのいま企画財政部長また市長との答弁の中で私とやはり意見がどうしても食い違う点が何点か出てくる。いわゆる、いま前の市長さんはたとえば下水道事業は余り好まれなかったとか区画整理問題の実態について答弁いただいたわけですけれども、私が申し上げているのは、たとえば、じゃ区画整理、下水道終末処理場の件についたって何回も申し上げているようですけれども、私は市長の市長選挙における人気取り政策にすぎなかった、本来まだ事業認可を取るべき事業計画決定をするべき時点じゃなかった。現在どうですか、事業認可を取ってどれだけ進展しているんですか。地主さんとの話し合いもまだ平行線だという実態じゃないですか。この間

も予算委員会でも古谷太郎氏から指摘されたようにもっともっと本来の本当に基本構想に沿った日野市の将来の百年の計を立てるんならば区画整理事業にしても終末処理場にしても下水道事業にしても本当に根回しを、根本的に根を回して、その上で年次計画を立てて事業認可を取って遂行するべきだ、かように思うわけです。

ただ、高幡駅前の区画整理事業についてもそうです。私はここに一つの高幡地域の区画整理について市民に配られた通知書がここにあるんです。ここのところに、最後のところに、この通知は土地区画整理法第七十二条二項の規定により通知いたします。これは測量をするという通知なんです。びっくりしちゃったんです、あの地域の人が。何の七生農協で説明会があるから来てください、二日夜やったそうです。五百名近い権利者の中で一遍の通知でその説明会に何人行かれましたでしょうか。これはどういうことですか、恐れをなして私のところにも多くの方々がその疑問点を聞きに来ております。私は、少なくとも区画整理事業についての説明の前にもっと地域の方々とこの地域の開発についての根本的な基礎的な話し合いをした上でこれらの事業を遂行しなければならない、それがいわゆるそういうものの基本が私はある意味の基本構想にのっとって図らなければ日野市の事業はいつまでたったって絵にかいたもち、総花的であって抽象的になってしまう。そういうことを懸念するがゆえにこのいま質問しているわけでございますが、いかがですか。一つ一つ事業認可を取ってやっているものもありますけれども、多くは事業認可も取らないで単独事業として遂行している。その辺について私非常に疑問に思うことと、それともう一つ、第一次基本構想と第二次基本構想の大きな相違はないと確かにそういうふうに申されましたけれども、私、じゃ都市基盤整備についてどの程度書いてあるのかと思って第二次基本構想のこれを読んでみたんですけれども、施策の大綱のところで自然との調和のところに二項に九行、都市基盤整備ということがうたわれているんです。第一次基本構想は当然もう施策の大綱のところではっきりと位置づけをトップに持ってきて都市基盤整備そしてその一、二、三、四として土地利用、土地整備、道路交通、自然環境の保護というふうにうたわれているわけです。その辺について日野市がもうある程度都市基盤ができ、いわゆる社会資本投資が済んだ地域であるならば、もう、いわゆるソフトウェアーな本来の文化都市と言えるような市民会館建設であるとか、あるいは美術館であるとか音楽堂であるとかいろいろなものをまだ福祉行政もあり得るでしょうけれども、根本的な問題についてただ下水道についても事業認可を取ったからいいんだ、区画整理事業についても事業認可を取らずしてやっているからもう手をつけているからいいんだとか、そういうことについて私は基本に疑問と思うかうこそ、この基本構想にのっとって質問をしているわけであります。また後でこれはさらに質問してまいりますので、平行線でしょうから……。

私がなぜ今回日野市の基本構想と教育行政についてという通告質問をしたかと申しますと、基本的にはやはり先ほど申したように日野市の人口が鎮静化して、いわゆるそれに伴ってようやく、従来は学校建設、学校建設に追われてしまって現在なおかつ一部の過密校が現存するわけですけれども、それらについても二十小、三中の分離—三中についてはまだ目安はついてないかもしれませんけれども、毎年一校ないし二校建てなければならないというような姿はなくなった。だからここで基本構想にのっとり日野市の百年の計を立てながら古くなった学校と新しい学校との新旧の格差の幅が大幅に広がってしまった、そういう基本構想の中でそれらをこれから是正していこうではないか、こういう意味合いでこのテーマを取り上げたわけであります。新旧校の格差の是正を積極的に図っていくべきであるということは、これは当然でありますけれども、統計日野の数字によっても明らかに入口の鎮静化ということが数字の上で出ております。これは五十五年の、五十五年、五十六年もあるんですが、五十六年は一月一日現在ということですので正確な人口ではないかもしれませんが、たとえば年次別に見た人口増が昭和三十八年、三十九年、四十年、四十一年、四十二年、この辺が対前年比で大体九%、一〇%、多いときには一二%推移してきているわけです。それから四十七年—四十六年までは大体そういう数字で来ているんですが、四十七年あたりから五%台に入って五十年度に四%台、それで五十一年に一回三・一六というのがありますけれども、五十三年からは三・九四、五十四年二・三四、五十五年一・四二、五十六年一・一七、どんどん減少傾向にあります。ですから、こういうときだからこそ社会資本投資に向かって進むべきであると思うと同時に、ここに教育予算につきましてもいわゆる教育費が過去の例ですと昭和四十六年あたりは大体三〇%台を占めております。それで四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、ずっと三六、三一、三七、五十三年あたりから二〇%台になって二八・三、五十四年が二六・四、五十五年が三〇・七で一回ふえてますけれども、五十六年が二一・九、今年度が二三・六ですから一般会計に占める教育予算というものは予算規模も大きくなってきて、金額的にはかなり出てるんですが、一般会計に占めるいわゆる教育予算というものは大部減額されているというか、比重が軽くなってきている、そういうときだからこそ大幅に教育予算を格差是正、そういった方向に向かってこれから進めてっていただきたい、こう思うんです。

それで、さらに質問してまいりますけれども、現在のような、いわゆる教育予算の格差是正に対する占める割合が、私、今年度大分学校施設改善設備費というんでしょうか、小学校におい

て三億五千八百万、中学校においてはいま少し積極的な計上を見るべきではなかったかなと思うわけでありますけれども、平山中学に電車騒音防止六百万円が計上されているわけです。そして、これは質問なんですけれども、同じような立地条件にある三沢中学にはもっと古くからあるのに計上されていない、これは一体どういうことで計上されなかったのかどうか、その点について一点お聞きしておきます。

それから、いずれにいたしましても過密校の解消を図りながら格差是正予算をこの際年次的に図っていく、今年度は、先ほど申したように、小学校において三億何がしかのそういった姿勢だろうと思うんですが、組み込まれております。これを年次的に図っていかなければとうていこれは解消することができない。

先般の教育行政懇談会において出されました資料があるんですが、これを見てみますと、これは大変なものです。各学校のいわゆる格差是正を求める声というもの、雨漏れだけだって五校、塗装してくれというのが一、二、三、四、五、六、七校、それからプールの改修、壊れているとか水漏れとか排水とか循環器、校庭整備が一、二、三、四、五、六、七、八校。たとえば校庭整備だけでも約二千万円少しかかっているわけです。校庭を拡張してください、非常階段をつくってくださいなんて二校から出ている。それと体育館の雨漏れだとかトイレ、そういったものも一、二、三、四個、五個出されている。したがっていま私が申し上げましたように年次的にひとつこういった方向へ今後とも積極的に教育予算について進めてっていただきたい、こう思うんですが、その点について二点目の質問をさせていただきます。

そして質問の三点目は二十小と三中の、二十小は大分目安はついたようですけれども、三中、両方について一応目安をお聞かせいただきたい。

一たん打ち切って、また再度質問に入らせていただきます。

（「回答」「答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　三中につきましてはまだお話のできる状況にはありませんので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　三沢中学の騒音防止さく、防止壁ですか、それをなぜつくらないのか、これは初めからあそこの防音が、騒音がある程度あるだろうということは予想していたんでございますが、それに対応するために校舎の配置を体育館を向こうの方に置くとか、そういうようなことをすることによってある程度そうその騒音が教育活動に大きな支障がないだろうということでやっていますし、そのことについて学校からも特にそのためにこういうものをつくってくれというようなことは、いまのところは聞いていないわけでございます。

平山中学の場合は、これを校庭がかなり離れている、線路から校庭など隔ててるから大したことないんじゃないかと思っていたところが、案に相違してかなり騒音が強いということで、ことし予算を計上させていただいた、こういうことでございます。

それから市P協などから提出されたいろいろな要望がございますが、これなどについては私たち教育委員会の事務局としましても施設係が学校の意見を聞いたり、あるいは私たちの係が実際に行きましてそれでいろいろどういうところに欠陥があるかというようなことを的確にいま把握しているわけでございますが、それにつきましてさっきも言われましたように年次的にそれをいま進めつつあります。たとえば校庭一つとりましてもこれはすでに五十三年には滝合小学校とか、五十四年には平山小とか、こういうふうにして、あるいは潤徳小、ことしは一五十七年は八小をやっていこう、こういうようなこと、その後百草台とか程久保小学校あるいは一小なども検討していかなければならないじゃないか、こういうふうに考えてやっておるわけでございまして、その他のたとえば階段―非常階段というようなものもありますが、これはやはり建築基準法あるいは消防法などによってどうしてもこれは規制されている問題でもございますので、これについては本年度それをやっていこう、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　いま市長から三中についてはちょっとまだ話す状態でないのでということなんですが、二十小はもう一〇〇％ＯＫと、そのように解釈してよろしゅうございますか。（「結構です」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

三中についてちょっとお尋ねしたいんですが、三中は、議会ですから経過報告ぐらい、これは一般質問でやっているんですから、ああ、そうですかと言って私下がるわけにはいかないんですが、交渉経過もお話できない、こういうふうな見解なんですか、市長。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　周辺のことを頭に描いていただくとよくおわかりだと思いますが、三沢台、百草台、百草台小学校、三沢台……、要するに日本信販あるいは西武の造成した団地、本来ああいうときに小学校なり中学校なりをあらかじめ開発業者にも用地の配備を義務づけておくということがなされておれば何ということはないんですが、中学校についても小学校についても全く事前の対策がなかったわけですから、そこ

に割り込んで小学校だけは辛うじてつくることができたわけですが、ああいうときに大変な用地難というよりも加えて地形上の困難もあったわけであります。

それから第三中学校を母体とする分校をつくることによって現状の過密状態の解決をしたいということはもうここ数年来の課題でありますから、どこにそれをセットするかということになると、図面の上から見ても場所はないんです。ないのを何とかしようということでいまあれこれやってみてるわけですから、そのことをいま議場で申し上げてもかえって拘束をされてしまうという面もありますから、むしろしばらくお任せいただきたい、こういうことをお願いしているわけであります。いいですか。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　先ほど三中の騒音防止壁の件で私お話し申し上げたら、三中は八中、いわゆる平山中学と違って体育館を線路の近くへ持ってきて教室をセットバックしてつくってあるんでそういう問題が提起されてないということをいま教育長の方から答弁いただいたわけです。私……、三中じゃない、三沢中学です。ごめんなさい。三沢中学です。三沢中学には、うちの近くですから私再三卒業式、入学式あるいは招かれて音楽祭と行くんですが、公演等も聞きにいったことがありますが、夏ですね、特に暑いときに窓を開けて公演を聞いたり音楽会を聞いたことがあります。公演は中断しています、現実に。電車が通っているときに中断しております。音楽祭も聞いたときには、これは私だけじゃなくて生徒からも聞いたんですが、窓を締め切っているときには比較的いいんですが、やはりそういう状態も私も経験しておりますし、また授業中においても一部の校舎で夏窓のあいているときにそういう現象が起きておるということを聞いております。そういうことですので、これはすぐやれとかやらないんじゃなくて、学校側とちょっと対策、打ち合わせてもいいんじゃないかなと思うんですが、せっかく平山中学につくる予算を新しいところへはどんどんどんどん、こう、格差是正ということを言っているんじゃないんですけれども、同じような立地条件にある三沢中学にそういったものが施されていないということにちょっとした疑問を抱いたものですから申し上げたわけです。年次的に格差是正予算も今後やっていくという答弁をいただいたんで、それはそれで結構だと思います。

また三中もいまそういう状態にあるということですので、それで結構だと思います。

ただ、私はいままで格差是正費を五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、いわゆる小学校の修繕費、営繕工事費を見ますと小学校で五十三年に一千万、営繕工事費が三千五百万、これは合わせても四千五百万、五十五年度で修繕費が一千六百十

五万、営繕工事費が四千九百万、五十七年度で二千百二十七万の、五千二百万、この程度の、小学校だけですが、数字ですからとてもこれは格差是正どころか、ますます広がっていく状態だ、まあ、先ほど申したように学校施設改善工事請負費の方で是正予算を今年度組んでありましたので、これを年次的に今後もやってくださるというお答えを聞いておりますから、それはそれで結構だと思います。

次の質問にまた入らせていただきます。幼保一元化の問題についてお尋ねいたします。

日野市のこれ私読ませていただいたんですが、「日野市の未来の生命をはぐくみ育てるために。日野市幼児教育センター設立構想。日野市幼児保育研究会会長重松鷹泰」先生とおっしゃるんでしょうか、重松鷹泰先生の幼児教育に対する情熱と心温まる人間性に心を打たれたものでございますけれども、その中に、私読んでましてちょっと素直に受け取れない点が二、三あったわけです。たまたま私は今回の五十七年度の一般会計は特別会計に回ったもので一般会計の方へ回られなかった。その中でたまたま私が傍聴したときにこの問題を審議されておりまして、大変熱心な討議がされておりました。その中で私も参考までになかなかいい意見だなと、それぞれの意見を拝聴しておったんですが、ですから、そういうところで意見が交わされた面について私は掌握いたしますが、御存じのように、もう幼保一元の問題のこの設立構想は文部省、厚生省で以前から諮問委員会等諮って答申を受けながら現実に今日の行政の上に反映できないという長い懸案でありまして、御存じのように日野市においても東京都構想から旭が丘のあのブロックに研修センターをつくるということも以前からお話を聞いていたわけですが、東京都の財政再建ということでそれが流れてしまった。それを受けまして一応一地方自治体の日野市が、それならばそれを受けて建ってみようじゃないか、市長のこの姿勢と勇気は高く評価するものでございますが、先ほど申したように、その中に何点かの私なりの疑問点がありますので、まずその点を申し上げて御回答いただきたい。

まず一点目でございますが、先ほども申しておるようにまだまだ義務教育である小中学校の格差の是正が思うような予算も取れないでいる中で、あるいはまた、先ほどいった三中の過密の問題、やがては二十二小建設の問題、そういう中にあってまだかなりの教育費に対する経費というものを見込まなければならない中にあって一千五百万の建設費そして年間経費七千万円の支出が素直に妥当なものであるのかどうか（「一億五千万」と呼ぶ者あり）一億七千万ですか（「一億五千万」と呼ぶ者あり）一億五千万、いや、年間経費、市の持ち出し分（「建設費が一億五千万」と呼ぶ者あり）そうです、そう言わなかったですか、済みません。一億五千万です、申しわけありません、一

億五千万です。

それから、市内の市立幼稚園と保育園、特に幼稚園児が減少しているわけです。そういう中にあって経営的に私立と市立との共謀というんでしょうか、日野市は現在そういう点をどういうふうな角度でとらえているか、これが質問の二点目です。

それから三点目に市立と私立の幼稚園、保育園の一人当たりの格差はまだまだ大きく開いておる。現在二千円出されておりますけれども、まだまだそれにしても倍計上しても格差が解消されてないというような中にあって、もっと以前の問題が隠されておる、そういう中でこの予算の組み方、発想を進行させるということに対して、まずお答えいただきたい、かように思います。（「答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体的なことにつきましては教育長の方からお答えするようになると思いますが、御質問の大綱と申しましょうか、そういうことについて私の気持を御理解をいただきたいと思います。

いま市川議員は学校格差ということで表現をされておるわけでありますが、私は、備品に差があるとか教材に差があるということであれば、まさに格差ということで理解ができるわけですけれども、古い学校と新しい学校が格差があると言われたんでは全く当たらない。しかも、日本の戦後のわれわれの地域に与えた都市化の影響ということで、本来ならばすでに百余年もたっておる歴史の上に積み上げられた小学校も四校あります。それからまだ昨年度か一昨年開校したという学校もあるわけでありまして、それをいわゆる新旧格差だと言われることだったらちょっと認識が違うんではないかと思うんです。古い学校には伝統があり、それから木造であれば、これは格差と言われるかもしれませんが、教育設備あるいは教育内容、これに格差があるはずもありません。それから新しくつくった学校が、もちろん建物も設備も新しいことはこれはやむを得ません。当然であります。校庭の格差とか面積、古い学校ほど狭かったんです。それをだんだん、いま、たとえば二小のごとくプールを、こう、プールを庭外の敷地を買って外に出したりしてある程度求める状態といいましょうか、手直しはやっておるわけであります。ですから雨漏りがするとか、それは新旧じゃなくて、新旧格差というようなことじゃなくて工事が悪いということですから、新しい学校にはそういうのはありません。ですから、金の使い方は、あれですね、たとえば校庭の、古い学校ほど校庭も悪いわけですから、それらを年次計画で排水がいいように直しつつあるという仕事もやっております。それから、学校開放というような形で新しい学校にもなるべく開放しいいような体育館や運動場の設計もやっております。

私も、教育長とその格差という感覚でとらえては、ちょっと

私は当たらないと思います。それは古いものは何とか（「同じことを何回も言わなくてもいいです。一回言えばわかりますから……」と呼ぶ者あり）備品なんかは新しくしますけれども、（「時間がなくなっちゃいますよ、そのような同じことを何回も……」と呼ぶ者あり）まず、やはり認識を同じくしないとどうにもならんわけですから、その点を特に御理解をいただきたい、こういうことです。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　的確な答弁をしてもらうように要請して下さい。（笑声）

同じことを繰り返し時間ばっかりやられたんではたまらないです。まだまだ私聞きたいことあるので……。私が格差、格差と言っているんじゃ、市長、ないんですよ。これ昭和五十六年度の教育行政懇談会資料、この中で校長を代表して、中には緊急を要するものと見られる、さらには新旧校の格差、施設格差あるいは学校施設の開放に伴う諸問題などもあり当局のより一層の御配慮をお願いいたします。これははっきり格差ということをこの教育行政懇談会の中で校長会を代表してこれ言っているわけですよ。私が何もあたかも作り事のようなことを言われて、私の質問と食い違う、平行線だなんてとんでもない話であって、雨漏れがもうどこの学校だって雨漏れが、どうですか、これ、潤徳小学校、一小、平山小学校、これだけでもう、まだあると思うんですが、そのほか、教室だけじゃないですよ、体育館も含めてです。私が調べただけでもこれだけあるわけですから、現実に。それを格差という言葉をきらうなんていうようなことを言ってもらったんでは全く困るんであって、（「なくしちゃえばいい」と呼ぶ者あり）いま少しそこら辺のいわゆる現実にそういう言葉の声がでているからこそ私は言っているんであって何か私がだれか私が個人的な意見で言っているようにとられたんでは心外ですので、ひとつ、格差がはっきりしているんだという認識の上に立って答えていただきたいんですが、私はいま市長、そういうことを聞いているんじゃなくて、そういう格差があるような中において幼保一元を実施することがなお尚早ではないのか。幼児減少についてもまだ質問が、答えも返ってない、市立幼稚園と私立幼稚園との格差の問題も質問に答えてないわけですから、まずそれを答えていただいてそれでまた再度質問します。質問二、三の点についての……。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　正しく答えようと思って言っておると時間がかかるから答えるなと言われましたので、（「食い違っちゃうんだよ」と呼ぶ者あり）（笑声）適当な配分時間でお答えすることがよかろうと思いますので……。日野市は公立幼稚園六園、それから私立の幼稚園が十一園、それから公立保育園が十二園、それから私立が六園、こういうことで一応幼

児教育の需要には応じられておるわけですが、その幼児というのは一番人間形成の芽生えの段階でありますから、特にまたそのことを専門的に見られる立場の方は幼児教育こそ取り組むべき時期が来ている。今日なるべく速やかにそういうことに取り組むべきである、こういうことからスタートしておるわけでありますから、私の、重松先生にお願いをいたしておりますのは、先生も高齢でもありますから、なるべく日野市に寺小屋レベルでもいいからして、そういった授業をスタートさせていただきたい、こういう切なる願いがわれわれの一番初歩の段階でございます。したがって、時期尚早というふうな言い方はいかがなものだろうか。市の行政の能力からいいまして不能なことであるならばこれは取り組まない方がいいわけですが、日野市の力でやれる範囲でひとつ新しい自治体の仕事として、日野市のまた文化行政に大きく位置づけられるような、そういう仕事を取り組もうというわけであります。

それから私立の場合の慮ばかりと申しましょうか、そういうことにつきましても必ず内容の上において答えられる、そういう観点でお願いをしておるわけでありますので、どうか御理解をいただいて、そして何か私立に圧力をかけるようなことは全くございませんので、その点を御了承していただきたいと思いますが、格差是正と言われております負担上の均衡も極力払っていきたい、このように考えております。（「いいこと言うよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　いま一通り（「教育長、答弁だ」「よろしいですか」「いや、いいです」と呼ぶ者あり）ちょっと私まだ物足りない、ちょっと、その前に私さらに聞きたい。

この幼保、この「日野市の未来の生命をはぐくみ育てるために」の中でちょっと素直な疑問ですので、これ聞いていただきたいんです。重松先生の書いたものだろうと思うんですが、「日野市の乳幼児保育の今後の動向」というところの、十二ページにあるんですが、その第一は日野市の人口の変動、幼児数の減少の問題であります。幼児数が減少し、保育園、幼稚園の園児募集難が取沙汰されているとき、保育園や幼稚園を新たに設置することが適当かということであります。調べてみますと、昭和七十年までの人工増加の推計は、多摩市一二％、八王子市一二％、立川市九％に対し、日野市は一七％（五十五年十四万四千に対し、七十年十六万八千）と高く、幼児の出生率（五十四年度）も都の平均が百人に対し十二・七人であるのに対し、日野市は十五・八人と高くなっています。また、婦人の社会参加や……」このところ私ちょっと疑問に思うんです。これが日野市の、これを調べてみますというわけで何を資料に調べてみたのか、これが私よくわからないんですけれども、たとえばこれ

日野市の統計日野の資料に基づくと、いわゆる幼稚園児、保育園児が対象になる人口がゼロ歳から四歳だろうと思うんでちょっと言ってみますと、四十九年が一万三千九百五十七人、五十年が一万四千二百六人、五十一年が一万三千九百三十人、五十二年が一万三千六百六十人、そんなような、五十四年が一万二千五百八十三、五十五年が一万一千七百三、五十六年が一万一千七十八、確実に減少しているわけです。そして恐らく私は出生率はこれは私わからないんですけれども、この重松先生のおっしゃっているのはこういう意味で言っているんじゃないかと思うんです。わからないから自分で調べてみたんですが、いわゆる日野市の人口社会増、自然増、社会動態と自然動態を区別したんですが、昭和三十八年に総数が五千二百十一、そのときの出生が千百七十四、死亡が二百四十七で九百三十二の自然増、ところが社会動態の方を見ると転出が千四十四に対して転入が五千三百八十三、自然増と社会増、自然増が一七・六八％だったわけです。ところが社会増が何と八二・三二％なんです。ところが四十八年を例に見ると自然動態が二千七百五十七で死亡が四百三十八ですから出生率非常にまだいいんですが、いわゆる社会動態の中の自然が転入が一万四千七百六十八、転出が一万一千六百五十二、その構成比を見ますと自然増が四二・六二、社会増が五七・三七、大体とんとんになってきている。ところが、五十五年を見ますと自然増が出生が二千百四十、死亡が五百十三、増減が一千六百二十八で自然増がふえている。ところが、社会動態の方を見ると自然増が転出転入で大体一万二千五百十六でとんとんで自然増が八七・四二、社会増が一二・五七。だから昭和三十八年のころと五十五年の社会動態と自然動態が全く逆転したという数字がここへ出ているんです。

ですから、この数字で見る限りは日野市はこれから老齢化社会へ間違いなく入っていくということを如実に示していると思うんです。乳幼児、いわゆる人口は確実にこの統計日野の数字ですから間違いないと思うんですが、確実に減ってきている。それに対して自然増はいわゆる人口比に対して減少傾向にある。しかし、死ぬ人がすごく少ないですから人口はどんどんふえていく、そういうことだと思うんです。それならばこの意味はわかるんですよ、この言っている意味がそれならばわかるんですけれども、あたかもこれを読むと乳幼児がますます日野市に高くなるので、皆さんは懸念しているようなそういう心配はないとうたっているんです。この点についてちょっと御説明ください。素直な、私、疑問なんですから……。どっちが正しいんですか。これが正しいのか、統計日野が正しいのか。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　この数字の根拠はあると思うんですが、この日野市がいまもう一方に別の角度からちょっと考えまして、区画整理を一生懸命にやろうとしております。また、

やっております。これは道路をつくるという道路や排水をつくるということも大きな目標にありますが、いわゆる宅地化しているわけです。人の住居するところをつくろうとしているわけですから人口がふえることはこれはまだ間違いないわけであります。そういう意味で特に日野市の西の方にはいままで幼児施設が少ないものですからして一般的に言って西の方にはまだ幼児施設が欲しいというふうな市民要求もあるわけであります。

御質問のその趣旨には回答にはなっていないかもしれませんが、人口動向ということから考えます際にはまだ日野市は自由市民の世代も若いわけでありますし、幼児教育の必要な理由はますます高まる、こういう意味合いだというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　数字の点の解明、教育長。

○教育長（倉又秀作君）　数字の上の解明については私これに直接参加しておりませんものですから、これについては確かめてみます。

それからもう一つ、さっきからいろいろな御質問ございましたけれども、たとえば格差の問題でございますけれども、教育行政懇談会の資料などを見ますと、その中に校長から出されているのに学校施設の整備改善についてという、それにいろいろな違いがあるんじゃないかということで、市長の言われているのは格差というと、学校格差というと教育内容など含めて格差があるんじゃないかというような誤解を受けるんだからそういうことではないんだということを市長が強調されているんだと私は思いますし、私もそう思っております。

それからさらに幼保一元というようなことでございますが、これにつきましても、これは私たち教育の立場から言うとこれはぜひひとつつくっていただきたいという気持ちは非常に強いわけです。その一つの理由は何であるかといいますと、この人間、最近こういろいろ研究の結果、人間の生涯の一番基盤になる幼児というようなものの教育がともすると怠りがちである。なるほど幼稚園があるじゃないか、保育園があるじゃないか、しかし、ここで本当の教育が行われているかどうかということへの問題が大きく考えていかなきゃならないんじゃないか。特に最近は、昔はそれでいってたじゃないかというけれども、昔と違っている点は、地域がだんだんこう崩壊したといっちゃ悪いですけれども、崩壊して昔のような連帯社会というようなものが、地域の連帯性というようなものが非常に少なくなって核家族などによって幼児というようなものの教育環境というものが非常に大きく変わってきているんです。それに対しての対応してどうするかというようなことについての基本的な取り組みというようなものは国も都もあるいははかの地域でも全く怠りがちであるんじゃないか、この辺をひとつ考えてみようじゃないかというのが、この重松さんの一つの構想だろう、こういうふうに思っています。そういうようなことを考えていたときに、

幼保一元というよりは保育一元というようにここでは言葉を使っておられますけれども、それはやはり同じ子供たちが幼稚園だ保育園だと言っていて、それをただ合わせればいいということじゃなくて、同じ質の内容の教育というようなものをそこでもってやっぱり子供たちにとってはそれを受ける権利もあるし、それから私たちもそういうものを提供する義務もあるんじゃないか、こういうふうな形から保育一元というようなことがここでは言われているわけでございますし、それからさらにこれについてもただ研究室をつくってやればいいというんじゃなくて、子供をそこに置きながら、それを研究する人も保育をする人たちも、あるいは、できれば地域の老人なども、あるいは父母もお手伝いをいただいて、子供というような者を温かく見ていく目、あるいはそれの育て方、はぐくみ方、こういうようなものをひとつ考えていこうじゃないかというようなことを一つの基盤としているわけでございまして、したがって、そこでは一つの家庭教育というようなものが非常に見合わされるための具体的な一つの姿というようなものをみんなで考えていこうじゃないかというようなことがありまして、ただ幼保一元というふうに具体的に考えた、そういう教育的な考え方とは違っているようにに、私はこれを読ませていただいて理解しております。以上。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　もちろん、私、先ほどいま教育長のおっしゃられたように格差ということに教育の格差だなんていうことは毛頭言ってないんで、いわゆる施設に対する雨漏れですとか非常階段、プール等の、特に窓を一つとってみても、もう古い学校のいわゆる騒音防止でつくったために二重窓になって表の窓がもうさびてあかないとか、あるいは、もう廊下の幅の明るさも全然違うわけです。それと照明ルックス等も違うわけです。そういう意味の格差という意味ですから、ひとつ誤解ないように……。

そうすると、いまの私のこれは御回答いただけなかったんですけれども、これはどこで、いつごろ、回答いただけるのかどうか。一応確認だけしたいんですけれども、もうこれは本当はいまここでいただかなければこの後へ話は本当は続かないんですけれども、かなりむずかしいこれは調査も必要でしょうから、そんな無理なことは言いません。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事務局がありますから、事務局で解明の答の資料を提出いたします。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　はい、お願いいたします。それではそれで結構です。もう時間もありませんから、もう……。

いま幼保一元についての質問をさせていただいたわけですけれども、その点についてちょっと幾つか再質問させていただき

たいと思います。これを読んでいて、私、確かにこの幼保一元ということはもう前から先ほども言ったように厚生、文部というところで矛盾点があることは事実、指摘、何人も指摘しているわけなんですが、本当にこれを読んでみると、幼児教育の何というか、心、はぐくみ育てる。重松先生の人間性というんでしょうか、温かみというのは、はだで直に私どもにも感じてきます。しかし、私、これ読んでてその後ぽっとこう感じたんですが、何か昔はそういうものがあったんじゃないかと思うんです。いわゆる戦後物質文明というんでしょうか、社会現象の変化に従ってそういうものが失われていってしまった、そういうものをもう一度取り戻そうとしている、そのもう一点がいわゆる幼保一元という矛盾点もさらについてそれを解消していこうという試みだと私は自分なりにこう解釈しておるわけですが、市長も今年度当初の施政方針演説の中で超過負担の解消ということ、このねらいはもちろん私が言っているねらいとは逆のねらいなんだろうと思うんです。政府の方へ言っている超過負担の解消。私はそういうことを引用するわけじゃないんですけれども、市立幼稚園の超過負担の解消、これは立場こそ違え、市長とみんな同じ考えを持つんですが、ひとつぜひ取り組んでいただきたい。さらにそれを念を押しておきます。

それで、いままで申し上げましたように、いまのような現実に厳しいこの状態の中で、これをいますぐやるということが果たして適切であるかどうか。いずれにしましても慎重を期していただいて、もし実施するとするならば私がいま言った素直な疑問をひとつ解消した上で実施していただきたい。

私はある意味ではこれはちょっと行政改革に似ているんじゃないかなという気もするんです。いわゆる行政改革は国民の声だ。みんながやれやれ、やらなきゃいけないと言っていながら、じゃやろうといって各論に入るとにせ行政改革。そんなめちゃくちゃなことを言ってきてできない。それで各論に入るとにげてしまう。いわゆる、ですから行政改革を唱えるならば研究段階はみんな賛成、各論に入ってごらんなさい。これはもういわゆる理想論は理想論でありますけれども、保育行政と幼稚園行政とは根本的に道は現在のところ違うんですから、恐らく日野市においても公立において大きなそういった矛盾点が私は発生してくるであろう、こう先を読まざるを得ないわけであります。

もう時間がないんで、まだ質問が幾つかあるんですけれども、飛ばします。都立高校と、簡単で結構です。都立高校の南平の建設予定の件と、これを聞くとまた時間が長くなりますから、一点だけ、それだけお願いします。都立高校の、私は前回の議会でもこの問題は指摘したんですが、その後の状況、経過をちょっと一、二分でお願いします。（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　用地の確保は可能な方向に進行いたしております。（「終わり」「早いな」「市長、いまちょっと聞いてなかった、もう一度」「可能だと」と呼ぶ者あり）用地の確保は可能な方向に進行いたしております。こう申し上げております。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　またいつかその機会に聞くということで（「終わり」と呼ぶ者あり）まだちょっと幾つか大部質問残しているんですが、これはしょうがないですね。

私は今回の質問に最初基本構想にのっとって年次計画をまた事業計画を立てて日野市の一連の公共事業費を伸ばしていっていただきたい。幸い日野市もいま第二次基本構想の先ほど言ったように試案を作成中でありますので、第一次構想のよいところはひとつびしびし継承していただいてやっていっていただきたい。

これは最後に一言申し上げておきます。先般私がこの議会でも申し上げましたが、五十六年度にこの十一区に公共事業費の補助金が六百億円来た。日野市はたったの二億五千万。五十五年度も大体私は同じだと思います。なぜそういうふうに人口比でいったら当然四十億前後来てしかるべきなんだから、先般も古谷太郎議員が指摘したように、いわゆる公共事業費の自主性が足りないということと、事業をしながらも事業認可申請をしていないというところにその大きな問題があるんだろうと思うわけです。市民もむだな市民の税金だけじゃなくて、国費、都費をどうかひとつ一円でも十円でもよけいに取っていただいて血税を有効に使うようにひとつお願いしておきます。

また教育の問題についてはまだ幾つかの私は問題点が残っておるんですが、教育行政懇談会において多くの指摘が、施行化の指摘がされております。それらについても一つ真剣に取り組んでいただきたいと思うんです。

時間がありませんので、きょうはこれで打ち切りますけれども、また何かの機会にこれらを図らせていただきます。大変長い時間ありがとうございました。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十二の一、日野市の基本構想と教育行政に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後　一時二十三分再会

○副議長（大柄　保君）　御苦労さまでございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に午後議長が都合により席を外しましたので、副議長の私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）（拍手）

一般質問を始めます。十三の一、視力障害者への施策の前進をについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（一ノ瀬　隆君）　昨年一九八一年は「完全参加と平等」をスローガンにした国際障害者年でありました。私たちはこの年を単にお祭り騒ぎをするだけでなく、この年を障害者元年とし以降障害者問題の前進のために活動していくべきを主張してまいりました。案の定、ことしになってマスコミからは障害者に関した報道がまるで潮の引くようにみごとに消え去りました。（「うそだ」「違うぞ」と呼ぶ者あり）公共機関に張られた国際障害者年のポスターもはがされました。しかし、（「まだまだ違うぞ」と呼ぶ者あり）マスコミがそうであっても、世間がどうであっても、この日野市はそんなことであってはならないと思っています。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）障害者元年として出発させ、それを続けていくためにはこの二年目が大切な年だと考えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）八二年度予算にも多くの障害者施策が盛られており、市の障害者問題に対する積極的な対応を重ねて高く評価したいと思います。そして議会においても恐らく他のどこの市にも負けない前向きな姿勢が見られるところです。今回の一般質問を見てもそれがわかります。橋本議員、福島議員、小俣議員―一番、二番、三番議員とすでに障害者問題に奮闘したところであります。（「これからまだまだあるぞ」「それで終り」と呼ぶ者あり）

さて私はいままで障害者問題全体に取り組んできた中でも、目の見えない人―視力障害者の生活は非常に大変だ、この人たちへの施策こそ一層重要であると考えて、そのためいささか努力してきたつもりです。そして日野市視力障害者協会の方々や東京光の家の障害者の人たちに御指導もいただいてまいりました。今後も引き続き微力を尽くしていきたいと考えています。

視力障害者対策一点にしぼった私の一般質問は今回が三回目。一九七六年十二月、七八年六月に続くものです。（「昭和何年だ」と呼ぶ者あり）ちなみに障害者問題としては過去四十九件の一般質問のうち十一件目でございます。

視力障害者への施策の前進をと題しました今回の質問は点字と活字が同時に打てるタイプライターの購入について、点字選挙公報について、豊田駅と光の家の間の障害者の通る道路の問題について、日野駅の点字ブロックの埋設について、ガイドヘルパーについての五点について行わせていただきます。

このたび視力障害者にとって画期的と言えるタイプライターが開発されました。点字と活字が同時に同じ位置にプリントされるタイプライターであります。視力障害者が長いこと待ち望んでいたものです。従来、点字のタイプライターはありました。これは障害者が打つことはできても点字を読めない人、われわれ晴眼者―晴れた眼の者―晴眼者にとってそのプリントは役に立つものにはなりません。障害者の打てるカナタイプもありますが、これは打った人自身目が見えないので後で全く確認ができないのです。間違って打ってしまってもわからないということは、確認できないということは実際には用をなさないのであります。ところが、八年間かかって開発したというタイプライターは視力障害者と晴眼者がお互いに間違いのない文章を送ることができるのです。点字知識のない障害者や晴眼者でも簡単な取り扱い方を覚えるだけで安心してタイプすることができるというものです。いままで私は私の親しい視力障害者に手紙を出すことはできませんでした。書類をつくってそのまま渡しても役に立つものにはなりませんでした。それがこのタイプでプリントされたものは一枚で点字でも活字でも読めるものですから、このプリントによる手紙をもらっても手紙を出してもお互いに読むことができるのです。視力障害者と晴眼者が文章によって自由に心の交流ができる、障害者もそして私たちも望んでも不可能だったことが実現にできうるのであります。これがプリントの見本であります。（「見えないよ」と呼ぶ者あり）代表して副議長に見てもらいたいと思います。この点字と活字が同時に同位置にプリントできるタイプライター、商品名ですが、大月タイプライターといいます。大月という人が開発してこの名がついているのだそうです。このタイプライターを私はぜひ欲しいと思いました。視力障害の方々もみんな欲しいのです。ところがです。一台百六十万円です。（「安いな」と呼ぶ者あり）二けたぐらい違えば買えるのですが、高くて買えないのであります。（「十台ぐらい買えるよ」と呼ぶ者あり）そこでこの一般質問となったのであります。市で買ってほしい、（「そうだ」と呼ぶ者あり）そして市政の執行に利用していただきたい。視力障害者のための温かい思いやりの市政に使っていただきたい。視力障害者や一般市民にも貸してもらいたいと思うのであります。

どこへ置いていただいたらいいか、このタイプライターを買っていただけることを期待しながら障害者の方々と話し合いました。やっぱり市役所の二階福祉事務所の近くではないだろうかということでした。点字ブロックもある、盲導鈴もついている。視力障害者が行きやすくなっている市役所がいいと思うのは必然だろうと思いました。ここに一台、そして二台買っていただき、次は福祉センター中央会館の二階のボランティアセンターだということを考えました。ぜひこんな方向で考えていただきたいと思います。

かつて私は視力障害者対策として視力障害者への市からの連

絡の書類は点字で行うべきであることを主張しました。目の見えない人に普通の墨字を読めというのは不当であると言ったのであります。私の主張はすぐには入れられませんでした。しかし、昨年の国際障害者年以降はこれが若干入れられたと聞いてところです。また糸川庶務課長はみずから点字を習って点字を書く機具を使って視力障害者協会会長などへ点字で連絡していると聞き感心したところです。市からの点字での連絡、これこそのタイプライターを使用すればいとも簡単です。ぜひ活用してほしいと思います。そのためにこのタイプライターを日野市で購入していただきたい。他の自治体を見た場合、世田谷区、杉並区ではすでに購入した模様です。豊島区では現在検当中、武蔵野市と三鷹市でも今月のうちに購入することを決めるものと思われます。都立盲学校は四校ともすでに購入し、埼玉県立リハビリテーションセンターでも購入するということです。ぜひ日野市でも買ってほしいと思います。

そこで質問いたします。質問一、この大月タイプライターを市で購入する考えがあるか。

質問二、あるとしたらいつごろ、何台ぐらい購入する考えか。

質問三、購入したらどこへ置く考えか。

質問四、購入したらこのタイプライターをどのように利用する考えか。

質問五、視力障害者に自由に使用できるようにする考えはあるか。一般市民の利用はどうかもつけ加えておきたいと思います。

質問六、このタイプライターを使って視力障害者への市からの連絡を点字で行う考えはあるか。

以上がタイプライター購入についての質問であります。

次に点字選挙公報についてであります。

視力障害者の権利を守れと主張した七八年六月の私の一般質問とその後の決算委員会での私の主張が入れられ、選管事務局の努力の結果、昨年の市長選挙そしてこのたびの市議会議員選挙に点字の選挙公報が発行されました。他市に先駆けた、恐らく全国の市でも初めてであろうという快挙であります。選挙管理事務局長の前向きの姿勢に拍手を送りたいと思います。(「拍手」と呼ぶ者あり)どうも法律は障害者のことなんか考えてつくっていないようで、点字の選挙公報はつくっていけないということになっているそうです。そこで東京都にならって点字ジャーナルという点字の雑誌の号外として点字ジャーナルを発行しているヘレンケラー学院に頼んで出されたもののようです。発行部数が九十部ということです。ところが、広報ひのや議会だよりの点字版は百六十部発行しているというのです。聞くところによると東京都の発行している都のお完らせの点字版が配布されているところにだけ日野市民や日野市長や日野市議会議員の選挙の選挙公報に相当する点字ジャーナル号外が配布されたようです。これだったら点字版を見ることのできる人すべて、広報ひのの点字版で見た場合にはこの数が百六十になるわけですが、このすべての人に配布できると思います。せっかく発行する点字板です。障害者にもぜひ優秀な市長、りっぱな市議会議員を選んでもらうために十分な数を発行してほしいと思います。都のおしらせの点字版を百六十にすることは簡単にできると思うのですが、どうでしょうか。三点の質問をいたします。

質問一、全国に誇り得る実質的な点字版選挙公報の発行部数は何部でしたか。広報ひのの点字版と比較してみてください。

質問二、広報ひのの点字版と同じ部数だけ発行、配布はできないでしょうか。

質問三、都のお知らせの点字版の配布数をふやすことによって点字版選挙公報をふやすことはできないでしょうか。

三つ目は豊田駅と光の家の間の視力障害者の道路についてであります。

再三主張してきたものを今回もさらに主張せざるを得ないのであります。市が何と言おうが、警察が何といおうが障力障害者は近いわかりやすい道を通るのであります。晴眼者だって近道がいい。目の見えない人にとって、目の見えない人にとっては特に遠回りはいやなのであります。近道は認められないとして障害者の強い要望の側溝のふたかけがいまだにやられていないのです。近ごろ自動車が多くなったがこの近道の一部を一方交通にしてもらえないだろうかという光の家の障害者の要望があります。放置されている自転車にぶつかってけがをした障害者がいます。全体といってもすぐには無理のようですから、光の家と話し合い、特に指定した地域、よく通る所だけはこの放置された自転車の対策を考えるようにはできないでしょうか。

質問いたします。質問一、豊田駅から立正佼正会正門を通り、正門前を通り自動車教習所入り口前を通る光の家まで道なりに行ける道路は視力障害者の通る道路として依然認めることはできないのでしょうか。

質問二、八王子自動車教習所の北側、初心者向きの教習所との間の道路から二・二・六号線都道に向かう道路は一方交通にできないでしょうか。

質問三、佼正会正門前から都道踏切手前におりる坂道の側溝のふたかけはなぜできないのでしょうか。なぜできないのですか。

質問四、放置された自転車対策として特に指定地域だけ障害者のために考えることはできないのでしょうか。

以上が豊田駅と光の家の間の道路についての問題です。

四番目は日野駅の視力障害者対策についてであります。

国鉄相手はなかなか手間がかかる、なかなかやってくれないのが常識だと感じています。豊田駅ホームへ点字ブロックをつけてほしいと何度要求したことか、いまだに実現していません。

去る三月二十七日には国鉄出身の参議院議員と直接会ってこの問題を頼んでまいりました。ホームの点字ブロックに加えまだまだ豊田駅構内の視力障害者対策は必要なものが多くあります。たとえば電車の運賃表を点字でつくること、また弱視者のために運賃表をもっと見やすくしたいなどの希望もあります。

さて日野駅は大分生まれかわりました。けさも見てきましたが、新しいバスターミナルには点字ブロックが付設してありました。さらに駅舎を移動することが当然考えられますが、これらの工事をきっかけに点字ブロックの埋設など視力障害者対策を考えていただき、そのための努力をお願いしたいところであります。改善時を利用して十分な点字ブロックの埋設をするよう努力する考えがあるかを一点質問しておきます。

最後にガイドヘルパーについてであります。

視力障害者が外出するときに必要なガイドヘルパーについては昨年の六月と九月に質問しておりますが、障害者からの強い要望を受けて今回もまた取り上げました。ヘルパーとしての制度化はやらないが、ボランティアでその施策を実現させており、これをさらに検討前進させるという答弁だったと記憶しています。武蔵野などの先進例にならってぜひ前進させてほしいと考えます。

二点質問いたします。一、ガイドヘルパーのボランティアへ市から日当を支払えないか。

質問二、視力障害者の団体の旅行のときなど、ボランティアへ市から補助金を出せないか。ボランティアといえども無料では頼む方が心苦しいので、武蔵野のようにぜひ市で助成してほしいというものです。

以上ですので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　質問の第一点、タイプライターの件でございますが、この製品は新技術開発事業団の開発委託金として完成いたしましたものでございまして、御質問のとおり大変画期的な製品でございます。私どもの方へは日野市視力障害者協会の会長さんから一月の下旬ごろこのお話が参りました。さらにその後日障連の役員さんからもお話があったわけでございますけれども、ちょうどその時点は五十七年当初予算の査定が終わった時期でございまして、私どもとしましては当初予算に計上すべく努力したのでありますが、そういう事情がございまして、いままで延びておるわけでございます。早速福祉事務所を中心にいたしまして御質問のような観点について検討を加えております。

まず第一点のこれを市で購入する考えがあるかどうか、この件につきましては購入の予定で努力をいたしております。

それから、いつ、何台購入できるのか。台数につきましては

とりあえず一台を予定してございます。購入予算は補正でお願いすることになります。なるべく早い時期に考えております。

さらに、どこへ置くのかという問題でございますけれども、御質問のように市役所、福祉センター二階のボランティアセンター、その辺が候補地に挙がったわけでございます。いずれにしても一長一短がございますが、高い機械でございますし、特定の方が占用状態でお使いになるということは避けて、避ける意味からもなるべく多くの方が自由に利用できるような場所、そうすると市役所よりも福祉センター二階のボランティアセンターの方がよかろう、こういう結論に達しております。

そして御質問の第四点、どのようにこれを利用するつもりか。これは一般の方、障害者の方、ボランティアの方、あるいは役所の者、こういう者が自由に使える形を考えております。

それから、これを使って市の障害者への連絡を点字でできないのか。市の職員がボランティアセンターの方に出向きましてこのタイプライターでもって大いに活用いたしたいと考えております。国際障害者年の会議の召集などにつきましては会員の一人でございます視力障害者協会の代表の方への会議案内書などはすでに点字を使って差し上げてございますし答申文の内容につきましても点字でやっております。

以上お答え申し上げました。

○副議長（大柄　保君）　後の答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　二点目の点字の選挙公報に関する御質問にお答えいたします。

御質問の中でもありましたとおり、選挙公報につきましては点字の発行、点字によるところの選挙公報の発行というのは選挙管理委員会ではできないことになっております。したがって、法律とか条例に規定がございませんので、選管では選挙公報の点字による発行はしておらないということでございます。

その便法としまして、御質問の中にもありましたとおり都財団法人の東京都ヘレンケラー協会、そちらの方にお願いしまして、点字ジャーナルという点字社がございます。これが選挙法で認められている点字の唯一の雑誌だということでございます。そちらの点字ジャーナルの雑誌に候補者の方から出していただきました選挙公報の掲載文を投載していただきまして、それをそのヘレンケラー協会の配布ルートを通じまして有権者―点字で読まれる有権者の方にお配りをしている、配布をしているというのが実情でございます。したがいまして、配布方法としましては東京都選挙管理委員会が行っております国の選挙、あるいは都の選挙で有権者―点字を必要とされる有権者の方に配布しております方法と同じ方法をとりまして、昨年四月の市長選挙、本年二月の市議会議員選挙いずれの選挙にも点字の選挙公報をお届けしたわけでございます。

発行部数ということなんですけれども、広報ひのの点字版に

つきましては先ほどもお話ありましたとおり百六十部ということでございます。百六十部つくっているということでございます。今回の二月の選挙の点字の選挙公報は全部で九十部でございます。ヘレンケラー協会を通じまして国の選挙、都の選挙と同じような配布方法でお送りしたわけでございます。

市の広報ひのの点字版と選挙公報の部数との開きなんですけれども、これはヘレンケラー協会にも問い合わせしてみたわけでございますけれども、これは東京都の選挙管理委員会が行っております国の選挙とか、あるいは都の選挙、それの名簿によってお送りしているということでございまして、この九十部とこの名簿の開きと市の広報の百六十部の開き、ちょっとわからないんですけれども、ヘレンケラー協会の方では名簿をその都度新しいものに改めていってやっておる、そういったような話をしております。そういったような話をしております。

点字の公報につきましては視力障害者の方に極力漏れなく読んでいただきたい、そういうふうな考えで選管はおりまして、今後、配布方法等を十分検討して、多くの有権者の方に読んでいただくように前向きの方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは第三点目の御質問につきましてお答え申し上げます。具体的に大変御質問がございまして、四件ほどあるわけでございますけれども、順次お答え申し上げていきたいと思います。

まず第一番目の豊田駅と光の家の間の視力障害者の通行についての問題でございますけれども、この問題につきましては都道、豊田の停車場線の豊田駅北口交差点より立正佼正会北側を通りまして富士電機の正門前に至る幹線一号と二・二・六号線、これの交差点の地点まですでにガードレールあるいは点字ブロックないしはチャイム等の整備がなされておるわけでございますけれども、したがいまして、これらの事実を踏まえまして自動車教習所入り口経由で二・二・六号線に至る経路を新たに整備するということにつきましては当面困難になってまいるわけでございますけれども、御指摘の道路につきましては都道でございまして東京都の管理でございますので、今後、都並びに所轄警察署と協議を進めていきたいというふうに考えております。

それから二番目の八王子教習所間の間の道路を一方通行することについての御質問でございますけれども、この道路を一方通行にするためには、やはり二・二・六号線の規制の問題が絡んでまいりますので、これにつきましても日野警察署と今後協議を進めながらその実現に努力をしてまいりたいというふうに存じております。

それから次の三番目の御質問でございますけれども、立正佼正会前の道路側溝へのふたかけでございます。道路のふたかけにつきまして、道路の側溝のふたかけにつきましては原則的にはふたをかけないという方針でおるわけですけれども、特殊なケースといたしまして、たとえば通学路であるとか、あるいは準歩道が設置してある道路これらのようなものについては従来ふたかけを行っておりますけれども、この御指摘にございました道路につきましては、道路が坂道になっておりまして、ふたをかけることによりまして側溝の機能が失われるというふうな側溝本来の目的に沿ぐわないというふうな点も出てまいります。したがいまして、このようなことから、できましたら御理解をいただきたいというふうには思っておりますけれども、通行に支障があるというふうなことでございますので、今後さらに考えさせていただきたいというふうに考えております。

最後に四番目の放置自転車の対策でございますけれども、この放置自転車の対策につきましては一定個所の対応だけではとうてい対応できませんので、そこの自転車が他に移動する、ある一カ所を規制しますと他に移動するというふうなことでさらにその問題が移転先に発展をしてまいるというふうな結果になりますので、今後やはり全体的な対応が必要であるというふうに考えております。それにはやはり駐輪場の確保という問題がまず当面絶対条件になるわけでございますけれども、用地の確保等に今後努力をいたしまして解決を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　日野駅の改善の問題についてお答えいたします。

当然日野駅が改善される時が参りますれば、私どもといたしましては視力障害者のための施設を増強するよう強く要望していく、努力していく、そういうような考えでおります。

○副議長（大柄　保君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　ガイドヘルパーについてお答えを申し上げます。

ガイドヘルパーのボランティアへ市から日当を支払えないかという御質問でございますけれども、ボランティア活動というのは報酬を当てにしない奉仕者と私は理解しております。ただし経済的に余裕のある方とか暇のある方とか、そういう方たちだけが活動するんでは困る。もっと広く気持ちのある方はだれでもボランティア活動に参加できるようなことが望ましいわけでございます。そのためにはボランティア活動をするに当たって個人的に経済的な負担をなるべくしない方がよろしい。したがいましてボランティア活動のための交通費ですとか弁当代、その辺のところまでは私は実費で弁償するのがよろしいと思いますけれども、日当という名目でお金を差し上げる、これはボランティアであってボランティアでなくなるようなことになり

はしないか、こういう危惧を感じているわけでございます。以前、私は三鷹市在住の主婦のボランティアから直接お話を聞きました。その方は車の運転が何よりもお好きな方であります。ある日、近所の障害を持つお年寄りから頼まれまして、そのお年寄りがテレビでしか見たことのない鎌倉の大仏を見たい、その願いを入れてあげたわけでございます。鎌倉へお年寄りを連れていきまして大仏様を見せた。お年寄りは大変喜びましてもう涙を流して感謝の気持ちをそのボランティアの方に伝えたようでございます。そのボランティアはもう本当にお金にかえられない精神的な喜びに浸れた、そういう感想を私に漏らしたわけでございます。そういうような意味から日野のボランティアセンターに登録しているボランティアの方たちも日当は要らない、本当に交通費の実費だけでいいんだ、そういう意識の方が半数以上占めているというようなお話もございました。

また、そのボランティアセンターに団体で登録をしております日赤奉仕団、こういったボランティアの方も献血運動なんかに参るときには本当に交通費の実費だけで手弁当で出かけていく、こういうような事情もございます。ボランティア同士の公平さを欠くということもございますので、日当の支給ということはできません。

それから御質問の二点の方の視力障害者への団体旅行のときのボランティアからの、補助金の件でございますけれども、団体旅行のときにはバスをお使いになるかと思います。このバスにつきましては日社協に日社協特約バスという制度がございまして、以前は西東京バス単独でございましたけれども、議会の御指摘もございまして、どこのバス会社と契約をしても百円掛ける人数分だけ補助金の形で差し上げる、そういう制度がございます。そういう制度ですとか、あるいはヘリーボートなど一部の交通機関では障害者の団体の旅行であるという証明書を市が出せば割引料金になるというようなお話も伺っておりますし、また、そういう要求がございまして証明書を出した事実もございます。そういうことによりまして団体の経費負担の軽減につきまして配慮をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君

○十一番（一ノ瀬　隆君）　数多い質問への御回答ありがとうございました。

まず大月タイプライターについてでありますけれども、できれば二台欲しいという私の発言でありますけれども、まず一台だというお答であります。それも仕方がないことと思いますけれども、まず一台を早い機会に購入していただくことを重ねてお願いしておきたいと思います。

それから点字選挙公報についてでありますけれども、私はさっき発言しましたように、私の聞いたところによりますと都の

点字公報が来ているところにこの選挙公報を点字版も点字ジャーナル号外として来たというふうに聞いておりますので、その辺を追究し、点字の読める障害者に対しては全員に配布できるように今後検討していただきたいと考えております。

ガイドヘルパーについての福祉部長のお答えは余りいい答えではなかったわけですけれども、私の言いたいのは、この日当ないし補助金はボランティアからの要求ではなく障害者からの要求である、障害者が本当にりっぱな気持ちからやってくれているボランティアであるけれども、なお全く無料でやってもらうのは心苦しい、ぜひ武蔵野と同じように配慮してほしいという強い要望でありますので、今後十分検討していってほしいと考えます。

また豊田駅、光の家間の障害者の利用する道路についてでありますけれども、これについてさらにつけ加えておきたいと思います。この私が認めるべきと主張する近道の道路は教習所の入り口付近の道路についてでありますけれども、私の要求で障害者対策として大工事になったと思っておりますけれども、側溝のふたかけを行つております。一九七八年のことです。そして昨年はその場所よりも西に行った所ですけれども、障害者が落ちると危険であるからとガードレールの上にさらに手すりを取りつけていただきました。これはいずれも東京都の施策であります。都道ということで東京都の施策だったわけです。東京都ではやってくれるが、市ではやらないというのはいけないことだと思います。坂道の側溝のふたかけは、そういう意味で直ちにやっていただきたいと思います。私のいままでの質問に対する建設部関係の答弁は、先ほど中村部長の言われた排水のために支障があるということではありませんでした。あくまでここは障害者が、視力障害者が通ってはいけないからやらないんだというような回答であります。雨が降ったときに困ることを考えて、片側でもいい、そしてまるっきりふたをしないで金網のようなものでもいいと私はお願いしたはずです。そういう点で障害者から、視力障害者から、視力障害者から特に強い要望でありますので、今後も十分考えていっていただきたいと思います。この道路のためにあらゆる障害者対策に、市も都と同じように努力してほしいと私は思うのですが、どうでしょうか。この点だけ再度質問させていただきます。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

確かに御指摘のとおり視力障害者の通行につきましては当然健常者よりもなおさらに一層道路の構造等についても安全を図っていかなければならないということは十分わかるわけでございます。したがいまして、先ほど申し上げましたけれども、さらに金網でもというふうな御指摘もございましたので、前向きに検討させていただいて長年の御要望でもございますので、

早く実現できるように努力をしていきたいというふうに考えます。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君

○十一番（一ノ瀬　隆君）　最後に視力障害者を中心とした障害者の問題について付言しておきたいと思います。

障害者から要求、要望を聞き、そのことの調査前進のため福祉部に行く場合が多いのであります。ほかのことなら市のどの部署に行けばいいのかほぼわかるのですが、障害者の問題の場合、福祉部の社会課へ行っていいのか、福祉事務所なのか、福祉事務所のどの係なのかよくわからない場合が多いのです。もちろん私の不勉強のせいかもしれませんが、もう少しわかりやすくできないでしょうか。できれば障害者のことならここだというような課とか係だとかを設けていただきたいと考えます。御検討していただきたいと考えます。

一昨日、わが会派のホープ福島議員が質問しました。新人でトップバッターというハンディをみごと覆し日野市議会史上に残るであろうりっぱな発言を行いました。この一般質問を共同作業所の障害者の皆さんが傍聴していました。テープに録音し、このりっぱな質問を視力障害者などの障害者に聞かせたかったが、決まりで、規則で録音できなかったと残念がっていました。特に視力障害者は何も見ることができません。耳からの、耳からの情報を唯一のものとして大切にしています。録音による議会の様子、特に障害者問題を発言する場面など熱望しているところです。規則だからと排除しない、これらの場合、特別ケースとしてでも議長の許可によって障害者の希望を入れるべきだと私は考えます。以上、特に付言させていただきました。

私の視力障害者対策の五項目にわたっての質問に対して、そのほかの発言に対しての市長の感想、見解がございましたらお願いしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市には光の家とか社会福祉法人の施設がありますために、特に視力障害者問題では特別な関心を払ってまいっております。まだ完成したということにはならないわけでありますけれども、今後十分当事者の意見も直接聞きながら対応していきたい、また、それが町づくりの大切な部分である、このように考えております。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　視力障害者対策の前進のための一層の努力をお願いして、この質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十三の一、視力障害者への施策の前進を関する質問を終わります。

十三の二、私道の公道化を努力せよについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　私道、私道の公道化を努力せよと通告してしまいましたが、私が考えた件名は、当初私道の公道化を促進せよでした。この方がよかったと思っております。

さて、日野台五丁目の大部分にはいまだ都市ガスが布設されておりません。プロパンガスより都市ガスが欲しいという住民の強い要望を受けて私も微力を投じその実現に努力しました。過去二回都市ガス誘致に失敗したこの地域でしたが、ガス変圧装置の土地の確保にも成功し今度こそはと期待がふくらみ、あと一歩のところでしたが、挫折いたしました。この憎むべき犯人は松山二号線だったのです。公道とばかり思っていたこの道に実は地主がいたのです。三十年来その住民に利用され全く公道として扱ってきたこの実績は、その実績は強いとして、市の決断で昨年議案第一一六号でめでたく昔の名前を復活させ松山二号線という市道、市道に認定されました。ところで、市道となって今度こそ都市ガスが引けるのでしょうか。家を建てかえるとき大丈夫なのでしょうね、と、住民の心配はまだあります。早速松山二号線について質問をいたします。

質問一、全く公道として何の支障もなく扱っていけるのか。

質問二、沿道の住民の心配を解消させるため、いかに努力するつもりか。

以上二点松山二号線について質問いたします。

次に私道の公道化の促進について、高幡五六六番地地内の私道について質問いたします。

このたび私も初めて高幡踏切対策特別委員にさせていただきました。早く立体交差を実現しなければなりませんが、この開かずの踏切がもたらしている弊害の一つに潤徳小学校付近の閉鎖された交通網があります。もし緊急な事態が起きたとき、消防車は、救急車は来ることができるのか、この地域から逃げるときにはどこへ逃げればいいのか、非常に不便であることは確かです。その肝要な対策として考えられることがこの地域から浅川堤防沿いの市営住宅方面への道路をつくることです。ここに私道があります。いまでいう開発行為が行われ真ん中を通る道路が不動産屋の名前のままになっている。分譲を受け住民は道路は公道にすると約束していたが、不動産屋はどこかへ行ってしまったという。そこで私が調査し居どころを八王子市で突きとめ折衝となりました。その処理をいま管理課へお願いしているところですが、ぜひともこの緊急を要する肝要な道路ですので、公道化、整備、橋かけなどを早急に行っていただき普通の自動車の、もちろん救急車、消防車の通れる道路にしていただくようお願いいたします。

質問として、一、この高幡五六六地内私道の公道化、整備について方針をお伺いします。

質問二、排水路の橋かけは可能でありましょうか。

以上が高幡の私道についての問題です。

次は、採択になった請願をあえて持ち出した私道の公道化ないしは舗装であります。

日野市日野二、四二一番地先の私道であります。請願五三－四九号でありました。この地主がＯＫしないからと私ども社会党の反対を押し切って採択にしたものであります。依然として一小、一中の児童生徒の絶好の通学路であります。舗装もされず雨のたび悩まされています。私の言いたいのは、このように多くの市民に必要な道路は市で地主を説得して寄付してもらい公道とするか、あるいは、ここを舗装するかなどの努力をすべきであると思うのであります。そこで質問いたします。

質問一、この私道の通学路の指定はどうなっているか。

質問二、公道化または舗装について努力する考えはあるか。

この私道の場合、児童や生徒のことを考え一〇〇％市費で舗装するのがよいと考えます。ぜひとも必要な私道は一〇〇％出す施策をお願いしておきます。

私道の完全舗装について続けて質問しておきたいと思います。

質問一、一〇〇％市費によつて舗装した私道の実績を挙げていただきたい。

質問二、一〇〇％負担による私道舗装のこれかるの方針はどうか教えていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではお答え申し上げます。

私道の市道化促進の問題でございますけれども、まず第一点目の松山二号線の問題につきましては、この道路につきましては昭和二十二年ごろより道路として使用されている事実がございます。その後周辺の宅地なども売買されまして、市でも市道として昭和三十五年……いや、失礼しました。今日まで三十五年間管理してきております。たまたま五十二年ごろに底地権者があるということが判明いたしまして、したわけでございます。しかし、すでに当時前所有者の証書を基にした上で公道として現在まで扱われてきたということは市としての判断でございます。このような幾つかの経緯がございまして、したがいまして、現在も公道として継続して管理権を行使して行政行為を行っております。この道路に関連した開発行為等もなされたわけです。けれども、これにつきましては開発行為の許可権は東京都でございますので、東京都の多摩西部建築指導事務所と見解の相違が若干ございまして十分対応できなかったという点もございましたけれども、この点でこの道路に関連した調整にも苦慮しておるわけでございます。このように市では周辺住民の福利を守るというふうな立場から従来どおり公道としての取り扱いをするという考えについては変わりがございません。また、この件につきましては五十六年の十二月に八王子簡易裁判所に所有者から出されております調停申し立てがございます。これにつきましては市としての立場でもいままでの経緯を踏まえまして公道としての主張を強くしていく考えでございます。

次に第二点目の潤徳小学校から高幡五六六番地の市営住宅方向への私道の公道化の問題でございますけれども、この私道につきましては公道から公道に確かに接続しておりまして、幅員が四メーター以上ある道路でございます。したがって市道認定の条件には当てはまるものというふうには考えておりますけれども、何分にも先ほど一ノ瀬議員からも御指摘がございましたように、道路の所有者がその所有権を市に寄付することにつきましてはまだ同意が得られておりません。したがいまして、現在の時点で公道認定をすることは不可能でございますけれども、今後とも所有者の同意が得られるように努力をしたいというふうに考えております。なお、公道化できれば用水路の橋かけの問題につきましても整備は可能となってまいるわけでございます。

次に三点目の日野二、四二一番地先の、これも私道の公道化と舗装の問題ですけれども、この私道につきましては御質問の中に御指摘もございましたように、五十三年の九月十一日付で市議会に請願が出されまして、その後審議が続けられた経過の中で、五十五年の三月十九日に結果的には不採択というふうな議会の結論をいただいておるわけでございますけれども、通学路の指定につきましては現在一小ということで、一小の方から学校当局の方で通学路として指定してございまして、一中では指定は行っておりません。この道路は幅員が二・四メーターしかございませんので、舗装部分の全長が約五十三メーターほどありますけれども、この土地所有者が四人ほどおりますので、今後さらに土地所有者の承諾を得られるように努力を重ねていきながら舗装化、公道化という点については取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に最後の四点目でございますけれども、私道の完全舗装についての一〇〇％補助についてはいままでに実績があつたかという御質問でございますけれども、これにつきましては私道を市道に移管という条件の中で、五十五年に南平五丁目の地域の中で市道移管に関連した全額負担による道路整備をした事実がございます。それで、これからの方針につきましてですけれども、これにつきましては現行の補助率につきましては御存じのように七〇％補助で行っておりますけれども、生活道路としての機能の上から公共性の高い私道が今後ますます増加するというふうな状況も考えられますので、これらの状況を判断しながら慎重に検討しながら補助率の向上については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　　いま建設部長のお答えをいただいた中で一つだけ私の把握しているものと違う点があるので、まず、そのことを申し上げておきたいと思います。

潤徳小から高幡五六六番地市営住宅方向への私道の公道化についての中でございますけれども、この私道の地主は、私には、再三会った中で了承しております。私が手続を委任された形でそのまま管理課にお願いしているのが実情でありますので、そういう前提に踏まえて、前提を踏まえて今後処理していっていただきたいと要望しておきます。

私の今回の私道の公道化の質問のメインは日野台五丁目の松山二号線であります。市道と認定しながら都市ガスも引けない、開発行為もこの道路のためにできないということだとしたら大きな問題です。私は重要な問題だと考えておりますが、今後の市の最大限の努力をお願いしておき、今回はこれ以上の追究はやめておきたいと思います。

なお、今後場合によっては市内の大企業の責任の追及をも含めて発言することを申し上げておきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）東京都そして建設省とも十分接触を持って努力されんことを重ねて申し上げておきます。

市長に、この松山二号線にしぼってお考えがありましたら御発言願いたいと思います。なければ結構です。

○副議長（大柄　保君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野台五丁目松山二号線というすでに市道として管理していた道路が手続不十分で底地権者があらわれてきたという事実がございます。しかし、特にいろいろな市にこれまで多年にわたって地域住民もあるいは行政側もまさに公道として扱っていたわけでありますが、残念ながら公道認定してなかったということは、これはどうにもしがたい、一方では有利な条件があったわけです。そこで私も決心し、これから法律家にも十分相談をした上で議会に提案をして今度こそ議決をしてもらって公道化を図ったということであります。したがって底地権のことにつきましてはまだ裁判所の判定を向こうが、向こうが裁判所の判定を求めようといたしておりますから完全解決ではありませんが、公道としての住民の利用、供用、これらにつきましては公道として扱っていくということでございます。

○副議長（大柄　保君）　　これをもって十三の二、私道の公道化を努力せよに関する質問を終わります。

十三の三、学校給食費の徴収についての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　　学校給食費の徴収について質問いたします。

現在、市内のすべての小学校と平山中学校で給食が実施されています。そしてその費用として毎月三千円、中学では三千四

百円が各家庭から拠出されています。加えて市からの補助は一人百円出ています。一カ月百円出ています。この三千円を毎月各家庭から集める方法についての質問があります。

いま、ほとんどの学校は銀行振り込みという制度を利用していると聞きます。ひとり滝合小学校のみが給食費を生徒に持たせてこれをＰＴＡのお母さん方が集めるという方法をとっていると聞きます。このことが重大な弊害をもたらしているのであります。日野市では保護世帯に給食費免除の施策がとられています。一九八〇年度、今年度予算を見ますと小中学校費合わせて二千五百万弱の扶助費が計上されているのはこのことだろうと思います。このような多額の費用が、市民のだれもが幸せでありたいとする施策に投じられています。ところが、このすぐれた施策が十分な成果を発揮していないのであります。この元凶が給食費の集金方法にあると思われます。

滝合小学校では給食費を各家庭からそれぞれ児童に持たせてきている。これをＰＴＡのお母様方が交代で集める方法をとっています。ところが、保護家庭では給食費が免除されているのでその家庭の児童は持っていく必要がないのであります。みな、お金を持ってきておばさんに出すのに君はどうして持ってこないなどという、こないのだと不思議な目で見られる。集金のための名簿には無残にもその児童の名前に横線が引かれている。家に帰って、ぼくはどうして給食費を持っていけないのと聞くことになります。クラスの仲間からはおまえの家はとさげすまれる可能性が十分あります。こんなときの親の気持ちはどうでしょうか。大企業に勤めて三十余年、社会党員なるがゆえか不当に差別され、低賃金にあえぐ私には（笑声）よくこの親の気持ちが理解できます。（「大企業……」と呼ぶ者あり）（笑声）給食費だけでも市で負担していただくことは非常にありがたいのです。しかし、それを受け入れるにはわが子がふびんなのです。準・要保護の申請によってこの制度の適用が受けられることになっていますが、子供のことを考えるともう申請できないのです。市が負担してくれて、出さなくてもよい給食費を苦しい家計から毎月三千円出さざるを得ないのであります。当然他のすべての学校と同じように銀行振り込みにすることによって問題は解決するのだと思います。今日まで銀行振り込みにしていないのはいろいろと理由があったと思います。しかし、一つの価値ある福祉施策が実現されていない、あるいは、その施策によって苦しむ市民がいるとしたら大きな問題であると言わざるを得ないのであります。この問題についてはかってわが社会党の大越久雄議員がこの本会議場において指摘しております。給食費の徴集についてはそれぞれの小学校で自主的に行っていると聞いていますが、このような福祉施策の根幹の問題を含んでいるものこそ教育委員会の十分な指導こそ必要であると考え、ここに取り上げた次第であります。以上申し上げ質問いたしま

す。

一、市内の小中学校の給食費の集金方法の現状はどうなっているか。

質問二、集金方法による弊害の改善のために、いかに努力してきたか。

質問三、給食費が扶助される制度がこの方法のために効用を果たしていないとしたら、効用を果たしていないことをどう考えるか。

質問四、今後どうやって解決していくのか。

以上です。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。教育次長、答弁。

○教育次長（長沢三郎君）　いま一ノ瀬議員の方から指摘されましたとおり市内の小中学校の給食費の集金方法、滝合小学校を除きまして全部金融機関への振り込み方法をとっているわけです。滝合小学校だけが振り込み方式をとれないで本年度まで来た理由の一番大きな問題が学区域の中に適当な金融機関が存在していない、こういうことも非常に大きな原因の一つだったわけですけれども、確かにこの集金方法につきましては、かつてはＰＴＡの方々の御協力によって集金をしていた学校が多かったわけでございますけれど、父兄の負担それから先ほど指摘されましたような集金事務にかかわるもろもろの問題点、こういう問題を配慮する中で各学校がＰＴＡと十分協議しながら順次この銀行振り込みの制度に切りかえていっている、こういうことで残されたのが滝合小一校だけ現金集金というような方向を現在とっている。確かに給食費が扶助される制度、この問題の中でいま申し上げましたように集金に現金集金をやっているということは十分その制度の趣旨というものが生かされない、こういう面もございまして、教育委員会の方も滝合小学校と十分に連絡を取りながら、いずれにしてもＰＴＡの父兄の方方、この方々に銀行へ一応振り込んでいただく手数、これは生ずるわけでございますので、そういう協力をＰＴＡの方に学校当局を通してお願いをし、滝合小学校でも銀行振り込みに切りかえる方向でＰＴＡと話をしている、こういうような状況でございます。

なお、この教育扶助関係の問題で確かに準・要保護家庭の場合、この場合には教育委員会の事務局の方から直接該当児の給食費については学校の口座へ一括それを振り込むというような方法を講じているために、先ほど滝合小で出たような問題が生じて、ある意味では給食費を直接学校へ持参する子供、それから教育委員会の方から一括学校口座に振り込むために持参しないでも済む子供、そういうような状況があらわれるということ、このこと自体、いろいろ問題がある制度でございますので、何とか学校側の、あるいはＰＴＡの御協力を得て全校金融機関に

振り込み方法で対応する、こういうことで努力しておりますので、もうしばらく時間をかしていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　早急な解決、すなわち集金方法の改善を望んで、私の質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十三の三、学校給食費の徴収に関する質問を終わります。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

十四の一、市立総合病院に関する諸問題についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。（「おかしいぞ」「おかしくない」と呼ぶ者あり）（笑声）

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　市立総合病院に関する諸問題について質問いたします。

私は病院に関しまして五点の質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

きょうも質問を行うということで九時過ぎに病院の方に寄りまして状況を見てまいりました。朝早くから駐車場には車があふれて、そしてまたたくさんの患者さんが窓口に列をなしているという、こういう状況で、また新入の職員の方の研修も行われておりまして、職員がてきぱきと仕事を処理している姿が見られたわけでございます。

今日の医療の問題では非常に医療費が高くなっている、そして一九八一年度だけでも国民が一年間に医療のために支出した医療費というのが十三兆円近くなっているというふうに言われております。給料から差し引かれる健康保険料も上がる一方、また国民健康保険の医療費も上がる、こういう中では納付通知書が私たちのところにも来て大変高いなというふうな実感を持つわけですけれども、本当に病院の窓口で支払う金額も生活費に非常に大きな影響を与えてくる。病気になったときにはまずお財布の中身を見てから医者にかかるという、こういうのがいまの現実の姿ではないかというふうに思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういう中でいま全国でも大変最近評価されております岩手県の沢内村ではもう二十年前から老人の医療費の無料化が実施されておりますし、またゼロ歳児の赤ちゃんの医療費も無料になっている。これはやはり小さな人口の村ですからできたかもしれませんけれども、医療の基本を予防に置いて、そして病気の早期発見、これと病気をさせない、こういう指導を村ぐるみでやってきたということ、このことが本当にこういうことにつながっているというふうに思います。いま政府もまた臨調答申に基づいて行政改革を行おうとしております。そういう中で医療、福祉、こういう支出を国から地方自治体へとおろさせようとしている中では本当にいま行政も住民も医師も一緒になって私たちの健康をどう守っていくか、このことをいま

考えていく大事な時期になっているのではないかというふうに考えております。こういう中で日野市の総合病院としての医療、これは本当に私たちのこの市民の命を守る上でも大変重要な医療機関でございますので、これから五点について質問させていただきますので、御答弁をお願いしたいと思います。

一点目は耳鼻咽喉科の問題でございます。

耳鼻咽喉科、総合病院である中で耳鼻咽喉科だけが常勤の医師を配置していない。このためにどれくらいたくさんの市民の方々、特に子供を持っているお母さんから非常に不満が出ているわけです。この、なぜ常勤の医師を配置されないのか、また置けない理由、このことをお尋ねいたします。

二点目は病院内にあります。病弱児学級のさやか学級の問題でございます。

五十七年度は皆さんのいろいろな運動によりまして存続することが決まりましたけれども、総合病院を増設したときには一緒になってこのさやか学級をどこへ持っていくかという、そういうことまで加わって進められてきたこの学級がなぜ閉鎖するか、しないかという、こういうところまで追い込まれたということは非常にこの教育委員会の姿勢あるいは病院側にもあったのかもしれませんので、その辺を明らかにしていただきたいと思います。そして教育委員会としてこの学級をどういうふうに評価していくのか、さらには五十八年度以降引き続き運営していくのかどうか、この点をお尋ねいたします。

三つ目には病院内に保育所がございます。これは、ここで働く看護婦さんにとっては非常に大事な病院内の保育室でございますが、私も十分この点については把握しておりませんけれども、看護婦さんが働く場所として必要なこの保育所、この施設が子供たちの保育をするのにふさわしい、いい内容の施設であるかどうか。たとえばトイレが子供のためのトイレがあるのかどうか、こういう点もお尋ねしたいと思います。

四つ目です。四つ目は歯科の設置の進行状況でございます。

これは昨年の議会のときに一般質問を通じまして市立総合病院の中に歯科を設置して、まず障害を持つお子さんの歯の治療をしていただきたいという、こういう一般質問を行って予算化もされておるわけでございますが、この歯科の設置の見通し、歯科医に対しての打診がされているかどうか、また診療する場合のお部屋の確保など、こういうことについて質問いたします。

五つ目は、日野市の医療の中で本当に市立病院の果す役割りは非常に大きいと私は考えておりますが、自治体病院として、どういう医療を進めていくのか、この点についてまず質問を行ってまいります。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。病院長。

○病院長（竹内真純君）　まず最初に、今回の議会で病

院問題を多く取り上げていただいたことを厚く御礼申し上げます。これは病院に対して議員の方々も非常に強い関心を持っておられる証拠と思いまして、私も心から喜んでおるわけでございます。私が元来本当ならば議会のたびごとに出てまいりまして病院の問題について逐一御批判を受けるなら受けて、それに対する対策を立てるというふうなことについて前進的にやってまいりたいと思っておったんでありますが、いかんせん、診療に毎日追われておりましてなかなか議会にも出ることもできませんで、いつも事務長答弁的な形で時を過ごしてまいりましたことをこの際厚くおわび申し上げます。幸いにしまして四月一日に一名内科の医者が増員になりました。幾分私の時間にも余裕が出てまいりました。まだ、きょうも入院患者を診ておりません。食事終ってすぐ飛んできて参ったんですが、これから帰って入院患者診るわけです。まだまだ忙しいんですが、幾分なりとも余裕が出てきましたので、きょうは喜んで私が出てまいった、これは冗談でもなく皮肉でもなく私は喜んで出てまいりました。それをまず最初に御報告いたします。

ただいまの御質問の第一点につきまして、耳鼻科の常勤医師がどうなっているかということでありますが、私どもも開院以来、耳鼻科の医師には苦労してまいりました。初め開院当時には私どもが慶応大学から参りますときに一緒に耳鼻科の女医さんですが来られましてやっておったんですが、二年ほどで退任をされました。その後耳鼻科の医者がなかなかうまくいかない。日大から常勤が来ましたり慶応から常勤が来たりすることが一時ありましたが、なかなか続かないという、それで現在に至っているのが現状であります。これは眼科とか耳鼻科とか、皮膚科、泌尿科という医者は元来が少ないんでありまして、慶応におきましても、また、どこの別の大学におきましても耳鼻科を志願するというか、志望する卒業生が少ない。したがって、日野市におきましても開業医で耳鼻科をやっておる方は非常に少ないと思います。そういうふうに耳鼻科の医者が非常に少ないところで何とか補充しなければということでいままで苦労してまいったんですが、いまだ、いまのところまだ補充がはっきりついていないというのが現状であります。ただし、今後、御質問にもございましたので私先日慶応大学の耳鼻科の教授に会いまして何とかしてくれ、議会で私は答弁申し上げなければならない、いままで、そのうちだ、そのうちだではこれは議会答弁にならないんだ、はっきりしてくれということで相当強硬に参りまして、向こうの方も事情がわかってまいりましたので、六月か七月の時点からまずパートで来る。一年たてば必ず常勤を出す、常勤を二名以上出す。したがつて、今年は何とかがまんをしてもらいたいというのが耳鼻科の教授の回答であったわけであります。現在は週三日間、午後からパートで火、水、金ですか、三日間来ておりますが、なかなか、よその病院に勤務し

ながらこちらに来るということで時間もまちまちでありまして、市民の方々に非常に御迷惑をかけていることは私もよく存じております。この点について早急に解決したいと思っていま努力しておりますので、ことしの夏ごろまでには何とかパート三名じゃなく、毎日耳鼻科の医者が来れるような状態に一応パートですが持ってきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（大柄　保君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　御質問の第二点、第三点、第四点目の御質問に対してのお答えでございます。

まず第二点目のさやか学級の問題でございます。

御承知のとおり、さやか学級につきましては日野市の看護婦―日野市立総合病院の看護婦、医師等が市並びに市の教育委員会の方に要望いたしまして昭和五十年の四月一日に日野市立第五小学校の訪問学級ということで一学級を開設したわけでございます。開設当初は主として小児科におりますところの小児ぜんそくの患者さんを対象として運営してまいったわけでございますけれども、その後におきまして、その範囲を拡大いたしまして、小児ぜんそくのお子さんを外部の疾患あるいはけが等をした子供を含めまして昭和五十六年四月一日からは訪問学級から障害児学級ということで運営を変えたわけでございます。御案内のとおり、このさやか学級につきましては院内の入院患者の小児患者に対しまして、教師が学習あるいは体育活動あるいは野外活動を通しまして医療と教育によりまして小児の健康を回復していくということでございまして、開設以来ことしで七年目を迎えますけれども、約百七十五名の在籍児を数えておるということでございます。東京都内におきましても非常に数少ないユニークな学級でございます。病院側といたしましてもこの存続を問題につきまして最近いろいろと問題があるように伺っておりますので検討を加えてまいりました。いろいろと内容の検討、病院長を含めやってまいったわけでございますけれども、病院側といたしましては確かに今回の増改築工事によりましてさやか学級のための部屋を四室確保したわけでございますけれども、この四部屋は会議室でございます。そういった意味で必ずしも病院の会議の運営に支障がないとは言えませんけれども、この伝統あるさやか学級につきましては今後とも引き続き継続したいというのが父兄並びに病院で働くところの看護婦、医師等の要望でございます。そういったこともございますので、この今後の運営につきましては、これにつきましてもいろいろ御承知のとおり教育委員会の方で運営をしているわけでございます。五十七年度につきましての教育委員会の方針といたしましては、とりあえず存続するということでございますけれども、五十八年度以降の問題につきましては今後病院側と教育委員会の方で十二分に協議いたしまして検討を進めてまいりたいということでございます。

それから第三点目の院内保育の問題でございます。

現在、病院の中で院内保育を実施しておりますけれども、この院内保育所でございますけれども、これはもともと南多摩東部共立病院にありました医師住宅をたまたま昭和三十六年に当時の町立病院をつくったときにこの医師住宅がじゃまであるということでこれを現在の場所に移設いたしまして改築を加えまして保育室にしたわけでございます。したがいまして、非常に建物が古いということで老朽化しているわけでございます。ただいま御指摘の中でのトイレの問題がありましたけれども、トイレは現在ございます。ございますけれどももともと医師住宅の病院の便所ということで大変使いにくい面もございます。したがって、そういう面における改善は今後必要であろうと考えておりますけれども、それよりも議員さんからの御指摘を受ける前の段階で非常にこの保育所が古いということがございます関係上、これを何とか建てかえる必要があるのではなかろうかということが以前にございまして、昭和五十三年と伺っておりますけれども、この保育室を全面的に建てかえをするということでこの施設がたまたま南多摩東部共立病院の医師住宅であるということで南多摩東部共立病院の議会を開きましてこの取り壊しにつきましての御了解を得ておるということで、五十三年度にこの保育所の改築につきましての設計並びにこれに基づく平家建ての保育室を建設すべく予算化をいたしたわけでございますけれども、たまたま昭和五十五年度、五十六年度の病院の増改築工事の中で、結果的にはこれが建設できなかったといういきさつがございます。したがいまして、御指摘がございましたトイレの改築もさることながらこの保育所の建設のそのものを今後改築していく必要があろうということでございます。したがいまして、なるべく早い機会にこの保育所の建てかえにつきましては、病院の方といたしまして検討を進めてまいりたいということでございます。

それから第四点目の市立総合病院の中におきますところの歯科の設置の問題についての御質問でございます。

まず設置場所の問題でございますけれども、これにつきましては病院の一番南端に外来の診察室がございますけれども、その診察室の中に約八坪でございますけれども、歯科設置のための診察室の確保をいたしました。

それから歯科につきましての医療機械の問題でございますけれども、御案内のとおり、昭和五十七年度の予算の中に歯科のための診察台、それからレントゲン、それから歯科のいわゆる機械器具でございますけれども、そういったものにつきまして三千万円の予算を計上いたしまして先般可決をしていただきました。そういったことでそれらの措置ができたわけでございます。

それから御質問ございましたいわゆる歯科医師会との話し合いの問題でございます。これにつきましては過去数回にわたりまして市側と歯科医師会との間で交渉を持ったわけでございますけれども、まだ解決できてなかったわけでございます。そこで一応歯科医師会の方としましても何とか市側と交渉もしたいというふうな申し出がございまして、去る三月の十二日の日でございますけれども、日野市の医師会―日野市の歯科医師会の会長さん並びに副会長さん、それから前会長さんと事務長との間で会合を持ったわけでございます。そこで市側の方の一体意向はどういうふうな意向なのかというふうな問い合わせがあったわけでございますけれども、私どもとしまして、まず歯科医師の確保の問題でございますけれども、これにつきましてはいままでは市側としては日野市の歯科医師の交代制による勤務ということをお願いしたわけでございますけれども、これにつきましては歯科医師会の方ではとうてい無理であるということでございますので、歯科医師の確保の問題につきましては市の方で専門の医師を採用して、その医師が治療に当たるということを申し上げたわけでございます。

それから第二点目の問題といたしましては、いわゆる歯科治療する場合にその対象者をどこまで持っていくかという問題でございます。この対象者の問題につきましては過去交渉の中では必ずしも明確に示してなかったわけでございますけれども、一応市側といたしましては、その対象者につきまして当初はとりあえずは身体障害者、生活保護者それから院内に入院しておりますところの患者さん並びに院内の職員を対象とするということを示したわけでございます。この件につきましては日野市の医師会の役員といたしましても大変歓迎するところであるというふうなお答えをいただいたわけでございます。ただ、これにつきましての役員だけの了解というわけにはいきませんので、歯科医師の皆さんの了解を得なければならんということで三月の十六日の日に日野市の歯科医師会の総会がございまして、その席上歯科医師会の会長から市側の意向を伝えたわけでございます。これによりまして一応歯科医師会の方としては大方の市側の意向を了解したということでございます。したがいまして今後は特に歯科医師の確保の問題あるいはそれに伴う看護婦の問題あるいはまたこの歯科医師を招致することによりまして当然会計事務の処理等がございます。そういうことで会計事務職員の確保の問題等の人的な問題が残るわけでございます。その中に特に問題点といたしましては歯科医の確保であると思います。御案内のとおり身体障害者ということを対象とする、一部対象とするわけでございますけれども、特に身体障害者の場合ですと非常に時間もかかる手間もかかる、非常に扱いしにくいという問題がございます。その辺で果たしてそういう身体障害者等を扱う適当な歯科医がいるかどうか、こういう問題が大きな問

題として残されるだろうと思います。これらの問題をなるべく早い機会に解決すべく努力したいと思っております。この問題につきましては長年の懸案事項でございますので、それらの諸条件が整い次第、なるべく早い機会に病院側といたしましては歯科問題につきましての解決をしていきたい、かように考えているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　病院長。

○病院長（竹内真純君）　五番目の日野市の医療の中で市立総合病院の果たす役割りについてという御質問でございますが、これは私が二十四年前、町立病院で発足いたしました開院式の当日私大学から参りまして申し上げたことと一致するわけでございますが、私、当時日野市の人口の将来を考えますと大体三百ベッドの病院、当時で二十ベッドだったんですが、三百ベッドの病院ということである程度高度の医療も行い得る病院ということにいたしまして、医師会と協調し個人病院とも協調いたしまして、その中核病院としてお役に立つような市民から信頼され、また医師会からも感謝されるような病院にしていきたいというふうに考えて現在までやってまいりました。ただ、残念ながらまだそこまでに至っておらないわけでありまして、私の二十年間の努力はまだまだ実ってないということであります。ただ、私も相当年を取ってまいりましたのでもうそろそろひけどきじゃないかというふうに感じておりますが、（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）そういうことでありますので、ぜひきょうは皆様方に将来の病院はこうあるべきだということについて、後日また秦議員さんからも御質問出てますので、その中でもまた御説明したいと思いますが、私はぜひこの病院をいま御質問いただきましてありがたく思っておりますが、そういう中核病院というふうなのに持っていくということがぜひ必要であろうと思っておりますと同時に、先ほど沢内村のお話が出ました。これは非常によくやっておるところである。日野市より小さい一村であります。一村でありますが、そこにたしか国保の病院か何かの小さな病院がございます。そこの病院は単に来る患者を診るだけではなく、外に出まして病気の予防ということ、早期発見ということについて異常に努力をいたします。したがいまして、沢内村の国保の、国保の費用と申しますか、国民健康保険の費用というものは非常に少なくなる、非常に実績を上げて患者が減ったということが日本的に有名になっております。

いま、そのお話だったと思いますが、私もぜひそういう方向に日野市立病院も行くべきであるというふうに、当時から申し上げておりましたが、いかんせん、いままでの病院ではただ中にいる患者だけを診るだけでも精いっぱい、それもなかなか追いつ　ないという状態でありますので、ぜひ、この病院を三百ベッドぐらいの病院にいたしまして医師の数も相当確保いたし、

私は、できれば公衆衛生課というふうなものを病院内に置きまして、市役所の方の衛生課と、それから保健所と協力いたしまして日野市の保健衛生というものをぜひ確立しなければいけないと思っております。現在のところ、私どもが、保健所も医者はおりません。市立病院も医者が足りないという現状で医師会にお願いいたしまして、医師会は非常に積極的にやっていただいておりますが、当然これは市の行政といたしまして、市が市立病院と、それから保健所と一緒になりまして日野医師会の協力を得ましてこの健康管理というところまでいくべきではないかというふうに思っておりますが、現在のところまだそこに至っておりませんが、ぜひ、そういう方向に議員の皆さんの御理解と御協力を得て病院を発展させていただきたいと存じております。

以上であります。

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　先ほど病院事務長の方から話のございましたさやが学級の件に関しまして、教育委員会としてはどう考えているのかということでございますけれど、先ほどの事務長の説明にもございましたように確かに当初五十年四月には日野五小のぜんそく児を対象としての訪問学級という形で出発したわけでございますが、昨年の四月、東京都の方の教育委員会の了解を得て病弱児を対象とした病院内の学級という形での認可を受けまして、現在ではいわゆる腎炎とか膠原病とか心臓疾患とか相当長期にわたって入院を必要とする児童、そういう者が病院の中で学習ができるようにという形で一ヵ月以上入院治療を必要とするような児童に対しまして籍を第五小学校の方に移しましてこのさやか学級の中で一応教育を受けられる機会をつくっていただいている、こういうことで、教育委員会自体の立場といたしましては病院本来の業務、これに支障が生ずるというような状況がない限りにおいてはできるだけこのさやか学級の継続と申しますか、存続をお願いしたいというのが偽らざる気持ちでございます。

ただ、非常にそういうその病弱児の学級の関係で入退院、いろいろそういうあれがありまして、時期によりましては非常に児童数が減少するというような状況もあって、できるだけ市内の市民の方々にも市立病院の中にこういうような学級があって治療を受けながら教育を受ける機会があるんだということを十分知っていただいて、啓蒙できるような方向で四月一日号の広報にもさやか学級の内容等について触れた記事を出してございます。出してございますが、四月一日現在七名の児童がこの学級の方に在籍して治療を受けながら教育を受けている、こんなような実績でございます。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　再質問いたします。

病院長が出席していただいて、本当にこれからの日野市の医療のあり方について説明がありまして、沢内村のネームなど出しながら非常に私どもと同じ考えであるということがわかりまして、これからぜひ御協力をお願いしたいと思います。

一点目から入りますけれども、そういう中で医師の確保ということが非常に大切なことだと思いますが、耳鼻咽喉科の場合ですと、いままで先ほど院長もおっしゃいましたけれども、月、水、金、一時から三時まで受け付けて、パートの医師がそれぞれ毎日違うわけです。そして四時ごろまで待っていて、突然きょうはほかの病院の診療ができないからこれでなしということで帰るという、そういうことがしばしばあったというふうに言われているわけです。

それで、先ほど一年たったら常勤の医師を置くということで非常に前進面があるわけですけれども、五十五年の事務報告を見ますと五十五年度だけでも五人の医師がおやめになっていらっしゃるわけです。四月三十日には、五十五年の四月三十日は内科の医師が退職する、六月三十日には小児科の医師が退職する、五十六年の一月一日には産婦人科、三月三十一日には副院長、三月三十一日には産婦人科、これダブっているかもしれませんけれども、こういう報告が載っているわけです。やはり長くその病院に勤めていただきたいと思うわけですけれども、どういうわけか市立総合病院にお勤めになったお医者さんが次々とおやめになってしまうという例が非常に多いわけですけれども、本当に院長先生、副院長先生、眼科の先生が最初からいらして非常に今日の市立総合病院があると思うわけですけれども、こういうことに対して、これからやめていただかない方がいいわけですけれども、総合病院としての役割りを果たす以上、本当に全部の科にきちっとした医師が長期に診療に当たるということが必要であるかと思いますので、そういう点について何かお考えがあるのか、その辺を一点お聞きいたします。

それから二点目のさやか学級のことですけれども、四月一日号の広報にさやか学級のことが詳しく報道されておりまして、多くの市民の皆さんもこれによって日野市にもこういうのがあったんだということがわかると思いますけれども、これは普通の健康な子供でも、いつ事故に遭うかわからない、こういうときにはこの病院に入るということでお母さんたちからは非常に期待のあるさやか学級なんです。そこで、ここに入った子供たちが学級通信で一つの本にまとめたものがありますけれども、ここに五小の教頭先生もさやか学級のことを書いておりますけれども、この中を読んでみてもこの病弱児学級に教育の原点を見るという、こういうふうに言うほど非常にいい学級なわけですから、ぜひ私は五十八年度もこれから病院と教育委員会と相談して検討していくということがいま言われましたけれども、ぜひ五十八年度以降も引き続き運営していただきたいと思いま

すし、それから、ここにかかわる予算はそれほどかからないわけです。この五十五年度のさやか学級の一年をつづるというこの雑誌も一番最後を見ますとさやか学級の文集かめの子が本年度も発行できた、当初予算がないため発行が危ぶまれたがこれでやれやれとなっているわけです。本当にいい、もう教育の原点を見出すという教育がこの学級でやられているわけですから、こういうところにまで先生が気持ちを奪われないで安心してこの学級通信が出せるような、この予算をもっと組む必要があるかと思いますけれども、これについて私もこの予算がどれくらいかということはわかりませんので、ぜひ、そのさやか学級にどれくらいの予算がつぎ込まれているか、その点をお尋ねいたします。

それから三点目の病院内の保育の問題では本当に建物が非常に古いということは外から見てもわかりますし、あれを建てかえることにつきましても賛成でございますけれども、それによって端っこの、このきちっとした中央に、中央にというのは建物が外、横にいくということじゃなくって、病院内の保育室として位置づけられていたものが、その建てかえてほかの所にいったために小さくなってしまうということは、これからの看護婦さんが働く上にとって重要な問題ですので、本当に内容のいい建物と、また看護婦さん、また看護婦さんはいらっしゃるわけですけれども、保母さんもきちっとした保母さんが配置されているわけでございますけれども、いい保育をやっていただきたいと思います。これは要望です。

それから歯科の問題ですけれども、いよいよ具体的になっておりまして非常に私も待ち望んでいるわけですが、診療に当たる場合の対象者、これは障害児、生保、院内患者、これは結構だと思いますけれども、この中に、そこで働いている職員を入れるという、そういう点については、なぜ、ここで働く職員をここでやるのかという、その点をお尋ねいたします。

それから五番目の医療の問題ですけれども、沢内村の例を出しましたので、私はそういう方向で日野市の医療、総合病院の医療がやっていただきたいというふうに思っていたわけですけれども、昨年の十二月議会の発言の中で病院長が新しいＣＴという機械を購入することに関して職員のこの赤字がいまあるけれども、その赤字を解消すると同時に医療機械を入れないと病院の近代化におくれるというふうに言っていらっしゃいますけれども、この高度な機械を入れないと本当に医療がおくれていくのかどうか、そういう点について、ちょっとお尋ねしたいと思います。それだけ。

○副議長（大柄　保君）　いいですか、答弁、病院長。

○病院長（竹内真純君）　まず第一点の耳鼻科の医師のパートの、医師の勤務状態についての御質問でございます。

確かに、いまおっしゃるとおりでございます。私ども非常にその点困っておりますんですが、先ほど申し上げましたように耳鼻科の医者がなかなかないということでパートで来てもらっているんですが、その医者がやはりよその病院で非常に患者を多く抱えて忙しい思いをしておる、その中をやっと時間を割いて来てくれているのが現状です。したがいまして、かれらは常にもうやめたい、やめたい、やめさせてくれということを私どもへ何回も言ってきておるんですが、いま、やめられては困るのでもう少しがんばってくれということでやっていただいている状況です。それをもっと早く来いとか時間をちゃんと守れというふうなことまで言いますと、そんなこと言うんならもうやめるというふうなことに必ずなっちまいますので、御指摘のとおり私ども非常に困っている、市民の方に御迷惑かけているんですが、やむを得ずいまのような状態で仕事を続けているというのが実情でございます。

その次に、非常に市立病院は医者の定着が悪くてやめていくというふうなお話もございましたが、これは大部分の交代させる医者については大学の方の関係でありまして、大学の方で逐次医師を交代してまいります。大体医長のクラスの者は余り大きくかわらないんですが、下の方の者は大体一年から二年、途中でやめますというと大学に行かれて今度はさらにまた別の方の勉強をするというふうなことになっております。一応われわれはローテーションと申しておりますが、そういうことで大学と行ったり来たりするということでまたかわった人間が来るというふうな約束で動いております。ただ、一人産婦人科の医長が先ごろやめられました。非常にいい医長だったんですが、私もやめてもらいたくなかったんですが、これも大学からの要望で都立病院の副院長に持っていくということで本人も自宅から近い、台東区でして、台東病院、都立台東病院の副院長ということでありまして、これは私も無理やりとめることはできませんで、かれを返してしまったと申しますか、やめてしまったんです、残念ですが……。そのほかの医者につきましては前の副院長がやめられたのは、これは六十歳でやめていかれたということでありまして、そのほかについては大体大学との交流ということになっておりますので、なかなか若い人は定着しませんが、医長クラスは大体定着しております。

その次に歯科の問題でありますが、歯科の、職員の治療をなぜやるのかという、ちょっと意味がよくわからないんですが、そういう意味ですか、そうですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それは実を申し上げますと、身障者、生活保護者だけをやっておったんでは歯科は大きな赤字になります。開業している歯科の先生はもうかっていると申しますが、病院で歯科を置きますと必ずといって大きな赤字になってくる　そのことを私、市長にも話しまして歯科を置けば赤字が大きくなりますよ、それを一般の会計と一緒にしては困るというぐらいまで申し上げてい

ますが、そのぐらい保険で治療いたしますと歯科は赤字になるんであります。そういう点で歯科は何とかかんとかいろいろなことで市費の負担でやっておりますが、健康保険でやりますとまず大きな赤字になる。しかも身障者と生活保護者だけを対象にしておったんでは医師一人雇っておりまして、りっぱな機械を置きましても大きな赤字になりますので、せめて病院内の職員だけでも診させてくれというふうなことで、私どもは職員というものを入れました。一応歯科医師会の了解をとったというのが現状でございます。

それからもう一つＣＴのお話が出ましたが、ＣＴがなければ近代医療はできないのかというお話でございますが、滝瀬議員さんがいま入院しておられます。あの方の病気につきましてまだはっきり申し上げる段階でございませんし、これは個人の秘密にも属しますので一般に公開していいかどうかわかりませんが、検査をする必要があります。ただ、うちの病院ではその検査ができません。ＣＴを使ってやらなければなりませんので、今週じゅうぐらいに稲城の市立病院に行っていただきまして向こうで検査を受けてくるという状況であります。そのくらいＣＴというのは必要欠くべからざるものに現在はなってきているんでありまして、いままではわからない、外からわからない、おなかをあけてみようか、おなかをあければ、あけることによってストレスのために人命を失うという方も実際にあるんでありまして、そういうことがそういう機械を利用することによって患者には傷を与えずに楽に診断がつけられる、そして治療もスムーズにいくというふうなことでありまして、ＣＴは非常にポピュラーなものになってまいりました。脳の方の、しかも、いま稲城市立病院、三多摩ではたしか稲城の市立病院だけだと思いますが、この間も患者を送ろうと思いまして向こうへ予約を取ったんですが、一カ月先だというんです。一カ月先ではそれではもう患者はどうなっちまうかわからないので私たちはこっちでできるだけでやっちまうということでやってしまったんですが、ＣＴにも全身のＣＴというのと頭部だけのＣＴというのがございます。頭部のＣＴは立川の共済病院にもう数年前から入っておりまして、頭部のＣＴと申しますのは脳の血管障害―脳出血ですとか脳梗塞とかあるいはクモ膜下出血というような患者が発生した場合にそのＣＴにかけますと一目瞭然ぴたっとわかります。それを私たちが外からの経験でこれは脳梗塞である、脳出血ではあるまいというふうな判断を下してもときどき間違うこともありますし、非常に判断に苦しむことがございます。

先日、私どもの病院に脳梗塞だと思うんですが、一人患者さんが意識がなくなって入ってまいりました。私の、患者のいままでの経過を見ますと脳出血ではない、脳梗塞だ―脳梗塞というのは手術の対象になりません。クモ膜下出血だ、脳出血というのは脳外科の手術の対象になるんです。早くやれば命を取りとめる、遅くなれば助からないという病気でありますので、脳梗塞であると私は判断いたしまして、これは脳梗塞だということで入院させたんですが、家族の人から、ここには、この病院にはＣＴがないのかと言われました。非常に私も残念だったんですが、ありません。しかし、私の診断では脳梗塞だと思うので、これは手術の対象になりませんから、うちの病院でも治療はできますと申し上げたんですが、ＣＴのない病院には入院させられないということで、すぐによその病院に移っていかれました。そういうふうに素人の方でもこのごろＣＴという言葉を使われまして、私どもには、私どももそういう機械がないということに非常に残念に思います。ＣＴを使って治療する、検査をするために立川の共済病院に送ろうと思いましても非常に重体で意識のない患者をそうやたらに動かしていいかどうかという問題があります。そうするとどうしても自分のところにＣＴがなければ、検査の設備は近くの病院にあっても、行く状態にはない場合にはどうしようもないということが起きてしまいます。滝瀬議員さんの場合はいま別に急にどうこうという状態ではありませんので稲城の市立病院まで行っていただいて検査を受けるという状態ですが、ある程度重症になりますと稲城の市立病院に送ることはできません。そうなった場合には私どものできる範囲内でいままでの経験と検査のできる範囲内のことでりまして、そういうことがそういう機械を利用することによって患者には傷を与えずに楽に診断がつけられる、そして治療もスムーズにいくというふうなことでありまして、ＣＴは非常にポピュラーなものになってまいりました。脳の方の、しかも、いま稲城市立病院、三多摩ではたしか稲城の市立病院だけだと思いますが、この間も患者を送ろうと思いまして向こうへ予約を取ったんですが、一カ月先だというんです。一カ月先ではそれではもう患者はどうなっちまうかわからないので私たちはこっちでできるだけでやっちまうということでやってしまったんですが、ＣＴにも全身のＣＴというのと頭部だけのＣＴというのがございます。頭部のＣＴは立川の共済病院にもう数年前から入っておりまして、頭部のＣＴと申しますのは脳の血管障害―脳出血ですとか脳梗塞とかあるいはクモ膜下出血というような患者が発生した場合にそのＣＴにかけますと一目瞭然ぴたっとわかります。それを私たちが外からの経験でこれは脳梗塞である、脳出血ではあるまいというふうな判断を下してもときどき間違うこともありますし、非常に判断に苦しむことがございます。

先日、私どもの病院に脳梗塞だと思うんですが、一人患者さんが意識がなくなって入ってまいりました。私の、患者のいままでの経過を見ますと脳出血ではない、脳梗塞だ―脳梗塞というのは手術の対象になりません。クモ膜下出血だ、脳出血というのは脳外科の手術の対象になるんです。早くやれば命を取りとめる、遅くなれば助からないという病気でありますので、脳梗塞であると私は判断いたしまして、これは脳梗塞だということで入院させたんですが、家族の人から、ここには、この病院にはＣＴがないのかと言われました。非常に私も残念だったんですが、ありません。しかし、私の診断では脳梗塞だと思うので、これは手術の対象になりませんから、うちの病院でも治療はできますと申し上げたんですが、ＣＴのない病院には入院させられないということで、すぐによその病院に移っていかれました。そういうふうに素人の方でもこのごろＣＴという言葉を使われまして、私どもには、私どももそういう機械がないということに非常に残念に思います。ＣＴを使って治療する、検査をするために立川の共済病院に送ろうと思いましても非常に重体で意識のない患者をそうやたらに動かしていいかどうかという問題があります。そうするとどうしても自分のところにＣＴがなければ、検査の設備は近くの病院にあっても、行く状態にはない場合にはどうしようもないということが起きてしまいます。滝瀬議員さんの場合はいま別に急にどうこうという状態ではありませんので稲城の市立病院まで行っていただいて検査を受けるという状態ですが、ある程度重症になりますと稲城の市立病院に送ることはできません。そうなった場合には私どものできる範囲内でいままでの経験と検査のできる範囲内のことで対処しなければならないということでありますので、新しい医学はそういうところでどんどん発達していきますし、ＣＴ、ＣＴと言われましたが、ほかにもいろいろな機械がございますが、私ども、ぜひ、本年度は残念でしたが、来年あたりはぜひ入れていただいて、患者のために使わせていただきたいと思いますが、ただ、このＣＴを入れるとなりますと、さあ、うちでは場所がございません。いま講堂がございますが、あの講堂をつぶさなければＣＴは入らないという状態にあります。そうなるとさらに建物を建てなければならないということで非常に今後いろいろとお願いすることも多いと思いますが、ぜひひとつよろしくお願いいたします。（「よしきた」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　教育次長。

○教育次長（長沢三郎君）　さやか学級にどれくらい予算が充当されているのか、さやか学級の方に現在二名の教師が配属されておりますけれど、これは教員の場合は国と都の負担ということで都費負担の職員ということで東京都から給与の全額が支給されているということで、人件費関係については全くかかっていないわけで、あとは備品購入関係の問題で身障関係のこれはさやか学級だけでないんですが、三小あるいは平山小学校の身障学級、これらも含めまして備品購入費として八十万円ほどの予算が一応予算計上されておりまして、各学校ごとにこれを配分して、どこの学校は幾らという形の作業は学級が

始まったいまの時点でやっておりますので、改めてさやか学級についてもそれ以外のたとえば消耗品とか、その他市の方として負担しなくてはならない、そういう材料費等はあると思いますけれど、一番大きな負担を占める人件費関係につきましては、先ほど申し上げましたように都費の方で賄われていますので、その点についての一応予算計上は必要ない、こういうような状況でございます。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　先ほどのそのＣＴの問題なんですけれども、これについては私は買うこととか買わないとかということでなくて、日野市の自治体病院として百六十二床のところでこういう機械をもし入れた場合に回転がどうなるのか、回転率ですね。そういう点と、それから場所、脳外科の医師が必要だということもありますし、そういう点で見合うのかどうかということが一つあるかと思いますので、そういう点をお尋ねしたいわけです。いま全身の方では稲城の市立病院の方に行きますし、頭だけの場合では立川の共済病院に行く、行かれるわけですから、そういう点で間に合うのかどうか。間に合わないから日野の医師会としての病院としてはこの機械を入れたいというふうに思っていらっしゃるんでしょうけれど、いろいろと論議があると思いますので、そういう機械を入れた場合のその回転率、そういう見通しを持っていま市の方に予算要求しているのかどうか。また、その脳外科の医師がきちっと派遣できるのかどうか、そういう点をまずもう一回一点お尋ねします。

　それから、これからの病院のそのあり方としても病気だけ、入院しているときだけの治療ではなくて、退院した後の治療もやっていかなければならないと思うわけです。それから中に入っている場合の医療相談、生活相談、こういうものはどの病院にも大きな病院ではあるわけですけれども、日野市の場合にはこういうのがないわけで、こういう相談室をつくるかどうか、その点。

　それから、看護婦さんの仕事の内容が非常に多いです。一日の日程見せていただきましたけれども、朝起きてから夜中までの非常に数の少ない看護婦さんで治療に当たっているわけですけれども、五十床に対して五人から六人、現在六人から七人といわれておりますけれども、夜勤でも二人、それから病棟でも毎日二人ということで、もし、これが災害が起きた場合には五十人の患者さんを二人の看護婦さんでどうやって避難するかという、これは深刻なことだと思いますので、そういう点、災害のときにはどういうふうにして避難するのかという、そういう点がもう一点。

　それから入院前納金というのが今度上がりましたね。それについてなんですけれども、分娩の場合ですと十万円用意できると思うんですね、もうあらかじめわかってますから……。しかし、交通事故なんかになった場合にはすぐにお金を五万円納めてくださいと言っても用意できてない家庭も多いと思います。それから生活保護世帯でも一万円を持ってきてくださいと言われてもできない家庭も私はこういう場合あるんじゃないかと思いますので、こういう点について、たとえば生活保護世帯の入院前納金の一万円は後から、いま払わなくて退院するときに払う、こういう方向がとられるのかどうか、また、交通事故の場合の五万円についても幅があるかと思いますけれども、今度新しくこう改定になったということを聞いておりますので、そういう点についてお尋ねいたします。それだけ……。

○副議長（大柄　保君）　病院長。

○病院長（竹内真純君）　ＣＴを設置した場合に経済的に合うか、合わないかというようなお話でございましたけれども、これはあくまでも採算の事情です。これで採算がとれるとは私は思っておりません。ただ、こういう公的病院こそこういうものを置いて治療すべきではないか（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ということが私の考えであります。（「そうです」と呼ぶ者あり）

　それから次に相談相手をするケースワーカーですが、ケースワーカーは残念ながらいま私のところにおりません。確かにこれは前から私も考えておりましたのでなるべく早い時期にケースワーカーを置いてそういう相談に乗ってあげて患者が将来安心していけるような方法をとってあげたいというふうに思っておりますが、これはなるべく早い時期にケースワーカーを入れたいと思っております。

　それから病院における災害時、特に心配なのは火事のときでありますが、非常にこれは問題であります。昼間はよろしいんですが、夜間の火事の場合にどうするかということが病院としても頭痛の種であります。したがいまして、病院といたしましては裏に寄宿舎がございます。看護婦の寄宿舎でございますが、なるべくそこに大ぜいの人に泊まってもらって、いざとなったらすぐ裏から飛び出してもらうという方法をとる以外に、みんなが駆けつけるといってもとても間に合いません。そうかといって看護婦二人のところ四人、五人置いたらそれで間に合うかというと、四人、五人でも間に合うわけのものではないということでありますので、そういう点では裏の看護婦宿舎になるべく多くの若い看護婦に泊ってもらいまして、その人たちに一応援助してもらうというかっこうと、さらにはいろいろ私ども電話網をつくっておりまして、だれからだれ、どんどん連絡をする。なるべく近いところからすぐ病院に来られるようにということで、病院の当直者から最も近い人に電話して、その人から次々と電話をかけて、みんながなるべく早く出てくるようにというふうなことをやっておりますが、それは現実にはどの程度役に立つか、あるいは疑情報の問題があって実際には役に立

たないかもしれません。実際に役に立つのは裏に住んでいる看護婦さんたちだというふうに私は考えております。その点、私ども非常に心配しております。

以上です。

○副議長（大柄　保君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　それから前納金の問題についてのお答えでございます。

前納金につきましては従来一万円ということでたしかとったと思います。しかし、これは一万円というのは非常に昔からの非常に古い時代から徴しているわけでございまして、現状は非常に入院したりする場合にはお金がかかるわけでございますので、現状に即しまして今回の前納金の改正を行ったわけでございます。特に交通事故の場合ですと、これは非常に保険等にかかっていますんでなかなか保険等からお金が入ってこないという場合がございますし、そういうことを踏まえまして五万円、そういう点、交通事故の場合非常にお金がかかるわけでございます。そういうことを踏まえまして五万円というふうに大幅に改正をしたわけでございます。

それから生活保護者の問題につきましての前納金でございますけれども、生活保護者の場合といえども特に保護費以外の関係での治療もございますので、そういった意味で国に市の方のお金以外の分は当然個人負担にかかってくるわけでございまして、そういった意味で一応一万円ということを定めたわけでございますけれども、この点につきましては御質問ございましたような趣旨もございますので、今後その問題については十二分に検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○副議長（大柄　保君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　これで質問終わらせていただきますが、先ほど院長もおっしゃったように、これからは公衆衛生課というものを設けて、保健所また医師会、市、こういうところで協力し合いながら外に出た予防、また早期発見していきたいということで、私はいま沢内村もそうですけれども、長野県の八千穂村もやはりこういう同じような早期発見、早期治療という、こういうことが進められていて、こういうところで非常にいい医療が進められておりますので、日野市も地域医療協議会もありますし、非常に全国からも評価される医療の活動を続けておりますので、ぜひ、これからも市民のためのいい治療が市立総合病院で行われますように心から念願いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十四の一、市立総合病院に関する諸問題に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、（「続行」と呼ぶ者あり）これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時二十八分休憩

午後三時五十一分再開

○副議長（大柄　保君）　引き続き御苦労さまでございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

十五の一、教育委員の準公選と教育行政の政治的中立性についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

〔十八番議員登壇〕

○十八番（古賀俊昭君）　副議長のお許しを得ましたので、質問いたします。

日野市の教育に良識ある市民の意志が正しく反映されて教育が正常化されることを願って、通告の質問を行います。

このたび成立いたしました日野市の昭和五十七年度の当初予算では教育委員会に五十五億二千二百万円、歳出合計の約四分の一を占める二三・六%の予算が組まれております。私たち一人一人の暮らしは国の予算とも密接にかかわっています。教育をとってみると、教育費をとってみますと昭和五十四年度で公立学校生徒一人当たりの教育費補助ですが、中学生一人を教育するのに年間五十万円、小学生に年間四十一万円のお金が国と地方公共団体から出されています。たくさんのお金が教育に使われているわけであります。そうしたとき、今日教育は多くの難問に直面していることを私たちは見過してはなりません。校内暴力、家庭内暴力そして青少年の非行などがマスコミを飾ることのない日がないほど、いまの教育、特に教育現場は荒廃に向かって間違いなく進んでいると思うのであります。原因はいろいろと考えられます。考えられる要因を検討し、少なくとも改善へ向かって一歩でも前進させるためには市民一人一人の自覚や協力ももちろん必要ですが、教育委員会という組織が十分にその機能を発揮しなければならないと思います。

森田市長は、すでにさきの議員の一般質問やここにあります市長の与党第一党であります共産党のビラで準公選は大いに結構と思います、日野市長森田喜美男として他の共産党の五人の人の名前も出ていますが、そのトップに名を連ねて準公選大いに結構だと教育委員の準公選運動を支持しその実現を望む立場を明らかにしておられます。また、このビラには、中野区では自民、新自クが準公選に反対、公明、民社も事実上妨害と、社会党以外の政党はなで切りにされております。

私は、中野区が昨年二月全国的な関心を集めて実施をした準

公選が、文部省を初め各自治体に与えた影響は大きかったと思いますので、そして日野市でも中野区に刺激されて動き出したという側面もあると思われますので、その経緯や結果また反響を踏まえて、質問に入ります。

現在は、昭和三十一年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律、略して地教行法と言っているそうでありますが、この規定によって教育委員は地方公共団体の長、つまり日野市では市長が候補者を選定し議会の同意を得て任命することになっているのですが、この候補者選定の権限を放棄し準公選の方がよいと思う一番の理由は何かを聞かせていただきたいと思います。これが一点目です。

また、現在市長の権限と責任において行っている候補者の選定、議会の同意を経ての任命について、その過程及び結果について何か満足できないことが現実に起きているのかどうか、二点目としてお聞きをします。

次に、いわゆる任命制で選ばれて組織されている現在の教育委員会が十分にその機能を発揮してその任務を果たしていると市長は思われるか。また、その努力がなされていると考えておられるか。つまり満足をして、現在の教育委員会のあり方に満足をしておられるか、三点目としてお聞きをします。

現在の日野市の教育委員会が、そして教育行政が準公選にすることによって、どのように変わることを期待しておられるのか、これを四点目として、まずお答えをいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　問われていますところの教育委員の準公選制、つまり中野区で行った一つの事例があります。そのことで私の見解はすでに議場で二回、他の質問者の場合に申し上げているわけであります。いま、質問者―あなたが教育の荒廃のことについて非常に悲観的な表明をされました。私はそれを全面的に支持するわけではありませんが、確かに今日の教育には大きい問題がある、こういうことについては同感であります。

かつて、戦後アメリカの社会に長い歴史の中で浸透してまいりました地域自治体の教育委員の公選制という、アメリカじゅうの民主主義をつくり出すために大変大きな役割りを果たしたに違いない、こう思うのであります。そこで戦後の占領下にありました場合、アメリカから教育視察団が参りまして、そして日本の教育を、特に戦争にまで進ませたその教育の原点と申しましょうか、これに対する相当な批判があり民主化への手だてをどうとろうかということがあったに違いないと思うのであります。そして日本に公選制を、教育委員の公選制を当初当てがってみたわけでありますが、その後、日本の憲法や、それから

教育基本法が制定されましたこと、そして占領政策が和平条約によって解除されましたこと、こういう経過を経て今日のこの任命制というものが改められたところは、いま、あなたの御指摘のとおりであります。教育という課題は非常に大きな内容問題でありますし、先日も委員会の席でも申し上げましたが、理想はいかように高く持ってもいい分野ではなかろうか、こう私も考えております。そして民主主義という一つの政治のあり方は一番進歩したと申しましょうか、人間がつくってまいりました自治の形態といたしましてすばらしい政治理念だというふうに私どもも思うわけであります。そうしていろいろな民主主義には模索があって初めて前進をすると思います。試行錯誤を恐れたら民主主義は成長しない、こう思うゆえんかと思います。

そこでたまたまもうすでに高度なこの市民意識を持っておる地域につきまして教育の問題と兼ね合わせてこれに新しい風を吹き込むと申しましょうか、新しい息吹を呼び起こすために制度の見直しと申しますか、一番その初歩的な手段だと思いますが、教育委員の公選制のことが思い出されたということではないかと思います。そして恐らく市民運動から発展をいたしまして準公選という、準公選を行うための条例制定の直接請求が行われたことから始まって中野の議会では当初全会一致でそれが採択をされました。議会で採択をされたということは長に対するこれの執行を行えということになるわけでありまして、そこで中野の初めの大内区長はそのことに異論を持ち、たしか再議に付したんではないかと思うんです。その際もやっぱり全会一致で議決をされた。そこで都知事の裁定を仰ぐ手順がとられたというふうに承知しております。そして都知事はこれは適法であるという裁定を下したということから始まりまして条例が制定をされ、それに基づいて準公選の方策がとられたというふうに承知しております。

それを適法というか違法というか、これは見解の分かれるところだろうと思いますが、この任命制というのはまさにこれが法律のいま定めるところであります。その任命する際に市民の側でそれに準ずる、つまり候補者をたててそうして当選、当選じゃありません。投票によって市民の意志を順位で表明することになったと思うんでありますが、その際に当初の条例では住民投票の結果を尊重していくということになっておりましたものを、これを改めまして、住民投票の結果を参考としてということに変えられたというふうに聞いております。したがいまして、何ら拘束をされることなしに一つの任命制とも関連ができたんだろうと思うんです。したがって、私はそういう民主主義の運動を違法だというふうには決めつけなくてもよろしいんではないかと思います。それから、長の法律の定めた権限を行使いたします際にも参考にということでありますから、きわめて民主主義には適切な方法ではないか、このように思います。た

だし、先日もお答えいたしましたとおり、これにはまさに中野のような市民運動から発展をして、そして議会に持ち込まれ、議会が全会一致でそれを採択したというところに大変大きな意味があるはずでありまして、そういう形にならない限りは、われわれにも仮に大いに賛成と言いましたところで成り立たないことだというふうに思っております。

したがって、今日、日野市にもそういった市民運動の芽生えがないことはありませんが、これが全市民に理解をされ、広範な支持を得る段階に果たしてなり得るかどうか、このあたりが今後の問題ということだろうと思います。私は自分で能動的に条例を制定するなどということは、これは越権だと思っておりますから、かつて、市長の意志があればできないことはないんだと言われたことがありまして、私は市民運動との連帯をする呼応がなくしては、あるいはまた議会の方々の全会一致の形がとれる、そういう姿がなくては成り立たない。したがって、違法でもないし、それから、それに伴って何か教育が変質させられるというようなことはかえってないんではないか。市民に大きな教育に関する意識をかき立てて、それで地域社会が教育問題に燃えるというような状況をつくるにはまさにいい方法ではないかということも言えるのではないかと思っております。

したがいまして、あなたの御質問にはちょっとかみ合わないかもしれませんが、いまのようなお答えでございます。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　途中、お聞きしないこともいろいろ答えていただいたんですが、任命制で選ばれて組織されている現在の教育委員会に、その教育委員会が十分に現在機能して、その状態に市長は満足しておられるのですかという質問にはお答えになっていたかどうか、ちょっと聞き取れませんでしたので、もう一度聞きたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　満足をしているか、していないかという見方は私はいたしておりません。先ほど言いましたように、教育にはどのような理想を掲げても差し支えないんではなかろうかという意味でありまして、よりよい模索をするということはきわめて大切なことだというふうに考えます。よろしいでしょうか。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　中野で二度にわたり再議に付されたものが可決をされて条例の交付に至ったというのはいま市長の言われたとおりです。都の意向もその交付に賛成の意向であったという指摘は、たしか、例の美濃部知事のときにはそうであったんですが、その後知事がかわりまして現在都の対応は変わってきていると思いますので、指摘をしておきます。

いま中野区の話いろいろる説明がありましたので、中野区

の準公選制度について触れてみたいと思います。中野区民による直接請求に始まりました中野区の教育委員候補者を選ぶ条例に関して、文部省は次のように問題点を指摘しております。まず地教行法第四条第一項によって与えられている中野区の場合は区長です。区長の専属的な固有な権限である委員候補者の選定権の行使について条例で法的な制約を加えることはできないとして地教行法四条一項の規定に違反するとしております。また地教行法は教育行政の政治的中立性を確保するため、旧教育委員会法当時の教育委員のいわゆる公選制から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する、いわゆる任命制に改めるとともに教育委員の任命に当たって教育委員の定数の過半数が同一の政党に所属しないように定め、委員のうち過半数が同一政党に所属することになった場合には一定の委員を罷免することを定めております。また教育委員は政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治運動をすることを禁止しております。

中野区の条例案は教育委員候補者になろうとする者について届け出制を採用し、届け出の者について区民投票を行うこととしており、したがって当然のことながら教育委員候補者になろうとする者が、そのための投票勧誘運動を行うことを予定していると言ってよい。このようなことを内容とする区民投票制度は教育行政の政治的中立性を強く要求している地教行法の予想するところではなく、同法の趣旨に反するものと考えられる。以上により本件条例案は現行の地教行法の趣旨に反するのみならず、同法第四条第一項の規定に違反する内容を持つものと考えると文部省の方では指摘しています。

この文部省の見解をどのように判断をするか、市長と教育長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（大柄　保君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　文部省はその教育をそれを統括し一つの見解を持たれることは当然だと思います。したがって、しかし、文部省がまた民主主義の制度に批判をするということもこれもまた越権と言えるかもしれませんし、先ほど言いました、つまり私が例を取りますと、私が市民の意向を参考として投票制のような手段をとった、あるいは公募して立候補してもらい、立候補というよりも届け出をしてもらい、その方について市民の意見を聞いた、これはあくまで長の意志決定をするまでの手続でありますから、そのことが特別違法だという指摘はやっぱり当たらないのではなかろうか、このように言えるかと思います。

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　このことにつきましては、一つの、この前も申しましたように、教育委員、教育長として云云すべきものであるかどうか問題だと思います。特に現職にあ

る私としましては……。そういうことでございますが、ただ、この公選制あるいは準公選制というふうな形をとっておりますが、この公選制というようなものを、そのもの自体だけをとってみますと、これは私はそれなりの一つの意味がある。これは私の前からの一つの見解でございます。ただ、しかし、それがここに現実の問題でもありますんで、教育の中立性というようなものを考えた場合にいまの段階でこういうようなことが行われるということが本当にその何ですか、教育の一歩前進をもたらすかどうか、あるいは活力をもたらすかどうかというようなことについては十分な検当をしてかからなければならない問題ではないだろうか、こういうふうに考えております。したがって、これについては十分慎重に対応していかなければならない。ただ違法であるかとか違法でないかとか、そういうようなことで論議をする問題じゃなくて、現実にいまも事態がどういうふうに動いているかということを十分見きわめた上でそれについて対応していかないと非常に大きな禍根を残す可能性もあるんじゃないか。教育というものは一たん混乱してしまいますと、やがてもとに戻るというふうに安易に考えるべき問題でないというふうに、特に、その子供たちにとって非常に大きな影響を持つものでございまして、そういうふうに考えておりますので、これに対しては慎重に対応していくということを考えなければならん。だから、いまの段階でおまえは賛成かどうかというこ

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　別の観点からひとつお聞きをしたいと思います。

　市長はいままで教育委員任命の際、何に最も留意をしていかなる方針で候補者を選んだかを教えていただきたいと思います。もちろん、人物や識見にすぐれた人を心がけられたでしょうが、政治的中立性の確保について心を配ってきたかということについてお聞きをしたいと思います。

　公選にした場合、同一政党に所属する人にばかりなる可能性があります。市長の考えを同じにする人ばかりが選ばれることもあるかわり、これとは全く逆のケースも考えられるわけです。

とになると、私はすぐに賛成というわけにはいかないというのが、私の気持でございます。（「賛成か反対ということは聞いてない」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長にもう一度お伺いします。

　私も違法だから公選の、準公選の要求や、そうした主張がだめだという意見には同調しかねるわけです。しかし、現に法律があって法治主義、法治主義のたてまえで今日いろいろな社会が動き政治もそれにのっとって運用されているわけですから、そうした法の規制がある以上はやはりそういう法律による疑義がある以上はその法律の改正の運動をまず起こす、そういう運動から取り組んでいって準公選がいいというならばそれに邁進していく、そういう姿勢の方がむしろ正しいのではないかと思いますが、いかがですか。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日本の民主主義がふ化し定着をして、アメリカがたどってきたような経過が踏まれるならばおのずからの公選制ということの意味が明らかになってくると思います。ただし、日本ではまだ公選制ということには必ずしもなじまないということから、あるいは任命制ということに切りかえられたのかも知れません。そう考えますと、その法律改正をしてかかるということも一つの手順でありましょうし、そ

れから市民運動を受けて、そして議会が採択をされて、そして条例制定を行って、しかもそれが全会一致で、つまり政治的にも全く不偏な立場で決められたというそこに私は貴重な意味があるというふうに思うのであります。

　したがいまして、手順は法律改正ができればそれも結構だと思いますし、また民主主義の手続として投票の仕組みが採用されたということも一つの新しい発想だというふうにも言えると思います。したがって、その参考にして長が意思決定をするというそのプロセスはこれは法律が拘束できる、あるいは法律の拘束内にある、そういうことではないんではないかと思っています。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　公選にした場合の反省として、特定の支持基盤を持つ人のみが当選をする、そういうこともあって切りかえられてきた経緯もありますので、また後ほど触れますが、もう一度市長にお聞きしたいと思います。

　私たちは一般に誤解されている面もあると思いますが、市民の意思を教育の行政に反映するのは公選制がいい、民主的な制度というのはイコール公選だと考える方に、考える方に少し誤りがあると思います。つまり公選制が最も、準公選を含めてですが、ベターな方法であるかということです。先ほど市長が言われましたように、いまの教育委員会制度は戦後わが国の教育行政制度を改革するためにＧＨＱがアメリカの教育使節団の勧告をもとにして導入されたものです。昭和二十三年教育委員会法により公選制でスタートしました。先ほど市長がおっしゃったとおりです。しかし、昭和三十一年地教行法が改正されて、

この件も含めて市長のお考えをお聞かせ下さい。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育委員の任命は教育行政にきわめて大切な手続になりますので、一番信頼のできる方、それから人格、識見の高邁な方、政治的な中立の保てる方、こういうことがわれわれの考えの中の起因である、このように思っております。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　公選にした場合の反省として、特定の支持基盤を持つ人のみが当選をする、そういうこともあって切りかえられてきた経緯もありますので、また後ほど触れますが、もう一度市長にお聞きしたいと思います。

　私たちは一般に誤解されている面もあると思いますが、市民の意思を教育の行政に反映するのは公選制がいい、民主的な制度というのはイコール公選だと考える方に、考える方に少し誤りがあると思います。つまり公選制が最も、準公選を含めてですが、ベターな方法であるかということです。先ほど市長が言われましたように、いまの教育委員会制度は戦後わが国の教育行政制度を改革するためにＧＨＱがアメリカの教育使節団の勧告をもとにして導入されたものです。昭和二十三年教育委員会法により公選制でスタートしました。先ほど市長がおっしゃったとおりです。しかし、昭和三十一年地教行法が改正されて、

公選制から任命制へ変わりました。公選制が改められた理由はそれまでに三回行われた実際の選挙で幾つかの弊害が各所で出てきたところによるとされております。

私、資料を持ってまいりましたんですが、ちょっとその資料に書かれているその弊害というのを読ませていただきます。（「短くね」と呼ぶ者あり）（笑声）

昭和二十三年十月それから昭和二十五年の十一月そして昭和二十七年十月の三回行われております。選挙が実質的には次第に政党基盤に行われがちとなり、その選挙活動から生ずる政治的確執が教育委員会の運営にそのまま持ち込まれるおそれが多分にあったこと。もう一つ、単一選挙区制のため、委員にふさわしい人格、識見を備えた人というよりは、大きな資金を持った者あるいは強力な推薦母体を持っ者が当選しやすかったこと。もう一つ、大きな組織力を有する団体がその組織力を利用して代表者を教育委員会に送り込み、その委員を通じて教育行政をコントロールしようとする傾向がうかがえたこと。最後に教育委員の選挙に対する住民の関心が薄く、他の選挙に比較して棄権率が相当に高く公選制の意識が生かされなかったこと。こういう理由が挙げられております。

それで、その数字―投票率というものが大切になると思いますが、事実、第一回の昭和二十三年十月の教育委員の選挙における投票率ですが、都道府県の平均で五六・五%、最も低いのは東京で二八・七%、このとき大都市の平均は四二・七%となっています。二回目、昭和二十五年の十一月ですが、都道府県の平均が五二・八%、最低同じく東京で二一・二%、大都市平均の投票率が二七・〇%。それから第三回目、昭和二十七年十月ですが、都道府県平均が五九・八%、そして、これまた東京が最低で三四・八%となっております。このとき同時に行われております統一地方選挙の平均投票率は昭和二十二年で八一・六%、昭和二十六年の統一地方選挙の平均投票率が八三・〇%となっております。こういう統一地方選挙の平均投票率に比べて著しく投票率が教育委員の選挙の場合低かったことが数字からも明らかです。

それからまた第一回選挙、昭和二十三年の十月における推薦団体と当選者との関係という資料がありますが、教員組合、ここから候補者が七十二人立候補して当選者が六十一人、当選率が八四・七%です。また政党関係では九十六人が立候補して二十六人が当選しております。二七・一%。その他婦人団体が数が少なく、立候補者十五人で九人が当選、当選率は高くなります。六割。それから宗教団体、医師会関係といろいろ出ておられますが、数はうんと少なくなっております。ですから、この数字の上からも、この先ほど読みました指摘がなるほどとうなずけるような結果、そういうものを示していると私は思います。公選制が教育の政治的中立性の確保と民意の反映がなかなかむ

ずかしかった、そういうことを必ずしもベストな方法ではなかったということをこの資料から読み取ることができると思うのです。

一方、現在の任命制は教育委員としてふさわしい、すぐれた人材を広く求めることができるとともに、選任に当たって党派性が持ち込まれることが少なく、過去の反省に立った―この切りかえたことの場合にいま指摘されたような反省です―適切な制度と言えるのではないでしょうか。そして何よりも市民の直接選挙で選ばれた地方公共団体の長、日野市では日野市長が、同じく市民の直接選挙で選ばれたわれわれ議員で構成される議会の同意を得て任命するのでありますから、市民の意思が反映された制度であると私は確信いたしますが、市長はこの投票率、先ほど私が読みましたそういう投票率の数字を踏まえて議会の同意を得て選ぶ方法に何か問題があるとお考えですか　お聞かせください。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　付随をいたしますいろいろな条件が満ちてないからして公選が悪いんだということは一概に言い切るべきではないというふうに私は思います。それは民主主義の要するに浸透レベルの問題でありまして、したがって日本になじむか、なじまないかということでは、かつての例ではなじまなかったということが一つの当時の判断であったと思います。しかし、いつまでもそういう状況では、つまり民主主義は年々育っているわけですから、その地域地域によって一つの特徴もあると思います。ですから、いいとか、悪いとかいうことをあらかじめ断定してかかるということではないわけでありまして、そういう何とかしたいという地域住民のその意思によってそういうことが提起されたということからスタートをしているわけですから、民主主義の発展のためには私は大変すばらしいことであるというふうに言ってよいと思います。ですから、賛成とか反対とか、あるいはベターであるとかベストであるとか、そういうことの判定はこの段階でしておるわけではないわけでありまして、発展のためにはあらゆる方策を探すべきだというふうに申し上げたいわけであります。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　それでは過去三回行われた選挙における政治的な中立性の確保また民意の反映ということが正しくその三回の選挙で反映されたのか、その点の見解をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も日野―当時日野町で公選制の教育委員の選挙のあったことを記憶しておりますが、その当時の方々もまだ存命の方もありますし、りっぱに責任を遂げてこられたと思っております。したがって過去をさかのぼって

現在の立場で論評すべきことではなくて、感想という形で多分質問等が求められていると思いますけど、そのことにつきましてはすでに述べたとおりであります。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　それでは過去ではなくて現在の問題について触れてみたいと思います。つまり中野区で行われた準公選について触れてみます。

中野区では住民参加、教育行政に対する住民の参加ということを旗印にしてこの一つの実験を行ったわけですが、反省されるべき点がそこにはなかったのか、私なりに調べてみましたので、お聞きをいただきたいと思います。

中野区では昨年の十二月に教育長の任期が切れることになったため、後任の教育長の選任をめぐって議論が生じましたが、結局区民投票によらずに従来教育長をやっていた新井という人を再任しております。そうして決着を見たわけですが、これは区長みずからが、みずから交付した条例を無視したことになります。この条例無視の問題ということは、つまり教育委員の準公選それ自体に問題点を含んでいるということを示したのではないかと思います。

次に大きく他の候補者を離して一位で当選をした国政選挙にも立候補したことのあるタレント性の強い女性が出ておりましたが、真にこの人が教育委員としてふさわしい人物として判断されて投票されたものか疑問を私は感じます。

それから次に投票方法であります。投票に行って投票する従来の選挙とは違いまして、中野区の場合はこのような郵便物で投票する、はがきで投票する制度をとりました。ですから同一世帯に選挙権を持った人のはがきが一つの封筒に入ってくるわけです。つまり、たとえば父親が息子の分を書くこともできる、また下宿している人がいればその人の、場合によっては無断で開封してポストに入れればそのまま投票したことになっていくことができるわけです。そういうことはめったになかったことかもわかりませんが、私が区役所に行っていろいろ聞いておりましたところ、そういう事例、そういう抗議、そういう苦情もあったことは事実ですという区役所の方の御説明でした。順次改革をしていく方針であるというお話もありましたが、そうした投票方法にも、中野区の場合は多くの問題を残したと言えます。

それからもう一つ興味深いのは準公選運動を熱心に進め、この準公選と取り組んでみずからも立候補して残念ながら落選した方があります。後上道雄という当時五十五歳になる男の人ですが、この人は準公選の選挙の終わった後、わが落選の記という手記を住民と自治という書物に、雑誌に寄せています。この中で準公選を終えてという項目で今回の準公選は初めての試みが多く公職選挙法によらない区長との選挙協定、供託金なし、

戸別訪問の自由、共同ポスター以外のポスター、通信物禁止、はがき投票など通常の選挙観念とは全く違う選挙であったが、立候補者からすると金もかからず、これこそ選挙の原点と思われる理想的なものであった。ここまではいいんです。だが、惜しまれるのは町会連などの組織的介入と知名度、動員力を持った方の人海戦術で個人的な主張点の比較のみの選挙とは、なり得なかったことである、このように住民と自治という雑誌の中に手記を寄せてます。積極的に準公選を進め、そしてこの選挙にみずから立候補してみずからの主張を、その文の中で述べたんでありましょうが、その人がこのような手記を寄せているわけです。つまりタレントや、そしてまた組織、そういう背景を持った人、そうした人でなければ当選がやはりむずかしいんだということをこの文章から読み取ることができると思います。

それから投票率ですが、中野区の場合四三％で予想よりかなり高い数字が出たと思います。しかし、これは二月二十五日、昨年ですが、締め切り日間近になってはがきの到着が区役所の方に遅いということもあって、必死で公報活動を行い、それによって出た数字ともとられます。全国初めてのケースとしてマスコミが騒ぎ、そしてあれだけフィーバーしたのですからもう少し投票率が高くてもよかったのではないかと思います。つまり一般区民と、そして条例を公布した、また推進をした立場の人との間に大きな意識の隔たりがあったのではないかと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長。（「関係ない」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　教育という個人の将来あるいは民族の未来を左右する課題に対しまして、時の政府の文部省が官僚統制をするというような形は許してはいけないと思います。それに対して満足をしない意識の高い区民が自分たちの教育委員を自分たちで選ぼうではないかという発想には、これは大きな意識の転換がそこにあったんだと言えると思います。そういうことで、私はそういった手法を行うことによって、教育にはやっぱり新しい風が吹き込まれ、それから市民の大きな参加が得られ、一つの大きな動向をつくり出していくということにはむしろ称賛すべきものがあるんではなかろうか、こういうふうに思います。

したがいまして、いま古賀議員の論点とされます違法性と申しましょうか、法治国でありますから、もちろん法律は守るべきだと思いますが、この、初めから違法であるというふうに断定してかかったんでは芽も出てきませんし、（「そうだ」と呼ぶ者あり）花も咲かない、こういうものではないかと思うんであります。後、その投票率とかタレント性とか、これは形が定

着すればおのずからいい制度であればりっぱに花が咲くと思いますし、あるいは一回で終わるのかもしれませんが、そういうことを恐れていたんでは教育という問題にはきわめて私は悲観的に思うのがもっともっと平和を求め、あるいは、この人類のより幸福を探す、こういった、また人材を養成するということがきわめて教育には課せられている大きな問題ですからして、絶えずりっぱな新しい模索はされるべきである、このように思うわけでありまして、投票率などもちろん高いのがいいに決まってますし、これが何か最高のシステムだということは、私は断定しているわけでもありません。よりよい方向を模索するということは、絶えずあっていいんではないかと思っております。

（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長は現在なお先ほどの共産党のビラで示されたようなお考え―準公選大いに結構と思いますという信念をかたく持っておられるようでありますので、別のことを一つだけお聞きしておきたいと思います。

現在、教育委員の五名のうち一名欠員のまま放置をされておりますが、準公選とは全く関係ないと思いますが、その理由があったらお聞かせ、理由をお聞かせ下さい。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これもすでに議会に十二月の議会かで申し上げました。日野市の場合、本来ならば一年置きぐらいなこの選任のできる期間が、期間の形でこう構成されているのが望ましいわけですが、たまたま今日の状況が二人ずつの委員さんを任期切れになるということでございます。そこで私ども少なくも一名ずつの選任同意を得る、そういった手順にしておきたい、こういう考えであります。

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ちょっと要を得ない質問かもわかりませんが、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）もう一度教育長にお聞きしますが、もし仮に日野市で準公選が行われたとすれば、教育長のお立場で、教育長をおやめになっていた場合、立候補される御意思がありますか。（「あるはずない」「死ぬまでやる」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○副議長（大柄　保君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　そのことはここでお答えすべきことではない、こういうふうに思っております。（「そうだ」「はい」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　失礼をしました。積極的に準公選を支持しておられる市長のもとで教育行政を預っておられますので、喜んで立候補する御意思があると思っておりましたが……。

私たちは、普通の人は自分の子供の教育には熱心ですが、とかく教育委員会というのはどういうことをしているところか、また、どういう人が教育に出るのかということは疎い場合があるのは確かです。しかし、だからと言って直接公選、いわゆる準公選を含めたやり方で、そうしたことが解決されるとするのは余りにも短絡であります。教育委員の選出方法を任命にするのか公選制にするのかは選挙の手段の問題でありますから、大切なことは教育委員会の委員が、市民あるいは国民もそうですが、その信頼の上に立って不当な干渉を排して厳正で中立な教育行政を行っていく、そうした責任を果たしていくということが大切なことだと思います。そのためにどういう方法がとられればいいのかというのが、この準公選がいいのか、悪いのか、また公選か、準公選か、任命制かという問題だと思います。

現在の地教行法は、その点におきまして、私の考えますところ、任命制がより適当であるというふうに、市民また国民の立場から言っても全体の合意の上で行われているものでありまして、この制度の変更は今日必要性ははなはだ希薄であるということを、私の意見として申し上げて、私の質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって十五の一、教育委員の準公選と教育行政の政治的中立性に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　御意議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。（「公明党のエース」と呼ぶ者あり）

十六の一、市内各地域の防災安全対策を問うについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

（十七番議員登壇）

○十七番（黒川重憲君）　ただいまがんばれという御声援をいただいたわけでございますが、皆様の御期待にこたえるような格調高き質問はとうていでき得ません。しかし時間の面で皆さんの御要望におこたえをしたい、そのような考えでおります。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）

地域の防災安全対策を問うと題しまして質問をしたいと思います。五カ所にわたりましての質問でございます。

まず第一点は梅ケ丘の問題です。御承知のとおり昭和十八年ごろ、旧陸軍が掘ったいわゆる地下ごう、東西南北にわたりまして総延長八百メートルに及ぶ地下ごうがございました。昭和五十三年ごろ二カ年にわたって埋め戻しをしたことは周知の事実でございますが、昨年ここでがけ崩れがございました。民家が押しつぶされたわけでございます。市の方では七百万円の費用をかけて大復旧をいたしましたが、いまだにこのがけ崩れの

ために自分の家に戻れない方がおいでになります。今後の対策を第一点に質問をしたいと思います。

第二点目には三沢一、二九五番地先の場所でございます。この場所にはマムシが出るので中に入らないでくださいという看板が出ております。しかし小さい子供さんたちは自由に中に入れるような、こういう場所でございます。また同じすぐ隣接するところには高さ十メートルぐらいのがけがそびえて土砂が崩れ路上にまで流出している場所がございます。本年の二月の一日に日野市役所生活環境部小島　久公害防災課長名でこの二カ所にわたりまして要望が出されております。危険防止対策フェンス等並びに大樹の枝おろし等の要望について。このことについて貴殿所有地三沢一、二九三の一番地に子供たちが遊び場として入っているようです。夏期には害虫等による被害、冬期には火災の発生が懸念されます。ついては侵入防止にフェンス等のさくを講じ危険防止に協力願います。また地域住民が大樹による日照が奪われていますので、枝おろし等実施くださるようお願いをいたします。こういう一通の手紙、またもう一つは同じく公害防災課長の小島　久氏の名前で落石土砂崩れ等による被害の軽減対策についてと要望が出されております。この二点の所有者に対する要望をされまして、今日までどのような対策が講じられたか、第二点目でございます。

第三点目は下程久保の自治会の問題でございます。かつてこの地域に越してきた方々は水道を引くにも大変苦労をなさったことを伺っております。陸の孤島ともいえる、この下程久保自治会、もし火災が起きた場合には消防車も入れないようなきわめて危険な場所でございます。まずこの下程久保自治会の中の京王線のガードの拡幅は可能かどうか、まず一点。続いて、このちょうど住宅の真ん中に昔ながらのポンプがいまだに放置をされたままであります。このポンプを取り除きができるならば、車の通行も消防車も自由に入っていけると思われるんですが、このポンプの取り除きは果たして可能かどうか、第三点目でございます。

第四点目には、明星住宅の外れに第三中学校通学路になっております階段がございます。そのわきに防災重点地区という黄色い看板がついておりますが、階段の上から中はどまで鉄のパイプがついて中には入れないようになっているわけですが、その途中から下の方に至っては何も防護策がないのでございます。今年度、手すりという予算でたしか二百万から三百万がついておったように記憶をしておりますが、そのいわゆる防災重点地区というこの地域のこの鉄パイプのための予算かどうか、確認の意味を含めまして第四点目でございます。

第五点目には桑園跡地の建物でございます。

すでに筑波に移転をされてかなりの年月がたっているわけでございますが、この建物の中に中学生が昼間からたむろし、たばこを吸っている状況も私も何回か付近の住民の方たちから耳にいたしました。もし、火災になったならと大変憂慮するわけでございますが、この建物を早急に取り外すことはできないかどうか、第五点目でございます。

さらに一点目から三点目のこの三カ所の問題は特に民地が絡む問題で大変むずかしい問題かと思いますが、防災安全という見地から、この付近住民を守る、この一点で何とか市側の温い行政の援助、手だてはないものかどうか、質問をしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

まず第一点目の梅が丘のがけの崩壊の問題でございます。

ただいま御指摘なりましたように、昨年の十月の二十二日の台風二十四号によりまして、御指摘のこの梅ケ丘団地の中の西側ののり地が増水によりまして、約三百平米にわたりまして、土砂が流出いたしました。この下側にございます家屋が半壊いたしまして、居住不能ということで現在なっております。市といたしましては、その当時、付近の状況から宅地造成等規制法並びに建築基準法に抵触しているという判断のもとで所轄官庁でございます東京都の多摩西部建築指導事務所に連絡をいたしまして法的措置と指導を要請いたしたところでございます。災害発生現場の調査をいたしました結果、そのような状況のままで放置をしていきますと、少量の雨でも土砂が崩れて再発するという非常に危険性があったわけで、これに次ぎまして、また民家の倒壊だとか人命にも被害が及ぶということを判断いたしましたために、市といたしましては応急対策としての工事を暫定的に市が実施をいたしました。

災害の発生現場は梅ケ丘団地の一画で、ここは公図と現地が不整合のために、東京都、東京法務局の八王子支局で公図の閲覧が現在禁止されておるような地域でございます。土地所有者の調査にこういったために時間を要したということで、現在でもまだ、一地主の土地の所在だとか、あるいはこの代表者の居所というものがまだ明らかになっておらないような状況でございます。

ここで、東京都としてとりました法的措置といたしましては、土地及び所有者が明らかになっている地主に対しましては、宅地造成等規制法に基づきまして、防災措置の勧告を行い、また家屋の半壊いたしました家屋の所有者に対しましては、やはり同法の規定に基づきまして、法律違反という形の問題もございました関係上、この宅地の使用禁止命令が東京都によって出されております。

現在ここの地域は、一応、応急復旧工事としては、いわゆる日野市が行いました。現在恒久的な対策といたしましての工事

措置というものを現在進めております。この工事は今後の崩壊防止措置としての工事でございまして、四月の中旬―今月の中旬には一応、この工事は完了する予定になっております。しかしながら、家屋が半壊いたしましたこの居住者、現在東京都の、先ほど申し上げました、使用禁止命令というものが出ております関係上、今後の規制法に基づきます措置が行われた後でないと、この家屋を使用することが現在できないような状況になっております。今後の措置といたしましては、原因者でございます崩壊いたしました土地の所有者が、恒久的な工事といたしまして防護さくをつくる、または被災者でございます家屋の所有者が擁壁工事を自分で施工する、それによって工事が東京都によって完了検査を受けた後で、初めてそこの家が使用が可能になってくるわけでございます。こういった点につきましては、東京都といたしまして現在規制法に基づきまして、指導を行っている段階でございます。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　三沢一、二九五番地先のがけ崩れ、あるいは、それに伴います御質問でございますが、これにつきましては、百草駅から入りまして百草園に入る都道から約三百メートル入ったところでございますが、それにつきまして、東側につきましては、がけ崩れの危険なところもございます。それにつきましては、先ほど御紹介いただきましたような形で、文書で再三地主さんに協力を要請したわけでございますが、それにつきまして、きょう確認したところによりますとまあオーケー、本当の応急でございますけれども、さくを設置してございます。これは必ずしも満足するものではございませんので、引き続きそのさくを設置していただくように地主さんに要望してまいりたいと思います。

それから二点目の……、失礼しました。それからちょっと上がりまして南側になりますが、やはり幅三十メートルぐらいのところがやはりマムシという形で進入禁止の地元の方の立て看板が立ってございます。これにつきましても、一応地主に当ったわけでございますが、現在境界がはっきりしてない、二名の地主さんがいられるようですが、境界がはっきりしていないということで、これらにつきまして、いま市の方ではそれまでの措置といたしまして、一応立て看板を二枚ほどそこに掲示いたしまして、危険であるから立入禁止、こういうような形で応急的には措置してございますけれども、これらにつきましても、地主を捜しましてなるべく防護さくを設置していただくように引き続き要望してまいりたい、かように考えます。

それから最後の……、四点目の明星住宅の通学路の件の防災件でございますけれども、これにつきましては、一般会計の予算の中で、災害対策費の中で一応程久保小あるいは三中の避難

路が、避難場所が改正された、直したわけでございますけれども、これに伴いまして避難路の測量あるいは調査をするための委託料を三百万円ほど計上してございますので、この辺についての調査を実施していきたい。ただ、それまでに過程がございますので、恒久的に何らかの防止策を講じてまいりたい、かように考えます。

それから五点目の桑園跡地の防災の件でございますけれども、これにつきましては、現在市の方で買収の交渉は進めているわけでございますが、それとの絡みもございますけれども、やはり防災の見地からは非常に危険であるというような形の中で、私の方でこれについては打ち壊しなり、あるいは除去してもらうなり、あるいはきょうも行きましたけれども防護策について非常に補充して進入禁止というような措置を講じているようでございますけれども、いずれにしましても人が入るという危険がございますので、これについてはなるべく早く除去していただくように、私の方から要望してまいりたい、かように考えます。

以上です。

○副議長（大柄　保君）　建設部長、答弁。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

ただいま生活環境部長の方からのお答えも第四点の中であったわけですけれども、第二武蔵野台から第三中学校に通学する生徒のための階段の設置がなされておりますけれども、これについての危険防止の対策としては、交通安全対策費の中で先日お認めいただきました五十七年度予算で措置したいということで、五十四メーターほどの防護さくの設置を予定しております。

以上でございます。（「ポンプがまだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　次、ポンプの撤去。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　再三あそこを通っているわけでございますけれども、ちょっと気がつきません。申しわけないと思いますが、早速それらについては関係方面とも相談いたしまして、撤去できるものについては早急に善処していきたい、かように考えます。

○副議長（大柄　保君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　生活環境部長と建設部長と若干答弁が食い違っていたようでございますが、そのことはまた後ほど質問して、以上で質問を終わります。（「終わり」と呼ぶ者あり）（拍手）

○副議長（大柄　保君）　これをもって十六の一、市内各地域の防災安全対策を問うに関する質問を終わります。

十六の二、公共下水道計画の進捗状況を問うについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

○十七番（黒川重憲君）　公共下水道計画の進捗状況を

問うということで質問したいと思います。

日野市の下水道事業基本計画が五十三年十月に発表をされました。目標年次を七十年度に置きまして、計画人口二十一万一千人と定められたわけでございます。処理区は秋川処理区四百ヘクタール、日野市と八王子の一部また秋川やあるいは日の出町、五日市、この日野市の中では日野台や西平山、栄町、新町を含む処理区でございます。浅川処理区一千七百三十六ヘクタール、日野市の大部分と八王子の一部、そしてその汚水は多摩川と浅川の合流する地点のいわゆる日野高校の裏の浅川処理場で処理されることになっております。また南多摩処理区二百三十二ヘクタールでございますが、日野市、八王子、町田の一部、あるいは多摩、稲城の全域を含む地域でございまして、稲城市内の南多摩処理場で処理されることは周知の事実でございますが、特にこの日野市が昨年一月現在では全市の一二・五%、十五万人口の中でわずか一万八千人しか恩恵にこうむってない、こういうきわめて低い下水道普及率であることは皆様も御承知のとおりでございます。羽村や瑞穂に至っても、この日野市よりも多くの下水が完備されておる状況でございますが、質問は三点にわたっております。

まず第一点は、この三つの処理区の果たして早期のこの実現ができるのかどうか、可能かどうか、まず第一点お尋ねをしたいと思います。

第二点目には、浅川処理区のことでございますが、五十三年十月九日に、流域下水道事業建設計画に反対する請願というものが出されました。石田地区の地主代表土方さん他十三名の方たちから請願書が出されたわけでございますが、特に強調したいことは、いわゆる、この浅川処理場に当てられるこの地域の地主さんが反対をされておる、こういうことを踏まえまして、この浅川処理区は今後どのように進展をしていくのか、あるいはさせていくのか、ということを二点目にお尋ねをしたいと思います。

三点目には南多摩処理区でございますが、特に一の宮用水と多摩川をはさむ地域十一・二ヘクタール、昭和五十九年度事業で果たして完成できるのかどうか、三点にわたり質問をしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長、答弁。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいま下水道の点につきまして、三点にわたっての御質問があったようでございますが、まず第一点目の三つの処理区の実現性があるのかどうかといったことでございます。

この三つの処理区、いわゆる御指摘がございましたように南多摩処理区、浅川処理区及び秋川処理区でございますが、まず南多摩処理区につきましては、現在、処理場というものが稼働してございます。したがいまして、あと幹線が一の宮の交差点のところまで到達する時期までには百草、落川地域二百三十二ヘクタールの全域にわたって公共下水道の面的整備を完了させる、その時点が現在考えられておりますのは六十一年度の初めでございます。したがいまして、五十九年までにはいささか無理でございますけれども、全域については無理でございますけれども、十一ヘクタールにつきましては現在多摩市との協定に基づきまして、多摩市が建設を行っております公共下水道、これに日野市の十一ヘクタールの汚水等を流入させていただく、ということで協力しながら多摩市内の公共下水道の整備を現在行っております。したがいましてここが完成をいたしますと、その時期が大体五十九年でございますが、五十九年になりますと幹線―大栗川幹線は関戸橋まで延びてまいります。したがいまして、五十九年の時点では十一ヘクタールというものについては汚水の処理が可能になってくるというふうに考えております。

それから浅川処理区でございますけれども、浅川の処理区につきましては、まず流域下水道としての処理場並びに幹線の整備というものが必要になってまいります。幹線につきましては、五十七年度―本年度に実施設計と地質調査といたしまして三百メーターの管の延長にわたって設計を行ってまいります。これは場所といたしましては、浅川の右岸、中島地区でございまして、約三百メーターほどの設計を行っていく。それと同時に処理場の目鼻がつきました時点で、これは工事に入っていくということになっております。

処理場の点でございますけれども、五十七年度では処理場の実施設計―施設の実施設計と用地買収、一部を用地買収に入ってゆく予定で現在東京都の方で計画をつくっております。それで五十六年度には都の方でこの土地の代替地といたしまして先行取得が行われております。面積にいたしまして処理場周辺の土地を一万三千平米にわたってすでに契約も完了し入手しております。こういう関係で、流域下水道の処理場、幹線につきましては、東京都が現在も積極的に進めているというところでございます。

それと、これに伴います浅川処理区の公共下水道、これは日野市が実施いたします管渠でございますが、事業の認可といたしましては、申請を五十七年の上期に申請を出し認可をとる予定で現在書類等の整備、それと東京都の方とのこの問題についてのチェック等も行っておる段階でございます。申請といたしますのは、申請を出す区域は浅川の処理区と、それと先ほど申し上げました南多摩の処理区が全域にわたって行われるわけでございます。

秋川の処理区につきましては、八王子市の小宮に流域下水道としての処理場を設置するということで、昨年の十月に都市計画の決定がなされております。その後の動きといたしましては、

東京都の方で八王子市との話し合いを進めながら事業の認可を五十七年度にとるということで、現在作業が進められております。したがいまして、秋川処理区、この処理場の認可、事業の認可がおりた時点、その時点で日野市のこちらに流入いたしますところの公共下水道の認可の申請もあわせて行っていく予定でございます。

したがいまして、現在、この三つの処理区につきましては、工事の着手に向かって大きく前進をしているということが言えるかと思います。

それから第二点目でございますけれども、浅川処理場の用地の買収また計画に絡みまして御指摘のように付近の住民の方、特に権利者の方々でございますけれども、反対の請願が出されております。この問題につきましても、私どもは鋭意話し合いを重ね、また東京都の方も話し合いに参画いたしまして、これらの権利者の方々とお話し合いを十分に行ってきております。現在まだ解決がしておらない点と申しますのは、ここに企業が三社ございます。この三社の移転先というものが、なかなか公害企業と言われているような企業でございますので、移転先がなかなか見つからない。そこの移転先等につきましては東京都の方で付近の隣接する地域、また市、そういったところと協議をしながら移転先を確保することで現在動いております。また、この問題も早急に解決しなければならない問題かと思います。

そのほかに権利者の方々、六十名いらっしゃいますが、この方方といろいろお話は重ねてきておりまして、この企業の移転の問題が解決すれば測量並びに交渉をさらに進めていきたいといったことを言われております。ここで一番現在ネックと申しますか、問題となっておりますのは、買収単価の提示が東京都によって行われておりませんが、この単価の提示も五十七年度にはできるだけ早くいたしたいということで、東京都の方で現在作業等も行われております。そういう関係で、この二点目の御質問に対しては、権利者の方々と十分話し合いを重ねて、できるだけ早く買収等についての解決を図っていきたい、というふうに考えておるわけでございます。

それから三点目の御質問につきましては、第一点目のお答えに一部お答えしてございます。十一ヘクタール南多摩の落川の十一ヘクタールにつきましては、多摩市と協力しながら五十九年度までに完成させる、という方向で現在動いております。

以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　以上で質問を終わります。（拍手）

○副議長（大柄　保君）　これをもって十六の二、公共下水道計画の進捗状況を問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時十四分散会

四月七日　水曜日　（第十二日）

昭和五十七年
第一回定例会

日野市議会会議録

第十二号

四月七日　水曜日　（第十二日）

出席議員（二十八名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君

欠席議員（二名）

二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	平敏男	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子　君

議事日程

昭和五十七年四月七日（水）
午前十時開議

建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	倉又秀作	君
清掃庶務課長	大谷俊夫	君
選挙管理委員会事務局長	小山光之	君
病院長	竹内真純	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷省三	君
書記	串田和	君

一　一般質問
（請願継続審査報告）
二　請願第五七―一〇号
三　請願第五七―四号
四　請願第五七―六号
五　請願第五七―七号
六　請願第五七―一号
七　請願第五七―三号
八　請願第五七―八号
九　請願第五七―九号
一〇　請願第五七―二号
一一　請願第五七―五号
一二　請願第五七―一一号
（継続審査議決）
一三
一四
一五
一六

（総務委員会）
記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願
（文教委員会）
日野市民会館建設に関する請願
日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願
遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願
（厚生委員会）
黒川地区市民広場建設に関する請願
ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情
建材置場の公害に関する請願
老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願
（建設委員会）
日野市大字宮五〇番地所在、別府神社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情
市内の町名変更に関する請願
新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

一七　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議員提出議案上程）

一八　議員提出議案第四号　立川飛行場の運用開始に伴う周辺自治体との事前協議を求める意見書

一九　議員提出議案第五号　多摩川・浅川の浄化対策促進を求める意見書

二〇　議員提出議案第六号　核戦争防止、核兵器完全禁止、使用禁止に関する意見書

二一　議員提出議案第七号　都立高校建設促進に関する意見書

二二　議員提出議案第八号　三多摩の電話料金格差是正を求める意見書

二三　議員提出議案第九号　立川基地のC1ジェット輸送機の発着中止を求める決議

（追加日程）

一　会期の延長

本日の会議日付した事件

日程第一から第一七及び追加日程第一まで

午前十時十四分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十名であります。

ただいま市長より、報告したい旨の申し出がありますので発言を許します。市長。

○市長（森田喜美男君）　それではお許しをいただきまして、昨日、あるいは一昨日に御報告をすべき事柄につきまして、一言発言をさせていただきます。

昨日は議会も休暇をいただいてあけていただいたわけでありますが、この理由であります。東京都議会建設清掃委員会の日野市の視察のことでございました。委員長さん外十四名の委員さんと、それから建設局長以下の幹部、並びに清掃局長以下の幹部御同道で日野市においでいただき、この庁舎の中で委員会を開かれる形がとられました。その際私どもも議長、副議長の御同席をいただきまして、日野市内で東京都がかかわっていただきます建設工事についての陳情をする機会をいただきました。

その後でそれぞれ現場を視察していただいたわけでありますが、特に促進をお願いいたしましたのが日野市都市計画道路二・二・六号線、つまり平山橋のつけかえ並びに延長の工事のことであります。

それから続いて、高幡の東踏切、これは早期の事業化を要望するという意味合いのものでありますが、高幡踏切の立体化促進のことで視察をお願いいたしました。

続いて川崎街道の都道百七十三号線の拡幅改良のことについてもお願いをいたしました。

その後、経路といたしましては清掃工場を視察していただき、続いて二・二・十号線、並びに二・二・十一号線のことについて現場で視察をそれぞれしていただき、事業の促進化をお願いいたしました。委員会の委員の方々、並びに東京都の関係幹部職員の方々に強い認識を持っていただいて、それぞれ事業の促進に有効な機会をつくっていただいた、このように考えております。一言議会にも御報告をさせていただく次第であります。

あわせて、昨日、水道の事故のために、多摩平を中心といたしますかなりの広域の範囲に、一時給水の不良を起こしておりますので、このことにつきましては水道部長より、また五日の夜、南平におきまして、枯れ草の火災事故が発生いたしております。このことにつきましては生活環境部長より一言ずつ御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　水道の断水等の事故につきまして御報告いたします。四月六日午前七時三十分から正午にかけまして、日野台四丁目、五丁目、旭が丘二丁目から六丁目まで、それから多摩平の二丁目、三丁目の広域に断水と出水不良が生じました。これは都水道局が八王子市宇津木において、

八王子市と日野市へ送る小作浄水場系の送水管の工事をしておりますが、四月五日の午後十時から四月六日の午前五時までで完了する予定でございましたが、事故によりおくれました。水道部としましては、自己水の切りかえ等の対策によりまして対処いたしましたが、十分でなかったようでございます。それで朝のピーク時には、一時的に断水あるいは出水不良等が生じまして、御迷惑をおかけしました。市民からの問い合わせの電話が二百本ぐらいまいりました。復旧の見通しにつきましては、七時半からPRをすると同時に、応急給水の態勢に入りました。そして結局復旧は十二時ごろに完了いたしまして、都水を受け入れることができまして、配水区域の正常化を図ることができました。以上、簡単でございますが御報告いたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　四月五日の夜、六時十分ごろですか、南平の二丁目の二五番地先におきまして、枯れ草の火災がございました。焼失面積は約二万五千平米でございます。六時十分ごろに出火いたしまして、午後七時十八分、鎮火いたしました。約一時間でございます。土地の所有者は田園企業でございます。この地域につきましては調整区域に入ってございます。

消火態勢といたしましては、一応消防署の八方面本部を中心に、都下の委託消防の西武地域の各市の消防署から応援をいただきました。計二十二隊でございます。それから日野市消防団約百名ちょっと出動いたしまして、鎮火に当たったわけです。幸いにしまして民家には被害がございませんでした。以上、一応二万五千平米の山林火災につきまして御報告を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　三件の報告について質疑があればお受けします。

これをもって報告を終わります。

一般質問に入らせていただきます。

十七の一、各地域の環境整備に関する件についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔九番議員登壇〕

○九番（高橋徳次君）　それではまず、各地域の環境整備について質問させていただきます。私がここで述べます環境整備と言いましても、環境整備というのは非常に広範囲にわたっておりますので、具体的に述べる意味で、私どもの住む東西平山に関して述べさせていただきます。

私どもが住んでおります東西平山ですが、これは俗に西のチベットというふうに申されておりまして、要するに環境整備の点ではあらゆる点で非常におくれをとっている地域でございます。特にきょう申し上げますのは、その環境整備の中でも生活環境ですか、これに結びついたことを申し述べてみたいと思います。

その第一点としましては、とにかくこの地域は、いずれにしましてもまず下水路が非常に整備されていないということで、家庭用の雑排水ですが、こういったものも排水溝がないために、吸い込みに頼っているという現状のところがあちこちにございます。この点は日野市全般にも言えることなんですけれども、この吸い込みと一口に申しましても、これを掘るということは、あいにくと、この平山地域ですが、これは土質の弱さが非常に災いして、相当深い黒土と、その下を掘っても赤土が出てくる。さらにその下へ掘って、砂利層まで掘らないと吸い込みが十分にいきません。そういった意味で、一つの穴を掘るといっても十数万から二十万という金額がかかってまいります。それでその間、すぐ水あかがたまりますので、これはまた市の方にお願いしてくみ取っていただくということでございますけれども、この穴の寿命ですね、これはやはり五、六年で、また別の場所に掘り直すということの繰り返しですけれど、宅地の広いところはよろしいんですけれど、狭いところは掘り返したくても掘り返せないということで、非常に困っております。それだけでなくて、とにかくこれが原因で、一応吸い込みですから地下水へ入っていきますね。それでその結果、地下水が汚濁されるという点がございます。現に私どものそばにも、簡易水道に頼っているところが二カ所ばかりございましたけれど、私どもの方も含めますと三カ所あったんですけれど、結局その都度その都度だんだん年々水質が汚濁されて、水質検査で、もう飲料水としては不適当だということで、ごく最近、また一カ所が使用不能になってしまったというふうなことがございます。また、日常の主婦の方が、お勝手の炊事用の水ですか、これを使う場合にも、そう無制限には使えない、ことに風呂場の水を使用する場合に、本来ならいっぱいにして入りたいのが、要するに排水を考えて半分でがまんして入るというふうな家庭が多くあります。また、どうしてもあかがたまって水が貯水されますので、夏場は非常な臭気が漂うということと、非常にハエが多くなるというふうな弊害が出ております。これは地域の住民がもう前々から非常に苦しんでいるところでございますけれど、さきに旗野議員から、平山地区の区画整理のことに関して質問が出ましたけれども、これも、できたとしても、まだこの地域から除外されるところがたくさんございます。そういうことでございますので、この点ぜひお願いしたいと思うんですけれど、万一この区画整理も、また、必ずしもどうも周囲の状況をいろいろ聞いてみますと、果たしてこれができるものかどうか。過去においても二、三度この区画整理の話は出てまいりましたけれど、その都度消滅しているという状態にあります。そういうことで、何とか、少なくともU字溝とか、家庭の雑排水を流せるようにお願いしたいということが第一点でございます。この件に関しては私どもの方も、一度、非常に不便なところが多いので、

数年前に自治会から議会へ請願を出しているんですけれど、それはそのままになってしまっております。そういったところで、一応これに対する考え方をお伺いしたいと思います。

それから第二点としては、やはりこの地域は非常に環境整備が、さっきも申したとおりおくれていて、道路の狭いところが多いということですね。その狭い道路へ、朝夕は平山工業団地へ向かう車が通行します。そうすると、狭いものですから、たまたま反対方向から来た車と車がぶつき合う。これはいずれも避けることができないので、どちらかへ下がらなければならないというふうな、非常に狭い道路が多いということですね。数年前にもこの地域で火災が発生したんですけれど、そのときの公設消防車ですか、これがいちはやくまいりましたけれども、結局来たのはよろしいんですけれど、途中で道が狭くなって入れなくなってしまった。それを無理に突っ込んだために、今度は進みもできない、戻りもできないというふうな状態がございました。幸い火災の方は近所の方が消火器や水ですかで消しとめましたので、大事には至りませんでしたけれど、付近に住んでおられる方とすると、やはり消防車や救急車の入りづらいようなところに住むということは、日常絶えずそういった点でも不安を持っているということで、早くなるべく広げていただきたいということですけれども、まあ、たまたまそういうところに住んでしまった。なぜそんなところに住んだということではなくて、非常に細かいことかもしれませんけれど、要するに、住民のそういった声なき声というんでしょうか、を吸い上げていただいて、要するにきめ細かな行政を行っていただきたいというのが第二点目でございます。これも拡幅しなければなりません。だけど、私もいままで自治会長としてやってまいりまして、いつもここで、拡幅で詰まるのは、要するに寄附しなければ広がらないという点で行き詰まってしまっているんですね。ですから、こういう場合には、多少なりとも市の方で買い上げていただくという形をとっていただければ、こういう点ももっとスムーズにいくんじゃないかというふうに考えておりますので、この件に関して、要するに将来そういったあれを考えていただいて、少なくとも拡幅には買収の方式をとっていただけるかどうかということが第二点目でございます。

それから第三点目としては、この地域は非常に交通の盲点に入っております。京王線では長沼、平山駅。中央線では豊田、八王子というふうに囲まれてはいますけれど、ちょうどその中へ入ってしまっているということで、バス通りはもちろんございません。それで各駅へ行くのには、歩いていきますとやはり二十ないし三十分はかかります。車のある人は別として、老人の方ですとか、病人の方が病院へ行く。また一般の御老人が病院や駅や市役所ですか、そういったところへ行くのにも、歩いていかなければなりません。お年寄りが駅まで歩くということ

は非常に大変なことです。ということで、何とかしてこの地域へバスを通していただきたいという請願を、数年前、平山連合会から出して、予算化され、議会でも議決されていたんですけれど、一応そのままになってしまっております。これも一部、この道路といいますのは、平山工業団地からおりまして豊田団地、それから武蔵台、電車区の方ですね、それで豊田の駅へ向かうというふうな請願だったんですけれど、これがどういうふうな経過で流れてしまったか。その点また、もしお答えできればお願いしたいと思います。その後、豊田駅の西にりっぱな陸橋もかかりましたし、それから電車区の前もりっぱな道になりました。一部武蔵台から豊田団地までの四、五百メートルの間を広げれば、一応りっぱな道になります。そういったことで、非常にこの地域の人は不便を感じておりますので、この点もぜひ今後の課題としてお考えいただけるかどうかお尋ねいたします。と同時に、もしできれば、以前の買収の経過も含めてお答えいただければ、なお幸いだと思います。

それから第四点目として、この平山地区、浅川にかかる一番上流の長沼橋ですね。これは日野の東西平山と八王子の長沼ですか、これを結ぶ橋になっておりますけれど、この橋そのものは八王子市民はほとんど利用しません。どちらかというと日野市民の方がその利用度が圧倒的に多い橋なんですけれど、まして昨今、国鉄の運賃が高くなったということも影響しまして、

この地域の人は、安くて早い京王線を選ぶということで、年々歳々この京王線の長沼駅を利用する方がふえております。ところがこの橋がまた非常に狭くて、幅が三メートルぐらいですか、ですから車一台が通りますと人が通れないということで、つい最近、歩行者専用の橋をそのわきへつけまして、一応これで歩行者の通行は避けられたんですけれど、朝夕、やはりこれは平山工業団地へ通う車がこの橋へ殺到してまいります。それでこの橋は、何と申しましても両端が堤防で、しかも低くなっていて、橋と堤防で九十度の角度になっておりますね。そういったことで非常に見通しが悪く、それで両堤防が車の列になってしまうというようなことで、両方とも車が朝夕は渋滞してしまう。そこへもってきていま申し上げましたとおり、橋よりも堤防の方が低いので、しかも直角に曲がっておりますので、見通しが悪くて、同時に両方から一緒に入ってきてしまう。それで橋の真ん中へ来て、戻れ戻らぬで争っているという現象が再々起きております。八王子ではこの橋を、長沼の方の駅の周辺ですか、あそこを区画整理したいということで行っているようですけれど、これに伴ってこの橋も広げたいという意向を持っているという話も聞いております。それで、前回この橋を木造から鉄筋にかけましたときにも、八王子が七割ですか、それから日野が三割ですか、こういうあんばいでつくったようなんですけれど、どういうわけだったか、八王子の七割は早くできたんですけれど、

日野分の三割分ですか、これが二年ぐらい放置されて、非常におもしろいかっこうで過ごした経過がございます。そういうことで、八王子がこの橋を広げる場合、日野には広げる意思があるかどうかということが一点でございます。この橋につきましては、当初木造から現在の鉄筋の橋に切りかえるときに、将来広げるという設定のもとに、橋げたは拡幅できるようにしてあるようです。それで、先ほど申し述べました歩道橋ができましたのも、それがしてあったから比較的早くできた。ところが歩行者は、その橋を渡るについてはそれで解決できますけれども、今度橋を渡ってから反対側の堤防へ行ったときに、車が詰まっていて非常に危険だというふうなことでございます。なおこの橋げたは、さらに反対側へ拡幅できるという橋げたの設計になっているそうです。一応八王子の方としては、広げたいという意向を持っているようですけれど、日野側にしますと、周辺に住む人は、一部これに対しては、いや、広げなくてもよろしいんだというふうな意見もあるようですけれど、これを広げる段階には、また地元住民の意見を十分吸い上げた上でやっていく必要があると思いますけれど、いずれにしても、八王子が広げるといった場合には、日野の方としてもこれを広げていただけるかどうかということですね。またそういうお考えがあるかどうか、それを伺いたいと思うんです。

それから第五点目として、ちょっとお聞ききしておきたいことがあるんですけれど、これははなはだ恐縮で、私どもの自治会のことになってしまうんですけれど、私の方の自治会に、大和田運動広場という三千坪の広場がございます。これは地域的には、行政的には八王子の行政区です。それを十年ばかり前に八王子からやっとお借りしまして、一応そこを整地しまして少年の野球場ですとか、最近はゲートボール場ですとか、また子供の遊園地ですか、またローラースケート場という、これらのものが完備されているんですけれど、これは私確認取っておりませんけれど、昨年ですか、市に参りましたときに、ちょっと話で聞いたんですけれど、この運動場に関しては、建設省が更新を拒んでいるというふうなことをちょっとお聞きしたんですけれど、その点がどうなっておりますか、お伺いしたいというのが五点目です。これにつくるに当たりましては、とにかく地域の皆さんが、四年、五年という長い歳月、非常に熱心につくられて、現在ではりっぱなあれになっておりますけれど、そういったことで、また前後しますけれど、同時に東京都のニュータウンの水道管がここへ来ているわけです。これは八王子市も一部北野地区が利用しているんですけれど、東京都がニュータウンへ行く水道管の施設をそこへつくりたいというふうなことを言っているというふうな話を聞いたんですけれど、この東京都のニュータウンへ行っている水道管ですね。これに対しては、当初、旭が丘から真っすぐおりて、十六号のバイパスですね、

八王子分の。そこへ真っすぐ延びていくという話だったんですけれど、それが急拠変更になって、何の利益もない日野市の方へ九十度曲がって、この運動広場の真ん中を通っていっている。そのときにも近隣の住民としては、非常に、そんなものは困るということで、一年以上すったもんだやった経過がございます。そういったことで、その東京都の施設をつくるということと、建設省が更新を渋っているということは事実かどうか、以上、その五点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。ただいま私どもの所管では四点の御質問があったわけでございますけれども、第一点、第二点、並びに第三点の御質問につきましては、大変恐縮ですけれども合わせてお答えをさせていただきたいと存じます。

確かに御指摘のように、都市下水路の整備がなされておらない地域につきましては、家庭の雑排水等の排水につきましては、勢い道路側溝に頼らざるを得ないというような現状でございますので、これらの道路の、側溝のない道路もたくさんございますので、今後未整備地区のU字溝の設置、あるいは道路交通法上、非常に支障があるというような狭隘な道路等につきましては、計画的に拡張できるような取り組みをしていきたいというふうに考えておるわけでございます。それで、地元の御協力というふうな形の中で、寄附行為等も行われるケースが多いわけでございますけれども、財政的な裏づけもございますので、これらを考えながら、拡幅につきましては、原則的には用地買収というふうな考え方の中で、拡幅に努めていきたいというふうには考えておりますので、どうかひとつ地元の関係者の御協力、御支援をいただくようにお願いをぜひしたいと思っております。

それから、具体的には、御指摘のございました道路拡幅の一つの例として、平山の補助十二号線の拡幅の問題だろうと思いますけれども、この点につきましては、五十一年の四月の議会におきましても、拡幅の問題で一般質問がございまして、財政的な裏づけを考えながら今後取り組んでいく、こういうふうな答弁がなされておるわけでございますけれども、大変申しわけございませんが、現状ではまだ御希望に沿うような拡幅ができておりませんので、いま申し上げたような形の中で、今後積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、第四点目の長沼橋の拡幅の問題でございますけれども、これにつきましては、いま御質問の中にございましたように、京王線の長沼駅の周辺の開発の中で考えてみたい、そういうふうな構想があるように聞き及んでおります。したがいまして、これらの構想の中で八王子市とも十分協議を進めていき

ながら、長沼橋の拡幅については、道路交通上の支障のないような形で広げていかなければならないというふうには考えておりますので、具体的な計画が八王子市からありました時点で、さらにひとつ検討を加えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　市内循環バス、交通網についてのお答えをいたします。市内循環バスあるいはバス路線の確保の問題につきましては、今議会におきましても、市長の方からもたびたび答弁なされておりますが、平山地区につきましては、二・二・六号線の平山五丁目付近の立体交差、一・三・二号線の中央線架橋等の条件を踏まえて、その折に日野市内バス路線の整備についても強力な申し込みを京王側と交わしたい、そのような計画を持っております。

なお、お尋ねの用地買収の経過につきましては、詳細な経過の書類が手元にございませんので、調査の上、お答えいたしたいと思います。

それから五点目の運動場の件でございますが、建設省あるいは東京都との折衝窓口は一応企画が担当していることでございますが、私の方にはただいまそのような通知は来ておりません。私が予測しますのに、多分八王子の行政区に入っているということでございますので、八王子の方にあるいは来ているかもしれませんので、その点につきましては後ほど調査いたしたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十七の一、各地域の環境整備に関する質問を終わります。

十七の二、福祉対策に関する件についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○九番（高橋徳次君）　それでは二番目に、福祉対策についてお尋ねいたします。一口に福祉と申しましても、昨今の福祉は非常に多様化してまいりました。昔、民生委員が方面委員と言われた時代には、主として生保ですか、こういったことに限定されていたようでございますけれど、皆様御存じのとおり、最近は、要するに老人、子供、教育、あらゆる面で福祉が取り上げられてまいりました。これをこの席で全部を行っておりますと非常に時間がかかりますので、今回は老人の福祉行政ということでお話ししてみたいと思います。

数年前の第一次オイルショック以来、それまでは高度長成経済ですか、これに支えられて、行政主導型、また福祉施設というういき方をとってまいりました。しかしこれがオイルショック以後はとても対応し切れなくなったということで、ボランティアによる地域福祉、ないしは在宅福祉という形に移行が叫ばれてまいりました。この件に関しては、要するに福祉の先進国であるヨーロッパ諸国ですか、これも要するにいままでは、高福

祉、高負担ということできたようですけれど、これがやはり経済の低成長になったころより、何とかこれを解決しなければならないということで、ヨーロッパの方でも数年前よりは、福祉の面から、日本の在来の家族制度ですか、こういったものを見直してきたようです。というのは、とりもなおさず、要するに行政と施設福祉ですか、これでは対処し切れなくなったんで、在宅福祉を考えての上のことのようです。日本も第一次のオイルショック以来、さきに述べましたように、盛んに地域福祉、在宅福祉、そして心の福祉ということまで叫ばれるようになってまいりましたけれど、またそれに伴って、種々のボランティア活動への依存度が非常に強くなってきています。老後の生活を考えますとき、だれでも、自分だけは幸福で、とまではいかなくても、取り立てて不幸にはならないだろうというふうに自問自答していらっしゃると思うんですけれど、またそうは思いながらも、それではどんな老後生活になるかということになりますと、それぞれの方が、各自明確に答えられる人は少ないと思います。それは社会的にも経済的にも、また心身的にも、要するに弱者の状態になったときに起こってくるさまざまな状況の変化に、自分自身と、自分を取り巻く周囲の環境ですが、これがどう変わり、どう影響され、どう対処できるのか、自信がないからだと思います。

これればかりではなく、この老人福祉の面では、要するに身分の高低、それから財産の多少、性別、そういうことにかかわりなく、無差別に、平等に起こってくる人生の問題ではないかと思います。この老後の問題は、その本人だけではなく、それを世話する配偶者、またはお子さん、血縁の人々にかかわってくる家族ぐるみの問題となってくると同時に、また、あるいは御近所の地域社会に生活している老夫婦、また一人暮らしの老人を考えますと、これはまた同時に地域の問題でもあるのではないかと思います。これは一つ間違うと、家庭の崩壊、地域の安全生活の危機とともに、他人に無関心という地域現代病を蔓延させる結果になっていくと思います。

老後の問題に関しましては、現在老人ホーム等の施設がございますけれど、これは決して万能な解決策ではないと思うのです。先ほども申し上げましたとおり、経済の高度成長ということは、老人福祉に対して年金の充実、医療の発達、保健制度の整備、その他もろもろの増進の結果として、平均寿命は延びてきました。とともに、老齢化社会へと急速に進展してきています。反面また扶養意識の減退、核家族化、それから出生率の低下、過密とか過疎とか生活環境の悪化など、この経済成長が功罪両面を生み出しまして、老人問題にどう変化させて、老人人口の増加、特に高齢虚弱の人口の増加が第一の問題となってきているのが現在です。当然老人ホームの役割りも、これに対応して変化せざるを得なくなってきているのではないかと

思います。老人ホームには養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、その他いろいろの老人ホーム等がございますけれども、この区別はまた後ほど御説明いただくとして、それぞれのホームの制度に関しては、それなりのいろいろな制約もございます。これは御説明いただいて解明していきたいと思いますけれど、いずれにしましても絶対数が少ないので、これらに入所するといってもなかなか簡単には入所できないのが現状です。特に一番必要な養護老人ホームですか、これは非常に入るのが大変で、順番待ちということになってまいります。

私がここでお伺いしたいのは、直接老人ホームのことではなくて、要するに、先ほどから申しましたとおり、いろいろな制度、老人ホームその他で、老人問題はある程度解決はされてはおりますけれど、しかし老齢人口がふえるに従って、これらの施設に入れない、要するに落ちこぼれた在宅の臥床老人ですね。こういった方のことなんですけれど、これは何も臥床の老人だけではなくて、在宅の身障者、精薄者、また母子家庭の方ですとか、また老人でなくても、長い間寝たきりになっておられる方にも言えることだと思うんです。普通われわれ考えて、一見、老人ホームへの入所はさほどむずかしくないというふうに考えがちなんですけれど、本当に困って入りたいという場合に、都市部において、ことに入所はなかなか思うようにいかない。ことに、一番必要度の高い特養ホームへの入所がむずかしいというのが現状のようです。それで、この老齢の人が寝たきりになった場合、これはほとんどの人が長期間、そして結局二度と起き上がれない場合が多いんですね。三年、四年、ないしは数年という期間、寝たきりで、それを在宅で寝たきりでいるということで、これに対しては訪問看護とか、その他いろいろの、もろもろの制度はあります。またボランティア活動もこれに呼応してありますけれど、いずれにしても長い間のことですから、もちろんその家族も疲れますし、またボランティアの活動にもおのずから限界がございます。

一例をとってみますと、私どものすぐ近所に、やはり寝たきりの方がございました。それでその奥さんが看病していたんですけれど、たまたま夕飯の仕度に、すぐ、五、六十メートル先の商店へ買い物に行った。本当の五、六分のすきです。この間に痴呆性の老人の方がガスへ点火して、そのマッチを紙くずかごの中へ入れてしまった。そのために家が全焼して、御本人は焼死してしまったという例もございます。このような在宅老人の場合、短期間は別として、長期にわたる場合は、それをめんどうを見る人の肉体的、精神的な負担ということは、さきも申したとおりですが、非常に大きくなりますし、またそれがために家族間でいざこざが起き、ひいては家庭の崩壊ということにつながっていくんじゃないかと思うんですけれど、また家族構成も核家族化した今日、老人のたらい回しということもしばし

ば見受けられます。ちなみに、この間ある新聞の人生の案内欄ですか、これを二十五年務められた小糸のぶさんという方が、この二十五年を去るに当たって最後に漏らされた感想の中で、二十五年間を振り返って、どうしても一番気になり、一番回答がむずかしかった問題、それはやはり核家族化した昨今の家族関係ですね。めんどうを見る、まあ、このときの場合は老しゅうとと嫁との問題だったようですけれど、病弱でがんこなしゅうとのめんどうを見ながら、働き、そして自分も病に倒れてしまった。しかも財政的にはまあまあの状態でしたので、要するに自分の体を考えて、何とか福祉ホームの方へ入れたかったけれど、どうしても入れなかったという、要するに行政から落ちこぼれた嫁さんの悩みだったということをつくづく述懐されておりましたけれども、いずれにしましてもさきに申したように、老人問題の一つをとってみても、福祉の問題は現在実に多様化しております。地域福祉、在宅福祉、家族制度の見直し、そして各方面にわたるボランティア活動の必要性が強調されておりますけれど、しかしボランティアの活動というのには、私自身も多少携わってまいりましたけれども、おのずから限界があります。その限界で対処し切れないからといって、今度は行政に持ち込みましても、行政の方でもどうにもならない問題が多々あります。そこでお伺いしたいのは、在宅福祉、地域福祉ですね。各ボランティア活動と行政とがいかにして積極的に取り組んでいけるかということが質問の第二点です。

それから第三点としては、急速に進行していく老齢化社会ですね。国や都では対処し切れないため、行政面より落ちこぼれた臥床老人、またはそれに類似する人々の収容施設ですね。これがこの身辺にあってもよろしいんじゃないか。日野の市内にも一つぐらいはそういう施設がぜひ欲しいということが考えられます。そういうお考えをお持ちかどうか、市長さんにお伺いしたいと思うのが第三点目です。これ、長野県の佐久市ですか、には民間と市が協力して、これは臥床老人ではございませんけれど、身障者、精薄児ですね——の在宅者です。これを朝、お母さんなりお父さんなりがその施設へ送ってきて、それで勤めなりまた家庭へ帰られて、また夕刻迎えに来る。そうしますと、そこに家族関係というものは切れません。施設へ入れっぱなしではございませんので。それでその施設において、要するにただ預かるのではなくて、これは身障者の場合ですから、リハビリですとか、それからまた技術の修得ですとか、社会復帰へのあれも兼ね備えたりっぱな施設がございました。こういう施設を、ことに老齢化社会の現在、行政から落ちこぼれた方々を救っていただける場所があれば、とにかく大変助かるということで、第三点目としてお伺いいたします。

それから第四点目でございますけれど、これは前にも出ましたけれど、生活保護者の国民健康保険証の切りかえについてな

んですけれど、生保が適用されてまいりますと、国民健康保険証は取り消しになります。それでかわりのものが交付されるようですけれど、世間の一般の通例としては、生保を受けているということを知られたくないのが人情です。それでこれを非常に隠しておられる。それはとりもなおさず、子供さんが学校で生保を受けているということをいやがるということで、なるべく隠したい。また世間に対しても自尊心ということですかね、そういったことから隠したいということでございますけれども、これ、せんだっても私がぶつかった例の一つなんですけれど、非常に、母子家庭で体の弱い方でしたけれど、パートに出て何とか生活をやっていくということでいたんですけれど、体が弱くて続かないということで、再三、生保を受けようとしたんですけれど、子供のことを考えて、また子供が反対したんでやめてしまったということがありました。しかしこれが最後に、どうにもならなくなって、子供にも納得させて生保を受けた。ただし子供の条件は、要するに絶対学校や世間に知られないということを子供に条件づけられたわけなんですけれど、それがたまたま修学旅行で、要するに国民健康保険の写しを持ってこいということで、ここで非常に母親は困ってしまって、仕方がないから、要するに自分が食えなくなるのをわかって、一時生保を打ち切ったという経過がございます。こういう点も、何とか、そういうことではなくて、要するに、子供にも本当に知られないでやっていけるような方法がないかということです。

以上の四点でございます。質問終わります。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　長年の民生児童委員の御活動の中から、何点かの質問をいただきました。

初めの老人ホームの質問についてお答えいたします。御質問の中にございましたように、老人ホームにつきましては四種類ございます。養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、それから有料老人ホーム、この四種類ございまして、それぞれ条件を必要としております。その条件を簡単に御説明いたしますと、養護老人ホームの方は、経済的な状況をまず見ます。次のどれか一つに該当する場合、アが生活保護、イが生活の中心者が市民税の所得割りを課税されていないとき、ウが災害などのため、その世帯の収入が急激に減少し、アやイと同じような状態にあるとき、こういうような経済的条件の中から一つ当てはまればよろしいわけです。それからさらにもう一つ、環境などの状況を見ます。やはり三つございまして、アが心身上の障害のため、日常生活を送ることが困難で世話をしてくれる人がいない。イが家族との折り合いがよくない、ウが住むところがない、あってもきわめて環境が悪い。こういう三つの条件のうち一つでも該当すれば、養護老人ホームに入所ができるわけでございます。

現在東京都には当市を含めまして三十五施設ございまして、五千五百十六名の定員でございます。日野市のお年寄りは、この三十五の施設のうち十二施設に入所をしておりまして、高幡にございます高幡老人ホーム外十一施設に三十一人の方が入所しております。

それから特別養護老人ホームでございますが、六十五歳以上の方で、体が不自由で起きることができない人、食事、排便など常に他人の手をかりなければならない人で、世話をしてくれる人がいない場合、この特別養護老人ホームに入れます。東京都では五十四施設、五千五百四十二人の定員を持っておりまして、日野のお年寄りでは、立川にございます至誠特養老人ホーム、それから八王子の清明会ですとか、そういう施設、二十施設に七十七人の方が入っていらっしゃいます。

それから軽費老人ホームの方につきましては、年齢が五歳引き下げられまして、六十歳以上でございます。A型とB型とございまして、A型の方につきましては、家庭住宅事情などの理由で自宅で生活することが困難である人、十一施設、八百九十五人の定員を持っております。それからB型の方は、利用者が自炊をして生活できる健康な人、これはヨーロッパなどで見られます老人専用アパートに近い施設でございますが、このB型が五施設、定員が三百二人。

それからさらに有料老人ホームですが、四つの施設が東京都内にございます。二百七人の定員をもちまして運営されております。

合わせまして東京都全体では百九の施設がございまして、一万二千四百六十二人の定員をもっております。軽費老人ホームと有料老人ホームは、入所希望者と施設との直接の話し合いでございますので、私どもの方では、市内の老人が何人いらっしゃっているか、把握をしておりません。

御質問の中に、いま老人ホームに入るのが大変むずかしいようなお話がございましたが、特にこの施設に入りたい、施設を特定いたしますると、多少待っていただくような事態になるんですけれども、どこでもいいということになりますると、現在は簡単に入れます。老人ホーム施設側の方から福祉事務所などに話がまいりまして、老人を差し向けてもらえないだろうかというようなこともございます。そういった現状で、施設を選ばなければ比較的簡単に入れるんじゃないか。またお年寄りの考えとしては、施設は最後の最後、何とかうちで生活をしたい、そういう意識が大変高いようでございます。

それから御質問の第二点のボランティアの活動でございます。御質問の中にございましたように、これからの福祉は在宅福祉の方向に大きな流れをかえようとしております。そういう中でボランティアの果たす役割り、これは非常に大きいものがござ

います。日野市のボランティアは、モデル指定を五十二年に受けまして、日野市ボランティア・センターというものができております。そのセンターに登録をしている方は、個人会員と団体会員がございまして、予算委員会のときにはおよそ一千名ということでお答え申し上げましたけれども、個人会員の方はA、B、C、D、四つの地区に、それぞれ自分の住居の近くに地区割りをいたしまして、地区ごとの登録をしていただいております。個人会員は百三十三人、それから団体、グループの登録の方は十三団体でございまして、九百十二名、合わせて千四十五人の方がこのボランティア・センターに登録をしております。このボランティア・センターは、日社協の会長が十五名の委員を委嘱をいたしまして、運営委員会をつくりまして、その運営委員会の中でボランティアの活動の計画、実施、そういったことにつきまして話し合いを持っているわけでございます。行政側からは、社会課長の職にあるものがこの委員に委嘱を受けまして、随時この会合に出ております。それから経済的な援助でございますが、補助金として五十六年度三百万。さらにボランティアの年齢若返りということで、日赤奉仕団の新しい会員さんの募集などで、広報を通じまして掲載をいたしております。それから、昨年の障害者年の中間答申にもございましたボランティア活動への助成をさらに充実しよう。それを受けまして、補正で二十万予算をいただきまして、訪問看護の講習会をボランティアにやっております。そのほか、すでにおなじみになりました一人暮らし老人への会食会などもございますし、それから老人ホーム施設訪問、見舞い、そういったような日常的な活動、切手の集収などの仕事に当たっております。今後このボランティアへの需要はさらに大きくなると予想されますので、この辺で抜本的にボランティアに対する援助なども考えていかなければいけない、このように考えております。

それから四点目の保険証のことでございますけれども、生保を適用されますと、国民健康保険証、国保の医療証がこれは打ち切りになりまして、御質問の中にありましたように、修学旅行の際、その医療証の写しなどが持っていけなくなるわけです。持っていけない子供の気持ち、持っていかせられない親御さんの気持ち、これは十分わかりますが、非常にむずかしい問題がございまして、厚生省側の制度改正がございませんとどうにもならない問題なわけでございます。現在、生活保護を受けていらっしゃる方が病院へ行く場合には、一々福祉事務所までまいりまして、生活保護法診療券というものをケースワーカーと、その生保を受けて病院にいらっしゃる方との話し合いで発行いたします。これはもう医療機関まで全部指定をしてこの券を差し上げるわけですけれど、この診療券の有効期間が一カ月なんです。二カ月にわたるような場合には二度福祉事務所へ来ていただかなければならない。来る方も大変ですし、一々来てもらうのもどうか。福祉事務所部内で、この診療券を一々発行するんじゃなくて、普通の医療証のような形で発行できないか、こういうことが何回か話題になっております。ケースワーカーの会ですとか、福祉事務所長の会ですとか、そういう会で、会の名前をもちまして厚生省側に生保の医療証の発行についてお願いをした事実もいままでにございますが、まだその回答が返ってきておらないような状態でございます。修学旅行先の病気などについては、現金を用意しておいていただいて、先生からそれを支払っていただいて、後から福祉事務所へ請求をしていただく、従来のような方法でお願いせざるを得ないような現状でございます。以上、一点、二点、四点目についてお答え申し上げました。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　三点目の質問にありました臥床老人の収容施設が身辺にあることが望ましい、こういう御指摘のように承りました。在宅ケアーあるいは地域ケアー、いろいろ方式があるわけでありますし、たとえば市立病院にも老人ベットというふうなものを用意しようという考え方もいま検討中にあるわけであります。そのような制度とそれから施設との整合を見きわめまして、ある程度の受け入れ態勢はつくりたい、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　いま市長さんからお答えいただきましたけれども、いずれにしましても、これ、私意見として申し上げて打ち切りたいと思いますけれども、この在宅臥床老人を抱えておられる家庭ですね。これは非常に悲惨なものです。とにかく私もときたま、あちこちのそういった家庭へうかがってみましたけれども、とにかくいずれにしても家族制度の崩壊ということで、なかなか御老人のめんどうを見る家族の方が親身になれない。また、見てやるつもりでも、長年にわたると非常に疲れてまいります。そういった意味で、とにかくこの家庭を訪問しますと、いずれにしてもすごい、何とも言えない臭気が部屋じゅうにこもってしまうと言って、また亡くなられた後も一カ月間、ないし一カ月半ぐらいはその臭気がこもっているということで、非常に私の見聞きする範囲では家族の方が苦しんでおられます。そういったことを一日も早く、何らかの形で解消していただければ幸いだと思います。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十七の二、福祉対策に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休

憩いたします。

午前十一時二十六分休憩
午後　一時　三十分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十八の一、桑園跡地利用の促進についての通告質問者、奥住芳雄君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（奥住芳雄君）　桑園の跡地の利用の促進について一般質問をさせていただきます。この間も福島議員からいろいろ質問もあったようでございますが、この桑園の跡地の利用については特別委員会も設置されておりますし、いろいろと御審議もされておられるようでございますが、私なりに質問してみたいと思います。

桑園が筑波の方に移転になって大分年月もたったようでございますが、整地されて大分広い場所がありますが、何か払い下げの方がなかなか進んでまいらないというように承っております。日野では総合的なグラウンド、またスポーツ公園、そういったものがまるっきりないわけでございます。今日は青少年、また一般の方々も非常にソフトボールだとか、またテニスとか、老人の方はゲートボール、こういった面で、いろいろこういう施設、グラウンド等が要望されております。こういう中で、全く日野市はこういう施設が皆無に等しいような状態でございます。委員会等、また会派等で全国各地行かれましても、非常にどこも整備されております。昨年も秋田県の男鹿市の方に参りましたが、ここが人口四万ぐらいの市でございます。しかし、国や県の補助をいただきまして、非常にりっぱな総合的なスポーツ公園等ができております。また沖縄の方に行かれましても、小さな市でも、本当にりっぱなものがどこでもできております。そういう中で、わが日野市だけは、本当に総合的な施設がないわけでございます。非常に残念でならないと思うわけです。こういう中で、こういう桑園の跡地という広い場所ができたわけでございます。一日も早く国の方に働きかけて、そして払い下げて、もちろん本年度の予算で公園の方の基本設計費は千三百万ほどもらえておりますが、早くこれを払い下げていただかなければどうにもならないというのが現実であると思うのです。この辺についてお尋ねをしたいと思うのですが、市の方ではいまどういう、要するに段階で、どなたがどんなふうに国や都の方へ働きかけて、払い下げの交渉をされているかということをまずお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄）　奥住芳雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にお答えいたします。現在仲田の桑園跡地がどのような払い下げ

段階にあるかというような御質問でございますが、結論を申しますと、ことしの十月の地方審議会にかけるべく事務手続をしております。この地方審、御承知のように、先年、中央審議会におきましては、日野市の都市像に合うような目標に向かって払い下げをするという一応の結論が中央審議会では出されております。それを受けまして、地方審議会でさらに払い下げの審査を受けるわけでございます。そのための事務手続をいましております。具体的な内容といたしましては、あの敷地の中にあります赤道、水路のつけかえ等の手続を、筑波に移転しました蚕糸試験場の係官が事務手続を行っている、そういう段階でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君。

○二十七番（奥住芳雄君）　いま部長の方の答弁では、十月に地方審へかけるべく手続を踏んでいる、こういうことのようでございます。しかし、大分たっているのにもかかわらず、いま、それはそういう手順があると思うんですね。しかしそんなことじゃどうしようもないと思うんですね。この払い下げについては市民が全部待っているわけです。そういう中でひとつ、市長さんはこのことについて、国の方へもいろいろ交渉に行かれていると思うんですけれども、何回ぐらい市長さん行かれたか、ひとつ御答弁願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国の方針、あるいは取り継いでいただく都の方針、すでに決定しております。つまり地元日野市に払い下げられるということであります。私も行きましたが、そういう方針はすでに決まっております。いま部長がお話ししましたとおり、その払い下げは大蔵省の管財局の所管に移って、初めて払い下げるという手続きになるわけでありまして、まだ農林水産省の所管の中にある、つまり赤道、水路の整理をしなければ大蔵省も受け取らないわけであります。そういう事務手続を待って、そうしてことしの十月に地方審議会の議を経よう、こういう状況にあるわけでありまして、方針は決まっておりますが、国の財産でありますから、いろいろな手順が必要としておる、こういうことであります。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君。

○二十七番（奥住芳雄君）　手順もいろいろあるようですけれども、大分、移転してから、先ほど申したとおり年月もたっているわけですね。そういう中で、これから手順を踏んでやるなんていうことは、非常にこれだけの大きな土地を遊ばしておくようなかっこうになるわけです。現在あそこは、やはり二・二・十一の道路も南の方を通るような計画になっているようでございます。そういった面で、多少土地も全部は使えないような感じもいたします。また仮称二十小の用地にもなるようでございます。しかしいずれにいたしましても、どしどし早く

上の方へ働きかけていただいて、そして一日も早くここが払い下げを受けられるように、ひとつ努力をしていただきたいと思うわけでございます。

それから関連いたしまして、あの周辺は、非常に堤防にかけて低い土地になっておるようです。これらの桑園の活用につれて、ぜひその周りの整備もしていかなきゃならないというふうに私は思うわけでございます。何か二・二・十ですか、橋かけになりますとなおさら東町の周辺が非常に低い、現在でもかなり浸水等が起きております。これらについて、同時にまたあの辺も整備をしなきゃならないんじゃないかと私も思うわけですが、その辺について、この桑園の利用と、それから関連いたしまして、その辺の整備をするような計画があるかないか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、よろしくひとつお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。桑園の周辺の地域の整備という問題でございますが、まず桑園跡地、これをいまの計画では運動公園を中心として考えております。それと同時に、その周辺は二・二・十号線が都広報によって今年度から用地の買収に入るということが決定を見ております。したがいまして市といたしましては、まず一番問題である周辺の、いま御指摘がありましたように低地部分、ここの浸水対策といたしまして、まずこの雨水の排除ということが第一の整備の目的にしておりますが、これにつきましては、多摩川の堤防に、昨年度の事業といたしまして樋門を、建設省の方に委託いたしまして設置を行いました。この樋門からさらに五十六年度、約五十メーターの管を延ばし、五十七年度でも大体同程度の管の延長をしていきたい。これと同時に、今年度は樋管といたしまして、雨水を排除するための周辺地域に持っていく樋管を同時施工いたします。これが完成いたしますと、周辺の浸水が、一応樋門を通して多摩川に流れていくということで、浸水対策が一応できるわけでございます。まず雨水対策として、五十七年度で工事を完成していきたいというふうに考えております。

それとあわせまして、二・二・十の用地買収が東京都によって五十七年度から進められてまいりますが、その用地のあいた部分につきましては、都市下水路としての工事を並行的に進めていきたいというふうに考えております。

それともう一本、桑園の、将来は公園として考えておる中に、都道といたしまして二・二・十一号線が計画決定されて、都市計画道路として現在入っております。これも合わせまして、公園の方の施工と同時に街路の築造を行いますとともに、二・二・十から甲州街道の方に向かっての工事も東京都の方にいま要望してございますけれども、あわせて実施をしていっていただ

きたい、こういうふうに考えておるわけでございます。周辺の整備は、道路の築造と合わせまして、雨水対策というのがまず第一の整備目標として私どもは考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君。

○二十七番（奥住芳雄君）　周辺の環境整備もいま答弁がございましたが、わかりました。一生懸命ひとつ、あと問題が起こらないように努力をしていただきたいと思います。

それからこの桑園の跡地の払い下げにつきましては、特別委員会もございます。その中でひとつ皆さん一生懸命働きかけていただいて、そして一日も早くここにりっぱなスポーツ公園ができるように、最大の努力を払っていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十八の一、桑園跡地利用の促進に関する質問を終わります。

十八の二、多摩川河川敷利用についての通告質問者、奥住芳雄君の質問を許します。

○二十七番（奥住芳雄君）　それでは続いて、多摩川の河川敷の利用について質問させていただきたいと思います。すでに皆さんも御存じのとおり、奥多摩の山奥から六郷の海に入る河口までの中で、この多摩川で一番河川敷の広いのが、この栄町の下の、東光寺の下の河川敷だと思うのであります。特に東町の下でもございまして、日野市は多摩川でも一番多くの河川敷があるのではないかと思うわけでございます。こういう中で、ほかの市町村では早くから河川敷を利用して、そしてりっぱな野球場なりまた公園なり、市民プールなり、いろいろつくって活用しているわけでございます。しかし、何といってもこの日野市は、これだけの広い場所がありながら、行政のおくれというのか、こういう市民に対するスポーツの振興、またそういう面に施策が欠けていたんではないかと私は思うわけです。そして利用がされてないわけです。先般の市議選の中でも、各候補者とも、非常にこの多摩川の河川敷の利用を訴えておりました。そして五十六年度の予算の中で、東光寺下の河川敷の測量が行われたわけでございます。しかし今年度の予算には何にも反映されていないのがまことに残念であります。そこで一つお伺いしたいわけでございます。

第一点といたしまして、東光寺下の河川敷の測量は終わったと思うが、一体何平方メートルぐらいあるか、お尋ねいたします。

それから二点目といたしまして、利用計画について将来的にある程度計画があると思うんです。何をつくるのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

それから三番目に、国や東京都との交渉をされていると思います。これはどんなふうに、どこへ行って交渉されているのか

お聞きいたします。

それから四番目といたしまして、ここは将来的に、流出した旧土地の所有者があるわけでございます。この所有者に払い下げの権利が優先されるわけですが、これらの対処についてのお答えを願いたい。以上、さしあたり四点をお伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

河川敷の測量総面積は九万一千二百八十一平米でございます。

二点目の利用計画でございますが、当初この土地は、学校建設用地というようなことを、五十一年ごろは想定しておりました。それを五十一年の四月ごろですか、都市計画公園という用途変更をする公文書を提出してございます。

三点目のどこと交渉しているかということでございますが、目下建設省の京浜工事事務所と交渉しておるわけでございます。それは、あそこにつくります堤防の進捗状況等も関係がございまして、それらの確認をしながら京浜工事事務所と話し合いをしている、そういうことでございます。

それから旧地主の問題でございます。当然堤防ができて、廃河川敷というようなことが出てくれば、当然お尋ねの件が出てくるわけでございます。これにつきましては、先日もちょっとお答えいたしましたが、行政界の問題が絡んでございます。行政界の区分からいきますと、日野市の部分が所有者のない河川敷の中にあって、現在、いわゆるわれわれがいま測量したりしている部分には、多くの八王子行政界のものが入り込んでいるという複雑な関係がございます。それらの関係がございますので、権利としての払い下げ問題が当然起こるわけでございますが、まずその行政界の調整をしないと、その辺のことが確定できないという事情がございます。以上のとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君。

○二十七番（奥住芳雄君）　測量が終わって九万一千平米もあるということでございます。しかし何平米あったって、やはり堤防をつくって早く土を埋めて、そしてつくらなければ、一向に何にもならないわけです。八王子市は非常に、この前も何回も申し上げているとおり、早い機会に独自で堤防を築いて、そして谷地川の出口までつくってあるわけです。どうして日野はこういうことを早く先行的にやらなかったのかと、私はいつも残念でならないんです。私も初めて当選してすぐこの問題に入りまして、いろいろと申し上げたわけです。そういう中で、全く日野のキャッチフレーズであります緑と清流を取り戻すということでございますが、この谷地川を早く改修しなければ、本当に緑も清流も取り戻せないという意味で、私も努力してきたわけでございます。そして谷地川の方の用地買収等にも東京都や南建の方々と協力いたしまして買収が行われ、そして工事

も進んできたわけでございます。そして五十七年度の東京都の予算の中で、最終の流末地点の多摩川の河川敷の中の水路の工事が行われるようでございます。これと同時に、日野用水の上堰ですね、私のうちの前の方の川を同時に改修いたしまして、そして東光寺の成就院のお寺のわきを日野用水の下堰に落として、そしていままでの下堰の水門をなくして、ここに河川敷が初めて使えるようにできるわけです。それも東京都の方も五十七年度の中で工事をやって、そして谷地川の締め切りが今年度行われるわけです。そういう中において、この八王子市との交渉がどうのこうのと言っているようでは、どうしようもないと思うんですね。そんなことはもうとっくにわかっていたわけです。しかし、何か一向に交渉をしたような形跡がないんですね。そしてもう堤防を築く、築かないよりかも、やはりどんどんと土を埋めていくように、要するに八王子との問題もないところもあるわけです。そういうところへ、これはもう八方から残土がいっぱい出るわけです。そういうのを埋めるように努力しなければいけないと思うんですね。

現在この河川敷に入るにも、個人の所有の土地を通らなければいま入れない現状です。とにかく補正予算でも何でもつけて、そしてこの進入する道路だけを早く買わなければならないと思うんですよ。現状でいったらいつになるか、全く歯がゆくてならないというのが私たちの感想でございます。とにかく先ほども申し上げましたとおり、本当に日野市では、全く市民のグラウンドがないんですね。それで野球をやっている子供さんでも何でも、本当に困っているわけです。近々アメリカの方からも、リトルリーグの子供さんもこっちに来るというようなお話だけれども、それにしてもグラウンドがないというので、日野自動車のグラウンドを借りて、そこでやるようなお話でございます。本当に、たまたま各企業がいろいろな施設を持っているからいいようなもので、全く市としては何にもないというのが現状でございます。こういう中で、せっかくこれだけの大きな場所があいているんですから、全く八王子市がどうの、東京都がどうのなんていってる時代じゃないと思うんですね。

一昨年も四国の方へ研修に行きました。そして新居浜の市長さんも同じ革新の市長さんでございます。しかしこの河川敷利用にはものすごい意欲を燃やしまして、そして、県の言うことなんかかまわない、どんどんやっちゃったんだ、こういうことです。いまりっぱなプールなりグラウンドなり、あらゆる施設が河川敷にできております。そしてトイレはつくっちゃいけないとか、水道は引いちゃいけないなんて県では言うんだそうですけれども、全部そういうものも独自でやってしまって、非常にきれいな総合的なスポーツ施設ができております。こういうふうに、やればできるんですね。そして工事したものを都や国が来て、勝手にそこを取り払うなんていうことは恐らくないと

思うんです。現実によそではやってるんです。ただやれないのは、どういうわけか日野市だけなんですね。お隣りの立川市にしてもそうです。昭島なんかも全くよく利用しております。そして野球場とか、あらゆる施設があって、プールもりっぱなのがございます。どう見ても日野市だけが、どういうわけか何か利用してないんですね。土地がどこへいっても高くて、またまとまった場所もないわけです。そういう中で、もういま河川敷を利用するしか考えられないと思うんですね。これらいろいろ問題がありますけれど、市長とまた企画財政部長にももっともっと努力してもらわなきゃならないと思うんです。

市長にちょっとお尋ねしたいんですけれど、独自で堤防を築く気持ちがあるか、意思があるかないかということをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　谷地川下流の多摩川河川敷は相当広い面積がありまして、市民施設をつくる大変期待をしている土地であることは間違いありません。また一方に、河川敷という地域ぐらい、管理者である建設省河川局の管理上の権限と申しますか、非常に強いものがあることは皆さん御承知のとおりだと思います。われわれは河川というのは、今日、確かに都市河川においては、高水位敷という非常な場合の用途のみならず、地域の住民に何か利用できる、そういう考え方に変わってほしいということを絶えず要請をいたしまして、まあ、だんだんそのような理解の度合いが進みつつあることは、話し合いの中である程度感じられるわけであります。ただし、多摩川のいまの御指摘のところにつきましては、昨年一応測量をいたしました。そうして、測量することが一番仕事を進める第一歩になりますが、堤防は、いまもお話がありましたが、五十六年度には八十メートル、そして五十七年度にはそれにまた六十メートル、残りの二百四十メートルは五十八年度以降、このように回答が寄せられております。かっての京浜工事事務所の所長の理解ある対応で、堤防で仕切ったら廃川処分をしないで、そうして河川敷という行政財産のままで日野市に無償で貸与しよう、これができれば一番ありがたい話だと、このように思っておりましたが、やはり近ごろだんだんその解釈もまた変わってまいりまして、堤防を仕切れば当然また旧所有権が発生してくる、こういう状況が一つあります。したがって何か、かなり期待をかけておったのが、少々遠のいたような感じがしないでもありません。もう一遍そのあたりのところをきちんと当局と詰めてまいりまして、利用できるものであれば、いまおっしゃるとおり、締め切る堤防が完成しなくても利用できるような順序に進めたい、このように考えます。

ただ、一方には東京都の管理いたします谷地川の工事がありまして、谷地川はやっぱり多摩川の中の流れのところまで進んでいきませんと、いわゆる利用できる河原敷が決まらないわけであります。また堤防の線形も決まらないわけであります。八王子の例を言われましたが、八王子はあれはもう十数年前、二十年ぐらいになるかもしれませんが、要するに公害工場を集めて団地をつくろうというふうな別の意図から、かなり思惑的な堤防がつくられたわけでありますが、その後そのままになって、下流の反対もありましたから、そのままになった。別段日野市が特におくれているということではないと思っております。ただ国を相手の仕事というのは、大変順序が、時間を食うわけでありまして、その促進を絶えず行っておるわけでありますが、なお一層努力しよう、こういうところがわれわれの今日の務めだというように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君。

○二十七番（奥住芳雄君）　市長の答弁、いろいろあるんだけれど、現実として、もう、八王子が勝手に築いたかどうかは別といたしましても、八王子なりに計算をして、そして先行投資的に堤防を築いた。こういう中で、八王子は既得権というか、早い機会に広い場所を、この谷地川の工事の中で、この土を利用して埋めていただいたということですね。広い場所がもう八王子は土が埋められているわけです。そしてここを栄町の子供たちも借りて、野球なんかも一部使わせていただいてるというのが現状でございます。だから日野でもあわせてやればできないことはないというふうに私は思うわけですね。そしていま市長いわれたけれども、その谷地川の一番の流末を、先ほど私が申しましたとおり、五十七年度の中で工事をして、そして要するに日野用水の立体交差の方を――立体交差は工事ができております。そして新しい谷地川の方へ今度は谷地川の汚ない水は多摩川の方へ直接出すように、五十七年度でやるというふうに東京都は言っております。そういう中だからこそ、早く進入路でも買っておいて、そして、本年度で締め切られるわけですから、それには本年度の補正予算かなんかで、これらの進入路の買収費なり、また工事費なりの予算を当然つけていくべきであると私は申し上げるわけです。何か国の方がどうだ、東京都がどうだとか、いつでもそういう話で、なかなか進まない。あれですよ、市長。新町とか栄町とか日野台とか、北西部の方に位置している子供たちはかわいそうなんです。市では駒形に市営プールがございます。そしてことしも六百万ほどかけてまた駒形の渡しをつくる、毎年流してしまう。こんな大金をかけて毎年やってるわけです。そして七生地区の方の方は子供さんも利用してこられるからいいといたしましても、これだけの毎年金をかけているんです。そこえいきますと、いま言った北西部の方にいる子供たちにも格差があるわけですね。うちの方の子供は、夏場はプールがないんで、そして同じ河川敷を利用している昭島のプールへみんな遠くの方まで行っているわけです。

これらの格差についても、こんな、片方へは六百万もかけて使ってるんですから、こういう地域の子供たちにも、何らかの面で援助していただいたって私はいいと思うのです。

そこいらの問題もございますけれども、いずれにいたしましても、野球場なりプールなりをここへ整備して、本当に多くの市民が、要するに野球場とかプールの設置を待ち望んでいるわけです。長い間みんな本当に、いつできるかということを、常時私たちにも問い合わせるわけでございます。そういう中で、本当に蛮勇をふるいまして、そしてあらゆる難関を乗り切って、一生懸命努力していただきたいと要望して終わりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お説の意味はよくわかりますが、蛮勇を発揮してひとつ当たってみなけりゃならない、このようにお答えいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十八の二、多摩川河川敷利用についての質問を終わります。

十九の一、立川基地の自衛隊C1ジェット機の飛行問題と砂川日野線計画道路（四十米幅）を白紙撤回させることについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

（十二番議員登壇）

○十二番（板垣正男君）　立川基地の自衛隊C1ジェット機の飛行問題が大きな市民の関心の的になっております。そして砂川日野駅線、すでに計画決定もされている線であったわけでありますが、いよいよ基地内の道路計画の事業への着手ということが行われてまいりまして、これもまた、私たち市民にも大きな関心をもたらしているわけであります。そこで私は、この二つの問題はすでに、日野市議会におきましても過去で論議された問題でありますが、その上に立ちまして、引き続き質問を行っていきたいと思います。

最初に、立川基地の問題でありますが、御承知のように、米軍が撤退した後、この立川基地の全面平和利用を求めます都民、立川市民、日野市民の強い要望が行政当局に向けられておりました。しかしことの経過は、私たちの望むような結果になってこなかったということも、私が多く言うまでもないことであります。市民の意向を反映いたしまして、日野市議会におきましても立川基地跡地の全面平和利用を求める論議と、そして意見がまとめられ、意見書として政府関係当局に送付されてまいりました。昭和五十三年六月議会には、米軍横田基地の悪基地化に反対し、横田基地撤去、立川基地の平和利用を求める意見書が可決されております。さらに同じ年の十二月議会では、立川基地跡地利用の地元三市案を支持する決議がやはり可決されております。この決議の内容は、立川基地跡地利用の計画案を地元自治体に提示した。政府は提示したものに基づきました。そ

して広域防災基地と大規模公園の政府案は、跡地の四分の三は自衛隊基地とし、自衛隊基地を永続化し、米軍横田基地の防衛と有事立法策定に合わせて、首都圏における治安出動機能の強化にあると言えますと述べております。また決議案は、東京都立川基地は、住民の要望を基礎に自衛隊の居座りを認めず、人間優先の明るく豊かなまちづくりを基本とする地元三市案をつくりあげました。さらに日野市も隣接市であり、自衛隊の航空機騒音が最近ひどくなり、航空機事故の心配もあり、市民生活に不安を与えています。政府案は住民本位の平和利用を望んでいる地元三市案を無視したものであり、民主主義と地方自治を破壊するものであると述べております。議会でこうした決議案が決議され、政府関係者に送付されてきたのでありますが、しかし三月から新しい基地内の滑走路の完成に伴い、使用が開始されました。一段と騒音問題その他、市民生活に大きな不安を与えてきているわけであります。私はこうした経過をたどってきました立川基地の跡地利用、特に自衛隊の居座り、新しい滑走路に伴う基地の強化の問題の経過をたどる中で、密接に関係する日野市民に対し、一体どういう経過が説明されてきたでありましょうか。私はその点大きな疑問と不信を持っているものであります。

たとえば昭和五十五年第四回定例議会で、やはりこの立川基地の問題が一般質問で取り上げられております。いろいろ論議のあった後に、市長が答弁を行った中で、次のような部分がございます。「最近、防衛施設庁の事業部というところから、この立川の飛行場関係のことでは、直接にはありませんが」と述べまして、「かつて厚木での米軍機の落下事故のあった際に、各関係機関の事前のこの対策機関が協定されていなかったために、大変手間取った。」要するに、厚木基地から飛び立った米軍機が墜落して、日本人を死亡させた事故の問題に関連したことであります。「大変手間取ったという反省から、先ほど申し上げましております東京都下周辺の基地にかかわる、航空基地にかかわる協議会をつくってほしい、つくりたいがひとつ協力してほしい、こういう申し入れがまいっております。その際、多少立川飛行場のことも、われわれは全く知らされていないままに、そして事がどんどん決まっていくのはちょっと不信に思っているということも申し上げましたところ、聞くところによりますと、大変日野市に対して申しわけなかった、ついてはぜひひとつ説明に出向きたいということを、その関係部長が言われたということを聞いております」こういうふうに答弁を行っております。要するに、跡地利用が政府が決定した後、関係当局が、日野市に何一つ事前の説明をもたらさずに今日まで来たということを答弁したものと、私たちは受け取っております。すでに基地が使用開始された一ヵ月以上経過してまいりました。市民の不安にこたえるためにも、こうした防衛施設庁当局の態

度が、使用開始以前、どのような事前の説明があったのか、残念ながら今日まで私たちは正式には何一つ聞いていないわけであります。

そこで市側に、私のいま質問を行いました使用開始以前、日野市に対する事前の説明がどのような形でなされたのか、それともなされなかったのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　立川基地の跡地の件につきましては、御指摘のとおり、一応国営昭和記念公園と、広域防災基地の二本建てにする利用計画が決定されたわけでございます。それに伴いまして一応工事が進んでいたと思われます。それでその経過を踏まえまして、昭和五十七年三月一日付で、施東第三二五九号で、東京防衛施設局長から広域防災基地の一環である新立川飛行場の運用を開始するという旨の通知を受け取ってございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事前には全くそういう情報提供はございませんでした。三月一日付で突然こういう文章が通知されて、初めて知ったというような次第であります。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　議会で市長が答弁した五十五年当時から、ことしの三月以前まで、全く同じような状態が続いてきたということが、ただいまの答弁でも明らかになりました。関係する日野市に対して、しかも権威ある森田革新市長に対して、何一つ事前の連絡もしないという防衛庁当局のこの傲慢な態度こそ、抗議されるべき性質のものではないでしょうか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

さらに質問を続けてまいります。三月一日付で防衛施設庁から通知があったと答弁がございました。通知のあった内容は議会でもまだ配付はされておりません。今後市側は、市民にその内容を明らかにする意思があるかどうか、一点お伺いしたいと思います。

さらに立川基地の現在の機能でありますけれど、どういう機能になっているのか、わかる範囲で説明をお願いしたいと思います。

三点目は、五十五年当時の質疑応答の中でも論議を呼びましたが、基地の使用開始に伴い、当然さまざまな制限が伴ってまいるのは常識的なことであります。基地周辺の建物の高度制限、そのことも一つでありますが、こうしたことなどが日野の行政区域に及んでいるのかどうか、市側の責任ある説明をお願いしたいわけであります。私たちはこれまで、幾つかの調査を行いましたが、残念ながら、日野市当局が示した資料というのはまだありません。先ほどの答弁でもわかりますように、防衛施設庁が日野市に一言も事前の通知や説明を行っていなかったということの原因にもよるものでありましょうが、何を手がかりとして日野市民が、基地の使用開始に当たっての事前の準備、そして事前の認識を得ることができたでありましょうか。私はそういう点でも、最初に質問した点はきわめて重大な内容を持っていると、このように考えているものであります。

四点目に、何種類かの自衛隊飛行機がすでに離着陸、あるいは飛行計画、こういったものを持っていることと思います。これらの機種、飛行の際への市民に与える影響、騒音問題、墜落の危険性、こういったことについてどのように認識されているのか、四点目として質問を行います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　大変情報不足でありまして、その点申しわけなく感じております。ただ、立川の米軍基地跡に自衛隊が施設を設けましたのは、われわれに聞かされているのは、広域防災基地だというふうに言われております。そしてすでに三年ぐらいたったと思いますが、ヘリコプターが三十数機、それから新滑走路は旧滑走路から二百メートルでじたか東に位置が変わりまして、そうしてその発着については日野市に相当区域が入っております。

それから今度使用開始されました滑走路を利用する機種はC1ジェット輸送機でありますが、いまのところ年間に二十回程度、着陸の慣熟といいましょうか、練習をしよう、こういうふうに、その程度のことは知らされております。それから飛行時間は原則として午前八時から午後八時まで。ですから、将来のことはともかくとして、現在の、現実的にはきわめて影響は軽いというふうに判断されますが、しかし大変重要なことでありますので、三月一日付の文書につきましては議会にも写しをお配りをし、後日日野市民にも情報としてお知らせをする、このことはやっておかなければならない、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　私の四点に及ぶ重大な質問に、いまの答弁だけですか。それ以外は情報として得ていないということなら、それでまた質問を進めてまいりたいと思いますが…。それとも、来た文書を私に見せなさいよ。いま。（「後で配ります」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　情報としては先ほど申し上げましたとおり、きわめて不十分でありますから、整ったお答えがなかなかできないので申しわけありません。ただ、そのC1ジェット機もまだ配属というのではないようでありまして、着陸試験もまだなされていないんではないかというふうに承知し

ております。なお、これらの資料につきましては、後日、より正確なものを求めまして、できるだけ具体的に報告できるような用意をしておきたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　私が満足いくような答弁がまだなされておらないようであります。しかしそれは市長の怠慢で答弁を怠っているということではなくて、余りにも情報がないために、私の質問に十分答えられない、今日の時点だと、このように理解を私の方から行いまして、質問を行ってまいりたいと思います。

立川に近い日野の地域の住民の皆さんや、またそうでないすべての、市長を含む市民の皆さんが、立川の基地から航空機、主にヘリコプターでありますが、発着を行っていることを気がついておられると思います。このくらいのことを知らない人はいないでありましょう。自衛隊の立川基地に駐屯する隊員の規模は、航空機は三十三機、隊員約六百名とされております。これらの航空機を含んで、通常の場合は、一日の離着陸回数がおおむね五十回とされていると聞いております。立川市内はもちろんでありましょう。それに隣接する日野市の住民が、この騒音によって毎日の生活にも少なからぬ影響を受けていることはまた事実でございます。さらに今後飛行すると言われておりますC1ジェット輸送機、これも当初の計画では、年間四十回飛行したい、こういう防衛庁側の希望があったようであります。しかし住民の反対の声や、またさまざまな影響を判断して、二十回に減らしたと聞いております。だから市長が先ほど答弁した二十回の飛行というのは、住民の声を反映して、当初の飛行計画から半分に減らされたということでございます。私はこの点は非常に重要なことであって、いかに防衛庁当局といえども、住民の声を無視して強行飛行ができないということの一つのあらわれを示したものと思います。ですからこそ、今後の立川飛行場航空機の発着問題に、市長初め、市当局が、市民の意向を十分反映させて関係当局と折衝することが大事だということを強調したいわけであります。議会の論議でも、C1ジェット機の性能なり、あるいは騒音問題でも論議されましたが、このC1ジェット輸送機は最大八トンまで荷物を積むことができると言われております。幅が三十・六メーター、全長二十九メーター、双発のジェット輸送機であります。しかし別の資料によりますと、この双発の輸送機はすでに生産が中止されて、改良の四発のジェット輸送機が開発中だとも伝えられております。この改良輸送機が飛び立つということになりますと、さらに大きな影響を及ぼすということも十二分に予想されるものであります。

三月一日の基地使用開始に当たって、基地周辺における反対行動が行われました。立川基地の使用開始反対、自衛隊の居座り中止を求める要求や、C1ジェット輸送機の飛行中止を求める要求が、声高らかに関係者へ向けて行われたわけであります。そういう周辺住民の声を反映して、私は防衛施設庁当局も、そう軽々にC1ジェット輸送機の飛行ができない状況を察知しているんではないかと推察するものであります。

ある調査によりますと、埼玉県の入間基地で、C1ジェット輸送機が離着陸しております。二キロメートル離れたところから、百ホーンを記録するような騒音もあるそうであります。百ホーンといいますと、およそ電車のガード下の騒音並みだと言われております。日野市の横田基地からの米軍航空機の騒音調査も、五十五年度の五十三日間にわたる調査だけにおきましても、百ホーンを超える飛行回数が十回を数えております。いまでさえ横田基地から飛び立つ米軍機の騒音に悩まされております日野市民、そこえ立川基地からのC1ジェット輸送機の飛行による騒音という問題が降りかかってくれば、二重の意味での騒音被害を受けるということにもなりかねないわけであります。

私はここで市側に強く要望しておきたいと思います。市民にとって重大な関心があり、また大きな影響を及ぼそうとする立川基地の使用開始に当たって、何ら市民に事前にその影響等の調査なり、あるいはそれに基づく発表を行ってこなかったということであります。すでに議会でも論議され、今後の問題としても強く要望もされていたものであります。防衛施設庁から正式の通知がなかったとしても、独自の調査に基づく影響等について、また基地使用に当たっての市長の見解を明らかにすべきことではなかったかと私は考えるものであります。

まだ幾つか日野の行政区域に直接かかわる問題もあります。最初に申し上げました高度制限の問題や、進入区域が日野の行政区域にかかるかどうか、こういう問題も明らかにしなければなりません。私は先ほど市長に申し上げましたように、防衛施設庁からの通知を一刻も早く市民や議会に明らかにすると同時に、それに基づく適切な対応を取るべきだと考えるものであります。今後C1ジェット輸送機の飛行問題、現に飛行しております自衛隊のヘリコプターその他の航空機の騒音や墜落の危険、災害を生じた場合の処置をどのような形でとるのか、これらについても明らかにすべきだと考えます。市民の平和、安全を願う気持ちを代表し、すべての市民の声の代表として、市長が毅然たる態度で関係当局に対応していただきたい。私は日野市への飛行に伴うさまざまな影響を調査すると同時に、きっぱりとした態度で、C1ジェット輸送機の飛行中止を求め、ヘリコプターその他の自衛隊航空機の日野市行政区域の上空飛行を変更するよう、強く求めるべきだと思うのでありますが、市長の基本的な姿勢を最後にお伺いしておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいまの考えでは、事前の

情報提供、並びに事前の、協議ということができるかできないかわかりませんが、そういうことを申し入れる努力が、市民の立場から必要ではなかろうか、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　最後に一言申し上げて、この質問を次に移りたいと思いますが、事前の協議云々はもう過ぎているんです。三月一日から使用開始になっております。事後の通知を受けたということではないでしょうか。事前の問題を含め、すでに使用開始されている基地の機能その他、日野市域に及ぼすさまざまな角度からの検討による協議や、あるいは防衛施設庁側の説明を求めるべきだと思うわけであります。今後、いま私が申し上げましたような立場で、関係当局に当たられるよう、重ねて強く要請しておきまして、次の問題に移ってまいりたいと思います。

次に、新聞で伝えられておりますように、砂川日野駅線道路計画の事業認可がおりまして、すでに事業着手への準備が進められているとも聞いております。立川基地内広路一号線、六十メーター幅の道路の問題であります。この問題につきましても私は、昨年の六月の議会、一般質問で取り上げました。将来構想として、日野の市内を突き抜け、将来は川崎や横浜方面、途中厚木基地へもつながるとも言われております計画道路の問題であります。今議会でも若干の説明が関係部長よりありました。

そこで私は、これまでの質問、そして説明の上に立ちまして、さらに論議を進めてまいりたい、このように考え、質問を行ってまいりたいと思います。

最初に、関係部長の説明になろうかと思いますが、私が今回取り上げたこの計画道路の現在までの進行状況、事業への着手の進行状況をどういうふうに聞いておるか、その点の説明からお願いしてまいりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。広路一号線、これは先般も御説明申し上げましたように、事業認可といたしましては五十七年の三月の二日付をもちまして決定を見ております。これはあくまでも基地跡地内の六十メーター部分でございまして、それ以外の住宅地、既成市街地につきましては、都市計画の決定は得ておりますけれども、まだ方法等について決定が見ておりません。現在立川市並びに東京都におきまして、どういった方法で進めていくかということが、現在検討をされております。したがいまして、進行状況と申しましても、まだ具体的にこの事業に、認可はされておりますけれども、着手はしておらないというふうに私どもは情報をつかんでおります。したがいまして、これから行われていく工事、道路の建設、これはあくまでも事業認可の区域内で行われていく。その時期は、六十メーター道路が完成いたしますのは六十四年

三月までに、事業主体といたしましては東京都が施工する、その程度の状況でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　先般都市整備部長が質問に答えて、広路一号線の六十メーター幅の道路のうち、三月二日事業認可がおりた部分の工事の着手は、大体七、八メーター幅の道路の部分というような答弁がございました。そして来年度開園予定の昭和記念公園へ通ずる道路をつくることだというような意味の説明だったと思います。それに合わせるかのように、この四十メーター幅道路、基地内の六十メーター幅道路が、公園道路とも言うべきものではないかという発言もございました。私は違った角度から質問をしてみたいと思います。三月一日に基地の使用開始となりました。新しい滑走路ができて使えるようになりましたが、滑走路だけできたんでは、本当の基地の機能を発揮しないことは言うまでもないことでありましょう。付随する施設が必要なんではないでしょうか。格納庫その他、航空機を離着陸させるには、基地内に付属する施設をつくるために、道路がなければ建築基準法に違反することになるんではないんですか。建設部長にこの際念のために一点質問しておきたいのでありますが、通常建築する際、道路にその建築する敷地が面していなければならないとされておりますけれど、これは自衛隊の施設においても適用されると思うのでありますけれど、その点はどうでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。建築基準法の十八条の規定がございまして、その規定によりますと、国の建築物に対する確認検査、これらの特例がこの条項の中にございます。したがいまして、この特例の関係から、国がたとえば建物をつくるような場合、申請をいたすわけですけれども、確認事務については東京都の、立川市内ですと、日野市もそうでございますけれども、立川にございます、東京都多摩西部建築指導事務所、ここが担当しておりますので、申請に基づきましてここの事務所の建築主事が審査をいたしまして、そしてその結果を申請者に通知するという中で確認がおりるというふうに聞いております。したがいまして、基地内にどのような建物がどの位置に建てられるのかというふうな点については、具体的にはわかりませんけれども、あくまでもこれは建築法上は特定行政庁、つまりただいま申し上げました多摩西部建設指導事務所の建築主事の判断による、こういうふうになると思います。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　私がこれまで得ております立川基地跡地の利用計画、この図面によりますと、広域防災基地、いわゆる自衛隊基地というのは、基地内に位置されております。その周辺は四方全面ともほかの用途に囲まれている形になって

おります。したがいまして、既設の道路にはどこにも面していないわけであります。そしてこの基地内を広路一号線、六十メーター幅の道路が一本走るかっこうになっております。もし自衛隊の施設が治外法権的な、建築基準法をも超えた権限を持っているということであるならば別でありますが、国内法に従うということであるなら、この道路の事業認可をもって初めて諸施設が事業認可されていくということになっていくと考えるものであります。ですからこそ、去年の十一月に計画決定したものが、三月すでに事業計画を見るという、非常に早い期間に、事業へと進めていかなければならない事情も、三月一日に新滑走路の使用開始ということを合わせるならば、こうしたこともうなずけるものであります。ですからこそ、さまざまな基地に必要な施設を今後恐らくつくっていくものと思われますが、この道路こそ、基地の機能を発揮する上でも、滑走路に匹敵するくらい重要な役割りを果たすものと判断されるものであります。軍事的な役割りを持つ、あるいは自衛隊が主要な道路として位置づけ、基地の機能を発揮する上での道路の使用、そうした性格を持つ道路の計画へと事業が進んでいくものでありますから、私は軍事的な性格を多分に持った道路と言っても決して言い過ぎでない、このように考えるものであります。この六十メーター幅の道路をあえて公園道路ということであるなら、たとえば戦車を特車と言ってることと等しいような認識ではないか、こう私は考えるものであります。

さて、質問を続けてまいりますが、私が昨年質問した際にも、関係部長、全く知らないまま今日まで来ているというような意味の答弁がございました。直接日野市にこうした計画が示されているということではないということについても、私も十分承知をしております。しかし一方、国や東京都が関係して広域的な道路計画や、新しい将来の道路の構想計画が進められているということになるならば、私たちはこの問題を素通するわけにはいかないわけであります。目の前に初めて示されたときに、あわててこの問題を論議するということでは立ちおくれてしまうということも十分考えられるわけであります。ですからこそ私は、この問題を取り上げ、市側の対応を要求しているわけであります。詳しい内容まで立ち入りませんけれど、たとえばこの広路一号線の計画は、青梅線との交差は一体どうなるのか。日野市側に延びてくる際、国鉄線との交差は一体どうなるのか。こういう疑問が起きるのでありますけれど、部長はこうした問題をどういうふうに考えておられるのか、わかる範囲内でひとつ答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。広路一号線、これはあくまでも、先ほど申し上げましたように、基地跡地の中の道路でございます。そこから既成市街地に計画

決定をとってございます道路、これとの、青梅線との交差部分でございますが、私が知り得ている範囲内で申し上げますと、ここのところは立体交差になるというふうに聞いております。それと既成市街地部分については半地下、掘り割りといったような形の構造が検討をされているということでございます。この検討は、立川市で調査を行いました通称八十島委員会と申します調査会の方々が、一応報告書として出されている内容にも盛られておる事項でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　国鉄線との交差は平面交差ではない、立体交差になるという構想でございます。こういうことを見るならば、幹線道路的な性格、自動車道的な性格を持つということにもなってまいるわけであります。直接広路一号線、いわゆる砂川日野駅線の問題にかかわらず、三多摩全体の計画道路の見直しが検討されようということも聞いておりますが、具体的にそうした問題提起が東京都から日野市になされているかどうか、その点、確認の意味で質問しておきたいと思うのです。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。東京都の方からこの内容につきまして、関連市に対しまして正式に発表がされ、説明があったということはいままでございません。立川基地跡地の利用計画につきましては、周辺市の都市計画担当部長を集めまして、その時点で基地内基地跡地の利用計画が一応説明はされたことがございます。

それからもう一点、今後三多摩地域の道路の見直し、これは東京都が中心となりまして、都下の二十六市、それと町、村、すべてを関係者として、協議会の設立を五十六年度後半に行われました。この協議会を通じて、今後都市計画道路の見直し、検討が行われてくる予定でございます。五十七年度からこういう協議会を通じて具体的な調査検討が行われて、当然日野市もその中の一員として参画をしております。したがいまして、今後検討が具体的に行われてくるかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　ただいまの部長の説明によりましても、三多摩全域にかかわる都市計画道路の見直しが、東京都の指導のもとでいよいよ五十七年度から具体的に検討が始まるということのようであります。私は恐らく、立川基地から東西南北、現在構想として持たれているこの道路計画が、そのまま三多摩各地域の、すでに決定された都市計画と合わないために、見直しを行い、基地からの道路計画に合わせた新しい計画の決定へと協議が進んでいくのではないかと懸念しているものであります。私たちの生活や財産、あるいは環境、こういう

問題に、これもまた大きな影響を及ぼす問題であるだけに、真剣になって取り組まなければならない道路問題だと言わなければなりません。日野市に四十メーターの大型の道路が一体必要とするかどうか。私はこの計画の構想が日野市に示されるというようなことがあるならば、白紙撤回させる立場で、東京都や協議会における協議を進めてほしい、こう要望するものであります。立川基地から北は、将来は関越自動車道へ通ずる南は中央高速へ通ずる、こういう構想も示されているものだけに、私が再三にわたってこの問題を議会で取り上げ、市民の利益に本当に役に立つかどうか、大きな疑問を持たれる計画を、やめさせるよう、市長初め関係部局において、今後の取り組みを進めていただきたいと思うのであります。

最後に市長に、こうした計画、構想の進行と、私がこれまで二回にわたって議会で取り上げてきたその立場について、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　モノレール構想というのは、これは日野市の二・二・十都市計画道路を利用するというふうに考えております。この広路一号というのは一体何であるか、ちょっと私にも理解ができかねます。特に日野駅に近い国道二十号線、あるいは中央道、交通上にも非常にふくそうする場所でありますので、日野市民の利益を守る立場に立って十分検討し、また議会等にもお諮りをしながら対処すべきだというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　日野市民の利益を守る立場、そして環境を破壊しない、住民の生命、財産、安全を守る立場での検討を再度要請いたしまして、この問題についての質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十九の一、立川基地の自衛隊C1ジェット機の飛行問題と砂川日野線計画道路（四十米幅）を白紙撤回させることに関する質問を終わります。

十九の二、大企業敷地内の公道（赤道）の占用問題についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○十二番（板垣正男君）　市内には幾つかの大企業がございます。今議会の一般質問でも、雇用問題などを通じまして大企業云々という論議がなされてまいりました。私も今回一般質問で、大企業敷地内の公道、いわゆる赤道の占用問題について取り上げました。この問題については、かって昭和五十二年の九月の議会に、市長が道路の廃止と認定という二つの議案を提案いたしまして、議会では九月の議会で結論を得ず、継続審査になって、十二月議会でたしか可決されたという経過がありました。この際にも私は質問を行い、市側にも私の考えを要望してまいりました。その後予算委員会、決算委員会におきましても、公道占用の問題を取り上げ、速やかな解決を要望してまいりました。その都度市長や担当部課は、私の意見を全面的に取り入れまして、速やかな解決を図るために努力をするという答弁を行ってまいりました。五十二年当時、解決した企業もあるわけでありますが、その後の論議を通じまして、市内、あと二カ所、こうした問題の処理がなされないまま今日に至っているというところもあるわけであります。

そこで、私は再度この問題を取り上げまして、市側の行政指導をもっと強めるよう要望してまいりたいわけであります。問題そのものはそんなに複雑ではないんです。むしろ単純明快、行政指導いかんにかかっているといってもいいのではないかとも思えるものであります。そこで、初めて取り上げる問題ではありませんので、市側も十分承知をしていることではないかと思います。五十二年以降、未処理のままに残っている企業内のこの赤道処理の問題は、今日どのような進行に至っているか、まず説明をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。御質問の企業の内容につきましては、いま私どもの手元で調査をいたしておりますのは、オリエント時計と雪印乳業二カ所でございます。その他の企業につきましては、工場内の敷地の水路も含めました道路敷につきましては財産処理がなされておるわけでございます。

そこでまず最初、オリエント関係の場合をお答え申し上げますけれども、この企業内には、道路あるいは水路も含めまして、工事上まだ水路が三系統、道路につきましては一系統残っております。これにつきましては、水路の関係は、造成当時につけかえを行っておりますけれども、これは正式に処理されたものではございません。そこで現況につきましては、北側の水路が公道に沿って暗渠となっておりますけれども、東側は素掘りというふうな状態で、まだそのままになっております。これらの境界査定につきましては、五十一年に都に申請をいたしまして五十二年に都の現場の調査が終わりまして、東側については境界が確定いたしております。しかし北側につきましては、暗渠部分を現状道路の一部として使っておるために、隣接をいたしております住民の方たちとの間で、まだ現状道路が認められていないというようなこともございまして、境界確定の同意が得られないまま、今日までに至っております。市では五十四年に促進方を文書でも要請をいたしまして、その後督促を重ねてまいってきておりますけれども、その間、事務的にも会社側の担当者とたびたび調整を行っております。北側の暗渠部分につきましては、側溝を敷設しまして、再整備を行っていきたい、そして整地内の公道を交換する必要があるわけでございます。東

側につきましては境界壁を設置する必要も認められますので、これらにつきましても今後側溝を設置して、ちゃんと水路敷も確立するようにという要望を重ねて会社側にいたしております。いずれにいたしましても北側の隣接住民の同意がまだ得られておりませんので、これらの境界確定の処理を待ちまして、さらに促進をしていきたいというふうに考えておりますし、また当然努力をいたしていきたいというふうに考えております。

それから雪印乳業の関係でございますけれども、これにつきましては、敷地内にやはり道路、水路がございます。これらの関係につきましては、財産処理につきましてもやはり促進を申し入れてございまして、つい三月に入りましてから、先日も役所の方に来ていただきまして、事務的な打ち合わせをしてございます。この雪印関係の財産処理につきましては、五十四年度にすでに都の境界確定を受けておりまして、五十五年に都と協議が行われ、五十六年には市との協議が行われております。水路については用途廃止をするという方向で、国から企業側が譲渡を受けるというふうになっております。ただしこの水路は用水路でございまして、かつて水田だった地域でございますので、機能的に機能を失っているというものでございますけれども、幹線水路につきましては、会社の敷地内をまだ生きた状態で流れておりますので、これらの占用の手続については都の方に申請がしてあるわけでございます。また道路につきましては事務

処理が終わりまして、次回、六月の議会には道路廃止の議案が出せる状態にしたいということで、現在調整中でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　経過については大体わかりました。そこでもう一点お伺いしたいのでありますが、オリエント時計工場、雪印乳業の日野工場、この二社だということもわかったわけでありますが、一体何年くらい占用していたんですか。

それと、占用面積はどのくらいになるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。オリエントの場合ですと、たしか昭和十年代にあそこに会社ができたはずでございますので、まあ、今日までそれ以降でございます。面積でございますけれども、水路も含めまして、道路と別に申し上げますと、水路の場合が五百九十三・三二平米でございます。道路の場合が百五十二・八八、合わせまして七百四十六・二〇平米でございます。

それから雪印乳業の場合には、ちょっと私いま確かな記憶がございませんけれども、もちろん戦後でございまして、やはり十数年経過しているというふうに記憶しておりまして、水路敷につきましては三百二十三・七二平米、道路敷につきましては

三百七十三・六平米、合わせまして六百九十六・七八平米のような状態にあるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　雪印乳業が創業したのはたしか昭和三十八年じゃなかったかと思うんですね。十九年間にわたって公道を占用して、企業活動を行っている、こういうことになるわけであります。その面積、水路、道路合わせて七百平米近い用地になるということになるわけであります。

オリエント時計工場は昭和十年代といいましたけれど、十年代というのは昭和初年から昭和十年まで、十年間の開きがありますから、ちょっとつかみどころがないんですが、これはたしか戦後じゃなかったんですか。それで、昭和十年代から創業を行ってきたということですから、相当の年数になるわけです。そこで企業活動を行い、大きな利潤を生み出しているということになりますと、一体この公道の占用問題はどうなるのか、という疑問が起きてくるわけであります。ですからこそ、これまでの議会でもこうした論議が行われていたわけですね。その面積、オリエントの場合、七百四十六平米余りということになりますから、速やかな処理を行えという要望も出てくるわけであります。

議会でこれまで市長が答弁を行っていた中で、こうした道路の処理を行う際、等積交換が原則だという答弁を行ってまいりました。その考えの立場でこの処理を進められるものと思いますが、その点の今日の考えを、確認の意味で質問を行っておきたいと思います。

さらに道路法第四条、私権の制限という条項がございますが、「道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない」というふうにはっきりと明示されております。この道路法にかかわる判例などたくさんあるわけでございまして、基本的には私権が認められない、こういう判断が下されております。恐らく市の行政指導によってオリエント工場、あるいは雪印工場とも、それにこたえて、速やかな処理をしようとしているものと私は判断をしたいわけであります。すでに五十二年当時から今日まで、かなりの年数も経過しておりますので、速やかな処理を行うべきではないかと思います。ですからこそ、一層行政指導を強め、市民の納得いくような処理がなされていかなければならないものと考えます。市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公有地を善意で、黙認されたままで使われておるというのが、いま挙げられたような事例であります。したがいまして、赤道の場合は、一たん市に払い下げされることになりますので、その際には、原則としてはなるべく等積交換をして、道路のつけかえによって周辺道路を広げ

るというようなことが適切であろうというふうに考えます。
　水路の際は、これは市に払い下げられるという、つまり市に帰属するということでもないようでありますので、この点についてはやっぱりつけかえという形が適当だろう、そういう行政指導を行うべきだろう、このように考えます。ただ、すでに用途が廃滅している状況でありますならば、直接その使用している側に払い下げられる場合もあるということだと、このように思っております。そのあたりを整理いたしまして、矛盾のないような、また市民も納得のできる、そういう処理をすることが適切である、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　以上をもって質問を終わるわけでありますが、再三要望しておりますように、速やかな処理がなされますよう、最後につけ加えまして、この質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十九の二、大企業敷地内の公道（赤道）の占用問題に関する質問を終わります。
　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時二十二分休憩
午後四時　三分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、会議時間を延長することに決しました。
　二十の一、市政レベル選挙に於る投票率の向上、つまり市民意識の昂揚についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。
〔八番議員登壇〕

○八番（馬場弘融君）　私は市政レベル選挙における投票率の向上、つまり市民意識の昂揚についてというテーマで、幅広く市政全般にわたりまして質問をさせていただきます。市長並びに関係部局長におかれましては、新しい議員を育て上げるんだという意味合いも含めまして、なるべく丁寧にお答えをいただきたいと思います。
　私は今回初めて選挙というものを経験いたしまして、教えられたこと、感じたことがいろいろあったわけでありますが、特に私が興味をひかれたのは、投票率の問題であります。議会制民主主義あるいは間接民主主義をとっている現在の政治制度におきまして、選挙あるいは投票をするということは、市民の政治参加の上で最も大切な要素であると思います。もちろん選挙以外にも条例の制定改廃の請求、議会解散の請求、事務監査の請求、主要公務員の解職の請求等、こういったものがいわゆる直接請求権として地方自治法上認められているわけでありますけれども、これらはあくまでも特殊な場合であり、また、多数の住民の署名を必要とするなどの点から、日常的に行われるものではありません。そういう意味で、一般市民の政治参加ということでは、勢い選挙に頼らざるを得ない、それほど大切な投票権なのであります。
　しかるにその投票率でありますが、日野町のころまでさかのぼって調べてみますと、ちょっと気になる結果があらわれているのであります。第一点、国政、都政、市政、いずれのレベルの選挙を問わず、これはまた日野市に限らず、他市町村においても言えることであろうかと思いますけれども、二十歳代から三十二歳ぐらいまでの有権者の投票率が、常に非常によくないということであります。少し小さくて見にくいかもしれませんけれども、ちょっとこのグラフをごらんいただきたいんです。こちら側が二十歳、こちら側が九十歳ということになりますけれども、全部いろんな資料がありますけれども、大体同じような形で、二十代の投票率が常に大幅に悪いんです。具体的に申し上げますと、五十二年の市長選挙、これ平均投票率が五二％、そのときに二十代の方々の率は三六％、また同じく五十二年の都議会議員のときには、平均が六三％であるに対して、二十代の方々は四八％、五十三年の市議会議員選挙、この場合には六五％の平均投票率に対して、五〇％が二十代の投票率。五十四年の衆議院の選挙に際しては、平均が五三％に対し、二十代の方々は三八％、二十歳代の投票率は常に平均の投票率よりも一五％ほど悪いわけであります。ちなみに常に最も高い投票率を示すのは六十歳代であります。
　さて、「統計日野八一」によれば、日野市民の平均年齢は三十一・二歳であります。近隣市町村と比べて、日野市は非常に若い人が多い町なのであります。その若い声が、このいずれの投票率を見てもわかるように、もっと市政の運営の中に反映をされてしかるべきではないか、こう思うのが第一点でございます。
　次、第二点は、これは地域的な問題でありますが、昭和四十三年ごろからの市政レベル選挙の投票区別投票率を調べてみますと、百草、落川地区、及び百草台、三沢台などの新住民の多い地域の投票率が最もよくないのであります。日野市に移住してから間もない市民の方々が、市政に深い関心をお持ちにならないというのは、ある程度理解できるわけでありますが、かなり古くからの住宅地である百草、落川地区、これは投票所で言

いますと第八小学校になりますが――の投票率がなぜいつもよくないのか。この辺は行政サイドの対応もかなりおくれているところでありますし、市政への不満もあると思われるわけですけれども、なぜよくないのか。さらに、最近二、三年の傾向として、程久保小学校を投票所とする第十投票区、ここが非常に悪くなっております。この投票区は昭和五十四年の衆議院の選挙までは程久保地区センターを利用していたわけですが、五十五年から変更になっております。今回の市議選の投票率ではワースト・ワンであります。この投票所の変更には問題があったのではないかというふうに思います。

第三点、これが最も重要な問題でありますが、国政レベルの選挙、たとえば衆議院議員の選挙の投票率と、市政レベルの選挙、つまり市長選、市議会選のそれをさかのぼって調べてみますと、まさに市政運営にとって好ましくない傾向があらわれております。少し古くなりますけれども幾つか例を挙げます。昭和三十三年、日野町と七生村が合併をして、新しい日野町となって最初の町長選です。このときの投票率は何と九三・一三％、同じころ行われた町会議員の選挙も九三・五八％であります。これに対し、同じころ、三十五年に行われた衆議院議員の選挙は六九・八％です。つまり町政レベルの選挙の方がはるかに投票率がよかったのであります。例を続けます。昭和三十七年、これは市政にいく前の町長選、町会議員選ですけれども、いずれも八二・二％の高率。これに対し三十八年の衆議院議員選挙は七一・二％となっています。ところが、市政施行は三十八年でありますが、昭和四十年以来、市長選挙につきましては急激に悪くなっている。順を追って申し上げますと、六〇・二六％、六三・〇四％、六六・〇六％、五二、三二％、そして昨年が五七・二三％というぐあいに、非常に急激にダウンをしているわけであります。さらに市議会議員の選挙につきましては、もっと鮮やかに傾向があらわれております。つまり昭和四十一年以来、七二・八％、六八％、六九％、六五％、そして今回が六四％であります。選挙のたびに投票率が下がっているわけであります。

これに対して衆議院議員の選挙はどうでしょうか。多少のでこぼこはありますけれども、昭和三十五年以来、ほとんど変化をしていないのであります。先ほど申し上げました三十五年が、これは小数点は省きますが、六九、以後七一、六七、五八、六五、六七、五三、六九、ということで、市政レベルの選挙のような大幅な投票率のダウンは見られないどころか、ほとんど横ばいといっていい状態であります。

これはどういうことなのか。昭和三十八年に五万人であった人口が、いまでは十四万七千人と、ほぼ三倍にふくれ上がっています。この間行政として新住民の方々が市民意識といいますか、日野をふるさとと思う意識を持てるような施策を十分にとってきたかということであります。昨今、地方の時代になってきたとよく言われております。私もそう思いますし、これからさらに地域社会における一人一人の生活が重要な意味を持つようになるはずであります。そんな今日、市政レベル選挙の投票率がどんどん下がっているというこの事実は、捨てておけない問題であります。

以上のように、私は投票率という切り口から、一つとして、現在日野市政に若者の声が生かされていないのではないか。第二に、現在の日野市政から阻害をされている地区があるのではないか。第三に全体として日野市民の市民意識が薄れてきているのではないか、こういう感想を得たわけであります。そこでこれらを踏まえまして質問に入りたいと思います。

まず第一点は、選管の事務局長にお尋ねをいたします。昭和五十五年の選挙から、二十三カ所という投票所の総数は同じであるにもかかわらず、程久保地区センターから程久保小学校への投票所移動を含め、幾つかの投票所が変更をされておりますけれども、その理由を教えていただきたい。

第二点。これも選管事務局長にお尋ねをいたしますが、常に投票率が悪い二十代、あるいは三十代の前半の市民に対しての選挙公報、及び常に投票率の悪い地区への選挙公報、これはどのように行っておられますか。何か特別の対策を講じたことがありましょうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

三点目は、これは総務部長でしょうか。市長は常日ごろ、市民参加の市政とか、市民意識の昂揚という言葉を述べておられますけれども、現実に市政レベル選挙の投票率が、申し上げたようにだんだん悪くなってきているわけであります。一体市民意識昂揚のために、どのような施策を行っているのでしょうか、とりあえずこの点を伺いたいと思います。あとはお答えに応じて再質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　まず第一点目の投票所の変更に対する御質問にお答えいたします。昭和五十一年当時、投票所は全部で二十カ所だったと思います。投票所は大体半数が小中学校、半数が地区センターその他。地区センターその他の中には、学校以外の投票所には二カ所の借り物がございました。日野保育園と若草幼稚園。投票所を私の施設からお借りしてやっておったところが二カ所でございます。そのほかのところは地区センターとか旧日野台の出張所、そういったようなところでございました。いろいろ五十一年当時、投票区域に対する有権者、住民の皆さんから御要望がありまして、あるいは請願の形、あるいは陳情の形で選挙管理委員会の方に投票区域を変更してほしい、あるいは適当な投票所を設けてほしい、そういったような申し出がございました。そういう

ものをすべてを選挙管理委員会としましては勘案いたしました結果、昭和五十一年当時までの投票区域を全部見直しをするということで臨んだわけでございます。したがいまして、昭和五十二年から引き続いて五十三年、五十四年、五十五年にかけまして、全市域の投票区域を見直しまして、区域の線引きの方法としましては、小学校の通学区域を単位にしまして改定を進めていく、それからなお投票所につきましては、小学校通学区域で線引きをしたものを、小学校あるいは中学校に投票所を置きかえていく。それが最も有権者、つまり住民にとって便利な、一番いい方法ではないか、そういうことで、投票区域の変更を、段階を追いまして何回かにわたって行ったわけでございます。現在の二十三の投票区域、現在のやっております投票区域が終わったのが五十五年のたしか十二月だと思います。現在の投票区域ができ上がっております。それ以前の、全然その投票区域の改定に手をつけなかったころの区域、あるいは投票所と比較しますと、すべてについて言えるわけではないんですけれど、有権者にとって比較的前よりは便利になっている。投票所の施設も借り物の施設が全部なくなりました。小学校になりました。そういうわけで、市の施設を使って投票できているということで、まあ比較すれば、前よりは便利になっている、そういうふうに委員会としては考えております。

御指摘の程久保小学校の件なんですけれども、程久保小学校の投票所につきましては、委員会としてはかなり悩んだ投票所でございました。と申しますのは、第十投票区の前の投票所は、五十一年から程久保地区センターを使ってまいりました。ところがこの程久保地区センターというのが非常に評判がよくないと申しますか、変えてほしいというようないろいろな要請が有権者の方からございました。というのは、施設が狭いということなんですね。場所があまりよくない、特に上り坂であるというようなことで、上り坂という点では程久保小学校も同じなので、いろいろ考えあぐんだ結果、五十五年の衆議院、参議院のダブル選挙から程久保小学校に移したわけでございます。非常に心配したわけですけれども、特にとりたてて苦情等はいまのところないようでございます。かえって程久保地区センターよりはいいと言われております。これが第一点目の投票区に関する御質問のお答えでございます。

それから第二点目の選挙の公報といいますか、啓発の、選挙の周知の御質問でございます。まず若い方、二十歳代、三十歳代の市民の有権者の方に対する選挙の公報ですか、それをどうしているかという御質問です。それとなお、投票率の悪い地域に対する選挙の公報をどうしているのかという御質問なんですけれども、選挙管理委員会がとっております選挙に対する公報のやり方、周知の仕方、これは特定の地域、あるいは特定の年齢層に対する特に呼びかけということでなしに、画一的に、平

等に、公平にやっております。特にこういう点に重点を置いたというようなことはございません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは三点目の御質問でございますけれども、これは私の方で答えるべきかどうか、ちょっと、御指名でございますので、お答えさせていただきますけれども、一般的な関係で申し上げますれば、各公共施設に各関係部課がいわゆるポスター等の掲示等を行いまして、啓発を行っている。あるいは一番申し上げられると思いますのは広報でございます。これが毎月二回発行されておりますので、こういう中におきまして、市民の方に読んでいただいて理解を深めていただく、こういうふうな問題、あるいは市民相談とかあるいは対話集会というような中におきまして啓発を行う、こういうような関係で行ってるわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　あと、細かく分けて再質問をさせていただきます。初めに投票所の問題でございますけれども、お答えの中で、借り物をだんだんなくしていって、市の施設に変えていくということが一つと、学校の通学区域というものを一つの単位としてだんだんやっていきたいんだということ、それによって住民に便利になっていると思うというふうなお答えがあったと思うんですけれども、私はもし投票所の変更をするならば、全体としての、日野市全域の各投票区の格差を是正するといいますか、そういうことも図られていいんではないかというふうに思うんです。というのは、今回の市会議員の選挙の結果がこの広報に出ておりますけれども、第五投票区、日野台地区センターでありますけれども、ここは非常に地域的な範囲も狭く、しかも有権者数もかなり大幅に少ないんです。こういうところは全然手をおつけにならないで、いま言われた程久保地区センターでありますとか、あるいは一小なんかの問題もあるわけですけれども、かなりまだ範囲が広くて、住民にとって不便が残っているといいますか、不便がさらにふえたというふうな感じの投票所の変更が行われているように思うんです。やはり変更をするならば、地形的な不利もありましょうし、距離的な不利、そういうふうなこと全体を勘案して手直しをすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。その辺もしお答えいただけるならば、どなたが原案をおつくりになったのかということも含めて、再度お答えをいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　投票区域の変更について、地形的なものあるいは距離的なもの、そういったようなものも考慮されているかというような御質問なんですけれども、こういったような地形とか距離とか、あるいは

投票所の施設ですとか、そういったようなものにつきましては、全部一応検討対象にして、データも一応つくりまして、それで投票区域の再編成に臨んだわけでございます。これはあくまでも、区域編成は選挙管理委員会がやることでございますので、あくまでも資料もつくりましたし、区域変更も選挙管理委員会が決定をしてやったことでございます。

御指摘の第五投票区、投票所は日野台地区センターでございます。これが唯一の小中学校でない投票所として残ってしまったわけです。これも学校区、小学校通学区域ということで切りかえをしていこうというような考え方の上で臨んだわけですけれども、御承知のとおり、日野台のあの地域は、約二千人からの有権者がいらっしゃる。その方が全部日野自動車の後ろを回っていかなければならないということで、小学校は第三小学校でございます。第三小学校に投票所を移す場合には回っていかなきゃならないということで、ちょっと無理ではないか、そういう見方を持ったわけで、そのまま残したわけでございます。

あとはいろいろ、遠くなった方もいらっしゃいます。あるいは近くなって喜んだ方もいらっしゃいます。いろいろあるんですけれども、全体的に見て、平均的に見て、まあ許容していただけるんじゃないか。まあまあ前よりは比較的よくなった、投票所も小さい、雨が降ったりなんかしてごちゃごちゃどろだらけになってしまう、これは程久保地区センターの例なんですけれども、投票所の中がたんぼのようになってしまったというようなことなんです。そういったようなことが、学校ですからなくなりました。ですから大体投票所も比較すれば前よりはよくなった、そういうふうに受けとめていただいているんではないか、そんなふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　原案はどなたがおつくりになったのかという質問。

○議長（石坂勝雄君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　この原案は選挙管理委員会がつくりましたので、つまり選挙管理委員会の原案ということでございます。その事務的なものは選挙管理委員会の事務局がやっておりますので、私が局長ですので、私の全責任でつくったということになります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　事務局長の全責任でということでありますれば、これ以上追及するすべはありませんけれども、ただ、いまのお答えに非常に不満が残るのは、やはり現在の二十三投票区、どう見ましても格差があるということでございます。非常に便利なところと不便なところとあります。同じ一票を行使してもらうわけですから、なるべくそういうことがないように、次の、またいずれ変更になるようなこと、あるいは投

票所がふえるようなことがあろうと思うんですけれども、その辺のときには十分勘案をされて、全体として公平な投票所設置ができるように要望をしておきます。

それで、第一点の投票所の問題は一応終わりまして、第二番目の二十代から三十代の前半の若者の投票率の低さといいますか、市民意識の薄さということについてでありますけれども、選管事務局長のお答えにもありましたように、特別に若者に対するＰＲといいますか、選挙のＰＲはやっておられないということであります。私も実際若い方々に対して、選挙のときだけ急激に、そういう選挙だというＰＲをしたところで、それほど効果はないんではないかと思うんですが、もっと根本的に、市政の中で若い人たちが望んでいることを日野市の行政が行っていけば、若い人たちの投票意欲といいますか、行ってみようという感じも出てくるんではないかというふうに私は思うんです。そういう意味で、いまの日野市政の中では、若い方々の声といいますか、彼らはそれほど大きな声を出しませんけれども、若い方々の声にこたえるような行政をしていく必要があるというふうに思います。

そこでさらに質問をいたしますけれども、第一点は、これは教育長にお尋ねをしたいんですけれども、先ほど奥住議員さんの質問の中でも出ておりましたけれども、若い人たちがいま一番求めているのはスポーツの施設、特に野球、ソフトボール、あるいはテニスコート、そういった形のグラウンドだと思うんですね。そういうものに非常に不足があります。具体的に言いますと、日野市でやりたいという方がなかなか市内にグラウンドがなくて、お隣りの八王子に行ったり立川に行ったりしてやっているという状況があるわけですけれども、このスポーツ施設の不足について、どのような対策をお考えになっているのか。特に学校がたくさんあるわけです。学校の校庭開放といいますか、こういうものをさらに前進させてやっていくようなお考えはないだろうか、これが第一点。

第二は、これは生活環境部長になりましょうか、若い人のための集会施設であります。公民館とか地区センター、そういった施設は夜の時間帯の使用に非常に不便を来しております。恐らく九時ちょっと過ぎぐらいになりますと、もう終わりですというふうなことになってしまう。若い方々が集会をしたい、何かをしたいというときには、仕事の後ですから、どうしても夜の時間帯にやらざるを得ない、そういう夜の時間帯にどこかで会議をしたいなと思っても、すぐ早い時間でおしまいにされてしまう、そういう状況だろうと思うんです。そういう意味で、今年度の予算の中に盛り込まれてありました市民生活センターとか婦人センター、こういった新しい施設の一部を、青年のための集会場といいますか、そういうものとして利用させるような考えはないかどうか。そしてさらにその際にも、余り遅くま

でやらせるということになると、職員がどうのこうのという問題が出ると思うんですが、そういう問題を起こさぬように、若い方々の自主的な運営にある程度お任せをするという、こういうふうなお考えはないかどうか、さらにそういうことができないとするならば、日野市は勤労青少年が非常に多いわけです。ですから東京都あたりにお願いをすれば、都立というふうな形の施設で、勤労青少年センターといったようなものが誘致できないだろうかということをお伺いしたいと思います。

それから第三番目は、これも教育長でしょうか。若い方々の市民意識、ふるさと意識の昂揚には、もっと日野市の歴史というものをPRをしていく必要があると思います。いま日野市ではずいぶん学校があちこちでつくられておりますけれども、その際に必ず遺跡が出てまいります。日野というのはかってどういうところであったのか、どんな史跡があるのかということを、もう少し若い方々に知らせる必要があるんじゃないかというふうに思います。細かく言いますと、現実に史跡のところに掲示板があります。教育委員会という字が書いた掲示板があります。実は一昨日もちょっとあっちこっちのを見てきたんですけれども、かなりひどい状態になっています。半分壊れたり、字がもう見えなくなったり、そういうふうな掲示板があります。これは大幅に手直しをする必要があるんじゃないかというふうに思います。これが一つ。

さらに、歴史散歩といいますか、そういう史跡をめぐる一つのコースづくりというふうなものもやってみたらどうか。これは新旧住民の対話の場にもなるんじゃないかという気がいたします。

第三に、これは前々から言われておりますけれども、郷土資料館、もうたくさんの資料が公民館の地下ですか、埋まっているわけですね。埋っているといいますか、そのままになっている。ああいうものはもっと日の目を見せなければいけないと思うんですけれども、郷土資料館、一体いつになったらおつくりになるのか。以上三つ、これは教育長に重ねてお尋ねをいたします。

第四番目に、これは市長にお伺いをいたします。若い方々の意識を日野市政に引きつけるには、日野市政の中に夢が必要ではないかという気がいたします。いろいろな夢が考えられると思うんです。その中の一つとして、いま眠っている姉妹都市の問題ということを伺いたいと思うんです。これはもう二十年ほど前だと思いますけれども、日野市というのはアメリカのカリフォルニア州にあるレッドランド市と姉妹都市の交流を始めているわけです。姉妹都市契約を結んでいる。しかしこれが現在かなり放置されているように思うんです。こういうものを復活させれば、若い方々にかなり一つの夢が与えられるのではないかというふうに考えますけれども、この辺について市長のお考えを伺いたいと思います。以上四つ、お答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一番先にありました、市民、若者が大いに希望しているスポーツ施設などについて不足しているんじゃないか、それからまた学校などの開放をもう少し進めたらどうか、こういうようなことでございます。一時期によく、私は高等学校にいたわけでございますけれども、無気力とか無関心とかあるいは無感動とか、三無主義というようなことが、何となしに若者の中に蔓延したことは事実だと思います。

そういうようなものが現在の若い方々の中に依然としてあることも否定できないと思いますが、これをいかにしてそういうものから、もう少し気力を盛り上げていくのかというようなことは、これは教育の一つの基本的に取り組んでいかなければならぬ、これは学校教育においてもそうですし、あるいは社会教育においてもそういう面が必要だ、こういうふうに基本的には考えております。

それでスポーツの問題でございますけれども、確かに議会があるたびに、いろいろ議員の方々から指摘されていますように、スポーツ施設が不十分であるということは、これはもう否定できないわけです。しかしそれに対してきょうも、桑園の跡地とか、あるいは河川敷の利用とかそういうようなもの、そういうようなことについて大いにつくれと言ってくださっていることについては大変ありがたいし、恐らく市長部局でも、そのことを十分お考えいただいていると思います。こういうものはできる、いまの社会教育の中で、やはり施設をまずつくるということが一つのポイントだということも否定できないことだ、こういうふうに考えております。それから、そういうことで不足しておりますけれども、それはそれで放置しておいていいのか、ということで、現有のものをいかして活用するかということを強く工夫したりしているわけですが、その一つが学校開放ということで、恐らく日野市はもう十年ぐらい前から、学校開放というようなものをやって先駆けていたわけでございますが、そのことの利用の仕方、あるいはその拡張の仕方というようなことについては、現在もいろいろ工夫しておりますし、今後ともそれはできるだけ開放していきたい、こういうふうに思っています。

現在学校開放につきましては、特にスポーツ開放については、スポーツ団体、あるいは十人以上でグループをつくって、そしてその方が責任をもって使っていただくということにしておりまして、そのために月に一回ずつ、そういう方の責任者に集まっていただいて、公平に、くじ引きなどを通しまして、そして学校の開放の割り当てをせざるを得ないというのも、これもやはりグループの数に比べて施設が少ないということのために、

そういうことをせざるを得ないんですけれども、また、そういうふうに集まっていただくということが、逆にいうといろいろの人々の交流を深める、そういうものを利用する方々の交流を深めるという点では、一つの成果でもあるんじゃないか、こんなふうに考えてそういうふうに進めておりますし、現在でも少しまだ開放していないところはありますけれども、できるだけそのようなものについての開放を進めていきたい、こういうふうに考えております。

それからもう一つは、若い人たちに日野市をもう少し知らせたらどうだろうということを言っているわけですけれども、これも確かにそのとおりなんでございまして、そのためには一つの歴史を知るというようなことも大切ですし、私たち学校の先生を新しく来ていただいたりすると、市内めぐりというようなものを現にやって、日野市をひとつ見てください、それから地図などを持ってひとつ歩いてくださいということをお願いしております。そんなふうにしまして、まず日野市を知るということが大事なんでありますが、そのために、現在でも史跡めぐりというのは、これは毎月一回ぐらいずつ募集しながらやっているわけですが、これについて、どういうのが一番史跡めぐりとしていいかというような一つのモデルをつくれとおっしゃることについては、これは史談会などとも協力しながら、ひとつそういうようなものを、今後、はっきりしたものをつくっていくという方向を考えていきたい、こういうふうに思います。

それから掲示板のことでございますけれども、この掲示板につきましては、これは毎年、計画的に、特に史跡ですね。指定したものにつきましては、それをいまつくっているわけですが、古いものが確かにできてきていますが、それについても一挙に全部というわけにいきませんので、毎年、五ないし六ぐらいの掲示板を新しくつくって、それを市民の方々に知っていただくという方向をとっております。

それから最後に、郷土資料館でございますけれども、確かに郷土資料館というようなものを持つ教育的な意味というものは非常に大きいと思います。しかしいま、残念ながら、日野市の場合には、そういうことをお願いしておりますけれども、まだその段階ではない。市民会館そのものもまだできてこないという状況の中で、そういうようなものは、まだもう少し先のことになるんじゃないかと思いますけれども、そのことについては市長部局の中にもお願いをして、御理解はしていただいている、こういうふうに考えております。ただ、それでも何とか場所をということで、公民館の一部を改造してもらって、そして持っている資料の一部分を掲示するとか、あるいは図書館などに、あるいはいろいろな資料を少しずつ展示していく、そういうようなことを、ささやかながら努力はしておりますし、今後ともそういうようなものについての方向は広めていかなきゃならない、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　市民生活センターにつきましてはすでに予算で決定していただいております。そういうことで、いずれ条例をまた御提案申し上げるわけでございます。そういう意味で、一応それにつきまして、やはり建物は建っていくわけでございますので、その辺についての構造上の問題とか、それから警備上の問題等を勘案の中で、なるべく御趣旨に沿うような形で進めていきたい、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　投票率の分析で、若い人たちの投票意欲が、特に地方レベルの選挙で低い、こういう御指摘であり、またその対策として、いろいろな施策の中の、特に青年に夢をという御意見で質問されておるわけですが、その投票率の低いということは、これは日野市の人口分布が、比較的これまで、ふえる人口の大部分は比較的若い方だったというふうに言えると思うわけですが、若い人たちが何に帰属するかという、それぞれの今日の生活の価値感の問題が大変多様であります。したがって、地域に関心を持ってもらうきっかけをつくるということは重要なことだとは思っておりますが、なかなかその焦点はつかみがたいといいましょうか、都市型の投票率に日野市は近いわけでありまして、特にその帰属意識がまだ若い人ほど、郷土感ということについての距離がある、このように言えるんではないかと思っております。最近の傾向といたしまして、生活の中に文化やスポーツを取り入れるという若い人たちの生活意識もありますので、努めてその方向に施策を広げていこう、こういうことをいろんな形で進めておる状況であります。

御指摘の、青年に夢をということで、一つの例として、姉妹都市との交流にもっと関心を持って、こういう御指摘のわけですが、レッドランド市とは一応の友好関係は継続的に保っております。機会がある都度、メッセージをお届けするとか、そのようなことは行っております。ただ友好使節を派遣する、交換するというふうなことは具体化しておりませんが、聞くところによりますと、青年会議所でそういう試みをされようと、こういう計画があるやに承っております。復活をする手段というのはいろいろあろうと思いますので、これからいろんな御意見を聞かせていただきたい、このように思うわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　第一点のスポーツ施設の面では、ぜひこれからも学校の校庭開放といいますか、そういう面をまず具体的に、身近なところから積極的に進めてほしいというふうに思いますし、第二の若い人のための集会施設につきましては、ぜひその市民生活センターとか、そういうものに、若い方

々が使える場所といいますか、そういうスポットをつくっていただきたいなというふうに思います。

それから最後の市長さんのレッドランドとの交流の問題でありますけれども、同じころ始めた立川とか青梅が、途中行政が変わったにもかかわらず、ずっと継続をしてやっているわけなんです。これは若者に夢をという面と同時に、一つの行政としての礼儀といいますか、町と町との約束をして、交流をしましょうとしたものを、途中で何となく、立ち消えというとおかしいですけれども、十分にやらないということは、行政体としての信義というものがあると思うんですね。そういう面も含めまして、ぜひこういういいものが実際残っているといいますか、制度としてあるわけですから、有効に使われて、若い方々に夢を与えていただきたいというふうに思います。

次に三番目の投票率が常に低い地域への対策も含めまして、全体としての市民意識の昂揚ということですけれども、先ほど部長さんの方からお答えをいただいた中に、広報ですとか、市民相談あるいは市長との対話集会というふうなことが、市民意識昂揚のためにやられている、そういうお答えがございました、実はその一般市民相談ですとか対話集会について、こういう「市民相談の記録」というものが、りっぱな記録なんですけれども、昭和五十二年から三、四、五、六とつくられているわけです。まず市長との対話集会なんですけれども、この五十五年の記録を見ますと、非常に出席者が少ないんです。ちょっと数字を読みますけれども、六人、七人、九人、十四人、二人、二十九人、八人、八人、少し飛ばして二人、八人、こういうふうに、十六回ですか、やっているうちの八回ぐらいが、八名とかそれ以下の人数で行われているわけです。これ、十分なPRをしてやっているんでしょうか。つまり広報だけに頼っているのではないか。地元の自治会とか、地元がある市会議員さんとか、そういうふうなものに十分連絡がいって、さらにその上でやっているものなのかということを、まず伺いたいと思います。これが第一点。

次に伺いたいのは、これは一般の市民相談及び市長との対話集会、両方について言えることなんですけれども、市民から出された要望に対する日野市側の、行政側の対応であります。回答がいかにりっぱないい回答であっても、その回答が市の施策に取り入れられていなくては意味がないというふうに思うんです。この「市民相談の記録」というのをよく読んでみますと、昭和五十三年度のものですけれども、この「市民相談の記録」の中で、都市施設の整備に関する問題が全体の四六%だと。その中でも道路の整備と計画、及び下水道を中心とした市の排水計画、その対策を問うものが大半だというふうに書いてあるわけです。さらに五十四年、五十五年の同じ項を見ましても、常に下水道及び道路などの都市基盤整備のおくれが指摘をされておるというふうに書いてある。さらに一番私がおかしいなと思ったのは、一般相談についての総括をした文章があるんです。五十四年版、五十五年版です。総括をした文章があるんですけれども、両年度とも全く同じ文章で総括されてあるんです。読んでみます。「特にベッドタウンとして急激に発展してきた当市は、人口増に伴う学校建設等に追われ、都市としての基盤整備が立ちおくれており、この点を指摘する要望、苦情が多く寄せられました。市としてもこれらの整備には、いま市政の最重点課題として取り組んでいますが、まだ道路、下水道など、市民に満足されるだけの整備が進んでいないのが現状であり、なお一層市民の協力と理解を得て、問題解決のために、市の組織を挙げてあらゆる努力をし、市民要望にこたえなければならないと考えています。」こういうふうに書いてある。ほとんど同じ文章が五十五年、五十六年と続いて書いてあるわけですね。これは相談を受けているわけですね。こういう要望が一番ありましたということが載っているんです。そもそも市民相談というのが、市民の要望を市政に生かすためにあるわけですね。総括の中に、市政の最重点課題として云々ということが書いてあって、それがどうして二年間も同じなんでしょうね。取り組み始めましたとか、そういう文章が次の年にはあっていいと思うんです。同じ文章で二年間総括をされている。これは非常に不思議でなりません。

つまり、都市基盤整備が最重点課題だということが一体どうなっちゃうのか。すでに通ってしまいました。本来ならばこの一般質問というのは予算が通る前にやるべき筋合いだと思うんですけれども、通ってしまった予算に苦情を言っても仕方がありませんけれども、今年度の予算面にも、この総括では、市の最重点課題として都市基盤整備というようなことが書いてあるけれども、今年度の予算面にもその点があらわれていなかった。これは私が指摘したとおりであります。ですから、一番初めに申し上げました百草、落川地区なんかは、この都市基盤整備のおくれが一番ひどいんです。この辺に対する不満が非常に大きい。しかし、幾ら要望をしてもなかなか手をつけてくれない、やってくれない、ですから市政に対する不信が出てくる。投票に行ってもむだですよということになってしまう。そうではないかというふうに私は思います。

そこで市長に質問いたしますけれども、この市民相談の記録の中の、この都市基盤整備を最重点課題としていま取り組んでいるということが二年続けて書かれている。この辺をどういうふうにお考えになるか、伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま質問されている御趣旨に、私は全く不思議に思います。都市基盤の整備ということは、そう一朝一夕にはできないことなんです。基礎的な調査をし、一

定の行政の事務手続をし、その上に事態が進められるわけでありますから、二年や三年でその表現が変わるなんということがあるはずもないし、私は今後十年間ぐらい、都市基盤の整備ということは、日野市の最重点課題というふうに考えております。それから、市役所全体がこれは市民相談の窓口であります。たまたま相談係のところを経たものが収録されておりますが、私は市役所全体、これが市民相談の窓口である、このように思っておりますから、収録されているものはその一部だというふうにお考えいただいてよろしいと思います。

それから今日の地域格差といいましょうか、日野市は申すまでもなく、従来水田地域農村であったところに、急速な都市化と人口がふえて、都市化という傾向をたどっているわけでありますから、計画の上に人口を迎えたということではありません。ふえた人口に対処して、どのようにその生活基盤を整えていくか、つまり都市化の手段を取るか。そのためには道路、下水、それから環境整備、もちろん教育や福祉の施策も大切であります。そのあたりの全体を考えますならば、日野市の今日置かれているという立場がよくおわかりのはずです。せっかちに事を運ぶことは決していいことでもありませんし、都市計画そのものが、これは百年の計であります。これを三年や五年で大きな変化があるというふうに思われるのが少々無理なわけでありまして、そのことをよく説明をする、よく理解をしてもらう、これが特に市民参加のために必要な手段である、このように考えております。したがって、自治というものは、あなたが言われますような、投票率がなるべく高まってくる、つまり自治に対する一つの帰属意識、これがおのずからの順序だというふうに思いますが、これからだんだん定住意識も強くなっていってあります。特に日野市はふるさととして良い町だというふうに理解されておりますので、その期待にこたえながら、確実な市政を進めていくというところに、私どもの責任がある、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　どうしても私にはよく理解できないわけですけれども、市長がまだ二年目、三年目の市長さんであれば、それは十分わかりましたということで私は引き下がれると思うんですけれども、すでに十年目ですか、をお迎えになっている。しかもこの総括の文章によくあらわれているんです。前にも言いましたけれども、これまでは学校建設等に追われてきているんですよ。とすれば、いまこそ変えなければいけないということを言っているんです。それを市民もわかっていて要望をしているわけです。市民の一人が要望しているというんじゃないんですね。総括の中に書いてあるわけですから、多くの市民がそれを要望している。ですからそういうものが当然今年度の予算の中にはあらわれてこなければいけなかったとい

うことを申しているわけで、急にやれとかということではないわけです。もう十年たっているわけです。それをさらにつけ加えておきたいと思います。

それではさらに関連をしまして、この辺を別の角度から質問をしてみたいと思います。まずこれは収入役にお伺いをしたいと思います。これまで先輩議員各位の御質問に対しまして、市長初め他の部局長のお話は一通り伺えたわけでありますけれども、まだ収入役の答弁を私伺っておりません。これまでの関連から、ただいまの問題に絡めて、少し質問をさせていただきます。

この日野市行政調査研究会報告書というのがあります。これは非常にすばらしい、日野市の現状というものをよくとらえた報告書だと思います。この中の十五ページ、私はしつこく同じところを突きますから。十五ページ、「日野市の現状と問題点」の中の、「都市施設」の項です。ここに下水道計画について書いているところがあるんです。読みますと、「三鷹市がこの問題に取り組み始めた昭和三十年代後半ごろから、日野市も人口急増地域となり、早晩着手しなければならなかったにもかかわらず、財政状況の豊かであった時期を失して、今日実現へ踏み出したことはやや遅きに失した感がないではないが、市民にとってきわめて意義深いことである。今後の市政の重点として精力的に努力されることが望ましい」こういうふうに書いてあるわけです。つまりこの報告書がつくられたのは、当時財政収入があまりよくなかった五十一年ころでしょうか。これは五十二年の発行ですから五十一年ころにつくられているわけですね。つまり財政収入が悪くなったころに始めたということ、もっと早くやっておけばよかったなということが言われているわけです。しかも始めた以上は、重点にしてやりなさいよということが書かれているわけです。その後、昭和五十三年、五十四年、五十五年、五十六年、先日の予算審議の中でもありましたように、年々財政状況は豊かになっています。どんどん豊かになってきている。そこで質問なんです。今年度もこの予算面でも豊かな税収を見込んであるわけですけれども、さきに予算委員会でも、たしか米沢議員だったと思うんですが、御質問に答えて、予想よりも恐らく市民税収入といいますか、税収はアップするのではないかというふうな感触を伺っております。まずその辺をもう一度お答えをいただければありがたいと思います。これが第一点。

また、もしそうだとするならば、先ほども言いましたように、市民相談とか対話集会、そういったもろもろの市民の声を聞く場での市民要望の高さ、そういうものを踏まえて、財政状態が豊かないま、とるべき対策、つまり下水道整備を中心とした都市基盤の整備に、市政の重点をお移しになるように、収入役の立場から市長に進言をされるつもりはないかどうか、これを第

二点としてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　収入役。

○収入役（成井正夫君）　私に質問ということでございますが、税収の関係につきましては、私どもの方に答えろというのはちょっと無理ではないかと、こういうふうに思います。これはやはり市民部の方で年度年度の見積もりを出しまして、そしてやることでございますので、これについての私の方からのお答えは適当でない、こういうふうに思います。

それからなおまた、いろいろな下水道その他大きな事業の関係について、財政上の中から市長の方に進言と、こういうことでございますが、これまた私の方の所管でございませんで、財政予算を立てる企画財政部の方の所管でございます。私の方では、決められた予算の中でどれだけ入ってくるか、どれだけ支出があるか、こういう数字を確実に、間違いなく記録する、こういうことでございまして、決算の中でそういう点すべてはっきり出しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　不都合な質問であったかもしれませんけれども、あえて御質問申し上げたのは、収入役のお声を聞きたかったからでございます。

それで、いま同じ質問を、それでは担当の部長にお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　第一点の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。御質問は、いわゆる本年度の予算特別委員会で、私の方から一応米沢議員さんにお答えをいたしましたけれども、再度の御質問でございますのでお答えをさせていただきます。一般会計の本年度の税収入は百五十九億七千一百万円でございます。これに対しまして予算委員会の席で、この数値は、いわゆる表現が余りよろしくないかもしれませんが、非常に辛い見積もりなのか甘い見積もりなのかと、簡単に言うとそういう御質問だったかと、私記憶をいたしております。私の方からは、お答えをいたしましたのは、百五十九億七千一百万は、これは確実に、要するに収入になるであろうという数値でございます。つまり若干甘いといいましょうか、表現はそういうお答えをさせていただいたと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。御指摘の下水道事業が、あるいは都市基盤整備事業が重点課題であることは、財政当局もよくわきまえておるつもりでございます。五十七年度予算につきましていろいろの御指摘がございました。ただ一点、明瞭といいますか、わりあい簡単にわかる一つの数値といたしまして、予算書の五百二十六ページにあります構成比の中の普通建設事業費等を構成比率を見ていただきますと、ほかのところの構成比率は前年五十六年対比同様でございますが、普通建設事業費だけが四％ほどアップしております。というのは、一応そのような事業に金を配分して、予算を編成したという事実があらわれているというふうに理解しております。

なお、御要望のように、そういう事業が重点課題であるからして、予算編成をそのようにということにつきましては、当然理事者の方にもそういう意見を申し伝えるつもりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　そうすると、いまの企画財政部長のお答えですと、今年度の日野市の一般会計予算、あるいは特別会計予算も含めて、最重点課題は都市基盤整備、下水道、道路を中心とする都市基盤整備というふうに考えていいですね。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。そのように施策としては重点課題と思っています。ただし事業執行の年度計画がございます。ちなみに参考までに私の方で試算しております内容からいきますと、下水道事業に膨大な支出が伴ってまいりますのは、昭和六十一年ごろから膨大な支出が伴うものと予測されております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　施策としては最重点であるけれども、お金が出ていくのは六十一年からだという、何かよくわかったようなわからないようなあれですけれども、とりあえず、余りくどく申し上げてもまずいと思いますけれども、時間的にもそろそろまとめに入りたいと思います。

昭和三十四年ごろまでの日野町、これはいわば閉じられた社会であった。住民は町の行政とも緊密につながりを持っておったし、その間には血の通い合いともいうべきものが存在していたというふうに思います。ですから自分の住む町に愛着を感じ、そこから生ずる自治意識が底流を流れていたというふうに言えると思います。しかし人口の急激な増加に伴ういやおうなしの都市化によって、この閉じられた社会は開かれた社会へ変質をしてきております。かっては住民の多くが父子代々この町の中に住み、生活はもとより、仕事も余暇も、ほとんどすべての活動がこの町の中で行われていたわけであります。しかしいまでは、日野市民の多くは、日野市の外で働き、あるいは外で余暇を楽しみ、かなり多くの活動をこの日野市以外の場で行っているわけであります。こうした環境の中では、住民の自治の原点を踏まえながら、この開かれた社会に対応する市政といいますか、行政を展開することが必要であり、そうしてこそよく言われる地方の時代への道が開かれるものと思います。これからの市政の運営には、市民意識の多様化に応じまして、市民と市当

局とのコミュニケーションがもっともっと緊密化されなくてはならないと思います。そして、これまで声なき声といいますか、そういう声にとどまっていた市民の声が、市の行政に十分に反映をされるようになることが必要であると思います。そういう意味からも、現在、市長が市民の自治意識の昂揚のために行っておられるいろいろな施策、特に対話集会あるいはそういった市民相談とか、そういった諸施策におきまして、常に多くの要望が出される点、重点的に要望が出される点、恐らくこれからもしばらくはこの都市基盤整備というものについての要望が常に出てくると思います。どうかこれら市民の声を、これからの市政運営に積極的に取り入れられて、市民ともども、この愛する日野市をつくっていく。そしてあしたに向かって誇れる日野市をつくっていただくように、心よりお願いを申し上げまして、私の非常につたない質問を終わりたいと思います。長い間おつき合いをいただきましてありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二十の一、市政レベル選挙に於る投票率の向上、つまり市民意識の昂揚に関する質問を終わります。

二の一、市立総合病院の高度医療の推進をについての通告質問者、秦正一君の質問を許します。

〔二十六番議員登壇〕

○二十六番（秦　正一君）　市立総合病院の高度医療の推進ということで質問させていただきます。この件につきましては予算委員会を初め、一般質問等でも、市立病院の件につきましてはるる質問がなされまして、私はあくまでも高度医療の件に主体を置いて質問したいと思います。またきょうは病院長が忙しいところおいでくださいましてありがとうございました。

昨年の十一月、市立総合病院の創立二十周年を迎えまして、約六億のお金をかけ増築されまして、二十周年式典と同時に落成式も行いました。二十年の歴史の中ではさまざまな経過をたどって、ときには医師会といろいろな問題もあっただろうし、また公立病院という立場からの運営面において、非常に大変な時期もあったと思います。いずれにしても、市民のための医療機関である公立病院としての役割りを果たすべく、院長初め医師、また看護婦、職員、この人たちの努力は大変なことだと思います。その点については深く感謝申し上げる次第でございます。

そこで、増築された二十床の増床がなされて、公立病院としての内容的な面をここで充実を図っていかなければならないときにきているのではないか、このように思うわけでございます。昨年の十二月の定例会の一般質問等でも、市立病院の問題を取り上げ、ＴＣの医療機器を入れたらどうだとかＭＥ機器を入れたらどうだというふうな、公立病院のあり方の質問をされた方もおりますが、私も同感で、市立総合病院が高度の医療に目を

向けていただかなければならない必要的なものじゃないか、このようにも思います。昨今、年配の人ばかりじゃなくて、中年の方も往々にして脳卒中とか脳血栓とか、また心筋梗塞等で倒れる方がわりあい多いわけでございます。これも高度医療、要するにＩＣＵ、集中式緊急医療体制ですか、こういったふうな確立を図ることによって、循環器系統、ＣＣＵの医療機器、設置によって容易にその病名をキャッチすることができる。それに沿って早期な治療をし、手当てを与えることによって、生命の危険から逃れることができる。その割合は非常に高いものと思います。

ところが、このような医療機器が市立病院にはないために、他市の府中病院とか都内の病院に運んでいかなければならない。その場合に、多くの方は途中で命を落としてしまう。このような結果になっているのが現状でございます。このような点を考えて、市立病院が、脳外科センターまではいかないにしても、それに近い高度の医療を実施することによって、このような市民の念願するこういった面の、特に必要性を認識できるんじゃないか、このようにも思います。ＩＣＵにしてもＣＣＵにしても相当な高価なものであることは、私素人ですから、どのくらいかわかりませんけれども、いずれにしても高い、金額の張るものだ、このようにも思います。いずれにしても市民が安心して暮らせる、また信頼して市立総合病院にかかれる、このような医療体制を確立することが市立病院としての役目じゃないか、またこのような使命を持っているんじゃないか、このようにも思います。医師会とか開業医においても、こういった方向に市立病院が進むことを強く市民と同時に望んでおるわけで、どうか病院院長、恐らくこのような気持ちは同じだと思いますが、どうかここで踏ん切りをつけるように、何とかそういった方向に目を向けてやってもらいたい、このことを希望するわけです。院長の専門的な立場からも、いろいろとこれに対する考え方、またあると思います。いずれにしても二十年の歴史を持った市立総合病院でございます。当時からこの市立病院にもう働いていらっしゃるこの院長でございます。何とかここで踏ん切りをつけて、市民のための医療体制を確立してもらうよう願うものでございます。これに対する院長の見解をお伺いしたいと思います。もちろん医師の充実を図らなければならないろんなネックがあると思います。またスペースの面、場所的な面においても、いまのままではどうにもならない。裏の駐車場を確保するとか、また場合によっては関口電気あたりの跡地を確保しなければならないかもしれません。いずれにしても、そういった執行部の考えは、そういった面でいろいろあると思います。まず院長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　秦正一君の質問についての答弁を求めます。病院長。

○病院長（竹内真純君）　ただいまの御質問にお答えいたします。いま秦議員さんの言われましたことは、全く私も同感でございますが、私も来たときは若かったんですが、いまになって考えてみますると、若げの至りだったかと思うくらい、来ました当時ハッスルいたしまして、どうしてもこの病院は、この前もお話しいたしましたが、最低三百ベッドの病院に持っていかなければ、市立病院として日野市が誇り得る、市民が信頼できる病院にはならないというふうに感じてまいりました。この二十年間、先ほどもお話がありましたが、私は私なりに苦労してまいりました。最大のネックと申していいかどうかわかりませんが、最近は医師会も比較的協力的になってまいりましたが、当時私と花輪会長との間では常に丁丁発止でありまして、二人で言い合ってばかりおりました。私は数字を挙げて、市立病院は当然こうあるべきだということを市立病院の立場から申し上げたんですが、向こうは向こうでまた開業医の立場といたしまして、市立病院がそんな大きなものになっては困るという、実情は私もわかりますが、実際にだんだん病院が大きくなってまいりましても、結果的には日野医師会を圧迫したことにはなっていないと思います。今後三百ベッドになりまして高度の医療ができるようになりましても、私は決してその医師会の先生方を圧迫することはないというふうに思っております。そういう意味におきまして、私も努力してまいりましたが、いかんせんいまの状態、石油ショックの前に一時、議会の古い先生方は御存じかと思いますが、二百五十ベッドまで持っていくという案が出まして、議会にもかけられたと思いますが、医師会からの横やりで、それは御破算になってしまったということになりました。その後土地の値上がりもありますとか、いろいろなことで、だんだんと増築が困難になってまいりまして、その中でもわれわれも努力し、また市長も理解を示されまして、昨年度五億六千万ですかで一部増築もいたしました。ただ、あれはいままで、設置したくても設置できなかった器械がやっと入れるようになったという程度のものでありまして、いま御指摘のような器械を設置するということは全くできないというのが現状であります。現状ではまだ病院が狭くて、会議室等もございませんし、なかなか苦労して、伝染病院の部屋を借りるとか、いろんなようなことで苦慮してやっているくらいでありますので、私の考えとしましても、ぜひそういう器械を設置して市民の方々のお役に立ちたいという考えはございますが、いかんせんなかなかできないというのが現状であります。先ほど関口電気の跡地というふうなこともございました。私の方からもここは市長にもぜひ買ってもらいたいということでお願いしましたが、なかなかそれはいろんな点もございまして、そううまくいきませんので、あれが大体二千坪あります。現在の病院の敷地が約三千坪。五千坪ありますというと、まず三百ベッドの病院としては私はりっぱなものが一応できるんじゃないか。その際にはもちろん当然ＩＣＵ、ＣＣＵというものも入れられるというふうに考えておりますが、いかんせん狭くて、とてもどうにもならないというふうな現状でありまして、今後その土地の問題から解決しませんというとなかなかできないというような現状であります。前には日照権の問題、それから日影条例とか余り厳しくなかった時代ですと、あそこの表の方に六階建てぐらいの、いまの二階の古い建物を壊して建てることもできたわけですが、いまはいろいろとそういうことがむずかしくなってまいりまして、そういう高層建築はあの地点ではできないというのが現状だというふうに聞いておりますので、敷地の問題が解決つかない限り、これはどうにもならないというふうに私は考えております。

　それでいまの高度医療の問題でありますが、ＩＣＵと申しますのは集中治療室と申しまして、非常に重症な患者が大きな部屋に入れます。一人の患者のために十五平米が必要だというぐらいに広い部屋に患者を入れることでありまして、私もよその病院見てまいりますが、大体ＩＣＵの設備を持っております病院は五百ベッド以上の病院が多いようでありまして、医師もそのために、特に一般の当直以外に専属の医師が、常に二十四時間態勢をとるというふうなことが必要であります。場所からいいましてもちょっと無理なようでございます。

ＣＣＵにつきましては、これはいまお話がありました特に心筋梗塞というふうなものを対象にしてやる分でありまして、この方はまだ手がつけられないほどでもないんでありますが、これも現在の病院の中ではちょっと設備的に場所がないというのが現状であります。

　ＩＣＵをこの辺で持っておりますのは――ＣＣＵはございますが、ＩＣＵを持っておりますのは、この辺ですと八王子の東京医大の医療センター、あそこにはございます。今度青梅の市立病院で増築が行われましたが、ＩＣＵを入れるということになっておりますが、ＩＣＵを入れるということでスペースをとってある病院は比較的多いんですが、それにつくところの医師と看護婦、それからまた常に検査をしなければなりません。血液の中の酸素ガスの分析をするということで、検査技師も絶えず待機をしなければならない、というふうなことで、相当な人員を持っておりませんとなかなかこれに取り組めませんので、ぜひ置きたいということで、増築するときにＩＣＵの部屋をとっている病院は大きな病院にはございますが、なかなか実際にそれが回転しているという病院は、私は少ないように思っております。三多摩地区では少なくとも、いまの東京医大の医療センターと、今度青梅にできます青梅市立病院にできるということでありますが、それが実際に動いているかどうか私は存じませんが、そういうふうなものが日野市にもできれば、もちろん

私は日野市として誇り得る病院ということが言えると思います。
ただ、私どもいままでぽつぽつとやってまいりましたのは、やはり市民病院というのは市民に密着した病院であります。げたばきでも市民が、ちょっと診てくれよというふうな軽い気持ちで来る方々も、われわれは断るわけにはいきません。そういう方々のめんどうも見たい。その上にさらに高く高度の医療を積み重ねるというのが、私は市民病院のあるべき姿だと思います。国立病院とか都立病院ですと、何々センターというふうなことで、それだけを専門にやる病院として伸びることも結構と思いますが、市立病院はそういうものでなく、やはり市民に密着した病院としてまず発足し、その中から高度の医療にまでだんだん伸びていくというのが、私は本来の姿だと思って、現在もそのような考えで運営してまいったんでありますが、いまになりますというと、だんだんと医療の器械も発達しまして、当然私たちもそういうふうな病院の設営と申しますか、設備と申しますか、そういうものが必要な時代になってきているということは御指摘のとおりであります。

私考えておりますに、いまのところまだＩＣＵ、ＣＣＵはございませんが、今度増築したために入る器械がございます。これはレントゲンで血管の連続撮影と申しまして、血管の中に故障が起きた場合、たとえば脳卒中でもよろしいんですが、脳の血管に故障がある場合に、脳の血管へ胃のところから注射します。薬をぽんと入れまして、これを急速にぽんと入れます。そうすると血管の中にその薬が入っていきまして、それでレントゲン写真を撮りますと、脳の血管の状態がわかります。そういうふうな設備もなかったんですが、それが連続しまして一秒ごとにぱちぱちと写真を撮っていきますと、血管の中に血液が流れていく状態が目によくわかる。そういうふうな写真が撮れるような器械、これが六千万いたしますが、これは今度私どもの方でぜひ入れるということになりました。

それから御存じと思いますが、所沢の富士見病院で問題になりました超音波の診断装置というのがございます。これは古いのは私どものところにも入っておりましたが、どんどんと器械は新しくなりましたので、本年度はさらに新しいものに買いかえる。婦人科では非常に重要な診断の器械になっております。また内科、外科でももちろん必要でありまして、それは本年度何とか入れたいというふうに思っております。

それから心臓の病気につきまして、心臓弁膜症、いろいろな程度のものがございますが、そういうふうなものを見つけ出すための超音波の診断装置、これもできれば入れたいというふうに思っておりますが、いずれも高価なものでありまして、何とか入らなければリースでも入れたいというふうに考えております。若い医者の中には、あれがなければ、心臓の診断というのは確実には院長できませんよというふうなことを言う医者も

出ておりまして、若い医者の中から、ぜひそういう器械を入れてもらいたいということで、本年度はそういうものを入れるように、まずＩＣＵ、ＣＣＵ前の段階で、まず入れなければならないものがまだまだたくさんございますので、そういうものは逐次入れていきたいというふうに考えております。

それから脳外科の話もありましたが、ぜひやはり脳外科は迎えなければならない。緊急の場合の脳外科というのはどうしても必要でありますので、そういうものを、来年度何とか医師を確保するということになるのですが、さあ部屋がないというふうなこともありますので、そのやりくりに苦慮するわけでございます。

それから人工腎臓透析と申しますか、腎臓疾患で非常に悪くなった患者さんに対して、人工腎臓の器械を据えつけて、それで血液をきれいにするというふうな設備もございません。いま私どもは、そういう必要な患者がある場合には、よその病院に送って治療を受けているという状態でありますが、こういうふうな問題も今後解決しなければならないというふうなものがまだまだ山積しておるわけでありまして、こういう方面に向かいまして、私もぜひこの病院を持っていきたい。医師会の先生方も、最近は私も花輪先生と非常に仲よくなりまして、会ってもにこにこ話をすることができます。私も成長したといいますか、年をとりましたが、花輪先生も大分年をとられて、非常に話がよくわかるようになりましたので、これからは医師会とも仲よくやっていけるんではないかというふうに考えております。

一応簡単ですがお答えいたします。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○二十六番（秦　正一君）　ＩＣＵとかＣＣＵの施設はなかなかむずかしい。敷地の問題、現在の状況の中では無理だというふうに言われておりますが、敷地の方はこれは市長部局の方で考えればいいことであって、院長はあくまでも、どうしてもやりたいという気持ちを、市民の市立病院としての、安心してかかれる、信頼される市立病院ということで、それに沿って、前向きな姿勢でやる以外にない、このように思います。敷地の面を考えるのはもちろんこれは無理かもしれませんけれども、これは市長さん、ついてるわけで、革新市長、特に日野の市民のことは思ってるし、また、何とか信頼されるこの市立病院をつくろうという面では、前向きな姿勢で考えているわけで、その方は何とかなると思いますので、あくまでも院長はそういった意気込みを持ってもらいたい。その前提として、恐らくＣＴとかＭＥに近い機器じゃないかと思いますが、これを近々に設置していきたいということなので、そのように解釈していいかどうか。ＩＣＵとかＣＣＵとかになると、これは医師の確保も大変だと思います。しかしこのような施設をつくることによって、機器を置くことによって、先生方も大いにここへ希望し

て来るんじゃないか、こういう面もあると思います。また二十四時間医療態勢をつくらなければならないし、そういった面のなかなか大変な面も起きてくると思います。いずれにしても、院長のおっしゃることは、私の考えることと一致だというふうに私は確認しておきたいと思います。

一点だけ、ＣＴとかＭＥは、先ほどおっしゃいました機器と解釈していいかどうか、レントゲンのその機器ですね。それと同じ機器なのか、その点を確認しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　病院長。

○病院長（竹内真純君）　いま申し上げましたのはＣＴは入っておりません。ＣＴはこの前のときにも申し上げましたが、非常に必要な器械でありますが、いまのところ入っておりません。五十七年度は恐らく無理だというふうに考えておりますので、五十八年度には何とかそれを入れていただきたいというふうに考えております。ただこの間もお話ししましたように、ＣＴを入れるようになりますと、相当面積が必要でありますので、恐らく入れるとなると、現在あります構堂をつぶすということをやらなければならないと思いますが、私ども医者の立場になりますと、構堂はなくても器械は入れたいというのが医者の本心でありますが、その点も御了解願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○二十六番（秦　正一君）　では最後に市長部局にお伺いいたします。先ほどるる理由としてはお話ししたわけですけれども、市民が本当に市立病院としての、公立病院としてのその役割りを果たすべく望んでいるわけでございます。また医師会としても当然、開業医と同じようなことをしていたんじゃ、この医師会も協力してくれないだろうし、また医師会としても望んでいることであるわけなんで、当然、そういった面では、この高度医療については市長も関心持っていらっしゃると思います。そういった面で今後の問題ですね。きょう、あしたというのは無理かもしれませんけれども、近い将来にこのような市立総合病院が、本当に高度医療の近い、そういったものにさせるべく、いろんな手配をしてくださるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。要するに土地の面とか、また駐車場の面とか、いろいろなスペースの問題があると思います。そういった面のことに関しての、院長のおっしゃるように、財政的な面や、そういった面のスペースの面を勘案してくださるかどうか、一応確認の意味でお伺いしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市が自治体として公立病院を運営しておるということは、大変誇り高い組織だというふうに考えます。日野市民に責任の持てる医療態勢を、市立病院を中心として組織化するということが望ましいと思っておりますので、機会ある都度、医師会にもそういう理解を求めておるところであります。その際出てきますのが、市立病院は公的病院として、高度医療、あるいは不採算医療、こういう分野に重点を置くべきだろう、そうしてそのすそ野は開業医、医師の方に有機的なつながりを持つべきであろう、このように言われております。日野市という範囲の医療態勢でありますから、たとえば南の方に分院をというふうなわけにまいりませんから、したがって交通要件を整え、いまの病院をより能力を持つようにしていくということが、当然の帰結だというふうに思っております。したがいまして、近隣に求められ得る土地も候補としてないわけではありませんから、今後の計画を見通して、可能なことはやっていきたい、このように考えております。ただ、その理想だけ追うということではなくて、現実にやっぱり医師の確保ということから入っていくのが順序ではないか。このことを院長にもいつも話しておるわけであります。病院のことは専門的には院長に任せることでありますから、私もなるべく院長の意見を尊重しながら、いまいろいろと御指摘のありましたようなことにつきまして、今後とも十分その方向で進むべきだというふうに考えております。

最後に――最後といいましょうか、増改築はまさに中間的な措置でありましたから、一番南に面します二階建ての部分と、現在残っております駐車場部分をどのように活用することによって、建物整備が可能であるかということが大きな決め手になろうかと思っております。そのあたりのことも十分検討して、今後病院の意見も十分尊重して、態勢づくりに励まなければならない、このように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二の一、市立総合病院の高度医療の推進をに関する質問を終わります。

二の二、多摩平三丁目の排水溝の改修と西平山五丁目四七、四八番地の排水対策についての通告質問者、秦正一君の質問を許します。

○二十六番（秦　正一君）　多摩平三丁目二四番地辺の雨水排水の排水溝の改修ですね。それから西平山五丁目四七、四八番地の排水対策、この件について質問いたします。多摩平三丁目二四番地辺はちょうど小西六の裏門の南になります。南の路地のところでございます。ちょうど豪雨になったときには雨水が側溝にあふれて、特に火葬場の北の辺の路地からごみやいろいろなものが流れてきて、そこに集まってしまう。要するに側溝にたるみがあるわけです。そういった面で、この側溝の改修工事はいつごろできるかお伺いしたいと思います。小さな問題で本当に恐縮でございます。

それから西平山五丁目四七番地、四八番地、この辺の排水対策ですね。位置としては豊田団地の西北、大平自治会の南東になるわけですか、この辺に位置するわけでございます。ここも雨が降れば宅地に水がたまってしまうというところで、以前に

もこれは一般質問等で取り上げた問題でございます。担当の方はよく御存じだと思います。これについての排水対策をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　秦正一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。第一点の御指摘でございますけれども、私も過日、御指摘の場所を現地調査いたしました。確かに雨水管に流れ込みます集水弁がございますけれども、その位置より上流の勾配が少ない部分が約五十メートルほどございまして、その区間で三カ所ほど、既設のU字溝が沈下いたしております。したがいまして流水に支障を来しているということでございますので、早速五十七年度の中で改修をしてまいりたいというふうに考えております。

それから第二点目でございますけれども、第二点目の問題につきましては、御指摘の場所は西平山五丁目四七、四八番地先の関係でございまして、この地域を見ますと、ここに路線名でいいますと、大和田中一号線というのが南北に走っておりますけれども、この道路を利用しまして、この道路には現在側溝がございませんので、この側溝を取りつけていけば、何とか排水ができるんじゃないかというふうな考え方を持っておりますので、地元の御協力を得ながら、U字溝の設置を、まず実現できる範囲内で考えてみたい。できれば基本的にはやはり道路が一・八メートルほどしかございませんので、四メートルに拡幅するということでいま基本的に考えていき、その中で排水溝などを設置するということが一番よろしいだろうと思いますけれども、時期的な問題もあろうかと思いますので、とりあえずU字溝の設置などにつきまして、検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○二十六番（秦　正一君）　多摩平三丁目の件につきましては、早速この改修方をお願いしたい、このように思います。

それから西平山五丁目四七、四八。いま部長が答弁されましたけれども、大丈夫ですか。地元の地主さんの協力を得てできるんですか。これは一昨年、当時の都市整備部長がすでに答弁されているんですよね。「五十六年度に五丁目の四七、四八番地先まで何とか枝線を延ばしていきたい、こういった計画でおるわけでございます」と。いまだに枝線が延びてこないんですよね。恐らくいまのままじゃとても済まないんじゃないかと思うんですよ。地元の地主さんの協力というのは、寄附行為ですわね。いまの場合においては、寄附行為でないと、結局の市の方へは、公道として手がつけられないわけですよね。あの辺、どちらの方へ持っていくか。大平自治会の方へ持っていって八王子の地域に持っていくのか、また豊田団地の方へ樋管をつくってそちらへ持っていくのか、どちらかになると思うんですけ

れども、その辺の具体的なあれをもっと教えてもらいたいんですけれども。五十五年の十二月にすでにそのような答弁をされて、もう二年半以上になるわけですよね。いまだにそういった面の結論が出ていないわけですよ。ここで再びそのように地元の協力を得てやろうといっても、なかなかその場のことだけであって、現実には遅々として進まない、こういうふうに思うわけです。このような地域は日野に相当あると思うんです。日野台五丁目にしても、一丁目、二丁目にしてもそうだし、豊田の南口にしてもそうだし、日野町の方においてもそうだし、七生地域においてもこのような、これは農道ですわね、昔の。二メートルないと思います。一・八メートルという道路があるわけなんです。それに排水溝を、要するに側溝をいけるためには四メーターにしなければならないんですね。四メーターにする場合においては、じゃあ寄附はしてくれるかと言えば、全然してくれない。むしろ農地ですから、もう少しでも広く、農家の人は耕作したいということで、寄附どころじゃあないですよね。

そこで私はここで市の方に提案するわけですけれども、八王子、立川、この周辺においては、すでに買収方法を用いているわけですよね。陳情とか請願等によって出てきたそのような地域については、固定資産の評価額で買収しようというふうな方法を、すでに八王子ではとっているわけなんです。いまの地価の高いときに、農地の高いときに、じゃあこの一メートルだけの用地は市の方へあげましょう、提供しましょうという奇特な人は、これはもういないですよ。無理ですよ。　周辺にあっても、そのような買収方法をすでに八王子ではとっているわけです。それから立川においても、宅地においては時価で、農地に対してはおおむね地価の三〇％、恐らく固定資産の評価額でそれをやっていると思います。こんなふうな形で、この周辺においてはすでに実施しているわけです。ですから将来、公共下水道事業が進められていった場合に、いまのうちにこのように道路を拡幅し、側溝を整備し、あの辺はちょうど秋川処理区にはなりますけれども、いずれにしても雨水排水とかそういうものは大和田用水路へ行くわけですから、いまからやっても二重投資にはならぬわけですよ。そのときに助かるわけですよね。生きるわけですよ。この辺でどうかこういう方法を日野市でも講じていかないと、これはどうにもならぬのじゃないかと思うんですよね。その点を何とか考え方を部長の方から聞きたいし、特に市長、これに対する、何とか考え方を前進させて変えていかないと、日野の都市基盤整備とか下水道事業とか、いろんなことは言われていても、現実遅々として進まないわけなんですよ。吸い込み方式ではもうどうにもならぬ。もう道路の水もはけない。もちろん雑排水もそこに流せないというのが現状だと思うんですよ。ここで何とか考え方を変えていくというのか、方向づけを、やっぱりいい方向にしていかないと、これはどうにもならない状

態で終わってしまう、このように思うわけです。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市はいま区画整理事業を各地域に延ばしていこうという計画もあります。それから、区画整理事業が施行できない地域もあるわけでありますから、区画整理事業の場合は減歩方式によって道路用地を確保してまいります。一方に、区画整理を施行しないという地域であるならば、ある程度の考え方を出していいかと思っておりますが、しかし建築線はやはり道路を控えて決められるわけでありますから、いままでの、全く、買収方式というところに一気にいけるかどうか、これは場所によって検討を要する課題だというふうに考えます。伴う補償は、ある程度はやらなければならない、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。先ほど私御協力を得ながらというふうに申し上げたんですけれども、それは必ずしも寄附行為という意味ではございません。やはり買収なりをしていかなければ道路は広がっていかないというふうな考え方は持っております。

それから御指摘の道路につきましては、技術的に見ますと、やはり豊田団地の方に、いわゆる南側の方に排水をとりませんと匂配的に流れないというふうな技術的な問題もあるようでございますので、現況の一・八メーターの中で、まず排水をとるということになりますと、まず現況で拡幅をしないで排水をとると、こういうふうに検討してまいりますと、やはり排水管渠か何かを現状道路の中に埋設して、排水を考えていくというふうな方法しかないんではないかというふうにお答え申し上げておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○二十六番（秦　正一君）　豊田団地の方へ持っていくということで、必ずしも側溝を使わなくても水は流れるという論理だそうですから、私はそれでやむを得ない点もあると思います。しかし先ほど言いましたように、すでに家が建っているところはちゃんとバックして、四メーターの、要するに道路をとっております。しかし、要するに、農道の部分、公道の部分については、依然として狭い、車が一台通るのがやっとというようなところです。そういったところに対しては、やっぱり何らかの方法を考えていかないと、これはいつまでたっても道路が広がらない。側溝はつくれない、整備がされない。区画整理事業でやるなら別ですけれども、ここは対象にはなっていない。やはりこのようなところが、西平山五丁目だけじゃないわけですよね。これはやっぱり全市的にこういったものの問題があると思います。市長も前向きな姿勢で何か検討され、やるようなニュアンスも聞き取れたもんで、何とかそれを期待いたしまして、私は質問を終わりますけれども、どうか八王子、立川のこの買収方法を一度参考にして検討されて、そう悪いものじゃないと思います。ある程度の長さとか、それから幅、こういったものもある程度規制されているし、公道へのいろいろ引き継ぎとか、そういった面の規制もされております。一応そういったものを参考にして何とか新しい、日野としての取るべき道を切り開いてもらいたい、このように要望して終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二の二、多摩平三丁目の排水溝の改修と西平山五丁目四七、四八番地の排水対策に関する質問を終わります。

二の三、旭が丘工業団地のバス路線を八王子駅まで延長されたい、市当局が京王に働きかけた状況についての通告質問者、秦正一君の質問を許します。

○二十六番（秦　正一君）　三番目に、旭が丘の工業団地のバス路線を八王子駅まで延長されたい。これは昭和五十一年に西平山五丁目、旭が丘四丁目、五丁目、それから六丁目、この地域一帯の方たちの署名をもって、まあ有志ですね。その署名をもって京王自動車事業部に請願を提出したものでございます。かなり古くなるわけですけれども、その後京王の方からの回答では、八王子の駅まではとても持っていけない。要するに現在の甲州街道、石川入口を通って石川に入るバス路線、また八王子から日野駅に通ずるバス路線、それから豊田の北口に行く路線、いろいろとあそこの路線バスが通っているわけで、これ以上ふやすわけにいかない。それからまた中野循環等ももちろん通っておりますけれども、これ以上とても八王子駅の乗り入れはむずかしいということで、結局平山工業団地の先を迂回して、それでまた豊田の北口へ出るような、要するに旭が丘小学校の辺から迂回して八王子東高校の南を通り、それから工科短大の東を通って、もとの豊田街道へ出る、この方法をやったらどうだということで折衝したわけですけれども、これもやらないと、このような京王の回答でございます。じゃあ京王としては何をやるかといえば、旭が丘小学校の辺から折り返して、それでさらに豊田駅北口へ出る、このような折り返し点を設けて、それを利用してやるということであったわけでございます。もちろんその折り返し点については、かなりのスペースが必要なわけでございます。これについては市の方でめんどう見てくれということでございます。とても市の方ではめんどう見られないということで、地域にそういうふうな奇特な方がいれば別ですけれども、それもいないということで、結局挫折した状態になって現在に至っているわけでございます。

本年三月二十三日、京王帝都電鉄本社の自動車事業部長取締役の穴水芳成さんに会うことができまして、これは都会議員じゃございますが同行したわけでございます。これは日野の都会議員と

ませんけれども、あしからずお願いします。再度この件についてお願いいたしました。折り返し点のことについては、当然前と意見は同じなわけですけれども、折り返し点の用地の確保はどうしても必要だ。これは運転手さんの休憩所とかまたトイレとか、こういったものの用地なので、どうしても折り返し点はそのようなものが必要であるということで、大分前とは変わりまして、京王で、じゃあこの借地料を払いましょうということで、市の方でそのような適当な用地があればあっせんしてもらいたいというふうになったわけでございます。このような経由をたどって現在までまいったわけでございますが、市の方に対して、この適当な用地を確保するようにお願いしたい、結論から言えばこういうことでございます。その点について市の考え方をお願いしたいと思います。また、一応二十三日にお会いしましたときに、いろいろ京王の方の構想もありまして、一応図面もいただいてまいりました。予定地も記されております。こういった面の参考にしてくだされば幸いと思います。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。五十一年に提出されました請願のその後の経過につきましては、いま議員さんが御質問の中で述べられたとおりでございます。交渉の行き詰まりは用地確保の問題で、折り返し方式という中でも、用地確保の問題で行き詰まっていたわけでございます。ただいまのお話によりますと、京王帝都の方で借地料を払ってもよろしいというような状況の変化があったようでございます。私どもが二月の二十二日に参りましたときには、依然として京王の方は、用地確保を市側でというような要望を言っておりました。それが一カ月後にそのような状況の変化があったということでございますれば、私の方といたしましては、いただきました図面等を参考にいたしまして、できる限りの御協力をしたい、そのように思います。

○議長（石坂勝雄君）　秦　正一君。

○二十六番（秦　正一君）　なるべく早く、その用地のあっせんには努力をお願いしたい。なるべく地域の、署名された方は、早くバスの通ることを念願しております。その点でよろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二の三、旭が丘工業団地のバス路線を八王子駅まで延長されたい、市当局が京王に働きかけた状況に関する質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

お諮りいたします。先般三月十七日に、諸般の報告の中で、質問を留保というか、議長が適当な機会に許すという約束をしておきました古賀俊昭君の質問を許したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、質問を許します。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　議長にお許しをいただきましたので、短い時間いただきまして質問をしたいと思います。先ほど一般質問でも共産党の議員の方が、C1のジェットの飛行の問題、それから立川の防災基地の問題についてありましたが、それに関します件です。選挙の、市議選の前に、私どもの地域に、共産党の議員の方の個人名入りのものと、それから日本共産党日野市議会という名前で出されましたこの件に関しますビラがございます。その中で、市政にもかかわる大変重大な問題だと思いますので、先般質問させていただいたわけでありますが、留保ということでございましたので、本日改めてその機会を得たわけでございます。

この中で、日野市の上空の飛行中止、それから四十メートル道路の計画に反対ということが大きく柱となって書かれております。市長はこの共産党の緊急の要請に対しまして協力を約束したと出ております。私どもは、この立川の基地の跡地利用に関しましては、すでに国有財産の中央審議会の答申を経て、大規模公園、いわゆる昭和記念公園として、また広域防災基地という二本の柱で利用されることが決まっておりますので、市長がこの日野市上空の飛行中止に関しまして協力を約束されたということは、いわゆるこの広域防災基地としての機能を否定されるのか。また大規模公園、昭和記念公園の現在工事が進められておりますが、これも含めて反対をされるのか、まずその点からお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほども少しお答えの部分に申し述べたと思っておりますが、日野市民に日常生活の上で不安をなるべく起こさないようにしていく、これは行政の責任だと思っております。そういう見地に立ちまして、そのときの適切な手段をとりたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　反対の理由の中で、これを質問いたしますのは、やはり市長を支えます与党第一党としての共産党の立場でこういうものをお出しになったんでしょうし、一介のどなたかわからない方が署名もせずに出したビラでもありませんので、そういうことで大変重要だと思いますので、この質問をさせていただいているわけであります。

広域防災基地としての機能を認めないという立場であれば、それはこの飛行中止を要望するということは当然かもわかりませんが、すでに立川市との協議、また周辺都市とのある程度の協議も経ての審議会の答申だと思います。つまり大規模災害、自然災害が発生しました場合に、当然、大規模災害が関東地方、

予想されておりますので、そういう事態が発生した場合、立川のこの広域防災基地を利用して緊急物資等が運ばれてくるはずでございます。ですから私ども日野市民ないしは国民、生命、財産を守る、そして私たちの日常の生活を保持するという立場がありますなら、この構想を、この基地の決定を批判する立場にはとても立てないと思うわけでありますが、この飛行中止に協力をするということを市長はおっしゃっておりますが、この広域防災基地の撤去をしたい、願わくばそうしたいということをお考えになっているんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の趣旨も余り正確にはわかりませんが、われわれも防災基地だというふうに言われていることを文字どおり受けとめまして、そういう活動の基地にしていただきたい、このように願っております。したがいまして、日野市民が防災活動であるという認識の中で行われるものであるならば、許容されるものだと、こういうふうに解釈いたします。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　防災基地ということで、自衛隊もその中でもちろん使用するのですが、Ｃ１ジェットというのは輸送機でありますので、そうした災害が発生した場合、たとえば中京地方やまた大阪、関西の方から緊急物資を輸送する、そうした場合、たとえば医薬品や食糧、水というものも必要だと思います。そういうものを関東地方へ運んで来る場合、どうしてもそういう基地が必要になってくる。そういう機能を果たすために、この立川の防災基地というものはつくられておりますので、その飛行中止要請に対して一方的に協力を約束されるというのは、はなはだ軽卒ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その受け取り方でありますが、先ほども言いましたように、防災活動である、その範囲の行動は日野市民も認めるものだというふうに解釈しますから、その範囲でわれわれも考慮すべきだと、このように言えるかと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　では、協力を約束したというこの日本共産党のビラは正確ではありませんか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も正確には記憶がありませんので、そのように御判断をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長を支えている与党のビラです。しかも選挙前にまかれるということは、市民に対して一つの大きな判断の材料を与えることにもなりますので、市長が関知しないものを知らない間に書かれたということであれば、抗議すべきではありませんか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私はいつも申し上げますが、支持されようが支持されまいが、市民本位に自分の行動をとる、あるいは、そういう立場でありますから、別段そのことを気にするつもりはありません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長はＣ１の飛行ということに関しては、年二十回程度飛行するということが、いま立川市との間で話し合われているようでありますが、そのことにも反対をなさっているのですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　防災行動に関する限りは、別段反対の対象にはならなくていいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　このビラにはもう一つ、先ほど申し上げましたように、四十メートル道路の、このビラでは軍用道路という表現がしてありますが、その建設も、日野市内の貫通は絶対に受け入れないということで、この点も市長は協力を約束したと書かれております。御承知のように、立川の南北をつなぎます道路は、いわゆる十六号線一本、それからバイパスが一本基地沿いに走っておりますが、大変渋滞のひどいところです。都心へ向う東西の道路は甲州街道、それから青梅街道ですか、かなり副都心への道は整備されておりますが、南北は渋滞が大変ひどいわけです。そういうこともあって、また昭和記念公園が完成すれば、年間三百万から四百万の人がこの公園を訪れると言われております。交通渋滞がますます激しくなることも予想されます。そしてこれらの道路が、たとえば先ほど軍用道路という表現がありました、厚木の方へつながる。それから川崎の方へつながるという表現で軍用道路ということをおっしゃっておりましたが、道というのはここから青森の北の果てまでも行けますし、日野市役所前を出発すれば、鹿児島の小さな町にも行くことができるわけです。絶えず道路というのは一本でつながっています。ましてこれらの核都市をつなぐ幹線道路の整備というのは、首都圏の整備計画でも計画が練られ、都市計画法に基づいて決定されて事業が進められているものです。これに対して、市長が反対の申し入れに対して協力を約束された、はなはだ不可解です。こうした交通渋滞を緩和するための政策にも反対をされるのかお聞きをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　交通渋滞を緩和する道路について反対をする理由はないと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　この件にも関しまして、このビラに書かれていることとは相反するわけです。この道路のことに関して、共産党に対して申し入れをされるお考えはありませんか。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　私の意思と間違っておれば、これは抗議もいたします。それから先ほどの質問にもありましたとおり、この道路の性格はまだわれわれにも不明でありますから、今後どういう現実的な課題になっていくか、このことについては十分見守りたい、このように考えます。
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　それからこのビラで爆音の問題が取り上げられております。先ほど一般質問された共産党の議員の方は、騒音問題など一層市民生活に不安を与えていると断言をしておられました。そういう騒音の問題で、現実立川基地が三月一日から新たに使用開始されて、そのような事実、問題が起きているかどうか、回答をお願いいたします。（「いま一般質問との関連ではないんだから」と呼ぶ者あり）――いま一般質問との関連ということで発言がありました。この一般質問との関連をいま私は引用いたしましたが、この私が先ほど示しましたビラにそのように書いてあるわけです。個人名で出されておりますビラです。上空六十メートルをＣ１ジェットが飛ぶ、また離着陸のときの騒音によって一中や一小などの教育施設があるので、そういう被害を受けるという内容のものです。そういうことが三月一日以降起きているのかどうか、大変重要な問題だと思いますので、教育施設の件に関してお答えいただければと思います。
○議長（石坂勝雄君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　そういうことがあるかどうか調べてみます。
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　周辺に基地があるために生ずるいろいろな障害、それから地域住民の不安というものを除くために、昭和四十九年に、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律が施行されております。これによりまして、騒音などによる直接の被害、または被害がなくともそういう周辺の地域には公共の事業の補助、それから個人住宅の防音工事などもできるようになっております。もしビラに書かれていることが事実であるならば、この法律に従って、そのような対策を講じることが早急に必要だと思いますが、そういう準備が市の方でなされているかどうか、お聞きをいたします。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　横田関係の騒音につきましては、これは定期的に資料集収を行っております。資料というのは騒音の測定であります。それからその他のところにつきましては、まだ資料を整備いたしておりません。
○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。
○十八番（古賀俊昭君）　やはりこういう種類のものは、一定の確信に基づいた政治行動でありますので、私は重箱のすみをつつくような、揚げ足取り的なことは言いたくないんですが、やはり市民に対して正確な情報を提供する。現在までＣ１はまだ一機も日野市上空ないしは立川飛行場に飛来はしておりません。そういうことで、Ｃ１の飛行というのは、確かに騒音という問題を私どもに与えるかもわかりません。しかしその目的というのは、あくまでも防災という観点に立っての運用でありますので、そのことにまで言及をして否定をするような、そういう立場での政治行動というのは、私はやはり問題ではないかと思います。特に市民に対して責任を持つ公職の立場、議員の立場として、しかも日野市政に参画する議員の立場として、やはりその点は注意を十分にしなければならないものだと思います。私は市長が、このビラによりますと、そういう申し入れに対して協力を約束したということが書いてありましたので、大変重要な問題だと思いまして、あえて質問をした次第です。以上です。（「議事進行」と呼ぶ者あり）
○議長（石坂勝雄君）　板垣正男君。
○十二番（板垣正男君）　先ほどの私の一般質問の際に要求いたしたといいますか、市側の答弁にもありましたので資料として要求したものに、三月一日付、東京防衛施設局長大内雄二から日野市長森田喜美男あてに通知が来たということで、この配付されたものが恐らくそうだろうと思うんです。要するに新立川飛行場の設置、そして運用開始の運びになったということの通知ですけれど、これだけが防衛施設庁から日野市に送られてきた文書なのかどうかということですけれど、たとえば現在、立川飛行場から飛び立っている航空機の問題等については、たとえば添付資料があるというようなことについて一切なく、この通知書一枚なのかどうかということを、ちょっと確認しておきたいんです。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　それ以外のものは何も添付されておりません。
○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後六時二十七分休憩

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第五七ー五号、市内の町名変更に関する請願の紹介議員、藤林理一郎君より、紹介議員の取り消しをいたしたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。藤林理一郎君の紹介議員の取り消しについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、請願第五七ー五号の紹介議員藤林理一郎君の紹介議員を取り消します。

請願第五七ー一〇号、記帳義務法制化反対大幅減税に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第五七ー四号、日野市幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願、請願第五七ー七号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本三件については文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第五七ー一号、黒川地区市民広場建設に関する請願、請願第五七ー三号、ガソリンスタンド建設に反対し、建設の取消を求める陳情、請願第五七ー八号、建材置場の公害に関する請

願、請願第五七ー九号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対し、お年寄りの健康と医療を守る請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本四件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第五七ー二号、日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情、請願第五七ー五号、市内の町名変更に関する請願、請願第五七ー一一号、新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本三件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第一三、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第一四、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林省蚕糸試験場

及び淡水区の跡地利用に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第一五、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第一六、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より、廃棄物に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第一七、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後　八時　十一分休憩

午後十一時五十五分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会期の延長の件を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。会期は四月七日までと決定しておりますが、これを一日間延長し、四月八日までといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は四月八日まで一日間延長いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後十一時五十七分休憩

後、再開に至らず延会

四月八日　木曜日

四月八日　木曜日

開議に至らず閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十七年三月　日

日野市議会臨時議長　高橋通夫

日野市議会議長　石坂勝雄

日野市議会副議長　大柄保憲

署名議員　黒川重一

署名議員　谷長文敏

署名議員　橋本島雄

署名議員　福島子

1397188

日野市立図書館
☎81－7354
13 97 188